オーストリアの地方自治

Die lokale und regionale Selbstverwaltung in Tterreich

CLAIR
財団法人自治体国際化協会

はじめに

当協会では 7 つの海外事務所を活用して海外の地方自治制度や有益な各国の政策について調査研究を実施し、その成果を刊行物として我が国の地方公共団体や地方自治関係者などに紹介している。オーストリアの地方自治制度についてはドイツ語圏に所属しているにもかかわらず現在に至るまで総合的に我が国で紹介されたことがなかったので、昨年 8 月に刊行した「ドイツの地方自治」に続いて当協会のロンドン事務所により今回初めて全体の姿を紹介することにしたものである。

欧州各国は特色に富んだ国が多いが、オーストリアもその例に漏れない。この国の人口は 800 万人程度であり、隣国ドイツの一州で歴史的な関係も深いバイエルンよりも人口が少ない小国ではあるが、ドイツ文化圏であるドイツやスイスと同様に 9 つの州からなる連邦国家である。かつては英、仏、独、露と並ぶ欧州の覇権を争った五列強の一国であり、ハプスブルク帝国の中核地域であったが、第一次世界大戦直後に現在の小国の地位に転落した悲劇の歴史を辿っている。しかも国民の宿願であったドイツとの合邦直後に第二次世界大戦に総動員されて多大の犠牲を払わされ、4 連合国に分割占領されて国家分断の危機にも直面する。この危局を第一共和国の初代大統領でもあったカール･レンナーが巧妙に乗り切り、ドイツと異なって国家の統一を維持することに成功し、永世中立主義を高く掲げて東西冷戦の緊迫した最前線を乗り切って今日の繁栄を達成しており、我が国憲法における非武装主義にも相通じるものがある。

オーストリア国民はこの苦難に満ちた悲劇の歴史、特に左右両陣営の武装対立にまで突き進んだ戦間期における深刻な政治的対決を戦後深刻に反省し、宥和と和解の制度であるプロポルツを政治だけでなく社会組織にまで導入して戦間期と対照的な和解と妥協の戦後システムを作り出している。

このような特色を有するオーストリアの地方自治制度を紹介するに当たり、その内容についてはできるだけ多く具体的な現地調査結果を盛り込み可能な限り正確なものとなるよう意を用いたつもりである。本書が我が国の関係者の方々にご活用いただければ幸いである。

平成 16 年 11 月

財団法人　自治体国際化協会
理事長　紀内　隆宏

目次　オーストリアの地方自治

序章 …… 1

第１章　オーストリアという国 …… 6

第１節　国勢概況 …… 6

１　地理的条件 …… 6
２　人口 …… 9
（１）全体人口 …… 9
（２）州別人口 …… 10
（３）市町村人口 …… 10
ア　州別平均市町村人口 …… 11
イ　州都の人口 …… 11
ウ　人口段階別市町村人口 …… 11
３　民族と宗教 …… 13
４　国民経済 …… 13
（１）国民経済の概況 …… 13
（２）貿易 …… 15

第２節　歴史 …… 15

１　序説 …… 15
２　ハプスブルク帝国までの時代 …… 16
（１）先史時代からローマ時代の前まで …… 16
（２）ローマ帝国時代 …… 17
（３）ゲルマン人の侵入から東方カロリング辺境伯領の滅亡まで …… 17
（４）オットー大帝による東方辺境伯領の奪回からバーベンベルク家
支配時代を経てボヘミア王オットカール２世の戦死まで …… 17
３　ハプスブルク帝国時代 …… 18
（１）帝国の形成前まで …… 19
（２）帝国の形成 …… 20
（３）スペイン系ハプスブルク家 …… 22
（４）その後のオーストリア系ハプスブルク家 …… 23

（５）マリア・テレジアとその後の時代 …… 25
（６）帝国の衰亡 …… 27
４　現代史 …… 31
（１）第一共和国 …… 31
（２）第二共和国 …… 35

第２章　連邦国家機関 …… 38

第１節　国民議会 …… 38

１　立法権 …… 38
２　選挙制度 …… 38
３　国民議会の召集、開会、立法期間及び会議の開催 …… 38
（１）常会 …… 38
（２）臨時会 …… 38
（３）閉会中の国民議会の開会 …… 38
（４）立法期間 …… 38
（５）会議の招集 …… 39
４　国民議会の解散 …… 39
（１）連邦大統領による解散 …… 39
（２）自主解散 …… 39
（３）解散後の立法期間の継続 …… 39
５　国民議会の組織 …… 39
（１）議長 …… 39
（２）議院規則 …… 40
（３）議会事務局 …… 40
６　国民議会の議決の要件 …… 40
７　会議の公開 …… 40
８　議員の発言及び投票の無問責 …… 40
９　国民議会議員の不逮捕特権 …… 41
10　主要委員会及び常設小委員会 …… 42
11　安全保障のための常設小委員会 …… 43
12　連邦経営を審査するための常設小委員会 …… 43
13　調査委員会 …… 43
14　国民議会における会派の重要性 …… 44
15　国民議会が現実政治に果たしている役割 …… 44

（１）1966 年までの国民党と社会民主党の連立政権時代 ･････････････････ 44
（２）1966 年から 1983 年までの国民党或いは社会民主党の単独政権時代 44
（３）1983 年以降の社会民主党と自由党、社会民主党と国民党、国民党と
自由党の連立時代 ･･･ 44

第２節　連邦参議院 ･･･ 45

１　連邦参議院議員の各州議会による選任 ･････････････････････････････ 45
（１）各州の連邦参議院議員数 ･････････････････････････････････････ 45
（２）各州における連邦参議院議員の選任 ･･････････････････････････ 46
（３）連邦憲法第 34 条及び第 35 条の改正の条件･･････････････････････ 47
２　議長 ･･･ 47
３　会議の召集 ･･ 48
４　州首相の会議への参加の権利 ･･････････････････････････････････ 48
５　連邦参議院の議事 ･･･ 48
（１）議決要件 ･･ 48
（２）議院規則 ･･ 48
６　連邦参議院議員の不逮捕特権 ･･････････････････････････････････ 48

第３節　国民議会及び連邦参議院の双方に関すること ･･････････････････ 48

１　議員のその他の議員との兼職禁止 ･･････････････････････････････ 48
２　国民議会議員又は連邦参議院議員で公職にある者の権利 ･･････････ 49
３　国民議会及び連邦参議院の連邦政府に対する監督 ･･････････････････ 49
（１）連邦政府に対する監督 ･･････････････････････････････････････ 49
（２）連邦の出資する企業に対する監督 ･･････････････････････････････ 50
（３）連邦政府に対する質問権 ･･････････････････････････････････････ 50
４　連邦総会 ･･･ 50
５　議案 ･･･ 51
（１）一般の議案 ･･･ 51
ア　提案 ･･･ 51
イ　国民議会による議決 ･･ 51
ウ　連邦参議院における審議 ･･････････････････････････････････････ 51
エ　国民議会による再議 ･･ 51
（２）連邦参議院の権限が及ばない議案 ･･････････････････････････････ 52
（３）憲法的法律と憲法的規定 ･･････････････････････････････････････ 52
（４）連邦憲法の全面改正 ･･ 52
（５）連邦法の成立要件 ･･ 52

（６）連邦法の公布 ･･･ 53
（７）連邦法の再公布 ･･･ 53

第４節　連邦大統領　･･･ 54

1　連邦大統領の選挙･･･ 54
2　連邦大統領の被選挙権･･･ 54
3　連邦大統領の任期･･･ 55
4　連邦大統領の罷免･･･ 55
5　連邦大統領に対する訴追･･････････････････････････････････････ 55
6　連邦大統領の就任の宣誓及び称号･･････････････････････････････ 55
7　連邦大統領の職務の代行･･････････････････････････････････････ 56
8　連邦大統領の職責･･･ 57
（１）連邦憲法第 65 条に規定された連邦大統領の職責 ･････････････ 57
（２）連邦憲法第 65 条以外の連邦憲法の条項に規定された連邦大統領の職責 ･ 57
（３）連邦大統領の職責の変遷及びその政治的役割 ･･････････････････ 57
9　連邦大統領の職責の委譲･･････････････････････････････････････ 58
10　連邦大統領の行為に対する連邦政府又は連邦大臣の勧告又は副署 ････ 59
11　連邦大統領の連邦総会に対する責任･･････････････････････････ 59

第５節　連邦政府･･･ 59

1　連邦政府の構成･･ 59
2　連邦首相及びその他の連邦政府の構成員の任命 ･･････････････････ 60
3　従前の連邦政府の構成員の職務執行･･････････････････････････ 62
4　連邦政府の構成員の宣誓及び辞令交付 ･･････････････････････････ 63
5　連邦大臣が一時的にその責務の遂行を妨げられている場合の職務代理者等･･ 63
6　欧州連合の会議の場における票決権の委任 ･･････････････････････ 63
7　連邦政府の総辞職及び連邦大臣の解任 ･･････････････････････････ 64
8　連邦政府の構成員の議会に対する権限 ･･････････････････････････ 64
9　議会の連邦政府の構成員に対する権限 ･･････････････････････････ 64
10　連邦大臣及び次官･･ 65
（１）連邦大臣･･ 65
（２）次官･･ 65
11　現実の連邦政府の運営･･････････････････････････････････････ 65
（１）閣僚会議（閣議）･･ 65
（２）閣僚人事における政党支配･･････････････････････････････････ 66
（３）個別の閣僚の意思決定の自由･････････････････････････････････ 66

第６節　司法制度 ･･ 66

１　司法制度の概説 ･･ 66
（１）概要 ･･ 66
（２）裁判所の種類 ･･ 67
　ア　通常裁判所 ･･ 67
　イ　憲法裁判所 ･･ 67
　ウ　行政裁判所 ･･ 67
（３）刑事事件の審級 ･･ 68
（４）民事事件の審級 ･･ 68
２　裁判官の任命 ･･ 68
３　裁判官の職務の遂行 ･･ 68
４　裁判官の解任 ･･ 69
５　職務代行裁判官 ･･ 70
６　裁判所の違法立法審査権 ･･････････････････････････････････････ 70
７　訴訟手続 ･･ 70
８　裁判への国民参加 ･･ 71
９　最高裁判所 ･･ 71
10　恩赦 ･･ 71
11　司法の行政からの分離 ･･ 71

第３章　連邦制度 ･･ 72

第１節　連邦制の概要 ･･ 72
１　連邦制 ･･ 72
２　歴史的考察 ･･ 72

第２節　連邦と州間の事務配分 ････････････････････････････････････ 73
１　総説 ･･ 73
２　連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務 ･･････････････ 73
３　連邦の専属的立法権の下に州が執行権を有する事務 ･･････････････ 76
４　連邦の原則的立法権及び州の執行法の立法権並びに州の執行権の
　下にある事務 ･･ 77
５　連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務 ･･････････ 78
６　州の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務 ･･････････････ 79

7　連邦と州間及び州相互間の所管事務に関する協定 …… 79
8　州の条約締結権 …… 79
9　税制分野に対する連邦と州の管轄 …… 80

第４章　州制度 …… 81

第１節　連邦憲法に定められた州制度の概要 …… 81

1　州議会 …… 81
（１）州議会議員の選挙 …… 81
（２）州議会議員の権利 …… 82
（３）州議会の立法と連邦政府の権限の調整 …… 82
（４）州憲法及び州の憲法的法律 …… 83
（５）州議会の解散 …… 83
2　州政府 …… 83
（１）州政府の構成 …… 83
（２）州首相による間接的連邦行政の執行と間接的連邦行政の再委任を受けた連邦官庁の関係 …… 84
（３）州首相に執行を委任できる連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務 …… 85
（４）州首相及び州政府構成員並びにその責任 …… 86
（５）州の行政組織の長(事務総長)の資格 …… 87
3　連邦首都ウィーンの州としての特例 …… 87

第２節　諸州の沿革 …… 87

1　ブルゲンラント州 …… 88
2　ケルンテン州 …… 89
3　下オーストリア州 …… 91
4　上オーストリア州 …… 92
5　ザルツブルク州 …… 93
6　シュタイアーマルク州 …… 94
7　チロル州 …… 96
8　フォアアールベルク州 …… 97
9　ウィーン州 …… 98
10　総括 …… 99

第３節　州議会 …… 100

１　州議会の権限 …… 100
２　州議会の構造 …… 100
３　州議会の解散 …… 100
（１）自主解散 …… 100
（２）連邦大統領による解散 …… 100
４　本会議 …… 100
５　委員会 …… 100
（１）委員会の役割 …… 100
（２）法定委員会 …… 101
（３）上オーストリア州議会に設置されている委員会 …… 101
６　議長 …… 101
７　会派 …… 102

第４節　州政府 …… 102

１　州内閣の構成 …… 102
２　州の行政事務 …… 103
（１）行政事務の分類 …… 103
（２）間接的連邦行政 …… 103
３　内閣全体（閣僚会議）による決定 …… 104
４　担当閣僚による決定 …… 104
５　州政府の官庁 …… 104
（１）州政府の本庁 …… 104
（２）行政管区 …… 105
（３）州の特別官庁・出先機関 …… 105
（４）その他の州教育文化機関等 …… 105

第５節　行政管区 …… 106

１　行政管区制度の概要 …… 106
２　フライシュタット行政管区 …… 106
３　フライシュタット行政管区の行政執行 …… 107
４　フライシュタット行政管区の市町村行政 …… 108
５　管区内の一部事務組合 …… 108
６　フライシュタット行政管区の行政改革の取り組み …… 109

第６節　州及び都市としてのウィーン …… 110

１　州の事務と市の事務 …… 110
２　ウィーンの行政組織 …… 110
（１）州議会及び市議会 …… 110
（２）州政府及び市政府 …… 110
（３）ウィーン市長 …… 111
３　区制度 …… 111
（１）概要 …… 111
（２）区議会議員の選挙制度 …… 111
（３）区議会と市議会の関係 …… 111
（４）区の事務 …… 111
４　ウィーンの公務員制度 …… 112
５　ウィーンの地方債制度 …… 112

第５章　市町村制度 …… 114

第１節　連法憲法による地方自治の保障 …… 114

１　市町村の自治権の一般的保障 …… 114
（１）市町村の自治行政権の保障 …… 114
（２）市町村の自治財政権及び経済的権能の保障 …… 114
（３）憲章都市の根拠規定 …… 114
（４）オーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟の根拠規定 …… 115
２　市町村連合の制度的保障 …… 115
（１）自主的な市町村連合の結成 …… 115
（２）義務的な市町村連合の結成 …… 116
（３）市町村連合が自治事務を執行する場合の市町村の決定権 …… 116
（４）市町村連合に関する州法の内容 …… 116
（５）連邦憲法の市町村連合に関する管轄権の優越 …… 116
３　市町村の組織 …… 116
４　市町村議会 …… 117
（１）市町村議会議員の選挙 …… 117
（２）市町村議会の議決要件 …… 117
（３）市町村議会の審議公開の原則 …… 117
５　市町村参事会の構成 …… 117

6　市町村長の選出 …… 118
7　市町村行政の執行 …… 118
8　市町村の自治事務に対する住民の直接参加 …… 118
9　市町村の自治事務 …… 119
（1）自治事務の法定 …… 119
（2）自治事務の例示 …… 119
（3）市町村の自治事務の自由執行権 …… 120
（4）市町村長等の自治事務の遂行に関する議会に対する責任 …… 120
（5）市町村の自治事務に関する地域警察条例制定権 …… 120
（6）自治事務の執行の連邦及び州に対する委任 …… 120
（7）市町村警官隊の機構設置等の連邦政府への通知 …… 120
10　市町村の委任事務 …… 120
（1）委任事務について市町村が連邦及び州の命令及び指示に従う義務 121
（2）市町村長の委任事務の執行及びそれに伴う義務 …… 121
（3）市町村長に委任された事務の市町村内の他の機関等に対する再委任　121
（4）委任事務を委任された機関の職務執行の喪失 …… 121
11　連邦及び州の市町村に対する監督 …… 121
（1）市町村の自治事務に対する監督 …… 121
（2）州の市町村の財政運営に対する検査権 …… 122
（3）市町村に対する監督権の行使 …… 122
（4）市町村の義務 …… 122
（5）自治事務の執行に対する異議申し立て …… 122
（6）市町村の自治事務に係る条例規則の通知義務 …… 122
（7）監督権に基づく市長村議会の解散 …… 122
（8）自治事務に係る措置に対する監督官庁の同意 …… 123
（9）市町村の監督官庁に対する裁判上の権限 …… 123
（10）市町村連合に対する準用 …… 123
12　市町村の広域自治体への統合などに係る立法権及び執行権の管轄 … 123

第２節　市町村 …… 123

1　法的地位と概念 …… 123
2　市町村の名称 …… 124
3　市及び町 …… 124
（1）市町村の要件 …… 125
（2）都市の要件 …… 125
（3）憲章都市の要件 …… 125
4　市町村の区域 …… 125

（１）区域変更 …… 125
（２）境界変更 …… 126
（３）合併 …… 126
ア　制度 …… 126
イ　オーストリア全体の市町村合併の概況 …… 127
（４）分割 …… 128
（５）新規設置及び分割編入 …… 129
（６）境界に関する争議 …… 129
５　市町村構成員及び提案権 …… 129

第３節　市町村議会 …… 130

１　市町村の機関 …… 130
２　市町村議会の定数 …… 130
３　被選期間及び在職期間 …… 131
４　市町村議会議員の義務 …… 132
５　市町村議会議員の権利 …… 132
６　市町村議会の初議会 …… 133
７　会期 …… 133
８　議会運営 …… 133
（１）召集と議長職 …… 134
（２）議事日程 …… 134
（３）議事の公開 …… 135
（４）議決成立条件 …… 135
（５）予断を理由とする議事からの除斥 …… 135
（６）表決 …… 136
（７）議決の取消 …… 136
（８）議決の執行停止 …… 137
９　名誉職としての市町村議会議員 …… 137
10　市町村議会議員の辞職及び失職 …… 137
11　市町村議会議員の補欠 …… 138
12　市町村議会の委員会 …… 138
（１）委員会の構成 …… 138
（２）委員の権利 …… 138
（３）委員会の役割 …… 138
（４）委員会の審議 …… 138
（５）市町村議会の委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び失職 … 139
（６）市町村議会の委員会の委員並びに委員長及び副委員長の補欠選挙 … 139

第４節　市町村参事会 ･･･ 140

１　市町村参事会の構成 ･･･ 140
２　市町村参事会の役割 ･･･ 141
３　市町村参事会における審議 ･･････････････････････････････････ 141
４　市町村参事会参事の辞職及び失職 ･･････････････････････････ 142

第５節　市町村長 ･･･ 142

１　市町村長の選任及び役割 ･････････････････････････････････････ 142
２　市町村長の再選挙 ･･ 143
３　市町村長の事情による職務執行不能及び代理 ･･････････････････ 143
４　市町村長の緊急事態に対処する権限 ･･････････････････････････ 143
５　市町村長の権限の市町村職員への委任 ･･････････････････････ 144
６　市町村長の辞職及び失職 ･････････････････････････････････････ 144
７　市町村長に対する不信任議決 ･････････････････････････････････ 144
８　市町村役場（市役所）及び事務長 ･･････････････････････････ 145
（１）市町村役場（市役所） ･･････････････････････････････････････ 145
（２）市町村の事務長 ･･ 145
９　地区及び地区統括人　　･･････････････････････････････････････ 145

第６節　市町村長、市町村参事会及び市町村議会委員会の委員の選挙･･ 146

１　一般規定 ･･ 146
２　市町村長の選挙 ･･ 146
３　執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の選挙 ･･････････ 147
（１）選挙手続 ･･ 147
（２）選挙の際の推薦及び被推薦者の要件 ･･････････････････････････ 147
（３）推薦候補者が提示されない場合の対応 ･･････････････････････ 148
４　市町村の助役の選挙 ･･ 148
５　市町村議会の委員会及びその委員長の選挙 ･･････････････････････ 149
６　市町村長、市町村参事会（市にあっては市参事会）及び
　　市町村議会の委員会の選挙に対する不服申立 ･･････････････････ 149
（１）不服申立の権利、不服申立の期限及び不服申立の理由 ･･････････ 150
（２）不服申立手続 ･･ 150

第７節　自治事務と受託事務 ･･････････････････････････････････････ 150

1　事務の区分 …… 150
2　自治事務の範囲 …… 150
（1）下オーストリア州市町村法の規定 …… 150
（2）自治事務の例示 …… 151
3　自治事務の執行における市町村の権限 …… 152
4　市町村による自治事務の執行の連邦及び州に対する委任 …… 152
5　市町村の自治事務に係る条例制定権 …… 153
6　自治事務に係る市町村議会の権限 …… 153
7　自治事務に係る市町村参事会の権限 …… 155
（1）参事会の権限 …… 157
（2）参事会の権限の議会への移行 …… 157
8　自治事務に係る市町村長の権限と責任 …… 157
（1）市町村長の権限 …… 157
（2）市町村長の責任及び役割 …… 159
9　自治事務における不服申し立ての抗告手続の審級 …… 159
10　監督官庁に対する異議申し立て …… 159
11　自治事務事項に関する住民投票 …… 160
（1）住民投票の実施命令 …… 160
（2）住民投票の公示 …… 160
（3）投票実施官庁及び手続 …… 161
（4）投票結果 …… 161
12　自治事務の執行に関する州による市町村の監督 …… 161
（1）監督権の行使 …… 161
（2）監督官庁 …… 162
（3）報告及び届出の義務 …… 162
（4）条例の監査 …… 162
（5）市町村の財務監査 …… 163
（6）州政府の許可 …… 163
（7）市町村の義務不履行の補正 …… 164
（8）議決の合法性の裁定 …… 164
（9）決定の合法性の裁定 …… 164
（10）市町村議会及び市町村参事会の解散 …… 165
ア　市町村議会の解散 …… 165
イ　市町村参事会の解散 …… 165
13　受託事務 …… 166
（1）市町村長の受託事務の執行責任 …… 166
（2）受託事務の執行に対する抗告（不服申し立て） …… 166

第８節　自治事務制度及び受託事務制度についての解説 …… 166

１　市町村の行政執行権 …… 166
（１）連邦憲法の規定 …… 166
（２）市町村の行政執行権 …… 166
２　市町村の自治事務 …… 167
（１）自治事務の定義 …… 167
（２）自治事務に関する州の権限 …… 167
３　市町村の受託事務 …… 168

第９節　行政行為及び行政手続 …… 168

１　条例の公布 …… 168
２　行政手続法に定められた上級官庁権限 …… 169
３　公課などの市町村長による執行 …… 169

第 10 節　財務 …… 169

１　市町村の所有権 …… 169
（１）市町村の財産 …… 169
（２）経済事業 …… 169
（３）市町村財産の維持及び管理 …… 170
（４）財産一覧 …… 170
（５）公共財 …… 170
２　市町村財政 …… 171
（１）中期財政計画及び予算 …… 171
（２）予算の議決 …… 172
ア　予算案の供覧 …… 172
イ　予算案の提出と議決 …… 172
（３）市町村長の予算に関する権限 …… 173
（４）追加予算 …… 173
（５）予算の執行 …… 173
ア　予算執行の原則 …… 173
イ　支出可能月日 …… 173
ウ　支出命令 …… 174
エ　金銭出納に係る署名 …… 174
オ　予算外支出又は予算超過支出の支払い …… 174

（６）借入金 …… 174
（７）貸付金の貸付及び賠償責任の引受 …… 175
（８）一時借入金 …… 175
３　会計及び監査 …… 175
（１）出納 …… 175
（２）会計 …… 175
（３）監査委員会 …… 175
４　決算 …… 176
（１）決算の調製 …… 176
（２）決算の議決 …… 176

第 11 節　市町村事務の共同執行のための連合 …… 176

１　行政共同体 …… 177
２　行政共同体の規約 …… 178
３　オーストリア都市連盟による市町村連合制度に関する説明 …… 178
（１）市町村連合の法律上の根拠 …… 178
（２）連合の分類 …… 178
ア　自発的連合と強制的連合 …… 178
（ア）自発的連合 …… 178
（イ）強制的連合 …… 179
イ　目的組合と行政共同体 …… 179
（ア）目的組合 …… 179
（イ）行政共同体 …… 179
（３）市町村連合の組織 …… 179
ア　連合議会 …… 179
イ　連合長 …… 179
ウ　理事会 …… 180
４　下オーストリア州の一部事務組合制度 …… 180
（１）制度の概要 …… 180
（２）第一の分類 …… 180
（３）第二の分類 …… 181
（４）組合の組織 …… 181
５　一部事務組合の財政制度 …… 181
（１）組合の手数料 …… 182
（２）組合の投資的経費の財源調達方法 …… 182
（３）組合事業の赤字補填 …… 182
６　オーストリアの目的組合の概況 …… 183

（１）分野別の目的組合の数 …… 183
（２）目的組合数の推移 …… 183
（３）州別の目的組合の分野別歳出決算額 …… 184
（４）州別の目的組合の分野別歳入決算額 …… 185
７　オーストリアの目的組合の職員数の推移 …… 185
８　オーストリアの目的組合の財政規模 …… 186
（１）分野別の歳出決算額の推移 …… 186
（２）分野別の歳入決算額の推移 …… 187
（３）分野別の債務残高の推移 …… 187
９　一部事務組合の事例 …… 187
（１）ゲンザードルフごみ処理組合の概要 …… 187
（２）新鋭ごみ処理施設 …… 188
（３）組合の組織 …… 188
（４）ごみ処理場の建設資金の調達 …… 189
（５）ごみの分別収集方式 …… 189
ア　古紙 …… 189
イ　ガラス …… 189
ウ　粗大ゴミ用のリサイクルセンター …… 189
エ　生ごみ …… 189
オ　プラスティックごみ …… 189
（６）手数料 …… 189

第６章　公務員制度 …… 191

第１節　概説 …… 191

１　公務員の類型 …… 191
２　オーストリアにおける公務員制度の歴史 …… 193
３　官吏と契約公務員の制度上の相違 …… 193
（１）法律上の根拠 …… 193
（２）採用 …… 193
（３）昇進 …… 194
（４）身分保障 …… 194
（５）社会保険制度 …… 194
（６）労働基本権 …… 194

第 2 節　下オーストリア州市町村の公務員制度 …… 194

1　概要 …… 194
2　任用 …… 194
3　給与 …… 195
（1）給与体系 …… 195
（2）給与水準の決定 …… 195
4　職務計画 …… 196
（1）概要 …… 196
（2）下オーストリア州職員の職務計画 …… 196
5　公務員の男女別の構成 …… 197

第 3 節　上オーストリア州市町村の公務員制度 …… 197

1　上オーストリア州市町村の公務員制度の法的基礎 …… 197
2　2002 年上オーストリア州市町村公務法及び給与法の内容 …… 197
（1）新法の内容 …… 197
（2）新法が適用される領域 …… 197
3　上オーストリア州市町村公務員の給与等級 …… 197
4　上オーストリア州市町村の人口規模別公務員最高等級 …… 198
5　上オーストリア州市町村の人口規模別公務員数及び職員種別割合 …… 198
6　上オーストリア州市町村の官吏及び契約職員数 …… 199
7　2002 年上オーストリア州市町村職員の職務等級別給与表 …… 200

第 7 章　選挙制度 …… 201

第 1 節　国民議会の選挙制度 …… 201

1　国民議会の選挙制度の歴史 …… 201
（1）第一共和国までの国民議会の選挙制度 …… 201
ア　オーストリア帝国時代 …… 201
イ　第一共和国時代 …… 201
（2）第二共和国時代の選挙制度 …… 202
ア　第 1 期（1945 年－1971 年） …… 202
イ　第 2 期（1971 年－1992 年） …… 202
ウ　第 3 期（1992 年以降） …… 203

２　連邦憲法の国民議会議員選挙に関する一般規定 …… 203
３　国民議会選挙法 …… 204
４　選挙の実施体制 …… 205
５　立候補 …… 205
（１）地域選挙区又は州選挙区への立候補 …… 205
（２）連邦選挙区への立候補 …… 205
６　投票 …… 206
７　各選挙区における議席配分 …… 206
（１）第１回議席配分 …… 208
（２）第２回議席配分 …… 208
（３）第３回議席配分 …… 208
（４）二重当選 …… 209
８　優先投票制度 …… 209
９　第二共和国における国民議会選挙結果 …… 210

第２節　州の選挙制度 …… 212

１　下オーストリア州の州議会議員選挙制度の概要 …… 212
２　有権者 …… 212
３　立候補 …… 212
４　投票 …… 212
５　不在者投票 …… 213
６　選挙区における各政党に対する議席配分 …… 213
７　全州における各政党に対する議席配分 …… 213
８　優先投票制度 …… 213
（１）優先投票 …… 213
（２）選挙点数による各選挙区における当選者の決定 …… 214
ア　基本点 …… 214
イ　優先点 …… 214
（３）選挙点数による全州選挙区における当選者の決定 …… 214
ア　基本点 …… 214
イ　優先点 …… 215

第３節　市町村の選挙制度 …… 215

１　選挙権及び被選挙権 …… 215
（１）市町村議会議員選挙 …… 215
（２）市町村長選挙 …… 216

2　市町村議会議員選挙に対する立候補 …… 216
（１）議員定数 …… 216
（２）市町村議会議員選挙に立候補できる者 …… 216
3　市町村長選挙への立候補 …… 217
4　立候補者の公表 …… 217
（１）市町村議会議員選挙 …… 217
（２）市町村長選挙 …… 217
5　投票 …… 217
（１）市町村議会議員選挙 …… 218
（２）市町村長選挙 …… 218
6　選挙管理機関 …… 218
7　当選者の決定 …… 218
（１）ドント式による当選者の決定 …… 218
（２）政党が獲得した議席の候補者への配分 …… 218
ア　選挙点数 …… 219
イ　優先点数 …… 219
ウ　合計点数 …… 219
エ　優先投票議席 …… 219

第８章　財政 …… 220

第１節　財政構造 …… 220

第２節　税制 …… 221

1　オーストリアの税制の概要 …… 221
（１）租税に関する法律と権限 …… 222
（２）連邦共同税と固有税 …… 222
（３）オーストリアにおける租税の賦課徴収の実情 …… 222
（４）連邦共同税の配分 …… 223
ア　主要な連邦共同税の配分 …… 223
イ　連邦共同税の税収配分比率 …… 223
2　連邦共同税及び連邦税の概要 …… 224
（１）所得税 …… 224
（２）法人税 …… 225
（３）売上税 …… 225

（４）財産税 …… 226
ア　相続贈与税 …… 226
イ　土地取得税 …… 226
ウ　資本移転税 …… 226
エ　未開発土地保有税 …… 226
（５）手数料法に基づく手数料 …… 227
（６）流通税 …… 227
ア　自動車税 …… 227
イ　標準燃料消費税 …… 227
ウ　貨物自動車道路利用税 …… 227
（７）保険税 …… 227
（８）消費税 …… 228
ア　ビール税 …… 228
イ　発泡ワイン税 …… 228
ウ　鉱油税 …… 228
エ　アルコール税 …… 228
オ　タバコ税 …… 228
（９）その他の税 …… 228
ア　家族負担調整基金に対する雇用者負担金 …… 229
イ　空港安全負担金 …… 229
ウ　廃棄物処理負担金 …… 229
エ　電気税 …… 229
オ　天然ガス税 …… 229
カ　広告税 …… 229
３　州税及び市町村税の概要 …… 229
（１）不動産税 …… 229
（２）共同体税 …… 230
（３）別荘税 …… 230
（４）火災保険税 …… 230
（５）観光税 …… 230
（６）狩猟及び漁労税 …… 230
（７）道路通行税 …… 230
（８）飲料及びアイスクリーム税 …… 230
（９）一般目的娯楽税 …… 230
（10）特定目的娯楽税 …… 231
（11）動物税 …… 231
（12）共同スペース利用税 …… 231
（13）関係者負担金 …… 231

（14）使用料手数料 …… 231
（15）公共交通接続税 …… 231
（16）州が個別に承認した市町村税 …… 231

第３節　市町村財政 …… 232

１　はじめに …… 232
２　市町村財政の重要性 …… 233
３　市町村の歳入 …… 235
４　市町村の歳入の構造 …… 237
（１）2000 年度における急激な変化 …… 237
（２）市町村の歳入構造の特徴 …… 237
ア　共同体税が基幹税 …… 237
イ　飲料税の廃止 …… 238
ウ　不動産税 …… 238
エ　公共団体からの収入 …… 238
オ　借入金 …… 238
（３）連邦共同税の配分 …… 238
５　州別の市町村税収の比較 …… 240
（１）州別の市町村税収等の比較 …… 240
（２）市町村人口1人当たりの州別市町村税収額等の比較 …… 240
ア　市町村税収の比較 …… 242
イ　市町村税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額の合計額 …… 243
ウ　連邦共同税の取り分の配分による財政調整結果の分析 …… 243
６　市町村の人口規模別の歳入額の比較 …… 244
７　市町村の歳出 …… 247
８　マーストリヒト条約に基づく制約条件 …… 248
（１）経常会計余剰額 …… 248
（２）マーストリヒト条約に基づく財政赤字及び公共借入総額の
制約条件の適合状況 …… 249
（３）市町村財政のプライマリー・バランス上の収支 …… 251
９　市町村の投資 …… 252
（１）市町村の投資額の推移 …… 252
（２）市町村の直接投資額の推移 …… 253
（３）州別の市町村人口1人当たり投資額 …… 254
（４）国内経済に占める市町村の投資額の地位 …… 254
（５）連邦、州及び市町村の総投資額 …… 256
10　市町村の借入金の状況 …… 258

（１）市町村の借入金残高と元利償還金額 …… 258
（２）市町村の借入先の形態 …… 260
（３）借入金の償還財源による区分 …… 261

第４節　上オーストリア州の財政（事例１） …… 262

１　2003 年度経常会計･投資会計予算 …… 262
２　2003 年度経常会計歳入予算 …… 262
３　2003 年度経常会計歳出予算 …… 262
４　2003 年度の州職員内訳 …… 262
５　州の行政機関の民営化 …… 262
６　州が出資する株式会社、有限会社及び協同組合 …… 263
（１）株式会社 …… 263
（２）有限会社 …… 263
（３）協同組合 …… 264
（４）その他の形態 …… 264

第５節　リンツ市の財政（事例２） …… 264

１　市財政の決算 …… 264
２　経常会計の歳入決算 …… 264
３　市税収入の決算 …… 265
４　経常会計歳出決算の性質別内訳 …… 266
５　他団体に対する負担金の内訳 …… 266
６　経常会計の財政収支 …… 267
７　資本会計決算 …… 267
８　リンツ市の関連企業を含めた投資額の状況 …… 267
９　欧州連合加入に伴う黒字財政の維持の義務付け …… 268
10　純借入額の状況 …… 268
11　債務残高の状況 …… 269

第９章　財政調整制度 …… 270

第１節　財政憲法　270

１　1948 年財政憲法 …… 270

２　費用の自己負担原則 …… 271
（１）1948 年財政憲法第 2 条 …… 271
（２）事務執行の費用負担者 …… 271
（３）費用の自己負担原則の限界 …… 272
３　財政調整手段 …… 272
（１）1948 年財政憲法の財政調整手段に関する規定 …… 272
（２）実際の財政調整交渉 …… 273
４　課税権の配分 …… 273
５　公課（税）収入の配分 …… 273
６　財政交付金及び特定目的補助金 …… 274
７　公課に関する規定 …… 274
８　1948 年財政憲法第 6 条に基づく公課の分類 …… 275

第 2 節　第二共和国における財政調整制度の歴史と機能 …… 276

１　典拠となる法律 …… 276
２　1958 年以前の経緯 …… 276
３　1959 年財政調整法 …… 277
４　1967 年から 2000 年までの経緯 …… 278
（１）1967 年財政調整法 …… 278
（２）1973 年財政調整法 …… 278
（３）1979 年財政調整法及び 1983 年税財政正法 …… 279
（４）1985 年財政調整法 …… 279
（５）1989 年財政調整法 …… 279
（６）1993 年財政調整法 …… 279
（７）1997 年財政調整法 …… 280
５　2001 年財政調整法 …… 280
（１）交渉テーマ …… 280
（２）その他の決定事項 …… 281
（３）財政調整結果 …… 281
６　市町村間財政調整の再配分効果 …… 282

第 3 節　オーストリアの財政調整における水平的財政調整 …… 285

１　水平的財政調整の定義 …… 285
（１）水平的財政調整とは何か …… 285
（２）水平的財政調整における二つの原則 …… 285
（３）水平的財政調整と垂直的財政調整 …… 286

（４）水平的財政調整の具体的仕組み ･････････････････････････････････ 286
（５）水平的財政調整の目的 ･･･ 286
２　水平的財政調整の主たる適用領域とその手段 ･････････････････････ 287
（１）州間の水平的財政調整 ･･･ 287
①　連邦共同税の州配分額を各州別に配分 ･････････････････････ 287
②　州間人口割調整（財政交付金） ･････････････････････････････ 287
（２）市町村間の水平的財政調整 ･････････････････････････････････････ 287
ア　連邦共同税の市町村配分額を各州別に決定 ･････････････････････ 287
イ　市町村配分額から需要交付金の財源を控除 ･････････････････････ 288
ウ　市町村配分額の各市町村への配分 ･････････････････････････････ 288
①　第一段階（第一最低固定額） ･････････････････････････････ 288
②　第二段階（財政需要と財政力の格差の 30％を優先配分） ････ 288
③　第三段階（第二最低固定額） ･････････････････････････････ 288
④　第四段階（飲料税廃止代替財源措置） ･････････････････････ 289
⑤　第五段階（広告税及び広告関連税廃止代替財源措置の
市町村配分額） ･･･ 289
⑥　第六段階（市町村配分額の残額の配分） ･････････････････････ 289
エ　連邦からの財政交付金 ･･･ 289
（ア）市町村間人口割調整（財政交付金） ･････････････････････････ 289
（イ）需要交付金 ･･･ 290
①　地方債償還及び民営化関連費用のための需要交付金 ･･････････ 290
②　財政秩序の維持又は再建のための需要交付金 ･･････････････ 290
（ウ）州納付金 ･･･ 291
（３）州に対する負担金 ･･･ 291
（４）市町村の水平的財政調整の全体的な効果 ･････････････････････････ 291

第４節　2001 年財政調整法の概要 ･････････････････････････････････ 292

第５節　連邦税等 ･･･ 293

１　連邦税 ･･･ 293
２　負担金手数料など ･･･ 293

第６節　州税等 ･･･ 293

１　州税 ･･･ 293
２　その他の州の収入 ･･･ 294

第７節　市町村税等 ･･･ 294

１　市町村税 ･･･ 294
２　その他の市町村の収入 ･･･ 294
３　市町村税等の自主決定権 ･･････････････････････････････････････ 295

第８節　連邦共同税 ･･･ 296

１　連邦共同税の税目及びその配分前の調整 ･･････････････････････････ 296
（１）所得税 ･･･ 296
（２）売上税 ･･･ 297
（３）自動車税 ･･ 297
２　連邦、州、市町村間の配分 ･･････････････････････････････････････ 297
（１）配分割合 ･･ 297
ア　2001 年度 ･･ 298
イ　2002 年度から 2004 年度 ･･････････････････････････････････････ 298
ウ　2001 年度から 2004 年度 ･･････････････････････････････････････ 299
（２）連邦、州及び市町村配分額からの特別控除 ･･････････････････････ 299
ア　査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税からの特別控除 ･････ 299
イ　州及び市町村配分額からの特別控除 ･･････････････････････････････ 299
ウ　市町村配分額から連邦への特別控除 ･･････････････････････････････ 300
エ　連邦、州及び市町村配分額からの集落利水計画のための控除及び
費用負担 ･･ 300
（３）各州及び各州の市町村に対する配分 ･･････････････････････････････ 301
ア　査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税の配分 ･･････････････ 301
（ア）各州への配分 ･･ 301
（イ）各州の市町村への配分 ･･････････････････････････････････････ 301
イ　相続贈与税の各州に対する配分 ･･････････････････････････････････ 303
ウ　土地取得税及び未開発土地保有税の市町村に対する配分 ･･････････ 303
エ　資本収益税Ⅱの各州及び各市町村に対する配分 ･･････････････････ 303
（ア）各州に対する配分 ･･ 303
（イ）各市町村に対する配分 ･･････････････････････････････････････ 303
オ　売上税の各州及び各市町村に対する配分 ･･････････････････････････ 303
（ア）各州に対する配分 ･･ 303
（イ）各市町村に対する配分 ･･････････････････････････････････････ 304
カ　ビール税の各州及び各市町村に対する配分 ･･････････････････････ 305
（ア）各州に対する配分 ･･ 305
（イ）各市町村に対する配分 ･･････････････････････････････････････ 305

キ　発泡ワイン税、中間生産物税及びアルコール税の各州及び市町村に対する配分 …… 305
ク　石油税の各州及び市町村に対する配分 …… 305
ケ　自動車税及び自動車関連保険税の各州に対する配分 …… 306
コ　広告税の各州及び市町村に対する配分 …… 306
（ア）各州に対する配分 …… 306
（イ）各市町村に対する配分 …… 307
サ　文化推進負担金の各州に対する配分 …… 307
シ　賭博税の連邦、各州及び各市町村に対する配分 …… 307
（４）ウィーンに対する特例減額 …… 308
（５）市町村配分額からの需要交付金の財源の控除 …… 308
（６）財政力の弱体市町村に対する財政補填の財源などに充当するための市町村配分額からの控除 …… 309
ア　財政力の弱体市町村に対する財政補填としての配分 …… 309
イ　住民１人当たり均一額の配分 …… 310
ウ　飲料税調整交付金としての配分 …… 310
エ　市町村広告税調整交付金としての配分 …… 310
オ　残額の配分 …… 310
３　州及び市町村に対する連邦共同税配分額の交付 …… 310

第９節　財政交付金 …… 311

１　連邦の州に対する財政交付金 …… 311
（１）財政力調整のための財政交付金（州間人口割調整） …… 312
（２）公共近郊交通確保のための財政交付金 …… 312
（３）農業振興の財政的支援のための財政交付金 …… 313
（４）環境保全及びエネルギー節約対策の財政支援のための財政交付金 …… 314
２　連邦の市町村に対する財政交付金 …… 314
（１）財政力調整のための財政交付金 …… 314
ア　財政力調整のための財政交付金の総額 …… 314
イ　財政力調整のための財政交付金が交付される市町村の要件 …… 315
ウ　市町村に交付される財政力調整のための財政交付金の額 …… 316
エ　小規模市町村に対する財政力調整のための財政交付金の特例 …… 316
オ　市町村に対する財政力調整のための財政交付金の残額の配分 …… 317
カ　財政力の計算の特例 …… 317
キ　2001 年度決算額 …… 317
ク　財政力調整のための財政交付金に係る連邦と州の役割 …… 317
（２）近郊交通公営企業の振興のための財政交付金 …… 318

（３）近郊交通網投資のための財政交付金 ･････････････････････････････ 318
ア　バス停留所の整備のための財政交付金 ･････････････････････････ 319
イ　路面電車路線及びトロリーバス路線の投資促進のための
財政交付金 ･･･ 319
（４）特定の憲章都市に対する連邦警察未設置のために生じる
追加費用を補填するための財政交付金 ･････････････････････････ 320

第 10 節　需要交付金 ･･･ 320

１　連邦の州に対する需要交付金 ･････････････････････････････････ 320
（１）財政秩序の維持又は再建のための需要交付金 ･････････････････ 320
（２）地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金 ･ 321
２　連邦の市町村に対する需要交付金 ･････････････････････････････ 321
（１）財政秩序の維持又は再建のための需要交付金 ･････････････････ 321
（２）地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金 ･ 322
（３）交付時期 ･･･ 322

第 11 節　補助金 ･･･ 322

１　連邦の州及び市町村の劇場に係る経費に対する補助金 ･･････････ 323
（１）劇場連合に普通会員として所属する州及び市町村に対する補助金 ･ 323
（２）劇場連合に普通会員として所属していない州及び市町村に対する補助金 ･ 323
（３）補助金の各団体に対する配分 ･･････････････････････････････ 323
（４）団体の劇場連合への新規加入又は脱退の調整 ･･････････････････ 323
（５）補助金の増額 ･･･ 324
（６）2001 年度決算額 ･･ 324
２　連邦の州に対する環境保全の促進のための補助金 ･･････････････ 324
３　連邦の州に対する病院等の財政支援のための補助金 ･･････････････ 324
４　連邦の市町村の義務教育諸学校の情報･通信技術教育に係る経費に
対する補助金 ･･ 325
５　連邦の特定目的補助金に対する監査 ･･････････････････････････ 325

第 12 節　市町村の州に対する負担金の上限額 ･･････････････････････ 326

第 13 節　州が実施する間接的連邦行政に係る費用に対する連邦の負担 ･･ 326

１　間接的連邦行政を実施する州の行政官庁の人件費等に係る州の負担 ･････ 326
（１）給与 ･･･ 326

（２）恩給及び年金 ･･･ 326
（３）その他の費用 ･･･ 327

第 14 節　連邦道路行政等のうち州に委任された役割に伴い発生する
費用に対する連邦の負担 ･････････････････････････････････ 327

１　人件費及びその他の費用等の負担 ･････････････････････････････ 327
（１）人件費及びその他の費用 ･････････････････････････････････ 327
（２）管理費用 ･･･ 327
２　連邦の直接負担 ･･･ 328

第 15 節　社会保険に係る一部の経費の連邦及び市町村の負担 ･････････ 328

１　社会保険に係る調整費の連邦負担 ･････････････････････････････ 328
２　市町村の失業保険に係る特別困窮救済金の一部負担 ･･････････････ 328

第 16 節　欧州裁判所の訴訟に要する費用の州及び市町村の負担 ････････ 329

１　州の負担 ･･･ 329
２　市町村の負担 ･･･ 329

第 17 節　連邦による州の教員及び宗教教員に対する給与等の負担 ･･････ 329

１　州の教員の給与等の負担 ･･････････････････････････････････････ 329
２　州の宗教教員の活動手当の負担 ･････････････････････････････････ 330
３　州の教員の勤務特別手当等に対する負担 ･････････････････････････ 330
４　州の教員に対する年金支給費用の負担 ･･････････････････････････ 330
５　連邦が負担する給与及び年金の費用の範囲 ･･････････････････････ 331

第 18 節　連邦による 2001 年の国勢調査に係る市町村の費用の負担 ････ 331

第 19 節　税制改正に係る連邦の州及び市町村との協議義務 ･････････ 331

第 20 節　欧州連合加盟に伴う財政黒字の遵守規定を遵守していない州に
対する連邦共同税の配分の減額 ･･････････････････････････････ 332

第21節　財政調整法の規定に基づく連邦、州、市町村間の財源の移転に
係る総括表 ･･ 333

第 22 節　オーストリアの財政調整制度の実態についての一考察 …… 335

1　連邦共同税の連邦、州及び市町村に対する配分の推移 …… 335
2　オーストリアの財政調整制度の制度構成における発想法 …… 335
3　オーストリアの財政調整制度における技術的な手法の特色 …… 336
4　ドイツの財政調整制度との比較 …… 337
（1）共同税 …… 337
（2）共同税の水平的配分 …… 337
　ア　州 …… 337
　イ　市町村 …… 338
（3）州間財政調整 …… 338
（4）不足額連邦補充交付金 …… 339
（5）新州間財政調整制度 …… 339
（6）結論 …… 339

参考資料 …… 340

参考文献 …… 340
ウエッブサイト …… 342

図表一覧

第１章　オーストリアという国

図表１－１－１　オーストリアの地図 …… 7
図表１－１－２　土地利用の状況 …… 9
図表１－１－３　オーストリアの州別人口、面積、市町村数等 …… 9
図表１－１－４　各州の州都の人口（首都ウィーンを除く） …… 11
図表１－１－５　人口段階別市町村人口の状況 …… 12
図表１－１－６　オーストリアの国民経済規模 …… 14

第２章　連邦国家機関

図表２－２－１　諸州の連邦参議院議員定数及び諸州の連邦参議院議員所属政党 …… 46
図表２－４－１　1945 年以降の歴代連邦大統領 …… 54
図表２－５－１　1945 年以降のオーストリア内閣 …… 61
図表２－５－２　1945 年以降の歴代連邦首相並びに政権政党及びその国民議会内の勢力 …… 62

第４章　州制度

図表４－２－１　ブルゲンラント州の地図 …… 89
図表４－２－２　ケルンテン州の地図 …… 90
図表４－２－３　下オーストリア州の地図 …… 92
図表４－２－４　上オーストリア州の地図 …… 93
図表４－２－５　ザルツブルク州の地図 …… 94
図表４－２－６　シュタイアーマルク州の地図 …… 95
図表４－２－７　チロル州の地図 …… 97
図表４－２－８　フォアアールベルク州の地図 …… 98
図表４－４－１　下オーストリア州政府本庁の行政組織 …… 105
図表４－５－１　フライシュタット行政管区の行政組織 …… 107

第５章　市町村制度

図表５－１－１　憲章都市一覧（2001 年現在）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
図表５－２－１　オーストリア各州の面積、人口及び地方自治体数の推移・128
図表５－３－１　市町村議会の定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
図表５－４－１　市町村参事会の参事の定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
図表５－11－１　2002 年度の州別及び分野別の目的組合数・・・・・・・・・・・・183
図表５－11－２　州別の目的組合数の推移（1997 年から 2002 年に
かけての増減）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
図表５－11－３　2001 年度の目的組合の州別及び分野別歳出決算額・・・・185
図表５－11－４　2001 年度の目的組合の州別及び分野別歳入決算額・・・・185
図表５－11－５　州別の目的組合の職員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186
図表５－11－６　目的組合の分野別歳出決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・186
図表５－11－７　目的組合の分野別歳入額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・187
図表５－11－８　目的組合の分野別債務残高の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・187

第 6 章　公務員制度

図表６－１－１　連邦の類型別の公務員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・191
図表６－１－２　州及び市町村の類型別の公務員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・192
図表６－２－１　上オーストリア州市町村公務員の給与等級の区分・・・・・198
図表６－２－２　上オーストリア州市町村の人口規模別公務員最高等級・198
図表６－２－３　上オーストリア州市町村人口規模別職員数及び職員種別割合・199
図表６－２－４　上オーストリア州市町村の官吏及び契約職員数・・・・・・・200

第 7 章　選挙制度

図表７－１－１　諸州の国民議会議員選挙の立候補に必要とされる署名数・・・205
図表７－１－２　国民議会議員選挙における州選挙区及び地域選挙区の議席数・207
図表７－１－３　1945 年以降のオーストリア国民議会議員選挙結果・・・・211
図表７－３－１　市町村の人口規模ごとの市町村議会議員定数・・・・・・・・・216
図表７－３－２　市町村議会議員選挙の立候補に必要とされる推薦人の数・・217

第 8 章　財政

図表８－１－１　オーストリアの財政に関する主要数値・・・・・・・・・・・・・・・・220
図表８－１－２　オーストリアの公共部門の歳入額及び歳出額・・・・・・・・・221
図表８－２－１　2003 年度における主要４税目の税収見込額及びその配分・・223
図表８－２－２　2001 年度における連邦共同税の税収配分比率・・・・・・・・224
図表８－２－３　所得税の税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・225

図表８－３－１　連邦、州及び市町村の歳入額 ･････････････････････ 234
図表８－３－２　ウィーンを除く市町村の歳入額 ･････････････････････ 236
図表８－３－３　特定の市町村税の税収額（ウィーンを除く） ･････････ 236
図表８－３－４　特定の市町村税の税収額（ウィーンの額） ･････････････ 237
図表８－３－５　連邦、州及び市町村の共同税の取り分額 ･････････････ 239
図表８－３－６　各州別の市町村税収（連邦共同税の取り分を含む） ･･･ 240
図表８－３－７　州別市町村人口１人当たり税収額、使用料手数料額
及び連邦共同税取り分額 ･････････････････････････ 241
図表８－３－８　州別市町村人口１人当たり市町村税収額、使用料
手数料収入額及び連邦共同税の取り分額の合計額 ･････ 242
図表８－３－９　人口段規模別市町村人口１人当たり歳入額
（ウィーンを除く） ･････････････････････････････ 245
図表８－３－10　市町村人口規模別人口１人当たり市町村税収額、使用料
手数料収入額及び連邦共同税の取り分額の合計額･････ 246
図表８－３－11　市町村の歳出額（ウィーンを除く） ･････････････････ 247
図表８－３－12　市町村（ウィーンを除く）の経常会計余剰額･････････ 249
図表８－３－13　国内総生産、公共赤字額及び公共借入金総額･････････ 250
図表８－３－14　州及び市町村のマーストリヒト条約基準適合状況･････ 251
図表８－３－15　市町村全体の収支状況（ウィーンを除く、借入金の
額及び借入金返済金の額を算入する以前の
プライマリー・バランス上の収支） ･････････････････ 252
図表８―３－16　市町村の投資額（ウィーンを除く） ･････････････････ 253
図表８－３－17　州別の市町村人口１人当たり投資額（ウィーンを除く） 254
図表８－３－18　州別市町村人口１人当たり投資額･･･････････････････ 254
図表８―３－19　国内総生産、総国内投資額及び市町村総投資額･･････ 255
図表８－３－20　市町村投資額及びその国内総生産に対する割合･･････ 256
図表８－３－21　連邦、州及び市町村の総投資額･･･････････････････ 257
図表８－３－22　各年度末の借入金残高及び当該年度の元利償還金額･･･ 259
図表８－３－23　2000 年度におけるウィーンを除く市町村借入金の
借入先の内訳 ･･･････････････････････････････････ 260
図表８－３－24　市町村（ウィーンを除く）の借入金の償還財源による区分 ･ 261
図表８－５－１　リンツ市財政の決算 ･････････････････････････････ 264
図表８－５－２　リンツ市経常会計歳入決算 ･･･････････････････････ 265
図表８－５－３　リンツ市市税収入決算 ･･･････････････････････････ 265
図表８－５－４　リンツ市経常会計歳出決算の性質別内訳 ･･･････････ 266
図表８－５－５　リンツ市資本会計決算 ･･･････････････････････････ 267
図表８－５－６　リンツ市の関連企業を含めた投資額 ･･･････････････ 268
図表８－５－７　リンツ市債務残高の推移 ･････････････････････････ 269

第９章　財政調整制度

図表９－２－１　2001 年財政調整法による事項別財政調整効果 ･････････ 282
図表９－２－２　1998 年度における市町村人口１人当たりの市町村
財政調整の効果 ･････････････････････････････････････ 284
図表９－21－１　財政調整法の規定に基づく連邦、州、市町村間の
財源の移転に係る総括表 ･････････････････････････････ 333
図表９－22－１　ドイツにおける 2002 年度共同税の配分割合 ･････････ 337

序章

オーストリアの地方自治制度について調査を進めるにつれて下記のとおり困難な事情があることが判明した。

第一に、オーストリアの法制はきわめて詳細かつ精緻な構造で制度が複雑を極めているために、言葉の不自由な外国人がその内容を正確に理解することはきわめて困難であるということが次第に了解されてきた[1]。また我が国にたくさんあるような地方自治制度に関する解説書はオーストリアにはほとんどなく、ほとんどの参考資料が原典である詳細な法律自体かその専門的な解説書であるという状況にあり、生半可な語学力ではまったく歯が立たないような「硬い文献」を噛み砕かなければならないというすこぶる困難な状況に立ち至った。

第二に、現地調査を実施してみると調査のために訪問した方々は多忙な中を熱心にご説明いただき本当に感謝に絶えないところであり、一部の方々は要領よく簡潔にまとめた資料を作成していただいて大変有難かったのであるが、かなりの方々は法令集を片手に口頭で回答するというスタイルであったためなかなか執筆の素材となる適当な材料をきちんとした形で入手するのに苦労することとなった。

第三に、オーストリア共和国は人口 800 万人程度の小国であるが、9 つの州からなる連邦国家であるため地方自治制度は各州により少しずつ異なっており、我が国のような単一国家の地方自治制度を調査するのに比べて著しく骨が折れるという事情がある。

したがってこれらの困難な状況を踏まえたうえで、オーストリアの地方自治制度についてある程度の水準のものを何とかまとめるために以下の方針を採用することにした。

まずオーストリアの地方自治制度の基幹となる分野については専門家に基本となる文献の翻訳を委託してそれに基づいて記述していくことにした。

その第一は下オーストリア州市町村法の抄訳である。オーストリアの地方自治制度の基幹的部分は各州の市町村法にその内容が記述されているので、各州の市町村法のうちから適当なものを一つ選んでできたらそのすべてを翻訳したいところであったが、すべてを翻訳することは物理的に無理なのでやむをえず抄訳を行うことにした。対象となる州の選択にあたっては、現地調査を実施したなかで下オーストリア州当局幹部から質問に対して極めて専門的で的確な回答をしていただけたので[2]、下オーストリア州の市町村

1　オーストリア都市連盟の事務総長エリッヒ・プラムベック（Erich Pramböck）氏は、「オーストリアにはすべての仕組みは複雑でなければならないという規則がある」と冗談で述べていた。またフォアアールベルク州の事務総長ヨハネス・ミューラー（Johannes Müller）氏は、「デンマークの憲法の規定は簡潔でわずか 50 条に過ぎないのに、オーストリアの憲法の規定は極めて詳細であり、またデンマークの小学校に関する法律は僅か 60 条しかないのに対して、オーストリアの小学校に関する法律の条文数は、数え方にもよるがその 20 倍から 50 倍に達している」と我々に慨嘆していた。

2　下オーストリア州総務局次長ヴォルフガング・ネベス（Wolfgang Nebes ）氏及び市町村局長ロベルト・シルク（Robert Schilk）氏による質問に対する回答の内容が学問的で的確な素晴らしいも

法の抄訳をドイツ国家検定通訳翻訳士である井上英巳氏に委託して実施することにした。この翻訳が第５章の執筆の基礎となっている。

第二は 2001 年財政調整法である。オーストリアの地方自治体財政に関する根本的な財政制度である連邦、州及び市町村間の財政調整について規定している「2001 年財政調整法」の全文とその解説書（Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund, Finanzausgleich 2001　Das Handbuch für die Praxis）の基本的な部分である３つの章について、元自治省職員であったデュッセルドルフ在住の天野史子氏に翻訳を委託することにした。この翻訳が第９章の執筆の基礎となっている。

また翻訳委託したわけではないが、オーストリア連邦共和国憲法を活用した。オーストリア連邦共和国憲法は第一共和国創設にあたり当時著名な国法学者であったハンス・ケルゼンが起草したものがその基礎になっており、高名の学者が起草したものであることもその理由であるかもしれないが、注１でも触れたようにその内容は精緻を極めている。もっとも連邦共和国憲法の諸規定が極めて詳細であるということは連邦制度、連邦国家機関、地方自治制度などについて豊かな内容をしかも最高法規として詳細に規定していることを意味しているので、これらの諸制度の概要について記述する場合にはそれが国の根本法典であることからきわめて有益な素材になりうることになる。

幸いにして独、英、仏３ヶ国語対訳のオーストリア連邦共和国憲法[3]が入手できたので、この英語版を基にして本書の執筆に必要な条文を筆者が翻訳して活用することにした。なおこのオーストリア連邦共和国憲法の翻訳に当たっては、金沢市在住の中川恒雄氏がウェッブサイトに公表されている日本語訳を大いに参考にさせていただくとともに[4]、私が作成した日本語への翻訳文は、独語を母国語とする独、英、日の３ヶ国語に堪能な本書の共同執筆者でもある当事務所のイルメリン・キルヒナー主任調査員のチェックを受けている。このオーストリア連邦共和国憲法は第１章、第６章、第８章及び第９章を除くすべての章の執筆に当たり大なり小なり有益な素材になっている。

本稿の執筆に当たっては、上記の主要な３文献を基礎にしながら、これに加えて現地調査で入手した情報、その他の文献やウェッブサイトなどから入手した情報に依拠しており、各々の情報の出典は可能な限り注記している。その結果として各章ごとに入手しえた情報量に相当格差があったため各章ごとにその内容にかなりの精粗が生じていることをあらかじめ弁明せざるを得ない。

のであった。

3　Bundespressdienst (Hrsg.), Wien 2000,
Österreichische Bundesverfassungsgesetze (Auswahl)
Austrian Federal Constitutional Laws (selection)
Lois constitutionnelles de l'Autriche (une selection)

4　中川恒雄氏のホームページのアドレスは下記のとおりである。

http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/oebvg/index.htm

なお当協会元ロンドン事務所所長補佐堺靖也と元ロンドン事務所主任調査員キャロル・ヒンベストが以前に共同で作成したロンドン事務所内部資料も参照した。

オーストリアへの現地調査は下記Ａのとおり３回に分けて実施した。この現地調査において私達に対して御説明の労をとっていただいた方々は下記Ｂのとおりであり、ご多忙中にもかかわらず懇切丁寧に御説明していただいた。この場を借りて心から感謝を申し上げる次第である。

Ａ　現地調査訪問先

第１回調査　2003 年 3 月 24 日から 3 月 28 日
①　在オーストリア日本国大使館
②　オーストリア連邦政府財務省
③　上オーストリア州政府
④　上オーストリア州フライシュタット行政管区
⑤　リンツ市役所（上オーストリア州州都）
⑥　自治体調査センター（KDZ[5]）

第２回調査　2003 年 6 月 23 日から 6 月 26 日
①　フォアアールベルク州政府
②　ハート町役場（フォアアールベルク州）
③　チロル州政府
④　インスブルック市役所（チロル州州都）

第３回調査　2004 年 1 月 27 日から 1 月 30 日
①　ウィーン州政府（市役所）
②　オーストリア都市連盟
③　自治体調査センター（KDZ）
④　下オーストリア州政府
⑤　ゲンザードルフごみ処理組合

Ｂ　御説明していただいた方々

なお氏名の下に職名が記載されている場合は、その職名は最初に記載した方の訪問した時点におけるものであり、括弧内には同じ組織に所属する御説明に来られた方々の氏名のみを記載している。また上オーストリア州政府を訪問した時のように当日大勢の方が説明にお見えになったこともあって逐一その氏名をお聞きすることができなかったこともあり、このような場合には残念ながらお世話になりながら下記にその氏名を記載す

[5] Kommunalwissenschaftliches Dokumentationszentrum

ることができなかったことをお断りする。

鈴木秀雄
一等書記官
在オーストリア日本国大使館

Mag. Christian Sturmlechner
Bundesministerium für Finanzen

Josef Krenner (Gerhard Nigl, Sigrid Wiesinger)
Leiter der Finanzabteilung
Amt der Oö. Landesregierung

Hubert Katzensteiner (Mag. Alois Hochedlinger)
Oberamtsrat
Bezirkshauptmannschaft Freistadt

Prof. Dr. Erich Wolny (Mag. Werner Penn, Mag.Dr. Christoph Andlinger)
Magistratsdirektor
Stadt Linz

Mag. Peter Biwald (Mag. Alexander Maimer)
KDZ Zentrum für Verwaltungsforschung

Dr. Johannes Müller (Dr. Klaus Martin, Mag. Lothar Hinteregger, Johann Guth)
Landesamtsdirektor
Amt der Vorarlberger Landesregierung

Harald Feldkircher (Bürgermeister Hugo Rogginer)
Marktgemeindeamt
Hard

Dr. Hermann Arnold (Dr. Ida Hintermüller, Dr. Helmut Praxmarer)
Landesamtsdirektor
Amt der Tiroler Landesregierung

Mag.Dr. Christoph Platzgummer (Herbert Kronlechner)
Magistratsdirektor
Stadt Innsbruck

Dr. Ludwig Staudigl (Dr. Robert Schilk (Gemeinden), Dr. Wolfgang Nebes)
Leiter des Verfassungsdienstes
Amt der Niederösterreichischen Landesregierung

Mag. Dietmar Griebler (Gerhard Mörtl)
Obermagistratsrat
Magistrat der Stadt Wien

Dr. Richard Hassmann
Magistratsdirektion der Stadt Wien

Dr. Erich Pramböck (Mag. Gabriela Forchtner, Dr. Friedrich Slovak)
Generalsekretär

Österreichischer Städtebund

Dr. Johann Mayr
Geschäftsführer
GVU Bezirk Gänserndorf

第１章　オーストリアという国

第１節　国勢概況

オーストリア連邦共和国はブルゲンラント、ケルンテン、下オーストリア[6]、上オーストリア、ザルツブルク、シュタイアーマルク、チロル、フォアアールベルク及びウィーンの９つの州からなる連邦国家であり、ウィーンは大都市であると同時に州としての地位も有している。

１　地理的条件[7]

オーストリア共和国、東限は東経 17 度 10 分、西限は東経 9 度 32 分、北限は北緯 49 度 01 分、南限は北緯 46 度 22 分に位置する面積 8 万 3870.95 ㎢の小さな国土の国であり、地形の概況は南部には東アルプス山脈の高山が聳え立ち、北部にはドナウ川が東流する山地の多い地形であり、東アルプス山脈が国土の約 3 分の 2 を占め、ドナウ川の北にはボヘミア山地もあり、国土の約 4 分の 3 が山地となっている。東アルプス山脈は西側が高く東に行くにしたがって低くなっており、更に東西の縦谷により北アルプス、中央アルプス、南アルプスに分かれている。丘陵部は北アルプス前地と南東部丘陵地、低地はウィーン盆地と東部低地となっている。国土の大部分が山地である点は我が国によく似ている。

最高地点は大きな氷河が存在することで有名な中央アルプスのグロスグロックナー（Großglockner）山で、標高 3,798m であり富士山とほぼ同じ高さの山である。それ以外にも標高 3,000m を超えるアルプス山脈の高山はチロル州を中心にしていくつもあり、この地方はアルペンスキーのメッカとなっている。

主な河川はドナウ（Donau）川であり全長 2,848km のうちオーストリア国内の流長はわずか 350km に過ぎない。ドイツのパッサウで国境を越えてオーストリアに流入し、上オーストリア州の州都リンツと首都ウィーンを経て、隣国スロヴァキアの首都ブラティスラヴァに向かって東流している。ドナウ川はその後、ブダペスト、ベオグラードと各国の首都を次々に貫流した後、ルーマニアとブルガリアの国境を東流して黒海へ流入している。このようにドナウ川沿いに現在は 4 つの国の首都が位置しているが、これらはかつて皆ハプスブルク帝国領内の主要都市であったため同帝国はドナウ帝国とも呼ばれていた。

6　現在では下オーストリア州の州名は「ニーダーエースタライヒ州」、上オーストリア州の州名は「オーバーエースタライヒ州」と翻訳されるのが通例であるようであるが、本書では読者の理解を容易にするため従来からの名称を使用している。

7　Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004, pp33-37

図表１－１－１　オーストリアの地図

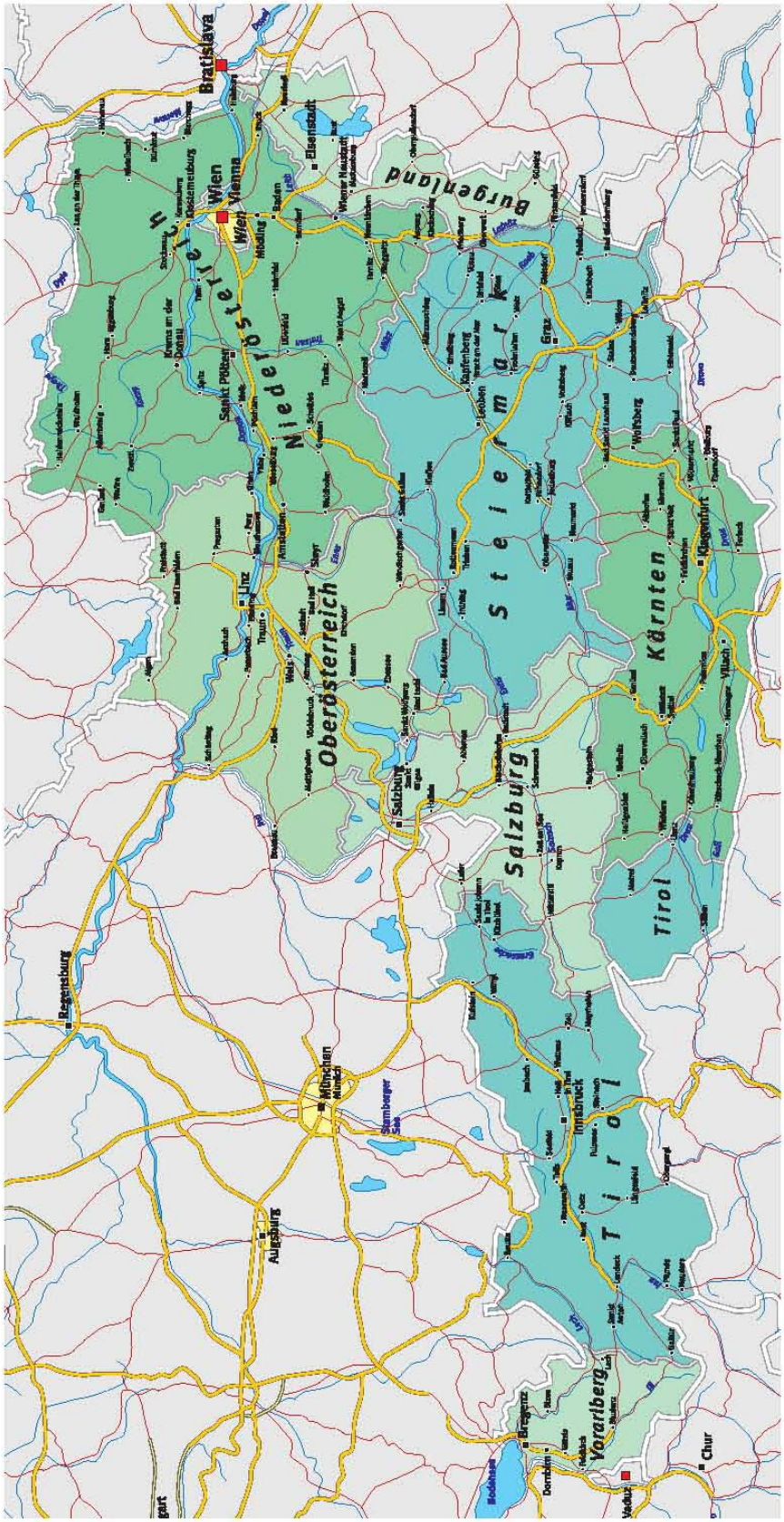

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

オーストリアのほとんどの河川は中央アルプスから流れ出ており、中央アルプスと北アルプスの間を東流し或いは北流する主な河川が西からイン（Inn）川、ザルツァッハ（Salzach）川及びエンス（Enns）川であり、中央アルプスと南アルプスの間を東流或いは南流する主な河川が西からドラウ(Drava)川及びムール（Mur）川である。また西部では北アルプスの北方をレヒ（Lech）川が東北流している。これらの河川はいずれもドナウ川に合流して最終的には黒海に注ぎ込んでいる。

主要な湖としてはその北岸の大部分はドイツに、その南岸の大部分はスイスに属する国際湖沼であるボーデン湖（Bodensee）があり、オーストリア領内ではその東岸にフォアアールベルク州の州都ブレゲンツが位置している。もうひとつの国際湖沼であるノイジードラー湖（Neusiedler See）はその南部がハンガリーとの国境を形成しており、ブルゲンラント州の州都でハプスブルク帝国時代にはハンガリー領だったアイゼンシュタットはその近傍に位置している。

それ以外の湖としては、ザルツブルクの東方に位置する 2,000m 級の山々の麓 500m から 800m の高地にあるザルツカンマーグート地方にアッター湖（Attersee）、モント湖（Mondsee）、ハルシュタット湖（Hallstätter）、トラウン湖（Traunsee）などが点在しており観光の名所となっている。

州別に分けたオーストリア国土の土地利用状況は図表１－１－２のとおりである。全国の土地利用の概況は、森林 43.2%、農地 31.4%、ぶどう園 0.6%、高原・牧場 10.3%、湖水面 1.7%であり、ほぼ自然状態に近い土地利用が国土の 87.2%に達している。一方、建築物の敷地 0.8%、庭園用地 2.0%、その他の用地 10.0%となっており、このような都市的な土地利用が 12.8%となっている。国土の 10.0%を占めるその他の用地のうち道路用地が 2.1%、鉄道用地が 0.2%である。

土地利用を州別に見ると、南部のシュタイアーマルク州とケルンテン州の 2 州は森林の割合が 50%を超えていて高原や牧場は少なく厳しい山岳地帯であるが、一見山地が多いと思われるチロル州、フォアアールベルク州及びザルツブルク州の西部の３州は森林の割合は 30%台で意外と少なく高原や牧場が 4 分の１強を占めておりアルプス地方特有の牧歌的な景観となっている。

他方で農地が多いのは平地の多い上・下オーストリア両州とブルゲンラント州の 3 州でぶどう園を含めるとほぼ州土の 2 分の 1 以上が農地である。しかしこれらの州においても森林がかなり多く 3 割から 4 割が森林である。

当然のことであるが首都ウィーンは都市的な土地利用が多く、建築物の敷地 13.7%、庭園用地 28.2%、その他の用地 18.3%となっており、都市的な土地利用が 60.2%に達している。

図表1－1－2　土地利用の状況　　（単位；％）

州　名	土地の用途（合計 100%）								人間が手を加えた土地（全国土に対する割合）		
	建築敷地	農地	庭園	ぶどう園	高原牧場	森林	湖水面	その他	都市農地	道路用地	鉄道用地
ブルゲンラント	1.1	50.9	2.5	3.9	–	30.2	7.2	4.2	62.4	3.4	0.1
ケルンテン	0.5	20.0	1.5	–	15.8	52.9	1.8	7.4	24.3	1.8	0.2
下オーストリア	1.1	50.0	2.2	1.8	0.2	39.8	1.3	4.1	58.8	2.9	0.3
上オーストリア	1.1	48.1	2.4	–	0.4	38.3	2.2	7.0	54.9	2.6	0.2
ザルツブルク	0.5	16.4	1.4	–	25.6	39.7	1.4	15.0	20.0	1.2	0.1
シュタイアーマルク	0.7	24.8	2.0	0.2	6.6	57.1	0.9	7.7	30.2	1.9	0.2
チロル	0.4	9.8	0.9	–	26.9	36.8	0.9	24.3	12.2	0.9	0.1
フォアアールベルク	0.9	17.6	2.2	–	26.6	33.9	2.5	16.3	22.5	1.4	0.1
ウィーン	13.7	17.0	28.2	1.7	–	16.5	4.6	18.3	77.7	10.9	2.1
オーストリア全体	0.8	31.4	2.0	0.6	10.3	43.2	1.7	10.0	37.5	2.1	0.2

（出典）　Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004, p37, 1-13 表

２　人口

（１）全体人口[8]

オーストリアの州別の人口、人口密度、市町村数及びそのうちの市と町の数を示したのが図表１－１－３である。

図表１－１－３　オーストリアの州別人口、面積、市町村数等

州　　名	人口（千人）	面積（㎢）	人口密度（人）	市 町 村 数			州　　都
				全体数	市	町	
ブルゲンラント	282	3,965	71	171	13	59	アイゼンシュタット
ケルンテン	571	9,536	60	132	17	40	クラーゲンフルト
下オーストリア	1,527	19,178	80	573	74	323	ザンクト･ペルテン
上オーストリア	1,376	11,982	115	445	29	139	リンツ
ザルツブルク	499	7,154	70	119	10	25	ザルツブルク
シュタイアーマルク	1,230	16,392	75	543	34	120	グラーツ
チロル	652	12,648	52	279	11	19	インスブルック
フォアアールベルク	346	2,602	133	96	5	10	ブレゲンツ
ウィーン	1,550	414	3,744	1	1	–	都市州
オーストリア全体	8,033	83,871	96	2,359	194	735	

（出典）Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004　pp43 - 44 など所載の表から作成。

オーストリア共和国の人口は 2000 年現在で 803.3 万人であり、日本の東京都の人口 1,236.9 万人はもちろん大阪府の 883.1 万人や神奈川県の 868.7 万人をも下回っている[9]。

過去に遡ると現在のオーストリア共和国の領域の人口は 1600 年ごろには 180 万人、1700 年ころには 210 万人、1800 年には 306.4 万人、1900 年には 600.4 万人に達しており、19 世紀の 100 年間に人口は約 300 万人増加してほぼ倍増したが、20 世紀の 100 年間には約 200 万人、約 3 分の 1 増加したに過ぎない。

これは両次の世界大戦の影響が大きかったと推測できる。第一次大戦前の 1910 年の

8　Ibid., pp40-41

9　東京都などの人口は 2003 年 10 月 1 日現在の数字である。

人口は既に664.8万人に達しており、それまでの10年間で64.4万人も増加していたが、大戦後の1923年には653.5万人となり、この13年間で11.3万人減少している。また第二次大戦前の1934年の人口は676.0万人であったが、大戦後の1951年には693.4万人となり、この17年間でわずか17.4万人増加したに過ぎない。

人口密度は1㎢当たり96人であるが、都市州ウィーンを除くと77人となる。

（2）州別人口[10]

州別の人口を見ると最大の人口を有しているのが都市州ウィーンの155.0万人、次いで下オーストリア州の152.7万人、上オーストリア州の137.6万人、シュタイアーマルク州の123.0万人となっており、100万人以上の人口を有する州はこの4州である。

一方、最小の人口の州はブルゲンラント州の28.2万人、次いでフォアアールベルク州の34.6万人、ザルツブルク州の49.9万人、ケルンテン州の57.1万人、チロル州の65.2万人となっている。9州の人口の平均値は89.3万人であり100万人に満たない。

このように州とはいっても日本の中核市程度の人口しか有していない州が多いが、後述するように各州の人口規模は小さくても、各州はその歴史的な沿革に基づいた地域的な共同体としての性格を強く有している。

州別人口の1869年から2001年までの約130年間の長期的動向を見るとオーストリア全体では1.80倍となっており、どの州も増加傾向を示しているが、ウィーンだけが特異な動きを示しており、1869年の41年後の1910年に2.30倍（208.4万人）になった後に趨勢的に減少傾向を示しており、1869年の111年後の1980年には1.70倍（153.1万人）となって今日まで横ばいとなっている。これはウィーンが第一次世界大戦後にハプスブルク帝国の首都からオーストリア共和国の首都に転落したことがその理由のひとつであろう。

この約130年間で最も人口増加率が高かった州はフォアアールベルク州の3.42倍、次いでザルツブルク州の3.37倍、チロル州の2.86倍であり、西部3州の人口の伸びが著しく、特に第二次大戦後の人口の伸びが高くなっている。

逆に最も人口増加率が低かった州はブルゲンラント州の1.10倍であり、この州の人口が最大となったのは1934年で1869年の1.18倍（29.9万人）になった時であり、この130年間にほとんど人口が増加していないという特異な地位にある。この州は第一次大戦後にハンガリーからオーストリアに編入された州であるので、その影響があるのであろうか。次いで人口の伸び率が低いのが下オーストリア州の1.43倍、シュタイアーマルク州の1.64倍、ウィーンの1.72倍であり東部及び南部諸州の人口の伸びが低くなっている。

都市州ウィーンを除くオーストリア全体の人口密度77人に対して、人口密度の高い州はフォアアールベルク州の133人、次いで上オーストリア州の115人であり、逆に人口密度の低い州はチロル州の52人、ケルンテン州の60人である。

（3）市町村人口[11]

---

10 Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004, pp41-45

11 Ibid.,pp42-45

ア　州別平均市町村人口

オーストリアの市町村数は 2,359 で全国の市町村の平均的な人口規模は約 3,400 人であり極めて小規模といえるが、特殊な都市州としての地位を有するウィーンを除いたオーストリアの市町村の平均人口は 2,750 人に過ぎず、より小規模となる。

このウィーンを除いたオーストリアの市町村の平均人口 2,750 人よりも平均人口の大きい州はケルンテン州の 4,330 人、ザルツブルク州の 4,190 人、フォアアールベルク州の 3,600 人、上オーストリア州の 3,090 人である。

逆にもっとも平均人口が少ない州は、ブルゲンラント州の 1,650 人、シュタイアーマルク州の 2,270 人、チロル州の 2,340 人、下オーストリア州の 2,670 人となっている。

下オーストリア州の例について後述するように[12]、オーストリアにも憲章都市とは違って名目的なものではあるが市制及び町制が行われており、2,359 市町村のうち市は 194、町は 735 となっている。

イ　州都の人口

なお、2003 年 1 月 1 日現在の首都ウィーンを除く各州の州都の人口は図表１－１－４のとおりである[13]。

図表１－１－４　各州の州都の人口（首都ウィーンを除く）

州	州都	人口（人）
ブルゲンラント	アイゼンシュタット	11,344
ケルンテン	クラーゲンフルト	90,141
下オーストリア	ザンクト・ペルテン	49,121
上オーストリア	リンツ	183,504
ザルツブルク	ザルツブルク	142,662
シュタイアーマルク	グラーツ	226,244
チロル	インスブルック	113,392
フォアアールベルク	ブレゲンツ	26,752

上記のとおり州都といっても人口が 10 万人に満たない都市が 4 つあり、ブルゲンラント州のアイゼンシュタットに至ってはわずか 1 万 1,344 人に過ぎない。

ウ　人口段階別市町村人口[14]

オーストリアにおける人口段階別の市町村人口の状況は図表１－１－５のとおりである。

12　第 5 章第２節３参照。

13　Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004, pp42-43、表 2.05

14　Ibid., p43, 2.06 表。人口は 2001 年、市町村数は 2003 年の数字である。

図表１－１－５　人口段階別市町村人口の状況

人口段階	市町村数	該当する人口総数	総人口に占める割合（%）
500 以下	173	57,746	0.7
501 以上 1,000 以下	426	317,612	4.0
1,001 以上 1,500 以下	543	675,743	8.4
1,500 以上 2,000 以下	346	605,286	7.5
2,001 以上 2,500 以下	242	538,595	6.7
2,501 以上 3,000 以下	159	433,747	5.4
3,001 以上 5,000 以下	253	949,859	11.8
5,001 以上 10,000 以下	144	953,094	11.9
10,001 以上 20,000 以下	49	622,440	7.7
20,001 以上 30,000 以下	12	290,383	3.6
30,001 以上 50,000 以下	4	168,389	2.1
50,001 以上 100,000 以下	3	204,116	2.5
100,001 以上 200,000 以下	3	439,558	5.5
200,001 以上 500,000 以下	1	226,244	2.8
1,000,000 以上	1	1,550,123	19.3
合計	2,359	8,032,926	100.0

上記を見るとオーストリアの市町村は小規模のものが多いことにまず気がつく。人口 2,000 人以下の市町村数が 1,488 で全体の 58.6%を占めており、全体の人口に占める割合も 20.6%に達している。人口 1,000 人以下の市町村数も 599 で全体の 25.4%を達しており、全体の人口に占める割合も 4.7%となっている。

上記の人口段階中で最も全体人口に占める構成比が高いのが 5,001 人以上 1 万人以下の 11.9%、次いで 3,001 人以上 5,000 人以下の 11.8%であり、結果的に 3,001 人以上 1 万人以下の段階の市町村に全人口の 23.7%が居住していることになる。

また人口 1 万人以下の市町村に全人口の 56.4%が居住しており、人口の過半数が田園的な環境に住んでいることがわかる。逆に人口 10 万人以上の市町村はウィーンを除くと 4 つしかなく、そこに全人口の 8.3%が居住しているに過ぎない。

オーストリアにおける人口の大きい都市は下記のとおりである[15]。

ウィーンに次いで人口の大きい都市はシュタイアーマルク州の州都グラーツであるが、人口は 22 万 6,244 人に過ぎない。次いで上オーストリア州の州都リンツが 18 万 3,504 人、ザルツブルク州の州都ザルツブルクが 14 万 2,662 人、チロル州の州都インスブルックの 11 万 3,392 人、ケルンテン州の州都クラーゲンフルトの 9 万 141 人と続いている。

州都以外の都市も含めるとケルンテン州のフィラッハが 5 万 7,497 人、上オーストリ

[15] Ibid., pp44-45, 2.07 表。2001 年の都市人口である。

ア州のヴェルスが5万6,478人、下オーストリア州の州都ザンクト・ペルテンが4万9,121人、フォアアールベルク州のドルンビルンの4万2.301人、上オーストリア州のシュタイヤーが3万9,340人、下オーストリア州のウィーナーノイシュタットが3万7,627人と続いている。

このウィーナーノイシュタットが 12 番目に人口の多い都市であるが、その人口はわずか3万人台であり、我が国では本来の市の人口要件にも該当していない地方の小規模市の人口に相当する規模である。

なお州都ではあるがブルゲンラント州のアイゼンシュタット（1万1,344人）とフォアアールベルク州のブレゲンツ（2万6,752人）は人口が少なすぎてこの都市リストにも入ってこない。

ここでオーストリアの市町村の人口についてやや詳しく触れたが、それは第9章で説明する財政調整制度において、市町村人口が増加すると人口一人当たりの補正係数もそれに応じて増加する人口段階補正が採用されているからであり、後にそれが議論の的になるからである。

３　民族と宗教

オーストリア人の約98%はゲルマン民族であり、宗教は1981年の統計によると84%がカトリック、6%がプロテスタント、6%が無宗教であり、イスラム教徒は1%、ユダヤ教徒は0.1%である。このように国民の大部分がドイツ語を話すカトリックのゲルマン民族であり民族的な同質性が顕著である[16]。

またオーストリア人の国民性は、自我意識が強く合理主義的であるプロイセン的な北部ドイツ人の特性に比べて、快活で陽気であり生活を楽しむ傾向が強く、歴史的な関係が深かったイタリア人的な性格も併せ持っており[17]、ドイツ的性格とイタリア的性格の複合的性格をもっているといえよう。このことは以前には余り気づかなかったが、今回ウィーンを訪問したときに町の佇まいに何処となくイタリア的な息吹を感じ取れたことからも看取することができる。これはウィーンにおける多くの記念碑的建築物がローマで発展したバロック建築様式で築造され室内装飾が行われたことも関係していると思われる。

４　国民経済

（１）国民経済の概況

オーストリアの国民経済規模は図表１－１－６に示すとおり2003年は2,261億ユーロであり、対前年伸び率は名目で2.3%、実質で0.8%であった。実質経済成長率は1998年から3年間は3%を超えていたが、2001年以降の3年間は1%前後にとどまっている。

16　ブリタニカ国際百科大事典　第3巻（1995.7.1）p376

17　矢田俊隆、田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）p11

図表１－１―６　オーストリアの国民経済規模

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003
国内総生産額（10 億ユーロ）	192.4	200.0	210.4	215.6	221.0	226.1
名目経済成長率（%）	3.9	4.0	5.2	2.5	2.5	2.3
実質経済成長率（%）	3.6	3.3	3.4	0.7	1.2	0.8

（出典）Statistik Austria (英語版), National Account, updated 8.10.2004

2003 年の経済部門別の付加価値額は、第一次産業部門 40 億ユーロ(2.0%)、第二次産業部門 617 億ユーロ(30.5%)、第三次産業部門 1,366 億ユーロ(67.5%)であり、第一次産業部門が極端に少なく、第二次産業が先進諸国の中では相対的に大きな地位を占めている。2003 年の国民１人あたり GDP は 2 万 7,930 ユーロであり、被雇用者１人あたり GDP は 6 万 5,040 ユーロ、国民１人あたりの可処分所得は 2 万 3,250 ユーロ、被雇用者１人あたりの可処分所得は 5 万 4,140 ユーロとなっている[18]。

2003 年の各経済部門の付加価値額を詳細に見ると産業別の付加価値額総額 2,023 億ユーロに対して、農林漁業部門 40 億ユーロ(2.0%)、鉱業部門 9 億ユーロ(0.4%)、工業部門 403 億ユーロ(19.9%)、電気・ガス・水供給業部門 50 億ユーロ(2.5%)、建設業部門 155 億ユーロ（7.7%)、卸小売業・自動車住宅修理業部門 263 億ユーロ(13.0%)、ホテル・レストラン産業部門 93 億ユーロ(4.6%)、運輸・倉庫・通信産業部門 153 億ユーロ（7.6%)、金融業部門 107 億ユーロ(5.3%)、不動産産業部門 346 億ユーロ(17.1%)、行政・防衛・社会保険部門 122 億ユーロ(6.0%)、その他のサービス産業部門 282 億ユーロ(13.9%)となっている[19]。観光産業が盛んであることを反映してホテル・レストラン産業部門の付加価値額が農林漁業部門の付加価値額の 2 倍を超えていることが注目される。

この 3 年間の各産業部門別付加価値額の伸び率を見ると、順調な伸びを示している部門は運輸・倉庫・通信産業部門であり、その伸び率は 2001 年 0.3%、2002 年 3.1%、2003 年 4.4%、電気・ガス・水供給業部門の伸び率はそれぞれ 5.8%、13.1%、0.3%、ホテル・レストラン産業部門の伸び率はそれぞれ 3.9%、1.2%、1.6%となっている。一方で伸び率が低いのは金融業部門であり、それぞれ－8.5%、－2.2%、－4.5%と逐年低下している。これを見ると観光産業が好調を維持しているのに対して金融業は縮小しているといえよう。金融業が縮小しているのは EU 統合に伴う競争の激化の影響であろうか。なお行政・防衛・社会保険部門の伸び率はそれぞれ－1.5%、－0.2%、0.3%であり低い伸びにとどまっている[20]。これは行政改革の努力を反映しているといえるのではな

18　Statistik Austria (電子英語版), National Account, updated 8.10.2004, Main Aggregates

19　Statistik Austria (電子英語版), National Account, updated 8.10.2004, Output approach of GDP- current prices

20　Statistik Austria (電子英語版), National Account, updated 8.10.2004, Output approach of GDP

いか。

（２）貿易[21]

2003 年のオーストリアの輸出額は 789 億ユーロであり、2004 年の拡大前の EU 諸国向けが 472 億ユーロ、東欧諸国向けが 145 億ユーロであり、国別に見ると最大がドイツ向けの 251 億ユーロで圧倒的な規模となっており、次いでイタリア向けが 71 億ユーロ、スイスとアメリカ向けが各 41 億ユーロで続いている。当然のことであるが周辺諸国向けの輸出額が多くなっている。東欧諸国向けの輸出額が近年著しく拡大しており 3 年前の 2000 年の 114 億ユーロに比較して 27.1%増加している。

一方 2003 年のオーストリアの輸入額は 810 億ユーロであり、貿易収支は 21 億ユーロの僅かな赤字となっている。EU 諸国からの輸入額が 528 億ユーロ、東欧諸国からが 115 億ユーロであり、国別に見ると最大がドイツからの輸入で 332 億ユーロと圧倒的な規模となっており、次いで日本からの輸入が 320 億ユーロとドイツに匹敵する大きな地位を占めている。この 2 国からの輸入額は 652 億ユーロに達しており、輸入額全体の 80.5%を占めている。3 番目がイタリアからで 57 億ユーロ、次いでスイスからの 33 億ユーロと続いている。日本からは圧倒的な輸入超過であり、ドイツに対しても 81 億ユーロの輸入超過、東欧諸国に対しては 30 億ユーロの輸出超過となっている。しかし 3 年前の 2000 年の日本からの輸入額は 308 億ユーロであり、この 3 年間の増加は僅か 3.9%にとどまっている。

第２節　歴史

１　序説

オーストリアは幸せとはいえない数奇の歴史を経ている。オーストリア共和国はハプスブルク帝国直系の後継国家であるが、伝統と栄光に満ちたかつての列強の一国として多くの民族を束ねていた典型的な多民族国家から第一次大戦後にはかつての帝国時代に比べて人口及び面積は数分の 1 となりドイツ民族のみから構成される一小国の地位に転落してしまった[22]。その結果自立した国家として運営していくのも困難であるとその当時国民全体が感じたため同一民族のドイツへの合邦に活路を見出そうとしたが、フランスを中心とした連合国の拒絶にあってそれも断念させられ、一小国として困難な歩みを開始することになった。

また第二次大戦後はドイツ同様にアメリカ、イギリス、フランス及びソ連の 4 カ国の占領下に置かれて国家分断の危局に遭遇したが、ドイツと異なって永久平和主義を標榜して分断国家となるのを回避するとともに、戦争中の苦難に満ちた合邦の体験からもはやドイツとの合邦に対して甘い幻想を抱くことなくオーストリア国民は独立した小国として生きていくことを固く決意して今日まで続く戦後の繁栄を築いてきた。

21　Statistik Austria (電子英語版), Business statistics, Foreign trade

22　1910 年には帝国全体で 5,000 万人を数えた人口も 1923 年には 654 万人と僅か 13%の水準に落ち込んでしまった。

オーストリアの地方自治制度もこの国の長い歴史と伝統、特に第一次大戦後の現代史の影響を深く強く受けている。そこで現代史を中心にしてこの国の歴史を記述していくこととするが、筆者は極めて歴史が好きでありその国の歴史を知らなければその国の本当の姿は理解できないという個人的信念を持っている。本書の主題を少し外れることになるかもしれないが、オーストリアは他の国と異なり前記のとおり極めて特異な歴史を経ており、その歴史的体験が後述するプロポルツなどこの国の法制度や政治の運営などに大きな影響を与えていると認識しているので、地方の実態にもできるだけ触れながら少し詳しくこの国の歴史について概観してゆくこととしたい。

この国の歴史は、①先史時代からローマ時代の前まで、②ローマ時代、③ゲルマン人の侵入から東方カロリング辺境伯領の滅亡まで、④オットー大帝による当方辺境伯領の奪回からバーベンベルク家支配時代を経てボヘミア王オットカール2世の戦死まで、⑤ハプスブルク帝国時代、⑥第一共和国の建国から第二次大戦終了まで、⑦第二共和国時代に大別できると思われる。

もちろんここで主として記述するのは、⑥及び⑦の現代史を中心とした時代であるが、そこに至るまでの①から⑤の時代についても本論に直接関係ない部分もあるが、余談としてある程度触れさせていただくこととする。特にオーストリアはこのような小国でありながら連邦制を採用していることから、その基礎をなしている各州の沿革やオーストリアへの統合の過程についてはできるだけ記述してみたい。なお各州の沿革については第4章第2節で具体的に記述したので、この節も参照していただければ幸いである。

オーストリアの地方自治に関する日本語の文献がほとんどないのに比べてオーストリアの歴史と文化については好対照をなしており、特にハプスブルク帝国時代に関する日本語の文献は極めて多い。特にマリア・テレジア女帝時代やシシーと愛称されているフランツ・ヨーゼフ皇帝の皇后であるエリザベート時代に関する文献は汗牛充棟の有様でうらやましい限りである。

ここではオーストリアの歴史に関する注23に掲げる文献に主に依拠して記述した[23]。

2　ハプスブルク帝国までの時代

（1）先史時代からローマ時代の前まで[24]

---

[23] ①大西健夫･酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）

② オーストリア連邦報道庁「オーストリア　事実と数字」（1993）

③ 江村洋「ハプスブルク家」 （1990.8.20）

④ 檜山哲彦「1章 歴史」・池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）所収（以下「池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）」とする）

⑤ 矢田俊隆「オーストリア現代史の教訓」（1995.7.27）

⑥ 矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）

[24] オーストリア連邦報道庁「オーストリア　事実と数字」（1993）p28

オーストリアには石器時代から人間が居住しており歴史的には自然史博物館に展示されているクレムス地方で発見されたヴィレンドルフのヴィーナスが有名である。また1991年にはアルプスのエッツ・タールで石器時代に生きていた冷凍保存状態の男のミイラが発見されている。

紀元前800年から同400年にかけてインド・ゲルマン語族のイリリア人が活躍してハルシュタット文明を築き、周辺地域と特産物である岩塩や金属の交換を行った。次いでケルト人が紀元前400年頃にこの地域に定住してノリクム王国を建国し、この地方の特産物である塩とシュタイアーマルク地方産の良質の鉄が交易品とされた。

（２）ローマ帝国時代[25]

ローマ人のこの地方への進出は、初めは平和的であったが、紀元前 15 年にこの地方の大部分に相当するドナウ川南岸までの地域を軍事的な支配下におき、レティア、ノリクム及びパンノニアの３属州が設置された。現在のいくつかの主要都市はこの時代のローマ都市をその淵源としており、ウィーンはウィンドボナ、ザルツブルクはイゥヴァヴム、ブレゲンツはブリガンティウムを各々その起源としている。ウィーンの東方にあったパンノニア属州のカルヌントゥームはこの地方における当時最大のローマ都市であり、最盛期の人口は2万人に達していたと推定されている。

（３）ゲルマン人の侵入から東方カロリング辺境伯領の滅亡まで[26]

紀元166年から180年にかけてゲルマン人が最初にこの地方に侵入し、3世紀にはアレマン人、さらに5世紀にはフン人などが侵入してローマ帝国は滅亡した。5世紀後半には東ゲルマン人のゴート人などとランゴバルド人がこの地域に定住した。ランゴバルド人が568年にイタリアに去ると、6世紀には東方からアジア系のアヴァール人とスラブ民族が侵入して、この地方の西部に定着した農耕民族のバイエルン人と対峙した。バイエルン人は次第にケルンテン地方にまで勢力を扶植したが、789年から790年にかけてシャルルマーニュ大帝に敗北してフランク帝国に併合された。

これらの動乱によりローマ都市は弱体化していった。キリスト教は4世紀にこの地域に初めて布教され、パッサウ、レーゲンスブルク及びザルツブルクの３司教区が設置されてこの地方の開拓に力を注いだ。フランク帝国のシャルルマーニュ大帝が803年にアヴァール人を破ってドナウ川中流域までその支配下に入れ、アヴァール人に対抗するために東方の要衝カロリング辺境伯領を設置したが、9 世紀末にマジャール人に滅ぼされてしまった。このカロリング辺境伯領であるオストマルクが国家としてのオーストリアの淵源と見ることができる。

（４）オットー大帝による東方辺境伯領の奪回からバーベンベルク家支配時代を経てボヘミア王オットカール2世の戦死まで[27]

25　Ibid., p28

26　オーストリア連邦報道庁「オーストリア　事実と数字」（1993）p29　及びブリタニカ国際百科大事典　第３巻（1995.7.1）p375

27　オーストリア連邦報道庁「オーストリア　事実と数字」（1993）pp29－33　及びブリタニカ国際百科大事典　第３巻（1995.7.1）pp375－376

955 年に神聖ローマ帝国のオットー大帝がマジャール人を破って東方辺境伯領を奪回することに成功したが、この地方はこの戦役でマジャール人と戦ってウィーンの森にまで進出して戦功を上げたバイエルン出身の貴族バーベンベルク家のレオポルト 1 世に 976 年に与えられた。

996 年にオスタリッヒ（ostarrichi）という地名が古文書に初めて出現する。その後、この地方はオストマルク、オスターラントなどとも呼ばれたが、ラテン語のアウストリアという言葉は 12 世紀から使用されている。

当初のバーベンベルク家の居城はおそらくメルクにあったが、その後東方に移動して 1156 年に同家のハインリッヒ 2 世がウィーンに居城した。同年にハインリッヒ 2 世はバイエルンの返還と引き換えに、神聖ローマ皇帝フリードリッヒ 1 世バルバロッサ赤鬚帝によりオーストリアのバイエルンからの完全独立とこの地方の領主の地位を辺境伯から公爵へ昇格することが承認された。

同家により 1200 年頃までにこの地方の開拓と移住が盛んに行われてドイツ系住民の比率が高くなり、同家によって設立された修道院が後のオーストリア文化の中核となった。聖職叙任権闘争中に皇帝の味方をした同家はバイエルンのミュール地区の大部分を授与され、1192 年に同家のレオポルト 5 世は相続契約によりシュタイアーマルク公爵領を入手した。レオポルト 5 世は同年に十字軍に参加し、アッコンをめぐる戦いでイギリスのリチャード獅子心王と諍いを起こし十字軍遠征の帰路で捕虜にして莫大な身代金と引き換えに釈放したことで歴史に名高い。

13 世紀前半には同家の下で宮廷文化が花開き、吟遊詩人や後期ロマネスク建築が隆盛を極めた。しかし 1246 年に男系のない同家のフリードリヒ 2 世がライタ川の戦いでハンガリーに敗れた結果同家の領地は周辺国の争奪の対象になり、同家最後の王の娘と結婚したボヘミア王オットカール 2 世が同家の領地を手に入れ、更にシュタイアーマルクも支配下におき、相続契約によりケルンテンも手に入れた。この結果オットカール 2 世の勢力はボヘミアのズデーテン地方からアドリア海に達する広大な地域に及んだ。その後大方の予想に反してハプスブルク家のルドルフ 1 世が 1273 年に神聖ローマ皇帝に就任して神聖ローマ帝国の大空位時代（1256－1273）に終止符を打つこととなると、出頭義務がありながら 3 度の召喚に応じなかったオットカール 2 世は「帝国追放」を宣告されて、1276 年夏にドナウ川支流マルヒ川のほとりの激戦でルドルフに敗れて陣没し、その結果上下オーストリア、シュタイアーマルク、ケルンテンなどのバーベンベルク家の旧領がハプスブルク家のものとになった[28]。

3　ハプスブルク帝国時代[29]

28　江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp27-28

29　本稿のハプスブルク帝国時代に関する記述は、江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20)に最も依拠しており、当時の政治や社会に関する記述は、主に矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）に依拠している。これ以外にオーストリア連邦報道庁「オーストリア　事実と数字」（1993）、バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20)、池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）などを参考文献として利用した。

オーストリア史の専門家である矢田俊隆はハプスブルク家の歴史を次の6期に大別しているが[30]、ここでは記述の便宜上在位した君主を時代区分の基準にして述べることとする。

① 同家の成立以来、初めてドイツ皇帝に選ばれてオーストリアを領有するまで（10世紀―1283年、約300年間）
② フェルディナント 1 世によるボヘミア及びハンガリーの獲得まで（1283―1526、243年間）
③ 皇帝カール6世の死まで（1526―1740、214年間）
④ ウィーン会議まで（1740―1814、74年間）
⑤ アウスグライヒ（和協）まで（1814―1867、53年間）
⑥ 第一次大戦末の帝国解体まで（1867―1918、51年間）

（1）帝国の形成前まで

ハプスブルク家のルドルフは当時スイス東北部からドイツ南西部にかけてのライン川上流地方を本拠とする貧弱な勢力しか有していなかったが、諸侯に弱体な皇帝になることを期待されて有力者で本命だったオットカール2世を抑えて皇帝に就任した。アーヘンで戴冠式をあげたルドルフはドイツ諸侯の期待を裏切り、前記のようにオットカール2世を敗死させてバーベンベルク家の旧領を入手して強力な勢力を樹立した。1282年にルドルフはオーストリア公爵領とシュタイアーマルク公爵領を2人の息子に分与した。

1291年にルドルフが死ぬと長男のアルプレヒトが同家の後継者となったが、その勢力を諸侯に警戒されて神聖ローマ皇帝には選挙されず、ナッサウ公爵家のアドルフが選出された。しかし数年後に夭折したためアルプレヒトが皇帝に選任されたが、1305年に甥のヨハンに襲撃された死亡した[31]。その後フリードリヒ 3 世を最後として同家は1世紀にわたって神聖ローマ皇帝位から排除され、1315年のモルガルテンの戦いや1386年のゼムパハの戦いでスイス誓約同盟軍に敗れた同家は次第にライン川上流部の旧領を喪失していった。

「建築王」と称された有能なルドルフ4世の時代に同家はチロル伯爵領とヴィンド辺境伯領の一部を入手した。また彼はこの地方ではプラハに次いで古いウィーン大学を創設し、聖シュテファン大聖堂の拡張を指令した[32]。しかしながら14世紀半ばに皇帝カール4世により最終的に定められた帝国基本法「金印勅書」で神聖ローマ皇帝を選挙する権利が認められた7選帝侯（ボヘミア王、ブランデンブルク公爵、ザクセン公爵、プァルツ宮中伯、マインツ大司教、ケルン大司教、トリーア大司教）には同家は選ばれなかった。ただしルドルフ4世も古文書を偽造して帝国唯一の「大公国」を僭称して着々と領土を拡大していった。同家は分割相続制を採用していたためルドルフ4世の死後、同家の所領は3つに分割されて約90年間その状態が継続し、同家の勢力は弱体化した。

---

30 矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」(1977.10.27) p3

31 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp30-32

32 ルドルフ4世については、菊地良生「ハプスブルクをつくった男」（2004.8.20）に詳述されている。中世の領主の思惑と行動がよく理解できる。

分割された3つの所領とは、①上下オーストリア、②内オーストリア（シュタイアーマルク、ケルンテン、クライン、イストリア及びトリエステ）並びに③チロル及びフォアアールベルクであり、その間に旧領であったスイスの領土を更に喪失したが、一方で現在のフォアアールベルク州の一部を獲得した。この結果 14 世紀のうちに今日のオーストリア共和国のほぼ全土がハプスブルク家の世襲領となった。

アルプレヒト5世は皇帝ジーグムントの娘エリザベートと結婚してルクセンブルク家の領地の相続を確実にした。ボヘミアではフス派の宗教改革と農民運動が結合して1428年にはフス派の軍がウィーンまで迫ったが、彼はこれを撃破して 1437 年にボヘミア、1438年にはハンガリーの王位を継承した。また彼は1438年にドイツ王に就任して130年振りにドイツ王位が同家に戻り、以後わずかの期間を除いて 1806 年の帝国の解体までドイツ王位と皇帝位は同家の下にとどまった。なおドイツ王とは戴冠する前の神聖ローマ帝国君主の称号である。

1439 年にアルプレヒト 5 世が死ぬと、世継ぎのラディスラウスが大公位を承継したが若死にし、その後見人であったシュタイアーマルク公及びケルンテン公のフリードリッヒがオーストリア大公フリードリッヒ 5 世となり、その勢力が弱体であったゆえに1452 年に神聖ローマ皇帝フリードリッヒ 3 世に選挙されてオーストリアとシュタイアーマルクなどの領地が再統合されたが、ボヘミアとハンガリーでは同家の王統が絶えて別の王家となった。フリードリッヒ 5 世の時代に同家の勢力は衰え、ハンガリー王マーチャーシュ 1 世はオーストリアの全土を一時的に支配し、1485 年にはウィーンを占領してフリードリッヒ 5 世を追放した。

しかし彼は1452年にポルトガルの王女エレオノーレと結婚し、1459年に長男マクシミリアンが生まれると、彼は神聖ローマ皇帝であることを利用してブルゴーニュ公国のシャルル突進公に息子マクシミリアンと同公国の唯一の後継者であるマリアとの結婚をしぶしぶ認めさせることに成功して、次の帝国時代への発展の基礎を築くこととなった。

（2）帝国の形成

マクシミリアンがブルゴーニュ公国のマリアと婚約してから半年後の 1477 年 1 月にシャルル突進公はスイス人との戦いで陣没した。同年 8 月に約束どおりマリアと結婚することにより彼はその時代でもっとも豊かであったブルゴーニュ公国を手中に収めることに成功した。二人の間には後のフィリップ美公とマルガレーテの二人の子供が誕生したが、妻マリアは1482年3月に結婚後わずか4年半で落馬により死亡し、息子のフィリップがわずか4歳でブルゴーニュ公国を継承した[33]。それに対してフランス王ルイ 11 世が介入して同公国内ではフランドルを中心にマクシミリアンに対する反乱が起こったが、彼はそれを次々と鎮圧していった[34]。このころ前記のとおりハンガリーのマーチャーシュ1世の大軍がウィーンを含むオーストリアを制圧してフリードリッヒ5世はリンツに難を逃れたが、マーチャーシュ1世が病没したことによりマクシミリアンはその死後の内乱に乗じてハプスブルク家の所領を回復するのに成功するとともに、その頃チロ

---

[33] 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) p51

[34] Ibid., pp52-54

ルの継承にも成功した[35]。彼は1486年に神聖ローマ皇帝の継承者であるローマ王に選出された。1493年に父親のフリードリッヒ5世が亡くなったが、その翌年には彼は持参金とイタリアにおける戴冠を求めてミラノのスフォルツァ家のビアンカと再婚した[36]。

アラゴン王フェルナントの提案によりマクシミリアンの息子フィリップは1496年8月にフェルナントの王女フアナと、マクシミリアンの娘マルガレーテは1497年4月にフェルナントの王子フアンと二重に結婚した。しかしフアンは結婚後わずか半年後に亡くなり、マルガレーテはフアンの子を懐妊していたが死産であった。カスティーリャ女王イサベルの死後、フィリップは1504年にフェリペ1世としてカスティーリャ王国を継承した。フィリップにはカールとフェルディナントの2人の息子と4人の娘の合わせて6人の子供が生まれたが、スペイン王国の唯一の継承者であるフアナは精神に異常をきたしていった。1506年にフィリップ美公もブルゴスで28歳の若さで亡くなり、その長男カールがスペイン王国全体を統治することになった[37]。

一方マクシミリアンは1521年5月に孫のフェルディナントとハンガリーのヤゲロー王朝の王女アンナと、1522年1月に同王朝の王子ラヨシュと孫娘のマリアとの二重結婚を成立させた。1526年にハンガリー王ラヨシュ2世がモハッチの戦いでオスマン・トルコ軍に敗れて戦死したため、ハンガリーの王位はフェルディナントの手に帰した。この時ボヘミア王位はハンガリー王が兼ねていたためボヘミアもフェルディナントに帰すこととなり、これを契機として以後約400年に及ぶ両国に対するハプスブルク家の宗主権が確立された[38]。

上記の結果、スペイン王カルロス1世が君臨するスペイン王国はスペイン及びその新大陸の植民地（1580年から1640年にかけての60年間はポルトガルがスペインに併合されていたのでポルトガル本土とその新大陸の植民地も含む）、ブルゴーニュ公国、ナポリ王国、シチリア及びサルディニアを領有するだけでなく、1519年に祖父のマクシミリアン皇帝が亡くなると、カルロス1世はライバルのフランソワ1世を退けて皇帝に選出され1520年10月にアーヘンで神聖ローマ皇帝カール5世としての戴冠式を盛大に行い、祖父と同様にドイツを中心とする広大な領域をも統治することとなった。また弟フェルディナントはオーストリア大公、ハンガリー王及びボヘミア王となり、ハプスブルク家はわずか半世紀のうちに欧州及び新大陸において空前の大帝国を支配する最盛期を迎えることになった[39]。カールは1530年2月にイタリアのボローニャでも神聖ローマ皇帝の戴冠式を行い、1531年1月にアウグスブルクで弟フェルディナントをローマ王に指名した。この後2世紀間は皇帝の嗣子や親族がローマ王に指名されることが慣例となり、14世紀半ばに定められた帝国基本法「金印勅書」に基づく選帝侯による皇帝選挙は有名

---

35 Ibid., pp54-58

36 Ibid., pp62-63

37 Ibid., pp70-72

38 Ibid., pp72-75

39 Ibid., pp90-91

無実化された[40]。

その2年前の1529年にはオスマン・トルコのスレイマン大帝が直卒する12万人の大軍にウィーンは包囲されて陥落寸前の危機を迎えたが、2週間の攻防の後に全力を挙げて総攻撃を敢行しても市壁を突破できずにトルコ軍が撤退したためウィーンは危地を脱することができた[41]。トルコに対抗するため1535年にイスラム教徒の海賊の根拠地チュニスにカール5世が直卒する大艦隊を出動させてチュニスを陥落させることに成功した[42]。カール5世の主要な敵はオスマン・トルコだけではなくトルコやドイツの新教徒と気脈を通じているフランスのフランソワ1世であり、1525年にパヴィアでフランソワ1世を捕虜にしてフランス王に不利な条約を結ぶことにより釈放したものの、その条約は反故にされてしまい約30年間にわたってフランソワ1世との戦いが続けられる。もうひとつの敵はドイツのプロテスタント諸侯であり、諸侯は反ハプスブルクのシュマルカルデン同盟を結成してカールに対抗したが、同盟は1546年から1547年にかけて皇帝軍に撃滅され、1548年のアウグスブルクの帝国議会で皇帝カールの権力は絶頂に達した[43]。しかし1552年にインスブルックでザクセン公モーリッツによる不意打ちの夜襲攻撃を受けて命からがら逃走し、皇帝の権威は失墜する。その後1555年にはアウグスブルクの宗教和議が結ばれ、カトリックとプロテスタントは同権とされて各領邦の宗教は領主の宗教によることとされた[44]。

この広大な領土を一人で統治することは困難であるので、マクシミリアン1世の時代にスペイン系とオーストリア系で領土を分割統治することに決定され、神聖ローマ帝国の皇帝位についてはカールとフェルディナントの間でスペイン系とオーストリア系で交互に就任するという取り決めがなされたが、結局カールの後にスペイン系が帝位につくことはなかった[45]。カールは1555年から1556年にかけて領土の各地で退位式を行い、退位後はスペインの山荘で静かに余生を過ごして1558年9月に没した[46]。

（3）スペイン系ハプスブルク家

スペイン王国は1571年のレパントの海戦前後にカールの息子フィリップ2世の時代に絶頂期を迎えたが、ネーデルラントにおける反乱と1588年のスペイン無敵艦隊の敗北に象徴されるイギリスの台頭により16世紀の末から衰退に向かった。

スペイン系とオーストリア系に分裂したハプスブルク家は血の純潔を維持するため近親結婚を繰り返したためその弊害はその後スペイン系に顕著に現れた[47]。きわめて病弱で嗣子がない4代目のカール2世で後嗣が絶えて同家が断絶することがかねてから明

---

40 Ibid., pp98-99

41 池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）p25

42 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp107-109

43 Ibid., pp110-111

44 Ibid., pp112-114

45 Ibid., pp114-115

46 Ibid., p119

47 Ibid., pp123-125

らかだったため、その跡目を争うフランス、オーストリア及びバイエルンの列強が干渉して干戈を交えたスペイン継承戦争が戦われた。オーストリアのハプスブルク家は当時皇帝の実弟で後に皇帝となるカール6世とプリンツ・オイゲンの奮戦で戦闘を有利に展開してほぼスペインの継承を確実にしていたが、1711年4月に皇帝ヨーゼフ1世が急逝したことと、再びスペイン系とオーストリア系がカール6世の下に合体して強国が誕生することを恐れた同盟国のイギリス及びオランダの反対に遭遇し、1713年のユトレヒトの和約でスペイン王国はルイ 14 世治下のブルボン家の王朝が継承することとなり、スペインはハプスブルク家の支配を離れることとなった。しかしこの戦争の結果オーストリア系はスペイン系の領土であったベルギー、ミラノ、ナポリなどを確保することができ、オーストリア系の力は強化された。

（4）その後のオーストリア系ハプスブルク家

16世紀を通じてオーストリア系ハプスブルク家は弱体であり、スペイン系の影響下にあった。フェルディナント1世は在位8年、その子のマクシミリアン2世は在位12年で没し、マクシミリアン2世の子ルドルフ2世の在位は36年あったが、プラハ城にこもって趣味的な生活を送るのみで政治的には無力であった。これに対抗してその弟マティアスが兄の支配権の一部を要求し、1612 年にルドルフ 2 世が死ぬと皇帝に即位したが、在位7年で没した[48]。1619年にその後をルドルフ2世の従弟フェルディナント2世が継いだ。

フェルディナント2世はイエズス会で厳しいカトリック教育を受けた人物であり徹底した新教徒の弾圧を行った[49]。1618年には30年戦争の火蓋が切られ旧教側のワレンシュタインや新教側のスウェーデン王グスタフ・アドルフなどが活躍したが、戦況は全体的には皇帝軍が優勢で1635年にプラハの講和が結ばれた。しかしルイ13世治下のフランスが新教側に味方して介入し、宰相リシュリューはスペインと神聖ローマ帝国に攻め込んだ。1637年にフェルディナント2世が死ぬとその子のフェルディナント3世が跡を継ぎ父と同様厳格な旧教の擁護者として熱心に戦ったが、スペインと帝国の財政は長年の戦争で逼迫して継戦が不可能となり、1648年にウェストファリア条約が結ばれて30年戦争は終結した。この結果フランスにはアルザスを、スウェーデンにはポンメルンを割譲するとともに帝国内の領主は政治上及び宗教上の主権を確立して帝国は有名無実化してドイツは荒廃して弱体化する一方、フランスの勢力が強化されてルイ 14 世の下で最盛期を迎えることとなる[50]。

フェルディナント4世となるはずであった兄が即位の2ヶ月前に急死したため聖職者となるための教育を受けていた弟が1658年にレオポルト1世として即位し1705年までほぼ半世紀にわたり統治したが無力な皇帝であり 1683 年にオスマン・トルコの大軍がウィーンを襲撃するという情報が入ると防衛戦を指揮するどころかさっさと逃亡する

---

48 Ibid., pp131-134

49 Ibid., pp135-137

50 Ibid., pp138-141

始末であった[51]。この時大宰相カラ・ムスタファ率いる 9 万人或いは 17 万人とも呼号されたオスマン・トルコの大軍勢がウィーンを 2 か月間攻囲したが、わずか 1 万 6,000 人の守備兵がトルコの来襲に備えて 20mから 30m の厚さに大改造された強固なウィーンの市壁に拠って堅守した。攻城法は前回より格段に進歩しておりイエニチェリ軍団は爆薬を使った地下からの攻撃も実施した。もはや降伏しかないと思われた時にマリア・テレジアの夫フランツ・シュテファンの祖父であるロートリンゲン公カールを総帥とする 5 万 5,000 人の救援軍が正面突破を避けて警戒の弱いウィーン北方のカーレンベルク山上から殺到してトルコ軍を撃退することに成功した[52]。

サヴォイ公オイゲン（1663－1736）はサヴォイ地方の出身であり「プリンツ・オイゲン」と通称されるが、ルイ 14 世の宰相マザランの係累で母親がルイ 14 世の寵愛を受けていたため当時王の御落胤との噂があったとの記述もある[53]。当初はルイ 14 世に仕官しようとしたが、風采が上がらなかったために断られてハプスブルク家に仕官することになった。しかしオイゲンは軍事的天才であり、ウィーンを攻囲したトルコ軍をブダペストからハンガリー奥地に追撃する戦闘で頭角を現し、1688 年には堅固な要塞であったベオグラードを攻略した。1697 年には皇帝軍総司令官に就任し、タイス河畔のゼンタの戦いでトルコ軍を殲滅して同家のドナウ川流域の支配を確実なものにした。オイゲンはレオポルト 1 世からカール 6 世までの 3 代の君主に仕えて同家の興隆に大いに貢献した[54]。1699 年にはトルコとの間にカルロヴィツ条約が調印されて両国の国境が画定され、この国境線は 1718 年のバナート及び 1775 年のブコヴィナ併合を除いて 1878 年までほぼ 180 年間の長期にわたり基本的に維持された[55]。なおこれらの土地の所在が何処なのかわかりにくいが、他の土地も含め下記注記載の略図は簡明でわかりやすい[56]。

1705 年のレオポルト 1 世の死後、長男のヨーゼフ 1 世が即位した。父と異なって勇猛で積極的であり、嗣子なくして絶えようとしていたスペイン王国の継承に闘志を燃やしたが、前記のとおりあと一歩というところで 1711 年に急死し、弟のカール 6 世が跡を継いだ[57]。ユトレヒトの和約でスペイン王国の領土の一部を得て勢力を強化した同家はカール 6 世により海外発展を目指し海港トリエステを振興して東インド会社を設立した[58]。またカール 6 世は 1713 年に国事証書（相続順位法）を制定して同家の伝統であった分割相続制を長子相続制に改めた。これは文字通りの目的だけでなく彼に男子の相続人がいなかったため娘のマリア・テレジアへの相続を確実にする意図もあった。この

---

51 Ibid., pp142-144

52 池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）pp25-26

53 Ibid., p27

54 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp144-145　及び池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）p28

55 バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) pp9-10

56 丹後杏一「ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義」（1997.1.31）p340　関係地図　1780 年前後のハプスブルク帝国

57 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp146-147

58 Ibid., pp148-149

相続順位法は領土を割譲するなど相当の犠牲を払って国際的な承認を得たが、1740 年にカール 6 世が急逝すると列国が干渉するオーストリア継承戦争（1740－1748）が勃発する。

（5）マリア・テレジアとその後の時代

カール 6 世の死から 2 ヵ月後にプロイセン王フリードリヒ 2 世（大王）はシレジアを占領する。フランス、スペイン、ザクセン及びバイエルンがプロイセンに味方し、オーストリアは苦境に陥る。マリア・テレジアはプレスブルク（現在のスロヴァキアの首都ブラティスラヴァ）にあったハンガリーの国会に乗り込み、ハンガリー貴族に 5 ヶ月にわたって真心を込めて協力を要請する。元来同家に反抗的だったハンガリー貴族は彼女の熱誠に打たれて援軍の派遣を了承する[59]。オーストリア継承戦争の結果オーストリアはボヘミア王国に属していた多数のドイツ人が住むシレジアを失うとともに 1742 年に皇帝位はヴィッテルスバッハ家に移ったが、同家のカール 7 世が在位わずか 3 年で亡くなったため 1745 年に皇帝位はマリア・テレジアの夫であるフランツの下に戻ることになる[60]。なお彼女の夫フランツ・シュテファンはロートリンゲン家の出身であったため、王朝の名称は彼女の結婚以降は正式にはハプスブルク・ロートリンゲン家となる。

この苦境を乗り切るため彼女は近代的な中央集権体制の確立を志向した二次にわたる大改革に着手した。君主の最高諮問機関として枢密院（Staatsrat）が設置され、中央政府から派遣された官僚に地方を監督させ、裁判所を行政機関から独立させるとともに、国勢調査を実施し、軍隊の士官教育を強化し、病院を建設して衛生制度を改善し、教育を教会の支配から解放し、修道院の新設を禁止し、祭日を削減した。

マリア・テレジアは彼女の改革の必然性を「政治遺言」の中で次のとおり語っているという[61]。 オーストリア国家の弱点は、その国家が歴史的事情により糾合された数多くの領邦の複合体に過ぎず何らの民族的地域的統一もなかったことと、形式的には 16 世紀以来全領地を統括する中央集権的な官僚機構を有していたが、これらの機構の大臣や高官が各領邦の等族勢力と緊密に関係しており、いわば等族国家の実態にあったという 2 点が強く指摘されているということである。

この時代に以下のように行政体制が整備されていった[62]。

1742 年にはオーストリア政庁から分離させて外交と皇帝家の事務を行う内閣が設立され、1749 年にはオーストリアとボヘミアの政庁を統合した行政上及び財政上の中央官庁としての役割を果たす管理庁がウィーンに設立された。同年には各領邦に王領地を含めて行政と財政を管轄する政庁[63]（Repräsentation und Kammer）が設置された。また

---

59 Ibid., pp163-164

60 Ibid., p165

61 丹後杏一「ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義」（1997.1.31）p26

62 矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）p25

63 「州政庁」という訳語を使用している文献もある（丹後杏一「ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義」（1997.1.31）p25）。

地方機関としてオーストリアとボヘミアに管区官[64]（Kreisamt）が配置されて管区内の都市と農村を管轄下におき、その長官（Kreishauptmann）は君主によって任命され、地方貴族の手を経ることなく君主が直接臣民を掌握することを可能にする体制が構築された。マリア・テレジア時代の貴族や都市の様子は次のようであった[65]。

地方貴族は人種や民族にかかわらず自己をオーストリア人であると規定し、宮廷の大貴族の使用言語はコスモポリタン的で当初はフランス語かイタリア語であったが、後にドイツ語となった。都市の使用言語は帝国の何処でもすべてドイツ語であり、都市の文化もすべてドイツ的であり、都市の名称もドイツ語の名称が別に使用された。またプラハやブダペストの住民の大部分はドイツ人であり、市会の事務処理の言葉もドイツ語であった。このように当時の都市はその民族とは無関係にドイツ的性格を有しており、ドイツ人とは一つの階級的名称で商人を意味していた。

1756 年に宰相カウニッツによりフランスとの間にベルサイユ条約が結ばれて外交革命が実現して宿敵ブルボン家との同盟が成立し、またロシアのエリザベータ女帝も加わって 3 国同盟が実現すると、フリードリヒ 2 世は前回同様に機制を先してザクセンに進入し、7 年戦争（1756－1763）が勃発する。フリードリヒはベルリンを占領されるなど大苦戦して敗北の瀬戸際まで行ったが、幸運にも 1762 年 1 月にロシアのエリザベータ女帝が急死し、その後継者のピョートルがフリードリヒの心酔者であったことからロシアが戦線から脱落したため 7 年戦争は終結し、シレジアは永久に同家の手を離れることになった。前記の通り彼女による国家改造と 7 年戦争を通じて国力を強化した同家は列強に蚕食される脅威から脱することができ列強の一国としての地位を確立しえた。

1765 年に夫フランツが亡くなると息子がヨーゼフ 2 世として皇帝に即位して母とともにオーストリアの共同統治者となり、1780 年に母が亡くなると単独統治者となった。ヨーゼフ 2 世は代表的な啓蒙専制君主であり急進的で性急な改革者であった。医療や教育などの社会奉仕を行わない 700 以上の修道院が廃止されイエズス会は解散させられた。また 1781 年に宗教寛容令が発令されプロテスタントの諸宗派なども自由に宗教活動を行い国家の役職に就任することができるようになった。更に 1781 年には農奴制が廃止され、職業の変更や土地を離れることもできるようになった[66]。しかし各方面から強硬に反対されると改革を撤回するなど彼の政策は朝令暮改で一貫性を欠いていた[67]。ハンガリーの独立性を無視してオーストリアの制度を画一的に押し付けようとしたが、強力な反対にあって撤回せざるを得なかった。このようにヨーゼフは急進的な改革を志向したが、ベルギー内の反乱やハンガリーの猛反発などの多くの混乱を抱えたまま 1790 年に死亡した。またヨーゼフは母の敵だったフリードリヒ 2 世と協調行動をとり母の反対にもかかわらずロシアのエカテリーナ女帝とともにポーランド分割に参加した[68]。ヨー

---

64 「郡庁」という訳語を使用している文献もある(Ibid.)。

65 矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）p30 注 10

66 バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p20

67 江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) p195

68 Ibid., pp185-186

ゼフの後はトスカナ大公だった弟のレオポルト２世が継いだ。大公時代には立憲制への移行を真剣に検討した開明的で優秀な皇帝だったが即位後わずか 2 年で 1792 年に亡くなってしまう。オーストリアにおいてはマリア・テレジア(在位 1740－80)、ヨーゼフ 2 世（1780－90）及びレオポルト２世(1790－92)の３君主が啓蒙絶対君主の系列に属すると位置付けられるのが通例である（ただしマリア・テレジアについては啓蒙絶対君主とは異質であるという見方もある）が[69]、いずれにしろレオポルト２世の早すぎる死により僅か 52 年でオーストリアにおける改革の時代は幕を閉じてしまったのである[70]。

（６）帝国の衰亡

レオポルト２世には 16 人の子供があり、そのうち 12 人が男子で皆父に似て有能だったが、長男のフランツだけが平凡な人物だった[71]。しかし相続順位法に従ってフランツが即位して「善良な王」として現状維持の政策をとり結果的に神聖ローマ帝国最後の皇帝となった。フランツ 2 世が即位した時には既にフランス革命が始まっており、即位後はナポレオンとの戦いに苦闘することになる。1804 年にはナポレオンがフランス皇帝と自称したのに対抗して、フランツは「オーストリア皇帝」フランツ 1 世を名乗り 1806 年には自ら神聖ローマ帝国の皇帝位を退位し、この年をもって 962 年に誕生して 844 年も続いた神聖ローマ帝国は名実ともに消滅した。前述したとおり神聖ローマ帝国の仕組みでは「ローマ王」は神聖ローマ皇帝の承継者の称号であり、「ドイツ王」は未だ戴冠していない神聖ローマ帝国君主の称号であるが、ハプスブルク家出身のドイツ王は 18 名、神聖ローマ皇帝は 14 名を数えた[72]。

ナポレオンの退位により 1814 年 9 月から 1815 年 6 月までウィーン会議が開催されてオーストリアの宰相メッテルニヒが主導する反動的な新秩序であるウィーン体制が成立した。この結果オーストリア帝国は従来断続的部分的に保持されてきたロンバルディア、ヴェネツィアなどの北イタリア、ザルツブルク、イストリア及びダルマチアを併合したが、マクシミリアン以来の旧領であるネーデルラントとドイツ内に散在していた領土を失ったことにより帝国はその領土を東方に集約することとなった[73]。また神聖ローマ帝国が消滅した結果ドイツにはオーストリアとプロイセンを盟主とする 30 数カ国からなるドイツ連邦が成立しオーストリアが常任議長の職についた。

ウィーン会議後のハプスブルク帝国における諸民族の状況は次の通りであった[74]。帝国を構成した民族はドイツ人、マジャール人、スロベニア人、クロアチア人、セルビア人、イタリア人、チェコ人、スロヴァキア人、ルテニア人（ウクライナ人）、ポーランド

69　丹後杏一「ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義」（1997.1.31）p47。ヨーゼフ 2 世及びレオポルト２世の改革について本書に詳しく紹介されている。

70　江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp199-200　及びバーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p22

71　江村洋「ハプスブルク家」(1990.8.20) pp200-201

72　菊地良生「ハプスブルクをつくった男」（2004.8.20） p 4

73　バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p25

74　矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）p48

人及びルーマニア人の 11 の民族であった[75]。諸民族の帝国内における立場はかなり異なっており[76]、ドイツ人とマジャール人は合わせて帝国人口の約半数を占めており政治的社会的に優越した地位にあった。これに次ぐのがチェコ人、ポーランド人、クロアチア人及びイタリア人であり、最下層に主として農民であるそれ以外の 5 民族が位置していた。帝国内だけに居住していた民族はチェコ人、スロヴァキア人、スロベニア人、マジャール人及びクロアチア人の 5 民族であったが、それ以外の 6 民族は帝国外に居住する者の方がより多いというきわめて複雑な民族構成となっていた。この帝国外部に居住している集団の人数の方が多い民族による帝国に対する遠心力が民族主義の進展によりその後強まり、1918 年に最終的に帝国が解体する大きな要因となった。

また帝国を構成する民族を過去に輝かしい歴史を有するマジャール人、チェコ人及びポーランド人のような歴史的民族とそうでない非瀝史的民族に分けることができ、歴史的民族は過去の歴史上の栄光ある最大領土を懐かしむ傾向があり、諸民族間の軋轢の一要因となった。諸民族の社会構造も異なっており[77]、前記のようにほとんどが農民からなる経済的な力のない民族とドイツ人、マジャール人、イタリア人及びポーランド人のように多くの富裕な土地貴族や中産階級をもち経済的な力を有する民族に分かれていた。また人口の約 80%がカトリックであったが、チェコ人とマジャール人にはプロテスタントの影響が残っており、セルビア人とルーマニア人の中にはギリシャ正教徒もいた。

1835 年にフランツが亡くなると知能の発達が遅れていたにもかかわらず世襲の原則に従い長男フェルディナントが即位したが、国政は 1836 年に設置された国務会議の手に委ねられた。1848 年に 2 月革命が勃発し反動体制を主導したメッテルニヒが失脚すると、この動乱期をフェルディナントで対処することは無理であることが明白であった。フェルディナントには嫡子がなく相続順位法によるとその弟フランツ・カールが即位することとなるが本人に即位の意思がなかったため 1848 年 2 月にその長男であるわずか 18 歳のフランツ・ヨーゼフが即位した。

この 2 月革命の後に欧州各地域でそれ以前の反動的な体制を打破し憲法を制定して「平等」と「連邦主義」を原理とする新しい国家の構築が模索されたが、オーストリアにおいては失敗した。しかしこの時代にやはり多民族複数宗教国家であったスイスはこのふたつの原理に基づく新しい民主的連邦制の国制を確立することに成功し、これ以降人種的、言語的、宗教的に平等な行政が行われるようになりオーストリアにおけるような民族的な激しい対立が表面化することは避けられたのである[78]。

2 月革命が勃発すると帝国を構成する諸民族が反乱を起こしたが、イタリアの反乱を制圧したラデツキーに代表される将軍たちが青年皇帝を補佐して奮戦し、独立を宣言し

75　帝国内の民族分布は、アラン・スケッド著、鈴木淑美・別宮貞徳訳「図説　ハプスブルク帝国衰亡史　千年王国の光と影」（1996.5.10）付表の「民族分布図」を、また民族別人口の推移は、同書付表の「帝国内における民族別人口　1843 年~1910 年」を参照されたい。

76　矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）p49

77　Ibid.,p50

78　Ibid.,p60　注 4

て最後まで抵抗したハンガリーなどの諸民族の蜂起を鎮圧することに成功した。1848年7月以後立憲作業に従事した憲法制定国民会議は自由主義的で連邦主義的な憲法草案を作成し、直接選挙で選ばれる人民院（Volkskammer）と州議会から派遣される連邦院（Länderkammer）からなる国民議会が設けられたが、宰相のシュヴァルツェンベルクは1949年3月に武力で議会を解散して保守的で中央集権的な欽定憲法が発布された。この憲法下では二院制の議会が設けられ下院は制限選挙制であり上院は州議会代表と貴族から構成されたが、この憲法も1851年末には廃止されて絶対主義国家に逆戻りしてしまった[79]。

フランツ・ヨーゼフは謹厳な皇帝であり朝5時に起床して夜11時に就寝するという日課を終生維持して職務に精励したが頑固な保守主義者であり新規なものを拒絶した。この時代には官僚制が整備されて帝国内のどこでも同じ制度が運用されるようになった。フランツ・ヨーゼフは68年間在位したが、この皇帝の下でオーストリア帝国は衰亡していく運命にあった。それを象徴する3つの出来事が同帝の治世初期のわずか10年に満たない間に生起した。これらの出来事が生起した結果として、その時代以前にハプスブルク帝国が一定の実効的支配を行ってきたドイツとイタリアに対する帝国の影響力が決定的に失われるとともに帝国の一部であったハンガリーの独立性が強化されることになったのである[80]。

第一の出来事は1859年の北イタリアのマジェンタ・ソルフェリノにおけるフランスに支援されたサルディニア王国に対する敗戦であり、これによりオーストリア帝国はイタリア領のロンバルディアを喪失した。さらにその2年後統一イタリア王国が成立してヴェネツィアを除いてすべてのイタリア領を失うことになる[81]。この敗戦を契機にそれまでの絶対主義に対する反省が起こり、さまざまな改革が実施された。1860年3月に皇帝が任命する皇族、僧俗貴族、高級文武官、有力民間人、州議会の推薦者から構成される「強化された帝国議会」が招集されて連邦主義者が多数を占めたので、フランツ・ヨーゼフは同年10月に「10月勅書（Oktoberdiplom）」と呼ばれる憲法を発布した。これにより帝国全体にかかわる事項以外はすべて州議会の権限とされ、州議会選出の帝国議会議員が増員された。またこれに基づきハンガリーに旧来の憲法を許可するなどの自治を初めて付与した。この憲法は更に翌年2月に「2月憲法」として改定された。この憲法は中央集権を再度強化し、僧俗貴族や勅撰議員からなる貴族院と州議会選出議員からなる衆議院の二院制の帝国議会が設置されて州議会の権限は制限された。また州議会の選挙区と選挙権には著しい民族的差別がありドイツ人の中産階級に有利な制度となっていた[82]。

第二の出来事は1866年のボヘミアのケーニヒスグレーツにおけるプロイセンに対する敗戦であり、この結果オーストリア帝国はドイツ統一から締め出されて北ドイツ連邦

---

79 Ibid.,p136

80 江村洋「ハプスブルク家」（1990.8.20）pp219－223

81 Ibid., p220

82 矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）pp140－142

が形成され、その後普仏戦争を経てプロイセンに主導されたドイツ帝国が成立してゆくことになる[83]。北ドイツ連邦にはこの普墺戦争でオーストリアに味方した南ドイツ地方のバイエルン、バーデン、ヴュルテンベルク及びヘッセン・ダルムシュタットの４国は加盟できなかった[84]。またこの敗戦によりヴェネツィアをイタリアに割譲せざるを得なくなったが、これらはオーストリアにとって実に悲劇的な事態であった。過去 600 年間にわたり大きな役割を果たしてきたドイツからの追放とイタリアに対する支配権の喪失というオーストリア帝国にとって地政学的に極めて重大な敗北となり、オーストリア帝国はこの頽勢を挽回することが終にできなかった。

第三の出来事はケーニヒスグレーツの敗戦を契機とした1967年のアウスグライヒ（和協）によるオーストリア＝ハンガリー二重帝国の成立であり、これによりハンガリーは独自の憲法、議会及び政府を持つ独立した王国となり、内政に関する完全な自治権を確保した[85]。フランツ・ヨーゼフはオーストリア領に対しては皇帝の称号を用い、ハンガリー領に対しては国王の称号を用いた[86]。軍事、外交及び財政を所管する３つの官庁により実質的に両国は結合しており、この分野の政務は両国を代表する共通大臣により処理され、彼らは両国の議会から各々60 人ずつ選出される代理委員会（Delegation）と呼ばれる一種の共通議会に責任を負うこととされた。また通貨と郵便制度は共通であったが、通商、租税及び鉄道に関しては共通財務大臣の所管ではなく両国が独立国として協定を結ぶという方式が採用された[87]。両国の国境はドナウ川支流のライタ川であり、オーストリアの領土はツイスライタニア（ライタ川此岸国）、ハンガリーの領土はトランスライタニア（ライタ川彼岸国）と呼ばれた。ただしこのアウスグライヒは帝国内の支配的な地位から除外されたドイツ人又はハンガリー人以外の諸民族の王朝体制に対する強い敵意を生み出す結果となり、1918 年の悲劇に帰着することになる。

ハンガリーもオーストリアと同様に第一次大戦後にその国土を大幅に失うという悲劇に遭遇した。北部スロヴァキアは旧チェコ・スロヴァキアへ、南西部クロアチア及びスラヴォニアは旧ユーゴスラビアへ、東部トランシルヴァニアはルーマニアへと割譲させられ、国土のほぼ 7 割と人口のほぼ 6 割を喪失した[88]。

このアウスグライヒを認める代償としてドイツ人の自由派をなだめるため 1867 年 12 月に帝国の崩壊まで約半世紀有効だった新憲法である 12 月憲法が発布され、絶対主義の時代から立憲政治の時代へとオーストリアは歩みを進めた。国会は皇族・貴族・聖職者・勅撰議員からなる貴族院（Herrenhaus）と制限・間接選挙により選ばれる衆議院（Abgeordnetenhaus）の二院制であり、内閣の国会に対する責任の原則を認め、司法

83　江村洋「ハプスブルク家」（1990.8.20）pp220-221

84　バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p57

85　江村洋「ハプスブルク家」（1990.8.20）pp221-223

86　バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p58

87　矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.1027）p147　及びバーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) p58

88　池内紀　監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）p34

権の独立を保障し、大審院を設置して個人の権利を保障し、信仰と教育の自由も保障された[89]。

1873 年 4 月の法律により選挙法が改正され[90]、次第に政党も設立されてゆく[91]。第一共和国時代までの二大政党のひとつであるキリスト教社会党はウィーンの法律家でウィーン市長を勤めたルエーガーがウィーンとアルプス地方の中小商工業者や教権主義の自営農民などの下層中産階級に属するドイツ人を組織したものであり、帝国に対する忠誠と反ユダヤ主義を主張した[92]。もうひとつの主要政党であるオーストリア社会民主党はヴィクトル･アードラーの指導下に 1888 年 12 月から翌年 1 月にかけて第 1 回党大会が開催され、階級闘争による経済秩序の変革を目指すハインフェルト綱領が採択された[93]。この 12 月憲法を基礎とする政治体制が 1918 年まで継続してゆくのである。1907 年 1 月には普通選挙制度が初めて導入され、社会民主党が 87 議席、キリスト教社会党が 66 議席、ドイツ民族主義派が 30 議席を獲得した。ドイツ民族主義派は地主、資本家、上級聖職者を支持基盤としていた[94]。

４　現代史

（1）第一共和国

1914 年 6 月 28 日のサラエボにおけるハプスブルク家の皇位継承者フランツ・フェルディナント皇太子と愛妻ゾフィーの暗殺に端を発した第一次世界大戦にオーストリア＝ハンガリー帝国は敗北した。その結果 1918 年の秋に帝国を構成していた諸民族が民族自決の原則に基づいて次々と独立したため、オーストリアは人口 5,000 万人を超えたかつてヨーロッパに覇を唱えた由緒ある大国の地位から人口 700 万人に満たない一小国家に転落してしまうという主要国では前例のない不幸な歴史を体験することになった。

第一次世界大戦に突入したときの皇帝フランツ・ヨーゼフは 1916 年に死去したが、その即位当時の帝国について、アラン・スケッドは次のように詳細に描写している[95]。「フランツ・ヨーゼフが 1848 年に皇帝位についたとき、帝国領はざっと次のとおりだった。（1）オーストリア世襲領（上オーストリア大公国、下オーストリア大公国、シュタイアーマルク公国、カルニオラ公国、ケルンテン公国、チロル州、フォアアールベルク州、ガリツィア州、グラディスカ州、イストリア辺境伯領、トリエステ市）、（2）ハンガリー王国（ハンガリー王国、クロアチア王国、スロベニア王国、フィウメ市、トランシルヴァニア公国､クロアチア･スロベニア及びセルビア･ハンガリーの軍事境界線）、

89　矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.10.27）pp155－156

90　第 7 章第 1 節参照。

91　矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.10.27）pp160－161

92　矢田俊隆、田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）pp62-63

93　大西健男・酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）pp16-17

94　Ibid., 19

95　アラン・スケッド著、鈴木淑美・別宮貞徳訳「図説　ハプスブルク帝国衰亡史　千年王国の光と影」（1996.5.10）はじめに。なお引用は文章の一部を省略改変し地名などの表記は慣用に基づき適宜変更した。

（3）ボヘミア王国（ボヘミア王国、モラヴィア辺境伯領、上・下シュレジェン公国）、（4）ロンバルディア・ヴェネツィア王国、（5）ガリツィア王国及びクラクフ公国、（6）ブコヴィナ公国、（7）ダルマチア王国、（8）ザルツブルク公国

ハプスブルク家の領地面積はヨーロッパではロシアに次いで広大であり、総人口は3,750 万人で、民族別に見ると、ドイツ人（800 万人）、マジャール人(550 万人)、イタリア人(500 万人)、チェコ人(400 万人)、ルテニア人(300 万人)、ルーマニア人(250 万人)、ポーランド人(200 万人)、スロヴァキア人(200 万人弱)、セルビア人(150 万人)、クロアチア人（150 万人弱)、スロベニア人(100 万人以上)、ユダヤ人(75 万人)、その他（ジプシー、アルメニア人、ブルガリア人、ギリシャ人など 50 万人以上）となっている。」

このような広大だった国土が寸断されたことによりかつて帝国内で形成されていた経済的一体性は解体されてしまったため、そのままではオーストリアは国として自立してゆくことができないとほとんどの国民が認識し、同様に敗戦国となった同一民族であるドイツへの統合を大多数の国民が求めた。しかしこのことは連合国特にフランスの許容するところとならず、その結果オーストリアはかつての栄光に満ちた帝国の支配者の地位から滑り落ちて文字通り惨めな敗残国として再出発しなければならなかった。

このようにして発足した共和国の現代史について参考となる諸文献に基づいて簡単に要約するとおおむね以下のとおりであるが、これらの文献で少しずつ記述に微妙な差異があったので適宜取捨選択して記述したところである[96]。ただし文献ごとの異同について注記することは本書の性格上煩瑣になるため、申し訳ないが逐一注記しなかった。

1918 年 11 月 3 日に連合国との休戦条約が締結されて第一次世界大戦が終結した。同月 11 日には皇帝カール 1 世が国務の執行を放棄して帝国が崩壊したため、その翌日に臨時国民議会は、オーストリアを 11 月 9 日に成立したドイツ共和国の構成部分である共和国であり、その国名を「ドイツ系オーストリア」とすると宣言して第一共和国が成立した。1919 年 2 月 16 日に憲法制定国民議会の選挙が行われ、社会民主党が 72 議席、キリスト教社会党が 69 議席、ドイツ民族主義派が 26 議席を獲得し[97]、3 月 15 日には社会民主党のカール・レンナーを首班とする社会民主党とキリスト教社会党の連立政権が発足した。同年 3 月には隣国ハンガリーに共産主義政権が成立し、ドイツでも社会主義革命運動が高揚すると、同年同月にオーストリア国内ではハンガリー革命の波及を阻止するため社会民主党が主導する社会化委員会が発足して経済部門の計画的社会化が推進されたが、同年夏にハンガリーの革命政権が反革命軍によって打倒されたためにその活動は停止した[98]。

96　オーストリア現代史の部分の執筆にあたり最も参考にした文献は、矢田俊隆、田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）及び大西健男・酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）であり、それ以外に執筆にあたり参照した主な文献は、矢田俊隆「オーストリア現代史の教訓」（1995.7.27）、加賀美雅弘「ハプスブルク帝国を旅する」（1997.6.20）などである。

97　矢田俊隆、田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）付録 p42

98　大西健男・酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）pp22-23

1919 年 10 月には戦勝国との間に締結された講和条約であるサン・ジェルマン条約が国民議会で批准され、諸民族の独立による帝国領土の喪失だけでなくトリエステと南チロルのイタリアへの割譲をも承認させられた。これら両地域のイタリアへの割譲と幸せとは言えない両地域のその後の歴史について我が国では余り知られていない。本題から外れるが旧ハプスブルク帝国の各地域について紹介した文献[99]にトリエステに関する記述を発見したので、これに基づいて下記注でトリエステについてごく簡単にその経緯を紹介する[100]。南チロル問題については前掲の矢田俊隆・田口晃「オーストリア・スイス現代史」に詳述されている。これに前掲の加賀美雅弘「ハプスブルク帝国を旅する」の記述を加えて南チロルについてもその歴史的な経緯をまとめると下記注のとおりである[101]。

1920 年 10 月 1 日には国法学者であり純粋法学を確立した大学者であるハンス・ケルゼン（Hans Kelsen）が起草したオーストリア連邦共和国憲法が採択され、オーストリアは諸州によって構成される連邦国家となった。このオーストリア連邦共和国憲法はそ

99　加賀美雅弘「ハプスブルク帝国を旅する」（1997.6.20）

100　トリエステは 1382 年以来のハプスブルク家の領土であり、前述のスペイン継承戦争直後の皇帝で始めて海外発展を志向したカール 6 世によりウィーンの外港として整備が進められ、南部鉄道が 1857 年にウィーンからトリエステまで全線開通すると帝国の最重要港湾となり、1913 年の人口は 24.7 万人を数え、ウィーン、ブダペスト、プラハに次ぐ帝国第 4 の都市に成長した。しかしイタリア領に編入されるとイタリアはヴェネチィア港を保護するためにこの都市の企業活動を制限したためトリエステは衰退してゆく。第二次大戦後にはイタリアとユーゴスラビアとの間にトリエステをめぐって領土争いが起こり、結局市街地のみがイタリア領として残り、郊外はユーゴスラビア領に編入されて旧市街から数 km の所に両国の国境線が引かれた結果、この地域の分断が決定的となった。その後冷戦の影響で東西の交流は著しく減少し、イタリアはトリエステについては軍港機能に特化しヴェネチィアとジェノヴァに経済活動を集中したため更に停滞を深めた。しかし冷戦が終結すると東西の交流が活発化し観光客も著しく増加するなど現在のトリエステはハプスブルク帝国時代の活況を取り戻しつつある。

101　南チロルの現在の正式名称はイタリアのトレンチーノ・アルト・アディジェ特別自治州(人口 94 万人、州都トレント)内のボルツァーノ自治県（人口 46.5 万人、県都ボルツァーノ）であるが、この地方もトリエステと同様 14 世紀にチロル伯爵家がハプスブルク家と縁戚になって以来のハプスブルク領であり、オーストリアのチロル州の名称は南チロルにあるチロル村に由来するということである。イタリアに割譲された南チロルはトレンチーノと合わせてひとつの州に統合され、南チロルに住んでいた旧オーストリア系住民はムッソリーニ政権時代に、道路表示のイタリア語化、学校の授業からのドイツ語の追放、名前のイタリア語化など母語であるドイツ語の使用禁止、公職からの占め出しといった非人道的な同化政策に苦しめられた。またこの同化政策の効果がないことが明らかになると、今度は工場労働者として多くのイタリア人のこの地域への入植が推進された。1939 年に結ばれたドイツとイタリアのベルリン秘密協定に基づいてこの地域の住民はどちらかの国籍の選択を迫られた結果、86%がドイツ国籍を選択して 7 万人の旧オーストリア系住民はオーストリアに強制移住させられた。第二次大戦後も南チロルのオーストリアへの復帰は認められず、1946 年のイタリア講和条約付属文書であるパリ協定で南チロルにおけるドイツ語による教育、2 カ国語を併用した道標などのドイツ語の公用語化や政治的自治が認められた。しかしイタリアは自治地域をボルツァーノだけでなくトレンチーノ州全域を含めて設定したため、この自治地域には旧オーストリア系住民の 2 倍以上のイタリア人が住むこととなった。この結果南チロルの政治的自治は形骸化されたため旧オーストリア系住民はこれに憤慨して長期にわたる深刻な争いが引き起こされることになった。1961 年には南チロルの過激派による爆弾テロ事件が発生するなど紛争は泥沼化したため国連の場で解決が模索された結果、1969 年になって 50 年に及ぶ南チロル問題にようやく最終的な解決が実現した。

の後何度も改正されているが、現行憲法となっている。ドイツ、オーストリア及びスイスとドイツ民族を主体とする諸国家はすべて諸州によって構成される連邦制度が採用されており、ドイツとスイスについてはその歴史的経緯から連邦制度採用の理由は明らかである。しかしオーストリアについては人口も少なく地方自治制度との関連が深い連邦制採用の歴史的経緯が明瞭でないので、何故連邦国家になったのかいろいろ調べてみたものの、その歴史と国民感情に由来していることだけは確かであるが、決定的な理由はよくわからなかった。

1920 年 6 月に軍隊に対する指導権をめぐって連立を構成する二党が対立して連立政権は崩壊し、その後一時的にキリスト教社会党のミハエル・マイヤーを首班とするプロポルツ政権が引き継ぐが、1920 年 10 月 17 日に新憲法下で初の国民議会選挙が行われてキリスト教社会党が第一党となりマイヤーは留任した。この選挙の結果社会民主党は政権を離脱し、その後は第一共和国時代を通じて政権に復帰することはなかった[102]。1922 年夏にはインフレが亢進し貨幣価値は暴落して経済危機を迎えるが、同年秋に経済再建を目指したイギリス、フランスなどによるジュネーブ協定が締結されて、オーストリアは事実上列強の経済的な管理下におかれることとなった[103]。

1922 年にイタリアでファシズムが勝利するとオーストリアでもファシズム運動が活発化した。ファシズム団体が護国団を結成すると社会民主党は組織労働者を基盤として共和国防衛同盟を結成してこれに対抗し、両者が実力行使により対決するようになった。力を増した護国団は社会民主党の牙城ウィーンに向けて進撃を開始し 1928 年 10 月にはウィーナーノイシュタットで護国団は示威行動を行い、5 万 5,000 人の共和国防衛同盟員及び組織労働者と 1 万人の武装護国団員が対峙して衝突の危険が高まり、1 万 2,000 人の国防軍と警察官が動員されるという事態にまで立ち至った[104]。世界大恐慌を契機として左右両勢力の対立が激化して内戦の危機が高まり 1932 年 5 月にはキリスト教社会党とファシスト団体の政治組織である祖国連合によるエンゲルベルト・ドルフス政権が発足した。1933 年 3 月にはドルフス政権は議会を閉鎖して言論、出版及び結社の自由を統制し、社会民主党と共和国防衛同盟を事実上非合法化するクーデターを断行した。同年 5 月には同政権の政治組織である祖国戦線が結成された[105]。1934 年 2 月にはリンツにおける護国団と共和国防衛同盟の武力衝突を契機としてウィーンなどの各地で共和国防衛同盟員が武装蜂起したが、ドルフス政権により鎮圧されて社会民主党と共和国防衛同盟は非合法化された。同年 6 月にはドルフスはムッソリーニと同盟するが、これにより国内の親ドイツ系のナチス勢力との対立が激化し、同年 7 月にはナチ党の武装集団が大統領官邸を襲撃してドルフスは殺されてしまう。同年 9 月にはクルト・シュシュニクが首相となり渋々ヒトラーと妥協を重ねてゆく。ドイツの圧力が強まる中で 1938 年 3 月にシュシュニクはオーストリアの独立擁護に関する国民投票の実施を決断するが、ヒ

---

102 矢田俊隆、田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）pp78-79

103 大西健男・酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）p24

104 Ibid., p26

105 Ibid., p27

トラーはその即時中止とシュシュニクの退陣などを求め、ついに同月 12 日にはドイツの軍隊がオーストリアに侵入を開始し、翌 13 日にはドイツへの合邦が決定されることになる[106]。

ドイツ合邦後はこの国は「領邦オーストリア」となる。ヒトラーはオーストリア色を徹底的に払拭するため「オーストリア」を「オストマルク」に改めさせ、更に「アルペンガウ・ドナウガウ」に改めさせた[107]。オーストリア人の一部は合邦を歓迎し、ナチスに積極的に協力した。オーストリアのナチス党員は 70 万人、親衛隊員（SS）も 2 万人を数えたということである[108]。1939 年 9 月にはナチス・ドイツの第三帝国の一部として第二次世界大戦に参戦する。旧オーストリア軍はドイツ国防軍第 17 軍管区及び第 18 軍管区に編入されるが、旧軍の将校の 3 分の 1 は退役させられている。大戦によるオーストリア人の戦死者は 24 万 7,000 人、捕虜は 50 万人と人口の割に大きな犠牲を払い、1945 年 5 月に敗北する[109]。

（2）第二共和国

戦後はドイツと同様に国土はソ連軍、アメリカ軍、イギリス軍及びフランス軍に分割占領され、ウィーンも 4 カ国の共同管理となる。ソ連軍の占領地域は下オーストリア州、ブルゲンラント州及び上オーストリア州北半分、アメリカ軍の占領地域は上オーストリア州南半分とザルツブルク州、イギリス軍の占領地域はケルンテン州とシュタイアーマルク州、フランス軍の占領地域はチロル州とフォアアールベルク州であった。ウィーンもベルリンと同様にソ連軍の占領地域内の孤島となった。占領軍の最高機関として連合国理事会が設けられた[110]。

このようにドイツとまったく同様に国土が東西の両陣営に分断される危機を迎えたが、第一次大戦後に最初に民主政府を樹立したカール・レンナーが今回もうまくスターリンの了承を取り付けて 1945 年 4 月 27 日に再度暫定政府の首班に就任して第二共和国が成立した。この政府の閣僚の構成は社会民主党 11 名、国民党 9 名及び共産党 9 名であり当初はソ連占領地域の一部にしか実効支配が及ばなかったが、やがてその他の地域も同政府を支持するようになり、同年 10 月 20 日には同政府は連合国理事会の承認を受けることができた。同年 11 月 25 日に全国を対象にした国民議会議員選挙が実施されたが、他の国と同様にこの国でも見られたソ連軍の暴行に対する国民の反発もあり、投票結果は国民党 50%(85 議席)、社会民主党 45%(76 議席)の支持に対して共産党に対する支持はわずかに 5%(4 議席)に過ぎなかった[111]。このようにしてオーストリアにひとつの統一政府が成立し、かろうじて国家の分断を回避することに成功した[112]。運が悪ければオー

---

106 Ibid., pp27-28

107 Ibid., p30

108 Ibid., p30

109 Ibid., p31

110 Ibid., pp33-34

111 Ibid., p34

112 この間の興味深い経緯は、矢田俊隆「オーストリア現代史の教訓」第 6 章に詳しく紹介されている。

ストリアもドイツや朝鮮のような分断国家の仲間入りをせざるを得なかったわけであるから国家の運命のきわどさがよくわかる。

1955年5月15日には占領を終結させる国家条約が調印されてオーストリアは永世中立国として再発足する。これは1953年のスターリンの死を契機として東西両陣営の雪解けムードが高まり、ソ連も緊張緩和を進める必要を感じてオーストリアをドイツ問題から切り離すことを認めた結果である。1955年4月にソ連とオーストリアとの間でモスクワ覚書が結ばれ、その中でスイスと同様の永世中立を約束することとなった。この背景としてオーストリアはドイツと異なり第二次大戦の犠牲者であったと国際的に認識させた外交上の成功が大きかったと言われている[113]。

第二次大戦後における連邦政府の政権構成の推移を見ると、後述するように[114]1945年から1966年までの22年間の長期にわたり国民党と社会民主党の二大政党が大連立を組んで連邦政府を組織してきたが、1966年から1970年までは国民党の単独政権、その後は1983年までの13年間は社会民主党のクライスキー単独政権が続くこととなる。1983年から1987年までは社会民主党と自由党の連立政権、1987年から1999年までの12年間は再度長期にわたる社会民主党と国民党の連立政権の時代となり、1999年から現在までは国民党と自由党の連立政権が継続している。1999年には極右のハイダー・ケルンテン州首相を党首とする自由党と国民党との連立政権が成立することに対して他のEU14カ国はこれに嫌悪感を示してオーストリアとの公的接触を推進せず、オーストリア要人の訪問を受け入れない等の二国間措置を発動するという事態が生じたことは記憶に新しい。

このオーストリア現代史を見るにつけ、特にその第二次大戦後の歩みは我が国の歴史との類似性に親近感を覚えないわけにはいかないものがある。我が国が第二次大戦後に平和憲法を採択せざるを得なかったのと同様に、いやそれ以上にオーストリアは国家の分断を回避するため占領国のひとつであったソ連を融和する必要から永世中立国となり徹底した中立非同盟主義を選択した。我が国とオーストリアの異なる点は我が国が平和憲法を制定しつつ日米同盟を国の根幹にすえたのに対して、オーストリアは武力の真空地帯となる危険を回避するためスイスと同様に現実的な武装中立政策を採用したことである。なおオーストリアの採用した永世中立政策に対する東西両陣営の評価と東西両陣営の境界に国が位置したことから、ウィーンはニューヨーク、ジュネーブと並ぶ第三の国連都市となり、国際原子力機関（IAEA）等の国連諸機関の本部所在地となるとともに石油輸出国機構（OPEC）本部などの国際組織も立地している[115]。

113　大西健男・酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）p38

114　第2章第6節2を参照。

115　ウィーンについてももう少し触れると、東西対立の時代にはこの都市は文字通り東側に大きく入り込んだ西側世界の突端に位置しており、その地理的位置（ウィーンの東方約50kmにスロヴァキアの首都ブラチィスラバがある）と国際都市でもあったことから東側の人々も数多く滞在しており、街の中にはどことなく哀調を帯びた東側の息吹が漂う旅愁をそそる街だった。またウィーンは16世紀のかつてのカール5世のハプスブルク帝国が形成された時代はともかくとしても、18世紀から20世紀初頭にかけては英、仏、独（普）、露と並んで古典的なパワー・ポリティクスを展開する欧州5列

第一次大戦後にドイツへの合邦を望んで連合国の冷たい拒絶にあって深く絶望したオーストリアが、第二次大戦勃発の 1 年前に結果としていわば戦争に動員されるためにドイツに併合されるという深刻な不幸を体験したためドイツへの合邦に深く幻滅し、第二次大戦後はドイツから離れて独自の道を歩むことを選択したことも注目される。いわばオーストリアは小国として生きていく覚悟を固めたといえよう。

さらに前述したとおり戦間期における左右の政治勢力の対立の先鋭化と武装化による内戦の危機が亡国の原因となったという深刻な反省を踏まえ、戦後のオーストリアの政治では「プロポルツ」（比例配分制民主主義とも言われている）と呼ばれる野党を含めた政策の異なる政党同士が連立政権を形成する妥協の政治が中央政府においても州政府や地方自治体においてもほぼ全国的に展開された。またこのプロポルツは政府や自治体だけでなく経営者団体、労働者団体、農業団体などの経済団体やスポーツ団体などの社会的な組織にまで広範に適用されている。ある意味ではこれは一種の協同組合的な国家形態に近いと言えるかもしれない。

第二次大戦直後の一時期に共産党が政権に参加したことを除くと中央政府は 1945 年から 1966 年までの長期にわたって国民党と社会民主党の二大政党の大連立による政府が組織された。その後も単独政権の時代は短く、連立の組み合わせは異なるものの連立政権が続いていることは前述のとおりである。連立政権が好まれることとプロポルツが成立した理由は、戦争中に政治犯の収容所で生活を共にせざるを得なかったかつて武装して内戦を戦った左右両派の関係者達は収容所生活を通じてお互いを理解するところとなり、亡国の原因について深刻に反省するとともに戦後に平和が回復したときには和解し妥協して政治を運営してゆくことができるという確信が形成されたのだと聞いている。

このように 20 世紀前半のオーストリアの現代史は不幸なものであったが、それはヨーロッパ諸国全体についても相当程度当てはまるものである。これらの体験、特に武装衝突にも突き進んだ先鋭な政治的対立は不幸な結果しか生み出さないことを肝に銘じて自覚したオーストリア国民は戦後には穏健な民主政治体制を確立することに成功し、二大政党に依拠した長期間にわたる大連立政権が形成されて地方政治も含めて大多数の国民の合意と妥協による政治運営が実現されたことに歴史に学んだオーストリア国民の叡智を見ることができるといえよう。

強のひとつの首都として大いに繁栄し、ナポレオン戦争後には「会議は踊る」と称された華やかなウィーン会議の舞台にもなった。オーストリア以外のかつての 4 列強の首都は現在では巨大都市であるが、ウィーンだけが国全体の人口がこれらの 4 大国の首都を含めた大都市圏域の人口に相当する程度の比較的少ない人口にとどまっている。しかしながらオーストリアが小国となったために現在では第 2 節２（２）で示したようにウィーンの入れ物としての都市の器には十分余裕があり、逆にしっとりと落ち着いた佇まいを見せている。かつてオスマン・トルコの攻囲から街を堅守した城壁を撤去して 19 世紀に造られたリンク・シュトラーセ(大環状道路)は今でも広々としており、沿道にはオペラ座、ブルク劇場、国会議事堂、市庁舎、美術史美術館、自然史博物館などの壮麗な建物が立ち並び、建設当時と変わらない美しい景観が今日でも維持されている。

第２章　連邦国家機関

第１節　国民議会

１　立法権

連邦の立法権は国民議会が連邦参議院とともに行使すると定められており[116]、国民議会の所在地は連邦の首都ヴィーンとすること、非常事態の期間については、連邦大統領は連邦政府の要請により国民議会を連邦の領域の他の場所で召集することができると定められている[117]。

２　選挙制度

国民議会の選挙制度の大綱については連邦憲法第 26 条に規定されている。選挙制度については、連邦、州及び市町村の各々の選挙制度について第 7 章でまとめて記述するので、ここでは国民議会の選挙制度についてその概略のみを記すこととする。

選挙権者は満 18 歳以上のオーストリア国民、被選挙権者は満 19 歳以上のオーストリア国民とされている。国民議会議員の任期は 4 年である。

３　国民議会の召集、開会、立法期間及び会議の開催

（１）常会

連邦大統領は毎年１回、９月 15 日以降翌年７月 15 日までの間の会期で常会のために国民議会を召集すると定めている[118]。

（２）臨時会

連邦大統領は臨時会のための国民議会も召集できること、連邦政府又は国民議会若しくは連邦参議院の議員の少なくとも３分の１の要求があった場合には連邦大統領はその要求が連邦大統領に到達してから遅くとも２週間以内に臨時会のために国民議会を召集しなければならないこと、その国民議会の召集には副署を必要としないこと、国民議会議員又は連邦参議院の要求に基づく臨時会の召集の場合には連邦政府の提案を必要しないこととされている[119]。

（３）閉会中の国民議会の開会

連邦大統領は国民議会の議決があった場合には閉会中の国民議会の開会を宣言するものと定めている[120]。

（４）立法期間

116　連邦憲法第 24 条

117　連邦憲法第 25 条第１項及び第２項

118　連邦憲法第 28 条第１項

119　連邦憲法第 28 条第２項

120　連邦憲法第 28 条第３項

国民議会の立法期間は原則として４年と定められており[121]、同一立法期間内において国民議会が新たに開会したときには立法作業は国民議会の最後の会議の閉会の時の状態に従って継続されること、国民議会はその閉会に際してその作業を継続するため立法作業を個別の委員会に委嘱することができると定められている[122]。

（５）会議の招集

国民議会議長は国民議会の開会中に個別の会議を召集するとさだめており、その手続きとして、開会中に国民議会の議院規則に関する連邦法において定められた数以上の国民議会議員又は連邦政府が会議の開催を要求した場合には、国民議会議長はその要求が議長に到達してから遅くとも８日以内に会議を開催しなければならないと定められている[123]。

４　国民議会の解散

（１）　連邦大統領による解散

連邦大統領は国民議会を解散することができること、この連邦大統領による国民議会の解散は同一事由につき１回に限られること、国民議会が解散された場合には、連邦政府は新たに選出される国民議会が遅くとも解散後 100 日以内に集会できるように国民議会の選挙を実施しなければならないと定められている[124]。

（２）自主解散

国民議会はその立法期間の終了以前に簡潔な法律により自ら国民議会の解散を議決することができると定められている[125]。

（３）解散後の立法期間の継続

国民議会の自主解散の場合にも、国民議会議員の任期満了後の場合と同様に新たに選出される国民議会が集会する日までその立法期間は引き続き継続すると定められている[126]。

５　国民議会の組織

（１）議長

国民議会は国民議会議員の中から議長、第二議長及び第三議長を選出すると定められている[127]。

同条に基づいて取得した管理権限の執行について国民議会議長はこれに関する最高の権限を有する者であり、これらの権限を自己の権利として行使すること、国民議会議長

121　連邦憲法第 27 条第１項

122　連邦憲法第 28 条第４項

123　連邦憲法第 28 条第５項

124　連邦憲法第 28 条第１項

125　連邦憲法第 28 条第２項

126　連邦憲法第 28 条第３項

127　連邦憲法第 30 条第１項

は同条によって排他的に与えられた管理権限内の事項に関する限りにおいて命令を発することができると定められている[128]。

（２）議院規則

国民議会は特別な連邦法に基づいて運営されること、国民議会の議院規則に関する連邦法は国民議会議員の少なくとも半数が出席し投票数の３分の２以上の多数によってのみ議決できると定められている[129]。

（３）議会事務局

国民議会議長の下に議会事務局が任命されること、後述する連邦参議院に関する事項に係る議会事務局の内部組織は、この憲法に基づいて連邦参議院に配分された任務の処理に当たって命令権が当然に帰属する連邦参議院議長の了解のもとに定めることとされている[130]。

議会事務局職員の任命及びその他の議会事務局職員の人事に係るすべての権限は国民議会議長に帰属すると定められている[131]。

国民議会議長は議会の任務を遂行するための院内の各会派に議会事務局職員を割り当てることができると定められている[132]。

６　国民議会の議決の要件

国民議会の議決の要件として、連邦憲法又は国民議会の議院規則に関する連邦法において特段の定めがある場合を除き国民議会議員の３分の１以上が出席すること及び投票の絶対多数が必要であると定められている[133]。

７　会議の公開

国民議会の会議は公開であると定められている[134]が、その例外として、国民議会の議長又は国民議会の議院規則に関する連邦法において定められた数以上の国民議会議員が要求し、かつ国民議会が傍聴人の退出を議決した場合には国民議会の公開は停止されると定められている[135]。

８　議員の発言及び投票の無問責

公開された国民議会及びその委員会の会議における弁論について国民議会議員はその

128　連邦憲法第 30 条第６項

129　連邦憲法第 30 条第２項

130　連邦憲法第 30 条第３項

131　連邦憲法第 30 条第４項

132　連邦憲法第 30 条第５項

133　連邦憲法第 31 条

134　連邦憲法第 32 条第１項

135　連邦憲法第 32 条第２項

責任を問われないと定められている[136]。

また国民議会議員は、職務を行使するために行った投票に対して如何なる場合にも責任を問われることがなく、職務を行使するために行った口頭又は文書による表現に対しては国民議会によってのみその責任を問うことができると定められている[137]。

９　国民議会議員の不逮捕特権

国民議会議員の犯罪行為については、犯罪実行中の現行犯逮捕の場合を除いて犯罪行為の嫌疑のある国民議会議員については国民議会の同意があった場合にのみ逮捕することができること、また国民議会議員に対する家宅捜索についても同様に国民議会の同意を必要すると定められている[138]。

ただしその例外について下記のとおり定められている[139]。

国民議会議員の行為が当該議員の政治活動と如何なる因果関係もないことが明らかな場合には、当該国民議会議員を国民議会の同意がなくてもその犯罪行為の嫌疑により逮捕することができるが、関係議員又はこれらの審査を委嘱された常任委員会の委員の３分の１が要求した場合には、その当該議員を逮捕しようとする官庁は当該議員の行為が当該議員の政治活動と如何なる因果関係もないことについて国民議会の決定を得なければならないとされている。この要求があった場合において当該国民議会議員の逮捕が犯罪実行中の現行犯逮捕の場合には、当該官庁は国民議会議長に遅滞なく当該逮捕の事実を通知しなければならない。

関係議員又はこれらの審査を委嘱された常任委員会の委員の３分の１が上記の要求をした場合には、当該官庁によるすべての訴追行為は直ちに終結するか又は中断しなければならないこととされている。

訴追の任にある官庁による国民議会議員逮捕許諾要求に対して、８週間以内に国民議会が逮捕の許諾について決定しなかった場合には国民議会の逮捕の同意は得られたものとされること、国民議会議長は、国民議会がこの問題について適時に議決ができるように国民議会議員の逮捕の許諾の要求について遅くとも８週間の期間満了の前日までに評決に付さねばならないこと、国民議会の休会中の期間はこの期間に算入されないと定められている[140]。

国民議会議員の犯罪実行中の現行犯逮捕の場合には、訴追の任にある官庁は国民議会議長に遅滞なく逮捕の事実を通知しなければならないこと、この場合において、国民議会又は国民議会が休会中の場合には当該事項の審査を委嘱された常任委員会が要求した場合には、訴追の任にある官庁は当該議員の拘留を中止するか又は訴追自体を中止しな

136　連邦憲法第 33 条

137　連邦憲法第 57 条第１項

138　連邦憲法第 57 条第２項

139　連邦憲法第 57 条第３項

140　連邦憲法第 57 条第４項

ければならないと定められている[141]。

なお議員資格の失効の時点を超えて存続する議員の不逮捕特権は新たに選任された国民議会が集会される日に終了すると定められている[142]。

また国民議会議員の不逮捕特権についての詳細な規定は国民議会の議院規則に関する連邦法によると定められている[143]。

10　主要委員会及び常設小委員会

国民議会はその議員の中から比例代表の原則に基づいて主要委員会を選出すると定められており[144]、必要が生じた場合には主要委員会は国民議会の会期外の期間であっても召集されるものとすると定められている[145]。

主要委員会は、連邦憲法で規定された権限を委譲するためにその委員の中から常設の小委員会を選出すること、常設小委員会委員の選出は比例代表の原則に基づいて行われなければならないこと、常設小委員会にはこの原則を尊重して主要委員会において代表されているすべての政党について少なくても１名の委員が選任されなければならないこと、国民議会の議院規則に関する連邦法において常設小委員会がいつでも召集され会合することができるように規定されなければならないこと、国民議会が連邦憲法第 29 条第１項に基づいて連邦大統領により解散された場合には連邦憲法に基づいて本来国民議会の主要委員会に帰属している権限は常設小委員会に委譲されると定められている[146]。

連邦法により、連邦政府又は連邦大臣の一定の一般的な行為が主要委員会との合意を必要とすること、また連邦政府又は連邦大臣の一定の一般的な行為について連邦政府又は連邦大臣から主要委員会に報告しなければならないことを規定することができるとされており、またこれに関する詳細な規定、特に両者間で合意に達しない場合の取り扱いについては、国民議会の議院規則に関する連邦法によって定めると規定されている[147]。

緊急事態における経済上の規制に関する主要委員会の権限について、住民及びその他の消費者にとって不可欠の重要性を有する経済的な財及び消費財の継続的な生産及び供給を確保するための規制措置に関して所管連邦大臣が布告を発令する場合には国民議会の主要委員会の同意を予め得なければならないこと、緊急事態の布告及びその布告を撤回するために特別な立法措置に同意する主要委員会の議決を行う場合には、少なくても主要委員会の委員の半数が出席し、かつ投票数の３分の２以上の多数によってのみ採択することができると定められている[148]。

141　連邦憲法第 57 条第５項

142　連邦憲法第 57 条第６項

143　連邦憲法第 57 条第７項

144　連邦憲法第 55 条第１項

145　連邦憲法第 55 条第２項

146　連邦憲法第 55 条第３項

147　連邦憲法第 55 条第４項

148　連邦憲法第 55 条第５項

11　安全保障のための常設小委員会

国民議会の所管委員会は、連邦憲法に基づいて設立された機構とその行為能力を確保するための措置及び軍事的な国土防衛を保障するための諜報手段を保全するための措置を調査するために2つの常設小委員会を選任すること、各常設小委員会には国民議会の主要委員会に委員が選任されている各政党について少なくても1名の委員が所属していなければならないと定められている[149]。

各常設小委員会は、安全保障を所管する連邦大臣に上記に関するすべての情報及び関連資料の閲覧を要求する権限を有すること、ただしこの規定は一定の情報及び記録、特にそれを公表することが国家の安全保障又は個人の安全を危険にさらすことになる情報源に関しては適用しないと定められている[150]。

各常設小委員会は必要が生じた場合には国民議会の会期中以外にも会合することができると定められている[151]。

なおこれに関する詳細な規定は国民議会の議院規則に関する連邦法によると定められている[152]。

12　連邦経営を審査するための常設小委員会

会計検査院の検査の下に置かれる連邦が出資している企業の経営に関する事項における特別の手続きを調査するため、連邦憲法第126d条第2項に基づいて設置される委員会は常設小委員会を選任すること、この常設小委員会には国民議会の主要委員会に委員が選任されている各政党について少なくても1名の委員が所属していなければならないと定められている[153]。

なおこれに関する詳細な規定は国民議会の議院規則に関する連邦法によると定められている[154]。

13　調査委員会

国民議会は議決により調査委員会を設置することができること[155]、調査委員会の設置及び運営に関する詳細な規定は国民議会の議院規則に関する連邦法によって定めること[156]、裁判所及びそれ以外の全ての官庁はこれらの委員会の要求に応じて 証拠を保全することを義務づけられていること、すべての官公署は委員会の要求に基づき関連する記録

149　連邦憲法第52a条第1項
150　連邦憲法第52a条第2項
151　連邦憲法第52a条第3項
152　連邦憲法第52a条第4項
153　連邦憲法第52b条第1項
154　連邦憲法第52b条第2項
155　連邦憲法第53条第1項
156　連邦憲法第53条第2項

を提出しなければならないと定められている[157]。

14　国民議会における会派の重要性[158]

国民議会を実質的に運営しているのは政党によって組織される会派である。

各会派は議会運営において以下の役割を果たしている。

① 自己の会派内で議長及び会派代表者を決定するので間接的に国民議会首脳会議の構成員を決定することになる。

② 自己の会派内で関係する役割に関する発言者のリストを作成し、それに基づいて議会本会議における役割分担を決定する。

③ 各会派は各委員会へ派遣する代表を決定する。

④ 各会派は通常本会議における討論以前にそのつど統一的方向を確認し、本会議における会派の態度を決定する。

⑤ 各会派は明確な会派の規律を決定して会派構成員を拘束することにより議会における態度を決定する。

15　国民議会が現実政治に果たしている役割[159]

（1）1966 年までの国民党と社会民主党の連立政権時代

1945 年 4 月 1 日から 1947 年 11 月 20 日までの共産党が連立に加わった時代を除き（この時代は、国民党、社会民主党及び共産党 3 党による連立が行なわれた）1947 年 11 月 20 日から 1966 年 4 月 19 日までの約 20 年間の国民党と社会民主党の連立政権時代には両党の連立協定で政府提出法案に対する議会による修正の可能性が否定されており、議会が両党の指導者の強い統制の下に活動していたので、議会が政府提出法案に対して果たす役割はきわめて限定されており、野党は決定にほとんど影響力を行使することができなかった。

（2）1966 年から 1983 年までの国民党或いは社会民主党の単独政権時代

1966 年 4 月 19 日から 1970 年 4 月 21 日までの国民党、1970 年 4 月 21 日から 1983 年 5 月 24 日までの社会民主党単独政権時代には議会活動は活発化し、議会における与野党の対決は世間の注目を浴びるようになったが、その一方で従来からの合意による政治も有効に機能しており、1966 年から 1986 年までの間の立法の 80%は満場一致で国民議会を通過している。この時代の議会における決定も党の指導者の決定を一般議員が追認するというトップ・ダウン方式であった。

（3）1983 年以降の社会民主党と自由党、社会民主党と国民党、国民党と自由党の連立政権時代

157　連邦憲法第 53 条第 3 項

158　大西健夫･酒井晨史編　「オーストリア；永世中立国際国家」（1996.10.25）所収　A.ペリンカ著「国家構造と機関」pp65-66

159　フォルクマール・ラウバー編、須藤博忠訳「現代オーストリアの政治」（1997.3.10）所収　ヴォルフガング・A・ミューラー著「政治的制度」pp30-31

急進的な右派の自由党及び左派の緑の党とその中間でほとんどの間政府を構成している社会民主党及び国民党が政策的に対決する時代を迎えるようになったため、満場一致で国民議会を通過した立法の割合は以前に比べて減少し、1986 年から 1990 年の議会では 47%に、1990 年から 1994 年の議会ではさらに 27%へと著しく減少している。

また政府提出法案も立法の主要原則を述べるにとどまるようになり、立法の細目を決定することは議会に任されるようになった。更に与党議員も政府の閣僚が決定した政府案について積極的に議論するようになり、議会の政治における影響力は増大した。政党の鉄の規律も緩みがちとなり、所属政党の方針に反対の意思を表明する議員も見られるようになった。例えば 1987 年にシュタイアーマルク州選出の国民党に所属する国民議会議員が同党所属の国防相リヒャールに対して不信任案を提出し、同党に所属する国民議会議員と社会民主党の国民議会議員の反対により否決されるという事件が起こったのがその典型的な例とされている[160]。

第２節　連邦参議院

１　連邦参議院議員の各州議会による選任

（１）各州の連邦参議院議員数

諸州は連邦参議院において以下の規定の通り諸州における住民数に比例して代表されると定められている[161]。

具体的には最大の住民数を有する州は 12 名の議員を派遣し、その他のすべての州は最大の住民数を有する州の住民数に対するその州の住民数の割合に応じた数の議員を派遣するものとされているが、その場合において住民数に端数が生じた場合に、その端数が議員１名に相当する住民数の半数を超えた場合には当該住民数に相当する議員として更に１名を派遣することができること、ただし住民数が少ない州についてはその住民数にかかわらず最低３名の議員を派遣することができること、個々の連邦参議院議員に対して代理議員が置かれることと定められている[162]。

なお諸州が連邦参議院に派遣する議員の数は連邦大統領によって実施される国勢調査結果に基づいて決定されると定められている[163]。

現在の連邦参議院の議員数は 62 名であり、2004 年 4 月現在の各州の連邦参議院議員数及び所属政党は下記のとおりである[164]。これを見ると各州でどの政党の勢力が強いか一目瞭然である。

160　大西健夫･酒井晨史編　「オーストリア；永世中立国際国家」（1996.10.25）所収　A. ペリンカ著「国家構造と機関」p66

161　連邦憲法第 34 条第１項

162　連邦憲法第 34 条第２項

163　連邦憲法第 34 条第３項

164http://www.parlament.gv.at/portal/page?_pageid=908,666941&_dad=portal&_schema=PORTAL。

図表２－２－１　諸州の連邦参議院議員定数及び諸州の連邦参議院議員所属政党

（2004 年 4 月現在）

	国民党	社会民主党	自由党	緑の党	合計
ブルゲンラント州	1	2			3
ケルンテン州		2	2		4
下オーストリア州	7	4		1	12
上オーストリア州	5	5		1	11
ザルツブルク州	2	2			4
シュタイアーマルク州	5	3	1		9
チロル州	3	1		1	5
フォアアールベルク州	2		1		3
ウィーン州	2	6	2	1	11
合計	27	25	6	4	62

（２）各州における連邦参議院議員の選任

連邦参議院議員及びその代理人は比例代表制選挙の原則に基づき州議会によりその立法期間を単位として選任されるが、当該州選出の連邦参議院議員議席の最低ひとつが州議会で２番目に多い議席を有している政党か、又は複数の政党が同数の議席を有するため何れも州議会で２番目に多い議席を有している政党に該当する場合には最近の州議会議員選挙で２番目に多い得票数を獲得した政党に与えられなければならないこと、いくつかの政党が同じ状況下におかれている場合には、最低ひとつの当該州選出の連邦参議院議員議席が与えられる政党については当該政党による籤引きにより決定すると定められている[165]。

オーストリアの各州における連邦参議院議員選出方法のもっとも特徴的な点は上記のとおり比例代表制選挙の原則に基づいて議員が選出されていることであり、いわゆるプロポルツによって選出されていることである。また上記のとおり州議会で 2 番目に多い議席を有している政党からは必ず連邦参議院議員が選出されなければならないこととされている。なお各州の州首相は連邦参議院の審議に参加できることとされている。

この点はドイツの連邦参議院議員の選出方法と最も異なっている点であり、ドイツでは当然のことながらプロポルツ制度は採用されていないため、各州の政権政党からすべての連邦参議院議員が選出されている。

連邦参議院議員の資格については当該州議会議員である必要はないが、当該州議会議員の被選挙権は有していなければならないと定められている[166]。

連邦参議院議員は当該州議会議員ではない政党人から選任されることが多い。連邦参

165　連邦憲法第 35 条第 1 項

166　連邦憲法第 35 条第 2 項

議院議員 62 名のうち 35 名の経歴を調べたところ以下のとおりであった[167]。

多くの議員は市町村議会議員の経験があるか又は現役の市町村長である。35 名のうち 10 名が市町村長であり、1 名が市長代理（Vizebürgermeister）であった。また連邦参議院議員に指名される以前に州議会議員の経験を持つ人も少なくなかった。35 名のうち 6 名がこれに該当したが、州によりかなりの違いがある。ザルツブルク州の連邦参議院議員 4 名のうち 3 名が元州議会議員であるが、上オーストリア州の 11 名の中には元州議会議員は 1 名しか存在しない。また地方政治の経験がない人の場合には政党の役員の経験又は社会民主党の場合には労働組合の役員の経験を持つ人が多い。

なおオーストリアの連邦参議院議員の投票行動は、ドイツでは必ずしもそうではないようであるが、州単位で投票するよりも政党単位で投票することの方が多いということであった[168]。

なお州議会の立法期間が終了した場合又は州議会が解散した場合に、当該州議会から派遣されている連邦参議院議員は新たな州議会が新たに連邦参議院議員の選任を行うまでの間は引き続きその職務に留まると定められている[169]。

（3）連邦憲法第 34 条及び第 35 条の改正の条件

今まで述べた諸州の連邦参議院議員の定数、州議会の第 2 党の連邦参議院議員への選出の保障などを定めた連邦憲法第 34 条及び第 35 条を改正する場合には、連邦参議院において最低限 4 つの州の連邦参議院議員の過半数が同意することを必要とするという条件が付されている[170]。

このように人口が多くそのため議員数が多い州から派遣された議員を中心とした連邦参議院議員全体の単純過半数ではこれらの条項は改正できないこととされており、これにより小規模州の権利が保障されているといえよう。

2　議長

連邦参議院の議長職は諸州がアルファベット順に就任し、半年ごとに交替すると定められている[171]。

議長職を担当する州から派遣された連邦参議院議員の筆頭者は議長としての職務を行い、副議長の任命については連邦参議院の議院規則で定めること、議長は「連邦参議院議長」の称号を使用し、副議長は「連邦参議院副議長」の称号を使用すると定められている[172]。

---

167 http://www.parlament.gv.at/portal/page?_pageid=908,666941&_dad=portal&_schema=PORTAL。

168　入手しえた連邦参議院議長代理であるハーゼルバッハ（Haselbach）氏のコメントに基づく。

169　連邦憲法第 35 条第 3 項

170　連邦憲法第 35 条第 4 項

171　連邦憲法第 36 条第 1 項

172　連邦憲法第 36 条第 2 項

３　会議の召集

連邦参議院は議長により国民議会の所在地で召集されること、また召集の要件として、議長は連邦参議院議員の少なくとも４分の１以上の要求があった場合又は連邦政府が要求した場合には連邦参議院を直ちに召集しなければならないと定められている[173]。

４　州首相の会議への参加の権利

州首相は連邦参議院のすべての活動に参加する資格を有すること、また州首相は、連邦参議院議院規則の特別な規定に基づき当該州に関連する事項について当該州首相が要求した場合にはその説明を受ける権利を有すると定められている[174]。

５　連邦参議院の議事

（１）議決要件

連邦参議院における議決要件について、連邦憲法又は連邦参議院議院規則において特段の定めのない限り連邦参議院議員の最低３分の１が出席し、かつ投票数の絶対多数が必要であると定められている[175]。

（２）議院規則

連邦参議院は議決により自らその議院規則を定めること、この議院規則を定める議決は特別議決が要求されており、議員の半数以上が出席し、かつ投票数の３分の２以上の多数の賛成が得られた場合にのみ可決できること、連邦参議院における事務処理上必要である場合には議院規則において連邦参議院内部の領域を越えて有効な規定を設けることができること、議院規則は連邦法としての地位を有しており連邦首相により官報で公布されると定められている[176]。

６　連邦参議院議員の不逮捕特権

連邦参議院議員はその議員資格の全期間にわたりその議員を派遣した州議会議員の不逮捕特権を享受すると定められている[177]。

第３節　国民議会及び連邦参議院の双方に関すること

１　議員のその他の議員との兼職禁止

国民議会、連邦参議院又は欧州議会の如何なる議員も、同時に当該議員が所属する機関以外の２つの代表機関（議会）のひとつに所属することはできないと定められている[178]。

173　連邦憲法第 36 条第３項

174　連邦憲法第 36 条第４項

175　連邦憲法第 37 条第１項

176　連邦憲法第 37 条第２項

177　連邦憲法第 58 条

178　連邦憲法第 59 条

２　国民議会議員又は連邦参議院議員で公職にある者の権利

公職にある者が国民議会において議席を得ようとする場合には議席の獲得に必要な自由時間が保証されると定められている[179]。

国民議会議員又は連邦参議院議員である公職にある者は、その申し出によりその職務の行使のために必要な程度において休職又は退任することが許容されること、休職中の報酬額は服務関係に基づいて実際に提供された仕事量に相応する程度とすること、ただしすべての報酬額の 75%を超えてはならず、この限度額は休職又は退任する場合には適用されないこと、また退任する場合には報酬は支払われないと定められている[180]。

国民議会議員又は連邦参議院議員であった公職にある者がその議員活動を理由として以前の職務に復帰できない場合には、以前の職務と実質的に同等の職務が提供される権利を有すること、当該公職にある者が同意した場合には以前の職務と実質的に同等でない職務が提供されることも許容されること、ただしその職務に係る報酬は当該公職にある者により実際に達成された活動によって決定されると定められている[181]。

国民議会議員又は連邦参議院議員に選任された公職にある者の報酬について監督するために議会事務局職員の支援を受けて委員会が設置されること、この委員会の委員は以下に掲げる者とすると定められている[182]。

①　各国民議会議長により指名された代表者１名
②　連邦参議院副議長の同意を得て連邦参議院議長により指名された代表者２名
③　諸州の代表者２名
④　市町村の代表者２名
⑤　以前に裁判官の職務にあった者１名

③から⑤に掲げる委員は連邦大統領により任命されるものであるが、その際連邦政府がその推薦を行うに当っては、③の場合には州首相の共同推薦に、④の場合にはオーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟の推薦に拘束されることになるとされている。また委員会の委員には営利を追及する職業に従事している者は就任できないこと、委員会の委員の地位はその立法期間の終了とともに終了するが、新たな委員が指名又は任命されるまでは経過的にその地位が継続することとされている[183]。

３　国民議会及び連邦参議院の連邦政府に対する監督

（１）連邦政府に対する監督

国民議会及び連邦参議院は連邦政府の行政運営を調査すること、その議員が行政運営の対象すべてについて質問すること、すべての関連情報を要求すること、及び連邦政府

179　連邦憲法第 59a 条第１項
180　連邦憲法第 59a 条第２項
181　連邦憲法第 59a 条第３項
182　連邦憲法第 59b 条第１項
183　連邦憲法第 59b 条第１項

の執行権の行使に係る要望を決議において表明することについて権限を有すると定められている[184]。

（２）連邦の出資する企業に対する監督

第１項に基づく国民議会及び連邦参議院の連邦政府に対する監督権は連邦が資本金又は純資産額の少なくとも 50%を出資している企業及び会計検査院の監査下におかれている企業の構成員に対しても同様に存在すること、このような財政的関与は異なった財政的手段による企業の支配又はそれ以外の経済的若しくは組織的手段による企業の支配と同等であるとみなされること、このことは本項に定められた条件に該当するより広義の全ての企業に関しても適用されると定められている[185]。

（３）連邦政府に対する質問権

国民議会及び連邦参議院のすべての議員は国民議会及び連邦参議院の会期中において連邦政府の構成員に対して短い口頭による質問をする権限を有すると定められている[186]。

なお国民議会議員及び連邦参議院議員の質問権に関する詳細な規定は国民議会の議院規則に関する連邦法及び連邦参議院の議院規則によって規定されると定められている[187]。

４　連邦総会

国家的重要課題については国民議会と連邦参議院の合同会議である連邦総会が所管することとされている。

国民議会と連邦参議院は連邦大統領の宣誓又は宣戦布告に関する議決のために国民議会の所在地で連邦総会として合同の公開された会議で会合すると定められている[188]。

連邦総会は一定の場合を除き原則として連邦大統領により召集されること、その議長は国民議会議長及び連邦参議院議長による交替制とし、初会は国民議会議長が担当すると定められている[189]。また連邦総会については国民議会の議院規則を適用すること[190]、連邦憲法第 33 条で定められた公開された会議における議員の発言の無問責が連邦総会についても適用されると定められている[191]。

なお連邦総会の議決はその議長が認証して連邦首相が副署すること、連邦総会の宣戦布告に関する議決は連邦首相により公式に発表されるものとすると定められている[192]。

184　連邦憲法第 52 条第１項

185　連邦憲法第 52 条第２項

186　連邦憲法第 52 条第３項

187　連邦憲法第 52 条第４項

188　連邦憲法第 38 条

189　連邦憲法第 39 条第１項

190　連邦憲法第 39 条第２項

191　連邦憲法第 39 条第３項

192　連邦憲法第 40 条第１項

５　議案

（１）一般の議案

ア　提案

一般の議案は、国民議会議員によるか、又は連邦参議院によるか若しくは連邦参議院議員の３分の１以上の提案によるか、又は連邦政府による議案として国民議会に提出されると定められている[193]。

なおこれ以外に国民発議制度が定められている[194]。

イ　国民議会による議決

これについては前述したとおり国民議会における一般議案の議決は、連邦憲法又は国民議会の議院規則に関する連邦法において特段の定めがある場合を除き国民議会議員の３分の１以上が出席し、及び投票の絶対多数が賛成であった場合に可決されると定められている[195]。

国民議会で議決されたすべての議案は国民議会議長により遅滞なく連邦参議院に送付されると定められている[196]。

ウ　連邦参議院における審議

国民議会で議決されて連邦参議院に送付された一般議案は、憲法的法律において特段の定めのない限り連邦参議院がこの議決に対して理由を付して異議を申し立てなかった場合にはその議決が認証され、公布することができると定められている[197]。

連邦参議院がその議案に対して異議がある場合には、当該異議は議案の連邦参議院への到着後８週間以内に連邦参議院議長の文書により国民議会に通知されなければならず、また同様に連邦首相にも通知されなければならないと定められている[198]。

エ　国民議会による再議

連邦参議院により異議が申し立てられた一般議案については国民議会による再議決により当該異議を覆すことができることとされている。

国民議会が国民議会議員の少なくとも半数が出席して元の議決を再び可決した場合にはこの議決は認証され、公布されると定められている[199]。国民議会における一般議案議決の場合の定足数は前述のとおり３分の１以上であるが、国民議会が連邦参議院の異議を覆す場合における議案の議決の定足数は過半数とされており、それだけ要件が厳しくなっている。

なお当然のことであるが、同条第４項で連邦参議院が異議を申し立てないと決定した

193　連邦憲法第 41 条第１項

194　連邦憲法第 41 条第２項

195　連邦憲法第 31 条

196　連邦憲法第 42 条第１項

197　連邦憲法第 42 条第２項

198　連邦憲法第 42 条第３項

199　連邦憲法第 42 条第４項

場合、又は同条第 3 項で定められた 8 週間の期間内に理由を付した異議申し立てがなかった場合にはその議案の議決は認証され、公布されることになると定められている[200]。

（2）連邦参議院の権限が及ばない議案

国民議会が直接公選による議員で構成されているのに対して、連邦参議院は州議会により間接的に選任された議員から構成されているため、前述した国民議会の再議決により連邦参議院の異議が覆される制度からもわかるように国民議会は連邦参議院に対して優越した地位を有している。

このことは連邦参議院の権限が及ばない議案が定められていることからも伺える。すなわち、国民議会の議決が国民議会の議院規則、国民議会の解散、連邦財政法、連邦憲法第 51 条第 5 項に基づく暫定的な歳入歳出予算の決定又は連邦財産の処分、連邦の責任の引受又は変更、連邦債の償還期限の短縮又は変更、連邦決算報告の承認に関する限り連邦参議院はその議決に参加する権限を有しないと定められている[201]。

（3）憲法的法律と憲法的規定

オーストリアには連邦憲法以外にも連邦憲法としての位置付けを与えられた法律や法律中の規定が存在し、これらも連邦憲法とともにオーストリア連邦共和国の憲法的秩序を形成している。これらの法律や法律中の規定の制定又は改正を行う場合には、一般の法律の制定又は改正を行う場合よりも議決要件が厳格になっている。

すなわち憲法的法律又は一般の法律の中に包含された憲法的規定は国民議会議員の過半数が出席し、その投票数の３分の２以上の多数が賛成した場合にのみ国民議会で可決することができること、それらは「憲法的法律」、「憲法的規定」のように明確に表現されなければならないと定められている[202]。

更に立法又は執行における諸州の管轄権が制限される憲法的法律又は一般の法律の中に包含された憲法的規定については連邦参議院の同意が必要とされているが、その場合の要件は国民議会の場合と同様に連邦参議院議員の過半数が出席し、その投票数の 3 分の 2 以上の多数が賛成することが要求されている[203]。

（4）連邦憲法の全面改正

連邦憲法を全面改正する場合には国民投票による国民の承認が要件とされている。

すなわち国民議会議員又は連邦参議院議員の 3 分の 1 以上により要求された場合の連邦憲法の部分改正を除き、いかなる連邦憲法の全面改正も連邦憲法第 42 条に基づく立法手続の終了後、連邦大統領によるその認証以前に全連邦国民の投票に付されなければならないと定められている[204]。

（5）連邦法の成立要件

200　連邦憲法第 42 条第 4 項

201　連邦憲法第 42 条第 5 項

202　連邦憲法第 44 条第 1 項

203　連邦憲法第 44 条第 2 項

204　連邦憲法第 44 条第 3 項

連邦法は連邦大統領の署名による認証により合憲的に成立すると定められており[205]、連邦大統領の下への認証のための提出は連邦首相によって行われると定められている[206]。また連邦大統領よる認証に当たっては連邦首相により副署されなければならないと定められている[207]。

（6）連邦法の公布

連邦法は国民議会の議決に基づく付託により公布されると定められている[208]。

連邦法は連邦首相により連邦官報において公布されること、その効力は明確な特別の定めのない限りその公布について記載した連邦官報が刊行され送付された日の経過後に始まり、明確な特別の定めのない限り全連邦領域に及ぶと定められている[209]。

なお連邦官報については特別な連邦法が制定されると定められている[210]。

（7）連邦法の再公布

連邦首相は連邦法の再公布を所管する連邦大臣とともに連邦憲法を除いた有効に成立している連邦法を連邦官報における公布により有効な形式にして再公付する権限を有すると定められている[211]。

連邦首相がこの条項に基づいて連邦法の再公布を実施することができる場合について次のとおり定められている[212]。

① 古くなった用語の表現を訂正し、旧書体を新書体に適合させること。
② 現在の法律にもはや適合していない他の法律への引用及びその他の不一致を訂正すること。
③ 後に制定された法律により削除されたか又はその他の理由により無効となった条項についてその有効性を否認すること。
④ 法律名を簡略化すること及び法律名の字句を短縮すること。
⑤ 法律の条、項及び段落の表示方法を変更すること並びに法文を除去又は挿入した場合にそれに対応した法文を変更すること並びにこれと関連する法文内の引用を適切に改定すること。
⑥ まだ有効である古い形態の法律とそれに関する新しい暫定的な規定をまとめて整理し、整理した形で公布すること。

この規定に基づいて連邦法が再公布された日の翌日から、すべての裁判所及び行政官庁はその後具体化した事実について再公布された連邦法の法文に拘束されると定められ

---

205 連邦憲法第 47 条第 1 項
206 連邦憲法第 47 条第 2 項
207 連邦憲法第 47 条第 3 項
208 連邦憲法第 48 条
209 連邦憲法第 49 条第 1 項
210 連邦憲法第 49 条第 3 項
211 連邦憲法第 49a 条第 1 項
212 連邦憲法第 49a 条第 2 項

ている[213]。

第４節　連邦大統領

1　連邦大統領の選挙

連邦大統領は連邦国民により平等、直接、秘密、及び個人的な選挙権に基づいて選挙されること、その候補者が１名の場合にはその選挙は国民投票の形式で実施されること、連邦大統領の投票権はすべての国民議会議員の選挙権者が有すること、連邦大統領選挙の投票に関して州法に投票が義務であるという定めがある連邦諸州においては投票は選挙権者の義務であること、選挙手続及び投票が義務づけられている場合における投票義務に関する詳細な規定は連邦法によって定めること、この連邦法では特に投票義務の有無にかかわらず投票への不参加を容認する事由についても規定することと定められている[214]。

連邦大統領選挙の当選者は有効投票総数の半数より多く得票をした者とすること、そのような過半数を獲得した者がいない場合には決戦投票を行うこと、決戦投票については最初の投票において多数の得票を獲得した２名の候補者を対象にして行い、そのうちの１名の候補者に対する投票のみを有効とすると定められている[215]。

連邦大統領の選挙結果は連邦首相により正式に公表されると定められている[216]。

1945 年以降の歴代連邦大統領は図表2－4－1のとおりである。

図表2－4－1　1945 年以降の歴代連邦大統領

大統領名	立候補政党	在任期間
カール・レンナー（Karl Renner）	SPÖ	1945/4/27～1950/12/31
テオドール・ケルナー（Theodor Körner）	SPÖ	1951/6/21～1957/1/4
アドルフ・シェルフ（Adolf Schärf）	SPÖ	1957/5/22～1965/2/28
フランツ・ヨーナス（Franz Jonas）	SPÖ	1965/6/9～1974/4/24
ルドルフ・キルヒシュレーガー（Rudolf Kirchschläger）	SPÖ	1974/7/8～1986/7/8
クルト・ワルトハイム（Kurt Waldheim）	ÖVP	1986/7/8～1992/7/8
トーマス・クレスティル（Thomas Klestil）	ÖVP	1992/7/8～2004/7/6
フランツ・フィッシャー（Franz Fischer）	SPÖ	2004/7/8～

注）1.　SPÖ は社会民主党、ÖVP は国民党である。

2.　トーマス・クレスティル（Thomas Klestil）前大統領は引退式の 2 日前に死亡した。

2　連邦大統領の被選挙権

213　連邦憲法第 49a 条第３項

214　連邦憲法第 60 条第１項

215　連邦憲法第 60 条第２項

216　連邦憲法第 60 条第４項

連邦大統領選挙の被選挙権については、国民議会議員の選挙権を有しており、かつ選挙の年の１月１日以前に満年齢 35 歳に達した者のみが被選挙権を有することとされているが、例外的にかつて統治していた一族又はかつて統治していた家系の構成員は被選挙権から排除されると定められている[217]。

3　連邦大統領の任期

連邦大統領の任期は６年とすること、前の任期から引き続く任期に係る再選は１回限り許容されると定められている[218]。国民議会議員の任期が 4 年であるのと比較して連邦大統領の任期は６年と長く、その地位が安定しており再選されれば 12 年その職にとどまることになる。

4　連邦大統領の罷免

任期満了以前に国民投票により連邦大統領を罷免することができること、連邦総会が要求した場合には国民投票を実施するものとすること、連邦大統領の罷免を目的とした連邦総会は国民議会が連邦大統領の罷免に関する動議を可決した時にこの目的のために連邦首相により召集されること、国民議会の連邦大統領の罷免に関する議決には議員が半数以上出席し、かつ投票総数の３分の２以上の多数を必要とすること、国民議会の罷免に関する議決により連邦大統領はそれ以後職権の行使ができなくなること、国民投票により連邦大統領の罷免が否決された場合には新たな連邦大統領選挙が実施されたことを意味し、連邦憲法第 29 条第 1 項の規定に基づいて国民議会が解散される結果となること、この場合においても連邦大統領の全任期は 12 年を超えることはできないこととされている[219]。

5　連邦大統領に対する訴追

連邦総会が同意した場合にのみ連邦大統領に対する検察当局による訴追は許容されること[220]、その手続きについては、連邦大統領の訴追に関する申し立ては所管官庁により国民議会に提出されること、国民議会は連邦総会がこれを取り扱うべきか否かを決定すること、国民議会がこれに賛成を表明した場合は連邦首相は遅滞なく連邦総会を召集しなければならないと定められている[221]。

6　連邦大統領の就任の宣誓及び称号

217　連邦憲法第 60 条第 3 項

218　連邦憲法第 60 条第 5 項

219　連邦憲法第 60 条第 6 項

220　連邦憲法第 63 条第 1 項

221　連邦憲法第 63 条第 2 項

連邦大統領はその職務への就任に際して連邦総会の前で以下の表現で宣誓を行うと定められている[222]。

「私は共和国の憲法及びすべての法律を忠実に遵守し、全知全霊を尽くして義務を果たすことを誓う。」

またこの場合において宗教的宣誓を付加することは許容されると定められている[223]。

連邦大統領はその任期中如何なる人民の代議機関にも所属することは許されず、如何なる他の職業にも就くことはできないと定められている[224]。

また「連邦大統領」の称号はそれに何かを付加することも、又は他の名称の前後に使用することも含めて他の何人も使用することは許されないこと、「連邦大統領」の称号は法律上保護されると定められている[225]。

7　連邦大統領の職務の代行

連邦大統領に故障がある場合にはそのすべての職務の執行は暫定的に連邦首相に移行すること、ただし故障が 20 日以上続く場合又は連邦大統領が連邦憲法第 60 条第 6 項に基づく国民議会の連邦大統領の罷免に関する議決により職権の行使ができなくなった場合には、国民議会の議長、第二議長及び第三議長はひとつの委員会として連邦大統領の職責を遂行すること、また連邦大統領職の空位が継続する場合にも、国民議会の議長、第二議長及び第三議長はひとつの委員会として連邦大統領の職責を遂行すると定められている[226]。

この委員会の意思決定について、連邦憲法第 64 条第 1 項に基づき連邦大統領の職責の遂行を委嘱された委員会は多数決によって意思決定すること、この委員会における議長は国民議会議長の義務であり、この議長の代理については同様に公表されると定められている[227]。

国民議会の議長、第二議長若しくは第三議長の１名若しくは２名に故障がある場合又はそれらの職の空位が継続する場合には、委員会はその者の参加がなくても議決が可能であり、議決に際して賛否が同数の場合には序列が高位の議長の票により決定すると定められている[228]。

なお連邦大統領職の空位が継続している場合には連邦政府は遅滞なく新たな連邦大統領の選挙を実施しなければならないこと、また連邦大統領の職責を遂行している委員会は、連邦大統領の選挙の後に連邦大統領が宣誓をおこなうために連邦総会を遅滞なく召

222　連邦憲法第 62 条第 1 項

223　連邦憲法第 62 条第 2 項

224　連邦憲法第 61 条第 1 項

225　連邦憲法第 61 条第 2 項

226　連邦憲法第 64 条第 1 項

227　連邦憲法第 64 条第 2 項

228　連邦憲法第 64 条第 3 項

集しなければならないと定められている[229]。

8　連邦大統領の職責

（1）連邦憲法第 65 条に規定された連邦大統領の職責

連邦憲法第 65 条は連邦大統領の職責について、連邦大統領は対外的に共和国を代表し、外国使節を接受及び認証し、諸外国の領事の任命を裁可し、諸外国における共和国の領事の代表者を任命し、条約を締結すると定められている[230]。

これに加えて連邦大統領は連邦憲法のこの条項以外の規定に基づいて授与された権限を除き以下に掲げる権限を有すると定められている[231]。

ア　将校及びその他の連邦職員を含む連邦の公務員を任命し、称号を授与する権限

イ　専門職業上の称号を創設し、授与する権限

ウ　以下に掲げる個々の処分を下す権限

①　法廷により有罪判決を受けた者に対する恩赦

②　法廷により宣告された刑の軽減及び変更

③　恩寵として行う有罪判決の破棄及び法律上の特赦の承認

④　職権により起訴されるべき可罰的行為に係る刑事訴訟手続上の免訴

なお、これに加えて、どこまで連邦大統領に、栄典、特別な報酬、特別手当及び年金並びに人事上の任命権及び承認権に関する権限を賦与するかは、特別な法律で定めるとしている[232]。

（2）連邦憲法第 65 条以外の連邦憲法の条項に規定された連邦大統領の職責

連邦憲法第 65 条以外の連邦憲法の条項に規定された主要な連邦大統領の職責としては以下のものがある。

①　軍の最高司令官

②　国民議会及び連邦総会の招集及び閉会

③　国民議会及び州議会の解散

連邦大統領が国民議会を解散したことは 1933 年に 1 度あるのみである。

④　連邦首相の任命及び解任並びに憲法裁判所裁判官の任命

⑤　連邦首相の助言に基づく連邦政府閣僚の任命及び罷免

⑥　連邦政府の解任

⑦　連邦参議院の各州定数の決定

⑧　州首相、憲法裁判所長官及び計検査院院長の宣誓の受理

⑨　法律案の署名

⑩　緊急措置の発令

（3）連邦大統領の職責の変遷及びその政治的役割

229　連邦憲法第 64 条第 4 項

230　連邦憲法第 65 条第 1 項

231　連邦憲法第 65 条第 2 項

232　連邦憲法第 65 条第 3 項

連邦大統領の職責については、1920 年に制定された第一共和国当初の連邦憲法においては従来オーストリア皇帝が有していた象徴的な役割しか与えられていなかったが、1929 年の連邦憲法改正により連邦首相の任命及び解任権、国民議会の解散権など政治的な権限が付与されて今日に至っている。

しかしオーストリアの連邦大統領は上記の通り制度上は強力な権限を有しているとはいえ伝統的に政治への影響力をほとんど行使してこなかった。1945 年のカール・レンナーから 1986 年までのルドルフ・キルヒシュレーガーまでオーストリア社会民主党から連邦大統領が選出されていたが、社会民主党は大統領の職権は日々の政治に用いられるべきではなく危機的な状況において行使されるべきものであると考えていた[233]。

また連邦大統領に候補者を擁立する政党はその候補者にその政党の最も強力な指導者ではなく古参政治家を指名する傾向があった。例外は 1957 年に立候補して当選した社会民主党議長のアドルフ・シュレフ（1957－1965）であった。近年の 2 人の連邦大統領クルト・ワルトハイム（国民党出身　1986－1992）とトーマス・クレスティル（国民党出身　1992－2004）もこの選挙戦略の例外であったが、両者とも「活動的な大統領」を目指して政治に介入すると約束したが、クルト・ワルトハイムは実際には前任者より活動的ではなかったと評価されている[234]。

結論的にはオーストリアの連邦大統領はフランスの大統領のように実質的な政治的権能を行使しているわけではなく、実質的な政治的権能は連邦首相が行使しているので、ドイツの連邦大統領が連邦会議で間接的に選挙される点が異なるものの、オーストリアの連邦大統領の政治的役割はドイツの連邦大統領に近いといわれている。

9　連邦大統領の職責の委譲

連邦大統領は連邦大統領に帰属する一定部門の連邦公務員の任命権を連邦政府の構成員に委譲し、更にこの連邦政府の構成員に対して一定部門の連邦公務員の任命権をその下位の機関に委譲する権限を賦与することができると定められている[235]。

また連邦大統領は連邦政府又は連邦政府の構成員に一定の条約の一定分野について条約を締結する権限を賦与することができること、この場合の権限賦与はその条約が法令の発布により実施されなければならない旨を命令する権限についても及ぶと定められている[236]。

更に連邦大統領は、現行法の改正も追加も必要としない場合に限り、州政府の提案があり、かつ州首相の副署がある場合には、州政府に対して連邦憲法第 16 条第 1 項に基づく条約を締結する権限を賦与することができること、この場合の権限賦与はその条約が法令の発布により実施されなければならない旨を指示する権限についても及ぶと定め

233　フォルクマール・ラウバー編、須藤博忠訳「現代オーストリアの政治」（1997.3.10）p34

234　Ibid., pp34-35。

235　連邦憲法第 66 条第 1 項

236　連邦憲法第 66 条第 2 項

られている[237]。

10　連邦大統領の行為に対する連邦政府又は連邦大臣の勧告又は副署

連邦大統領によるすべての公式の行為は、連邦憲法に特別の定めのない限り連邦政府の勧告又は連邦政府により権限を賦与された連邦大臣の勧告に基づいて行われなければならないこと、この場合において連邦政府又は所管の連邦大臣がそれ以外の部門の勧告にどこまで拘束されるかは法律によって定めると規定されている[238]。

また連邦大統領によるすべての公式の行為が有効な行為となるためには、連邦憲法に特別の定めのない限り連邦首相又は所管連邦大臣の副署を必要とすると定められている[239]。

11　連邦大統領の連邦総会に対する責任

連邦大統領は連邦憲法第 142 条に基づきその職務の行使について連邦総会に責任を負うと定められている[240]。この連邦大統領の責任を明らかにするために国民議会又は連邦参議院の議決に基づいて連邦総会が連邦首相によって召集されると定められている[241]。

連邦憲法第 142 条に基づいて連邦大統領に対する弾劾を議決する場合には、各々の両代議機関の議員が半数以上出席し、かつ投票数の３分の２以上の多数を必要とすると定められている[242]。

第５節　連邦政府

1　連邦政府の構成

連邦の最高行政事務は、連邦大統領の担任する事務とされていないものはすべて連邦首相、副首相及びその他の連邦大臣がこれを執行すること、これらの者はその全員で連邦首相の主催の下に連邦政府を構成すると定められている[243]。

副首相は連邦首相が所管するすべての行政事務についてその代理をする権限を有すること、連邦首相及び副首相が同時にその責務の遂行を妨げられている場合には、連邦大統領は連邦政府の閣僚の１名に対して連邦首相の職務を代行することを委任すること、連邦首相及び副首相が同時にその責務の遂行が妨げられており、かつその代行者が指名されていない場合には、連邦政府の構成員の中からその責務の遂行が妨げられていない執務年数が最古参の者が、執務年数が同じ者がいる場合にはそのうち最年長の者が連邦

237　連邦憲法第 66 条第３項

238　連邦憲法第 67 条第１項

239　連邦憲法第 67 条第２項

240　連邦憲法第 68 条第１項

241　連邦憲法第 68 条第２項

242　連邦憲法第 68 条第３項

243　連邦憲法第 69 条第１項

首相の職務を代行すると定められている[244]。

連邦政府の閣議の定足数はその閣僚の半数以上が出席することと定められている[245]。

2　連邦首相及びその他の連邦政府の構成員の任命

連邦首相及びその推薦に基づく連邦政府の他の構成員は連邦大統領により任命されること、連邦首相又は全連邦政府を解任する場合には連邦首相の推薦を必要としないこと、個別の連邦政府の構成員を解任する場合には連邦首相の推薦に基づかなければならないこと、また副署については、連邦首相を任命する場合又は全連邦政府の構成員を任命する場合には新たに指名された連邦首相が副署を行わなければならないこと、これらの者を解任する場合には連邦首相の副署を必要としないと定められている[246]。

連邦政府の構成員が任命される場合の資格については、連邦首相、副首相又は連邦大臣については国民議会議員の被選挙権を有する者のみが任命される資格があるが、連邦政府の構成員は国民議会議員である必要はないと定められている[247]。

連邦大統領が国民議会の閉会中に新たな連邦政府を任命した場合には、連邦大統領は国民議会に新たな連邦政府を紹介するために、その任命から１週間以内に国民議会が集会できるよう連邦憲法第 28 条第２項に定める臨時会として国民議会を召集しなければならないと定められている[248]。

参考のために 1945 年以降のオーストリア連邦政府内閣名と政権政党を図表２－５－１に、さらに詳細な歴代連邦首相の就任日及び退任日並びにその内閣を構成した政権政党及びそれらの政党が国民議会内で占めた議席数の割合を図表2－5－2に示した。

244　連邦憲法第 69 条第２項

245　連邦憲法第 69 条第３項

246　連邦憲法第 70 条第１項

247　連邦憲法第 70 条第２項

248　連邦憲法第 70 条第３項

図表２－５－１　1945 年以降のオーストリア内閣

内閣 (1)	就任	退任	在任期間（年）	連立政党名 (2)	議席割合
レンナー	1945. 04. 27	1945. 12. 20	0. 6	SPÖ-ÖVP-KPÖ	(3)
フィグル（第１次）	1945. 12. 20	1947. 11. 20	1. 9	ÖVP-SPÖ-KPÖ	100. 0
〃　（第２次）	1947. 11. 20	1949. 11. 08	2. 0	ÖVP-SPÖ	97. 6
〃　（第３次）	1949. 11. 08	1953. 04. 02	3. 4	ÖVP-SPÖ	87. 3
ラープ（第１次）	1953. 04. 02	1956. 06. 29	3. 2	ÖVP-SPÖ	89. 1
〃　（第２次）	1956. 06. 29	1959. 07. 16	3. 0	ÖVP-SPÖ	94. 5
〃　（第３次）	1959. 07. 16	1961. 04. 11	1. 7	ÖVP-SPÖ	95. 1
ゴルバッハ（第１次）	1961. 04. 11	1963. 03. 27	2. 0	ÖVP-SPÖ	95. 1
〃　（第２次）	1963. 03. 27	1964. 04. 02	1. 0	ÖVP-SPÖ	95. 2
クラウス（第１次）	1964. 04. 02	1966. 04. 19	2. 0	ÖVP-SPÖ	95. 2
〃　（第２次）	1966. 04. 19	1970. 04. 21	4. 0	ÖVP	51. 5
クライスキー（第１次）	1970. 04. 21	1971. 11. 04	1. 5	SPÖ	49. 1
〃　（第２次）	1971. 11. 04	1975. 10. 28	4. 0	SPÖ	50. 8
〃　（第３次）	1975. 10. 28	1979. 06. 05	3. 6	SPÖ	50. 8
〃　（第４次）	1979. 06. 05	1983. 05. 24	4. 0	SPÖ	51. 9
ジノヴァツ	1983. 05. 24	1986. 06. 16	3. 0	SPÖ-FPÖ	55. 8
フラニツキ（第１次）	1986. 06. 16	1987. 01. 21	0. 6	SPÖ-FPÖ	55. 8
〃　（第２次）	1987. 01. 21	1990. 12. 17	4. 0	SPÖ-FPÖ	85. 8
〃　（第３次）	1990. 12. 17	1994. 11. 29	4. 0	SPÖ-FPÖ	76. 5
〃　（第４次）	1994. 11. 29	1996. 03. 12	1. 5	SPÖ-FPÖ	63. 9
〃　（第５次）	1996. 03. 12	1997. 01. 28	1. 0	SPÖ-FPÖ	60. 7
クリーマ	1997. 01. 28	2000. 02. 04	3. 0	SPÖ-FPÖ	63. 9
シューセル（第１次）	2000. 02. 04	2003. 02. 28	3. 0	ÖVP-FPÖ	48. 1
〃　（第２次）	2003. 02. 28			ÖVP-FPÖ	

1. 内閣の定義は、国民議会議員選挙の間の「同一首相」及び「同一連立政党」という基準を用いた。
2. 最初に掲げた政党は、首相の所属政党である。
3. レンナー内閣のときは、議会が存在しなかった。

図表2－5－2　1945 年以降の歴代連邦首相並びに政権政党及びその国民議会内の勢力

内閣(1)	就任	退任	期間(年)	連立政党(2)	議席割合	備考
カール・レンナー(Karl Renner)	1945. 04. 27	1945. 12. 20	0. 6	SPÖ-ÖVP-KPÖ	(3)	
レオポルト・フィグル(Leopold Figl)	1945. 12. 20	1947. 11. 20	1. 9	ÖVP-SPÖ-KPÖ	100. 0	第1次
レオポルト・フィグル(Leopold Figl)	1947. 11. 20	1949. 11. 08	2. 0	ÖVP-SPÖ	97. 6	第2次
レオポルト・フィグル(Leopold Figl)	1949. 11. 08	1953. 04. 02	3. 4	ÖVP-SPÖ	87. 3	第3次
ユリウス・ラープ(Julius Raab)	1953. 04. 02	1956. 06. 29	3. 2	ÖVP-SPÖ	89. 1	第1次
ユリウス・ラープ(Julius Raab)	1956. 06. 29	1959. 07. 16	3. 0	ÖVP-SPÖ	94. 5	第2次
ユリウス・ラープ(Julius Raab)	1959. 07. 16	1961. 04. 11	1. 7	ÖVP-SPÖ	95. 1	第3次
アルフォンス・ゴルバッハ(Alfons Gorbach)	1961. 04. 11	1963. 03. 27	2. 0	ÖVP-SPÖ	95. 1	第1次
アルフォンス・ゴルバッハ(Alfons Gorbach)	1963. 03. 27	1964. 04. 02	1. 0	ÖVP-SPÖ	95. 2	第2次
ヨゼフ・クラウス(Josef Klaus)	1964. 04. 02	1966. 04. 19	2. 0	ÖVP-SPÖ	95. 2	第1次
ヨゼフ・クラウス(Josef Klaus)	1966. 04. 19	1970. 04. 21	4. 0	ÖVP	51. 5	第2次
ブルーノ・クライスキー(Bruno Kreisky)	1970. 04. 21	1971. 11. 04	1. 5	SPÖ	49. 1	第1次
ブルーノ・クライスキー(Bruno Kreisky)	1971. 11. 04	1975. 10. 28	4. 0	SPÖ	50. 8	第2次
ブルーノ・クライスキー(Bruno Kreisky)	1975. 10. 28	1979. 06. 05	3. 6	SPÖ	50. 8	第3次
ブルーノ・クライスキー(Bruno Kreisky)	1979. 06. 05	1983. 05. 24	4. 0	SPÖ	51. 9	第4次
フレート・ジノヴァツ(Fred Sinowatz)	1983. 05. 24	1986. 06. 16	3. 0	SPÖ-FPÖ	55. 8	
フランツ・フラニツキ(Franz Vranitzky)	1986. 06. 16	1987. 01. 21	0. 6	SPÖ-FPÖ	55. 8	第1次
フランツ・フラニツキ(Franz Vranitzky)	1987. 01. 21	1990. 12. 17	4. 0	SPÖ-FPÖ	85. 8	第2次
フランツ・フラニツキ(Franz Vranitzky)	1990. 12. 17	1994. 11. 29	4. 0	SPÖ-FPÖ	76. 5	第3次
フランツ・フラニツキ(Franz Vranitzky)	1994. 11. 29	1996. 03. 12	1. 5	SPÖ-FPÖ	63. 9	第4次
フランツ・フラニツキ(Franz Vranitzky)	1996. 03. 12	1997. 01. 28	1. 0	SPÖ-FPÖ	60. 7	第5次
ヴィクトル・クリーマ(Viktor Klima)	1997. 01. 28	2000. 02. 04	3. 0	SPÖ-FPÖ	63. 9	
ヴォルフガング・シュッセル(Wolfgang Schüssel)	2000. 02. 04	2003. 02. 28	3. 0	ÖVP-FPÖ	48. 1	第1次
ヴォルフガング・シュッセル(Wolfgang Schüssel)	2003. 02. 28			ÖVP-FPÖ		第2次

1. 内閣の定義は、国民議会議員選挙の間の「同一首相」及び「同一連立政党」という基準を用いた。
2. 最初に掲げた政党は首相の所属政党である。
3. レンナー内閣のときは議会が存在しなかった。

これを見ると1960年代までは単独政権のときは政権政党が国民議会の議席の過半数をかろうじて確保していたが、連立政権になると政権政党が国民議会内で圧倒的な勢力を有していた。しかしながらそれ以降になると第2次及び第3次フラニツキ政権など例外的な例もあるが、連立政権を形成した場合でも政権政党の国民議会内の勢力は相対的に弱くなる傾向を示している。

3　従前の連邦政府の構成員の職務執行

連邦政府が辞職した場合には、連邦大統領は、新しい連邦政府が組閣されるまで辞職した連邦政府の構成員に行政を継続させるために従前の職を委嘱しなければならないこと、またそのうちの１名を暫定的な連邦政府における議長に委嘱しなければならないこと、更に辞職する連邦大臣に付属している次官又は連邦各省庁の高級公務員に行政を継続させるために同様に従前の職を委嘱することができること、連邦政府の個々の構成員

が辞職した場合にもこの規定を準用すること、行政を継続させるために従前の職を委嘱された者は連邦大臣と同等の責任を有すると定められている[249]。

4　連邦政府の構成員の宣誓及び辞令交付

連邦政府の構成員は職務執行を開始する前に連邦大統領に対して誓約を行わなければならないこと、その場合において宗教的宣誓を付加することは許容されると定められている[250]。

連邦首相、副首相及びその他の連邦大臣の辞令は宣誓を行った日に連邦大統領から交付されること、辞令交付に当たっては新たに任命された連邦首相が副署すると定められている[251]。

連邦憲法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定は連邦首相、副首相及びその他の連邦大臣の辞職の場合にも準用されると定められている[252]。

5　連邦大臣が一時的にその責務の遂行を妨げられている場合の職務代理者等

連邦大臣が一時的にその責務の遂行を妨げられている場合には、連邦大統領は、連邦首相の推薦に基づき、かつ代理されるべき連邦大臣と協議して又は代理されるべき連邦大臣と協議することができない場合には副首相と協議して、連邦大臣の 1 人か一時的にその責務の遂行を妨げられている大臣に付属している次官か又は一時的にその責務の遂行を妨げられている大臣に関連する連邦省庁の高級公務員にその大臣の職務を委嘱すること、この場合にはこの職務代理者は連邦大臣と同等の責任を有すること、ただし連邦大臣が欧州連合のその他の加盟国に滞在している場合には連邦大臣が一時的にその責務の遂行を妨げられている場合に該当しないと定められている[253]。

連邦政府の構成員が欧州連合のその他の加盟国に滞在している場合には、国民議会又は連邦参議院における当該構成員の責務をその構成員に付属している次官か又はその他の連邦大臣に代理させることができること、また連邦政府の構成員が職務代理者を確保できない場合には連邦政府における当該構成員の票決権を他の連邦大臣に移管することができること、この票決権の移管は当該構成員の責任に影響を及ぼさないこと、連邦政府の構成員の票決権を移管できる相手は、まだ連邦政府の他の構成員の職務代理を委嘱されていない連邦政府の構成員及びまだ票決権を移管されていない連邦政府の構成員のみに移管することができると定められている[254]。

6　欧州連合の会議の場における票決権の委任

249　連邦憲法第 71 条

250　連邦憲法第 72 条第 1 項

251　連邦憲法第 72 条第 2 項

252　連邦憲法第 72 条第 3 項

253　連邦憲法第 73 条第 1 項

254　連邦憲法第 73 条第 3 項

連邦大臣は他の連邦大臣又は次官にその所管事項について、欧州連合の会議に参加し、その所管事項の枠内において特定の事業について討議し、かつ投票する権限を委任することができると定められている[255]。

7　連邦政府の総辞職及び連邦大臣の解任

国民議会が連邦政府又は個々の構成員に対する不信任を明確に議決した場合には、連邦政府は総辞職し、議決の対象となった連邦大臣は解任されると定められている[256]。

国民議会が不信任の議決をする場合には国民議会議員の半数以上の出席を必要とすること、ただし当該議決をする場合に国民議会の議院規則に関する連邦法に規定された議員数を必要とするときは、当該議決は休日を除いた次の平日まで１日だけ延期するものとすること、また当該議決の新たな延期は国民議会の議決によってのみ可能であると定められている[257]。

連邦憲法第70条第１項に基づいて連邦大統領に与えられた連邦政府又はその各構成員を解任する権限にかかわらず、連邦政府又はその各構成員は法律に明確に定められている場合又は自らの求めにより解任されると定められている[258]。

8　連邦政府の構成員の議会に対する権限

連邦政府の構成員の議会に対する権限について、連邦政府の構成員及び次官は国民議会、連邦参議院及び連邦総会並びにこれらの代議機関の委員会（小委員会）のあらゆる審議に参加する権限を有していること、ただし主要委員会の常設小委員会及び国民議会の調査委員会の審議については特別な招請があった場合にのみ参加する権限を有すること、連邦政府の構成員及び次官は国民議会の議院規則に関する連邦法及び連邦参議院の議院規則の詳細な規定に従って連邦政府の構成員及び次官の要求によりいつでも発言する機会が与えられなければならないと定められている[259]。

9　議会の連邦政府の構成員に対する権限

国民議会、連邦参議院及び連邦総会並びにそれらの委員会（小委員会）は、連邦政府の構成員の出席を要求し、調査報告の提出を要求することができると定められている[260]。

連邦政府の構成員は連邦憲法第 142 条に基づいて国民議会に責任を負うと定められている[261]。

連邦憲法第 142 条に基づいて告発が提起される動議には国民議会議員の半数以上の出

255　連邦憲法第 73 条第２項

256　連邦憲法第 74 条第１項

257　連邦憲法第 74 条第２項

258　連邦憲法第 74 条第３項

259　連邦憲法第 75 条第１項

260　連邦憲法第 75 条第１項

261　連邦憲法第 76 条第１項

席を必要とすると定められている[262]。

10　連邦大臣及び次官

（1）連邦大臣

連邦大臣及びこれに従属する官庁は連邦行政事務の執行をその任務とすると定められている[263]。

連邦大臣の数、その所管及びその機構は連邦法により定めるとされている[264]。

連邦首相府の指揮は連邦首相に、その他の連邦各省の指揮は各連邦大臣に委ねること、連邦大統領は、人事制度及び人事行政機関を含む一定の連邦首相府の管轄に属する事務に関する指揮について、これが連邦首相府の所管であるにもかかわらず特定の連邦大臣の所管に所管換えをすることができること、この所管換えを受けた連邦大臣は当該事務について所管連邦大臣の地位を有すると定められている[265]。

連邦首相及びその他の連邦大臣は例外的に二つ目の連邦省庁の指揮を執ることを委ねられることができると定められている[266]。

特別な場合には同時ではないが、一つの連邦省庁の指揮の責任を複数の連邦大臣に委ねることができると定められている[267]。

（2）次官

連邦大臣の所管行政事務の執行を補助し、議会において連邦大臣を代理するために次官を連邦大臣に付置することができること、次官は連邦大臣と同様に任命され退任すると定められている[268]。

連邦大臣は次官の同意を得て次官に一定の事務を処理することを委ねることができること、次官はこれらの事務の遂行について連邦大臣に従属し、その指示に従わなければならないと定められている[269]。

各省の次官は一人とは限らない。また次官は事務職員としての公務員ではなく国民議会議員でもないことが多い。このように次官は政治任命職であるので大臣とともに交代するのが通例であり、現実には何らかの分野の専門家が就任することが多い。

11　現実の連邦政府の運営

（1）閣僚会議（閣議）[270]

262　連邦憲法第 76 条第２項

263　連邦憲法第 77 条第１項

264　連邦憲法第 77 条第２項

265　連邦憲法第 77 条第３項

266　連邦憲法第 77 条第４項

267　連邦憲法第 78 条第１項

268　連邦憲法第 78 条第２項

269　連邦憲法第 78 条第３項

270　大西健夫･酒井晨史編　「オーストリア；永世中立国際国家」（1996.10.25）所収　A.ペリンカ著

閣僚会議は政治の現実では下記のとおり三段階の構成となっている。

① 会派別の閣僚予備会議

各連立政党の閣僚が政党別に会合を持つ予備会議であり、伝統的に毎週月曜日に開催される。この会議には会派の首脳が出席する。

② 共同の全体閣僚予備会議

この予備会議では各会派の事前協議で決定された事項が連立政党全体の閣僚により比較検討され、各会派の意見の一致が見られない場合には③の閣僚会議の議題から外されることになる。この会議は毎週火曜日の午前中に開催される。

③ 閣僚会議

政府閣僚は②で非公式に合意された事項についてこの閣僚会議の場で決定して発表することになる。

（2）閣僚人事における政党支配

オーストリアの政治において長期にわたり連立政権が形成・維持されたため各政党が確保する閣僚ポストが固定される傾向を生じ、1966 年までの国民党と社会民主党による第一次大連立政権時代には 1959 年における外務省の例を唯一の例外として 20 年以上にわたり各連邦政府の省庁の閣僚ポストが各政党に固定されるという事態となり[271]、伝統的な連立政権の鉄則のひとつとして各政党が確保した閣僚ポストについては各政党は党の望む者を自由に指名できるようになっていた[272]。

（3）個別閣僚の意思決定の自由

上記（2）のとおり個別の閣僚ポストが連立を構成する各政党に固定されるようになったこともあり、1966 年以降は個別閣僚の意思決定の自由が増大し、連邦政府内における閣僚相互の不干渉の原則により各閣僚は最大の自治を享受するようになった[273]。

このことは各閣僚が所管する連邦政府各省の高級公務員人事についても同様のことが行われ、大連立政権下においては各政党はその支配下にある連邦政府各省の人事の自治を享受するようになったといわれている[274]。

第６節　司法制度

１　司法制度の概説

（1）概要

連邦はすべての裁判権をもつと定められており[275]、判決及び裁決は共和国の名におい

「国家構造と機関」p72

271　Ibid., p72

272　フォルクマール・ラウバー編、須藤博忠訳「現代オーストリアの政治」（1997.3.10）所収　ヴォルフガング・A・ミューラー著「政治的制度」p36

273　Ibid., p39

274　Ibid., p42

275　連邦憲法第 82 条第 1 項

て言い渡され、作成されると定められている[276]。

裁判所の構成及び管轄は連邦法によって定めるとされており[277]、何人に対しても法律に基づく裁判が保障される[278]。

軍事裁判権は戦時を除いて廃止されること[279]、また死刑は廃止すると定められている[280]。

（２）裁判所の種類[281]

裁判所は通常裁判所並びに特別裁判所である憲法裁判所及び行政裁判所に大別される。

ア　通常裁判所

通常裁判所は刑事訴訟と民事訴訟を管轄する。通常裁判所は下記の通りの審級となっている。なお民事については法律上の争訟以外にも、当事者の申請に基づき相続、土地登記、後見、死亡宣告など法的事実の決定についても管轄している。

①　管区裁判所（Bezirksgericht）

管区裁判所は軽易な訴訟に関する第一審裁判所であり、刑事事件では単純窃盗や過失傷害など罰金刑又は懲役１年以下の軽犯罪を、民事事件では訴訟対象物が１万ユーロ以下の訴訟を管轄する。

②　州裁判所（Landesgericht）

州裁判所は婚姻訴訟、商事訴訟、違法行為、重犯罪などに対する第一審裁判所であり、管区裁判所の判決に対しては第二審となる。

③　州高等裁判所（Oberlandesgericht）

州高等裁判所は控訴裁判所である。全国で４つの州高等裁判所がウィーン、リンツ、グラーツ及びインスブルックに設置されている。

④　最高裁判所（Oberster Gerichtshof）

最高裁判所は最終審の裁判所であり、ウィーンに設置されている。

イ　憲法裁判所（Verfassungsgerichtshof ; VfGH）

憲法裁判所は以下の訴訟を管轄する。

①　逮捕、公用徴収など基本的人権が侵害毀損されたという主張の訴訟

②　連邦大臣が出訴する訴訟

③　連邦と州の間又は官庁や裁判所間の権限争いの訴訟

④　法律、条約、条例、選挙に関する審査

ウ　行政裁判所（Verwaltungsgerichtshof ;　VwGH）

行政裁判所は連邦、州及び市町村の行政執行に関する以下の訴訟を管轄する。

276　連邦憲法第 82 条第２項

277　連邦憲法第 83 条第１項

278　連邦憲法第 83 条第２項

279　連邦憲法第 84 条

280　連邦憲法第 85 条

281　Reinhard Wagner; Politische Bildung und Wirtschaftskunde (Wien 2002), pp26-28

① 不許可処分などの官庁の決定、通告などの行政処分に関する訴訟
② 行政上の決定の遅延に関する訴訟
③ 住居表示の変更など行政上の措置に関する訴訟

（3）刑事事件の審級[282]

単純窃盗や過失傷害など罰金刑又は懲役１年以下の罰則が科される軽犯罪については管区裁判所が第一審裁判所となり、控訴審は州裁判所の３名の裁判官の合議で審理され、州裁判所が最終審となる。

懲役 5 年以下の罰則が科される犯罪については州裁判所が第一審裁判所となり、1 名の裁判官により審理され、控訴審は州高等裁判所で審理される。上告審は最高裁判所である。

終身刑までの懲役刑が定められている強姦、国事犯などの重犯罪については、州裁判所が第一審裁判所となり、陪審又は参審制により審理され、控訴審は州高等裁判所で審理される。上告審は最高裁判所である。

（4）民事事件の審級[283]

訴訟対象物が１万ユーロ以下の訴訟については管区裁判所が第一審裁判所となり、控訴審は州裁判所で審理され、重要な事件については最高裁判所で上告審が審理される。

訴訟対象物が 1 万ユーロを超える訴訟については州裁判所が第一審裁判所となり、1 名の裁判官又は３名の裁判官の合議により審理され、控訴審は州高等裁判所で審理される。重要な事件については最高裁判所で上告審が審理される。

２ 裁判官の任命

裁判官は連邦憲法に特段の定めがない限り連邦政府の提案に基づき連邦大統領又は連邦大統領によって権限を与えられた所管連邦大臣によって任命されること、裁判官の任命に当たっては、連邦政府又は所管連邦大臣は裁判所の組織に関する法律に基づいて設置された裁判所の各部の提案を得なければならないと定められている[284]。

裁判所の各部が裁判官を任命するための提案を行うに当たり、十分な数の候補者が存在する場合には、所管連邦大臣に提示される候補者及び所管連邦大臣によって連邦政府に送達される候補者の提案には少なくとも３名が記載されていなければならず、裁判官の空席が１つ以上ある場合には少なくとも空席数の２倍の候補者の名前が記載されていなければならないと定められている[285]。

３ 裁判官の職務の遂行

裁判官はその職務の遂行に当たり独立していること[286]、裁判官職の行使に当たっては、

---

282 Ibid., p28
283 Ibid., p27
284 連邦憲法第 86 条第１項
285 連邦憲法第 86 条第２項
286 連邦憲法第 87 条第１項

裁判官は法律及び事務分担により当該裁判官に帰属する裁判上の全ての事務を行うこととされているが、法律の規定に基づいて裁判所の部又は委員会の所管となっていない司法行政事務はその裁判官職の行使の対象とはならないと定められている[287]。

各裁判官が担任する事務は、裁判所の組織に関する法律に基づいて定められた期間について裁判所の各裁判官に事前に割り当てられることとすること、各裁判官はこの事務分担に基づいて当該裁判官が担当することとなった事案から、司法行政当局の命令による管轄が移転された場合又は当該裁判官が合理的な期間内ではその期間が短いためその職務の完遂が不可能になった場合にのみ解任されうると定められている[288]。

第一審の民事裁判の管轄に該当する特別の事件のうち一定の類型の事件の処理については、連邦法に基づいて裁判官ではない特別に訓練された連邦職員に委任することができると定められている[289]。

しかしながらこの例外として、事務分担に基づいて当該事件を管轄する裁判官はいかなる場合でもこのような類型の事件の管轄を当該裁判官に留保し、当該連邦職員に対する事件の処理の委任を解除することができると定められている[290]。

連邦憲法第 87a 条第１項に基づいて事件の処理を委任された裁判官ではない連邦職員は、事務分担に基づいて当該事件を管轄する裁判官の指示にのみ拘束されると定められている[291]。

４　裁判官の解任

裁判所の組織に関する法律は裁判官の退職リストに登載されることとなる年齢の上限を定めることとしている[292]。

それ以外に裁判官は、法律で規定された場合及び方法に合致し、かつ公式な司法上の決定に基づく場合にのみ、その意志に反して解任され或いはその意志に反して転任させられるか老齢のため退職させられること、しかしながらこれらの規定は裁判所の組織の変更によって必要となる転任及び退官には適用しないこと、裁判所の組織の変更によって必要となる転任及び退官の場合においては、これらの裁判官をどのような期間内に正式手続なしで転任及び退官させることができるかを法律が規定すると定められている[293]。

裁判官の職務からの暫定的な解任は、事件を管轄する裁判所に対する事件に対する照会に基づく上級裁判官又は上級司法当局の命令によってのみ行うことができると定められている[294]。

287　連邦憲法第 87 条第２項

288　連邦憲法第 87 条第３項

289　連邦憲法第 87a 条第１項

290　連邦憲法第 87a 条第２項

291　連邦憲法第 87a 条第３項

292　連邦憲法第 88 条第１項

293　連邦憲法第 88 条第２項

294　連邦憲法第 88 条第３項

５　職務代行裁判官

裁判所の組織に関する法律は上級裁判所に配属される職務代行裁判官の職について定めることができること、職務代行裁判官の数は下級裁判所に配属されている裁判官の数の 2%を越えてはならないこと、下級裁判所における職務代行裁判官の職責は裁判所の組織に関する法律に基づいて上級裁判所の当該部によって定められること、職務代行裁判官には下級裁判所の裁判官の職務の代理のみを委任できること、更に職務代行裁判官は、下級裁判所の裁判官が職責の遂行を妨げられている場合か、又は当該裁判官が合理的な期間内ではその期間が短いためその職務の完遂が不可能になった場合にのみ委嘱することができると定められている[295]。

６　裁判所の違法立法審査権

裁判所の違法立法審査権について連邦憲法は明白に否定しており、本条に別段の定めのない限り裁判所には正式な手続きにより公布された法律、政省令及び条約の妥当性の審査権は有しないと定められている[296]。

ただし裁判所が法律に違反するという理由で政省令の適用について疑念を有する場合には裁判所はこの政省令の廃止を憲法裁判所に申し立てなければならないこと、最高裁判所又は第二審の判決を管轄する裁判所が連邦憲法に違反するという理由で法律の適用について疑念を有する場合には、この法律の廃止を憲法裁判所に申し立てなければならないと定められている[297]。

また法律上の規定が既に効力を失っている場合には、憲法裁判所に対する裁判所の申立は当該法律上の規定が違法又は違憲である旨の決定を要求するものでなければならないと定められている[298]。

連邦憲法第 89 条第 2 項及び第 3 項は連邦憲法第 140 条に基づく条約の違憲審査に準用されると定められている[299]。

連邦憲法第 89 条第 2 項､第 3 項又は第 4 項に基づく申立が裁判所において係属中の訴訟手続に如何なる影響を与えるか連邦法によって定めるとされている[300]。

７　訴訟手続

訴訟手続については民事事件及び刑事事件における弁論は口頭であり、かつ公開であること、その例外は法律によって定めるとされている[301]。

295　連邦憲法第 88a 条

296　連邦憲法第 89 条第１項

297　連邦憲法第 89 条第２項

298　連邦憲法第 89 条第３項

299　連邦憲法第 89 条第４項

300　連邦憲法第 89 条第５項

301　連邦憲法第 90 条第１項

また刑事訴訟においては起訴手続が適用されると定められている[302]。

８　裁判への国民参加

国民は裁判に参加しなければならないこと[303]、法律に明記された重罰を科せられる犯罪で起訴された場合並びにすべての政治的な重罪及び軽罪で起訴された場合には陪審員が被告の有罪について評決を下すものと定められている[304]。

また連邦憲法第91条第2項に定められたもの以外の可罰的な行為に対する刑事訴訟手続において法律で定められた限度を超える刑罰が科される場合には、裁判官補佐人（参審人）が裁判手続きに参加すると定められている[305]。

９　最高裁判所

最高裁判所が民事訴訟及び刑事訴訟における最終審の裁判所であると定められている[306]。

最高裁判所の裁判官について、連邦政府、州政府又は人民代表機関に所属する者は最高裁判所の構成員になることはできないこと、一定の立法期間又は任期によって選任された人民代表機関の議員に関するこの兼任禁止は、たとえ当該議員が時期尚早に辞任したとしてもその立法期間又は任期の終了する時まで継続すること、直近の４年間に上記の職のひとつにでも就任していた者を最高裁判所の長官又は副長官には任命することはできないと定められている[307]。

10　恩赦

裁判所によって可罰的であると認定された行為に対する恩赦は連邦法に基づいて与えられると定められている[308]。

11　司法の行政からの分離

司法権はそのすべての訴訟手続において行政権と分離されるものとすると定められている[309]。

302　連邦憲法第 90 条第２項

303　連邦憲法第 91 条第１項

304　連邦憲法第 91 条第２項

305　連邦憲法第 91 条第３項

306　連邦憲法第 92 条第１項

307　連邦憲法第 92 条第２項

308　連邦憲法第 93 条

309　連邦憲法第 93 条

第３章　連邦制度

第１節　連邦制の概要

１　連邦制

オーストリアは民主制の共和国であり[310]、連邦国家である[311]。連邦国家オーストリア共和国はブルゲンラント、ケルンテン、下オーストリア、上オーストリア、ザルツブルク、シュタイアーマルク、チロル、フォアアールベルク及びウィーンの独立した諸州により構成される[312]。

オーストリアが連邦国家であることは上記のように連邦憲法に明確に規定されている。オーストリアのように800万人程度しかない人口の少ない国が連邦制を採用していることは一見奇妙に見えるかもしれないが、これには民族的、歴史的由来があると考えられている。ドイツ、スイスといった全部又は一部の領域がドイツ民族によって構成されている国で連邦制が採用されているが、これらの国ではかつて独立していた領邦国家が盟約・合意により合体して連邦国家を形成したことが、それほど遠くない歴史的事実として明らかであるが、オーストリアについてはその点が必ずしも判然としていない。

このように結果的にはすべてのドイツ民族の国が連邦制を採用していることになり、ドイツ民族と連邦制はきわめて親和的な関係にある点が興味深い。

２　歴史的考察

オーストリアの諸州は第１次大戦後にハンガリーから分離併合されたブルゲンラント州を除いて従来からオーストリア帝国に所属しており、中世以来の固有の歴史を有する自治意識の強い州であり、オーストリアの諸州の各州民にはこの伝統に基づく強烈な州意識が存在している[313]。

第一次大戦後にオーストリア・ハンガリー二重帝国の崩壊に対処し、ドイツ民族から構成されるオーストリア地域における後継国家を如何に形成するかという問題に直面して国民全体としてはドイツへの合邦を選択したが、地域によってはオーストリアからの分離主義的傾向が強く、いくつかの州でオーストリアからの分離を目的とする住民投票が実施された。フォアアールベルク州はスイスへの統合を求める住民が多数派となり、チロル州とザルツブルク州ではドイツへの統合を求める住民が多数派となった[314]。

当時の社会民主党の指導者であったオトー･バウアーの見解によると、「ドイツ系オー

310　連邦憲法第１条

311　連邦憲法第２条第１項

312　連邦憲法第２条第２項

313　大西健夫･酒井晨史編　「オーストリア；永世中立国際国家」（1996.10.25）所収　アントン・ペリンカ著「国家構造と機関」p74

314　Ibid., p74

ストリアはなんら国家ではなく諸地方の非常にゆるい集団なのであり、諸地方は社会的にウィーンとまったく異なっているので、ウィーンを憎みプロレタリアートの力の基礎である首都、諸地方から食料を奪う首都を振り払いたいという考えを日々もてあそんでいる。」と手紙に書いている[315]。

第２節　連邦と州間の事務配分

１　総説

連邦と州間の事務配分は連邦憲法で明確に規定されている。それは以下のとおりである。

①　連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務(連邦憲法第 10 条)

②　連邦の専属的立法権の下に州が執行権を有する事務（連邦憲法第 11 条)

③　連邦の原則的立法権及び州の執行法の立法権並びに州の執行権の下にある事務(連邦憲法第 12 条)

④　連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務(連邦憲法第 15 条)

この連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務は、当該事務に関する立法権又は執行権が連邦憲法により明確に連邦に移管されない限り当該事務に関する立法権又は執行権は州の権限内にとどまるという関係の下にある事務である。

⑤　州の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務

これについては連邦憲法に一切規定されていない。オーストリア連邦共和国のすべての行政事務は連邦か州に帰属することとされているので、連邦憲法の立法技術上は前記の①から④に規定された事務以外のすべての事務は⑤の州の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務に分類され、さらにこれに分類された事務が州の事務と市町村の事務に分けられるという建前になっているものと推測される。これに該当する事務の例としては、自然保護法、建設法、狩猟法、土地取引法、市町村法、催事規制法などに基づく事務がある。

２　連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務

この連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務は連邦憲法第 10 条第 1 項各号に以下のように規定されている。

①　連邦憲法に関すること。
　国民議会選挙に関すること。
　連邦憲法に基づく国民投票に関すること。
　憲法裁判権に関すること。

②　政治的及び経済的な対外代表権を含む外交案件に関すること。
　連邦憲法第 16 条第１項の規定に基づく諸州の管轄権に拘束されない条約の締結に関すること。

315　矢田俊隆「オーストリア現代史の教訓」（1995.7.27）p48

国境の画定に関すること。
外国との物品及び家畜の交易に関すること。
関税制度に関すること。

後述するように州には一定の条約締結権が認められており[316]、連邦にはこの州の条約締結権が及ぶ独立した州の所管以外の事項に関する条約締結権が認められている。ただし連邦は州の独立した所管事項に関係する国際条約を締結する場合には、その以前に当該州に対してその条約案について意見を表明する機会を与えなければならないものとされている[317]。

③ 連邦領域への入出国の規則及び監視に関すること。
国民の外国への移住及び国外から国内への移住に係る移住制度に関すること。
旅券制度に関すること。
強制退去、入国拒否、国外追放、滞在者引渡し及び通過者引渡しに関すること。

④ 連邦財政に関すること。
連邦のための公租の独占的又は部分的な徴収に関すること。
専売制度に関すること。

⑤ 通貨制度、信用制度、証券取引所制度及び銀行制度に関すること。
度量衡制度、規格制度及び品質証明制度に関すること。

⑥ 商法を含む民法制度に関すること(一定の例外あり)。
財団法人制度に関すること。
諸州の独立した領域の事項に属する行政罰に関する法律及び行政罰に関する手続を除く刑法制度に関すること。
司法制度に関すること。
犯罪者又はその他の危険人物から社会を保護する機関に関すること。
行政裁判権に関すること。
著作権及び出版制度に関すること。
諸州の独立した領域に属する事項に関係しない収用に関すること。
公証人、弁護士及び関連する専門職に関すること。

⑦ 公共の平和、秩序及び初動期の一般的救助を含む安全の維持に関すること。ただし地域の保安警察に関することを除く。
結社及び集会に関する法律に関すること。
出生届及び名前の変更を含む一身に専属する事項に関すること。
外事警察及び居所届出制度に関すること。
武器、弾薬、爆発物及び火器に関すること。

⑧ 商工業に関すること。
公共広告及び営利的仲買業に関すること。
不正競争の取締、特許制度並びに意匠、商標及びその他の品名の保護に関すること。

---

316 連邦憲法第 16 条第 1 項

317 連邦憲法第 10 条第 3 項

弁理士に関すること。
工学及び土木技術者制度に関すること。
商工会議所に関すること。
職業上の代表者の組織及び農林業の領域を除くそれらの組織の連邦全域への展開に関すること。

⑨ 連邦憲法第 11 条（連邦の専属的立法権の下に州が執行権を有する事務）に該当しない鉄道、航空及び水運に関する交通制度に関すること。
自動車交通制度に関すること。
通行の重要性のため連邦法により連邦道路と指定された道路交通に関することのうち交通警察以外の事項に関すること。
郵便及び遠距離通信制度に関すること。
⑨に掲げる事項のうち、法令の規定に基づき計画決定が予見される事業であって、かつ環境への重大な影響が予想される事業の環境影響評価に関すること。

⑩ 鉱業に関すること。
筏業を含む林業に関すること。
水利権に関すること。
洪水の無害化又は航行及び筏流しのための河川の調節及び補修に関すること。
急流の河床工事に関すること。
水路の建設及び補修に関すること。
発電所の設置及び建設に関する規制並びにこの分野の安全対策に関すること。
送電施設が二つの州以上に及ぶ場合の送電に関すること。
蒸気汽罐及び発動機に関すること。
測量に関すること。

⑪ 連邦憲法第 12 条（連邦の原則的立法権及び州の執行法の立法権並びに州の執行権の下にある事務）に該当しない労働法に関すること。
社会保険及び契約保険制度に関すること。
農林業の領域を除く労働者及び被雇用者のための会議所に関すること。

⑫ 死体、埋葬並びに市町村の衛生事業及び救急制度を除く医療及び看護施設に関すること。
療養地及び自然の治療資源に関する公衆衛生に関すること。
公害規制値超過に起因する環境に対する危険な負荷の抑止措置に関すること。
暖房施設の規制について州の所管に属することを除く大気環境の維持に関すること。
危険廃棄物の処理に関すること及び統一的な規制をする必要性が存在する場合に限定されるその他の廃棄物の処理に関すること。
獣医師業務に関すること。
食品検査を含む食糧制度に関すること。
種及び植物商品、飼料、肥料及び植物予防薬並びに植物保護器具の商取引の規則に

関すること（これらの許可並びに種及び植物商品の承認に関することも含む）。

⑬　科学的及び専門的公文書並びに図書のサービスに関すること。
芸術的及び科学的な連邦の収集並びに施設に関すること。
建築業務を除く連邦劇場に関すること。
記念物保護に関すること。
文化に関すること。
国勢調査及び諸州がその固有の領域内で有するすべての統計に関する権利を除くひとつの州にのみかかわる統計以外の統計に関すること。
財団及び基金について、その目的がひとつの州を越え、かつ諸州により自主的に管理されない場合に限定される財団及び基金に関すること。

⑭　連邦警察及び地方駐在連邦警察隊の組織及び指揮に関すること。
市町村の警官隊を除くその他の警官隊の設置及び組織化に関する調整に関すること。
警官隊の武装及び武器使用の権利に関する調整に関すること。

⑮　軍事に関すること。
戦争被害に関すること並びに戦争参加者及びその遺族の救済に関すること。
戦死者の墓の維持事業に関すること。
戦争事態に備えるため又は戦争の結果として、経済の統一的運営を確保するのに必要とされる措置に関すること。特に全国民に対する必需品の供給の統制に関すること。

⑯　連邦官庁及びその他連邦官職の機構に関すること。
連邦公務員の服務規律及び代表権に関すること。

⑰　児童手当の承認及びその家族を対象にして負担調整を図る場合における人口政策に関すること。

⑱　欧州議会議員の選挙に関すること。

３　連邦の専属的立法権の下に州が執行権を有する事務

この連邦の専属的立法権の下に州が執行権を有する事務は間接的連邦行政と呼ばれており、連邦憲法第 11 条第 1 項各号に以下のように規定されている。

①　国籍に関すること。

②　連邦憲法第 10 条（連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務）に該当しない職業上の団体に関すること。ただし農業及び林業の分野並びに登山とスキーの指導の分野及び諸州の自治の領域に属するスポーツ教育制度の分野に関することを除く。

③　住宅建設の促進及び住宅の改善を除く国民的住宅問題に関すること。

④　交通警察に関すること。

⑤　衛生に関すること。

⑥　ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水面の境界水域を除く

航行免許、航行施設及びこれらの施設に対する強制権を含む内水航行に関すること。ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水面の境界水域を除く内水面における水上警察に関すること。

⑦ 環境への重大な影響が予想される事業に対する環境影響評価に関すること（統一的規則を定める必要性が存在すると認められる場合に限りこれらの事業の認可に関することも含む）。

4 連邦の原則的立法権及び州の執行法の立法権並びに州の執行権の下にある事務

連邦憲法第 15 条第 6 項に、この事務を実際に運用する場合における連邦と州の権限の調整に関する規定が以下のように定められている[318]。

① 一定の事務について原則に関する立法権限だけが連邦に留保されている場合には、詳細な執行法の決定は連邦法で決定された枠内で州の立法府の責務であること。

② 連邦法において州の立法府が定めるべき施行法の公布時期について連邦参議院の同意なしで6ヶ月以上1年以下の期間を定めることができること。州がこの期間を厳守しない場合には、当該事務にかかる執行法の公布の管轄権は当該州から連邦に移転すること。しかし当該州が執行法を公布した場合には直ちに連邦が公布した執行法はその効力を失うこと。

③ この分類に該当する事務について連邦の立法府が何等の原則に関する連邦法も定めない場合には、州の立法府は連邦が定めるべき原則に関する事項についても自由に定めることができること。ただしこの場合において連邦が原則に関する事項を定めた場合には、当該原則に関する事項を定めた州法の規定を連邦法で定められた期間内に原則を定めた連邦法に適合させなければならないものとされている。

どのような事務がこの連邦の原則的立法権及び州の執行法の立法権並びに州の執行権の下にあるかは、連邦憲法第 12 条第 1 項各号に以下のように規定されている。

① 救貧制度に関すること。
連邦憲法第 10 条（連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務）に該当しない人口政策に関すること。
公共福祉施設に関すること。
母性、乳幼児及び青少年の保護に関すること。
医療及び看護施設に関すること。
療養地、療養施設及び療養機構に関して健康の観点から充足すべき要件に関すこと。
温泉などの自然治療資源に関すること。

② 争訟を法廷外で調停するための公的機構に関すること。

③ 農地改革に関すること。特に土地の均分措置及び再入植に関すること。

④ 病気と害虫から植物を保護することに関すること。

⑤ 連邦憲法第 10 条（連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務）に該当

318 連邦憲法第 15 条第 6 項

しない電力に関すること。

⑥　農業及び林業に従事する労働者並びに使用人の範囲に限定された労働法制並びに労働者及び使用人の保護に関すること。

なお連邦法における原則的法律及び原則的規定は明確に特定されることが必要とされている[319]。

5　連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務

この連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務は連邦憲法第 15 条に以下のように規定されている。

この事務は前述したように連邦憲法第 15 条第 1 項に規定されているように当該事務に関する立法権又は執行権が連邦憲法により明確に連邦に移管されない限り、当該事務に関する立法権又は執行権は州の権限内にとどまるという関係の下にある事務である。

①　劇場などの興行などに関する規制権限

劇場、映画、博覧会、興行、演芸に関する州法の規定が運営技術、建築又は防火の監督への配慮がなされておらず、また許認可権の委譲による初期段階における相互協力についてそれらの法律が対処していない場合には、連邦警察本部の地域管轄に対応して少なくとも州法に基づく催事の監督権をこれらの官庁に移管しなければならないものとされている[320]。

②　交通警察の執行権

連邦憲法第 118 条第 3 項第 4 号で市町村の固有の自治事務とされている地域の交通警察並びにドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水面の境界水域を除く内水面における水上警察の領域を除き、交通警察の領域における地域の管轄範囲のどのような範囲で連邦警察本部に執行権が移管されるかは、連邦及び関係する州の一致する法律により定められるものとされている[321]。

③　間接的連邦行政事務、原則的連邦行政事務などに関する州と連邦の管轄[322]

間接的連邦行政事務、原則的連邦行政事務などの事務に関して、ひとつの州の執行に関する法令がいくつかの州で有効である必要がある場合には、関係する諸州は合意を得られるよう調整に努めなければならないこととされている。

当該法令が問題となってから 6 ヶ月以内に諸州間の合意が得られない場合には、当該法令の管轄権はひとつの州又は当該事項に関係する政党の要求により当該法令を所管する連邦大臣に移転することになるものとされている。

④　連邦の法令遵守監視権

連邦は、間接的連邦行政事務及び原則的連邦行政事務に関して連邦立法府に留保された事項について連邦により制定された法令の遵守状況を監視する権利を有するものとさ

319　連邦憲法第 12 条第 4 項

320　連邦憲法第 15 条第 3 項

321　連邦憲法第 15 条第 4 項

322　連邦憲法第 15 条第 7 項

れている[323]。

６　州の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務

この事務については連邦憲法に明示されていない。したがって 2 から 5 までに列記されたもの以外の事務がこれに該当することになる。

７　連邦と州間及び州相互間の所管事務に関する協定

連邦憲法第 15a 条第１項は連邦と州の間で所管事務に関する協定について以下の通り規定している。

連邦と州の間で所管事務に関する協定を締結することができること、連邦名によるそのような協定締結の連邦の当事者は、協定の対象となる事項により決定されて連邦政府又は所管連邦大臣となるが、連邦の立法機関をも拘束することとなる協定については、国民議会の承認があった場合に限って連邦政府のみにより締結することができるものとされている[324]。

また連邦憲法第 15a 条第２項は州間の所掌事務に関する協定について規定している。

州の間でもそのような所管事務に関する協定を締結することができこと、州間の協定は州の独立した所管事項についてのみ締結することができること、州間で協定を締結した場合には連邦政府に遅滞なく通知しなければならないものとされている[325]。

８　州の条約締結権

連邦憲法第 16 条第１項は州の条約締結権を定めている。諸州はその独立した所管事項についてオーストリアに隣接する諸国又はそれらの国の一部である州と条約を締結することができるものとされている[326]。

連邦憲法第 16 条第 2 項はその手続きについて以下のとおり定めている。

州首相は条約締結に関する協議を開始する前にその条約について連邦政府に報告しなければならないこと、またその条約を締結する前に州首相は連邦政府の同意を得なければならないこと、同意を求める要求が連邦首相府に到達した日から８週間以内に同意が拒絶された旨を連邦政府が州首相に通告しない場合には、同意は与えられたものとみなされること、協議の開始及び条約締結についての同意は州政府の提案及び州首相の副署を前提とした連邦大統領の権限である[327]。

また連邦憲法第 16 条第１項に基づいて州により締結された条約は連邦政府の要請により解除通告されることがあること、州がこの解除義務に適時に従わない場合にはその

323　連邦憲法第 15 条第８項

324　連邦憲法第 15a 条第１項

325　連邦憲法第 15a 条第２項

326　連邦憲法第 16 条第１項

327　連邦憲法第 16 条第２項

条約に関する管轄権は連邦に移転するものとされている[328]。

なお連邦憲法第 16 条第 1 項に基づいて条約を締結した州は、その独立した所管の範囲内で条約の執行のために必要となる措置を取る義務があること、州がこの義務に適時に従わない場合には必要な措置を講じるための管轄権、特に必要な法律を制定するための管轄権は連邦に移転すること、この条項に基づいて連邦により講じられた措置又は制定された法令はその州により必要な措置が講じられた場合には無効となるとされている[329]。

更に国際条約を執行する場合には連邦による州の独立した所管の範囲に対する監督権が認められており、この場合において連邦は、連邦憲法 102 条に基づく間接的連邦行政に関する事項について州が連邦行政機関に対して有する権限と同様の権限を州に対して有するものとされている[330]。

9　税制分野に対する連邦と州の管轄

連邦憲法第 13 条第 1 項は税制の分野における連邦と州の管轄権については別の連邦憲法的法律(財政憲法)により定めるとしており、同条第 2 項において、連邦、州及び市町村はその財政運営において全経済的均衡の確保につとめなければならないと定めている。財政憲法については第 9 章第 1 節で詳しく紹介しているので参照されたい。

なお、今まで述べた立法及び執行における管轄権に関する連邦憲法の規定は、私権の保持者としての連邦及び州の地位を損なうものではないと定められている[331]。

328　連邦憲法第 16 条第 3 項

329　連邦憲法第 16 条第 4 項

330　連邦憲法第 16 条第 5 項

331　連邦憲法第 17 条

第４章　州制度

第１節　連邦憲法に定められた州制度の概要

連邦憲法において州制度について包括的に規定されているので、本節ではまず連邦憲法に定められた州制度の概要について記述することとする。

１　州議会

（１）州議会議員の選挙

連邦憲法第 95 条は州議会議員の選挙制度について規定しており、州の立法は州議会によって行われること、州議会議員は州議会議員選挙に関する法令に基づき選挙権を有するすべての男女の州民の平等、直接、秘密及び個人の投票により比例代表選挙の原則に従って選出されること、州議会議員選挙の選挙手続及びその必要がある場合には州議会議員選挙の投票義務に関する詳細な規定は州法によって定めること、この州法において投票義務を規定したにもかかわらず選挙への不参加が許容されると判断される根拠についても特に規定するものとすると定められている[332]。

現在、州議会議員選挙について投票義務を定めている州はフォアアールベルク州のみであり、同州もその投票義務については廃止する方向であると聞いている。

州議会議員選挙に関する州法は選挙権及び被選挙権について国民議会選挙に関する連邦憲法の規定よりも厳しい条件を課すことはできないとされている[333]。

選挙権者は地域的に区分された選挙区においてその選挙権を行使すること、各選挙区の州議会議員の定数はその国民の数に比例して配分されること、また州議会議員選挙に関する法令は、各選挙区において立候補者を擁立している政党に配分される議席と同様に、選挙区選挙段階では各選挙区に配分されていない議席との均衡をとりながら比例代表選挙の原則に従って最終的な州全体の州議会議員の定数配分を決定することができること、他の選挙区への選挙人の分割は許容されないと定められている[334]。

州議会議員選挙に立候補し、又は州議会議員に選ばれた公職にある者については、国民議会議員又は連邦参議院議員で公職にある者の権利について定めた連邦憲法第 59a 条[335]が適用され、この規定より厳しい規定を定めることが許容されること、また州の憲法的法律により、国民議会又は連邦参議院議員に選任された公職にある者の報酬について監督する連邦憲法第 59ｂ条[336]に基づいて設置された委員会と同等の権限及び同等の義

332　連邦憲法第 95 条第１項

333　連邦憲法第 95 条第２項

334　連邦憲法第 95 条第３項

335　第２章第３節２を参照。

336　第２章第３節２を参照。

務を有する組織を設置することができると定められている[337]。

なお州議会議員の選挙制度については第 7 章第 2 節で詳述する。

（2）州議会議員の権利

州議会議員は国民議会議員と同等の不逮捕特権を有し、国民議会議員の不逮捕特権について定めた同法第 57 条[338]の規定を準用すると定められている[339]。

国民議会の会議の公開について定めた同法第 32 条[340]及び国民議会の会議における議員の発言の無問責について定めた同法第 33 条[341]の規定は、州議会及びその委員会の会議に関しても適用すると定められている[342]。

（3）州議会の立法と連邦政府の権限の調整

州法の成立要件として、州議会の議決、州法の規定に従った認証及び副署並びに州首相による州官報における公布が必要であると定められている[343]。

州法がその執行に際して連邦行政機関の協力を予定する場合にはその州法について連邦政府の承認を得なければならないこと、州法が連邦首相府に到達した日から 8 週間以内に連邦政府が連邦行政機関の協力が拒絶されたことを州首相に伝達しなかった場合には、州法に関する連邦政府の承認は与えられたものとみなすこと、この期間の満了以前においては連邦政府が明確に同意した場合にのみ州は当該州法を公布することができると定められている[344]。

州議会で議決されたすべての州法はその公布に先立って州議会の議決後直ちに州首相から連邦首相府に通知されるものとすると定められている[345]。

連邦の利益を危うくするおそれのある場合には、連邦政府は、州法が連邦首相府に到達した日から 8 週間以内に州議会が議決した州法に対して理由を明示して異議を申し立てることができること、当該州法の立法手続の開始に先立って連邦政府に当該州法原案に対する意見表明の機会が与えられていた場合には、当該州法が連邦の管轄権を侵害しているという理由である場合にのみ連邦政府は異議を申し立てることができること、連邦政府が異議を申し立てた場合には州議会が少なくとも議員の半数が出席して再議決した場合にのみ公布できると定められている[346]。

この期間の満了以前においては連邦政府が明確に同意した場合にのみ州は当該州法を

---

337 連邦憲法第 95 条第 3 項

338 第 2 章第 1 節 9 を参照。

339 連邦憲法第 96 条第 1 項

340 第 2 章第 1 節 7 を参照。

341 第 2 章第 1 節 8 を参照。

342 連邦憲法第 96 条第 2 項

343 連邦憲法第 97 条第 1 項

344 連邦憲法第 97 条第 2 項

345 連邦憲法第 98 条第 1 項

346 連邦憲法第 98 条第 2 項

公布することができると定められている[347]。

課税を目的とする州議会の立法については財政憲法の規定が準用されると定められている[348]。

（4）州憲法及び州の憲法的法律

連邦憲法第 99 条第 1 項は、州憲法は州の憲法的法律によって制定され、州の憲法的法律によって連邦憲法が侵されない限り州憲法は州の憲法的法律によって改正することができること、州の憲法的法律は州議会議員の半数以上が出席し、投票総数の３分の２以上の多数によってのみ可決することができると定められている[349]。

州の憲法的法律については、連邦の憲法的法律と同様に州憲法、州の憲法的法律及び一般法の中における憲法的規定の 3 つの類型がある。

（5）州議会の解散

連邦大統領は、すべての州議会を連邦参議院の承認を得て、かつ連邦政府の要求に基づき解散することができること、ただしこの連邦大統領による州議会の解散は同一事由に基づいて一回限り命令することができるのみであること、連邦参議院の承認は連邦参議院議員の半数以上が出席し、投票総数の３分の２以上の多数によってのみ可決することができること、この連邦参議院の承認議決には州議会が解散される当該州の代表者は参加できないと定められている[350]。

なおこの連邦大統領による州議会の解散は過去に実際に行われた実例はない。また州議会は自主的に解散することはできるが、州首相が州議会を解散することはできないこととされている。

州議会が解散された場合には州憲法の規定に従って 3 週間以内に新しい州議会議員選挙が告示されなければならず、新たに選出された州議会の召集は州議会議員選挙後４週間以内に行われねばならないと定められている[351]。

２　州政府

（1）州政府の構成

連邦憲法第 101 条は州政府の構成について規定しており、各州の執行権は州議会によって選任される州政府が行使すると定められている[352]。

オーストリアにおける 9 州のうち、ウィーン州とフォアアールベルク州を除く 7 州の州憲法において州政府の構成についてプロポルツ制度が規定されており[353]、これらの州

347　連邦憲法第 98 条第３項

348　連邦憲法第 98 条第４項

349　連邦憲法第 99 条第２項

350　連邦憲法第 100 条第１項

351　連邦憲法第 100 条第２項

352　連邦憲法第 101 条第１項

353　大西健夫･酒井晨史編　「オーストリア；永世中立国際国家」（1996.10.25）所収　アントン・ペリンカ著「国家構造と機関」p75

における州政府は州議会の政党構成に比例して組織されている。ただし文献ではこのように記述されているが、実地調査結果によるとウィーン州政府及び同市政府は同一の政府で 14 名の閣僚からなる内閣で構成されており、州憲法でプロポルツ制度が採用されていることを確認した[354]。

州政府の構成員は州議会議員である必要はないが、州議会議員の被選挙権を有する者のみが州政府の構成員に就任することができると定められている[355]。

州政府は、州首相、必要な数の州首相代理者及びその他の構成員によって構成されると定められている[356]。

州首相は連邦大統領に対して、その他の州政府の構成員は州首相に対して、職務の開始に先立って連邦憲法を従って宣誓を行うこと、宗教的宣言の付加は許容できると定められている[357]。

（2）州首相による間接的連邦行政の執行と間接的連邦行政の再委任を受けた連邦官庁の関係

連邦憲法第 102 条は州首相による間接的連邦行政の執行について規定しており、州首相による間接的連邦行政として処理される事務のうち州の領域に直接的連邦行政を執行する独自の連邦警察官庁が存在しない場合には、州首相及び州首相に従属する州官庁が連邦の執行権を間接的連邦行政として行使すること、この場合において間接的連邦行政として執行される事務を連邦官庁、特に連邦警察管理局がその執行を委任される場合には、これらの連邦官庁は当該事務の執行について州首相に従属するとともに州首相の連邦憲法第 20 条第 1 項に基づく指示に拘束されること、この場合において連邦官庁が間接的連邦行政の執行を委任されるか否か、及び委任される範囲については連邦法によって定められること、この場合において連邦憲法第 102 条第 2 項に掲げられた権限に該当しない場合には当該連邦法は関係する諸州の同意があれば公布することができると定められている[358]。

間接的連邦行政事務の執行において州首相は連邦憲法第 20 条に基づき連邦政府及び個別の連邦大臣の指示に拘束されること、また州首相はその指示を実現すること及び州に固有の所管事務を執行するための機関としての資格において州首相の権能の下にある手段を行使することを義務づけられている[359]。

州政府はその事務管理規則を制定する場合に、間接的連邦行政に関する個別の事項について州固有の所管事務と実質的に関連するため州首相の名において州政府の構成員により実施されるべきであると定めることができること、これらの事項の執行に当たっては、連邦政府又は個別の連邦大臣の指示の場合と同様に州政府の当該構成員は連邦憲法

354 本章第 6 節 2 （2）参照。

355 連邦憲法第 101 条第 2 項

356 連邦憲法第 101 条第 3 項

357 連邦憲法第 101 条第 4 項

358 連邦憲法第 102 条第 1 項

359 連邦憲法第 103 条第 1 項

第 20 条に基づく州首相の指示に拘束されることとされている[360]。

連邦憲法第 103 条第 1 項に基づいて発令された連邦政府又は個別の連邦大臣の指示は、連邦憲法第 103 条第 2 項に基づいて発令された場合にも州首相に提出されること、連邦憲法第 103 条第 2 項に基づいて指示が発令された場合において、間接的連邦行政に関する当該事項を州首相自身が実施しない場合には州首相はその指示を該当する州政府の構成員に遅滞なく書面で伝達すること、及びその執行を監視する連邦憲法第 142 条第 2 項第 e 号に基づく責任を義務づけられること、州首相が必要な防止策を取ったにもかかわらず、該当する州政府の構成員が当該指示に従わない場合には当該州政府の構成員も連邦憲法第 142 条に基づく責任を負うとされている[361]。

間接的連邦行政に関する事項においては、州首相が不服申し立ての上訴当局として決定をしなければならないとされている場合で、連邦法に不服申し立て事案の重要性に鑑み特段の定めがない限り当該不服申し立ては州首相が最終審級となって終了すること、不服申し立ての第一審が州首相であると定められている場合には、当該間接的連邦行政に関する事項における不服申し立ての審級は連邦法に特段の定めがない限り所管連邦大臣にまで及ぶとされている[362]。

（3）州首相に執行を委任できる連邦の専属的立法権及び専属的執行権の下にある事務

下記の事務は連邦憲法で定められた管轄範囲の枠内で連邦官庁が直接執行することができるとされている[363]。なおここに列挙されている事務は、後述するとおり連邦官庁が直接執行することができる事務のうち州首相に執行を委任できる事務に限定されている。

国境画定
外国との商品及び家畜の貿易並びに関税
入出国の規制及び管理
連邦財政、専売制度、通貨制度、信用制度、証券取引制度並びに銀行及び保険制度
度量衡、規格及び貴金属純度検証刻印制度並びに工業試験制度
司法制度
旅券制度及び住民登録制度
武器・弾薬及び爆発物に関する事項並びに小火器管理制度
特許制度及び意匠の保護、商標登録並びにその他の商品等級制度
交通運輸制度
水上警察
郵便及び遠距離通信制度
鉱業

360 連邦憲法第 103 条第 2 項
361 連邦憲法第 103 条第 3 項
362 連邦憲法第 103 条第 4 項
363 連邦憲法第 102 条第 2 項

ドナウ川の管理及び保全、急流護岸の保全並びに水路及び運河の建設並びに修繕
測量制度
労働法制及び社会保険制度
記念物保護
連邦警察及び連邦地方警察の組織及び指揮、公共の平穏の維持並びに地域における公共の安全の維持活動を除いた一般的な初動救助活動を含む秩序及び安全の確保
報道規制関連事項、結社及び集会並びに外国人管理に関する事項
種及び植物商品、飼料、肥料並びに植物の防腐剤並びに植物の保護装置の許可並びに種及び植物商品の場合にはその承認も含む植物の保護装置の商取引に関する事項
軍事、参戦者及びその遺族の救護
児童手当の助成及び家族のための負担調整を目的とする人口政策
農林業教育における学生の寄宿寮に関する事項を除く生徒及び学生の寄宿寮に関する学校及び教育制度

連邦には連邦憲法第102条第２項に列記された上記の事務の執行を州首相に委任する権限も留保されている[364]。

連邦憲法第102条第２項に列記された事務以外の事務を執行するための連邦官庁の創設は、関係する諸州が同意した場合にのみ行うことができることとされている[365]。

当該州内において、地域社会に対する明白にして回復不能な被害を防止するために直接的連邦行政に関する事項に関する措置を速やかに講じることが必要となり、連邦行政の最高機関が不可抗力により当該措置を講じることができない状況にある場合には、州首相は、連邦行政の最高機関に代わって当該措置を講じなければならないとされている[366]。

（４）州首相及び州政府構成員並びにその責任

連邦憲法第105条は州首相及び州政府並びにその責任について規定しており、州首相は州を代表すること、州首相は間接的連邦行政に関する事項について連邦憲法第142条に基づき連邦政府に対して責任を負うこと、州政府によって指名された州政府の構成員（州首相代理者）が州首相を代理すること、州首相代理者の任命について連邦首相に通知すること、州首相の職務代理を行う必要が生じた場合には代理者として任命された州政府の構成員は間接的連邦行政に係る事項に関して州首相と同様に職務遂行上生じた法律違反の責任について定めた連邦憲法第142条に基づき連邦政府に責任を負うこと、州首相又は州首相を代理する州政府の構成員の間接的連邦行政に係る事項に関する法律上の義務違反に係る連邦政府に対する責任の認定において、不逮捕特権はその障害とはならないこと、この場合と同様に州政府の構成員が間接的連邦行政に係る事項に関する州首相の命令に違反した場合の責任について定めた連邦憲法第103条第３項に基づく責任

364　連邦憲法第102条第３項
365　連邦憲法第102条第４項
366　連邦憲法第102条第５項

の認定において、不逮捕特権はその障害とはならないと定められている[367]。

州政府の構成員は、職務遂行上生じた法律違反の責任について定めた連邦憲法第 142 条に基づき州議会に対して責任を負うと定められている[368]。

職務遂行上生じた法律違反の責任について定めた連邦憲法第142条の意義における責任を問う州議会の議決には、議員の半数以上の出席を必要とすると定められている[369]。

（５）州の行政組織の長（事務総長）の資格

連邦憲法第 106 条は州の行政組織の長（事務総長）について一定の資格要件を規定しており、州政府内部の行政組織を運営するために法律の専門資格を有する行政官が州の行政組織の長に任命されること、この州の行政組織の長は間接的連邦行政に関する事項についても州首相の公的な補助者であると定められている[370]。

３　連邦首都ウィーンの州としての特例

連邦首都ウィーンは州としての地位を有し、市議会は州議会としての機能を、市政府は州政府としての機能を、市長は州首相としての機能を、市政府の行政組織は州政府の行政組織としての機能を、そして市政府の行政組織の長は州政府の行政組織の長としての機能をあわせ持っていると定められている[371]。

なおウィーンの州制度については第 6 節で詳述する。

連邦首都ウィーンの州としての地位に基づく間接的連邦行政に関する事項における不服申し立ての審級は、連邦法によりあらかじめ除外されていない限り地域行政官庁としての市政府に、又は連邦憲法第 102 条第 1 項第 2 段に基づいて連邦官庁に執行が委任されている場合には州知事としての市長に帰属すること、その他の場合においては連邦憲法第 103 条第 4 項を準用するとされている[372]。

ウィーンにおける建築及び税制に関する最終決定権限は特別の委員会が有していること、この委員会の構成及び構成員の任命については州法で定めるとされている[373]。

第２節　諸州の沿革

小国にもかかわらず、ごく小規模の州も含めて 9 つの州による連邦共和国を形成しているオーストリアはある意味では不思議な国である。この国が州制度を採用している理由は、各州の歴史的一体性が強固で、州民の州に対する愛着が殊に強いことにあることは疑う余地がないことである。ヨーロッパの各地域では郷土愛が強く、国民国家に対す

367　連邦憲法第 105 条第 1 項

368　連邦憲法第 105 条第 2 項

369　連邦憲法第 105 条第 3 項

370　連邦憲法第 106 条

371　連邦憲法第 108 条

372　連邦憲法第 109 条

373　連邦憲法第 111 条

るよりもそれより狭域の歴史的共同体に根ざした「地域」に執着が強いことから、このことは当然といえば当然のことであるが、この国において第一次世界大戦の敗戦後当然のこととして連邦制を採用するほど強固な州民意識が何故形成されたのか是非とも明らかにしたいと調査に着手した当初から念願しており、そのため第1章第3節の歴史叙述でもある意味では必要以上に詳しく記述したところであり、その中で各地域の歴史的実態についてもできるだけ触れるように努めてきたところであるが、必ずしも十分な情報を入手することができなかった。

今回たまたまウィーンの書店でオーストリアの諸州の歴史についてきわめて簡潔に記述した書籍を発見したので[374]、本節でこれに依拠して各州の歴史について簡単に紹介することとする。

1　ブルゲンラント州[375]

ブルゲンラントは最も新しく設けられたオーストリアの州であり、東部の大平原と西部の山岳地帯の国境地帯にある古くから文化の栄えた地域である。この地域はかつてオーストリアに何度も東方からさまざまな民族が侵入したときの入り口となった地域である。紀元8年に今日のブルゲンラントはローマ帝国の属州であるパンノニアの一部となった。引き続くゲルマンの諸民族、フン族及びアヴァール族の侵入の後、791年と796年のシャルルマーニュ大帝によるアヴァール族の討伐後、バイエルン人による殖民とキリスト教化が行なわれた。しかしその後907年にマジャール人に征服された後、今日のブルゲンラントは1920年まで約1000年にわたってハンガリーの一部であった。1529年と1683年のトルコとの戦争とハンガリーの勃興はこの地方を荒廃させて人口が流出した。その後ドイツ人とクロアチア人による新しい殖民が行なわれてエステルハージ家がこの地方における最大でもっとも強力な領主となった。この時代に州都であるアイゼンシュタットはハイドンを輩出した音楽と建築の中心地となった。

ハプスブルク帝国の解体後、サン・ジェルマン条約によりオーストリアは以前からドイツ民族が多く住んでいたこの西部ハンガリーの領土を獲得した。

ブルゲンラントという州の名称はハンガリー時代の4つの地域であるプレスブルク、ヴィーゼブルク、エーデンブルク及びアイゼンブルクに由来している。1921年にこの領土を割譲したハンガリーとオーストリアとの間にブルゲンラントをめぐって深刻な紛争が引き起こされ、紛争の対象となったいくつかの地域でその帰属を問う住民投票が実施された。その結果、ハンガリーはこれらの地域のうちエーデンブルク市とその周辺地域を確保した。

アイゼンシュタットは1373年以来都市としての地位を有しており、1648年にハンガリー王により自由都市としての地位を与えられ、1925年に州都となった。オーストリア共和国がドイツ第三帝国と合邦した後は、ブルゲンラントは下オーストリアとシュタイアーマルクに分割されたが、1945年に再び州として復活した。

374　Ernst Hausner, Österreich, Verlag Pichler GmbH and Co KG, 2001

375　Ibid., p18

ブルゲンラント州は一面の平野であり、ハンガリーとの国境にノイジードラー湖がある。広大な農業地帯であり葡萄、野菜、果物の栽培が盛んである。マジャール人や南スラブ人などの少数民族も住んでおり、東方からの諸民族の侵入を防ぐために多くの城(ブルク)が残されており、前記のとおり州名もこれに由来している。

図表４－２－１　ブルゲンラント州の地図

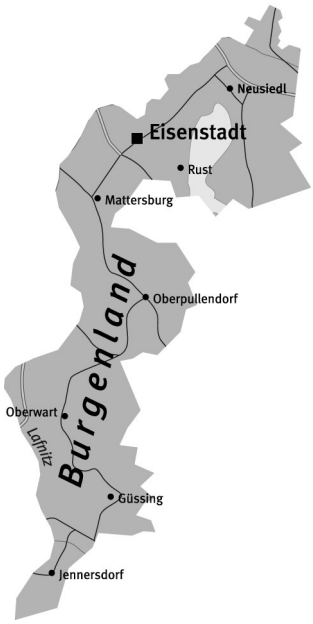

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

２　ケルンテン州[376]

ケルンテンの地形は北方のタウエルン山脈と南方のカラヴァンケン山脈にかこまれた盆地であり、その歴史は新石器時代にさかのぼる。この地域は南方への交通の要衝として発展した。ノリクム王国の一部分として文化的に発展したこの地方は紀元前 15 年からローマ領となった。7 世紀のケルンテンは今日のケルンテン州の領域よりもはるかに広大であった。8 世紀から 9 世紀にかけてこの地方はバイエルン人の支配下に置かれた。バーベンベルク家がオーストリア辺境伯となった 976 年に神聖ローマ帝国皇帝オットー 2 世はケルンテンを公国（公爵領）に昇格させて、ルイポルド家のハインリッヒ 1 世に与えた。公爵受爵の記念式典は州都であるクラーゲンフルトの近くのツォルフェルト平原で 16 世紀に至るまで催された。同家の宗主権はシュタイアーマルクを越えて、上・下オーストリア地方の一部やクライン、フリウリ及びイストリアを包含したヴェローナにまで及んだ。しかしヴェローナとシュタイアーマルクについては 12 世紀に喪失し、1286 年にはハプスブルク家初代の神聖ローマ帝国皇帝であるルドルフはケルンテンを

376　Ibid., p40

チロルのメインハルトに与えた。

1335 年にメインハルト家が断絶した後、その領地はハプスブルク家に与えられた。1518 年にハプスブルク家のマクシミリアンはクラーゲンフルトをその地域の貴族に恩賜したが、実質的には 1849 年までハプスブルク家の所有の下にあった。なおクラーゲンフルトはザンクト・ヴィエトに代わって州都となった。

1809 年から 1813 年にかけて上ケルンテンはナポレオン帝国のイリリア州に編入された。1814 年から 1849 年にかけてケルンテンはリュブリアナ（現在のスロベニアの首都）に政庁をおくイリリア王国に支配された。結局 1849 年にケルンテンは自前の王国となった。ハプスブルク帝国の崩壊後、新設されたセルビア、クロアチア及びスロベニア王国（後にユーゴスラビアと改称）からの領土要求がケルンテンに対して行われ、1918 年から 1919 年にかけて防衛戦争が戦われたが、領土の帰属を決める住民投票が実施されてケルンテンに居住していた大部分のクロアチア人はオーストリアに引き続きとどまることを選択した。ドイツとの合邦後はケルンテンもドイツ第三帝国のガウ（ナチスの組織で大管区の意味）に編入されたが、1945 年にオーストリアのひとつの州として復活した。

ケルンテン州はオーストリア最南部の盆地でイタリアとスロヴェニアに接し、ドラウ川に沿って都市が展開しており、風好明媚、気候温暖である。湖が多く、森林資源が豊富であり、多くの木材を産する。上空から見ると州の北方の山脈が険しくそびえており、むしろ南方のスロヴェニアとの連絡のほうが便利であるように感じられた。

図表４－２－２　ケルンテン州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

３　下オーストリア州[377]

紀元前 2 世紀から下オーストリアはノリクム王国に属していたが、紀元前 15 年から紀元前 8 年の間に下オーストリアの南部はローマの属州であるノリクム及びパンノニアの一部となった。6 世紀には当地にバイエルン人が侵入し、その後東アジアの騎馬民族であるアヴァール人が侵入した。この地に定着していたアヴァール人の従属民であったスラブ人は今度はシャルルマーニュに征服され、下オーストリアはフランク帝国に併合されたが、799 年にシャルルマーニュはカロリング辺境伯を創設した。881 年頃のマジャール人の侵入後、神聖ローマ帝国のオットー1 世は 955 年にバイエルン東方辺境伯を創設したが、ここは 976 年からバーベンベルク家の支配下におかれた。996 年に初めてここはオーストリアの古名であるオスタリッチ（Ostarrichi）と呼ばれた。この名称はエン川から南方の前アルプス山地に達するウィーンの森までのバーベンベルク家の領地についての名称であった。支配者であるバーベンベルク家は最初は辺境伯であったが、1156 年に土地の領有と主権の特権を有する公爵に昇格した。下オーストリアは同家の中核をなす領地であり権力の源泉であった。1170 年には下オーストリアは既に現在の領域となっていた。1278 年からドナウ帝国（ハプスブルク帝国）の崩壊まで、マリア・テレジアの時代に呼ばれていた名称である「エン川の下のオーストリア公国」あるいは「下オーストリア」は、先祖伝来のハプスブルク家が領有する諸州の中核的な領地としての地位を保持していた。ウィーンの周辺地域は工業と産業の展開する地域として、また大都市ウィーンへの物資の供給地域として発展した。

ウィーンと下オーストリアは 1922 年に州として分離したが、引き続きウィーンが下オーストリア州政府の所在地であった。ドイツ第三帝国との合邦後は同帝国の大管区となり、第 2 次大戦後のオーストリアの独立により下オーストリアは再度州となった。1986 年にザンクト・ペルテンが州都となって現在に至っている。

下オーストリア州は広大な丘陵地帯であり、州の中央をドナウ川が貫流している。穀物、野菜、葡萄などの農業生産が盛んであり、州の東部は石油や天然ガスも産出する工業地帯でもある。

377　Ibid., p62

図表４－２－３　下オーストリア州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

４　上オーストリア州[378]

ドナウ川に沿って前アルプス山脈に至る今日の上オーストリア州の地域は新石器時代にまで人間の定住がさかのぼる非常に古くから文化が発展した地域であり、この地域の古代文化としてハルシュタット文化及びモントゼー文化が知られている。紀元前 15 年からローマの属州ノリクムの一部となり、6 世紀と 7 世紀にバイエルン人、アヴァール人、スラブ人が次々に侵入した。大勢力を形成したモントゼー、マットゼー及びクレムスミュンスターの修道院はこの時代に建設されたものである。シャルルマーニュがアヴァール人を征服した後、上オーストリアのいくつかの地域はフランク帝国の支配下に置かれた。900 年にはマジャール人に対する国境が形成された。976 年から 1246 年にかけてのバーベンベルク家支配の時代に同家は今日の上オーストリアの大部分を獲得することに成功した。独立領土「エン川の上」は 13 世紀に形成され、1450 年頃に諸領地はひとつの組織に統合された。リンツはドナウ川のリーメス（辺境防壁）上のローマ都市レンティアから発展し、1490 年に上オーストリア州の州都となった。1506 年から 1799 年にかけてモントゼー州並びにアッターガウ地域及びインフィアテル地域が上オーストリアに統合された。宗教改革による社会的緊張及びカトリックのバイエルンに対するこの地方の肩入れは農民の暴動を引き起こし、ついに 1625 年から 1626 年にかけて上オーストリア農民戦争が勃発した。しかし結局、反宗教改革勢力が優勢を占め、多くの修道院や修道会が設立された。その後およそ 200 年に及ぶバイエルンの支配の後、1815 年のウィーン会議の結果、この地域はオーストリアに返還された。1861 年に上オーストリアは「エン川の上」のオーストリア大公国に昇格し、最初の公選州議会が設立された。

378　Ibid., p82

シュタイアーマルク州などでは大規模な軍事産業が発展したが、上オーストリア州は典型的な農業地域にとどまった。しかし第一次世界大戦後は産業化の波に巻き込まれ、殊に 1938 年から 1945 年にかけての第三帝国の「上ドナウガウ」（大管区）の時代には産業化は著しく進展した。1945 年以降はオーストリア共和国の独立した州となっている。

上オーストリア州は下オーストリア州の西の丘陵地帯であり、ドナウ川に沿ってオーストリア最大の工業地帯があり、州都リンツを中心に鉄鋼業や化学工業が立地している。

図表４－２－４　上オーストリア州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

５　ザルツブルク州[379]

北アルプスに位置するザルツブルク州は山国である。ここでは新石器時代から人間が居住している。紀元前 800 年から紀元前 400 年にかけての鉄器時代にハルシュタットは岩塩の一大生産地となり、この時代の文明はそれにちなんでハルシュタット文明と呼ばれている。紀元前 15 年からザルツブルクはローマの一属州ノリクムの一部となり、今日のザルツブルクであるイウヴァヴムは商業の中心地として栄えた。バイエルン人は次第にフランク人の宗主権の下に置かれるようになったが、6 世紀にこの地方に定住した。798 年にシャルルマーニュ大帝はこの地方を大司教区とし、大司教区内に教区を持つすべてのバイエルン地方を支配させたので、ここはヨーロッパの伝道活動の中心地となった。977 年の神聖ローマ帝国皇帝のオットー2 世による土地の寄進が後世の教会領の基礎となり、13 世紀にエーベルハルト大司教がザルツブルク州に領土的主権を確立することを可能にさせた。1328 年にはザルツブルクは固有の州法の立法権を確立し、その後神聖ローマ帝国において独立侯国としての地位を確立した。大司教は通行税と鉱山税を徴

379　Ibid., p106

収する権利を有し、貨幣鋳造権も有していた。16 世紀にはザルツブルクも宗教改革と農民戦争の深刻な影響を受けた。1732 年に反宗教改革により 2 万 2,000 人のプロテスタントが追放されたが、その結果甚大な経済的な損害を被ることとなった。1803 年に大司教領は世俗化されて選帝侯国となり 1805 年にはオーストリアに編入された。1810 年にナポレオンはこの地域をバイエルンに編入した。ナポレオン戦争後 1816 年から 1849 年にかけては上オーストリアの王家の領地「ザルツッハ郡」とされた。1850 年にザルツブルクは王家の州となり、1861 年以降は州議会が設けられ、ザルツブルク市は州都となった。第一次大戦後にはオーストリア共和国を構成するひとつの州となり、1938 年には第三帝国のガウ（大管区）に再編され、1945 年にはオーストリア共和国のひとつの州に復帰した。1920 年にはマックス・ラインハルトが今日まで毎年の年中行事となったザルツブルク音楽祭を開始した。

ザルツブルク州の州都ザルツブルクは大司教の居城であった山上のホーエンザルツブルク城を中心にザルツッハ川沿いに発展した町であり、モーツアルトの生地としても名高く学問、芸術の中心地として栄えた。ザルツカンマーグートには数多くの湖が点在し、風光明媚であり観光地として人気がある。

図表４－２－５　ザルツブルク州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

６　シュタイアーマルク州[380]

この地域における人間の居住は旧石器時代にまでさかのぼる。イリリア人とケルト人の時代を経て、ローマ人は貴重な金属と鉄鉱石に富むこの地域を支配してノリクムとパンノニアの二つの属州に分割した。6 世紀には今日のシュタイアーマルク州の領域はスラブ人とアヴァール人からなるカランタニアン国に編入された。8 世紀にはバイエルン人によりこの地域が殖民されてキリスト教化された。797 年にシャルルマーニュ大帝が

380　Ibid., p128

アヴァール人を打倒してこの地域はフランク帝国に編入された。900 年ごろにはシュタイアーマルクの大部分はマジャール人に占領されたが、最終的には 955 年にオットー1 世により征服された。976 年にこの地域に後のシュタイアーマルクになる 3 つの辺境侯国が形成され、グラーツ南方のヴィルドン近傍のヘンギストブルクがケルントナー辺境侯国の中心地であった。この辺境侯国が今日のシュタイアーマルク州の中核地域となった。エッペンシュタイン侯とヴェルス・ランバッハ家に続いて 1050 年からトラウンガウアー家のオタカルに支配された。彼はこれらの領地を統合してその地を発祥の地であるシュタイアーにちなんで命名した。1180 年に神聖ローマ皇帝フリードリッヒ・バルバロッサ赤鬚帝はこの地域をバイエルンから分離して公爵領に昇格させた。1192 年にシュタイアーマルクはバーベンベルク家に帰属することになった。1379 年と 1564 年のハプスブルク家世襲領土の分割相続によりシュタイアーマルクは同家の内オーストリア領国（シュタイアーマルク、ケルンテン、クライン、トリエステなどで構成）の中核地域となり、グラーツは同家の内オーストリア領国の首都となった。ハンガリー人やトルコ人の来襲と農民戦争や反宗教改革の激動はこの地域を幾度も荒廃させることとなった。1797 年と 1805 年にシュタイアーマルクはナポレオンに占領された。ハプスブルク家の皇子ヨハン大公（1782－1859）により学問研究、産業、風俗習慣などが飛躍的に進歩を遂げた。1919 年から 1920 年にかけてシュタイアーマルクはオーストリア連邦共和国の一州となったが、南部シュタイアーマルクはユーゴスラビアに割譲しなければならなかった。1938 年から 1945 年まではドイツ第三帝国のガウ（大管区）となり、1945 年に再びオーストリア連邦共和国の一州となった。

シュタイアーマルク州は東流して南流するムール川に沿って都市が展開しており、北部山地では鉄鉱石が産出し工業も発達している。森林が多く林業が盛んである。州都グラーツはオーストリア第二の都市であり、かつては商業中継地として栄えた。

図表４－２－６　シュタイアーマルク州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

7　チロル州[381]

今日のチロル州の地域は中石器時代にまで人間居住の歴史はさかのぼる。鉄器時代からはイリリア人、エトルスキ人、ケルト人がチロルの谷間に居住していた。ローマ人は紀元前 15 年にこの地域を征服して属州ラエティア及びノリクムの一部としてローマ化した。その後キリスト教が布教された。バイエルン人が 6 世紀からこの地方に定住し、東部に移住してきたスラブ人と南部のランゴバルド人を駆逐した。神聖ローマ皇帝コンラッド 2 世はこの地域をブリクセンとトレントの司教に授与した後、1027 年に帝国の侯国の地位に昇格させ、この地域は自立的に発展してバイエルンから分離した。12 世紀から 13 世紀の間にこの地方の重要な地域がメランの近くに居城を構えていたチロル伯爵の所有に帰した。彼らの後継者であるマインハルディネスは 1253 年以来この地方に領主権を行使した。1363 年にマインハルディネスの最後の相続人であるマルガレータ・マウルタッシュはチロルを彼女の従兄弟であるハプスブルク家のオーストリア公爵ルドルフ 4 世に相続させた。その後 1363 年から 1918 年までほとんど中断することなくハプスブルク家がチロルを支配することとなった。1420 年に「空っぽのポケット」と綽名されたフリードリッヒ公爵はその居城をメランから 1239 年に都市憲章が与えられ今日の州都となっているインスブルックに移した。16 世紀には宗教改革と反宗教改革の激動と農民戦争がこの地方を襲った。1803 年にはブリクセンとトレントの修道院は世俗化されてその領地を失い、チロルに編入された。ナポレオン戦争時代にはチロルはバイエルンの支配下に入り、1809 年にはアンドレアス・ホッファーがバイエルンからの独立を目指した反乱を起こしたが、失敗した。1814 年にオーストリアと連合国がナポレオンに勝利した後、チロルはオーストリアに復帰した。1919 年には南チロルがイタリアに割譲されてしまった。その結果としてオーストリア共和国の一州としてのチロルは従来の北チロル地方と東チロル地方によって構成されることとなった。1938 年にはフォアアールベルクとともにドイツ第三帝国のひとつのガウ（大管区）となり、1945 年にオーストリア共和国の一州に復帰した。

チロル州はアルプスの山国であり、東北流するイン川沿いの大きな谷間とその支流の小さな谷間に町や村が展開している。美しいアルプスの山や丘は夏季には観光客に人気があり、冬季はアルペンスキーが盛んである。またチロル州はブレンナー峠を経由してイタリアと結ぶ主要街道上にある。

381　Ibid., p150

図表４－２－７　チロル州の地図

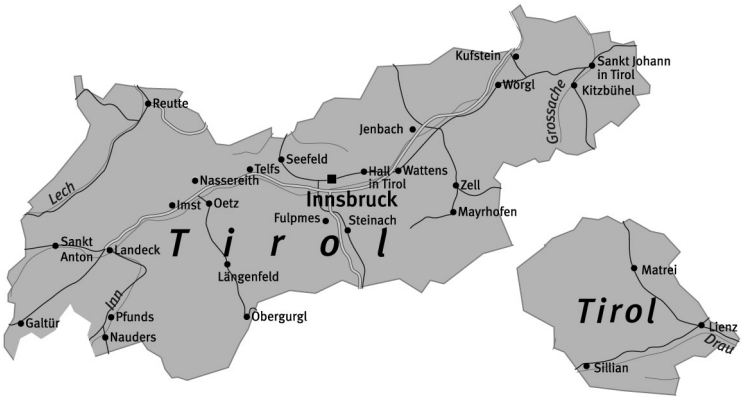

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

８　フォアアールベルク州[382]

フォアアールベルクには中石器時代から人間が居住している。紀元前 15 年にはローマの属州ラエティアの一部となり、今日のブレゲンツであるブリガンティウムがローマ都市として建設された。5 世紀からこの地方にアレマン人が移住してきたが、6 世紀からはフランク帝国の支配下に入り同時にキリスト教化も開始された。9 世紀からいくつかの貴族の家系がこの地域の覇権を求めて戦ってきたが、11 世紀から 12 世紀にかけてブレゲンツの城砦を拠点としていたウダルリヒンガー家がほぼ現在のフォアアールベルクの領域を支配する領主となったが、チュービンゲン出身のモンフォート伯爵家が 1160 年頃にその支配権を承継した。同家はアールベルク山を越える道路を整備して交通を盛んにした。ハプスブルク家は 1363 年からフォアアールベルク地方の領地を獲得し始めた。同家のこの地方における領地獲得の理由は、チロルにおけると同様に同家が所有する分離した領地を連絡することであった。その後数世紀の間に同家はさらにこの地方における領地を拡大し、領地の管理人を置いて支配した。その後 1752 年から 1782 年までの期間を除いた 1918 年までフォアアールベルクは行政上はチロルに従属していた。1805 年から 1814 年にかけてのナポレオン戦争中にはフォアアールベルクはチロルとともにバイエルンに編入された。1861 年にはフォアアールベルクはブレゲンツに固有の議会を設置した。第一次大戦後 1919 年の春には同州がスイス連邦に加入するか否かを問う住民投票を実施することを目的とした運動が展開され、一部の地域で実施された非公式の住民投票ではスイスに加入することに賛成する票が 80%にも達した。しかしながらサン・ジェルマン平和条約の交渉ではこのフォアアールベルク州の帰属の問題は議論されず、その結果同州はオーストリア連邦共和国にとどまることになった。1919 年以来ブレゲンツが州都である。1938 年にはフォアアールベルクはチロルとともにドイツ第三帝国のひとつのガウ（大管区）となり、1945 年にオーストリア連邦共和国の一州として復

[382] Ibid., p172

活した。

フォアアールベルク州はスイスに親近感が強くスイス訛りのドイツ語が話されている。峻険なアールベルク山系で東部と隔絶しているため独立性が顕著である。州都ブレゲンツがボーデン湖東岸にあり、ドイツ及びスイスとの交通連絡の方が容易である。

図表４－２－８　フォアアールベルク州の地図

（出典）BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000, p2

９　ウィーン州[383]

ウィーンの起源はケルト人の定住地と起源100年頃に設営されたローマ軍の駐屯地にさかのぼる。民族大移動の混乱を経て9世紀にカロリング帝国の下でバイエルン人がこの地域に殖民するとともにキリスト教化が決定づけられた。1137年にウィーンは初めて都市としてその名称が歴史に登場し、バーベンベルク家のハインリッヒ 2 世（1141－1177）がその居城をこの都市に移した。この同家の居城としての地位が後世のウィーンの運命を決定した。同家のレオポルド6世がウィーンに都市憲章を授与した。バーベンベルク家の断絶後にハプスブルク家のルドルフがオットカール2世に勝利してから、ウィーンは1485年から1490年にかけてハンガリー王マチアス・コルビヌスの支配下にあった時代を除いて 600 年以上の間ハプスブルク王朝の首都であった。1529 年には一回目のトルコ軍による攻囲、1683年には二回目の攻囲が行われ、その時にはシュタルヘムベルクのリュディガー伯爵とリーベンベルク市長によってウィーンは防衛され、トルコ軍は救援軍によって撃退された。トルコ軍に対する勝利と反宗教改革運動の終結により帝都は新築されたおびただしい建築物で壮麗に飾られた。その後都市ウィーンはヨーロ

383　Ibid., p194

ッパの文化的中心となった。1806 年には神聖ローマ帝国が解体されたことにより創設されたオーストリア帝国の首都となった。1805 年と 1809 年のフランス軍の占領とナポレオンに対する最終的な勝利の後のウィーン会議は同市の政治的重要性を際立たせた。1848 年のメッテルニヒに反抗する革命の時代にはウィーンは帝国の軍隊によって砲撃された。その後同市を取り巻いていた巨大な市壁が撤去されて都市の中心部を囲むリンク・シュトラーセ（大周回大通り）が築造され、その両側に壮麗な建築物が建造された。1891 年にはウィーンの人口は 113 万 6,400 人となり 1914 年には既に 224 万人に膨張した。第一次大戦と王朝の終焉の後、ウィーンは共和国の首都となり 1922 年にはひとつの州となった。1938 年から 1945 年にかけて大ウィーンはドイツ第三帝国のひとつのガウ（大管区）となった。第二次大戦後ウィーンは連合軍に占領されていたが、1955 年には再び自由な共和国の首都となった。

首都ウィーンについては、第 1 章第 2 節４（２）の注を参照されたい。

10　総括

オーストリアの 9 州のうち、上述したとおりブルゲンラント州とザルツブルク州を除く 7 つの州は 14 世紀末頃までにハプスブルク家の領地となっていったことがわかる。14 世紀中葉の同家のアルプレヒト 2 世（賢公、在位 1326－1358）とルドルフ 4 世（建設公、在位 1358－1365）の時代に、同家は既にオーストリア公爵領、シュタイアーマルク公爵領、ケルンテン公爵領及びクライン公爵領の 4 公爵領をしっかりと領有し確保していた[384]。 ただしハプスブルク家の中央集権体制の確立は随分遅くマリア・テレジアの時代になってからのことであり[385]、ハプスブルク家以前及び同家の支配下に入ってからも同家の分割相続の慣習もあり、上下オーストリア大公爵領、ケルンテン公爵領、シュタイアーマルク公爵領、チロル伯爵領などといった独立あるいは半独立的な領邦国家の実態を有していたことが州制度との関連で注目される。もちろん長期にわたって大司教領として宗教国家を維持してきたザルツブルクの独立性が高かったことは言うまでもないところである。

このように各州域において独立あるいは半独立的な領邦国家としての実態が長期にわたって継続したことにより住民に共通の歴史体験に基づく州民としての自覚が促され、今日の連邦制の基礎となる州民意識が形成されたものと推察される。

第 1 節で連邦憲法に規定された州制度の概要について説明したが、以下の第 3 節及び第 4 節で現地調査を実施した上オーストリア州の制度に基づいて具体的な州議会及び州政府の制度について説明し、第 5 節で同様に現地調査を実施した上オーストリア州のフライシュタット行政管区の制度に基づいて具体的な行政管区の制度について説明する。

上オーストリア州はウィーンとザルツブルクの間にあるオーストリアの中央部の北部に位置する州で 138 万人の人口と 1 万 2,000 ㎢の面積を有している。9 つの州のうち 3

384　菊地良生「ハプスブルクをつくった男」（2004.8.20）

385　第 1 章第 2 節　３（５）参照。

番目に人口の多い州で州都はリンツである。州内は 3 つの憲章都市と 18 の州行政管区に区分されており 445 の市町村がある。

第 3 節　州議会

１　州議会の権限

上オーストリア州議会の権限は下記のとおりである。

①　州法律の制定

②　議会の多数による州首相の選出

副首相(２名)及びその他の閣僚(6 名)は比例代表制（プロポルツ制度）に基づき議会で選出される。

③　不信任投票により州内閣を辞職させること

④　州政府の首相や閣僚に対して口頭や書面により質疑を行うこと

⑤　州予算の決定

州議会は政府の財政的な枠組みを決定する。

⑥　連邦参議院に参加する代表者の選定

２　州議会の構造

上オーストリア州議会の定数は 56 名で議員の任期は 6 年である。

州議会議員の選挙には比例代表制が採用されており、選挙で選出された全ての政党や政治的グループの議席数がその得票数に比例して決定される。

３　州議会の解散

（1）自主解散

州議会は州憲法第 20 条に基づき、その議員の任期内に州議会の決定により解散することができる。

（2）連邦大統領による解散

連邦大統領は連邦政府の要求に基づき連邦参議院の同意を得ることができれば各州議会を解散することができる。

４　本会議

州議会は基本的に一月に一回、州の首都であるリンツ市の州議会議事堂で本会議を開催する。本会議は公開である。それ以外に 15 の委員会の会議が開催される。

５　委員会

（1）委員会の役割

州議会の委員会は法律案を本会議に提出するための準備作業を行うことをその役割としている。

（2）法定委員会

州議会規則第5条に基づいて設置が義務付けられている委員会は以下の2委員会である。

① 州憲法第5条に基づく州会計検査院の行う会計検査を所管する検査委員会

② 州憲法第64条第1項に基づく州議会に対する州民の請願を所管する請願委員会

州議会に議席を有する政党は上記の検査委員会及び請願委員会に少なくとも1名の委員を派遣する権利を有する。

州議会は州憲法第 49 条に基づく非常事態に関する事務を扱う特別委員会を設置するか、あるいは常設委員会にその事務を扱わせるか決定しなければならないとされている。

（3）上オーストリア州議会に設置されている委員会

実際に上オーストリア州議会に設置されている委員会は下記のとおりである。

① 憲法及び行政委員会

② 財政委員会

③ 内務委員会

④ 経済委員会

⑤ 建設委員会

⑥ 環境委員会

⑦ 社会福祉委員会

⑧ 教育・文化・スポーツ委員会

⑨ 議会規則委員会

⑩ 不可侵特権及び倫理委員会

⑪ EU 関連委員会

⑫ 法律広報委員会

⑬ 交通委員会

⑭ 検査委員会

⑮ 請願委員会

6 議長

州議会は議員の中から第一議長、第二議長及び第三議長の3名の議長を選出するものとされている。2003年3月現在の上記議長の所属政党は下記のとおりである。

第一議長　国民党（ÖVP）

第二議長　社会民主党（SPÖ）

第三議長　自由党（FPÖ）

第一議長の任務は下記のとおりである。第一議長がその任務を遂行することができない場合には第二議長又は第三議長が第一議長の職務を代行する。

① 州議会の権限や尊厳を守ること。

② 本会議の議長を務めること。

③ 本会議の手続きに関する交渉を公正で中立的に指導すること。

④　議会規則を適用すること。また議会規則の遵守状況を監査すること。
なお記録係、警備係などが第一議長の任務を補助する。

7　会派

州議会は政党によって区分され、州議会議員選挙で一つの政党の推薦により選出された議員は議会の任期を通じて一つの会派（Fraktion）に所属する。複数の議員で構成されている会派はクラブという組織を形成し、クラブの構成員の中からクラブ会長と少なくとも一人の会長代理を選出することとされている。クラブ会長（Obmann）は第一議長とともに会長会（Obmännerkonferenz）を形成する。

第4節　州政府

1　州内閣の構成

上オーストリア州政府の内閣は9名の閣僚で構成されている。

なお上オーストリア州政府はひとつの「集中政府」である。その意味するところは、州議会に一定数の議席を有する政党は州政府に少なくともひとつの閣僚ポストを有することができるとされていることであり、いわゆる「プロポルツ」制度が採用されている。

この制度の下で2003年3月現在における上オーストリア州政府内閣を構成する閣僚の政党別内訳及びその担任事務は次のとおりとなっている。

①　首相（国民党）
州政府を代表、農業行政機関、財政、森林行政、法務、文化・教育、広報、スポーツ、総務、統計、憲法

②　副首相（国民党）
建築法、建築及び建設技術、高速道路・橋梁建設、高層建築、道路築造、地質情報、不動産登録制度、人事、家庭

③　副首相（社会民主党）
住宅建設援助、交通行政、労働者福利及び研修制度

④　閣僚・州議会議員（自由党）
貯蓄銀行、獣医行政、水経済、水法

⑤　閣僚・州議会議員（社会民主党）
市町村、青少年福祉、戦争及び事故の被害者の福祉、社会福祉、社会保険、行政警察

⑥　閣僚・州議会議員（国民党）
企業・経営、土地改良、火災予防、青少年健全育成、災害救助、兵役拒否者の社会奉仕、教育

⑦　閣僚・州議会議員（自由党）
女性、食品の品質監視、戸籍、価格監視、環境保全、環境法

⑧　閣僚・州議会議員（国民党）
エネルギー・原料、営業、地域計画、公民権、選挙、経済、専門大学

⑨　閣僚・州議会議員（社会民主党）
健康・衛生、自然及び景観保護、動物保護
これらの州政府閣僚のうち首相及び2名の副首相はその職に就任する前は州議会議員であったが、現在では州議会議員の職を離れている。これはこの州の慣例であるが、この3名が議員の職を離れることにより比例名簿の次順位の者が議員に就任できるためであるという説明であった。

２　州の行政事務
（1）行政事務の分類
行政事務は、第3章第2節で詳述したように連邦憲法により下記のとおり区分されている。
①　直接的連邦行政事務
連邦憲法第10条に基づき連邦が立法権と執行権の双方を有するもの
②　間接的連邦行政事務
連邦憲法第11条に基づき連邦が立法権を有し、州が執行権を有するもの
③　原則的連邦行政事務
連邦憲法第 12 条に基づき連邦が原則的立法権を有するが、州が執行のための立法権と執行権を有するもの
④　連邦と州の競合的立法権又は競合的執行権の下にある事務
連邦憲法第 15 条に基づき連邦が連邦の権限であると権限を明確にしない限り州が立法権と執行権の双方を有するもの
州が現実に執行している行政を大別すると、①の連邦が直接執行する直接的連邦行政事務を除くと、州の独自の権限に基づく行政事務、間接的連邦行政事務、連邦からの委任行政事務　連邦の原則的行政事務の4類型に分類される。
これらの行政事務の執行責任者は、州の独自の権限に基づく行政事務は州政府、間接的連邦行政事務は州首相、連邦からの委任行政事務も州首相が担当することになっており、州首相の州行政執行における役割が大きなものとなっている。
閣内の秩序維持や決定権限などの州内閣における権限の配分については、州政府の執務規定により定められている。州政府の執務規定は閣僚会議の秩序について規定するとともに、閣内における決定権限に関する基準を確定するなど州行政の執行に関するあらゆることを規定している。現在の上オーストリア州政府の執務規定は 1990 年の Geschäftsordnung（州法）に基づいて制定された 2003 年の Geschäftsverteilung である。
（2）間接的連邦行政
間接的連邦行政は、連邦憲法第102条第1項に基づき、州の領域内に連邦固有の直接・直轄行政機関が存在しない場合に州首相がその管轄下にある州の行政機関により執行するものとされている。
連邦憲法第102条第2項に連邦の直接的行政事務が列記されている。同項に列記され

ていないすべての事務については州首相とその管下にある州の行政機関を通じて行政事務が執行され、それらの州の組織は連邦の行政機関として行動する。

連邦憲法第103条に規定されているとおり州首相は間接的連邦行政を執行する中心的な機関である。州首相はその管轄内において指示権限を有する機関であるとともに上級行政機関である。この場合において州首相は連邦政府及び各連邦省庁の指示に従わなければならない。間接的連邦行政を執行する州首相の管轄下にある州の行政機関は州政府と州の行政管区である。間接的連邦行政における不服申し立ての審級は原則として二段階に分かれており、最高の審級は州首相である。

３　内閣全体（閣僚会議）による決定

現在の上記の上オーストリア州政府の執務規定では内閣全体（閣僚会議）で決定しなければならない事項について下記のとおり定めている。

①　州議会に提出する州の法律案
②　州法に基づく条例
③　閣僚会議で決定すべきであると州憲法又は州法により定められている事項
④　州財政に関する基本的な決定及び特に重要な決定

一例として2万ユーロ以上の補助金の決定が例示されている。

４　担当閣僚による決定

内閣全体（閣僚会議）で決定しなければならない事項以外の事項については所管の担当閣僚が単独で決定するものとされている。ただし所管の担当閣僚が通常は単独で決定する事項について閣僚会議はそれを閣僚会議で決定すべき事項に変更することができるとされている。

５　州政府の官庁

（１）州政府の本庁

州政府官庁は州政府の執行機関であり、その本庁については州首相により官庁の部局の組織が定められており、上オーストリア州政府本庁は2003年3月現在3つの主要グループと36部局に分かれている。

州首相は州政府官庁のトップ（Landeshauptmann）であり、事務方のトップは事務総長（Landesamtsdirektor）である。その事務総長の役割は以下のとおりである。

①　官庁執務規程（Dienstbetriebsordnung；略称 DBO）及び組織計画の決定
②　主要グループ及び部局に対する事務配分
③　課、室など部局の下部組織の設置
④　課、室など下部組織の長の職務分担の決定とその採用

なお参考のために州は異なるが、下オーストリア州の本庁の行政組織を図表 4－4－1に示す。

図表4－4－1　下オーストリア州政府本庁の行政組織

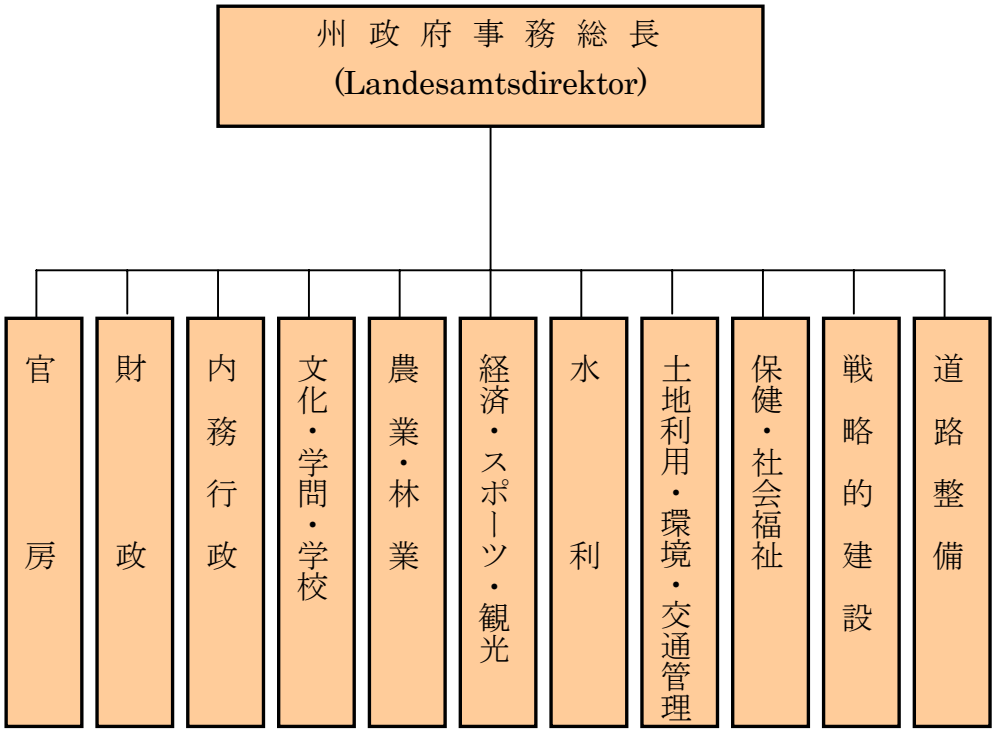

（2）行政管区（Bezirkshauptmanschaften,　又は Politische Bezirke）

上オーストリア州には 18 の行政管区が設置されている。行政管区の設置及び廃止は州政府の条例（Verordnung）により行われるが、連邦政府の同意が必要とされている。州首相が行政管区の長を任命する。行政管区の長は事務総長の同意を得てその行政管区の組織を定める。

（3）州の特別官庁・出先機関

上オーストリア州には下記の州の特別官庁及び出先機関が設立されている。

①　上オーストリア州農業庁
②　上オーストリア州環境保全機関
③　上オーストリア州会計検査機関
④　上オーストリア州行政監査機関

（4）その他の州教育文化機関等

上オーストリア州には下記の州の教育文化機関等が設立されている。

①　職業訓練学校、州音楽学校
②　州立農業施設、州立料理教室
③　州博物館・美術館、州立図書館、州立劇場
④　州立公文書保管所

第５節　行政管区

１　行政管区制度の概要

行政管区は図表４－５－１に示す行政事務を担任する州の出先機関である。憲章都市はこの行政管区が所管する事務についても都市の事務として担任している[386]。

２　フライシュタット行政管区

フライシュタット行政管区は上オーストリア州にある 18 の行政管区のひとつで同州の北東部にあり、チェコ共和国と国境を接している。同管区の面積は 994 ㎢、管区内の人口は約 6 万 5,000 人である。この管区の中には 27 の市町村があり、そのうちひとつが市である。

図表４－５－１はフライシュタット行政管区の行政組織を示している。下記のとおり管区の行政組織は 3 つの部に区分されている。

第 1 部は一般行政部であり、教育、会計、財政、市町村、文化、庁舎管理、人事、報道、貯蓄銀行、統計、社会福祉一部事務組合、徴兵忌避者の市民サービス義務、青少年保護育成、戦争・犯罪などの犠牲者の福祉、社会福祉、獣医に関する法律、衛生法及びスポーツを所管しており、専門行政分野として森林に関する事務、自然保護、衛生行政、食品衛生、獣医に関する事務を所管している。

第 2 部は建設・環境・経済部であり、建築に関する法律（建築許可は市町村が発給するが、違反の取締が管区の事務となっている）、エネルギー及び砕石・木材などの原料、営業・公定価格及びその監視、交通機関、環境に関する法律、水に関する法律、経済、農業に関する事務、森林に関する法律並びに自然保護に関する法律を所管している。

第 3 部は公安部であり、火災予防、教育文化事業、行政警察、戸籍・住民登録、公安に関する事務、公民権に関すること、社会保障、交通に関する法律（個々の道路の速度規制など道路交通に関する決定権限は管区にあり、その取締は警察が担任している）、選挙事務及び住宅用建築の振興を所管している。

386　連邦憲法第 116 条第 3 項

図表４－５－１　フライシュタット行政管区の行政組織

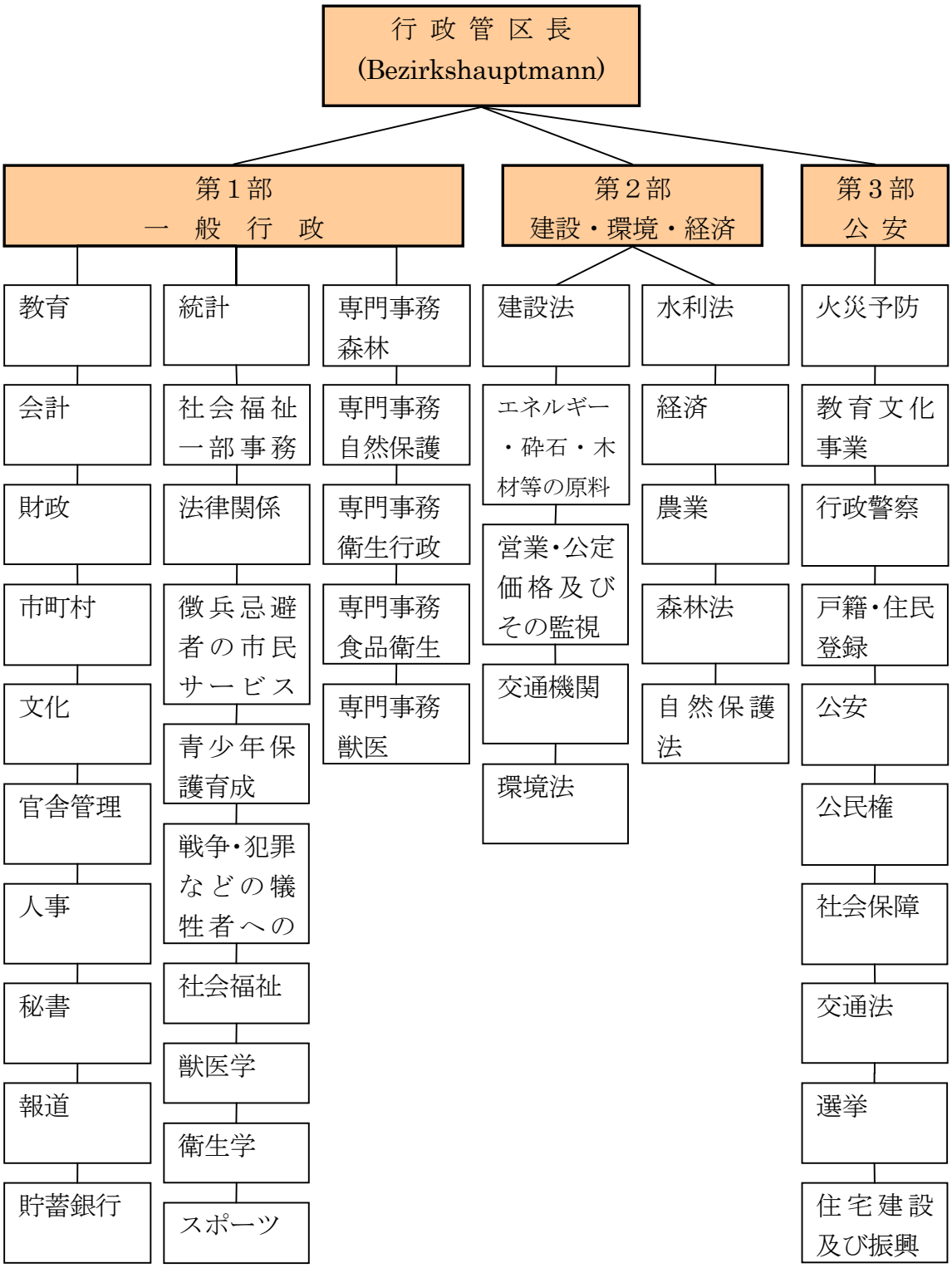

３　フライシュタット行政管区の行政執行

管区は州の出先行政機関であるため管区固有の人事権や予算編成権は有しておらず、

これらについてはすべて州の本庁が決定し、その決定の下に事務を行っている。

管区の職員はすべて州の職員であり、管区の職員という概念はない。管区の職員に空席が生じた場合には州内部でイントラネットを活用して公募して補充する。州の職員はこのイントラネットに常時アクセスできる。州内部で適当な職員が補充できない場合に初めて外部から公募している。

フライシュタット行政管区の職員数は 97 名である。そのうちフルタイムの職員が 61 名(63%)、パートタイムの職員が 36 名(37%)であり、職員の性別は女性が 52 名(54%)、男性が 45 名（46%）となっている。

職員の学歴等の資格は大学卒業者が 8 名、高校を卒業して大学入学資格を有する者が 24 名、専門学校卒業資格を有する者が 36 名、秘書、運転手、事務補助など補助的業務に従事している者が 24 名、清掃に従事している者が 5 名となっている。なお上オーストリア州の公務員制度のところで述べるように[387]、州の人事制度が改正され、現在の人事制度は学歴別の資格制度ではなく能力別の人事制度に改革されている。

管区の予算は前述したようにすべて州が決定する。管区には罰金や使用料・手数料といった管区に専属する歳入があるが、もしそれらを使い切ることができずに剰余が生じた場合には州に納付することになる。

４　フライシュタット行政管区の市町村行政

管区内の市町村に対する交付金のうち、共同税の市町村の取り分は管区を経由して市町村に配分されるが、市町村の財政力の強弱を調整するための需要交付金や目的交付金は管区を経由せずに直接州政府本庁から市町村に配分される。後者の交付金を市町村が獲得するためには市町村が州政府の財務担当大臣に申請し、財務担当大臣の決定を経なければならない仕組みになっている。

５　管区内の一部事務組合

管区内の市町村の規模が小さいために数多くの市町村連合（この管区の場合は一部事務組合）が活用されている。州法で管区内の市町村が設置することが義務付けられている一部事務組合には下記のものがある。

①　社会福祉一部事務組合

すべての市町村が構成員となっており、老人福祉、在宅ケアといった社会福祉事務を実施している。

②　廃棄物処理一部事務組合

すべての市町村が構成員となっており、廃棄物の収集及び処理を実施している。

③　下水処理一部事務組合

下水の処理を実施している。

更にこれら以外にこの管区内に任意に設置されている一部事務組合などの市町村の連合組織には下記のものがある。

---

387 第 6 章第 3 節参照。

① 道路管理一部事務組合

フライシュタット行政管区とそれに隣接するペルク行政管区のすべての市町村により構成されている一部事務組合で、道路を管理するとともに道路の整備水準を均一に維持するために設置されている。

② フライシュタット地域企業誘致協議会

これは 1993 年 3 月現在で設立準備中の協議会であり、ひとつの市町村を除く管区内の 26 市町村が加入することになっている。リンツからこの地域へ向かう重要道路の建設が予定されているため、大企業がほとんど立地していないこの管区内に企業を誘致することを目的とした協議会であり、企業誘致のための取り組みや誘致が成功した場合の利益の配分と費用の割り当てなどを定めることとしている。

③ 観光振興協会

管区内のミュールハイルター・ケルンラント地区、ミュールハイルター・クベッル地区及びミュールハイルター・アルム地区の観光の振興を目的とした協会である。

6 フライシュタット行政管区の行政改革の取り組み

この管区では行政改革に精力的に取り組んでいる。

第一に、従来からの単なる行政の執行という態度を改めて市民を顧客と考える顧客第一主義を採用し、州全体で市民の希望を調査して住民が関係する多くの事務をひとつの行政組織で処理できる組織（いわゆる one stop office）を開設するとともに市民の日を設定した。

第二に、長い間午前中だけ市民サービスを実施していたが、5 年前から火曜日には午前 7 時から午後 7 時まで窓口を開けることにした。しかし遅い時間帯は需要が少ないため閉所時刻については午後 5 時に変更した。現在ではパスポートや運転免許証などに係る事務処理が窓口で 80%処理できるようになった。

第三に、決算の方法が改革されてコスト分析の手法が導入されたため、管区ごとに行政執行の効率性について客観的な指数により比較できるようになった。その結果、最も優れた業績を上げた部門が明らかとなるので、その部門の経験を他の部門に普及させることを目指したベスト･プラクティス･ワークショップという取り組みが実施されている。

第四に、コンピュータによる効率的なデータ処理が導入されて行政の電子化が進み、庁内のイントラネットの活用や外部とのインターネットによる情報処理が行われるとともに、それに加えて企業的経営手法も導入された結果、上オーストリア州は欧州の中でも住民一人当たりの行政コストが低くなっているという説明であった。

また前述したようにこの管区の内部行政組織は 3 つの部から構成されているが、この体制は 2003 年 1 月の組織改正で導入されたものであり、それ以前は 8 つの部から構成されていたので大幅な組織改革が実施されたことになる。しかしながら事務量の著しい増加があったため職員数は以前と変わっていないということであった。

第６節　州及び都市としてのウィーン

首都ウィーンは都市であると同時に州としての地位も有しており、内部組織として区を設置しているなど特別の制度の下にある。ここでは現地調査結果に基づきその概要を紹介する[388]。

１　州の事務と市の事務

ウィーンは州であると同時に市であり、前記のとおり連邦憲法第 108 条から第 112 条にウィーンに関する条文がおかれている。

連邦と州の事務分担については前記のとおり連邦憲法第 10 条から第 15 条に規定があり、同第 15 条に州の立法権についての根拠規定があるが、市には立法権は与えられていない。ウィーン州議会は同時に市議会でもあるが市議会には立法権はなく、市議会が制定する条例には連邦又は州の法律の根拠が必要とされている。市議会が制定した条例が法律違反である場合には、連邦憲法第 139 条に基づき憲法裁判所にその旨出訴することができる。

なお州の事務と市町村の事務は法律に基づいているが、簡単に整理した資料などはなく、その一覧を明示することは困難であるとの説明であった。

２　ウィーンの行政組織

（１）州議会及び市議会

州議会及び市議会は同一の議会であり、その選挙制度は選挙区に区分された比例代表制が採用されている。この選挙に立候補できるのは政党及び選挙団体である。なおどこの州でも同じ制度になっているが、当選した議員が当選後所属政党を離党しても議員の資格は維持される。

また州議会と市議会はその運営方法が異なり、州議会及び市議会ごとに異なった議長が選出される。ウィーンの予算は市議会が議決する。

（２）州政府及び市政府

州政府及び市政府は同一の政府であり、14 名の閣僚からなる内閣で構成され、州憲法でプロポルツ制度が採用されている。2004 年 1 月現在の閣僚 14 名のうち 8 名は与党の社会民主党議員であるが､残り 6 名はプロポルツ制度に基づき野党から選出されており、その政党別の内訳は 3 名が自由党、2 名が国民党、1 名が緑の党となっている。14 名の閣僚のうちから 2 名が副市長となる。第二党が議席の 3 分の 1 以上を占めている場合にはその党出身の閣僚は副市長となることができるが、現在の第二党はこの条件に該当していないため 2 名の副市長はいずれも社会民主党出身である。

388　ウィーン政府国際関係局リヒャルト・ハスマン（Dr. Richard Hassmann）氏、第 5 局ディートマー・グリーブラー（Dietmar Griebler）氏及び同ゲルハルト・メルトル（Gerhard Mörtl）氏からの聞き取り調査結果による。

（3）ウィーン市長

ウィーン市長は直接公選では選出されずに議会で選任される。その理由は、ウィーン市長は同時に州首相としての身分を有しており、オーストリアの制度では州首相は直接公選では選任されないからである。なお市長は前記 14 名の閣僚の中には含まれない。

2004 年 1 月現在の市長は Dr. Häupl 氏である。同氏は市長に選出されたときには議員の身分を有していたが、現在では有していない。同市では市長になると議員の身分を離れる慣行がある。

3　区制度

（1）概要

ウィーンには 23 の区が存在する。区の役割はウィーン州憲法に規定されており、この 10 年ほどの傾向として市の事務を区に委任することが増えてきた。区は市から委任された事務を市に返上することはできない。

区には区議会が設置されている。区議会には予算の議決権はなく、市議会が各区に配分した予算を支出する権限が与えられている。（4）に掲げる事務の執行に際してその事業の箇所付けは政治的な問題となるので、そこに区議会の役割があるとされている。

また区は地方自治体としての法人格は与えられておらず、市の内部組織とされている。

（2）区議会議員の選挙制度

区議会議員の選挙権は国民及び欧州連合市民に与えられているが、2003 年 5 月 21 日に区議会議員の選挙制度が改正され、新たに 5 年以上ウィーンに居住しているその他の国民にも選挙権が与えられることになるとともに有権者の年齢が 18 歳以上から 16 歳以上に引き下げられた。

区議会議員の選挙は市議会議員の選挙と同時に行われる。

区議会議員の定数は区の規模によって異なり、40 人以上 60 人以下となっている。

区議会議員選挙に立候補出来る者はその区に居住する者のみである。

区議会議員の選挙制度は比例代表制であり選挙区に分かれている。

（3）区議会と市議会の関係

区議会議員は市議会議員に同時になることはできないが、区議会によって選出された区議会議長は市議会本会議に出席して当該区に関する議事について発言することができる。

（4）区の事務

区の事務はウィーン州憲法第 103 条に 30 項目列記されており、以下はその例示である。

・ 学校及び児童保護施設の維持補修
・ 主要道路及び脇道の整備及び維持補修
・ 街灯の整備及び維持
・ 緑地の計画、整備及び維持
・ 子供用及び青少年用遊び場の整備及び維持

・ 老人クラブの維持補修
・ 官庁の維持補修
・ 市場の維持補修
・ 墓地の維持補修
・ 公衆トイレの整備及び維持補修
・ 児童用及び市民用プールの整備及び維持
・ 青少年福祉のための青少年クラブ
・ 区の文化関係事務
・ 区の広報事務

市職員で区の事務を担当している職員数は非常に少ない。

2002 年度の区の総予算は 23 区合わせて１億 5,000 万ユーロであり、市の全予算の 1.6%に過ぎないが、区で実施されている行政施策の物件費のみが区の予算として計上されているだけであり、行政事務を担当している職員の人件費は区の予算の中には計上されていない。

４　ウィーンの公務員制度

オーストリア全体の公務員制度については、連邦には連邦の公務員法が、州には州の公務員法がそれぞれあり、市町村については各州に市町村の公務員法がある。

ウィーンは全体としてみると州の事務の割合が少ないので、ウィーンのすべての職員には市町村の公務員法が適用されている。

オーストリアでも公務員は伝統的に官吏（Beamte）、職員（Angestellte）、労働者（Arbeiter）に区別されているが、現在のオーストリアでは一般的には職員と労働者は法律上区別されておらず、一律に契約職員として取り扱われる傾向にある[389]。

契約職員は民間企業の職員と基本的に同じ勤務条件の下にあるが、民間企業の職員と争訟の解決方法が異なっており、民間企業の職員より少しだけ身分保障が強い。

ウィーンにおける公務員制度改革については上オーストリア州で実施されたような抜本的な改革は行われておらず[390]、基本的に学歴が給料表の各級に任用される基準となっている。ただし以前に数多く設けられていた手当についてはその簡素化が実施された。

なおウィーンにおける公務員制度改革の例としては下記の事例がある。

① 従来から３級から９級までが大学卒の職員であるが、そのうち７級から９級の上級のポストについては特別の試験に合格することが必要とされるようになった。
② 上級のポストの任用については公開で公募しなければならなくなった。

５　ウィーンの地方債制度

一般市町村が地方債の借り入れを行う場合には基本的に州の許可が必要とされているが、例外的に憲章都市は州の許可が不要とされている。

---

389 詳しくは第６章第１節１及び２参照。

390 第６章第３節参照。

ウィーンが地方債を借り入れる場合には州としての地位を有することから連邦の許可は必要なく、議会が議決すれば自由に借り入れをすることができる。借り入れの方法は銀行からの借入はあまり多くはなく、市場から債券を発行することにより調達することが多い。

現在までスイスフラン市場でウィーン債券の格付けが高いので（ウィーンはトリプルAであるが、他の州はシングルA)、同市場で債券を発行することにより資金を調達することが多い。なお州が外債を発行する場合にも連邦の許可は必要なく、州や地方自治体が外債を発行する場合にも連邦の政府保証はつかない。

これ以外にも連邦の財政機関である政府系の特別銀行(Komunal Kredit)から借り入れをする場合もある。ここからの借り入れには連邦政府の保証がつく。

第 5 章　市町村制度

第 1 節　連法憲法による地方自治の保障

連邦憲法は第 4 章 C 節に第 115 条から第 120 条までの 9 つの条文をおき[391]、市町村の地方自治について詳細な規定を設けている。ここではまず連邦憲法においてどのように具体的に市町村の地方自治権が保障されているか記述していくこととする。なお連邦憲法の規定は市町村の地方自治権の制度的保障についてだけでなく、当然のことであるがその制約条件についても規定している。

1　市町村の地方自治権の一般的保障

（1）市町村の自治行政権の保障

連邦憲法においては、第 115 条第 1 項以下の各条項において市町村という用語が使用される場合には地方自治体を意味すると定められている[392]。

明確に連邦の権限であると定められている場合以外は、州立法府は連邦憲法第 4 章 C 節に掲げられた以下の各条の原則に従って市町村に関する法律を定めなければならないと規定されており、州に対する市町村の自治の内容が連邦憲法において保障されている[393]。また市町村が所管する事務について規定した連邦憲法第 118 条、第 118a 条及び第 119 条に基づいて市町村によって実施されるべき事務が何であるか決定する権限は、この連邦憲法的法律の一般規定によって決定されると規定されている[394]。

すべての州は市町村に区分されること、市町村は自治行政権を保障された地域共同体であると同時に地方行政の単位となる区域であること、すべての土地は市町村の一部を構成すると定められている[395]。

（2）市町村の自治財政権及び経済的権能の保障

連邦憲法第 116 条第 2 項は市町村の経済及び財政に関する権能を保障しており、市町村は独立した経済団体であること、市町村は一般的な連邦法及び州法の制限内ですべての種類の財産を所有し、そのような財産を取得及び処分し、経済的な企業及び事業を経営し、財政憲法の枠内で自ら独立して予算を運営管理し、租税を課税する権利を有すると、同条同項で包括的な市町村の経済及び財政に関する権能について規定されている[396]。

（3）憲章都市の根拠規定

391　116 条、118 条及び 119 条にはそれぞれひとつの枝条文が設けられているので合計の条文数は 9 となる。

392　連邦憲法第 115 条第 1 項

393　連邦憲法第 115 条第 2 項

394　連邦憲法第 115 条第 2 項

395　連邦憲法第 116 条第 1 項

396　連邦憲法第 116 条第 2 項

連邦憲法第 116 条第 3 項が憲章都市の根拠規定となっており、最小でも２万人の人口を有する市町村には、州の利益がこの結果危険にさらされない限りその要求に基づき州法に基づき独自の都市憲章を与えることとすること、この州法は連邦政府の承認を得た場合にのみ公布することができること、この州法が所管の連邦大臣に到達した日から８週間以内に連邦政府が州首相に承認が拒絶されたことを通知しなかった場合にはその承認が与えられたものと見なされること、独自の憲章を有する都市は市町村行政の任務以外に州の行政管区の任務も遂行しなければならないと定められている[397]。

図表５－１－１に 2001 年現在の憲章都市の一覧を示す。憲章都市の数は 15 であり、人口はウィーンの 155 万人から 1, 700 人のルストまでその規模はさまざまである。

図表5－1－1　憲章都市一覧（2001 年現在）

憲章都市、( )は州名	面積 (㎢)	人口
ウィーン（ウィーン）	414.65	1,550,123
グラーツ（シュタイアーマルク）	127.56	226,244
リンツ（上オーストリア）	95.98	183,504
ザルツブルク（ザルツブルク）	65.65	142,662
インスブルック（チロル）	104.91	113,392
クラーゲンフルト（ケルンテン）	120.11	90,141
フィラッハ（ケルンテン）	134.89	57,497
ヴェルス（上オーストリア）	45.92	56,478
ザンクト・ペルテン（下オーストリア）	108.53	49,121
シュタイヤー（上オーストリア）	26.56	39,340
ウィナー・ノイシュタット（下オーストリア）	60.97	37,627
クレムス・アン・デア・ドナウ（下オーストリア）	51.61	23,713
ワイドホーフェン・アン・デア・イブス（下オーストリア）	131.57	11,662
アイゼンシュタット（ブルゲンラント）	42.91	11,334
ルスト（ブルゲンラント）	20.01	1,700

（出典）Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004　p45　表 2.07

（４）オーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟の根拠規定

連邦憲法第 115 条第 3 項において市町村の連合組織について連邦憲法で位置付けを与えており、オーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟は市町村の利益を代表する任務を有すると定められている[398]。

２　市町村連合の制度的保障

（１）自主的な市町村連合の結成

連邦憲法第 116a 条第 1 項は市町村連合について定めており、市町村がその権限の範囲内の個別の事務を処理するために協定によって市町村連合を結成することができること、この協定は監督官庁の認可を必要とすること、関係市町村による協定が法令に適合

397　連邦憲法第 116 条第 3 項

398　連邦憲法第 115 条第 3 項

しており、かつ市町村連合の結成が以下の条項に適合している場合には監督官庁の認可は規定に基づき与えられるものとすると定められている[399]。

① 市町村連合による法律に基づく行政事務の執行が地方自治体としての関係市町村の権能を侵害しない場合

② 私権の保持者としての市町村の事務執行が関係市町村の利害に照らして便利で都合が良く、経済的に効率的であり、経費の節約となる場合

（2）義務的な市町村連合の結成

連邦憲法第 116a 条第 2 項は州が市町村連合の結成を義務付けることができることを規定しており、連邦と州の立法及び執行に係る所管事務について定めた連邦憲法第 10 条から第 15 条に適合した立法上の便宜にとって利益がある場合には個別の事務を処理するために市町村連合の結成を義務付けることができること、しかしながらこのことにより自治行政権を保障された地域共同体であると同時に地方行政の単位となる区域である市町村の機能が侵害されてはならないこと、市町村連合の結成が義務付けられる場合には市町村連合の結成に先立って関係市町村の意見を聞かなければならないと定められている[400]。

（3）市町村連合が自治事務を執行する場合の市町村の決定権

市町村連合が市町村固有の所管に属する事務（自治事務）を処理する場合には、市町村連合を構成する市町村は市町村連合が担任する事務の処理について決定権が与えられると定められている[401]。

（4）市町村連合に関する州法の内容

州の市町村連合に関する法律は市町村連合の組織について規定しなければならず、その場合にはその機関としてすべての市町村連合構成市町村から選出された代表者によって構成される連合議会及び連合長について定めなければならないこと、市町村の協定によって自主的に結成された市町村連合については市町村の加入及び脱退並びに市町村連合の解散について定めなければならないと規定されている[402]。

（5）連邦憲法の市町村連合に関する管轄権の優越

市町村連合によって執行される事務について規定する管轄権はこの連邦憲法の一般規定に従わなければならないとされている[403]。

3 市町村の組織

連邦憲法第 117 条第 1 項は市町村の組織について規定しており、市町村は以下の各号に掲げる機関を必ず設置しなければならないと定められている[404]。

---

399 連邦憲法第 116a 条第 1 項

400 連邦憲法第 116a 条第 2 項

401 連邦憲法第 116a 条第 3 項

402 連邦憲法第 116a 条第 4 項

403 連邦憲法第 116a 条第 5 項

404 連邦憲法第 117 条第 1 項

① 市町村の選挙権を有する者により選出された一般的代議機関である市町村議会
② 市町村参事会[405]（Gemeindevorstand 或いはStadtrat）
③ 市町村長

４ 市町村議会

（１）市町村議会議員の選挙

連邦憲法第117条第２項は市町村議会議員の選挙について以下のとおり規定している[406]。

市町村議会議員の選挙はその市町村内に主たる住所を有するすべての国民の平等、直接、秘密、個人の選挙権により比例代表制を基礎にして行われるが、州法において、市町村内に主たる住所を有していなくても市町村内に住所を有する国民であれば選挙権を有すると規定することができる。

市町村議会議員の選挙について定める州法においては、選挙権及び被選挙権の要件は州議会議員の選挙におけるほど厳密なものでなくてもよいこと、ただし市町村議会議員の選挙権については、当該市町村における居住期間が１年未満であり、かつ当該市町村における居住が一時的であることが明らかである者については市町村議会議員の選挙権及び被選挙権を有しないと定めることができる。

州により制定される条件の下で欧州連合の他の構成国の国民もオーストリアの市町村議会議員の選挙権及び被選挙権を有する。

連邦憲法第95条第１項最終文に定める州議会議員選挙における投票義務に関する規定は市町村議会議員選挙に準用する。

市町村議会議員の選挙について定める州法において、選挙権者はその選挙権を分割されていない囲繞された選挙区において行使すると定めることができる。

市町村議会議員の選挙について定める州法において、市町村議会議員選挙の立候補の要件である候補者推薦が提出されていない場合の取り扱いについて選挙権者が投票した投票用紙に最も多く記載された名前の者を当選したものとすると定めることができる。

（２）市町村議会の議決要件

市町村議会が議決を行う場合の定足数は単純過半数であるが、一定の議案についてはそれ以外の定足数定めることができるとされている[407]。

（３）市町村議会の審議公開の原則

市町村議会の会議は公開とするが、例外を定めることができること、ただし市町村の予算又は決算を審議する場合には、審議を公開しなければならないと定められている[408]。

５ 市町村参事会の構成

---

405 独自の憲章を有する都市（憲章都市）の場合にはStadtsenat という用語が用いられている。

406 連邦憲法第117条第２項

407 連邦憲法第117条第３項

408 連邦憲法第117条第４項

市町村議会に選出されている政党は市町村参事会への当該政党の代表についてその市町村議会の勢力に応じた請求権を有すると定められている[409]。

これがオーストリア独特のプロポルツの原則であり、これは市町村の合議制執行機関(内閣)である市町村参事会の構成は市町村議会の政党別構成に比例して構成されなければならないという制度的原則であり、この制度を連邦憲法が市町村の執行機関に義務付けている点がはなはだ興味深い。

６　市町村長の選出

市町村長は市町村議会議員の選挙により選出されるものとされているが、州憲法において、市町村議会議員選挙における選挙権者が市町村長を選挙すると定めることができるとされている[410]。

すなわち市町村長は原則として市町村議会による間接選挙で選出されるものとされており、例外的に住民による直接公選による選出も許容されるということを連邦憲法は規定しているが、現在ではほとんどの州で市町村長の住民による直接公選制が採用されている。直接公選制が採用されていない州はシュタイアーマルク州、下オーストリア州及びウィーン州のみである。ただしチロル州のインスブルック市に見られるように同州では市町村長の直接公選制が採用されているが、同市では独自の判断で直接公選制を採用していないという例も見られる。

７　市町村行政の執行

市町村における行政の執行は町村役場又は市役所において行われるが、独自の憲章を有する都市では市政庁により執行される。市政庁の内部行政における責任者には法律上の資格のある行政官を任命することとすると定められている[411]。

憲章都市は市町村行政の任務以外に州の行政管区の任務も遂行しなければならないと定められているので、[412]その行政執行組織の翻訳については州の機関と同等のものという意味で市政庁という訳語を使用した。

８　市町村の自治事務に対する住民の直接参加

市町村の固有の権限に属する事務(自治事務)について、州の立法機関は市町村議会議員の選挙権者(住民)の直接的な参加及び協力について定めることができるとされている[413]。

409　連邦憲法第 117 条第５項

410　連邦憲法第 117 条第６項

411　連邦憲法第 117 条第７項

412　本節１(3)を参照。

413　連邦憲法第 117 条第８項

９　市町村の自治事務

（１）自治事務の法定

市町村の事務は固有のもの（自治事務）及び連邦又は州から委任されたもの（委任事務）に区分されるとされている[414]。

市町村の固有の事務（自治事務）は、市町村の自治財政権及び経済的権能の保障について規定した連邦憲法第 116 条第２項に掲げられた事務は別として、市町村という形態で具体化された地域共同体の排他的な又は主要な関心事であり、かつその境界内で共同体によって遂行されるのにふさわしい事務から構成されること、立法はこの市町村の固有の事務（自治事務）に該当するものが何であるか明確に規定しなければならないと定められている[415]。

（２）自治事務の例示

連邦憲法第 118 条第３項において市町村の自治事務について例示されている。ただしこれはあくまでも例示であり、市町村の自治事務のすべてがここに掲げられているわけではない。

すなわち「市町村は、特に以下に掲げる事務の遂行にあたり固有の事務（自治事務）における公的責任が保証される」という表現で自治事務が例示されている[416]。

①－１　市町村の機関の任命。ただしこれは広域選挙管理委員会の管轄を阻害するものではない。

①－２　市町村の役務提供のための内部機関の整備

②　市町村職員の任命及び職務高権の行使。ただしこれは広域の懲戒委員会、資格認定委員会及び監査委員会の管轄を阻害するものではない。

③　連邦憲法第 15 条第２項に定める地域の保安警察及び地域の催事取締

④　市町村の交通用地の管理及び地域の交通警察

⑤　農耕地警備警察[417]

⑥　地域市場警察

⑦　地域衛生警察。特に緊急事態及び救難救助サービス分野並びに遺体処理及び埋葬に関する分野についても含まれる。

⑧　風俗取締

⑨　連邦憲法第 15 条第５項に掲げられた公共の目的に供している連邦所有の建築物を除く地域の建築警察、地域の消防及び地域の土地利用計画

⑩　争訴を裁判によらずに仲裁するための公共機関

⑪　動産の任意による競売

414　連邦憲法第 118 条第１項

415　連邦憲法第 118 条第２項

416　連邦憲法第 118 条第３項

417　ここで用いられている警察という用語は、我が国で警察という用語の常識的な意味となっている犯罪捜査のための「刑事警察」の意味ではなく、公共の秩序の維持を目的としたいわゆる「行政警察」の意味で用いられている。⑤以下同様である。

（３）市町村の自治事務の自由執行権

市町村は、連邦及び州の法律並びに政令及び規則の枠内において固有の権限に属する事務（自治事務）をその固有の責任において連邦及び州の指示から自由に、かつ自治事務に関する不服申し立てについて定めた連邦憲法第 119a 条第５項の規定に該当する場合以外は、市町村以外の行政機関に対する法律に基づく是正措置を講じることなく執行することができること、連邦及び州は市町村が固有の権限に属する事務（自治事務）を執行するに際して連邦憲法第 119a 条に基づく市町村に対する監督権を有することと定められている[418]。

（４）市町村長等の自治事務の遂行に関する議会に対する責任

市町村長、市町村参事会参事及び適宜任命される市町村のその他の職員は、市町村の固有の権限に属する事務（自治事務）に関する自らの任務の遂行について市町村議会に責任を負うと定められている[419]。

（５）市町村の自治事務に関する地域警察条例制定権

市町村の固有の権限に属する事務（自治事務）について、市町村は、予想されるか又は現存する地域の共同生活を妨げる急迫した不法な妨害を防止するため、自己決定により地域警察に関する条例を制定する権利及びこれに対する行政上の違反行為に対して法令順守義務違反を宣告する権限を有すること、この条例は連邦及び州の既存の法令に違反してはならないと定められている[420]。

（６）自治事務の執行の連邦及び州に対する委任

市町村の申請に基づいて、連邦憲法第 119a 条第３項の規定に基づき、市町村の固有の権限に属する事務（自治事務）の個々の事項の執行を州政府の規則又は州首相の定める規則によって州政府又は連邦政府の国家官庁に移管することができること、州政府の規則又は州首相の定める規則によって自治事務の執行権を連邦官庁に移管しようとする場合には連邦政府の同意を必要とすること、州首相の定める規則によって権限を州官庁に移管しようとする場合には州政府の同意を必要とすること、その発令事由が終了した場合には直ちに自治事務の執行権を国家官庁に移管する規則は破棄すること、この自治事務の執行権の国家官庁に対する移管の中には上記（５）に基づく地域警察条例制定権及び行政上の違反行為に対して法令順守義務違反を宣告する権限は含まれないとされている[421]。

（７）市町村警官隊の機構設置等の連邦政府への通知

連邦憲法第 118 条第８項において市町村警官隊の機構設置又はその組織の変更は連邦政府に通知するものと定めている。なお市町村の警官隊は市町村の自治事務である。

10　市町村の委任事務

418　連邦憲法第 118 条第４項

419　連邦憲法第 118 条第５項

420　連邦憲法第 118 条第６項

421　連邦憲法第 118 条第７項

（1）委任事務について市町村が連邦及び州の命令及び指示に従う義務

市町村が連邦法に基づいて執行を委任された事務については市町村は連邦の命令及び指示に従って管理運営しなければならず、州法に基づいて執行を委任された事務については州の命令及び指示に従って管理運営しなければならないと定められている[422]。

（2）市町村長の委任事務の執行及びそれに伴う義務

委任事務の管理運営は市町村長により執行されること、市町村長は連邦の委任事務の執行においては連邦の所管行政機関の指示に、州の委任事務の執行においては州の所管行政機関の指示に拘束されること、また市町村長は連邦憲法第 119 条第 4 項に基づく責任を負うと定められている[423]。

（3）市町村長に委任された事務の市町村内の他の機関等に対する再委任

市町村長は、その委任事務に関する個々の具体的な事務の範囲についてその責任が軽減されない場合であっても、固有の権限に属する事務（自治事務）との具体的関係に基づいて市町村参事会参事、それ以外の他の連邦憲法第 117 条第 1 項に基づいて創設された機関又は合議機関の場合はその委員に対して、市町村長の名において執行するよう委任することができること、この場合において委任を受けた関係機関又は職員は市町村長の指示に拘束されるとともに連邦憲法第 119 条第 4 項に基づく責任を負うと定められている[424]。

（4）委任事務を委任された機関の職務執行の喪失

連邦憲法第 119 条第 2 項及び第 3 項に基づき市町村に対する委任事務を委任又は再委任された機関に委任事務の執行において法律違反又は規則若しくは指示の不遵守があった場合において、それらが故意又は重大な過失が原因であった場合に限り連邦からの委任事務の執行の領域であった場合には州首相が、州からの委任事務の執行の領域であった場合には州政府がその職務執行の喪失を宣告することができること、この場合において市町村に対する委任事務を委任又は再委任された機関が市町村議会議員であった場合であっても、その議員としての地位はこれによって影響を受けることはないと定められている[425]。

11　連邦及び州の市町村に対する監督

（1）市町村の自治事務に対する監督

連邦及び州は、市町村がその固有の権限に属する事務（自治事務）を処理するに際して法律及び規則に違反していないか、特にその固有の権限に属する事務（自治事務）の範囲を越えていないか、その法律上義務付けられている任務を果たしているかという点について、市町村に対する監督権を行使することができると定められている[426]。

422　連邦憲法第 119 条第 1 項

423　連邦憲法第 119 条第 2 項

424　連邦憲法第 119 条第 3 項

425　連邦憲法第 119 条第 4 項

426　連邦憲法第 119a 条第 1 項

（２）州の市町村の財政運営に対する検査権

州は（１）の自治事務に対する監督権に加えて、市町村の財政運営について節約、経済性及び合目的性の観点から検査する権限を有すること、検査の結果は市町村議会に提出するために市町村長に送付されること、市町村長は検査結果に基づいて講じられた措置を３ヶ月内に監督官庁に通知しなければならないと定められている[427]。

（３）市町村に対する監督権の行使

連邦事務の執行に関連する市町村の固有の権限に属する事務（自治事務）に対する監督権及びその法的規制に関する権限は連邦に帰属し、それ以外の場合にはそれらの権限は州に帰属するが、その監督権は一般的な国家行政官庁によって行使されると定められている[428]。

（４）市町村の義務

監督官庁は市町村のどのような種類の事務についても監督官庁に報告させる権限を有すること、また市町村は個別の事案毎に監督官庁から要求された情報を提供し、検査を直ちに受け入れる義務があると定められている[429]。

（５）自治事務の執行に対する異議申し立て

市町村の固有の権限に属する事務（自治事務）に係る市町村行政当局の決定により自らの権利が侵害されたと主張する者は、連邦憲法第 118 条第４項に基づくあらゆる訴えを尽くした後にその決定が効力を生じてから２週間以内にそれに対する異議を監督官庁に申し立てることができること、申立人の権利がその決定によって侵害されたと監督官庁に認定された場合には監督官庁はその決定を無効とし、その事項について新たに決定を下すよう市町村に差し戻さなければならないこと、憲章都市に関しては同条第３項に基づく立法により上記の監督官庁に対する異議申し立てができないと定めることができると定められている[430]。

（６）市町村の自治事務に係る条例規則の通知義務

市町村はその固有の権限に属する事務（自治事務）について制定した条例規則を遅滞なく監督官庁に通知しなければならないこと、監督官庁は市町村から事情聴取した後に法律に違反する条例規則を廃止し、同時にその理由を市町村に通知しなければならないと定められている[431]。

（７）監督権に基づく市長村議会の解散

連邦憲法第 119a 条第３項に基づく立法が監督手段として市町村議会の解散について規定する場合には、この措置を実行する者は州の監督権の行使においては州政府であり、連邦の監督権の行使においては州首相であること、この権限を代理人が行使することが

427　連邦憲法第 119a 条第２項

428　連邦憲法第 119a 条第３項

429　連邦憲法第 119a 条第４項

430　連邦憲法第 119a 条第５項

431　連邦憲法第 119a 条第６項

できる場合は絶対的な必要性がある場合に制限されること、監督手段については市町村議会議員など第三者の権利を可能な限り寛容に取り扱うこととすると定められている[432]。

（８）自治事務に係る措置に対する監督官庁の同意

市町村によりその固有の権限に属する事務(自治事務)について講じられる個別の措置、特に明白な財政上の関係のように当該市町村を越えた広域にわたる利害関係に特別に影響を与える措置については、連邦憲法第 119a 条第３項に基づく立法により監督官庁の同意を得ることを義務付けることができること、その場合において広域にわたる利害関係に特別の優先権を与えることを明確に正当化する事情があることのみを監督官庁が同意を与えない場合の理由として考慮することができると定められている[433]。

（９）市町村の監督官庁に対する裁判上の権限

市町村は監督官庁の訴訟手続において当事者能力を有しており、監督官庁に対抗して連邦憲法第 131 条及び第 132 条に定める行政裁判所及び連邦憲法第 144 条に定める憲法裁判所に出訴する権限を有していると定められている[434]。

(10) 市町村連合に対する準用

連邦及び州の市町村の自治事務に対する監督について定めている連邦憲法第 119a 条の規定は市町村の固有の権限に属する事務(自治事務)を市町村連合が処理する場合に市町村連合に関する監督に準用されると定められている[435]。

12　市町村の広域自治体への統合などに係る立法権及び執行権の管轄

地方自治の原則に基づいた組織を有する広域自治体への市町村の統合及び諸州における一般行政組織に関するその他の原則の決定は連邦憲法的立法の所管であり、その具体的な執行は州立法の所管であること、広域自治体の職員の服務規定及び職員代表権に関する事項における管轄の決定は連邦憲法的立法の所管であると定められている[436]。

次にオーストリアの市町村制度について、詳細な文献を入手することができた下オーストリア州の市町村制度に基づいて具体的かつ詳細に記述していくこととする。なおこの記述の原資料となった「下オーストリア州市町村法」の抄訳については、ドイツ国家検定通訳翻訳士である井上英巳氏に委託して実施したものである。

第２節　市町村

１　法的地位と概念

432　連邦憲法第 119a 条第７項

433　連邦憲法第 119a 条第８項

434　連邦憲法第 119a 条第９項

435　連邦憲法第 119a 条第 10 項

436　連邦憲法第 120 条

下オーストリア州は市町村に区分されること、市町村は自治権を有する地方団体[437]であると同時に行政区分[438]でもあるとされている[439]。

市町村は独立した経済活動組織であること、連邦及び州の一般的法規定の範囲内であらゆる種類の資産を保有・取得・処分し、経済事業を行い、また財政規則[440]の枠内で自主的に予算を管理執行し、公課について制定する権利を有するとされている[441]。

土地は必ずいずれかの市町村に帰属するものでなければならないとされている[442]。

２　市町村の名称

市町村の名称変更には州政府の許可を必要とすること、新しい名称により一般に公憤を招く恐れのある場合、又は新しい名称が連邦領土内にあるもうひとつの市町村と同じ若しくは間違えやすいほど類似している場合には、州政府は許可を与えてはならないものとされている[443]。

市町村の分合及び新規設置の際には、州政府は該当する市町村の意見を公聴したうえで新しい市町村の名称を決定するものとされている[444]。市町村の名称変更及び新しい市町村の名称決定は州官報に告示しなければならないとされている[445]。

ひとつの市町村内にあるいくつかの近隣集落をまとめて字[446]と呼ぶことができるが、字は法人にはならないとされている[447]。字の名称変更及び新しい名称の決定についても市町村の名称変更などに関する規定が準用されるとされている[448]。名称変更の実施により生じる費用は市町村が負担するものとされている[449]。

３　市及び町

住民数や地理上の位置、またその建築・経済・文化的性格から突出した重要性の認められる市町村は、当該団体の申請に基づき州法によって市に格上げすることができるとされており、その名称は「市[450]指定市町村」（以下「市」とする）となるとされている[451]。

437　「地方団体」（Gebietskörperschaft）は公法上の団体として法人格をもつものである。

438　ここでいう「行政区分」（Verwaltungssprengel）とは連邦及び州の受託事務を執行する機関としての地方公共団体の位置づけを指す。

439　下オーストリア州市町村法第１条第１項

440　「財政規則」（Finanzverfassung）とは国家財政に関する規則・規定全般を指す。

441　下オーストリア州市町村法第１条第２項

442　下オーストリア州市町村法第１条第３項

443　下オーストリア州市町村法第２条第１項

444　下オーストリア州市町村法第２条第２項

445　下オーストリア州市町村法第２条第３項

446　「字」の原語である Ortschaft は小規模な集落を指す一般的表現であり、「村」とも訳される。

447　下オーストリア州市町村法第２条第４項

448　下オーストリア州市町村法第２条第５項

449　下オーストリア州市町村法第２条第６項

450　原語は Stadtgemeinde であり、当然のことながら州行政管区の地位を併せ持つ「憲章都市」

地理上の位置、またその経済的性格から特に重要性の認められる市町村又は市の開催権を有する市町村は、当該団体の申請に基づき州法によって町に格上げすることができるとされており、その名称は「町[452]指定市町村」（以下「町」とする）となるとされている[453]。

なおオーストリア都市連盟で聴取したオーストリアにおける一般的な市町村、都市及び憲章都市の要件は下記のとおりであった。

（1）市町村の要件

市町村はその人口規模にかかわらず、すべて市町村（Gemeinde）であるが、憲章都市はその例外である。

（2）都市の要件

都市（Stadt）の要件についても人口は関係がなく、その地域団体の伝統、高度の教育が行われているか否か、経済が発展しているか否か等を基準にして都市であるか否かを州が決定するものとされている。

ただし都市になっても法律上の特別の効果はなく、一般の市町村（Gemeinde）と同じである。

（3）憲章都市の要件

憲章都市（Stadt mit Statut）については都市の申請に基づいて州が認定する。

憲章都市については人口基準があり、現在では 2 万人以上とされている。現在の憲章都市は 15 都市であるが、ルストのように 1919 年に指定された人口 1,700 人の小規模な団体も憲章都市に含まれている。

憲章都市は州の行政管区が所管する事務も自らの事務として所管しているが、これに伴う財源が十分に確保されているとはいえないため、現在では憲章都市になることを希望する都市はほとんどなく、最近指定された憲章都市は相当以前の 1964 年に指定されたヴェルス（Wels）であるということであった。

現在、連邦制度及び地方自治制度の改正などを議論している憲法改正会議における憲章都市に関する議論の方向は、人口 2 万人以上の都市は必ず憲章都市になるものとし、人口 1 万人以上の都市は希望すれば憲章都市になれるとするものであるということであった。

4　市町村の区域

（1）区域変更

（Stadt mit eigenem Statut）とは異なる。

451　下オーストリア州市町村法第３条第１項

452　原語は Marktgemeinde であり、元来「市（いち＝Markt）」を開催する権利を与えられた地区を指す言葉であるが、現在では自治体の中で市に次いで大きな自治体を指していることから、ここでは「町」と意訳した。

453　下オーストリア州市町村法第３条第２項

この法律でいう区域変更とは、境界変更（下オーストリア州市町村法第７条）、地方公共団体の合併（同第８条）、地方公共団体の分割（同第９条）並びに地方公共団体の新規設置及び分割編入（同第 10 条）であるとされている[454]。

市町村の区域変更は、現行の市町村構造の基盤となった主として国土整備政策上の条件が変更された場合など、この法律に規定された公益をその理由とする場合にのみ許されること、さらに区域が変更された後においても、すべての該当市町村が法律により課せられた役務を遂行し、自治的な活動の水準を維持できるよう配慮されなければならないものとされている[455]。

当該区域変更について市町村の意志に反する区域変更を行う場合には、それに先立ってすべての当該区域変更が該当する市町村の意見を聞かなければならないものとされている[456]。

（２）境界変更

市町村の境界を変更するには、それにより当該市町村が存続することを止めるものでない場合には、当該各市町村の議会の境界変更を承認する議決と州政府の許可が必要であるとされている[457]。

市町村の境界変更が（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件に反するものである場合には、州政府は境界変更の許可をしてはならないものとされている[458]。

境界変更が当該境界変更に係るひとつ以上の市町村の意志に反するものである場合、すなわち市町村議会の承認議決が得られない場合には、第６条第２項にあげられた区域変更の条件が満たされている場合に限り、州政府の許可ではなく州法によってのみ当該市町村の境界変更を行うことができるのとされている[459]。

（３）合併

ア　制度

二つ又は複数の隣接する市町村は、それぞれの市町村議会における投票の４分の３以上の多数による賛成議決に基づき、州議会の許可を得て新しい市町村として合併することができるものとされており、それにより該当市町村は独立した市町村として存続することを止めることとなるとされている[460]。

境界変更の場合には市町村議会の議決要件は過半数であったが、合併の場合には４分の３に市町村議会の議決要件が加重されるとともに、境界変更の場合には州政府の許可が必要とされているが、合併の場合には州議会の許可に要件が加重されている。

市町村の合併が（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件に反するものである場合に

454　下オーストリア州市町村法第６条第１項

455　下オーストリア州市町村法第６条第２項

456　下オーストリア州市町村法第６条第３項

457　下オーストリア州市町村法第７条第１項

458　下オーストリア州市町村法第７条第２項

459　下オーストリア州市町村法第７条第３項

460　下オーストリア州市町村法第８条第１項

は、州議会は合併の許可をしてはならないものとされている[461]。

二つ又は複数の隣接する市町村の合併をひとつ以上の当該市町村の意志に反して行う場合には、（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件が満たされている場合に限り、州法を制定することが必要とされている[462]。

市町村の意思に反して合併を行う場合には、境界変更の場合と同様に州議会が州法を制定することが義務付けられているが、境界変更の場合と比較して合併の場合に特に要件が加重されているわけではない。

合併の効果として旧市町村に係る権利及び義務が新しい市町村へ完全に移行するが、合併に先立って旧市町村が持参する不動産の管理により得られる利益を最大 10 年間にわたり当該不資産を持参した市町村の利益となる特別事業に充てることを協定として定めることができることとされており、そのような協定は下オーストリア州市町村法第 8 条第１項に準じて必要となる市町村議会の合併議決にその一部として盛り込まなければならないものとされている[463]。

イ　オーストリア全体の市町村合併の概況[464]

1940 年から 1960 年の間はオーストリア全体で市町村合併はほとんど行われず、市町村の数は 4,065 市町村から 4,005 市町村までわずかに減少しただけであった。

1960 年頃から 70 年後半にかけて、オーストリアだけでなく西欧全体において行政のコストを低減して行政の効率を高めるとともに市民サービスを充実することが求められた。その答えが行政の合理化と市町村合併であった。

1960 年代からオーストリアにおいても市町村合併が推進され、1961 年から 1971 年の 10 年間に市町村の数は 3,999 市町村から 2,656 市町村となり、約半数強にまで大幅に減少した。この時期の市町村改革の目的はオーストリアのすべての州においてほぼ同様であったが、その主な目的はすべての市町村が最低のサービスの提供が可能となるよう、最も小規模の市町村（Kleingemeinden、Kleinstgemeinden）を廃止し、合併により規模を拡大することであった。また財政調整制度における人口段階補正が改正されて小規模の市町村に対する連邦共同税の配分が不利となったため、多くの市町村は人口 1,000 人を超えることを目指した。

しかしながらそれ以降は、効率性の追求やコスト削減を志向した市町村合併は地域共同体における民主主義の重要性の観点から見直しを迫られるようになり、地域のアイデンティティーの喪失、市町村の決定に地域住民が参加できないこと、また財政的なメリットもほとんどなかったことから、合併市町村から分離して再び独立する市町村も出てくるようになってきた。2003 年現在の市町村数は 2,359 であり、合併が終了した 1981

461　下オーストリア州市町村法第８条第２項

462　下オーストリア州市町村法第８条第３項

463　下オーストリア州市町村法第８条第４項

464　E. Jung, Territoriale Selbstverwaltung － die Gemeinden, Universitätsarbeit im Internet, p6

年時点の 2,300 と比べてわずか 59 ではあるが、逆に市町村数は増加している。

図表５－２－１は、州別の市町村数を 1961 年から 2003 年にかけて 10 年ごとに示したものである。

図表５－２－１　オーストリア各州の面積、人口及び地方自治体数の推移

	面積（平方キロ）	2001 年国勢調査人口	自治体数				
			1961 年	1971 年	1981 年	1991 年	2003 年
ブルゲンラント	3,965	277,569	319	138	138	153	171
ケルンテン	9,536	559,404	229	204	121	128	132
下オーストリア	19,178	1,545,804	1,652	814	558	569	573
ザルツブルク	7,154	515,327	119	120	119	119	119
シュタイアーマルク	16,392	1,183,303	851	551	544	544	543
チロル	12,648	673,504	287	287	278	278	279
上オーストリア	11,982	1,376,797	445	445	445	445	445
ウィーン	415	1,550,123	1	1	1	1	1
フォアアールベルク	2,601	351,095	96	96	96	96	96
	83,870	8,032,926	3,999	2,656	2,300	2,333	2,359

（出典）1 Doris Wastl-Walter; Decentralising federal states: the experience of Austria,
2 Statistics Austria; Facts & Figures annual edition 2003, p1
3 Statistik Austria; Statistisches Jahrbuch Österreichs 2004, p42

これを見ると州によって合併への取り組みに大きな違いがあることがわかる。最も積極的に合併が推進されたのは下オーストリア州で 1961 年の 1,652 市町村から 2003 年の 573 市町村へと市町村数は 34.7%に減少している。その次がブルゲンラント州で 319 市町村から 171 市町村へと 53.6%に、次いでケルンテン州が 229 市町村から 132 市町村へと 57.6%に減少している。4 番目がシュタイアーマルク州で 851 市町村から 543 市町村へと 63.8%に減少した。

逆にまったく市町村合併が行われなかったのはザルツブルク、上オーストリア及びフォアアールベルクの 3 州であり、チロル州も 287 市町村から 279 市町村へと 8 市町村減少しただけで、実質的にこのグループに属しているといえよう。

これを地域的に見るとオーストリアの西部山岳地帯に属する州では市町村合併はまったく行われず、オーストリアの東部に属する州で積極的に市町村合併がおこなわれたことがわかる。西部山岳地帯に属する州は比較的保守的であることがこのような結果になったことをうかがわせて興味深いものがある。

（４）分割

ひとつの市町村をその要請に基づき州政府による政令をもって分割することができるのは、①投票の４分の３以上の多数による当該市町村議会の議決が行われた場合で、かつ当該議決に当該市町村の資産の分割に関する事項が含まれている場合、又は②当該市町村の資産の分割に関する事項を含む市町村の分割についての住民投票が行われ、新たに設置されることになるそれぞれの市町村の投票権を有する者の少なくとも３分の２が

参加し、それぞれ投票総数の少なくとも４分の３の賛成が得られた場合であるとされており、このいずれの場合においても（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件が充足されていなければならないものとされている[465]。

その意思に反してひとつの市町村を二つ又は複数の市町村に分割することは、（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件が満たされている場合に限り、州法の制定によってのみ行うことができることとされており、当該州法は当該市町村の資産の分割についても規定するものでなければならないものとされている[466]。

（５）新規設置及び分割編入

（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件が満たされている場合において、州法により隣接する市町村の区域の一部を合わせて新しい市町村を設置することができるものとされている[467]。

（１）で述べた第６条第２項に掲げる条件が満たされている場合において、州法によりひとつの市町村全体を二つ又は複数の隣接する市町村に分割編入することができるものとされている[468]。この場合においては分割編入された市町村は消滅することになる。

（６）境界に関する争議

二つ又は複数の市町村間の境界線に関する争議の裁定は州政府が行うものとされている[469]。

５　市町村構成員及び提案権

市町村構成員とは下オーストリア州の市町村において市町村議会議員の選挙権を有する者又は選挙資格年齢に達した場合に選挙権を有することになる者であるとされている[470]。

このように同州においては、市町村構成員は市町村議会議員の選挙権を有する者及び潜在的に市町村議会議員の選挙権を有する者に限定されており、一般的に市町村構成員とは当該市町村に居住する者（住民）を指す概念でないことは注意を要する。

市町村構成員の提案権について以下のとおり規定されている[471]。

市町村構成員の提案権の内容は、市町村又は個々の地区の利益を目的とする役務の提供又は施策の実施を要求することであるとされている。提案権の対象は自治事務の範囲に限定される。提案権の対象から除外されるのは、個人を対象とする行政行為及びその全部又は一部が公課に影響を及ぼす事項であるとされている。市町村構成員の提案権は提案書の提出により行使される。

465　下オーストリア州市町村法第９条第１項第１文及び第２文

466　下オーストリア州市町村法第９条第２項

467　下オーストリア州市町村法第 10 条第１項

468　下オーストリア州市町村法第 10 条第２項

469　下オーストリア州市町村法第 11 条第１項

470　下オーストリア州市町村法第 16 条第１項

471　下オーストリア州市町村法第 16 条第２項及び第３項

第３節　市町村議会

１　市町村の機関

市町村の機関は市町村議会（Gemeinderat）、市町村参事会（Gemeindevorstand；市の場合には市参事会（Stadtrat）と呼ばれる）及び市町村長（Bürgermeister）である[472]。

市町村役場（市にあっては市役所　Gemeindeamt）の組織が行政分野ごとに区分されており、必要な専門職員が配置されている場合には、市町村議会は３分の２以上の多数の議決に基づき、市町村役場を市町村の機関として指定することができるとされている[473]。市町村役場が市町村の機関に指定されると市町村役場に勤務する職員には一定の行政事務を執行する権限が付与されるという効果が発生する。

おそらく他の州の市町村法も該当するものと思われるが、下オーストリア州市町村法では上記の市町村議会、市町村参事会及び市町村長の３機関の役割及び機能それ自体について系統的に定めているわけではなく、これらの機関が後述する自治事務と受託事務の処理に果たす役割及び機能について規定することによりこれらの機関の役割及び機能について定めているので、ここでもこの法律の体系に従って記述することとする。

２　市町村議会の定数

市町村議会の定数は当該市町村の住民数に基づき下記のとおりとされている[474]。

図表５－３－１　市町村議会の定数

住民数	定数
500 人以下	13
501 人以上 1,000 人以下	15
1,001 人以上 2,000 人以下	19
2,001 人以上 3,000 人以下	21
3,001 人以上 4,000 人以下	23
4,001 人以上 5,000 人以下	25
5,001 人以上 7,000 人以下	29
7,001 人以上 1 万人以下	33
1 万 1 人以上 2 万人以下	37
2 万 1 人以上 3 万人以下	41
3 万 1 人以上	45

472　下オーストリア州市町村法第 18 条第１項

473　下オーストリア州市町村法第 18 条第２項

474　下オーストリア州市町村法第 19 条第１項

市町村議会の議員定数は選挙公示日前の最後に実施された国勢調査の結果をもとに算出するものとされているが、前回の国勢調査以後に実施された市町村の区域変更が住民数の変化を伴うものについては、その住民数の変化について前回の国勢調査の結果から数字として確認できる場合には、これを考慮に入れなければならないものとされている[475]。

最低２名の同じ選挙政党（下オーストリア州市町村議会選挙法第 29 条第１項[476]・1994 年州官報 0530）に所属する市町村議会議員は当該政党の市町村議会会派を構成するものとされており、市町村議会会派はその構成員の中から１名の会派代表者を市町村長に通知しなければならないものとされている[477]。

３　被選期間及び在職期間

市町村議会の議員は、当該市町村内の選挙人によって平等・直接・秘密・本人による比例代表選挙権に基づいて５年の期間をもって選出されることとされており、この期間を被選期間といい、市町村議会議員の在職期間は市町村議会議員の就任宣誓をもって始まり、下オーストリア州市町村法第 20 条第２項並びに第 94 条第１項及び第２項に準じて市町村議会が解散された場合を除き、新たに選挙された市町村議会議員の就任宣誓をもって終了するものとされている[478]。

市町村議会は被選期間のいかなる時点においてもその解散を議決することができ、この解散の議決が有効となるためには総議員数の少なくとも３分の２の賛成が必要とされており、このほか下オーストリア州市町村法第 94 条の規定が適用されるものとされている[479]。

州、市町村の組合及び市町村に勤務する公法上の職員及び官庁役務の提供を任された私法上の職員で市町村議会の議員職に立候補する者は、候補者名簿提出の日より選挙運動のために必要な期間、さらに当選した場合には議員職又は役職を務めるために必要な期間について、俸給及び職務経歴に不利益を与えることなく服務が免除されるものとされており、その詳細については服務関連法[480]の規定によるものとされている[481]。

475　下オーストリア州市町村法第 19 条第２項

476　原語の法律名は NÖ Gemeinderatswahlordnung（略称 GRWO）である。同法第 29 条で定義されている「選挙政党」とは選挙運動に参加するあらゆる有権者グループのことであり、政党法の政党の定義よりも範囲が広い概念である。

477　下オーストリア州市町村法第 19 条第３項

478　下オーストリア州市町村法第 20 条第１項

479　下オーストリア州市町村法第 20 条第２項

480　ここでいう服務関連法（Dienstrechtgesetze）とは主に下記の下オーストリア州法を指している。

①　州官公吏服務実践規則（Dienstpragmatik der Landesbeamten）第 45 条

②　州契約職員法（Landes-Vertragsbedienstetengesetz）第 50 条

③　市町村官公吏職務法（Gemeindebeamtendienstordnung）弟 95 条

④　市町村契約職員法（Gemeinde-Vertragsbedienstetengesetz）第 32a 条

４　市町村議会議員の義務

市町村議会議員の一般的義務はこの法律が規定する市町村議会議員の宣誓の内容から明らかである[482]。

市町村議会議員の職務上の守秘義務は、職務活動によってのみ知り得た事実について、その守秘が公共の静穏・秩序・保安、包括的国土防衛及び外交関係の維持のために有益である場合、公法上の団体の経済的利益となる場合、決定に先立つ事前の準備段階のために望ましい場合又は政党の大多数の利益となるものである場合にはそのすべての事実に及ぶこと、職務上の守秘義務は市町村議会の議員職を離職した後も継続すること、市町村議会議員の職務上の守秘義務を解除できるのは市町村議会のみであるとされている[483]。

市町村議会の議員は市町村議会の審議に出席しなければならないこと、議員が届け出た連絡先から一時的にではなく不在となる場合には事前に市町村長に通知しなければならないこと、召集された議員が事情により議会の審議に出席できない場合にはその欠席の理由を市町村長に遅滞なく通知しなければならないこととされている[484]。

５　市町村議会議員の権利

市町村議会のすべての議員には主に、①市町村議会の審議において審議の対象となる議事に関する発言をする権利、②質問及び議案を提出する権利、更に③議決権を行使する権利を有していること、議員からの質問は市町村長により遅くとも次回の市町村議会の審議において回答されなければならないこと、市町村長が回答を行わない場合にはその理由を明らかにしなければならないこと、市町村議会のすべての議員にはこれに加えて、④召集が予定された市町村議会の審議においてその審議の対象となる議事に係る書類を閲覧する権利を有すること、その場合にはこの書類に議会の委員会及び市町村参事会における事前討議の結果及び市町村議会に提出する議案を添えること、⑤技術的に可能な範囲内で当該書類のコピーも書類の閲覧を要求した市町村議会議員の費用負担により作成されなければならないものとされている[485]。

市町村議会議員はその議員職の遂行にあたり自由であり、いかなる使命にも拘束されるものではないこととされている[486]。

市町村議会議員は「市町村議会議員」という役職名を使用する権利を有する[487]。

下オーストリア州市町村法第 22 条第１項に掲げる市町村議会議員の権利は同様に市

481　下オーストリア州市町村法第 20 条第３項

482　下オーストリア州市町村法第 21 条第１項

483　下オーストリア州市町村法第 21 条第２項

484　下オーストリア州市町村法第 21 条第３項

485　下オーストリア州市町村法第 22 条第１項

486　下オーストリア州市町村法第 22 条第２項

487　下オーストリア州市町村法第 22 条第３項

町村参事会参事にも準用される[488]。

６　市町村議会の初議会

市町村議会議員選挙後に開催される市町村議会の最初の審議は、市町村議会議員選挙の不服申立期間の終了後遅くとも２週間後には開催されなければならず、選挙に対し不服申立があった場合には、州中央選挙管理委員会の裁定送達後遅くとも２週間後には開催されなければならないこととされているが、市町村議会議員選挙の全部又はその一部が再度行われなければならない場合にはこの限りではないこととされている[489]。

市町村議会の最初の審議には従前の市町村長又はその代理が当選した立候補者を招致するものとされており、それが不可能な場合には新たに選挙された市町村議会の最年長の議員が年長臨時議長として招致を行うものとされているが、懈怠のある場合には監督官庁が招致を行うものとされている[490]。

区域変更を理由として新たに市町村議会議員選挙が実施された場合には、選挙を実施した市町村選挙管理委員会が所属する市町村長が市町村議会を召集しなければならないものとされている[491]。

市町村議会の最初の審議における議長は新たに選挙された市町村長が就任を受諾するまでの間は年長臨時議長が務めるものとされている[492]。

あらたな市町村議会の成立となる最初の審議においては選挙、任命及び派遣のみの審議を実施することとされており、そのために必要な議決を行うことができるものとされている[493]。

７　会期

市町村議会は議案を審議してその議決を行うこととされており、必要に応じて審議のため会合するが、いかなる場合においても必ず四半期に一度会合しなければならないものとされている[494]。

８　議会運営

以下に記述する市町村議会の運営規定は、それが下オーストリア州市町村法第 56 条及び第 57 条の特別規定を除いて、市町村参事会についても市町村長は表決に参加しないという条件つきで準用され[495]、また市町村議会の委員会についても準用されると定め

488　下オーストリア州市町村法第 22 条第４項

489　下オーストリア州市町村法第 96 条第１項

490　下オーストリア州市町村法第 96 条第２項

491　下オーストリア州市町村法第 96 条第３項

492　下オーストリア州市町村法第 96 条第４項

493　下オーストリア州市町村法第 96 条第５項

494　下オーストリア州市町村法第 44 条第１項及び第２項

495　下オーストリア州市町村法注釈によると、同法第 24 条第１項では市町村長は参事会には所属し

られている[496]。

（1）召集と議長職

市町村議会の召集は市町村長又は市町村長が事情により職務不能であるときには同法第 27 条に定める市町村長の代理が行うものとされている[497]。

また市町村議会の少なくとも３分の１の議員又は監督官庁から要求があった場合には、市町村長は８日以内に市町村議会を召集しなければならず、その審議は遅くとも２週間以内に開催されなければならないこととされている[498]。

市町村議会の会議は議事日程の内容を告知した上で書面により召集すること、召集通知は市町村議会のすべての議員に遅くとも市町村議会の会議期日の５日前までに証明つきで送達されなければならないこと、議員がその伝達方式に同意した場合には召集通知は電報、テレックス、ファックス又はデータ通信によって伝達することができることとされている[499]。

市町村長又は市町村長が事情により職務執行が不能であるときにはその代理が市町村議会において議長を務めることとされており、その場合には市町村長の代理について定めた下オーストリア州市町村法第 27 条が準用される[500]。

（2）議事日程

市町村長は市町村参事会（市にあっては市参事会）の意見を公聴した上で議事日程を決定することとされており、市町村議会の権限に関する議案について、少なくとも市町村議会の３分の１の議員により遅くとも市町村議会の審議期日の１週間前までに議題として審議する旨の請求があった場合には、市町村長は当該議案を次回の市町村議会審議の議事日程に登載し、市町村議会がそれを議題として審議するものとされている[501]。

上記の請求があった場合を除いて、市町村長は議事日程に登載された議案を市町村議会の審議開始の時点で議事日程から外すことができることとされており、審議する議案の順序は議長が決めるものとされている[502]。

このように審議が予定されている議案を審議するかどうか決定するのは市町村長の権限とされており、議長の権限は審議する議案の順序を決めることに限定されているのである。

議事日程に登載されていない議案を審議することができるのは市町村議会がそれを承認した場合のみに限定されており、これに該当する議案は緊急議案とされ、市町村議

ていないと規定されているにもかかわらず、同法第 37 条第２項では市町村長は参事会の議長を務めると規定されているため、この条項で市町村長は参事会の表決には参加しないことが明記されているのである。

496　下オーストリア州市町村法第 44 条第３項

497　下オーストリア州市町村法第 45 条第１項

498　下オーストリア州市町村法第 45 条第２項

499　下オーストリア州市町村法第 45 条第３項

500　下オーストリア州市町村法第 45 条第５項

501　下オーストリア州市町村法第 46 条第１項

502　下オーストリア州市町村法第 46 条第２項

会の議員であれば誰でも書面によりその理由を添えて審議開始前に提出することができることとされている[503]。

（３）議事の公開

市町村議会の審議は公開であるとされているが、個人に対する高権的行政行為の決定を内容とする議事は、職務上の守秘義務又は税務上の守秘義務の理由から非公開でのみ審議することが許容されている[504]。

傍聴の禁止については以下のとおりとされている[505]。

議長又は３名の市町村議会議員の請求に基づく市町村議会の議決によって傍聴を禁止することができる。ただし市町村議会において市町村の予算及び決算の審議が行われる場合並びに市町村の機関の選挙が行われる場合には傍聴を禁止することは許されない。傍聴を禁止することが市町村又は政党の利益にとって好ましくない場合には、その議案に関する監査委員会の報告についても傍聴を禁止することは許されない。傍聴禁止の請求については非公開審議において討議することとされている。

上記の議会議事の傍聴禁止に制限を加えた下オーストリア州市町村法第 47 条第２項に該当する議事を除き、市町村長は議事を非公開審議にまわすことができることとされている[506]。

市町村議会の審議には専門家及び参考人を招くことができることとされている[507]。

（４）議決成立条件

市町村議会は少なくとも総議員数の３分の２の議員が議決の際に出席していれば議決を行うことができるとされている[508]。

その例外は、市町村議会の議員が二度にわたって同じ議事の審議のため召集されたにもかかわらず、二度目にも十分な数の議員が出席しない場合であり、この場合には市町村議会の総議員数の半数を超える出席があれば議決を行うことができるとされている[509]。ただし過半数の出席で審議を行っている間に３分の２の議員が出席して第１項の条件が満たされた場合には、市町村議会の議決により当該議題以外の議題を議事日程に追加することができることとされている。

（５）予断を理由とする議事からの除斥

市町村長及び合議機関の構成員は、審議の対象となる議事が以下の事項に関するものである場合には、予断のあることを理由として審議及び議決に参加することが許されないこととされている[510]。

503　下オーストリア州市町村法第 46 条第３項。

504　下オーストリア州市町村法第 47 条第１項

505　下オーストリア州市町村法第 47 条第２項

506　下オーストリア州市町村法第 47 条第３項

507　下オーストリア州市町村法第 47 条第６項

508　下オーストリア州市町村法第 48 条第１項

509　下オーストリア州市町村法第 48 条第２項

510　下オーストリア州市町村法第 50 条第１項

① 本人、配偶者、家系の上下双方向における血族者、姻族者、兄弟の子及びそれと同等かそれよりも近い血縁関係にある者が関与する事件
② 本人の養父母、里親、養子、里子、被後見人及び管財人として擁護を命じられている者に係る事件
③ 本人が当事者の代理人に任命されていた事件又は未だ代理人に任命されている事件
④ 本人がその決定に関与した下級審における決定について争われる抗告手続
⑤ そのほか本人に予断が皆無であることを疑わせる重大な事由がある場合

しかしながら前項に該当する者を市町村議会の明文の議決に基づき情報提供のため審議に出席させることができることとされており、その場合においても該当者が議決の場に不在である場合に限って議決を行うものとされている[511]。

予断があるという理由から審議の対象となる議事について議決が成立しない場合には、該当する審議対象議事については監督官庁が決定を下すこととされており、ほかの合議機関（市町村参事会が想定される）において予断があるという理由から議決が成立しない場合には、該当する審議対象議事については市町村議会が決定を下すものとされている[512]。

（6）表決

市町村議会の議決が有効となるためには、法規にこれと異なる規定がある場合を除き市町村議会の議決に係る定足数に達した出席議員の単純多数が必要であるとされている[513]。可否同数の場合には議案は否決されたものとみなされる[514]。市町村議会議員はすべて本人が議決権を行使しなければならず、また投票は理由を述べることなく行うこととされている[515]。

（7）議決の取消

議決が行われた際の市町村議会の審議が、①議会の召集手続を定めた下オーストリア州市町村法第 45 条第３項に違反して適正に召集されていなかった場合、②該当する議事が議事日程への登載手続を定めた同法第 46 条に違反して市町村議会の議事日程に登載されていなかった場合、又は③予断を理由とする議事からの除斥について定めた同法第 50 条に違反して予断のある市町村議会議員がその議決に参加した場合で、かつ予断のあった議員が欠席した場合には市町村議会の議決が成立しなかったか、若しくは予断のあった議員の票が投じられなかった場合には必要な多数が成立しなかったとみなされる場合において、それが監督官庁の知るところとなった場合には、当該官庁が議決の合法性に関する審査について定めた同法第 92 条に基づきその議決を取り消すものとされている[516]。

---

511 下オーストリア州市町村法第 50 条第２項
512 下オーストリア州市町村法第 50 条第４項
513 下オーストリア州市町村法第 51 条第１項
514 下オーストリア州市町村法第 51 条第４項
515 下オーストリア州市町村法第 51 条第５項
516 下オーストリア州市町村法第 52 条

（８）議決の執行停止

市町村長が合議機関の議決を法律又は政令に違反するものと考える場合にはその執行を停止するとともに、議決に係る懸念事項を明らかにして同じ合議機関による該当する事項について再度の論議及び再議決を２週間以内に行わせるようにしなければならないこと、当該懸念事項が再度の議決によっても解消されない場合には、同じ期限内に当該議決を執行すべきかどうかについて監督官庁の決定を得なければならないこととされている[517]。

市町村長が合議機関の議決が市町村にとって重大な損失をもたらす恐れがあると考える場合にはその執行を停止するとともに、該当する議事を再度の論議及び再議決のために次回の合議機関の審議に提出しなければならないこととされており、当該合議機関が同じ議決を繰り返すか、その議決を有効とした場合には市町村長はこれを執行しなければならないものとされている[518]。

合議機関の議決が法令に違反すると市町村長が考える場合には最終的には監督官庁による是正措置が講じられるのに対して、市町村の重要な利害に反すると市町村長が考える場合には最終的には市町村の合議機関の意思が実現されることになるのである。

市町村議会の議会規則について必要がある場合には、下オーストリア州市町村法第 44 条から第 57 条までの規定より詳細にわたる規定を市町村議会が定めるものとされている[519]。

９　名誉職としての市町村議会議員

市町村議会議員及び地区統括人[520]としての役職は名誉職[521]である。市町村議会議員及び地区統括人に対して、その議員職又は役職を務めるために生じる経費をどこまで補償するかについては別の法律[522]で定めることとされている[523]。

10　市町村議会議員の辞職及び失職

市町村議会議員の辞職については以下のとおり規定されている[524]。

市町村議会の議員はいつでも辞職することができる。辞職は書面により行わなければならない。辞表の内容は、当選したけれどもまだ就任宣誓をしていない議員の場合には市町村役場（市にあっては市役所）に提出後直ちに、それ以外の場合には提出後１週間後に有効となる。辞職する議員はそれに反対する意思表示がなされない限り補欠議員リ

517　下オーストリア州市町村法第 54 条第１項

518　下オーストリア州市町村法第 54 条第２項

519　下オーストリア州市町村法第 58 条第１項

520　原語は Ortsvorsteher である。市町村内の各地区を代表する「長」である。第 40 条参照。

521　「名誉職 Ehrenamt」とは無償で奉仕する職のことをいう。

522　下オーストリア州市町村俸給法（NÖ Gemeinde-Bezügegesetz）などの法律である。

523　下オーストリア州市町村法第 29 条

524　下オーストリア州市町村法第 110 条第１項

ストに加えられることとされている。

また市町村議会議員の失職については以下のとおり規定されている[525]。

市町村議会の議員が議員職を失うのは、

① 議員職を遂行することを拒否した場合

② 議員に選出されることを本来なら妨げたはずの事情が発生するか、又は明るみにでた場合

① 規定された方法による就任宣誓又は就任宣誓を行うこと自体を拒否した場合

である。なお、①の拒否に該当すると見なされるのは、適正な手続を踏んで召集された市町村議会の審議に３回連続して何の連絡もなく欠席した場合であると規定されている。

11　市町村議会議員の補欠

市町村議会議員が失職又はほかの事由により辞職し、別の補欠議員が発表されない場合には、市町村長は補欠議員の序列で次に来る者を市町村議会議員として任命しなければならないものとされている[526]。

12　市町村議会の委員会

（１）委員会の構成[527]

市町村議会は、特定の分野又は自治事務上の特別な役務を処理するために、市町村議会議員の中から市町村議会の委員会を組織することができる。市町村議会は委員会の数、その活動範囲及び委員数を決定するが、委員会の委員数は少なくとも３名とされている。

どのような委員会を組織するかは市町村議会の意思に委ねられているが、ひとつの市町村議会委員会を監査委員会とし、ここに財務監査を委ねなければならないと定められている。監査委員会の委員数は市町村議会の議員数の 20%を占めなければならず、その委員数は奇数に切り上げされる。例えば市町村議会の議員数が 19 名の場合には監査委員会の委員数は５名となる。

（２）委員の権利[528]

委員会で審議される書類について要請があった場合には委員長に提示されなければならない。委員には審議中に当該書類を閲覧する権利がある。監査委員会にはこの規定に該当する書類をその審議の際に初めて提示するものとされている。

（３）委員会の役割

市町村議会の委員会は委員会が設置された目的(所管事項)について事前討議を行い、特定の議案を市町村参事会（市にあっては市参事会）に提出するものとされている[529]。

（４）委員会の審議

525　下オーストリア州市町村法第 110 条第２項

526　下オーストリア州市町村法第 114 条第１項

527　下オーストリア州市町村法第 30 条第１項

528　下オーストリア州市町村法第 30 条第２項

529　下オーストリア州市町村法第 43 条

市町村議会の委員会の審議については以下のとおり定められている[530]。

市町村議会の委員会は委員長又は委員長が事情により職務不能であるときには副委員長により必要に応じて召集される。監査委員会が抜き打ち監査を行う場合には当該抜き打ち監査の遅くとも２日前までに監査委員会が召集されなければならない。

市町村議会の委員会の議長は委員長又は委員長が事情により職務不能であるときには副委員長が務める。市町村議会の委員会は委員長及びそれ以外の委員の半数が出席すれば議決が成立する。審議は非公開とする。議事日程の公示は行わない。

市町村長及び市町村参事会参事は自らが委員を務めていない市町村議会の委員会の審議において助言役としての発言権を持つ。市町村長にはこれに加えて議案提出権がある。市町村議会に議席をもつすべての選挙政党は党に所属する議員を委員会に傍聴者として派遣する権利を有する。ただし監査委員会についてはこの限りではない。

市町村議会の委員会の委員に予断のある者が多く議決が成立しない場合には、当該事項の事前討議に係る市町村議会の委員会の所管は、市町村参事会（市にあっては市参事会）に移行する。

市町村議会のすべての委員会審議について議事録を作成し、委員長及び市町村議会の委員会に席をもつ各政党に所属する各１名の委員並びに１名又は複数の記録係がこれに署名する。

必要がある場合には市町村議会の委員会の運営規則について、下オーストリア州市町村法第 44 条から第 57 条までの規定より詳細にわたる規定を市町村議会が定めるものとされている[531]。

（５）市町村議会の委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び失職

市町村議会の委員会の委員長、副委員長及び委員はいつでも辞職することができることとされている[532]。

候補者名簿に基づいて市町村議会の委員会の委員に選出された委員が選挙政党により書面によって解任された場合には、当該選挙政党により新しい委員が選出された時に当該委員の委員会への所属が終了することとされている[533]。

（６）市町村議会の委員会の委員並びに委員長及び副委員長の補欠選挙

市町村議会の委員会の委員並びに委員長及び副委員長の職が長期にわたり空席となった場合には補欠選挙を行わなければならないこととされているが、市町村議会の委員会の委員並びに委員長及び副委員長の補欠選挙は、委員会の機能に支障がない場合には、市町村長、市町村の助役及び市町村参事会の参事の場合と異なり、委員の空席が生じてから２週間以内に実施する必要はないこととされている[534]。

530　下オーストリア州市町村法　第 57 条第 1 項から第 5 項

531　下オーストリア州市町村法　第 58 条第 1 項

532　下オーストリア州市町村法第 113 条第 1 項

533　下オーストリア州市町村法第 113 条第 2 項

534　下オーストリア州市町村法第 115 条第 3 項

第４節　市町村参事会

１　市町村参事会の構成

市町村参事会は国の政府や州の政府に相当する合議体の執行機関であり、いわば市町村政府に相当する。市町村参事会についてはこの法律で以下のとおり総括的に定められている[535]。

市町村参事会は市町村の１名又は複数の副市町村長（Vizebürgermeister ; 以下「助役」とする）及び執行役の市町村議会議員（geschäftsführender Gemeinderat）によって構成される。市においては市町村参事会及び執行役の市町村議会議員を市参事会及び市参事と呼ぶ。住民数が 2,000 人を超える市町村においては市町村議会が第二助役を選出することを議決することができ、住民数が１万人を超える市町村においては市町村議会が第三助役を選出することを議決することができる。複数の助役が選出される場合には、その選出の順序に従ってそれぞれの役職名を第一助役、第二助役、第三助役とする。

市町村参事会の参事の数は市町村議会の議員数の３分の１を超えてはならず、また、いずれの場合においても下記の数を満たしていなければならないものとされている。

図表５－４－１　市町村参事会の参事の定数

市町村の住民数	参事の定数
1,000 人以下	４名
1,001 人以上 5,000 人以下	５名
5,001 人以上 7,000 人以下	６名
7,001 人以上１万人以下	７名
１万１人以上２万人以下	８名
２万１人以上	９名

注）この場合における市町村の住民数については下オーストリア州市町村法第 19 条第２項が準用される。

市町村議会はその在職期間について市町村議会議員の中から執行役の市町村議会議員及び１名又は複数の助役を市町村参事会の参事として選出するものとされており、市町村参事会の在職期間は新たに選出された市町村長の就任宣誓をもって始まるとされている[536]。

従前の市町村参事会の在職期間は新たに選出された市町村長の就任宣誓をもって終了するが、市町村議会の解散にあたって州政府が市町村の事務を暫定的に執行するために政府委託代行委員（Regierungskommissär）を任命する場合にはこの限りではなく、

535　下オーストリア州市町村法第 24 条第１項

536　下オーストリア州市町村第 24 条第２項

この場合においては政府委託代行委員の就任宣誓をもって在職期間が終了するものとされている[537]。

２　市町村参事会の役割

後述するように市町村参事会は市町村の合議制の執行機関であり、市町村参事会の議長は市町村長である。市町村参事会参事は市町村長により割り当てられた自治事務に関する任務をその指示に従ってその責任のもとで遂行しなければならないこととされており、市町村参事会参事は市町村長に対してそれを適正に執行する責任を負うこととされている[538]。

このように市町村参事会は市町村の合議制の執行機関であるが、市町村参事会はすべてを合議の下に執行するのではなく、国政における内閣の閣僚と同様に各参事は独立して担任する事務を所掌し、各参事の責任において担当事務を執行することが義務付けられているとともに市町村長に対してその執行責任を負うという仕組みになっている。

３　市町村参事会における審議

市町村参事会は議案を審議してその議決を行うこととされており、必要に応じて審議のため会合するが、いかなる場合においても必ず二ヶ月に一度会合しなければならないものとされている[539]。

市町村参事会の議事について以下のとおり定められている[540]。

市町村参事会（市にあっては市参事会）においては、議長（市町村長）と参事の半数が出席していれば議決が成立するが、下オーストリア州市町村法第 27 条に定める市町村長の代理が議長を務める場合には参事の半数出席をもって定足数とされている。審議は非公開であり、議事日程の公示は行わない。

市町村参事会（市にあっては市参事会）の審議については議事録を作成し、議長及び市町村参事会（市にあっては市参事会）に席をもつ各政党に所属する各１名の参事並びに１名又は複数の記録係がこれに署名することとされている。

市町村議会議員には市町村参事会の議事録を閲覧する権利がある。市町村議会に議席を持つすべての選挙政党から要求があった場合には１部の議事録のコピーを無料で提供しなければならないこととされている。

市町村参事会（市にあっては市参事会）の運営規則について必要がある場合には、下オーストリア州市町村法第 44 条から第 57 条までの規定より詳細にわたる規定を市町村議会が定めるものとされている[541]。

537　下オーストリア州市町村法第 24 条第３項

538　下オーストリア州市町村法第 37 条第２項

539　下オーストリア州市町村法第 44 条第１項及び第２項

540　下オーストリア州市町村法第 56 条第１項及び第２項

541　下オーストリア州市町村法第 58 条第１項

４　市町村参事会参事の辞職及び失職

市町村参事会参事の辞職については以下のとおり規定されている[542]。

市町村参事会（市にあっては市参事会）の参事はいつでも辞職することができる。辞職は書面により行わなければならない。辞表は市町村長に宛てたものでなければならない。辞表の内容は市町村役場（市にあっては市役所）に提出された日の翌日に効力を生じる。

また市町村参事会参事の失職については以下のとおり規定されている[543]。

市町村参事会（市参事会）の参事がその職を失うのは以下の場合である。

① 市町村議会議員を辞職した場合

② 州法の規定又は連邦市町村監督法（Bundes-Gemeindeaufsichtsgesetz, 連邦官報 123／1967 号）第 13 条に基づく市町村長の役職喪失宣告があった場合

③ 選挙政党の候補者名簿に基づいて市町村参事会参事に選出された参事が選挙政党により書面によって解任された場合

③の場合に当該参事が失職する時期は当該選挙政党により新しい市町村参事会（市にあっては市参事会）参事が選出された時である。

また市町村参事会（市にあっては市参事会）への所属は維持したまま市町村の助役を解任することができることとされている。これに該当する場合には市町村の助役としての在職期間は新しい市町村の助役が選出された時に終了する。

第５節　市町村長

１　市町村長の選任及び役割

市町村長は市町村議会議員の中から市町村議会により選任される[544]。市町村長は市町村を外部に対して代表すること、市町村長は市町村役場の長であり、市町村職員の上司であること、市町村職員はその指示に従わなければならないこととされている[545]。

また市町村長は市町村参事会の議長であり、市町村長は市町村参事会の所管するあらゆる事項について市町村参事会に議案を提出する権利を有すること、市町村参事会参事は市町村長がその職務を遂行するにあたって支援しなければならないこととされている[546]。

ここで明確に規定されているように、市町村参事会は市町村の合議制の執行機関であり、市町村長は住民からの直接選挙ではなく議会から間接的に選任される合議制の執行機関の議長であり、下オーストリア州においてはいわば完全な議院内閣制が採用されているといえよう。

542　下オーストリア州市町村法第 111 条第１項

543　下オーストリア州市町村法第 111 条第３項

544　下オーストリア州市町村法第 26 条第１項

545　下オーストリア州市町村法第 37 条第１項

546　下オーストリア州市町村法第 37 条第２項

２　市町村長の再選挙

市町村長の職が長期にわたり空席となった場合には２週間以内に市町村長の再選挙を行わなければならないこととされており、この選挙を行うため市町村長の代理が市町村議会を召集し、選挙終了まで議長を務めることとされている[547]。

３　市町村長の事情による職務執行不能及び代理

市町村長が事情により職務執行不能となった場合には市町村の助役が市町村長を代理し、複数の助役が選任されている場合にはその選任順序に従って市町村長を代理するものとされている[548]。

市町村長及び助役の全員が事情により職務執行不能となった場合には市町村長が指名した執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）、又はその指名が行われていない場合においては市町村参事会（市にあっては市参事会）が任命する執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）が市町村長を代理することとされており、この場合においては最年長の参事が市町村参事会を招集するものとされている[549]。

４　市町村長の緊急事態に対処する権限

遅滞があれば危険とみなされる場合[550]、殊に人や所有権の保護のために市町村長は緊急仮処分を行う権限があり、またこれに加えて災害時には財産権上の損失を補償した上で市町村の構成員で適性のある者すべてを援助のために動員することができることとされている[551]。

遅滞があれば危険とみなされる場合で、権限を有する所管合議機関（議会又は参事会）の議決を待っていてはその事案について当該市町村が不利となるか当該市町村に損害が生じる危険がある場合には、市町村長が当該機関に代わって行動を起こすことができるものとされている[552]。

市町村長は下オーストリア州市町村法第 38 条第２項及び第３項に基づいて自ら実施した施策について、これを所管する機関の次回審議で報告を行わなければならないこと、また市町村長が緊急事態に対処したことにより必要となる予算、職員定数計画及び土地利用計画の変更については市町村議会のみが議決権を有することとされている[553]。

市町村長は少なくとも年１回、できる限り下オーストリア州市町村法第 73 条第１項

547　下オーストリア州市町村法第 115 条第１項

548　下オーストリア州市町村法第 27 条第１項

549　下オーストリア州市町村法第 27 条第２項

550　「遅滞があれば危険とみなされる場合（bei Gefahr im Verzug）」というのは「一刻の猶予も許されない緊急の事態」を意味している。

551　下オーストリア州市町村法第 38 条第２項

552　下オーストリア州市町村法第 38 条第３項

553　下オーストリア州市町村法第 38 条第４項

に基づく予算案の供覧にあわせて、市町村の活動について市町村の住民に対し適当な形で報告を行わなければならないこととされている[554]。

５　市町村長の権限の市町村職員への委任

市町村長は行政の日常業務の遂行及び特定の事務処理並びに市町村の文書への署名を市町村事務長或いはそのほかの市町村職員に委任することができることとされている[555]。

６　市町村長の辞職及び失職

市町村長の辞職については以下のとおり規定されている[556]。

市町村長はいつでも辞職することができる。辞職は書面により行わなければならない。辞表はその代理に宛てたものでなければならない。辞表の内容は市町村役場（市にあっては市役所）に提出された日の翌日に効力を生じる。

また市町村長の失職については以下のとおり規定されている[557]。

市町村長がその職を失うのは、

① 市町村議会議員を辞職した場合
② 州法の規定又は連邦市町村監督法（連邦官報 123／1967 号）第 13 条に基づく市町村長の役職喪失宣告があった場合
③ 市町村議会による不信任決議があった場合

であるとされている。

７　市町村長に対する不信任議決

市町村議会は市町村長に対し不信任議決をすることができることとされている[558]。

不信任議決案は市町村議会議員であれば誰でも書面により発議することができること、不信任議決案は市町村長の代理宛てに提出しなければならないこと、不信任議決案については緊急議案としての提案は認められないこととされている[559]。

不信任議決案が市町村役場に提出されてから 4 週間以内に助役はその議決を行うために市町村議会を開催しなければならないこと、助役はこの会議において議長を務めること、市町村長はその議論には参加できるけれども議決権は与えられないこと、不信任議決は投票用紙を用いて秘密投票によって行うこと、不信任議決案が全議員の 3 分の 2 以上の賛成により可決された場合には市町村長は失職すること、失職した市町村長の市町村議会議員としての地位は不信任議決が可決されても影響を受けないこととされている

554　下オーストリア州市町村法第 38 条第５項
555　下オーストリア州市町村法第 42 条第４項
556　下オーストリア州市町村法第 111 条第１項
557　下オーストリア州市町村法第 111 条第２項
558　下オーストリア州市町村法第 112 条第１項
559　下オーストリア州市町村法第 112 条第２項

[560]。また市町村長の不信任議決の結果は速やかに州政府及び州行政管区に通知されなければならないこととされている[561]。

８　市町村役場（市役所）及び事務長

（１）市町村役場（市役所）

市町村役場（市にあっては市役所）は、その長である市町村長、事務長を務める市町村職員[562]、それ以外の職員、下オーストリア州市町村法第 80 条で定める収入役[563]及び必要に応じて任命される収入役代理により構成されること、市町村役場は市町村の行政サービスを提供する場であり、電子データ処理等の支援業者を利用することについては連邦憲法第 20 条第３項で定める職務上の守秘義務が確保されることを条件として認められるとされている[564]。

（２）市町村の事務長

市町村の事務長は市町村長に対して責任を負うとともに、その指示に従って市町村役場（市にあっては市役所）内部の事務を指揮する責務を負担しており、この中にはすべての職員の服務の監督並びに迅速かつ合理的であり経済的かつ合法である行政を確保する組織及び人事上の施策の実施が含まれるものとされている[565]。

市町村の事務長はその求めに応じて市町村議会及び市町村参事会に出席する義務を有するが、市町村の事務長には議決権及び議案提出権は与えられていない[566]。

９　地区及び地区統括人

地理的又は経済的理由により適当なものであり、行政の迅速な執行、行政の簡素化及び合理化につながるものである場合には、市町村議会は市町村の区域を行政区に分割することができ、当該分割された区域を「地区」と称するとされている[567]。

またこの地区を統括する地区統括人について以下のとおり規定されている[568]。

市町村議会は下オーストリア州市町村法第 40 条第１項の行政区として分割されたすべての地区について市町村長の提案に基づき市町村参事会の在職期間に応じて１名の地区統括人を任命することができる。地区統括人に任命することができる者は、市町村構成員であって市町村議会議員の被選挙権を有し、地区統括人として任命されることになる地区に主要な居住地を置いている者のみである。可能であれば該当地区に居住する市

560　下オーストリア州市町村法第 112 条第３項

561　下オーストリア州市町村法第 112 条第４項

562　原語は leitender Gemeindebediensteter である。

563　原語は Kassenverwalter であり、直訳すれば「出納事務管理役」である。

564　下オーストリア州市町村法第 42 条第１項

565　下オーストリア州市町村法第 42 条第５項

566　下オーストリア州市町村法第 42 条第６項

567　下オーストリア州市町村法第 40 条第１項

568　下オーストリア州市町村法第 40 条第２項及び第３項

町村議会議員を地区統括人に任命することが望ましいとされている。地区統括人は市町村長の提案に基づき市町村議会が解任することができる。なお任命の条件が消失した場合又は地区統括人が市町村の利益を害した場合には市町村議会は市町村長による提案を待たずに地区統括人を解任することができることとされている。

地区統括人は市町村長の委託により担任することとなった地区に関する事務を市町村長の管理の下でその指示に従って執行しなければならないものとされている。地区統括人は市町村長に対して担任する地区に関する事務を適正に執行する責任を負っている。

第6節　市町村長、市町村参事会及び市町村議会委員会の委員の選挙

1　一般規定[569]

市町村長及び市町村議会の委員会の委員として選出することが許容されるのはオーストリア国民のみであり、国籍条項が適用されるのは市町村長を含む市町村議会議員のみとなっている。

市町村長、市町村参事会（市にあっては市参事会）、市町村の助役、監査委員会の委員の選挙が有効となるためには、市町村議会議員総数の少なくとも３分の２の出席が必要とされている。この出席率に達しない場合には、これらの者を選挙するために再度市町村議会が２週間以内に召集されなければならず、この場合におけるこれらの者の選挙は遅くとも議会における第１回審議の４週間後までに行わなければならないこととされている。再度召集された議会における審議においては、選出する市町村の助役及び執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の数に関する議決並びにその選挙については、審議に出席している市町村議会議員の数にかかわりなく実施することが許容されている。なお懈怠がある場合には監督官庁が議会を召集するという下オーストリア州市町村法第96条第２項第３文がこの場合に準用される。

選挙は投票用紙を用いた秘密投票により実施されなければならない。市町村長の選挙における投票用紙の有効、無効の決定は、年長臨時議長が議会内の政党構成を配慮して選任する２名の市町村議会議員とともに行うこととされている。また市町村参事会（市にあっては市参事会）の参事及び議会の委員会の委員選挙における投票用紙の有効・無効の決定についても、年長臨時議長が議会内の政党構成を配慮して選任する２名の市町村議会議員とともに行うこととされている。

2　市町村長の選挙[570]

市町村長の選挙はそれ以外のどの選挙よりも先に行わなければならないこととされている。市町村長としての被選挙権を有するのは市町村議会議員のみである。被選挙権から除外されるのは、州法の規定及び連邦市町村監督法（連邦官報 123／1967 号）第 13 条に基づいて市町村長又は市町村議会議員としての職を喪失した者について、失職を宣

569　下オーストリア州市町村法第98条第１項、第２項及び第３項

570　下オーストリア州市町村法第99条第１項、第２項及び第３項並びに第100条

告する決定が確定してから次回の市町村議会議員選挙が行われるまでの間についてである。

市町村長の選挙において市町村長に選出されたとみなされるのは有効投票の半数以上にその名前が記載されている者である。当選に必要な過半数に達する者がいない場合には第二次選挙を実施しなければならない。第二次選挙においては第一次選挙でそれ以外の者と比較して得票数の多かった２名の者だけがその対象となる。同じ得票数の者がいる場合には抽選により第二次選挙に参加する者を決定する。第二次選挙で選挙対象者以外の者に投じられた票はすべて無効となる。第二次選挙においても両者が同数の得票となった場合には市町村長は抽選により決定される。

年長臨時議長は市町村長として選出された者に対して選挙結果を受諾するか否か質問しなければならない。市町村長として選出された者が選挙結果の受諾を拒否した場合には２週間以内に再度市町村長選挙を実施しなければならない。

３　執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の選挙

（１）選挙手続

市町村長の選挙に続いて執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の選挙を行うこととされており、その選挙の際には市町村長が議長を務める。執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の選挙にあたっては、まず選出する市町村の助役と執行役の市町村議会議員（市参事）の数に関する議決（第 24 条第１項）を行った後に、市町村の助役を含む執行役の市町村議会議員の数を市町村議会に議席を持つ各選挙政党の得票率[571]に従って配分する。この市町村の助役及び執行役の市町村議会議員の数はその在職期間終了まで変更することができない。

これにより市町村の執行機関の構成員である市町村の助役と執行役の市町村議会議員の選任について明白にプロポルツ制度が採用されていることがわかる。前記のとおり助役も市町村議会議員から選任される。

（２）選挙の際の推薦及び被推薦者の要件[572]

執行役の市町村議会議員（市にあっては市参事）の人選を行う権利を有するすべての選挙政党は当該選挙のための推薦候補者名簿を提出しなければならない。候補者名簿にはそれぞれの選挙政党に与えられた市町村参事定数と同数の候補者名が記載されていなければならず、候補者名簿には各党の議員の半数以上による署名が必要とされている。

推薦者は市町村議会議員に限定されるが、被推薦者は必ずしも市町村議会議員選挙の際に推薦権を有する選挙政党の候補者名簿に記載されていた者である必要はない。

執行役の市町村議会議員の被選挙権から除外されるのは、市町村長の場合と同様に州法の規定及び連邦市町村監督法第 13 条に基づいて市町村長又は市町村議会議員として

571　下オーストリア州市町村法の注釈によればこれは市町村議会議員選挙における各党の得票数を指すとされている。

572　下オーストリア州市町村法第 102 条第１項及び第２項

の職を喪失した者について、失職を宣告する決定が確定してから次回の市町村議会議員選挙が行われるまでの間についてであるとされている。

（３）推薦候補者が提示されない場合の対応[573]

選挙政党の中に執行役の市町村議会議員の推薦候補者名簿を提出しない選挙政党がある場合、又は推薦候補者数がその定数に達しない推薦候補者名簿が提出された場合には、当該選挙政党に与えられている市町村参事定数（市にあっては市参事定数）をその選挙政党に所属する市町村議会議員の中から選挙して確保しなければならないこととされている。上記の方法により市町村参事定数（市にあっては市参事定数）を確保することが選挙結果の受諾拒否によりできない場合には、当該市町村参事を空席とすることとされている。

市町村参事会（市にあっては市参事会）の参事の職が長期にわたり空席となった場合には、２週間以内に補欠選挙を行わなければならないこととされている[574]。

４　市町村の助役の選挙[575]

市町村参事会の選挙終了後に市町村参事（市にあっては市参事）の中から１名又は複数の市町村の助役を改めて選出するものとされている。その際には市町村長の選挙について定めた下オーストリア州市町村法第 99 条第２項及び第３項が準用される。

複数の市町村の助役が選出される場合で市町村長が得票数の最も多かった選挙政党に所属する者である場合には、市町村の第二助役は二番目に得票数の多かった選挙政党の議員のなかから選出されなければならないこととされている。ただし当該政党から既に市町村の第一助役が選任されている場合にはこの限りではない。

また市町村長が得票数が最も多かった選挙政党に所属する者でない場合には、市町村の第二助役は当該得票数が最も多かった選挙政党の議員の中から選出されなければならないこととされているが、当該政党からすでに市町村の第一助役が選任されている場合にはこの限りではない。

市町村の助役の職が長期にわたり空席となった場合には２週間以内に市町村の助役の再選挙を行わなければならないこととされている[576]。

以上見てきたように市町村長、市町村参事会参事及び市町村の助役ともすべて市町村議会議員のなかから選任される仕組みとなっており、しかもこれらの者はすべて市町村参事会に所属することとなるので、その意味では下オーストリア州の市町村では完全ないわゆる議院内閣制が採用されているだけでなく、市町村の執行機関の中核をなす市町村参事会には前記のとおりプロポルツ制度（比例代表制執行制度）が採用されるという独特の制度となっているのである。

573　下オーストリア州市町村法第 104 条第１項及び第２項

574　下オーストリア州市町村法第 115 条第３項

575　下オーストリア州市町村法第 105 条第１項及び第２項

576　下オーストリア州市町村法第 115 条第２項

５　市町村議会の委員会及びその委員長の選挙

市町村議会に議席を持つ選挙政党は、その在職期間を通じて前回の市町村議会選挙で獲得した得票数に基づく比例代表選挙権に従って以下の人事についての推薦権を持つとされている[577]。

①　委員会の委員人事

②　委員会に議席を持つ政党である場合には該当する委員会の委員長及び副委員長人事

どの選挙政党が監査委員会を除く委員会の委員長及び副委員長人事の推薦権を有するかは市町村議会の議決により定められることとされている[578]。

委員会の委員長及び副委員長の人事を選挙政党に配分する際には、監査委員会の委員長及び副委員長の人事はその対象とならないこと、市町村長が所属する選挙政党以外の選挙政党に所属する議員が監査委員会に席を有している場合には、市町村長と同じ選挙政党に所属する者は監査委員会の委員長選挙から除外されることとされている[579]。

委員会の委員選挙への参加及び委員会の委員に就任するための条件は市町村議会議員であることであるとされている[580]。

市町村長、市町村参事会（市にあっては市参事会）参事、収入役、必要な場合に任命される収入役代理並びにこれらの者の配偶者、家系の横・上下関係で二親等までの血族者及び姻族者は、監査委員会の委員の選挙対象から除外されることとされており、監査委員会委員の選挙は、市町村議会議員選挙後の市町村議会の最初の審議（又は再度開催される審議）において行わなければならないこととされている[581]。

監査委員会の委員が市町村長若しくは市町村参事会（市にあっては市参事会）参事に選出された場合、又は収入役若しくはその代理に任命された場合には監査委員会の委員を辞職することとされており、監査委員会の委員の選挙対象から除外される者及びその配偶者と同じ選挙政党に所属する血族（姻族）関係にある委員についても同様に監査委員会の委員を辞職することとされている[582]。

委員会の委員の選挙並びに委員長及び副委員長の選出については、選挙における推薦について定めた下オーストリア州市町村法第 102 条第１項、第３項及び第４項並びに選挙の手順について定めた同法第 103 条及び推薦候補者が提示されない場合の対応について定めた同法第 104 条の規定が準用される[583]。

６　市町村長、市町村参事会（市にあっては市参事会）及び市町村議会の委員会の選挙

577　下オーストリア州市町村法第 107 条第１項

578　上記の注と同じ。

579　下オーストリア州市町村法第 107 条第２項

580　下オーストリア州市町村法第 107 条第３項

581　上記の注と同じ。

582　下オーストリア州市町村法第 107 条第４項

583　下オーストリア州市町村法第 107 条第５項

に対する不服申立

（1）不服申立の権利、不服申立の期限及び不服申立の理由

市町村長、市町村参事会（市にあっては市参事会）及び市町村議会の委員会の選挙に対しては、市町村議会の議員及び市町村議会に議席をもつ選挙政党は、選挙後１週間以内に書面により不服を申し立てることができることとされている[584]。

不服申立には理由を記載しなければならず、選挙結果の判定の誤り及び選挙結果に影響があった選挙手続上の違法行為をその根拠にすることができることとされている[585]。

（2）不服申立手続[586]

（1）に係る不服申立は市町村役場（市にあっては市役所）に提出されなければならない。なお不服申立には執行停止効果はない。

不服申立についてはまず行政管区選挙管理委員会が裁定を行うこととされており、その裁定に対しては裁定書の通達後１週間以内に州中央管理委員会に抗告することができることとされている。この抗告は行政管区選挙管理委員会に提出されなければならない。

不服申立が期限に遅れたものである場合若しくは不服申立の権利を有していない者により提出された場合又は不服申立の理由が記載されていない場合には不服申立を棄却しなければならないものとされている。

不服申立が主張するところの違法行為が不服申立の対象となった選挙結果に影響を及ぼした場合には当該不服申立を容認しなければならないものとされている。

不服申立の全部又はその一部が容認される場合には、必要に応じて選挙自体又は個々の人物の選出についてどこまでが無効となるかについて決定されなければならないものとされている。

第７節　自治事務と受託事務

１　事務の区分

市町村が所管する事務の範囲は自治事務及び連邦又は州から委託された受託事務である[587]。

２　自治事務の範囲

（1）下オーストリア州市町村法の規定

自治事務には、下オーストリア州市町村法第１条第２項に掲げる事項のほか、市町村が体現する地域共同体のみの利益又は主にその利益となる事項であって当該市町村の境界内で共同体により提供されることに適したすべてのものが包含されるとされている

584　下オーストリア州市町村法第 108 条第 1 項

585　下オーストリア州市町村法第 108 条第３項

586　下オーストリア州市町村法第 109 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

587　下オーストリア州市町村法第 31 条

[588]。

下オーストリア州市町村法第１条第２項に掲げる事項とは、前記のとおり市町村は独立した経済活動組織であり、連邦及び州の一般的法規定の範囲内であらゆる種類の資産を保有・取得・処分し、経済事業を行い、また財政規則の枠内で自主的に予算を管理執行し、公課について制定する権利を有することである。

すなわち同法第１条第２項において市町村の経済及び財政に関する権限が自治事務として明記されており、同法第 32 条第１項において市町村の区域内の地域共同体の利益に関する事項で地域共同体により提供されることが妥当とされるすべての事項が自治事務であると抽象的かつ包括的な定義がなされているということになる。

また前記のとおり連邦憲法第 118 条第３項において市町村の自治事務について例示されている[589]。ほぼこれと同様に下記（２）のとおり下オーストリア州市町村法においても同州における市町村の自治事務の例示が行われている。

（２）自治事務の例示

市町村は自治事務を執行するため主に以下の事項において官庁としての役務の提供が保障されると規定されている[590]。

この法律の規定は単純に市町村の自治事務を例示しているわけではなく、市町村が下記に例示された自治事務に係る行政サービスを提供するための官庁としての行政サービス提供の権限が保障されるという書き方となっているが、実質的な意味は同じである。

①－１　市町村の機関の任命。ただしこれは広域選挙管理委員会[591]の管轄を阻害するものではない。

①－２　市町村の役務提供のための内部機関の整備

②　市町村職員の任命[592]及び職務高権[593]の行使。ただしこれは広域の懲戒委員会、資格認定委員会及び監査委員会の管轄を阻害するものではない。

③　連邦憲法第 15 条第２項に定める地域の保安警察及び地域の催事取締

④　市町村の交通用地の管理及び地域の交通警察

⑤　農耕地警備警察

⑥　地域市場警察

⑦　地域の衛生警察。特に緊急事態及び救難救助サービス分野並びに遺体処理及び埋葬に関する分野も包含される。

⑧　風俗取締

588　下オーストリア州市町村法第 32 条第１項

589　本章第１節７（２）参照。

590　下オーストリア州市町村法第 32 条第２項

591　原語は überörtliche Wahlbehörde であり、「広域（überörtlich）」とは当該市町村の区域を超えたもの又は当該市町村より上級の官庁という意味である。

592　下オーストリア州市町村法の注釈によれば、ここでいう「任命」とは職員との雇用関係の成立を意味すると説明されている。

593　原語は Diensthoheit であるが、同注釈によれば、「職務高権」の意味するところは市町村職員に対する職務規則の運用と理解するべきであると説明されている。

⑨　連邦憲法第 15 条第５項に掲げられた公共の目的に供されている連邦所有の建築物を除く地域の建築警察、地域の消防及び地域の土地利用計画
⑩　観光の振興及び維持のための地域の施策
⑪　争訟を裁判によらずに仲裁するための公共機関
⑫　動産の任意による競売

ここで掲げられている自治事務の例示は、ひとつの項目を除くと連邦憲法第 118 条第 3 項に掲げられた自治事務の例示とまったく同じである。下オーストリア州市町村法で追加的に掲げられたひとつの項目とは、⑩の「観光の振興及び維持のための地域の施策」であり、下オーストリア州が市町村の観光施策を重要視していることをうかがわせる。しかしいずれも例示であるので、両法における市町村の自治事務の範囲は実質的に異なるものではないと思われる。

３　自治事務の執行における市町村の権限

市町村による自治事務の執行は市町村が連邦及び州の法律並びに政令の枠内で自らの責任において行うものであり、その際には連邦又は州の指示を受けることはなく、市町村の自治事務の執行に関して市町村以外の行政機関に対する法律上の手段は認められていないとされている[594]。ただし同法第 61 条に準ずる自らの権利を侵害された者の監督官庁に対する異議申し立て及び連邦憲法第 12 条第２項に定める土地改革に関する事項についてはこの限りではないとされている[595]。

すなわち市町村はその自治事務の執行については、連邦及び州の法律並びに政令に違反しなければ連邦又は州の指示を受けることはなく自由にその事務を執行できるものとされており、自治事務については市町村の自主行政権が保障されているといえよう。

４　市町村による自治事務の執行の連邦及び州に対する委任

市町村の申請に基づいて、州の執行領域[596]にある自治事務の個々の事項について州政府の政令によりその執行を国の[597]官庁に委任することができること、この州政府の政令により自治事務の執行を連邦官庁に委任しようとする場合には連邦政府の同意を必要とすること、この州政府の政令の有効期間中は、市町村の当該自治事務に関する事項が国家行政事項として扱われ、それに対して適用される行政手続に従うこととなること、当該政令はその公布の理由が消滅した時点で取り消すものとされていること、ただしこの規定に基づく自治事務の執行の国の官庁に対する委任については第 33 条に基づく条例制定権には及ばないものとされている[598]。

594　下オーストリア州市町村法第 32 条第３項

595　下オーストリア州市町村法第 32 条第３項

596　執行権については、州執行領域 Bereich der Landesvollziehung と連邦執行領域 Bereich der Bundesvollziehung とが区別されている。

597　ドイツ語で「国の（staatlich）」という概念には連邦及び州が含まれる。

598　下オーストリア州市町村法第 32 条第４項

この下オーストリア州市町村法第32条第４項の規定は連邦憲法第118条第７項の規定とほぼ同趣旨である[599]。

５　市町村の自治事務に係る条例制定権

市町村の議会は自治事務に係る事項について、現実に予想される地域の共同生活に支障を及ぼすような事態を回避し、又は既に発生したそのような事態を解消するため、自由な自主決定により地域警察条例[600]を制定公布し、それに従わない者を条例違反とする権利を有している[601]。この下オーストリア州市町村法第 33 条第１項に基づく地域警察条例は州及び連邦の既存の法律又は政令に反するものであってはならないとされている[602]。

地域警察条例の規定違反に対する懲罰は受託事務範囲における市町村長の義務となる[603]。すなわち地域警察条例の規定違反に係る刑罰法規の適用については市町村の受託事務の範囲に該当しており、その運用は市町村長に委ねられることとなるのである。

６　自治事務に係る市町村議会の権限

自治事務に係る市町村議会、市町村参事会及び市町村長の権限が下オーストリア州市町村法第 35 条から第 37 条に詳細に規定されている。逆に市町村議会、市町村参事会及び市町村長の権限については同法には一般的な規定がなく、自治事務及び受託事務に係る権限としてこれらの市町村の機関の権限として個別の規定がおかれているのがその特色である。

法令にこれと異なる規定がある場合を除き、市町村の自治事務に係る以下の事項を自主的に処理する権限は市町村議会のみに与えられている[604]。

①　裁量的な補助金（Subvention）の給付及び事業発注等に関する一般規則の制定
②　市町村議会が①の一般規則を制定しない場合における裁量的な補助金（Subvention）の交付
③　決議の議決
④　組合、連盟、機構その他の団体への加盟及び脱退並びに市町村の行政共同体の結成
⑤　市町村の行政共同体及び国の官庁に対する執行の委任
⑥　原則的な性格を有する見解表明の議決
⑦－１　市町村長の選任
⑦－２　市町村参事会参事（市にあっては市参事）の選任
⑦－３　市町村議会委員会の設置及び委員の選任

599　本章第１節７（６）参照。

600　原語は ortspolizeiliche Verordnungen である。

601　下オーストリア州市町村法第 33 条第１項

602　下オーストリア州市町村法第 33 条第２項

603　下オーストリア州市町村法第 33 条第３項

604　下オーストリア州市町村法第 35 条第１項

⑧－１　市町村議会の会議規則の制定
⑧－２　市町村参事会（市にあっては市参事会）の会議規則の制定
⑧－３　市町村議会委員会の委員会規則の制定
　これらの⑧に規定された規則の制定については、この条項だけでなく下オーストリア州市町村法第 58 条に主たる根拠規定がおかれている。
⑨　経費補償額の決定
⑩　市町村長に対する不信任議決
　市町村長に対する不信任議決については、この条項だけでなく同法第 112 条に主たる根拠規定がおかれている。
⑪　市町村議会の自主解散
　市町村議会の自主解散については、この条項だけでなく同法第 20 条第２項に主たる根拠規定がおかれている。
⑫　市町村議会委員会の解散
⑬　市町村の区域変更及び交通用地の指定
⑭　賞表の付与及び取消
　賞表の付与及び取消については、この条項だけでなく同法第 17 条に主たる根拠規定がおかれている。
⑮　地域警察条例の制定公布
　地域警察条例の制定公布については、この条項だけでなく同法第 33 条に主たる根拠規定がおかれている。
⑯　行政法に基づく法律上の手段ではない法的係争の開始及び継続並びにあらゆる種類の和議、放棄及び認諾の決定
⑰　予算案及び追加予算案の議決並びに決算の承認
⑱　職員定数計画の決定
⑲　市町村の公課の決定、連邦法及び州法の授権に基づく公課[605]賦課率の決定、市町村施設の利用料金額の決定並びに市町村の特定業務に対する報酬額の決定
⑳　予算外支出、予算超過支出及び予算に計上された歳出項目の使途変更の承認並びに支出の填補能力[606]の決定
㉑　常勤職員の採用及び常勤職員との雇用関係の解消
㉒　以下の財産処分に関する事項
㉒－１　不動産の取得、売却及び質権などの負担の設定
㉒－２　企業への出資又はこれに該当する資本の譲渡、株式の取得及び売却並びに協同組合への加入及び脱退

605　日本語で公課というと一般的に租税以外のものを指しているが、ここで公課と訳したドイツ語の Abgabe は租税も含む公共機関に納入する金銭一般を指す言葉である。

606　填補能力（Deckungsfähigkeit）とは、ひとつの予算項目における支出を既定予算額よりも低く抑えることにより、当該節減された額について当該予算項目以外の項目の支出額を増額する権限をいう（下オーストリア州市町村法第 72 条第８項参照）。

㉒－３－１　連邦共同税の市町村の取り分及び市町村の公課収入
㉒－３－２　企業出資資本に対する質権の設定
㉒－４　下記の財産処分で、その額が普通予算歳入額の 0.5%を超えるもの
㉒－４－１　既に支払期限が到来しているが徴収不能である公課債権の抹消（1977 年下オーストリア州公課法[607]第 182 条・州官報 3400）
㉒－４－２　既に支払期限が到来している公課債権の不当性を理由とする免除（1977 年下オーストリア州公課法第 183 条）
㉒－４－３　そのほかの公法及び私法上の性格を有する不良債権又は取り立て不能な債権の全額又は一部の金額の償却。ただし破産手続及び補償手続[608]中のものはこの限りではない。
㉒－５　借入及び貸付、保証の引受並びにそのほかの賠償責任の引受
㉒－６　動産の取得、売却及び製造・調達・納入・作業などの各種業務の発注で、下オーストリア州市町村法第 36 条第２項の４に規定された金額の上限を超えるもの。ただし同法第 36 条第２項の２に該当する場合を除く。
㉒－７　その総額が 3 万 6,300 ユーロを超える建設事業実施に関する基本方針の決定
㉒－８　第１号（補助金給付、事業発注等に関する一般規則の制定）に準ずる規則により市町村参事会の権限とされていない用益賃貸借契約[609]の締結及び解約
㉓　市町村の公営企業の設立及び廃止、その規模及び法人形態の変更、規約の制定並びにこれに該当する事業の役務に対する料金の決定

７　自治事務に係る市町村参事会の権限
（１）参事会の権限
市町村参事会（市にあっては市参事会）は、法令にこれと異なる規定がある場合を除いて市町村の自治事務の範囲内にあるすべての事項の義務を負うこととされている[610]。
特に以下の事項に係る権限は市町村参事会のみに与えられている[611]。
①　市町村議会の権限に属する事項の事前討議及び議案提出。ただし市町村議会の審議に供する議員の権利について定めた下オーストリア州市町村法第 22 条第１項に準じた議案に係る事項を除く。
②　動産の取得及び売却並びに製造・調達・納入・作業などの各種業務の発注で、清算総額又は繰り返し行われる発注についてはその年間金額が下記に掲げる金額の契約
②－１　普通予算に計上された事業の場合においては、普通予算歳入額の 0.5%を超え

607　ドイツ語法律名は NÖ Abgabenordnung である。
608　破産手続 Konkursverfahren 及び補償手続 Ausgleichsverfahren はどちらも支払不能に陥った企業の整理再建のための裁判上の手続である。
609　ここでは用益賃貸借契約（Bestandsvertrag 又は Pachtvertrag）という表現が使われているが、下オーストリア州市町村法の注釈によれば使用賃貸借契約（Mietvertrag）もこの用益賃貸借契約に含まれていると解されている。
610　下オーストリア州市町村法第 36 条第１項
611　下オーストリア州市町村法第 36 条第２項

ず、かつ最高でも３万 6,300 ユーロを超えないもの

②－２　特別予算に計上された事業の場合においては、当該対象事業額の 10%を超えないもの

不動産の取得、売却及び質権などの負担の設定は議会の権限とされており[612]、これに対して参事会の権限は動産の取得及び売却とされており、不動産と動産により議会と参事会の権限を区分している。また製造・調達・納入・作業などの各種業務の発注については、議会の権限は②－１及び②－２の金額を超えるものであり[613]、参事会の権限は上記の金額以下のものと金額により両者の権限を区分している。

③－１　私法上の債権及び公課債権（下オーストリア州公課法第 161 条・1977 年・州官報 3400）の支払いの軽減

下記③－２から③－４に掲げる財産処分のうち、その額が普通予算歳入額の 0.5%以下であるもの

③－２　既に支払期限が到来しているが徴収不能である公課債権の抹消（下オーストリア州公課法第 182 条・1977 年）

③－３　既に支払期限が到来している公課債権の不当性を理由とする免除（下オーストリア州公課法第 183 条・1977 年）

③－４　そのほかの公法及び私法上の性格を有する不良債権又は取り立て不能な債権の全額又は一部の金額の償却

ただし上記③－２から③－４に掲げる財産処分で破産手続及び補償手続中のものはこの限りではない。

前記のとおり、市町村の議会の権限とされているものは、③－２から③－４までの財産処分のうち、その額が普通予算歳入額の 0.5%を超えるものとされており[614]、これらに該当する財産処分の金額の多寡によって議会の権限と参事会の権限を区分している。

ただし③－１の私法上の債権及び公課債権の支払いの軽減については金額の要件は設定されておらず、上記のとおり私法上の債権及び公課債権の支払いの軽減についてはすべて参事会の権限とされている。

④－１　その総額が３万 6,300 ユーロまでの建設事業実施に関する基本方針の決定

④－２　工事の発注

前記のとおり市町村の議会の権限とされているのは３万 6,300 ユーロを超える建設事業実施に関する基本方針の決定であり[615]、ここでも建設事業の金額の多寡によって議会の権限と参事会の権限を区分している。

ただし上記のとおり工事の発注はすべて参事会の権限とされている。

⑤　雇用期間が６ヶ月を超える非常勤職員の採用、その解雇及び双方の合意に基づく雇用関係の解消

612　本節６　㉒－１参照。

613　本節６　㉒－６参照。

614　本節６　㉒－４参照。

615　本節６　㉒－７参照。

常勤職員の採用及び常勤職員との雇用関係の解消は議会の権限とされており[616]、参事会の権限は雇用期間が６ヶ月を超える非常勤職員の採用などに限定されていて、ここでは職員の雇用は重要事項とされていることが伺える。

⑥　憲法裁判所及び行政裁判所に対する請求、不服申立及び告訴

このように憲法裁判所及び行政裁判所に対する出訴は重要事項であると思われるにもかかわらず、ここでは議会ではなく参事会の権限とされている。

⑦－１　市町村が保有する寄進擁護権[617]又は聖職者推挙権の行使及び寄進財産の授与権[618]、

⑦－２　市町村による財団及び基金の設立

前記のとおり企業への出資又はこれに該当する資本の譲渡、株式の取得及び売却並びに協同組合への加入及び脱退は議会の権限とされている[619]のに対し、市町村による財団及び基金の設立は参事会の権限とされている。

⑧　市町村職員に対する３ヶ月分の俸給額を超える俸給の前払いの承認

⑨　一時借入金の借入[620]

３万 6,300 ユーロを超える建設事業の実施に関する基本方針の決定を市町村議会の財産処分権限であると定めた下オーストリア州市町村法第 35 条第 22 号の g 及び同様に市町村参事会の財産処分権限について定めた同法 36 条第２項第２号に規定されている金額については、消費者価格指数又はそれに代わる指数がそれぞれ 10%を超えて上昇した場合には、これに応じて州政府の政令により増額するものとされている[621]。

（２）参事会の権限の議会への移行

市町村参事会の連続する２回の審議を行っても特定の議事について議決が成立しない場合には該当する議事の所管は市町村議会に移行するものとされている[622]。

８　自治事務に係る市町村長の権限と責任

（１）市町村長の権限

市町村長は自治事務の範囲内において法令にこれと異なる規定がある場合を除いて以下の義務を負うこととされている[623]。

616　本節６　㉑参照。

617　寄進擁護権（Patronatsrecht）とは教会に寄進を行った者が得る権利及び義務であり、その中で最も重要なものが教会の聖職者に欠員が生じた場合にその後任となる聖職者を指名できる権利（聖職者推挙権 Präsentationsrecht）である。これらはすべて古くから存在する権利であって今日このような権利が新たに成立することはない。

618　寄進財産の授与権とは法人化した寄進財産（公益財団）により恩恵を被ることになる受益者を決定する権利であり、寄進者が市町村に与えた権利である。

619　本節６　㉒－２参照。

620　一時借入金（Kassenkredit）については第 79 条参照。

621　下オーストリア州市町村法第 36 条第４項

622　下オーストリア州市町村法第 36 条第３項

623　下オーストリア州市町村法第 38 条第１項

① 合議機関[624]の議決の執行

ただしこの市町村長による合議機関の議決の執行権は、市町村参事会参事の所掌事務の執行責任について定めた下オーストリア州市町村法第 37 条第２項の規定と矛盾するものではなく、さらに同法第 35 条１号に基づいて市町村議会が制定した一般規則において市町村長の執行責任が十分に規定されており、市町村長による一義的な執行を保証するものである限りにおける議決の執行をいうものである。

すなわち市町村議会が制定した一般規則において合議機関の当該議決の執行が明らかに市町村長の責務とされている場合に限って市町村長が当該議決の執行責任を有するとされているのである。

② 自治事務の範囲内における官庁としての役務の提供

ただし市町村長の市町村職員に職務の執行を委任する権限を定めた同法第 42 条第３項の規定はこの規定の影響を受けることはないとされている。

③ 市町村の財産に係る主として日常的な管理業務

この日常的な管理業務の中には業務運営を維持するための物資の調達も含まれているが、その際には倹約・経済性・合理性の規範が遵守されなければならないとされている。

④ 法令に基づいて市町村長のみに授権された強制権限の行使

⑤－１ 市町村職員の停職

⑤－２ 雇用期間が６ヶ月以下の非常勤職員の採用及び解雇並びに雇用関係の相互合意に基づく解消

人事に関する議会及び参事会の権限[625]に比較して市町村長の人事に関する権限は上記のとおりきわめて限定されているといえよう。

⑥ その執行が国の特別機関に委任されていない地域警察事務の執行

市町村の自治事務の主要なものは前記のとおり地域行政警察事務であるが[626]、この重要な事務の執行が議会や参事会ではなく市町村長の責任となっていることが注目される。

⑦ 市町村職員に対する３ヶ月分の俸給額を超えない俸給の前払いの承認

前記のとおり３ヶ月分の俸給額を超える俸給の前払いの承認は市町村参事会の権限とされている[627]。

⑧ 破産手続及び補償手続中の財産処分で以下に掲げるもの

⑧－１ 既に支払期限が到来しているが徴収不能である公課債権の抹消（下オーストリア州公課法第 182 条・1977 年）

⑧－２ 既に支払期限が到来している公課債権の不当性を理由とする免除（下オーストリア州公課法第 183 条・1977 年）

⑧－３ そのほかの公法及び私法上の性格を有する不良債権又は取り立て不能な債権の

---

624 ここでいう合議機関（Kollegialorgane）とは市町村議会及び参事会のことである。

625 本節７（１）⑤参照。

626 本節２（２）参照。

627 本節７（１）⑧参照。

全額又は一部の金額の償却

前記のとおり上記⑧－１から⑧－３に掲げた財産処分のうち、破産手続及び補償手続中の財産処分は市町村参事会の権限から除外されているが[628]、これについては上記のとおり市町村長の権限とされている。

（２）市町村長の責任及び役割

市町村長及び事務の執行を委ねられたそのほかの機関並びにその構成員は、市町村の自治事務に属する役務の遂行について市町村議会に対して責任を負うものとされている[629]。

市町村長が主管する市町村役場が下オーストリア市町村法第 18 条第２項に基づき議会により機関として指定されている場合には、市町村役場は自治事務に係るすべての官庁事務について第一審機関として裁定及び処分を行うものとされている[630]。

９　自治事務における不服申し立ての抗告手続の審級

自治事務事項に係る抗告手続の審級については以下のとおりとされている[631]。

① 下オーストリア州市町村法第 42 条に定める第一審の裁定及び処分機関としての市町村役場に相当する市町村長の決定に対する不服申立先は市町村参事会（市にあっては市参事会）である。

② 市町村参事会が第一審として行った裁定に対する不服申立先は市町村議会である。

なお①に基づいて市町村参事会が抗告審として行った裁定に対する再抗告は認められないものとされている。

少し込み入った書き方となっているが、自治事務については二回に限って不服申し立てが認められており、市町村長の行った第一審の裁定及び処分に対しては市町村参事会に対して、市町村参事会の行った第一審の裁定及び処分に対しては市町村議会に対してのみ不服申し立てを行うことができることとされており、前者に係る市町村参事会の裁定を不服として更に市町村議会に対して再抗告を行うことはできないこととされているのである。

10　監督官庁に対する異議申し立て

市町村の自治事務に関する事項における市町村機関の決定により自らの権利を侵害されたと主張する者は、最終審における裁定が下された後にその通知送達の時点から数えて２週間以内に、理由を明記した申立書により監督官庁に異議を申し立てることができることとされている[632]。

628　本節７（１）③参照。

629　下オーストリア州市町村法第 41 条第１項

630　下オーストリア州市町村法第 42 条第３項

631　下オーストリア州市町村法第 60 条第１項

632　下オーストリア州市町村法第 61 条第１項

異議申立手続には以下の事項が適用される[633]。

異議は書面又は電報により決定を下した機関の所属する市町村又は直接監督官庁に提出する。異議申立に関する監督官庁の裁定に対して通常の法律上の手段を用いることは認められない。

市町村の機関の決定により異議を申し立てた者の権利が侵害されていると認められる場合には、監督官庁はその決定を取消し、当該事項を再議のため市町村に差し戻すものとされている[634]。市町村は当該事項の再議に当たり監督官庁の法的見解に従わなければならないものとされている[635]。

監督官庁による監督権の駆使として行われる決定の合法性の審査について定めた下オーストリア市町村法第 93 条の規定は本条の規定により影響を受けないものとされている[636]。

11　自治事務事項に関する住民投票

（1）住民投票の実施命令

市町村議会は自治事務に関する事項について個人を対象とする行政行為及び主として公課に関する法律に関連する事項を除き選挙権を有する市町村構成員による投票（住民投票）の実施を命令することができることとされている[637]。

市町村議会による住民投票実施命令については以下のとおり規定されている[638]。

住民投票により決定すべき事項に関する設問は「はい」又は「いいえ」で答えられるものか、二つ乃至複数の選択肢から選ぶ場合には選んだ選択肢について明確に記入できる設問でなければならない。

市町村議会はこれに加えて、住民投票の実施により発生する経費支出の補填を事前に確保する措置を住民投票実施命令の議決と同時に講じる場合において、住民投票の結果を市町村議会の議決と同等に取り扱うことについて議決することができるものとされている。

上記のとおりこの場合の住民投票の結果は議会の議決に優先するものではなく議会の議決に基づいて議会の議決と同等の効力を有することができるようになるに過ぎない。

（2）住民投票の公示

市町村長は下オーストリア市町村法第 63 条に基づく議会による住民投票実施命令が下されてから 4 週間以内に住民投票の実施について公示しなければならないこととされている[639]。

633　下オーストリア州市町村法第 61 条第 2 項

634　下オーストリア州市町村法第 61 条第 4 項

635　下オーストリア州市町村法第 61 条第 5 項

636　下オーストリア州市町村法第 61 条第 6 項

637　下オーストリア州市町村法第 63 条第 1 項

638　下オーストリア州市町村法第 63 条第 2 項

639　下オーストリア州市町村法第 64 条第 1 項

住民投票は遅くとも公示された日から起算して６回目の日曜日に実施されなければならないこととされている[640]。

住民投票の公示及びその実施期日、並びに設問の文面又は二つ乃至複数の選択肢のうちから住民が選択する方式の設問の場合にはそれぞれの設問の文面を一般に告知するか、又は当該地の慣習に従って告示しなければならないものとされている[641]。

（３）投票実施官庁及び手続

住民投票の実施は前回行われた市町村議会議員選挙の際に組織された市町村選挙管理委員会の責務であり、住民投票実施の際の手続については、下オーストリア州市町村法にそれと異なる規定がない場合には下オーストリア州市町村議会議員選挙法（1994年・州官報 0350）が準用されることとされている[642]。

投票用紙には「はい」又は「いいえ」のみを記入することが許されるが、二つ乃至複数の選択肢のなかから住民が決定する方式の場合には、それぞれの選択肢の表現を有権者の意志が一義的に表明できるようなものとしなければならないものとされている[643]。

（４）投票結果

投票の結果は遅くとも投票日の３日後に公示されなければならず、その内容は法律上の手段の対象とはならないものとされている[644]。

有効投票数の半数以上が「はい」である場合には設問が肯定されたものとみなされ、二つ乃至複数の選択肢のなかから住民が決定する方式のものであった場合には最も投票数の多かった選択肢が選択されたものとみなされることとされている[645]。

12　自治事務の執行に関する州による市町村の監督

（１）監督権の行使

州は、市町村が自治事務の執行の際に法律及び政令に違反しないこと、殊に自治事務の範囲を超えないこと並びに法律により課せられた役務を市町村が果たすことについて市町村に対する監督権を行使するものとされている[646]。

本編（下オーストリア州市町村法第４編）のすべての規定は州の執行領域にある市町村の自治事務に関する事項についてのみ適用されるものとされている[647]。

州の監督権は市町村の自主責任についてできる限り配慮し、第三者が取得した権利を可能な限り擁護したうえで行使されなければならないものとされている[648]。

640　下オーストリア州市町村法第 64 条第２項

641　下オーストリア州市町村法第 64 条第３項

642　下オーストリア州市町村法第 65 条第１項

643　下オーストリア州市町村法第 65 条第３項

644　下オーストリア州市町村法第 66 条第１項

645　下オーストリア州市町村法第 66 条第２項

646　下オーストリア州市町村法第 85 条第１項

647　下オーストリア州市町村法第 85 条第２項

648　下オーストリア州市町村法第 85 条第３項

監督権の行使に対する法的請求権は同法第 61 条に定める監督官庁に対する異議申し立ての事例を除いて何者にも与えられていない[649]。

（2）監督官庁

市町村の自治事務に係る第一審の監督官庁は法律にこれと異なる規定がある場合を除いて行政管区[650]であるが、監督の対象が、市町村の財務について定めた下オーストリア州市町村法第三篇の執行に係る事項、同法第 89 条に定める市町村の財務監査、同法第 88 条に定める市町村の条例の監査、同法第 90 条に定める市町村の許可義務、同法第 61 条に定める異議申し立ての裁定及び同法第 94 条に定める市町村議会の解散である場合には州政府であるとされている[651]。

州政府が第一審の監督官庁となっている事項においては、同法第 61 条、第 88 条、第 90 条及び第 94 条の事例を除いて州政府はその全部又は個々の事例に対する監督権の行使を行政管区に委任することができることとされている[652]。

（3）報告及び届出の義務

監督官庁は市町村のあらゆる事項について報告を受ける権利を有しており、市町村は監督官庁により要求された個々の事項について情報を提供する義務を有している[653]。

以下に掲げる市町村が行った決定は州政府に遅滞なく届け出なければならず、市町村の施策に関する許可義務について定めた下オーストリア州市町村法第 90 条第５条に掲げる要件が充足された場合には、州政府は当該議決の州政府に対する提出後３ヶ月以内にその議決を差し止めなければならないこととされている[654]。

① 抵当権によって担保されている債権の放棄並びに用益権及び物的受益権の放棄
② 有価証券及び債権の売買並びに質権の設定
③ 無条件の相続の承認並びに負担付の遺贈及び贈与の受領
④ 登記簿上の格付けに関する劣等宣言[655]

（4）条例の監査

市町村は制定した条例を州政府に遅滞なく通知しなくてはならないものとされており、州政府は条例が法規に違反している場合には市町村の意見を聞いた上で政令に基づいて当該条例を無効にするとともに、その理由を市町村に通知しなくてはならないものとされている[656]。

州政府は違法な条例を無効にする権限を有するのみであり、当該条例を修正したり、

---

649 下オーストリア州市町村法第 85 条第４項

650 原語は Bezirkshauptmannschaft である。

651 下オーストリア州市町村法第 86 条第１項

652 下オーストリア州市町村法第 86 条第２項

653 下オーストリア州市町村法第 87 条第１項

654 下オーストリア州市町村法第 87 条第２項

655 原語は Nachstehungserklärung である。下オーストリア州でしか使用されていない言葉であるということであり、明白な意味は不明である。

656 下オーストリア州市町村法第 88 条第１項

市町村に代わって当該条例に代わる条例を制定したりすることはできないこととされている[657]。

（５）市町村の財務監査

監督官庁は、経済事業並びに市町村の管理下にある独立した財団及び基金を含む市町村の財務事務の倹約・経済性・合理性について監査する権利を有するとされている[658]。

（６）州政府の許可

以下①から④に掲げる市町村の行為は州政府の許可を受けなければならないこととされている[659]。

① 不動産の売却及び質権などの負担の設定

② 不動産の取得のうち不動産の購入価格の全額若しくはその一部の支払いが猶予されるもの、又は抵当権若しくは質権の設定による保証を必要とされるもの

③ 借入金の借入、保証の引受及びそのほかの賠償責任の引受

この③の下オーストリア州市町村法第 90 条第１項の規定の存在により市町村に対して地方債の許可制度が採用されていることが明白である。なお保証や賠償責任の引き受けという地方債の発行以外の形態による実質上の市町村による債務の引き受けについても許可制度が採用されており、市町村の財政運営に対して州政府の厳しい監督が行なわれていることが伺える。ただし下記のとおり普通会計予算総歳入の２％以下に相当する小額の地方債の発行については許可の対象とはならない制度となっており、市町村の財政運営に与える借入金の実質的な影響の重要性に着目して許可制度を運用している点が制度論として注目される。

④ リース契約等財務上債務と同等とみなされる支払義務の設定

なお下オーストリア州市町村法第 90 条第１項に該当する市町村の行為の価値が当該会計年度における普通会計歳入予算総額の２％を超えない場合には市町村は州政府の許可を得る必要はないこととされていることとされており、同条第１項第４号（リース契約等財務上債務と同等とみなされる支払義務の設定）に準ずる法律行為が州政府の許可を必要とするか否かについては、その支払総額を基準として判断するとされている[660]。

なお以下については州政府の許可は不必要とされている[661]。

① 連邦若しくは州からの借入金、又はその利子に対して連邦若しくは州から助成金が給付される借入金

② 連邦若しくは州が管理する基金を財源とする借入金、又はその利子に対して連邦若しくは州が管理する基金から助成金が給付される借入金

③ 上記①及び②に該当する借入金の保証のために行う不動産に対する質権設定又は賠償責任の引受

---

657 下オーストリア州政府ボルフガング・ネベス総務局次長の説明。

658 下オーストリア州市町村法第 89 条第１項

659 下オーストリア州市町村法第 90 条第１項

660 下オーストリア州市町村法第 90 条第２項

661 下オーストリア州市町村法第 90 条第４項

④　上記①、②及び③に該当する借入金の返済請求権のための賠償責任の引受

地方債の発行に該当する場合であっても、上記①及び②の連邦又は州からの借入金や連邦又は州から利子補給がある借入金などについては州政府の許可が不要とされているが、それは市町村によるそれらの借り入れなどの事実に対して既に州政府の審査が実質的に行なわれていることがその理由であると思われる。ここでも実質的な判断が優先されて州政府による形式的な無用の関与はできるだけ少なくされていると判断することができ、制度論として注目される。

州政府が市町村の行為を許可しない場合の基準として、市町村の行為が市町村財産の持続的な減少若しくは市町村の超過債務を伴うものである場合、又は市町村の行為が法規に違反するものであり監督官庁が設定する期限内にその違法性が解消されない場合には、州政府は許可を与えてはならないこととされている[662]。

上記の市町村の行為に係る市町村からの州政府に対する許可申請に対して、州政府がその提出後３ヶ月以内にそれについて決定を行わない場合には当該行為に対する州政府の許可は与えられたものとみなされる[663]。

（７）市町村の義務不履行の補正

市町村が法律により義務付けられた事務の遂行義務を果たさず、市町村長が自ら補正を行わない場合には、監督官庁は市町村長に対して適正な期限を設定したうえで必要な措置を講じるよう要求することができることとされている[664]。

（８）議決の合法性の裁定

市町村の合議機関による決定及び条例を除く市町村の合議機関による議決の合法性に関する裁定は監督官庁が行うこととされており、法律又は政令に違反する市町村の合議機関による議決は監督官庁が取り消さなければならないものとされている[665]。

この場合において法律又は政令に違反する市町村の合議機関による議決は監督官庁によって取り消されるだけであり、その議決対象について監督官庁が市町村の合議機関に代わって議決することはできないものとされている。

（９）決定の合法性の裁定

法律に違反する法的な効力を有する市町村の決定を監督官庁が監督権の行使により職務上取り消すことができるのは、その決定が下記に該当する場合であるとされている[666]。

①　所管していない機関により決定が行われたか又はその構成が正当でない合議制機関により決定が行われたものである場合

②　刑法に違反する結果をもたらすことになる決定である場合

③　事実上実施不可能である決定である場合

662　下オーストリア州市町村法第 90 条第５項

663　下オーストリア州市町村法第 90 条第６項

664　下オーストリア州市町村法第 91 条

665　下オーストリア州市町村法第 92 条第１項

666　下オーストリア州市町村法第 93 条第１項

④　法規に照らして明白に無効とされる欠陥を有する決定である場合

（10）市町村議会及び市町村参事会の解散

ア　市町村議会の解散

州政府が正当な理由に基づき繰り返し非難したにもかかわらず、市町村議会が明らかに法律に違反した場合、又は州政府が正当な理由に基づいて非難したにもかかわらず市町村議会が委託された役務を６ヶ月以内に果たさない場合には、州政府は州の監督権を行使することにより市町村議会を解散することができることとされている[667]。

市町村議会の在職期間中に在職議員数が市町村議会議員定数の３分の２を下回った場合には州政府は当該市町村議会を解散するものとされているが、この場合における市町村議会の解散は、下オーストリア州市町村法第 98 条以下に基づく市町村長の選挙、市町村参事会（市にあっては参事会）の参事の選挙、市町村の助役及び監査委員会の委員の選挙が行われるまでは認められないこととされている[668]。

市町村議会解散の時点で在職中である市町村長は新たに選出された市町村長の就任宣誓が行われるまでは市町村の延期することのできない事務を執行するために継続してその職に留まるものとされており、市町村議会の解散が市町村参事会（市にあっては参事会）に及ぼす影響については、市町村長が市町村参事会の意見を聞かなければならない事項は市町村議会の解散により市町村議会の議決を必要とする事項についてのみ市町村参事会の意見を聞かなければならなくなるという点でその影響を受ける[669]。

市町村長が辞職若しくは失職した場合又は事情により職務執行不能となった場合には市町村長の代理について定めた下オーストリア州市町村法第 27 条第１項及び第２項が適用される。これらの規定による代理が不可能な場合には州政府が市町村の職員の中から１名の官公吏を政府委託代行委員に任命するものとされている[670]。

市町村議会の解散決定を取り消す憲法裁判所又は行政裁判所の判決が選挙日以前に送達された場合には、州政府はいたずらに猶予することなく当該選挙手続を停止しなければならないこととされており、判決が選挙日以降に送達された場合には送達された日の終了をもって市町村事務の所掌が一旦解散した市町村の機関に再び移行するとともに新たに選挙された市町村の機関の在職期間が終了するものとされている[671]。

イ　市町村参事会の解散

州政府による市町村参事会の解散について以下のとおり規定されている[672]。

市町村参事の定数（市にあっては市参事の定数）のうち欠員となっている数が多すぎて市町村参事会（市にあっては市参事会）の議決が成立しない場合には州政府はこれを解散して評議会を設置しなければならない。評議会は同法同条第３項の市町村参事会の

667　下オーストリア州市町村法第 94 条第１項

668　下オーストリア州市町村法第 94 条第２項

669　下オーストリア州市町村法第 94 条第３項

670　下オーストリア州市町村法第 94 条第４項

671　下オーストリア州市町村法第 94 条第７項

672　下オーストリア州市町村法第 94 条第５項

職務を執行する。市町村参事会に議席を有していた政党は市町村参事会の解散以前に市町村参事会に有していた議席数と同じ数の評議会の委員を指名することができる。評議会の委員の中から１名を市町村長（政府委託代行委員）の代理として定める。

州政府はいつでも政府委託代行委員、その代理及びそれ以外の評議会委員を解任することができることとされており、州政府は市町村の資金により政府委託代行委員又は政府委託代行委員が事情により職務執行不能である場合にはその代理及び評議会委員に対して給付する経費補償額を定めるものとされている[673]。

13　受託事務

（１）市町村長の受託事務の執行責任

市町村長及び事務の執行を委ねられたその外の機関並びにその構成員は、州から委託された受託事務の執行における法律違反及び政令・指示の不履行について故意又は重大な過失の責がある場合には州政府に対して責任を負い、その役職の喪失を宣告されることがあるとされているが、市町村議会の議員職としての身分については当該役職喪失の宣告の影響を受けないものとされている[674]。

（２）受託事務の執行に対する抗告（不服申し立て）

州から委託された受託事務に関する事項については、行政規則に法律上の手段の行使及び審級に関する特別な規定がない限り自治事務に関する事項の場合と異なり当事者は州政府に対して抗告を行う権利を有するとされている[675]。

第８節　自治事務制度及び受託事務制度についての解説

第７節で実定法である下オーストリア州市町村法を逐条的にたどりながら自治事務制度及び受託事務制度について記述してきたが、少し詳細に過ぎて必ずしも理解が容易でない面もあると思われるので、ここで下オーストリア州当局から聴取したこれらに制度についての解説を記載することとする[676]。

１　市町村の行政執行権

（１）連邦憲法の規定

連邦憲法には州と市町村の事務分担に関する規定がない。行政主体の機能には立法と執行がある。ただし連邦憲法には連邦と州の事務分担に関して論理が整合的でないところも少しあり、例えば司法はすべて執行も含めて連邦の事務とされており、州には司法権はまったく与えられていない。

（２）市町村の行政執行権

連邦と州の事務分担については連邦憲法第 10 条から第 15 条までに規定があり、これ

673　下オーストリア州市町村法第 94 条第６項

674　下オーストリア州市町村法第 41 条第２項

675　下オーストリア州市町村法第 60 条第３項

676　下オーストリア州政府ボルフガング・ネベス（Wolfgang Nebes）総務局次長の解説による。

によると市町村には立法権は与えられていない。また市町村には司法権も与えられていないので市町村に存在するのは執行権のみである。

市町村は条例制定権を有するが、条例は行政主体により行政執行のために制定されるものであり、オーストリアでは条例制定権は広義の行政執行と考えられている。また条例を制定するには個別に法律の授権が必要とされている。したがって条例で罰則を定めることはできるが、もちろんその場合にも個別の法律による授権が必要とされている。この市町村の執行権には市町村の事務の執行権だけでなく連邦及び州の事務の執行権も含まれている。

個別の連邦法及び州法に市町村が執行すべき事務が記載されているため、市町村が担任している事務をすべて一覧で掲げるのは困難である。どのように市町村に事務を分担させるかについては法律により自由に決めることができる。逆に行政の効率化を進めるために多くの事務を市町村に分担させようとする近年の動きもあるが、これにより市町村財政について手当していかなければならないという問題も生じてくる。

２　市町村の自治事務

（１）自治事務の定義

連邦憲法第 118 条第 3 項に市町村の自治事務が例示的に規定されている。ただしこれは自治事務の例示であり、すべての自治事務がここに記載されているわけではない。

まず自治事務とは何かという定義が連邦憲法第 118 条第 2 項に規定されている。重要なことは何が自治事務として例示されているかということではなく、ここに書かれている自治事務に関する原則であり、この原則に則って多くの法律が市町村の自治事務について規定を設けている。

なお「örtlich」という用語は直訳すれば「地域的」であるが、この用語は市町村の自治事務について使用される。この「örtlich」という概念が如何に自治事務に適用されているか例を挙げて説明する。

連邦憲法第 118 条第 3 項第 3 号に規定されている地域の保安警察及び地域の催事取締についてみると、安全警察については一般安全警察と地域安全警察に分けられるが、前者は犯罪防止に関するもので地域を限定することはできないが、後者はその地域の騒音防止、地域内の騒動の防止など地域的（örtlich）なものであり、ここでいう地域の保安警察及び地域の催事取締とは後者をさしている。

もうひとつの自治事務の例として土地利用計画があるが、地域的な土地利用計画は市町村が担当するのに対して広域的な土地利用計画は州が担当する。

（２）自治事務に関する州の権限

市町村にどのような事務を担任させるかは州の権限であり、これについて各州が法律を制定している。下オーストリア州では自治事務について州市町村法第 32 条第 1 項で、その事務を市町村が担任することが市町村の利益となり、その区域内の市町村により実施されることに適した事務であるものという原則的な規定が設けられている。下オーストリア州市町村法第 32 条第 3 項では、自治事務は連邦法及び州法に基づき市町村が実施すると規定されている。各州における自治事務に関する規定の違いは、市町村議会、

市町村参事会又は市町村長に自治事務の執行に関する権限をどのように配分するかという点にある。

市町村は自治事務の執行を自己責任で行い、他の機関の指示を受けることもなく他の機関に対する説明責任もない。また自治事務に関して市町村が行った決定に対する不服申し立てについては、市町村以外の機関に対して行うことはできない。市町村長が自治事務に関する決定を関係者に通知した場合に、これに異議がある当事者はまず市町村長に異議申し立てを行い、その決定に不服がある場合には次に市町村参事会に審査請求をすることになる。この場合市町村長が第一審であり市町村参事会が第二審である。自治事務に対する不服申し立てはこの市町村参事会に対する第二審が最終審となり、ここで終結する。

なお市町村の自治事務の執行に関して州及び連邦の監査を受けるが、この監査は自治事務の執行に関する法的手続きの合法性についての監査であって、その決定の内容に関する監査ではない。この監査が行われる主な理由として小規模市町村は必ずしも十分に法律に精通しているわけではないからであるということが挙げられている。この監査を通じて州は市町村の自治事務の執行に関する決定に法律上の問題があると認定した場合には、その決定を無効にすることは可能であるが、州が市町村に代わって新たな決定を行うことはできない。新たな決定については市町村参事会などの機関が改めて決定を行うことになる。

自治事務に関して指示することは、もちろん市町村の内部組織の間では可能であり、市町村議会から市町村参事会へ、更に市町村参事会から市町村長に対して指示を行うことができる。

３市町村の受託事務

受託事務の執行については連邦又は州から市町村長にその執行が委任されており、市町村で受託事務の執行に関与している機関は市町村長のみであって市町村議会及び市町村参事会はこれに一切関与できない。受託事務の市町村長による執行の決定については州政府及び州の行政管区は改めてその内容について決定することができる。また受託事務の市町村長による執行の決定に対して州政府及び州の行政管区は市町村長に指示を与えることができる。

受託事務の市町村長による執行の決定に対する不服申し立ての第一審は市町村長であり、第二審は州の行政管区、第三審の最終審は州政府となっている。

第９節　行政行為及び行政手続

１　条例の公布

市町村の条例の公布手続については以下のとおり規定されている[677]。

市町村の条例が法的効力をもつためには公布を必要とする。条例は市町村のどの機関により公布されたのか明確でなければならない。それが市町村議会の条例である場合に

677　下オーストリア州市町村法第 59 条第１項

は、その公布は市町村長によって当該条例の議決後２週間以内に公示板に掲示することによって実施するものとされている。監督官庁の許可を必要とする条例については許可通知が発行された後に初めて公布することができる。条例は当該条例に異なる規定が設けられている場合を除き公布日終了の翌日から施行される。

２　行政手続法に定められた上級官庁権限

行政手続法の規定に定められた上級官庁権限[678]を行使するのは、市町村長及び機関の立場を有する市町村役場に対しては市町村参事会（市にあっては市参事会）であり、市町村参事会（市にあっては市参事会）に対しては市町村議会であること、また上級官庁権限として行使された市町村参事会（市にあっては市参事会）の裁定に対する再度の抗告は認められないものとされている[679]。

３　公課などの市町村長による執行

市町村の機関による公課納入告知書に基づき既に支払い期限が到来している市町村の公課及びこれと同等に扱うべき現金支払債権については、市町村長が州及び市町村の公課の賦課、徴収及び確保に適用される規則に従って徴収しなければならないものとされている[680]。

第 10 節　財務

１　市町村の所有権

（１）市町村の財産

市町村の財産の定義については、市町村が所有するすべての動産及び不動産並びに権利それ自体又はその収益が市町村のためになるものが市町村の財産であると定義されている[681]。

（２）経済事業

市町村の財産に含まれる市町村の経済事業及びそれに対する出資について以下のとおり規定されている[682]。

市町村の財産には市町村の経済事業も含まれる。市町村が経済事業を開始する場合には、①その事業が住民にとって必要とされているか否か、②事業の目的が他者によって同じような形で充足されていないか否か、③また事業の種類及び規模が当該市町村に長

678　下オーストリア州市町村法の注釈によると、ここでいう行政手続法とは主に一般行政手続法（Allgemeine Verwaltungsverfahrensgesetz）第５条第１項、第 68 条第２項から第４項及び第 73 条第２項、下オーストリア州公課法第 220 条並びに服務法手続法（Dienstrechtsverfahrensgesetz）第 13 条であるとされている。

679　下オーストリア州市町村法第 60 条第２項

680　下オーストリア州市町村法第 62 条第１項

681　下オーストリア州市町村法第 67 条

682　下オーストリア州市町村法第 68 条第１項及び第２項

期的に見込まれる能力及び予測される需要に対して適切なものであるか否かを考慮しなければならないものとされている。経済事業は倹約・経済性・合理性の規範を守り、商業上の基本原則に従って運営されなければならないものとされている。経済事業の開始及びその拡大並びに経済事業に対する市町村の出資については３分の２の多数による市町村議会の議決が必要であるとされている。

オーストリアの市町村においては多くの経済事業が運営されており、経済事業は市町村にとってきわめて重要なものである。したがって経済事業を市町村の財産として位置付け、経済事業を開始する場合の要件及び運営原則を法律で厳しく規定するとともに、あわせて経済事業の開始等に係る市町村議会の議決要件を３分の２に加重している上記の下オーストリア州市町村法の規定は、オーストリアの市町村運営における経済事業の重要性を端的に表しているといえよう。

（３）市町村財産の維持及び管理

市町村の財産はできる限りその実質価値を損ねることなく維持されるべきものであり、慎重かつその目的に応じて経済の基本原則に従って管理されなければならず、収益性を伴う財産については持続的かつ最大の便益を得ることを目的とされなければならないこととされている[683]。

市町村財産は次の通り普通予算の資金により維持しなければならないこととされている[684]。財産のうち消耗或いは減価が生じるもの又はほかの原因により交換する必要のあるもの及び需要増加に応じて拡大する必要のあるものについては、普通予算の資金を交換物資調達及び拡大のための資金として積み立てることとされており、この資金は「更新及び拡大準備金」[685]と呼ばれている。

市町村の事業財産と市町村が管理する基金及び財団の財産は分離して管理されなければならないものとされている[686]。

（４）財産一覧[687]

市町村の動産及び不動産を含むすべての財産、権利及び義務並びに出資は財産一覧により経常的に掌握されていなければならないものとされている。市町村の事業、財団及び基金の財産一覧はそれぞれ別個に作成するものとされている。

（５）公共財[688]

市町村財産のうち一般の利用に提供される部分が市町村の公共財であり、その利用は万人に平等に許容される。市町村は公共財の所有者としての立場から公共財について一

683　下オーストリア州市町村法第 69 条第１項

684　下オーストリア州市町村法第 69 条第２項

685　原語は Erneuerungs- und Erweiterungsrücklagen である。

686　下オーストリア州市町村法第 69 条第３項

687　下オーストリア州市町村法第 70 条。財産一覧には市町村財産の借方及び貸方の一切を掲載するものとされている。財産一覧の原語は Vermögensnachweis であり、直訳すれば「財産証明書」である。

688　下オーストリア州市町村法第 71 条第１項及び第２項

般の利用の範囲を超えるいかなる使用も禁止することができる。また料金の納入をその利用の条件とすることができる。市町村の公共財の維持について市町村財産の維持及び管理について定めた下オーストリア州市町村法第 69 条が適用される。

２　市町村財政

（１）中期財政計画及び予算

市町村の中期財政計画及び予算について以下のとおり規定されている[689]。

市町村議会は４年間の会計年度にわたる中期財政計画を策定しなければならない。市町村議会は予算を議決する際には中期財政計画の内容をその基礎としなければならない。中期財政計画の会計年度の初年度はそれぞれ予算が作成される会計年度の初年度と重なるものとする。すなわち市町村は予算を策定する会計年度に加えてさらにその後３年間の中期財政計画を作成することが義務付けられていることになる。

中期財政計画に盛り込まれなければならない財政目標の内容は、連邦、州及び市町村の財政調整に関する連邦、州及び市町村間の取り決め（オーストリア安定協定[690]）に基づいて州政府により政令で規定されることとされている[691]。中期財政計画は少なくとも年に一度状況の変化に合わせて改訂するとともに、更にもう１会計年度延長するものとされている[692]。

市町村の財政運営は予算に従って行わなければならないこと、予算は会計年度の始まる時点で効力を生じるよう各会計年度について十分な時間の余裕をもって策定し議決されなければならないものとされている[693]。市町村の会計年度は暦年と同じとする[694]。予算には会計年度中に発生すると見込まれるすべての収入及び支出をその全額について盛り込まなければならないものとされている[695]。

普通予算及び特別予算について以下のとおり規定されている[696]。

予算は普通会計予算及び特別会計予算に区分される。普通会計予算には経常歳入及び経常歳出を計上しなければならない。特別会計予算には特別歳出が含まれることとされているが、特別歳出とはその額が市町村の通常の経済規模を大きく上回るものであって、その全部又は一部の額が特別歳入によって支弁されるものをいうとされており、特別歳出はその性質から稀にしか発生しないものである。

予算編成に当たっては市町村の法律上及び契約上の義務を果たすことができるとともに、歳出及び歳入が均衡するように予算を調製しなければならない。これを予算の均

689　下オーストリア州市町村法第 72 条第１項

690　原語は Österreichischer Stabilitätspakt である。

691　下オーストリア州市町村法第 72 条第２項

692　下オーストリア州市町村法第 72 条第３項

693　下オーストリア州市町村法第 72 条第４項

694　下オーストリア州市町村法第 72 条第５項

695　下オーストリア州市町村法第 72 条第６項

696　下オーストリア州市町村法第 72 条第７項

衡の確保という。

市町村議会は予算の内容上及び行政上関連がある支出項目について資金をより経済的に活用するために予算に備考を付することにより、その支出節減分を特に議決を必要とすることなく増額が必要となった関連するそれ以外の支出項目の填補にあてることを許容する規定を設けることができることとされている[697]。これは一方的填補能力又は相互填補能力といわれている[698]。

（２）予算の議決

ア　予算案の供覧[699]

市町村長は毎年遅くとも会計年度の始まる６週間前に予算案を調製し、２週間にわたって一般の閲覧に供さなければならないこととされている。供覧に当たっては市町村長は当該地の慣習に従って告示しなければならない。供覧期間中は市町村のいかなる構成員も書面を市町村役場に提出することによってその見解を表明することができることとされている。また遅くても一般の供覧期間が開始する時点までに市町村長は市町村議会に議席を有するすべての選挙政党に対して予算案を一部交付しなければならないこととされている。

イ　予算案の提出と議決

予算案の供覧の後に予算案は会計年度が開始する少なくとも２週間前に市町村長によって市町村議会に提出されなければならず、市町村議会は予算案に対する異議の検討を行ったうえで予算を議決することとされている[700]。

中期財務計画は予算とともに市町村議会に提出され、その議決を得るものとされており、また予算と同時に市町村議会は以下の事項を議決するものとされている[701]。

①　－１　公課。殊に毎年決定する公課賦課率[702]

①　－２　市町村の施設及び設備の使用料金額

②　下オーストリア州市町村法第 79 条で定める必要な一時借入金の額

③　特別会計予算で必要となる資金の調達のために借り入れをする必要がある場合における借入金の総額

④　職員定数計画

市町村議会が議決した予算は遅滞なく監督官庁に報告されなければならないこととされている[703]。

697　下オーストリア州市町村法第 72 条第８項

698　原語は einseitige oder gegenseitige Deckungsfähigkeit である。一方的填補能力とは節減が可能となった支出項目から増額が必要となった支出項目に対する填補のみが許容されることを指す用語であり、相互填補能力とはその逆も許容されることを指す用語である。

699　下オーストリア州市町村法第 73 条第１項

700　下オーストリア州市町村法第 73 条第２項

701　下オーストリア州市町村法第 73 条第３項

702　下オーストリア州市町村法の注釈によれば、これに該当するのは現在では不動産税の課税率のみである。

703　下オーストリア州市町村法第 73 条第４項

（3）市町村長の予算に関する権限

市町村議会が新たな年度が開始されても未だ予算の議決を行っていない場合には、当該会計年度の第一四半期については市町村長に以下の権限が与えられている[704]。

① 法律上及び契約上の義務を果たし、極力倹約に努めて行政を運営しても避けることのできない経常支出の支払いを行うこと。

② 法律にこれと異なる定めがある場合を除いて前年度の賦課率に基づく公課及び市町村のその他の収入を徴収すること。

③ ①に該当する支出の支払いのために下オーストリア州市町村法第 79 条で定める一時借入金を利用すること。

（4）追加予算

①予算に予定されていなかった支出（予算外支出）、②予算計上額を超過した支出（予算超過支出）、③及び予算に計上された歳出項目の使途の変更が認められるのは、それが避けられないものであるとして市町村議会により容認された場合のみであるとされている[705]。当該議案の可決が予算外支出又は予算超過支出につながることとなる議案を提出することが許容されるのは、これに該当する支出の補填方法を同時に提案した場合のみであり、このような議決を行うことが許容されるのは同時にその補填を確保する措置を講じた場合のみであるとされている[706]。

予定された歳出と歳入を均衡させるため、あらゆる倹約手段をもってしても予算を変更、殊に公課賦課率を変更しなければならないことが会計年度中に明らかになった場合には、市町村長は市町村議会に追加予算を提出する義務を負っている[707]。追加予算については予算の議決について定めた下オーストリア州市町村法第 73 条の規定が準用される[708]。

（5）予算の執行

ア　予算執行の原則[709]

予算（追加予算）が市町村のすべての歳入及び歳出を管理する上での基礎となる。命令権限を有する市町村の機関は予算（追加予算）に従わなければならない。予算で支出を認められた資金は経済的かつ倹約した行政において必要とされる範囲内のみにおいて、またその必要とする時点が到来した時に初めて使用することができる。

イ　支出可能月日[710]

支出予算額（貸方）を支出することが許容されるのは会計年度終了時点（12 月 31 日）までが限度である。その結果として会計年度終了時点でまだ使用されていない予算額は

704　下オーストリア州市町村法第 74 条

705　下オーストリア州市町村法第 75 条第１項

706　下オーストリア州市町村法第 75 条第２項

707　下オーストリア州市町村法第 75 条第３項

708　下オーストリア州市町村法第 75 条第４項

709　下オーストリア州市町村法第 76 条第１項

710　下オーストリア州市町村法第 76 条第２項

節約されたものとみなされる。しかしながら終了した会計年度に関連する予算は翌年の１月 31 日までは終了した会計年度の勘定として繰り越して支出することができる。

ウ　支出命令[711]

予算の支出は市町村長が書面により命令しなければならない。ただし市町村長は自らの責任の下で該当する事例を明確に規定したうえで市町村参事会参事又は市町村の職員に対して書面により支出命令権を委任することができることとされている。ただし市町村長に対する支払については下オーストリア州市町村法第 27 条第２項に定める市町村長の代理人のみが支出を命令することが許される。

また収入は市町村長に報告されなければならないこととされている。

エ　金銭出納に係る署名[712]

金融機関に対する振込み、定期預金の引き出し及び小切手による支払いについては二名の署名が必要とされている。署名権を有する者は市町村長、市町村の助役、収入役及び必要があれば任命されるその代理、更にそれ以外の市町村長が指名した者である。

オ　予算外支出又は予算超過支出の支払い[713]

予期しない必要な支出で予算に計上されていないもの（予算外支出）又は予算を超える支出（予算超過支出）については、市町村長はその支払いを行う前に市町村議会の議決を求めなければならない。ただし遅滞があれば危険とみなされる緊急の支出で時間内に市町村議会の議決を取り付けることができない場合には市町村長は当該緊急に必要な支出を命令することができる。ただしこの場合には市町村長は次回の市町村議会の審議において当該支出について市町村議会の許可を取り付けるか、追加予算を提出しなければならないこととされている。

（６）借入金

借入金については、借入金以外に歳入の補填方法に適当なものがなく借り入れた借入金の利子支払及び元本返済により市町村が法律上及び契約上負担している義務を果たすことが危うくなることがない場合に限り、特別予算の枠内で特別に必要とされる資金を支弁するためのみ借入をすることが許容されており、転換借入[714]についても一般の借入と同様であるとされている[715]。その全額を一度に返済しなければならない借入金を借り入れる場合には市町村議会は同時にどのような方法で返済資金を積み立てるか決定しなければならないこととされている[716]。経済事業の開始若しくは拡大又は経済事業に対する出資の目的で借入金を借り入れる場合には市町村議会の３分の２の多数による議決を

711　下オーストリア州市町村法第 76 条第３項

712　下オーストリア州市町村法第 76 条第４項

713　下オーストリア州市町村法第 76 条第５項

714　下オーストリア州市町村法注釈によれば、転換借入（Konvertierungsdarlehen）とは既に借り入れている借入金を転換する借入のことであり、短期・高利の借入を長期・低利などの有利な借入に転換することを目的として行われる。いわゆる借り換えのことである。

715　下オーストリア州市町村法第 77 条第１項

716　下オーストリア州市町村法第 77 条第２項

必要とされている[717]。

（7）貸付金の貸付及び賠償責任の引受

市町村に利益をもたらすような特別な理由があり適正な利子支払及び返済が保証されていることを債務者が証明した場合にのみ市町村は貸付金を貸し付け又は保証及びそのほかの賠償責任を引き受けることが許容されるとされている[718]。

（8）一時借入金

支出をその期限内に行うために市町村は一時借入金を借り入れることができることとされており、一時借入金は普通会計の歳入から返済すること、一時借入金は普通会計予算の歳入額の 10 分の 1 を超えてはならないものとされている[719]。

3　会計及び監査

（1）出納[720]

市町村の出納事務及び会計は、商業会計となる市町村経済事業の特別出納を除き市町村議会が任命する収入役及び必要があれば任命される収入役代理の義務とされている。出納事務を担任させることが許容されるのは専門的な適性のある職員のみである。収入役及び必要があれば任命される収入役代理は市町村議会に対して直接の責任を負うものとされている。市町村の出納及び会計に関するより詳細な規定は州政府の政令により定めるものとされている。下オーストリア州市町村法第 76 条第 3 項に基づく支出命令権限を有する者が市町村の出納を行うこと、並びに市町村の名において支払を行うこと及び市町村の名において収入を受け取ることは一切許されないものとされている。また支出命令権限を有する者が収入役又は会計役を務めることは許されない。

このように当然のことではあるが、支出命令権限を有する者と実際に金銭などの出納を行なう者は権限上完全に分離されており、支出命令権限を有する者が実際に金銭などの出納を行うことはまったく許容されていない。

（2）会計

会計は予算（追加予算）の遵守、現金現在高の検査及び決算の作成の基礎となるように構成されなければならないこととされている[721]。

（3）監査委員会[722]

下オーストリア州市町村法第 30 条に定める市町村議会の委員会である監査委員会は、出納が会計上正しいものであるかどうか並びに公共施設及び経済事業を含む市町村の経常的な財務事務運営の合理性・倹約・経済性・合法性について監査する義務を負っている。財務事務には市町村のすべての歳出及び歳入、負債並びに動産及び不動産を含む市

717　下オーストリア州市町村法第 77 条第 3 項

718　下オーストリア州市町村法第 78 条

719　下オーストリア州市町村法第 79 条

720　下オーストリア州市町村法第 80 条第 1 項及び第 2 項

721　下オーストリア州市町村法第 81 条

722　下オーストリア州市町村法第 82 条第 1 項及び第 2 項

町村財産に関する事務が含まれている。監査は少なくとも四半期に一度、そのうち一年に一度は抜き打ちで行うこととされており、市町村長又は収入役が交代した場合にも必ず実施されなければならないこととされている。さらに監査委員会は同法第 83 条第 2 項に定める決算の供覧期間内にその会計上の正当性及び予算との一致について決算を監査しなくてはならないこととされている。

４　決算

（１）決算の調製[723]

決算案は市町村長が調製して署名し収入役が連署しなければならない。決算には出納決算、財政会計決算[724]及び財産会計決算[725]が含まれる。出納決算にはすべての出納業務が記載されていなければならない。財政会計決算には財政歳入及び財政歳出のすべてを予算と同じ区分で記載されなければならない。財政会計決算は殊に予算がどこまで遵守して執行されたか、またどれだけの予算の余剰額又は不足額が会計年度終了時に存在したかを示すものでなくてはならない。また会計年度の期首及び期末の財産及び負債の現在高並びに当該会計年度中に生じた変化を確認するものでなければならない。市町村の経済事業についても同様に貸借対照表及び損益計算書からなる決算を調製しなければならず、これは市町村決算の一部分を構成する。

決算案は会計年度終了後遅くとも３ヶ月後に開催されなければならない市町村議会への提出に先立って２週間にわたり市町村役場で一般の閲覧に供されなければならないものとされている。一般への供覧に際しては、市町村のいかなる構成員も決算案に対して書面による見解を供覧期間中に市町村役場に提出することにより表明することができる旨の記述を添えて告示されなければならないこととされている。また遅くとも供覧期間の開始時点までに市町村長は市町村議会に議席を持つすべての選挙政党に決算案を一部交付しなければならないものとされている。市町村長は決算案に付属書類、監査委員会の報告書及び表明された見解を添えて遅滞なく市町村議会に引き渡さなければならないものとされている。市町村議会は決算案の審議に当たり監査委員会の表明された見解を考慮しなければならないものとされている。

（２）決算の議決

市町村議会は遅くとも会計年度終了の４ヵ月後までに決算を監督官庁に報告できるような時間の余裕をもって決算の議決を行わなければならないものとされている[726]。

第 11 節　市町村事務の共同執行のための連合[727]

723　下オーストリア州市町村法第 83 条第 1 項及び第 2 項

724　財政会計決算とは普通会計決算と特別会計決算を合算した決算であると推測される。

725　財産会計決算とは資産に対する決算で企業会計の貸借対照表に相当するものであると推測される。

726　下オーストリア州市町村法第 84 条

727　原語は Vereinigung である。この言葉の意味は結合、統合であるので上記のように訳した。実質

1　行政共同体[728]

同一の州行政管区に属する市町村は、それぞれの市町村議会の賛成議決に基づき、その自治事務及び州からの受託事務について当該事務を共同で執行するために協力することができることとされており、この市町村事務の共同執行のための結合（連合）を行政共同体という[729]。

共同執行の対象が州からの受託事務に関する事項に係るものである場合には州政府の許可を得ることが必要とされている[730]。行政共同体の規約が下オーストリア州市町村法第 15 条の規定に適合しない場合、行政共同体の設置が市町村の事務遂行の簡易化及び費用節減につながるものでない場合、並びに共同で執行すべき事務の確実な執行が保証されていない場合には州政府はその許可を与えてはならないものとされている[731]。

行政共同体の設置に関係する市町村のひとつでもその設置に反対している場合で、それが同法第 14 条第 1 項に規定された特定の事務の執行であるか又は市町村の事務執行の簡易化及び費用節減に必要なものである場合には、州政府の政令により当該行政共同体を設置することができることとされている[732]。

行政共同体の法的性格については以下のとおり規定されている[733]。

各市町村の独立性は行政共同体の結成により影響を受けない。行政共同体は必要な人員と物資を用意しなければならず、その限りにおいて行政共同体は法人格を有する。この法人格は極めて限定されたものであり、下オーストリア州市町村法第 15 条第 3 号に基づいて規約に記載されなければならない共同で執行する事務は、それぞれ当該事務を所掌する市町村の名において当該市町村長の指揮監督のもとに行うものとされている。

人件費及び物件費に係る事務の共同執行の費用は行政共同体の規約に規定された負担割合に従って行政共同体構成市町村が負担するものとされており、構成市町村が負担すべき費用を支払わない場合には行政共同体の申請に基づき徴収可能な費用については州行政管区が行政手段により徴収するものとされている[734]。

行政共同体の結成及び解散はできる限り同法第 72 条に定める会計年度の当初に行うものとされており、行政共同体の結成及び解散は州官報に告示されなければならないこととされている[735]。

的には組合を意味する。

728　原語は Verwaltungsgemeinschaft であり、字義通り訳せば上記のような表現となる。

729　下オーストリア州市町村法第 14 条第 1 項

730　下オーストリア州市町村法第 14 条第 1 項

731　下オーストリア州市町村法第 14 条第 2 項

732　下オーストリア州市町村法第 14 条第 3 項

733　下オーストリア州市町村法第 14 条第 4 項

734　下オーストリア州市町村法第 14 条第 5 項

735　下オーストリア州市町村法第 14 条第 6 項

市町村の監督に関する同法の規定は行政共同体にも準用されることとされている[736]。

２　行政共同体の規約

下オーストリア州市町村法第 14 条に基づいて行政共同体を設置する場合には、参加する市町村の議会により当該行政共同体の規約が議決されなくてはならないこと、また規約には以下の事項が記載されなければならないこととされている[737]。

①　参加する市町村の名称
②　行政共同体の名称、所在地、執行責任者及び代表者
③　共同で執行する事務の名称
④　行政共同体の職員の任命
⑤　市町村の加入及び脱退の手続
⑥　人件費及び物件費に係る事務の共同執行の費用に関する構成市町村の負担割合
⑦　行政共同体が解散する際の資産分割及び個々の市町村が脱退する場合の諸条件

３　オーストリア都市連盟による市町村連合制度に関する説明

オーストリア都市連盟を訪問して、オーストリアの市町村の一部事務組合制度について以下のとおり説明を受けた[738]ので、その内容を紹介する。オーストリア都市連盟はオーストリア市町村連盟と同様に連邦憲法第 115 条第 3 項に根拠を有する市町村の利益を代表する団体であり、オーストリアの都市はオーストリア都市連盟とオーストリア市町村連盟の両方に加盟しているのが一般的であるとのことであった。

ウィーンを除くオーストリア各州の都市の連合組織は次のような構成となっているということであった。

①　ひとつの団体の中に二つの党派が存在する州　　②を除く 6 州
②　政党別の二つの連合組織が存在する州　下オーストリア州及びブルゲンラント州

（1）市町村連合の法律上の根拠

市町村の連合制度については連邦憲法第 116a 条に根拠規定があり、連邦憲法以外の法律上の根拠は各州の市町村連合に関する法律である。また水道法など個別の法律に基づいて設立される組合もあり、市町村連合に関する法律上の根拠は複雑である。

（2）連合の分類

市町村連合の分類について二つの類型がある。

ア　自発的連合と強制的連合

そのひとつが連合の結成が自発的であるか否かという観点に基づく分類の類型であり、自発的連合と強制的連合である。

（ア）自発的連合

736　下オーストリア州市町村法第 14 条第 7 項

737　下オーストリア州市町村法第 15 条

738　オーストリア市町村連盟副会長兼下オーストリア州社会民主党系都市連盟会長のフーガレ（Bernd Vögerle）氏の説明による。

オーストリアには小規模の市町村が多いので（例えば最小人口規模の下オーストリア州市町村の人口はたった 78 人である)、小規模市町村が自治事務を共同して処理するために、この自発的連合が活用されている。例えば下オーストリア州の 95%の市町村は下水処理とごみ処理の目的組合に加入している。

自発的連合は事務を特定して事務ごとに結成されるが、その結果として数多くの自発的連合が結成されることになって効率が悪いため、オーストリア都市連盟は憲法改正会議に対して以下の要望を提出している。

① ひとつの連合が複数の事務を処理できるようにすること

② 州境を越えた連合の結成を可能にすること

その理由として、例えば現在は別々の組合で実施されている上水道事業と下水道事業をひとつの組合で実施することができるようにすれば両事業の経営効率が高まるという理由が挙げられている。

自発的連合は主として目的組合という形式をとる。各州の市町村連合に関する法律は市町村の自発的連合への加入及び脱退手続きを定めている。自発的連合へ市町村が加入する場合には構成市町村の同意が必要とされている。

（イ）強制的連合

結婚登録や帰化などの受託事務を処理することなどを目的として強制的に設立される連合である。

イ　目的組合と行政共同体

もうひとつの市町村連合の分類の類型が目的組合と行政共同体である。

（ア）目的組合（Zweckverband ）

目的組合は組合が担任するひとつの事務ごとに設立され、その事務は主に住民に対する上水道、下水道、ごみ処理などの行政サービスの提供である。

（イ）行政共同体（Verwaltungsgemeinschaft)

行政共同体も組合が担任するひとつの事務ごとに設立されるが、主として徴税、建築許可などの行政事務を処理することを目的として設立される。行政共同体は州によってその制度が異なる。歴史的には 1960 年代に市町村合併が強力に推進されたにもかかわらず結果的にそれほど市町村の規模拡大が実現しなかったため、この行政共同体制度が市町村により積極的に利用されるようになった。

（３）市町村連合の組織

市町村連合には市町村と同様に三つの機関が設けられる。

ア　連合議会

連合議会は市町村議会に相当し、連合議会の議員は構成市町村が選出するが、通常構成市町村の市町村長が就任することが多い。連合議会の議員は各構成市町村から 1 名選出され、1 名につき 1 票の議決権が与えられて多数決により議決が行われるのが通例である。ただし特別議決制度があり予算、決算などの重要案件については構成市町村人口合計の 4 分の 3 の賛成による多数議決が必要とされている。

イ　連合長

連合長は市町村長に相当し、連合を代表する者であり連合所在地の市町村長が就任するのが通例である。

ウ　理事会

理事会は市町村の参事会に相当し、理事会の理事には連合議会の議員の一部が就任する。理事会の議決は多数決によって決定されるのが通例であるが、例外的に全会一致の議決が必要とされる場合もある。

４　下オーストリア州の一部事務組合制度

下オーストリア州市町村法の一部事務組合制度に関する法律の規定は本節１及び２のとおりであるが、具体的な制度の実態について州当局から説明を受けた[739]ので、それに基づいてもう少し詳しく説明することとする。

（１）制度の概要

下オーストリア州はオーストリアの 9 州のうち、最大の面積（1 万 9,178 平方 km）とウィーンを除いて最大の人口（152.7 万人）を有する州である。市町村数も 573 市町村に達しており、同州には人口 2,500 人以下の市町村など人口規模の小さな市町村が多く、人口 100 人以下の市町村も存在するので一部事務組合制度が広く活用されている。

一部事務組合の名称は Gemeindeverband（目的組合）が一般的であるが、Verwaltungsgemeinschaft（行政共同体）と呼ぶこともある。ただし前記のとおり法律上の名称は Verwaltungsgemeinschaft となっている。連邦憲法第 116a 条を根拠として、市町村はその自治事務を処理するために自発的に組合を設立できることとされている。組合はひとつの行政目的ごとに設立される必要があるが、これは市町村の自治権を擁護するためにこのように定められているのである。もしそうでなければ実態的にひとつの組合が数多くの行政事務を処理することとなり、その結果その組合の実態が市町村に近いものとなって各市町村における行政の実質が形骸化することになるからである。

（２）第一の分類

①　市町村がその自治事務を処理するために自発的に設立するもの

代表的なものとしては上水道、下水道、ごみ処理組合などであり、下オーストリア州にはこの方式の組合が 160 存在する。一般的でないものの例としては音楽学校組合があり、その経費について州、組合、父兄がおのおの 3 分の 1 ずつ負担している。

②　立法権を有する連邦又は州が法律により直接組合の設立を義務付けるもの

具体例としては州法に基づいて設立された病院組合があり、下オーストリア州の病院を設置していないすべての市町村が加入している。下オーストリア州の市町村のうち単独で病院を設置している市町村が 20 以上あるが、市町村単独で病院を設置していないすべての市町村はこれらの病院を組合病院として位置付け、これらの病院の経営に対して負担金を支払っている。なお、これらの病院組合以外にも同州内には州立病院が 5 つ存在する。市町村の病院の財源としては連邦と州からの補助金、健康保険などがあり非

739　下オーストリア州政府ボルフガング・ネベス（Wolfgang Nebes）総務局次長の口頭の説明による。

常に複雑である。

これらの病院組合以外に、それ以外の法律に基づいて設立された組合としては上水道組合があり、州の南部に多い。

③　立法権を有する連邦又は州の法律に基づいて市町村の条例により組合の設立を義務付けるもの

具体例としては義務教育諸学校組合があり、義務教育を行う小学校、中等学校及び特別学校について市町村の条例により学校区を設置し組合により義務教育サービスを提供することとしている。

これ以外の具体例として住民の出生、死亡、婚姻などの登録を行う行政事務組合がある。

（3）第二の分類

これは組合設置の目的に着目した分類であり、組合が実施している事務が行政事務であるか、民間でも提供することのできる行政サービスであるかを基準とするものである。

（4）組合の組織

下オーストリア州には市町村組合法があり、これが組合の組織についても定めている。

組合の組織は以下の 3 機関で構成されている。

①　組合議会　　市町村議会に相当

②　組合長　　市町村長に相当

③　理事会　　市町村の参事会に相当

自発的に結成された組合は法人格を有するが、Verwaltungsgemeinschaft（行政共同体）には法人格が与えられていない[740]。その理由としては①この方式の組合はあまり利用されていないことと②Verwaltungsgemeinschaft が行った行政事務の遂行の効果は法人格がないため構成市町村に帰属するが、法人格のある目的組合の場合にはこれと異なり、一旦組合の事務とされたものについてはあくまでその組合の事務であり、組合構成市町村はその事務について直接的に権限を及ぼすことはできない。そのため Verwaltungsgemeinschaft の役割は構成市町村の行政運営を支援することであると位置付けられているからである。

5　一部事務組合の財政制度

740　下オーストリア州市町村法第 14 条第 4 項では、「行政共同体は必要な人員と物資を用意しなければならず、その限りにおいて行政共同体は法人格を有する。」と規定されている。本節 1 参照。

一部事務組合の財政制度について KDZ[741] (自治体調査センター)から説明を受けた[742]ので、以下にその内容を記載する。

ほとんどの組合には組合の条例があり、それにより組合構成市町村の義務や負担金などについて定められている。

（1）組合の手数料

上下水道、ごみ処理などを行っている組合の手数料の徴収方法には 2 つの類型があり、組合が直接徴収する方式と市町村が徴収して組合に負担金として支払う方式がある。

例えば下水道事業を実施している組合に対して構成市町村は負担金を支払う義務があるが、その算定は市町村内の下水道の加入件数、大量の下水を放出する企業の特別負担金などが基準となっている。また例えば結婚登録などの行政事務を行っている組合に対して構成市町村はその人口数などを基準として負担金を支払っている。オーストリア西部には建設業の許可などの行政事務を実施している行政事務組合が多い。

（2）組合の投資的経費の財源調達方法

組合構成市町村は組合に対して組合がその投資的経費を確保するための負担金を支払っているが、構成市町村はそれを地方債、利用者の投資的経費に係る負担金、施設利用料金などさまざまな方法により調達している。

下水道事業に係る地方債については条件の良い地方債が利用されており、20 年から 25 年に及ぶ長期の返済期間で、最初の 10 年は利子補給が行われている。その借入先として連邦の下水道経営基金があり、市町村は下水道事業に係る地方債についてはここから借り入れるのが通例であり、利子補給もここが実施している。これはいくつかの銀行が共同して設立した金融機関である「地方自治体銀行（Kommunal Kredit）」である。この銀行は上水道事業、下水道事業及びごみ処理事業に対して融資を行っている。なお上下水道事業に対する貸付にはフランスの銀行も関与している。

（3）組合事業の赤字補填

組合事業の赤字補填は市町村によって行なわれる。

上水道事業にかかる経費の額はその土地の地形条件に大きく左右され、オーストリアの山岳地帯では比較的安価に経営することが可能である。したがって黒字の事業も存在する。これに比べて下水道事業はどのような地域でも多くの経費がかかるためその経営は大変である。しかしながら市町村の行う事業については必要となった経費の 2 倍まで

---

741 Kommunalwissenschaftliches Dokumentationszentrum の略称。今回の調査で KDZ のペーター・ビヴァルド（Peter Biwald）副所長さんには大変お世話になった。KDZ は市町村行政を援助するために 30 年程前にウィーン市と同市の Sparkasse（市町村立の貯蓄銀行）が共同で設立した団体である。現在の会員は 130 団体で下オーストリア州など 2 つの州も加入しており、職員数は 18 人である。主な業務は以下の 3 つである。

① 財政調整など市町村行政の基本的なテーマ関する調査

② 市町村の財政改革などのコンサルティング

③ 地方政治家や職員の研修

742 KDZ アレクサンダー・マイマー（Alexander Maimer）氏の口頭の説明による。

法律上使用料が徴収できることとされている。

６　オーストリアの目的組合の概況

（１）分野別の目的組合の数

2002 年度におけるオーストリアにおける州別及び分野別の目的組合数は図表5－11－1のとおりである。

図表5－11－1　2002 年度の州別及び分野別の目的組合数

	学校	社会福祉	上水道	環境	保健	その他	合　計
ブルゲンラント	－	－	8	23	43	9	83
ケルンテン	8	8	7	17	－	1	41
下オーストリア	387	－	16	96	3	234	736
上オーストリア	－	15	15	79	－	6	115
ザルツブルク	－	－	6	23	－	20	49
シュタイアーマルク	－	16	21	82	－	7	126
チロル	27	－	5	54	8	31	125
フォアアールベルク	14	－	5	12	3	47	81
合　計	436	39	83	386	57	355	1,356

（出典）Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2002, p.111

（２）目的組合数の推移

オーストリアにおける 1997 年度から 2002 年度にかけての州別及び分野別の目的組合数の増減は図表5－11－2のとおりである。

図表5－11－2 州別の目的組合数の推移（1997 年度から 2002 年度にかけての増減）

	ブルゲンラント			ケルンテン			下オーストリア			上オーストリア		
	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減
学校	0	0	0	8	8	0	366	397	31	0	0	0
社会福祉	0	0	0	8	8	0	0	0	0	15	15	0
上水道	7	8	1	6	7	1	14	16	2	13	16	3
環境	16	22	6	11	17	6	74	96	22	53	77	24
保健	45	43	△2	0	0	0	3	3	0	0	0	0
その他	6	10	4	0	1	1	25	234	209	0	6	6
合　計	74	83	9	33	41	8	482	746	264	81	114	33

	ザルツブルク			シュタイアーマルク			チロル			フォアアールベルク		
	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減	1997年	2002年	増減
学校	0	0	0	0	0	0	26	27	1	10	14	4
社会福祉	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0
上水道	5	6	1	16	22	6	3	5	2	2	5	3
環境	23	23	0	55	82	27	53	56	3	3	12	9
保健	12	0	△12	0	0	0	9	8	△1	2	3	1
その他	22	21	△1	3	9	6	32	30	△2	45	47	2
合　計	62	50	△12	90	129	39	123	126	3	62	81	19

	州 合 計		
	1997年	2002年	増減
学校	410	446	36
社会福祉	39	39	0
上水道	66	85	19
環境	288	385	97
保健	71	57	△14
その他	133	358	225
合　計	1,007	1,370	363

（出典）Statistik Austria のデータを基にウィーンが作成した未公開内部資料

（3）州別の目的組合の分野別歳出決算額

2001 年度におけるオーストリアの目的組合の州別及び分野別歳出決算額は図表5－11－3のとおりである。

図表5－11－3　2001 年度の目的組合の州別及び分野別歳出決算額

（単位:1,000 ユーロ）

	学校	社会福祉	上水道	環境	保健	その他	合　計
ブルゲンラント	－	－	45,236	99,046	224	1,025	145,531
ケルンテン	22,882	26,595	22,033	73,703	－	370	145,583
下オーストリア	114,122	－	20,301	170,214	228,959	10,403	543,999
上オーストリア	－	369,961	10,054	122,682	－	19,899	522,596
ザルツブルク	－	－	3,677	140,874	－	19,467	164,018
シュタイヤーマルク	－	332,983	27,547	125,676	－	1,176	487,382
チロル	14,141	－	616	79,298	199,349	38,070	331,474
フォアアールベルク	4,612	－	3,020	23,679	1,408	21,119	53,838
合　計	155,757	729,539	132,484	835,172	429,940	111,529	2,394,421

（出典） Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p.111

（４）州別の目的組合の分野別歳入決算額

2001 年度におけるオーストリアの目的組合の州別及び分野別歳入決算額は図表5－11－4のとおりである。

図表5－11－4　2001 年度の目的組合の州別及び分野別歳入決算額

（単位:1,000 ユーロ）

	学校	社会福祉	上水道	環境	保健	その他	合　計
ブルゲンラント	－	－	38,622	92,975	247	1,044	132,888
ケルンテン	25,289	26,158	16,537	61,733	－	362	130,079
下オーストリア	117,872	－	17,527	173,728	228,475	10,966	548,568
上オーストリア	－	368,872	11,036	119,942	－	21,345	521,195
ザルツブルク	－	－	3,483	66,168	－	19,380	89,031
シュタイヤーマルク	－	333,571	25,816	136,845	－	1,235	497,467
チロル	13,265	－	609	72,829	204,056	37,333	328,092
フォアアールベルク	4,554	－	3,020	24,524	1,393	21,227	54,718
合　計	160,980	728,601	116,650	748,744	434,171	112,892	2,302,038

（出典） Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p.111

7　オーストリアの目的組合の職員数の推移

オーストリアの目的組合に勤務する職員数の推移は図表５－11－５のとおりである。

図表5－11－5　州別の目的組合の職員数の推移

（単位;人）

	1997	1998	1999	2000	2001	2002
ブルゲンラント	268	286	308	309	331	336
ケルンテン	651	655	722	777	779	831
下オーストリア	2,723	2,707	2,833	2,837	3,007	3,425
上オーストリア	2,723	2,524	2,841	2,969	3,095	3,156
ザルツブルク	282	238	287	308	387	397
シュタイヤーマルク	323	413	729	746	690	930
チロル	3,714	3,472	3,608	3,820	3,829	3,896
フォアアールベルク	74	78	125	143	141	153
合　計	**10,757**	**10,375**	**11,451**	**11,910**	**12,259**	**13,123**
うち学校	1,352	1,287	1,356	1,335	1,389	1,663
	前年との比較					
ブルゲンラント	―	18	21	2	22	5
ケルンテン	―	5	66	55	2	52
下オーストリア	―	△16	126	4	170	418
上オーストリア	―	△199	317	128	126	60
ザルツブルク	―	△44	49	22	78	10
シュタイヤーマルク	―	90	315	17	△56	240
チロル	―	△242	135	213	8	67
フォアアールベルク	―	4	47	19	△3	13
合　計	**―**	**△382**	**1,077**	**459**	**348**	**865**
うち学校	―	△65	69	△20	54	274

（出典）Statistik Austria のデータを基にウィーンが作成した未公開内部資料

8　オーストリアの目的組合の財政規模

（1）分野別の歳出決算額の推移

1998 年度から 2001 年度にかけてのオーストリアにおける目的組合の分野別歳出決算額の推移は図表5－11－6のとおりである。

図表5－11－6　目的組合の分野別歳出決算額の推移

（単位:1,000 ユーロ）

項　目	1998年	1999年	2000年	2001年
学校	133,686	139,975	152,927	156,756
社会福祉	590,659	650,056	706,351	729,539
上水道	94,330	123,043	109,782	132,485
環境	742,803	798,362	786,875	835,171
保健	422,593	472,319	471,612	429,938
その他	62,351	57,510	74,189	111,528
合　計	2,046,422	2,421,265	2,301,736	2,394,417

（出典）　Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p.110

（２）分野別の歳入決算額の推移

1998年度から2001年度にかけてのオーストリアにおける目的組合の分野別歳出決算額の推移は図表5－11－7のとおりである。

図表 5－11－7　目的組合の分野別歳入決算額の推移

（単位:1,000 ユーロ）

項　目	1998年	1999年	2000年	2001年
学校	139,789	143,404	159,126	160,980
社会福祉	609,195	656,588	712,139	728,601
上水道	86,975	111,945	105,376	116,651
環境	669,403	703,724	699,705	748,744
保健	420,482	466,032	460,920	434,171
その他	66,119	57,072	73,448	112,891
合　計	1,989,963	2,138,765	2,210,714	2,302,038

（出典） Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p.110

（３）分野別の債務残高の推移

オーストリアの目的組合の分野別債務残高の推移は図表5－11－8のとおりである。

図表 5－11－8　目的組合の分野別債務残高の推移

（単位:1,000 ユーロ）

項　目	1998年	1999年	2000年	2001年
学校	131,962	132,810	171,734	139,102
社会福祉	131,824	143,364	247,826	170,467
上水道	165,899	195,995	210,196	227,020
環境	2,042,479	2,029,815	2,324,618	2,435,350
保健	45,945	72,802	70,480	73,689
その他	34,840	36,695	43,116	45,632
合　計	2,553,949	2,791,481	3,067,970	3,091,260

（出典） Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p.110

９　一部事務組合の事例

一部事務組合の具体的事例としてゲンザードルフごみ処理組合のヨハン・マイアー組合長にお会いして話を聞く機会を得たので、以下にその内容について紹介する。

ゲンザードルフごみ処理組合は下オーストリア州内のウィーンの東北方に位置し、ごみ処理や大気汚染対策などの環境対策を実施している。ヨハン・マイアーゲンザードルフごみ処理組合組合長は、オーストリア全体のごみ処理組合連盟代表でもある。また各州には州ごとにごみ処理組合の連合組織があり、マイアー氏はこれらの各州の連合組織の調整の仕事もしているということであった。

（１）ゲンザードルフごみ処理組合の概要

この組合には行政管区内の 44 市町村のうち 41 市町村が加入している。自発的に結成されたな組合なので、すべての管区内の市町村が加入しているわけではない。組合はごみの分別収集、手数料の徴収などごみ処理に関するすべてのことを実施している。組合は 1992 年に設立された。当時はごみの埋め立て場所の確保が困難になってきたため、組合方式により共同してごみの分別収集及びリサイクルを実施するとともにごみの最終処分を行うこととした。

この行政管区は人口が多く 3 つの中心地域がある。管区内 44 市町村のうち最大市町村の人口は 8,000 人、最小市町村の人口は 76 人であり、これはこの州における最小人口規模の市町村でもある。管区内の市町村の平均人口は約 2,000 人である。組合の職員数は 9 名であり、そのうち 5 名はパートタイマーなので、これをフルタイムの職員に換算すると全体では 5 名となる。組合の予算は年間 1,000 万ユーロであり、そのうち、40%がごみ処理とリサイクルにかかる費用、38%がごみの収集運搬費用、22%が人件費、容器購入費、広報費などのその他の経費である。住民に対するごみ処理組合に対するアンケート調査結果によると、広報活動の成果もあって組合の事業に対する住民の満足度は高く、住民の 85%が組合の事業運営に対して「非常によい」又は「よい」と答えている。後述する新鋭ごみ焼却場の整備に伴って料金改定を実施したが、これに対する住民の苦情は 20 件ほどしかなかった。なお下オーストリア州では大量のごみの運搬手段を車両から列車に転換を進めており、これに関連して車両から列車にごみを積み替える施設をこの組合では PFI 方式で整備した。

（2）新鋭ごみ処理施設

最近 19 の組合の共同事業で大規模なごみ焼却場を EU の入札にかけて建設し、昨年から操業を開始した。この焼却場のごみ処理能力は年間 30 万トンでそのうち 19 万トンがゲンザードルフごみ処理組合のごみである。

下オーストリア州の 25 のごみ処理組合のうち当初 18（現在は 19）の組合が 1995 年にごみ処理も行う有限会社 NÖ BaWU GmbH（NÖ Beteiligungsgesellschaft für Abfallwirtschaft und Umweltschutz GmbH, 下オーストリア州ごみ処理環境保全有限会社）を設立した。この会社には下オーストリア州もかなりの資本を出資している。この会社設立の過程で EU の競争委員会に異議申し立てを行った会社があり、結局ごみ処理だけでなくごみの運搬についても入札にかけることを義務付けられた。第一の入札手続はうまくいかなかったが、第二の入札は成功し 2000 年に PFI 方式で契約した。その内容は 2000 年度から 2015 年度にかけて、ごみの処理費用は 1 トンにつき 117 ユーロ、ごみの運搬費用は 1 トンにつき 10 ユーロとなった。この企業が所有するごみ処理施設は大きな処理能力があり、この共同事業以外のごみ処理にも活用されている。

（3）組合の組織

ゲンザードルフごみ処理組合の規約は下オーストリア州目的組合法に基づいており、1992 年に制定されたが、その後何度も改正されている。組合の役割は各市町村の格差の是正と政治的な調和を確保することにある。ここでいう政治的調和とは、この管区内には 3 つの地域があり、各地域で主要政党である国民党と社会民主党の勢力が異なるので、

これらの政治的バランスを組合の人事に反映する必要があるということであった。

組合議会には構成市町村から議員が各 1 名派遣されており、組合議会は理事会のメンバーと組合長及び副組合長を選出し、市町村の加入及び脱退を議決する。理事会の理事の定数は 10 名で、理事会は合議でしか決定できず、個々の事務処理権限を委任された理事は存在しない。理事会は手数料の決定を行う権限があり、過去 10 年ほどの間に 3、4 回手数料を改正しているが、毎年手数料を改正するわけではない。

（4）ごみ処理場の建設資金の調達

下オーストリア州のどこの市町村でもごみ処理の費用が高騰してきたので、市町村が住民に費用を負担してもらうのが困難になったため、ここでは 1992 年に組合を作り、組合に多くの経費がかかるという説明を住民に対して行った。ごみ処理場の建設資金は市町村が負担するが、ここでは当初からあまり地方債には頼らず、利用者から徴収する手数料などで極力まかなうようにしている。また前述した新鋭のごみ焼却場は PFI 方式で建設されたため、ごみ焼却場の建設資金の調達は必要ではなかった。

（5）ごみの分別収集方式

ごみの種類及びその量並びにリサイクルの可能性に着目して以下のとおりの分別収集制度を確立した。

ア　古紙

各家庭に 240 リットル入りの古紙収集容器を配布し、1 年に 6 回、すなわち 2 月に 1 回収集する。各家庭は希望すれば容器はいくつでも支給される。

イ　ガラス

250 世帯が共同で使用する色別のガラス収集容器を配置している。

ウ　粗大ゴミ用のリサイクルセンター

木材ごみ、金属ごみなどの粗大ごみを収集するリサイクルセンターを各市町村に 1 箇所設置し、小規模市町村は 1 月に 2 回、大規模市町村は 1 週間に 2 回それぞれ収集する。

エ　生ごみ

各家庭から冬季は 2 週間に 1 回、夏季は 1 週間に 1 回収集する。

オ　プラスティックごみ

プラスティックごみについては EU 規制があり、プラスティックごみや PET ボトルなどを収集するため各家庭に 110 リットル入りの黄色い容器を配布し、1 年に 9 回収集する。これについてはオーストリア全体でひとつの企業が行っており、アーラ制度(ARA System, Altstoff Recycling Austria AG)と呼ばれている。

これらのごみの分別収集はうまくいっている。住民の 85%から 90%がきちんとごみの分別を行えば、この分別収集システムはうまく機能する。もちろん組合の重要な仕事に広報があり、予算の 1%を支出して広報誌を発行し積極的な広報を実施している。残砕（残りのごみ）の住民 1 人あたりの発生量は年間 450kg であり、その 62%がリサイクルされている。各家庭には前述のとおり古紙、生ごみ、プラスティックごみ及び残砕（残りのごみ）用の 4 種類のごみ収集容器が配布される。

（6）手数料

各家庭に配置された古紙、生ごみ、プラスティックごみ及び残砕（残りのごみ）用の4 種類のごみ収集容器を使用したこれらのごみ収集に係る手数料は、古紙及びプラスティックごみについてはリサイクルされるので無料であり、結局、生ごみ及び残砕（残りのごみ）の収集についてのみ手数料が徴収される。生ごみの収集手数料は年間 75 ユーロである。もちろん生ごみを各家庭が堆肥化などバイオ処理をして生ごみとして出さなければ手数料は徴収されない。残砕（残りのごみ）の収集手数料は、年間 120 リットル入りの容器については 150 ユーロ、240 リットル入りの容器については 160 ユーロである。容器の容量が 2 倍なのに手数料がほとんど同じなのは前記のアーラ制度から収益が還元されるためである。この組合の手数料の水準は下オーストリア州全体の上から 3 分の 1 程度であり、下オーストリア州における残砕（残りのごみ）の 120 リットル入りの容器の収集手数料は年間 90 から 160 ユーロとなっている。

第６章　公務員制度

第１節　概説

１　公務員の類型

オーストリアの公務員には主として二種類の職種がある。ひとつが官吏（Beamte）であり、もうひとつが契約公務員（Vertragsbedienstete）である。官吏は公務関係法に基づいた職種であり、契約公務員は民間企業に従事している職員と同様の一般的な雇用関係法に基づく職種である。

契約公務員には二つの類型があり、契約職員（Angestellte）と労働者（Arbeiter）である。契約職員は一般労働法に基づき雇用主と個人として労働契約を結ぶのが通例であり、労働者は雇用主と団体契約（Kollektivvertrag）として労働契約を結ぶことがある。また契約職員はホワイトカラー、労働者はブルーカラーといったイメージが一般的である。

図表６－１－１に連邦の公務員の類型別の数を、図表６－１－２に州及び市町村の公務員の類型別の数を示す。

図表６－１－１　連邦の類型別の公務員数

	フルタイム		パートタイム		合計	
	2001	2002	2001	2002	2001	2002
官吏	144, 129	132, 641	5, 146	5, 623	149, 275	138, 264
契約公務員	38, 948	37, 763	17, 321	17, 636	56, 269	55, 399
その他	787	616	883	647	1, 670	1, 263
合　　計	183, 864	171, 020	23, 350	23, 906	207, 214	194, 927

（出典）Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch 200, p.176

図表６－１－２　州及び市町村の類型別の公務員数

	ブルゲンラント		ケルンテン		下オーストリア		上オーストリア		ザルツブルク	
	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002
州										
官吏	623	605	1,683	1,644	6,822	6,752	2,836	2,790	1,373	1,366
契約公務員	3,428	3,497	1,591	1,617	12,477	12,587	6,834	6,805	6,401	6,472
教員	2,505	2,446	5,994	5,912	14,434	14,353	13,839	13,792	5,398	5,336
州　合　計	**6,556**	**6,548**	**9,268**	**9,173**	**33,733**	**33,692**	**23,509**	**23,387**	**13,172**	**13,174**
そのうち　州病院	1,873	1,913	—	—	3,007	2,436	—	—	4,666	4,785
市町村（ウィーン市を除く）										
官吏	187	192	1,028	1,025	768	767	2,755	2,725	953	972
契約公務員	1,898	1,952	4,451	4,459	19,546	18,427	11,688	11,709	7,443	8,234
教員[3]	600	510	273	298	1,599	1,346	929	910	182	218
市町村合計	**2,685**	**2,654**	**5,752**	**5,782**	**21,913**	**20,540**	**15,372**	**15,344**	**8,578**	**9,424**
市町村連合	**331**	**336**	**779**	**831**	**3,007**	**3,425**	**3,095**	**3,156**	**387**	**397**

	シュタイヤーマルク		チロル		フォアアールベルク		ウィーン[1]		合　計	
	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002
州										
官吏	3,746	3,715	1,138	1,161	495	477	28,495	27,619	47,211	46,129
契約公務員	18,936	18,995	9,089[2]	9,498[4]	3,819	3,864	30,097	30,536	92,672	93,871
教員	10,656	10,781	6,794	6,893	4,243	4,275	11,552	10,970	75,415	74,758
州　合　計	**33,338**	**33,491**	**17,021**	**17,552**	**8,557**	**8,616**	**70,144**	**69,125**	**215,298**	**214,758**
そのうち　州病院	14,403	14,479	5,640	6,069	2,619	2,648	—	28,946	31,697	61,276
市町村（ウィーン市を除く）										
官吏	3,661	3,546	789	757	227	222	—	—	10,382	10,206
契約公務員	9,043	9,222	5,399	5,752	4,272	3,782	—	—	63,740	63,537
教員[3]	829	1,080	1,220	876	1,121	1,387	—	—	6,753	6,625
市町村合計	**13,533**	**13,848**	**7,408**	**7,385**	**5,620**	**5,391**	—	—	**80,875**	**80,368**
市町村連合	**690**	**930**	**3,829**	**3,896**	**141**	**153**	—	—	**12,259**	**13,124**

1) ウィーンの交通エネルギー公社の職員を除く。2) 825人のその他の見習い及び生徒を含む。3) この教員は、短期及び期間採用教員並びに複数市町村で勤務する教員である。4) 352人のその他の見習い及び生徒を含む。

（出典）Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch 2004, p.177

連邦の公務員の類型別の数を見ると、2002 年では総数 19 万 4,927 人のうち官吏が 13 万 8,264 人（70.9%）、契約公務員が 5 万 5,399 人（28.4%）、その他が 1,263 人（0.6%）で官吏が大きな割合を占めている。これに対して州では、これ以外に教員という区分があって単純には比較できないが、2002 年では総数 21 万 4,758 人のうち官吏が 4 万 6,129 人（21.5%）、契約公務員が 9 万 3,871 人（43.7%）、教員が 7 万 4,758 人（34.8%）となっており、連邦に比べて官吏の割合が低く、契約公務員の割合が高くなっている。その職務の性格から教員を官吏に含めてもやはり同様の傾向にあることがわかる。また市町村について同様に 2002 年の数字を見ると、総数 8 万 368 人のうち官吏が 1 万 206 人（12.7%）、契約公務員が 6 万 3,537 人（79.1%）、教員が 6,625 人（8.2%）となっており、契約公務員が著しく高い割合となっており、州と同様に教員を官吏に含めてもこの傾向は変わらない。

しかし個々の州や市町村の公務員の類型別の数を見るとこの割合が大きく異なっている。例えばグラーツ市の官吏の割合は職員全体の 60%と非常に高くなっているが、この官吏の割合はザルツブルク市では 30%、インスブルック市では 24%、リンツ市では 15.7%と州都である主要都市であっても大きなバラツキが見られる。

２　オーストリアにおける公務員制度の歴史

オーストリアにおいて公務員制度が形成されたのは 18 世紀になって国家が初めて国家のために働く人に給料を支払うようになったことを嚆矢とする。それまでは公職にある人はその公職にある間に職権を行使してさまざまな方法で国民から金を収奪して収入としていたので国民に不当な負担がかかったことから、マリア・テレジアがこのような改革を実施したのである。この時代から法令に基づく行政、文書による行政が次第に実現されていった。19 世紀後半になると所謂公的勤務形態（öffentlicher Dienst）が次第に確立され、二種類の雇用形態が生まれてくる。ひとつは国家と特別な関係を持つ指名された官吏であり、もうひとつは公的勤務ではあるが鉄道や郵便などの企業的な分野に勤務する契約公務員である。

20 世紀の初めになると官吏の棒級に関する法律や年金に関する法律がほぼ制度化され、1914 年にそれらを一本化する官吏服務法（Dienstpragmatik）が制定された。一方契約公務員については第二次世界大戦後の 1948 年に連邦法である契約公務員法により初めて契約公務員に対する勤務及び給与に関する法律が制定された。

官吏に対しては 1956 年に官吏給与法（Gehaltsgesetz）及び 1965 年に官吏年金法が制定されたが、勤務に関する法的根拠は依然として 1914 年の官吏服務法であった。この法律が 1970 年代に初めて全面的に改正されて 1979 年に官吏勤務法が制定された。1990 年代には官吏の給与体系や年金制度に対する改革も実施された。そして 1999 年における契約公務員法の大改革によって現在では州と市町村では契約公務員が公務員の主な雇用形式になりつつある。

３　官吏と契約公務員の制度上の相違

（１）法律上の根拠

官吏制度に関する法律上の根拠は上記の連邦法である 1979 年の官吏勤務法（Beamten-Dienstrechtsgesetz）である。また各州の官吏制度については各州ごとに法律が制定されている。ただしオーストリアには従来は各州を通じた統一性の原則があったので各州の官吏制度にはほとんど大きな違いがなかった。しかし最近は後述するように給与制度を中心に官吏制度について大きな改革を進めている州とそうでない州とがある。

契約公務員に関する基本的な法律は連邦法である 1948 年の契約公務員法（Vertragsbedienstetengesetz）であり、そのほかに州法である州契約公務員法（Landes-Vertragsbedienstetengesetz ）と州法である市町村契約公務員法（Gemeinde-Vertragsbedienstetengesetz）、更に連邦法である契約職員法（Angestelltengesetz）がある。

（２）採用

州はもちろん市町村にも誰を公務員として採用するか自主的に決定する権限がある。これは官吏についても契約職員についても同様である。官吏を採用する場合には基本的に一定の教育水準、資格又は能力の実証が必要とされており、一般的には官吏となるに

は採用試験を受験して合格することが必要とされている。一方契約公務員の採用については官吏の採用の場合のような確立された制度は存在しない。

（3）昇進

官吏の昇進は年功序列又は毎年の成績評価により行われているが、契約職員の昇進は官吏のような確立された制度は存在しない。

（4）身分保障

官吏は原則として定年までその身分が保障され、就職した職場に生涯雇用されることが原則とされており、官吏を解雇することは極めて困難である。一方契約公務員については官吏のような身分保障はない。

（5）社会保険制度

官吏については官吏のための特別の年金制度と社会保険制度が定められているが、契約公務員については民間企業職員と同様に総合社会保険法 General Social Insurance Act (Allgemeines Sozialversicherungsgesetz, ASVG)といった一般社会保険制度が適用されている。

（6）労働基本権

官吏はストライキが禁止されているが、契約公務員にはストライキ権が与えられている。

市町村の公務員制度については、公務員制度の異なる下オーストリア州と上オーストリア州において現地調査を実施してある程度具体的な情報を入手できたので、オーストリアにおける市町村の公務員制度を代表するものとして両州の制度について概説する。

なお上オーストリア州においては近年官吏と契約公務員を統合した新しい公務員制度が発足しているが、下オーストリア州の制度は従来からの伝統的な制度となっている。

第2節　下オーストリア州市町村の公務員制度

1　概要

下オーストリア州市町村の公務員制度については州の法律により定められている。これは一般的に「勤務法（Dienstrecht）」と呼ばれ、市町村の公務員の雇用、解雇、公務員の権利と義務などについて定めている。州と市町村の公務員法の内容はほぼ同じである。市町村の公務員を大別すると官吏と契約公務員に分けられる。官吏は解雇[743]されることはないが、契約公務員については解雇[744]することができるとともに自ら辞職することもできる。

2　任用

743　官吏の解雇には「austreten」（脱会する、引退する）という用語が使われている。

744　契約公務員の解雇には「kündigen」（解雇通告をする、辞職を願いでる）という用語が使われている。

市町村は誰を任用するか自由に決定することができる。特定の職務に就任するには試験に合格することが必要であるが、それは統一した試験として実施されているわけではない。なお一定の教育水準を有する人については無試験で任用することもできる。

３　給与

（１）給与体系

給与体系はある程度法律によって決まっている。例えば市町村の官吏の給料表はⅠ級からⅦ級に分かれており、各級とも１号から 21 号に区分されている。これはいずれも数字が大きくなると給料が高くなる構造となっている。各号棒はほぼ同じ昇給間差であり、級による昇給間差の差はほとんどない。

官吏一人一人のⅠ級からⅦ級への格付けはその受けた教育水準により決定される。なお上級官吏については別のⅧ級からⅩⅢ級までの給料表があり、上級官吏のこの給料表への格付けはその職務内容により決定される。高等学校卒業資格の職員が職務経験を積むと試験を受けなくても次の級に昇格できる。

昇給については、すべての職員が２年ごとに１号自動的に昇給する。

下オーストリア州の市町村職員の 68%が契約公務員であるが、官吏との給料の差はあまりない。しかし州の職員は官吏と契約公務員との間に給料の格差がある。これに関連して上オーストリア州で実施されたような給与制度の改革を実施すべきか否かについて現在下オーストリア州でも議論が行われている。

官吏と契約公務員については年金制度に違いがあり、官吏は州や市町村から年金が支給されるのに対して、契約公務員については民間企業職員と同じ年金制度が適用されている。したがって官吏の多い州は市町村に比較して年金負担が重くなっている。

官吏の年金制度はかつての恩給制度と異なり、官吏も年金の負担金を負担しているが、官吏と契約公務員の年金負担金の負担水準についてはどちらが高いのか議論がある。というのは契約公務員には退職する時に退職金が支払われるが、官吏には退職金が支給されないため、この退職金と年金の水準を総合的に判断する必要があるからである。

（２）給与水準の決定

その年度の市町村職員の給与を決定する方式は、オーストリア都市連盟及びオーストリア市町村連盟などの雇用者の代表と組合が交渉してその水準を決定する。しかし市町村議会はこの交渉結果を尊重する必要はなく、交渉結果をにらみながら当該市町村職員の給与水準を自由に決定することができる。

その年度の連邦職員と州職員の給与を決定する方式は、市町村職員の場合とほぼ同様であり、連邦及び州レベルでは連邦及び州の当局と公共サービス組合が交渉してその水準を決定するが、この場合は市町村の場合と異なりこの組合との交渉結果はほぼ尊重されている。

公務員の組合への加入はその職員の自由意志に委ねられている。

かつて連邦憲法第 21 条に統一性の原則が定められており、連邦、州及び市町村の間で職員の人事交流を容易にするため、それぞれの該当する職務の給与水準にあまり大き

な較差を設けてはならないとされていたが、1990 年 12 月の連邦憲法の改正でこの統一性の原則が廃止されたため、この影響を受けて上オーストリア州の制度改革に見られるように将来は州により給与制度が異なってくる可能性があり、また給与格差も生じてくる可能性がある。

４　職務計画

（1）概要

市町村議会は予算の議決と同時に、その年度にどのような職員が何人必要であるかに関する職務計画を決定することとされており、これに基づいて職員が採用され配置される。現在の職務計画の傾向を見ると、住民に直接行政サービスを提供している部門の職員は増員されているが、行政事務に従事している部門の職員は削減される傾向にある。

（2）下オーストリア州職員の職務計画

参考として下オーストリア州職員の職務計画を紹介する。

下オーストリア州職員の 2004 年度における職務計画上の職員数は 1 万 8,625.5 人であるが、これはあくまでも職務計画上の職員数で実人員数ではない。このうち州政府の官庁や行政管区の職員数が 1 万 1,777 人（63.2%）、病院や社会福祉施設などの職員数が 6,848.5 人（36.8%）となっている。前者のうち官庁や行政管区で公権力の行使に従事している職員数が 4,532 人（全体の 24.3%）、民間企業も参入できるサービス行政分野の職員数が 7,245 人（同 38.9%）となっている。

この分野では道路の維持に従事している職員数が 3,088.5 人（この分野の 42.6%）、道路の管理に従事している職員数が 585.5 人（同 8.1%）、幼稚園に勤務している職員数が 2,406 人（同 33.2%）となっており、道路の維持管理に従事している職員数が 3,674 人（同 50.7%）と過半数を占めている。

このように道路関係の職員数が非常に多い人数となっているが、これについては特殊事情があり、2003 年度に州が要望して高速道路を除く連邦道路が州に移管されたことが大きな要因となっている。また道路の新設及び改築などの土木工事は当然民間企業に請け負わせるが、道路の除雪と維持管理は州の公務員が実際に行っているためである。下オーストリア州は平野が広く人口も多いため管理する道路の延長はオーストリアの州の中でもっとも長く、約 1 万 km に達している。なお 3、4 年前に道路の除雪と維持管理についても民間企業に請け負わせることが検討されたが、気象条件は年によって異なるので除雪については事前に費用の額を予測することが困難であり、結局双方の方式の利害得失を比較検討した結果、公務員が直営で道路の除雪と維持管理を行うほうが安上がりであるという結論に達したという経緯がある。もちろん道路の維持管理についても民間企業に請け負わせることもある。

また病院や社会福祉施設などの職員数 6,848.5 人のうち、病院に勤務する職員数が 2,849.5 人（この分野の 41.6%）、社会福祉施設に勤務する職員数が 3,382 人（同 49.4%）となっている。

５　公務員の男女別の構成

下オーストリア州市町村の公務員の 42%が男性、58%が女性であり、下オーストリア州政府の公務員についてもその 41%が男性、59%が女性で、市町村と州の間に男女別の構成比の差はほとんどない。ただし管理職の女性の比率はどちらも低い水準にある。

第 3 節　上オーストリア州市町村の公務員制度

1　上オーストリア州市町村の公務員制度の法的基礎

上オーストリア州市町村の公務員制度に関して定めた州の法律は以下のとおりである。

①　2001 年上オーストリア州市町村公務員法
②　上オーストリア州契約公務員法
③　2002 年上オーストリア州憲章都市官吏法
④　2002 年上オーストリア州市町村公務法及び給与法

なお 2 で述べるとおり上オーストリア州では公務員制度を改革したため、新給与制度導入に伴う経過措置を定めた条例として以下のふたつがある。

①　上オーストリア州市町村職員の格付けに関する条例
②　上オーストリア州市町村職員の職務及び定数計画に関する条例

2　2002 年上オーストリア州市町村公務法及び給与法の内容

（1）新法の内容

これは同州における市町村及び一部事務組合の公務員に適用される新しい職務制度及び給与制度を定めた法律であり、この法律は官吏と契約公務員に適用される公務員職務法と給与法をひとつの法律に編成したものである。なお市町村及び一部事務組合の公務員職務法において新給与の適用の経過規定が定められており、この法律が制定される以前の被雇用者に対しては新法は任意適用とされている。

（2）新法が適用される領域

2002 年 7 月 1 日現在で憲章都市を除く市町村と一部事務組合に勤務するすべての官吏及び契約公務員に新法が適用される。また 2002 年 7 月 1 日以前に採用された職員については、既に書面により旧法あるいは新法のいずれを適用するか選択肢について説明を受けた市町村及び一部事務組合に勤務している官吏及び契約職員のうち新法を選択した職員にも新法が適用される。

３　上オーストリア州市町村公務員の給与等級

上オーストリア州市町村公務員の給与等級及びその給与等級が適用される職種については図表６－２－１のとおり定められている。これらの等級のうち 1 等級から 5 等級の最高級管理職については従来どおりその職に就任するためには一定の学歴が前提とされているが、それ以外の等級についてはこのような前提条件は存在しておらず、この点が今回の改正の眼目となっている。

図表６－２－１　上オーストリア州市町村公務員の給与等級の区分

等級	職種
１－５	最高級管理職
６－10	上級管理職･専門職
11－15	中間管理職･専門事務職
16－20	一般事務職
21－25	補助職

４　上オーストリア州市町村の人口規模別公務員最高等級

上オーストリア州市町村においては市町村の人口規模別にその市町村に勤務する公務員の最高等級が図表６－２－２のとおり定められている。このうち 5－7 等級までの等級については法律に基づく資格を有することが義務付けられている。

図表６－２－２　上オーストリア州市町村の人口規模別公務員最高等級

市町村の人口規模	最高等級	同州における該当市町村数
2 万 2,001 人以上	5	2
1 万 5,001 人以上 2 万 2,000 人以下	6	5
1 万 1,001 人以上 1 万 5,000 人以下	7	4
7,001 人以上 1 万人以下	8	10
4,501 人以上 7,000 人以下	9	57
2,501 人以上 4,500 人以下	10	98
1,001 人以上 2,500 人以下	11	203
1,000 人以下	12	86

５　上オーストリア州市町村人口規模別職員数及び職員種別割合

上オーストリア州の市町村においては市町村の人口規模別にその市町村の職員務と職員種別割合が図表６－２－３のとおり定められている[745]。

745　資料に時点の記載はないが、2002 年度か或いはそれより少し以前だと思われる。

図表６－２－３　上オーストリア州市町村人口規模別職員数及び職員種別割合

市町村の人口規模	職員数	官吏と契約公務員の数
500 人以下	2	官吏 1、契約公務員 1
501 人以上 1,000 人以下	3	官吏 2、契約公務員 1
1,001 人以上 1,500 人以下	4	官吏 2、契約公務員 2
1,501 人以上 2,000 人以下	5	官吏 3、契約公務員 2
2,001 人以上 2,500 人以下	7	官吏 5、契約公務員 2
2,501 人以上 3,500 人以下	9	官吏 6、契約公務員 3
3,501 人以上 4,500 人以下	15	官吏 9、契約公務員 6
4,501 人以上	上記職員数に準じた割合の職員数並びに事務職の長及び最高管理職	

これらを見てもわかるように小規模市町村の公務員数は極めて少ない。人口 1,000 人以下の市町村は 86 存在しており、これらの市町村の職員数はわずか 3 人であり、人口 500 人以下の市町村に至っては僅か 2 人しか職員が配置されていない。また、203 と最大の市町村数となっている人口 1,001 人以上 2,500 人以下の市町村でもその職員数は 7 人に過ぎない。

６　上オーストリア州市町村の官吏及び契約職員数

上オーストリア州の市町村の官吏及び契約公務員数は図表６－２－４のとおりである[746]。なおこの契約職員の中には肉体労働に従事する労働者も含まれている。

[746]　資料に時点の記載はないが、2002 年度か或いはそれより少し以前だと思われる。

図表６－２－４　上オーストリア州市町村の官吏及び契約職員数

	官吏	契約公務員
（1）一般市町村及び一部事務組合		
一般市町村	1,670	10,336
一部事務組合	10	3,907
計	1,680	14,243
（2）憲章都市		
Linz	826	3,614
Steyr	124	899
Wels	105	1,174
計	1,054	5,687
合計	2,734	19,930

7　2002 年上オーストリア州市町村職員の職務等級別給与表

2002 年上オーストリア州市町村職員給与法第 190 条に基づく職務等級別給与表の内容は次のとおりである。この給与表は改正後の新しい給与制度に基づくものであり、2003 年 1 月 1 日から適用されている。

給与表における等級数は 25 であり、各等級はいずれも 15 号棒に区分されている。この給与表における最低給料月額は 25 等級 1 号棒の 1,225.1 ユーロであり、最高給料月額は 1 等級 15 号棒の 9,646.1 ユーロである。

第７章　選挙制度

第１節　国民議会の選挙制度

１　国民議会の選挙制度の歴史

（１）第一共和国までの国民議会の選挙制度[747]

ア　オーストリア帝国時代

1866 年にプロイセンとの戦争に敗北したオーストリアは、ドイツ民族の大統一から排除されたこともあり 1867 年にハンガリーとの間でオーストリア・ハンガリー二重帝国を形成してオーストリア帝国側及びハンガリー王国側にそれぞれ Reichstag、Reichsrat とよばれる国会が設置された。また両国共通の問題を審議するため双方の議会から選出された議員による共通の議会も設けられた。

オーストリア帝国側の帝国議会（Reichstag）は 1867 年の法律に基づき各州の議会から選出された間接選挙の議員により構成された。議員定数は 353 名であり 1896 年以降は 425 名であった。1873 年には直接選挙制が導入されたが、以前からある 4 つのクリア(Kurie)と呼ばれる階級別選挙であることは変わらなかった。第１クリアは領主及び大地主など、第２クリアは都市の大企業主など、第３クリアは都市に住む 24 歳以上の一定額以上の男性納税者、第４クリアは農村に住む 24 歳以上の一定額以上の男性納税者とされていたが、1896 年に第５クリアが設けられ、このクリアでは男性による間接普通選挙により議員が選出された。ただし第１から第４クリアの有権者は第５クリアの選挙権も合わせて有するという複雑な制度であった。この階級別選挙制度はきわめて不平等な制度であり、1 議員あたりの選挙権者の数はクリア間で最大 2,500 倍もの格差があった。しかし 1907 年にはクリア選挙制が廃止され、24 歳以上の男性による普通選挙が実現し、議員定数は 516 名となった。選挙制度は小選挙区制であったが、当時のオーストリア帝国は多くの民族により構成されていたため、できるだけひとつの民族が同じ選挙区に区分されるように選挙区の線引きがなされた。ただしガリツィア地域はポーランド系とウクライナ系の住民が混住していたため、2 人区制が採用された。

イ　第一共和国時代

オーストリア帝国が崩壊して第一共和国となった 1919 年の制憲議会議員選挙はドント式の比例代表選挙方式で 20 歳以上の男女による普通選挙により実施された。国会は二院制で、国民の直接選挙で選任される国民議会（Nationalrat）と州の代表により構成される連邦参議院（Bundesrat）とから構成された。1923 年 7 月 11 日の連邦法により第一共和国時代の選挙制度が定められたが、諸民族が独立して人口が大幅に減少したため議員定数は 165 名となり、選挙区は 25 の地域選挙区と 4 つの連合選挙区に区分され、各選挙区には人口に応じてヘアー式最大少数法[748]で定数が配分された。各政党が提出す

---

747 以下の記述は西平重喜「各国の選挙　変遷と実情」（2003.9.20）pp407-412 に依拠している。

748 各選挙区の人口を整数で除した商の大きい順に議員定数を各選挙区に配分し、配分されなかった

る選挙名簿は拘束式であったが、候補者は2以上の選挙区に立候補できる重複立候補制が採用された。地域選挙区における各政党への議席配分は、各地域選挙区でドループ基数を求め、各政党が獲得した有効投票数をドループ基数で除して、その整数部分の数字に相当する議席を各政党に配分するという方式が採用された。ドループ基数とは当該地域選挙区における有効投票総数を当該地域選挙区の定数に1を加算した数で除して得られる数である。地域選挙区で上記の方法により配分されなかった議席(残余議席)と各政党の残余票は各連合選挙区ごとに集計され、ドント方式により各政党に配分されることになる。

フォアアールベルク州とチロル州の2州では投票義務制が採用され、棄権した者には罰金が課された。投票義務制は10%弱の人口にしか適用されなかったが、オーストリア全体の投票率は非常に高く1919年の84.9%から回を追うごとに高まってゆき1930年には90.2%となった。

第一共和政時代には1919年の制憲議会議員選挙を含めて1920、1923、1927、1930年の5回選挙が実施されたが、左派の社会民主党（SDP）と右派のキリスト教社会党（CSP）の両党で議席の8割を占め、第二次大戦後と同様に二大政党政治が実現した。しかしこの両勢力は第1章第3節で述べたとおり議会の内外で激しく対立抗争した結果1933年にはドルフス政権のクーデターにより議会制民主主義は崩壊してしまうことになる。

（2）第二共和国時代の選挙制度

国民議会の選挙制度は第二次大戦後に二次にわたる大改正が行われており、それぞれの選挙制度の概要は下記のとおりである[749]。

ア　第1期（1945年－1971年）

第二次大戦後の最初の選挙は1945年に実施されたが、その後1949年5月18日の連邦法が制定され、1970年までこの法律に基づき7回の選挙が実施された。選挙権者の年齢は1970年に19歳以上に引き下げられ、その後欧州連合加入を契機として更に18歳以上に引き下げられた。国民議会の議席数は165議席、選挙区は2段階となっており、第1段階の25の地域選挙区、第2段階の4の広域選挙区で構成されていた。この制度は第1段階の25の地域選挙区のいずれかで最低1票獲得した政党のみが国民議会の議席を獲得することができるという制限があったため、小政党に不利であり大政党に有利な制度であった。投票義務制が実施された州は1923年の2州以外にシュタイアーマルク州とケルンテン州が加わって4州となった。

イ　第2期(1971年－1992年)

1971年に選挙制度が改正され、国民議会の議席数は183議席、選挙区は2段階とな

残余の定数を各選挙区における前記の商の小数点以下の数値の大きい順に配分していく方式である（西平重喜「各国の選挙　変遷と実情」p93)。なお最大少数法という名称は商の小数部分の大きい順に定数又は議席が配分されるという意味である。またヘアー式とはロンドンの弁護士Thomas Hareが1857年に提唱した比例代表選挙の方式に基づく命名である(前掲書p88-89)。

749 フォルクマール・ラウバー編、須藤博忠訳「現代オーストリアの政治」pp80－84及び西平重喜「各国の選挙　変遷と実情」pp412-418。

り、第１段階の９の州選挙区、第２段階の２の広域選挙区で構成されていた。この改正では９の州選挙区のいずれかで最低１票獲得した政党のみが国民議会の議席を獲得することができることとなり、地域選挙区よりも州選挙区のほうが定数が多いため第１期よりも制限が緩和されたこととなり第１期よりも小政党に有利な制度となった。また下位の選挙区が州単位に統合されたため、ひとつの選挙区で都市地域と農村地域の双方の利益を代表できるようになった。

なおこの改正で後述する優先投票制度が導入され、選挙権者は政党名に×印をつけて投票すると同時に、その政党の立候補者の中で支持する者の名前を１名記載することができることになった。

ウ　第３期(1992 年以降)

これが現在の国民議会の選挙制度であり、1992 年に導入された[750]。

国民議会の議席数は 183 議席、選挙区は３段階となっており、第１段階の 43 の地域選挙区、第２段階の９の州選挙区、第３段階のひとつの連邦選挙区で構成されることになった。この制度については下記のとおりであるが、後述する 43 の地域選挙区における基礎議席制度が適用されたことと新たに導入された 4%条項のため第 2 期の制度と比べて小政党に不利となっている。

２　連邦憲法の国民議会議員選挙に関する一般規定

連邦憲法第 26 条は国民議会議員の選挙について下記のように定めている。

国民議会議員は選挙の年の１月１日以前に満年齢 18 歳以上に達した男女の連邦国民による平等、直接、秘密、個人選挙権に基づき比例代表選挙の原則に従って選出されること、選挙手続に関する詳細な規定が連邦法によって定められるとされている[751]。

連邦領土は境界線が州の境界線をはみ出ることがない空間的に閉ざされた州選挙区に分割され、これらの選挙区は空間的に閉ざされた地域選挙区に再分割されること、選挙区の議員定数は最近の国勢調査の結果に基づき個々の選挙区に主たる住所を有する国民の数に国勢調査の日に連邦領土には主たる住所を有しないが個々の選挙区の市町村の選挙人名簿に登録された国民の数を加えた国民の数に比例して州選挙区の選挙権者に割り当てられ、同様に州選挙区に割り当てられた議員の数は更に地域選挙区に割り当てられること、国民議会議員選挙法は選挙区の選挙に立候補している政党に割り当てられた議席とその段階ではまだ割り当てられていない議席配分の間の均衡が確保されるよう全連邦領土における比例代表制選挙の原則に従った最終の議席配分手続を規定しなければならないこと、他の選挙区への選挙権者の分割は許容されないと定められている[752]。

750　法律の名称は、国民議会選挙法　Bundesgesetz über die Wahl des Nationalrates (Nationalrats－Wahlordnung 1992 －NRWO)である。 前記のとおり国民議会の選挙法は最初に第一共和国時代の 1923 年に制定され、以下 1929 年、1949 年、1971 年及びこの 1992 年の法律により大きな改正が実施されている。

751　連邦憲法第 26 条第１項

752　連邦憲法第 26 条第２項

投票日は日曜日又は他の公休日でなければならないこと、投票の開始、継続又は終了を妨げる事態が生じた場合には選挙官庁は投票を翌日に延長するか又は他の日に延期することができると定められている[753]。選挙日にオーストリア国籍を有し、選挙の年の１月１日以前に満年齢 19 歳に達したすべての男女は被選挙権を有すると定められている[754]。選挙権及び被選挙権からの除斥は法廷の判決によってのみ可能であると定められている[755]。

国民議会議員の選挙、連邦大統領の選挙及び国民投票（Volksabstimmungen）を実施し、並びに国民発議（Volksbegehren）及び国民諮問（Volksbefragung）の精査に参加するため選挙官庁が任命されること、その選挙官庁の投票権のある構成員として選挙に立候補している政党の代表者が含まれなければならないこと、更に連邦選挙官庁には裁判官の地位にあるか又はその地位にあった構成員が含まれなければならないこと、選挙に関する法令において連邦選挙官庁の構成員の数について裁判官出身の構成員を除き最近の国民議会議員選挙で確定した政党の獲得議席数に比例して立候補している政党に配分すると定めなければならないこと、国民議会議員選挙、連邦大統領選挙及び国民投票における国外での投票は選挙官庁の管理下で行われることが確保される必要がないこと、国外投票に関する詳細な法令の条項は少なくとも議員の半数が出席する国民議会において投票の３分の２以上の多数によってのみ可決できることとすると定められている[756]。

選挙人名簿は当該事務を委任された所管の市町村により作成されると定められている[757]。

国民議会議員の任期については連邦憲法第 27 条に下記のように定められている。

国民議会の立法期間はその最初の集会の日から起算して４年間継続するが、如何なる場合であっても新しく選挙された国民議会が集会する日をもって終了するとされている[758]。新しく選挙された国民議会は連邦大統領により遅くとも選挙後 30 日以内に召集されること、その立法期間は新しく選挙された国民議会が４年目の任期満了の日に集会できるように連邦政府により手配されることとするとされている[759]。

３　国民議会選挙法

連邦憲法第 26 条の規定を受けて制定された連邦法が国民議会選挙法であり、国民議会議員選挙に関する具体的な条項が定められている[760]。

753　連邦憲法第 26 条第３項

754　連邦憲法第 26 条第４項

755　連邦憲法第 26 条第５項

756　連邦憲法第 26 条第６項

757　連邦憲法第 26 条第７項

758　連邦憲法第 27 条第１項

759　連邦憲法第 27 条第２項

760　これ以降の国民議会議員選挙制度に関する記述は、在オーストリア日本大使館作成資料「オーストリア国民議会選挙の制度概要(平成 14 年 11 月 4 日)」に依拠している。

国民議会の定数は183名とされており[761]、連邦は単一の連邦選挙区、9の州選挙区及び43の地域選挙区に区分されると定められており[762]、連邦憲法第26条第1項の規定と同様に国民議会選挙は比例代表制によって行われると定められている[763]。また国民議会議員の選挙権については連邦憲法第26条第1項の規定と同様に規定され[764]、被選挙権についても同法第41条において連邦憲法第26条第4項の規定と同様に規定されているが[765]、選挙権及び被選挙権の双方ににについて1年以上の自由刑に処せられている者はその対象から除外されている[766]。

４　選挙の実施体制

国民議会議員選挙を実施する前に、連邦、州、州行政管区、市町村及び市町村内選挙小区（Sprengel）の各レベルに選挙委員会（Wahlbehörde）を設置し、これらの各選挙委員会が選挙を実施することとされている。

５　立候補

（１）地域選挙区又は州選挙区への立候補

選挙に候補者を立候補させることができるのは政党だけであるが、必ずしも政党法に基づく登録政党である必要はない。政党が地域選挙区又は州選挙区へ候補者を立候補させる場合には 3 名以上の国民議会議員の署名又は州の規模によって異なる 100 名乃至500名の有権者の署名を集めることがその要件とされている。

州ごとの有権者の必要署名数は図表７－１－１のとおりである。

図表７－１－１　諸州の国民議会議員選挙の立候補に必要とされる署名数

ブルゲンラント州、フォアアールベルク州	100名
ケルンテン州、ザルツブルク州、チロル州	200名
上オーストリア州、シュタイアーマルク州	300名
下オーストリア州、ウィーン州	400名

政党は同一の候補者を複数の地域選挙区又は複数の州選挙区に重複して立候補させることはできない。ただし同一の州選挙区の地域選挙区であれば当該州選挙区とその中のひとつの地域選挙区に同一の候補者を重複して立候補させることは可能である。

（２）連邦選挙区への立候補

761　国民議会選挙法第1条

762　国民議会選挙法第2条及び第3条

763　国民議会選挙法第4条

764　国民議会選挙法第21条

765　国民議会選挙法第24条

766　国民議会選挙法第22条

政党が連邦選挙区へ候補者を立候補させる場合には基本的に地域選挙区又は州選挙区へ候補者を立候補させる場合の要件と同じであるが、必要とされる有権者の署名数が2,600名以上である点が異なっている。

６　投票

有権者は下記の投票用紙により基本的に政党に投票するものとされているが、地域選挙区及び州選挙区については特定の候補者に対して優先投票を行うことが可能とされている。

投票用紙には政党名、政党名の略称、政党に対する投票欄、州選挙区において優先投票を行う場合の投票欄及び地域選挙区における各政党ごとに順位を付された候補者名と生年が記載された欄がある。地域選挙区における各政党の候補者の数はその地域選挙区の定数の2倍まで記載することができる。有権者は原則的に投票用紙の政党名の略称が記載されている欄の下の欄の○印の中に支持する政党に×印を付して投票することとされている。

なお有権者が州選挙区において優先投票を行う場合には投票用紙の当該欄に候補者の氏名を記入する方法により行うこととされており、地域選挙区において有権者が優先投票を行う場合には順位を付された候補者名の前の○印の中に×印を記入して行うこととされている。優先投票の効力については後述する。

７　各選挙区における議席配分

国民議会議員の選挙区は43の地域選挙区、9の州選挙区、ひとつの連邦選挙区に区分されており、以下のとおり3段階の議席配分が行われるが、選挙の大勢はこの選挙制度の性格上地域選挙区において決定される。各地域選挙区及び各州選挙区に対する議席の配分は直近の国勢調査結果に基づいて決定されるが、2001年5月に実施された国勢調査結果に基づく各地域選挙区及び各州選挙区の議席数は図表７－１－２のとおりである。

図表７－１－２　国民議会議員選挙における州選挙区及び地域選挙区の議席数
（2001 年 5 月の国勢調査後）

州選挙区	州議席数	地域選挙区	議席数
ブルゲンラント	7	ブルゲンラント北	4
		ブルゲンラント南	3
ケルンテン	１３	クラーゲンフルト	3
		フィラッハ	3
		ケルンテン西	3
		ケルンテン東	4
下オーストリア	３６	ヴァインフィアテル	7
		ヴァルトフィアテル	5
		モストフィアテル	6
		下オーストリア中部	5
		下オーストリア南	4
		ウィーン周辺	5
		下オーストリア南東	4
上オーストリア	３２	リンツ及び同周辺	7
		イン・フィアテル	5
		ハウスルック・フィアテル	8
		トウラン・フィアテル	6
		ミュールフィアテル	6
ザルツブルク	１１	ザルツブルク市	3
		フラッハガウ・テネンガウ	4
		ルンガウ・ピンツガウ・ポンガウ	4
シュタイアーマルク	２８	グラーツ市	5
		シュタイヤーマルク中部	4
		シュタイヤーマルク南	3
		シュタイヤーマルク南東	3
		シュタイヤーマルク東	4
		シュタイヤーマルク北	3
		シュタイヤーマルク北西	3
		シュタイヤーマルク西	3
チロル	１５	インスブルック	3
		インスブルック周辺	5
		ウンターラント	3
		オーバーラント	3
		東ティロール	1
フォアアールベルク	8	フォアアールベルク北	4
		フォアアールベルク南	4
ウィーン	３３	ウィーン市内南	3
		ウィーン市内西	3
		ウィーン市内東	3
		ウィーン南	7
		ウィーン南西	6
		ウィーン北西	5
		ウィーン北	6

（1）第１回議席配分

まず第１回目の議席配分が 43 の地域選挙区ごとに行われる。その議席配分方法は国民議会選挙法第 97 条に基づきハレ方式の比例代表選挙方式が採用されている。すなわち各政党は各政党が獲得した有効投票数を基本数（Wahlzahl）で除して得られた数以下で最大整数の議席を獲得するものとされている。ここでいう基本数とは当該地域選挙区が含まれる州選挙区全体の有効投票数を州選挙区全体の議席数で除して得られた数である。この方式によると各地域選挙区に配分された議席数のすべてが各政党に決定されることにならず、各地域選挙区に残余議席（Reststimme）が生じることになる。図表７－１－１のとおり各州選挙区に配分された議席数は当該州選挙区内の全地域選挙区に配分された議席数の和と同じ数であり、当該州選挙区内の全地域選挙区の残余議席数の合計が当該州選挙区で今後決定されるべき議席数となる。

（2）第２回議席配分

続いて第２回目の議席配分が９の州選挙区ごとに行われる。この２回目の議席配分に参加できる政党は１回目の 43 の地域選挙区における議席配分で１議席以上獲得した政党又は全国における得票率が 4%以上に達した政党であり、かつ州選挙区に候補者を擁立した政党のみである。上記の 1 議席を基礎議席（Grundmandat）という。なおドイツの連邦議会議員選挙においては、上記の議席の獲得に必要とされる最低得票率が 5%で所謂 5%条項と呼ばれているが、この例に倣えばオーストリアの場合には 4%条項ということになる。

この第２回議席配分においても国民議会選挙法第 100 条及び第 102 条に基づいてハレ方式が採用されており、各政党は第１回議席配分と同様に各州選挙区において各政党が獲得した有効投票数を基本数で除した得られた数以下で最大整数の議席を獲得するものとされている。ただし、この第２回議席配分で各政党が新たに獲得する議席数（追加議席数）は、上記の州選挙区段階で獲得した議席数から各政党が地域選挙区における第１回の議席配分で獲得した議席数を控除した議席数とされている。この方式においても各州選挙区に配分された議席数のすべてが各政党に決定されることにならず、各州選挙区に残余議席（Reststimme）が生じることになる。

（3）第３回議席配分

続いて第３回目の議席配分が連邦選挙区で行われる。この３回目の議席配分に参加できる政党も、第２回目の議席配分と同様に 43 のいずれかの地域選挙区における 1 回目の議席配分で１議席以上獲得した政党又は全国における得票率が 4%以上に達した政党であり、かつ連邦選挙区に候補者を擁立した政党のみである。この場合において第３回目の議席配分に参加しない政党の獲得投票数は下記の計算においてあらかじめ除外されるものとされている。

この第３回議席配分においては国民議会選挙法第 106 条及び第 107 条に基づいてドント方式の比例代表選挙方式が採用されており、各政党に国民議会の全議席数の 183 議席が配分される。ドント方式とは各政党の有効得票数を１、２、３、・・・・・と整数で順次除してゆき、その商を大きい順に議席数(この場合には 183 議席)に達するまで採択し

てゆく方式であり、各政党の採択された商の数がその政党の議席数となる。なお最後の183 議席目の商が異なる政党で同一であった場合には、籤引きにより最後の議席を獲得する政党を決定することになる。

ただし、この第３回目の議席配分で各政党が新たに獲得する議席数（追加議席数）は、上記の連邦選挙区段階で各政党が獲得した議席数から各政党が第１回目及び第２回目の議席配分で獲得した議席数を控除した議席数とされている。

上記の第１回目及び第２回目の議席配分で獲得した議席数を控除した議席数がプラス及びゼロであれば問題がないが、もしマイナスとなる政党が生じた場合には、当該政党の獲得議席数は第１回目及び第２回目の議席配分で獲得した議席数で確定することとなり、全体の議席数(この場合には 183 議席)から当該政党の議席数を控除した議席数を対象として残余の政党について再度ドント式による議席配分をやり直すことになる。この方式によれば残余議席は生じることはない。

なおドイツの連邦議会議員選挙においては小選挙区選挙と比例代表選挙の並用制が採用されており、各政党の獲得議席数は比例代表選挙によって決定されるが、小選挙区選挙によって獲得した議席数が比例代表選挙によって決定された議席数を上回る場合には、その上回る議席数は超過議席となり、連邦議会全体の議席数がそれだけ超過する制度が採用されているが、オーストリアの段階別選挙制度においては前記のようにこのような超過議席は生じない制度となっている。

（４）二重当選

ある候補者が地域選挙区及び州選挙区で二重に当選した場合には、国民議会選挙法第109 条に基づき選挙結果の最終発表から 48 時間以内に連邦選挙管理委員会に対してどちらの選挙区で当選したことにするか意思表示しなければならないものとされている。

８　優先投票制度

有権者は地域選挙区及び州選挙区において国民議会選挙法第 79 条に基づき優先投票を行うことができるとされており、その投票方法は３で述べたとおりである。

有権者の投票方法は基本的には政党が候補者の順位を付した投票用紙の政党の欄に×印をつけて政党に投票するものとされているが、地域選挙区において当該政党は支持するが政党の付した候補者の順位に異論がある有権者は、前記のとおり順位を付された候補者名の前の○印の中に×印を記入して優先投票を行うこととされており、州選挙区においては投票用紙の当該欄に候補者の氏名を記入する方法により優先投票を行うこととされている。

この優先投票の効力は、地域選挙区においては、当該地域選挙区における当該政党の有効得票数の６分の１以上の優先投票数を獲得するか又は基本数の２分の１以上の優先投票数を獲得した候補者は、政党が付した当該候補者の順位にかかわらず当該政党内で優先的な議席獲得権を取得することができるとされている[767]。州選挙区においては、基本数以上の優先投票数を獲得した候補者は政党が付した当該候補者の順位にかかわらず

[767] 国民議会選挙法第 98 条

当該政党内で優先的な議席獲得権を取得することができるとされている。

このようにオーストリアの連邦議会議員選挙は各政党の当選者が政党が決定した候補者の順位に絶対的に拘束されるわけではなく部分的に有権者の意思も反映する仕組みになっている。

９　第二共和国における国民議会選挙結果

図表７－１－３は 1945 年以降の第二共和国における国民議会選挙結果を示したものである。オーストリアにおいてはオーストリア国民党（ÖVP；Österreichische Volkspartei ）及びオーストリア社会民主党（SPÖ; Sozialdemokratische Partei Österreichs）による二大政党制が確立されており、第三政党として近年はオーストリア自由党（FPÖ；Freiheitliche Partei Österreichs）が勢力を伸張させて連立政権の一角を担うようになっている。また多党化現象も現れており、リベラル・フォーラム（LIF；Liberales Forum ）や緑の党（GA；Grüne Alternative）も国民議会の議席を獲得するようになってきている。

図表７－１－３　1945 年以降のオーストリア国民議会議員選挙結果
（1945～2002）

	得票率				議席数[1]			
	ÖVP	SPÖ	FPÖ[2]	その他[3]	ÖVP	SPÖ	FPÖ	その他[4]
1945	49.79	44.59	―	5.62	85	76	―	4
1949	44.03	38.71	11.66	5.60	77	67	16	5
1953	41.25	42.10	10.94	5.71	74	73	14	4
1956	45.95	43.04	6.52	4.49	82	74	6	3
1959	44.19	44.78	7.70	3.33	79	78	8	―
1962	45.43	43.99	7.04	3.54	81	76	8	―
1966	48.34	42.56	5.35	3.75	85	74	6	―
1970	44.69	48.32	5.52	1.37	78	81	6	―
1971	43.11	50.03	5.45	1.41	80	93	10	―
1975	42.94	50.42	5.40	1.24	80	93	10	―
1979	41.90	51.02	6.06	1.02	77	95	11	―
1983	43.22	47.65	4.98	4.15	81	90	12	―
1986	41.29	43.12	9.73	5.86	77	80	18	8
1990	32.06	42.80	16.63	8.51	60	80	33	10
1994	27.67	34.92	22.50	14.91	52	65	42	24
1995	28.30	38.32	22.08	11.30	53	72	41	17
1999	26.90	33.10	26.90	13.10	52	65	52	14
2002	42.27	36.90	10.16	10.67	79	69	19	16

1. 1945～1970：165 議席、1971～2002：183 議席
2. 1956 年前は VdU (Verband der Unabhängigen).
3. 1945～1962 主として KPÖ ;1966 主として DFP (Demokratische Fortschrittliche Partei: SPÖ からの分裂グループ) ;1970～1979 主として KPÖ ;1983～2002 主としてび緑の党及自由フォーラム
4. 1945～1956:KPÖ ;1986 及び 1990 主として緑の党 ;1994:緑の党(13 議席)及び自由フォーラム(11 議席) ;1994:自由フォーラム(9 議席)及び緑の党(8 議席) ;1999～2002:緑の党

（出展）Dachs et al. 1991; official result of 1994 election. Der Standard Dezember 18

第2節　州の選挙制度

州の選挙制度は各州において大きな差はない。ただし議員の任期が州により異なり、4年の州と6年の州がある。ここでは州の選挙制度に関する情報を入手することのできた下オーストリア州の州議会議員選挙制度について紹介することとする[768]。

1　下オーストリア州の州議会議員選挙制度の概要

下オーストリア州議会議員の定数は56名で、その任期は5年である。州議会議員の選挙区は21に分かれており、州の行政管区の区域と一致している。各選挙区の議員定数は1名から5名であり、住民数を基準にして決定される。選挙管理機関は小規模な市町村にはまったく設置されないこともあり、大きな都市には複数設置される。選挙実施日は日曜日である。

2　有権者

有権者は下記の三つの要件を充足する者とされている。

①　オーストリア国民で第一住所が州内にあること

②　18歳以上であること

ただし州議会でもあるウィーン市議会議員選挙における有権者の年齢要件が市民の政治参加を活発化させるため2002年に16歳に引き下げられて2006年の選挙から適用されることになったあこともあり、それ以外の3つの州の市町村議会議員選挙における有権者の年齢要件も引き下げられているのも後述するとおりである[769]。この有権者の年齢要件引き下げの背景として16、17歳の若者も職を持ち、所得税を納めている者も多いという側面が指摘されている。

③　市町村に有権者として登録済みであること

3　立候補

選挙に立候補できる者は政党又は選挙団体である。政党又は選挙団体は各選挙区及び全州を対象にした候補者リストを別々に作成する。選挙区と全州の候補者リストに同一人物を登載することは可能である。

4　投票

有権者は登録されている選挙区でのみ投票できる。ただし選挙カード制度があり、特別の事情がある有権者はこのカードを提示することにより登録している選挙区以外の選挙区でも投票することができる。また海外に居住する州民向けの郵便投票制度、病気で

768　これ以降の州議会議員の選挙制度に関する記述は、現地調査を実施した下オーストリア州のボルフガング・ネベス（Wolfgang Nebes）総務局次長(博士)の口頭の説明に依拠している。

769　日経新聞(欧州版)2004年2月26日。第3節1（1）参照。

在宅している人向けの自治体の選挙機関が自宅まで出向いてその場所で投票する制度も設けられている。

下オーストリア州議会議員選挙における投票について投票義務は設けられていない。ただしフォアアールベルク州の州議会議員選挙には投票義務が存在しており、投票しない場合には罰則が適用されることとされているが、現在廃止される方向にあるとのことである。

５　不在者投票

選挙の投票日の８日前から３日前の間に不在者投票をすることができる。

６　選挙区における各政党に対する議席配分

投票結果はまず市町村単位で集計され、次いで選挙区単位で集計される。選挙区における有効投票数を当該選挙区の議席数＋0.5 で除した票数が選挙数(Wahlzahl)であり、各政党の得票数を選挙数で除した数を四捨五入した数がその政党の各選挙区における獲得議席数となる。

７　全州における各政党に対する議席配分

各行政管区の選挙管理機関から投票結果が州の選挙管理機関に送付されて、ここで集計される。少数政党の当選を排除するための 4%条項があり、全州で 4%を超える得票を獲得した政党のみに州段階で議席が配分される。議席配分はドント方式によって行われる。この計算方式に基づき各政党が全州段階で獲得した議席数から各政党が各選挙区で獲得した議席数を差し引いた議席数が全州段階で各政党が獲得する議席数となる。なおこの方式による議席配分によると、各政党が各選挙区で獲得した議席数が全州段階で獲得した議席数を上回るいわゆる超過代表となることはなく、各政党が獲得した議席数の合計は常に 56 名の定数に一致するということであった。

８　優先投票制度

（１）優先投票

これまでの段階で各政党が獲得する議席数が各選挙区及び全州選挙区ごとに決定されたが、次に候補者リストに登載された候補者のうち誰が当選するかという候補者決定の段階に入る。

下オーストリア州においては、政党の候補者リストの順位によってのみ当選者が決定するということは、有権者の意思が具体的な当選者の決定に反映されていないという問題があるので、これを回避するために優先投票制度が採用されている。すなわち有権者は投票に当たり各政党に投票するだけでなく、各政党が作成した選挙区の候補者リスト及び全州の候補者リストの各々1 名を選択して投票することができるものとされており、これが優先投票制度である。なお有権者は投票に当たり政党に投票せずに、各政党が作成した選挙区の候補者リスト及び全州の候補者リストの各々1 名を選択して投票するこ

ともできる。

各政党の選挙区の候補者リストに登載できる候補者の数は定数が1名から5名までの選挙区のいずれにおいても15名までとされており、全州の候補者リストでは35名までとされている。このように選挙区の定数をはるかに超える多数の候補者を選択の対象とすることにより有権者に当選者決定の選択肢を広範に与えているということができよう。

余談であるが、各政党が各選挙区で15名、全州では35名の候補者名、合計50名の候補者名を1枚の投票用紙に記載することとなるため、全政党について数百名の候補者が記載されていることとなる投票用紙1枚はきわめて大きなものとなり、必然的に投票箱も大きなものにせざるを得ず、有権者数の多い投票区ではひとつの部屋を投票箱としているという話であった。

（2）選挙点数による各選挙区における当選者の決定

以上説明した優先投票制度を前提にして、各選挙区について各政党の各候補者ごとに選挙点数が計算され、これらの候補者のうちで選挙点数の多いものから順に各政党が各選挙区で獲得した議席数まで当選者が決定される。選挙点数の仕組みは基本点（Grundpunkte）と優先点（Vorzugspunkte）の合計点数によって当選者が決定されるという方式である。

ア　基本点

基本点は各候補者について次のように計算される。

当該選挙区である政党が獲得した議席数が仮に2議席であったとすると、その政党に投票された1票ごとに、政党が作成した候補者リストの

第1順位者は、3点(獲得議席数＋1)が基本点として与えられ、

第2順位者は、2点(獲得議席数)

第3順位者は、1点(獲得議席数－1)

第4順位者は、0点(獲得議席数－2)

第5順位者も、0点(獲得議席数－3)

以下同様に第6順位者以下第15順位者までの候補者の基本点は0点となる。

イ　優先点

優先点は各候補者に投じられた優先投票数に候補者リストの第1順位者候補者に与えられる基本点の3倍を乗じた数である。

このように各候補者について計算された基本点と優先点を合計した選挙点数の多い者から当該選挙区の当選者となり、先ほどの政党の例では2名まで当選者と決定される。

（3）選挙点数による全州選挙区における当選者の決定

全州選挙区においても当選者が同様にして決定される。

具体例で示すと、前回の下オーストリア州議会選挙では、国民党の獲得議席が31名、社会民主党が19名、緑の党が4名、自由党が2名であり、緑の党の4名と自由党の2名についてはすべて選挙区の段階で当選者が確定していた。

ア　基本点

基本点については（2）アの選挙区の場合と同様に各政党の第1順位者には獲得した

議席数+1が与えられるので、国民党の全州選挙区における第1順位の候補者には32点、第2順位の候補者には31点、第3順位の候補者には30点が与えられ、以下同様にして第32順位の候補者には1点が与えられ、第33順位の候補者から第35順位の候補者までには0点しか与えられないことになる。

同様に社会民主党の全州選挙区における第1順位の候補者には20点、第2順位の候補者には19点、第3順位の候補者には18点が与えられ、以下同様にして第20順位の候補者には1点が与えられ、第21順位の候補者から第35順位の候補者までには0点しか与えられないことになる。

イ　優先点

優先点については（2）イの選挙区における計算方法と同様に各候補者に投じられた優先投票数に候補者リストの第1順位者の候補者に与えられる基本点の3倍を乗じた数が、全州選挙区においても優先点となる。

このように各候補者ごとに計算された基本点と優先点を合計した選挙点数の多い者から当選者となってゆくので、仮に上記の例で国民党の全州選挙区段階で未確定の議席数が5名、社会党の全州選挙区段階で未確定の議席数が3名であったとすれば、それぞれその数まで選挙点数の多い順に当選者が決定されることになる。

第3節　市町村の選挙制度

オーストリア各州の市町村の選挙制度は州により多少の違いがあるが、そのすべてを紹介するのは限られた時間では到底不可能なので、ここでは市町村議会議員の選挙制度についての情報を得ることができた上オーストリア州の市町村議会議員の選挙制度を紹介することとする[770]。

1　選挙権及び被選挙権

（1）市町村議会議員選挙

①オーストリア国民及び欧州連合諸国の市民であって、②投票日に18歳以上であり、③投票日に主たる住所を当該市町村内に有し、④公民権を排除されていない者が上オーストリア州市町村議会議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

ただしブルゲンラント州、シュタイアーマルク州及びケルンテン州の3つの州においては市町村議会議員選挙における有権者の年齢要件が 16 歳まで引き下げられており、その一例を紹介すると、2003 年 1 月に実施されたシュタイアーマルク州の州都グラーツ市議会議員選挙で16歳以上の有権者が初めて投票に参加し、この選挙における16歳及び17歳の年齢層の投票率は75.7%に達しており、良好な結果を収めている[771]。

770　これ以降の市町村の選挙制度についての記述は、現地調査を実施した上オーストリア州当局から提供された説明資料「市町村の選挙制度１及び２；Wahlberechtigte der Gemeinde」に依拠している。

771　日経新聞(欧州版)2004年2月26日

（２）市町村長選挙

上オーストリア州の市町村においては原則として市町村長は直接公選で選出される制度となっている。市町村長選挙における選挙権及び被選挙権の要件は市町村議会議員選挙の場合とほぼ同じであるが、欧州連合諸国の国民については市町村長選挙における選挙権は認められているが、被選挙権は認められていない。

2　市町村議会議員選挙に対する立候補

（１）議員定数

上オーストリア州市町村議会議員選挙における市町村の人口規模ごとの議員定数は図表７－３－１のとおりである。

図表７－３－１　市町村の人口規模ごとの市町村議会議員定数

一般市町村	
有権者 300 人以下	9 名
有権者 301 人以上 750 人以下	13 名
有権者 751 人以上 1,300 人以下	19 名
有権者 1,301 人以上 3,000 人以下	25 名
有権者 3,001 人以上 5,000 人以下	31 名
有権者 5,001 人以上	37 名
憲章都市	
リンツ（州都）	61 名
シュタイヤー	36 名
ヴェルス	36 名

（２）市町村議会議員選挙に立候補できる者

市町村議会議員選挙に候補者を立てることができる者は個人ではなく、選挙を推進する団体、すなわち一般的には政党とされている。市町村議会議員選挙に候補者を立てる政党などの団体は下記の要件のすべてを充足することが必要とされている。

①　政党名又は団体名を明記すること

②　議席数の 2 倍までの候補者の名前が掲載されているリストを提出すること

③　立候補者の同意を得ていること

④　候補者リスト提出責任者が存在すること

⑤　立候補者の案に対する支持・推薦人又は支持・推薦団体を明記すること

政党などの団体が市町村議会議員選挙に候補者を立てる場合には、一定数以上の推薦人が必要とされており、その数は当該選挙の有権者の数によって図表７－３－２のとおり定められている。

図表７－３－２　市町村議会議員選挙の立候補に必要とされる推薦人の数

市町村の有権者の数	必要な推薦人の数
有権者 300 人以下	少なくとも有権者の 1.5%　3 名
有権者 750 人以下	少なくとも有権者の 1.0%　5 名
有権者 1,300 人以下	少なくとも有権者の 0.8%　8 名
有権者 3,000 人以下	少なくとも有権者の 0.6%　11 名
有権者 5,000 人以下	少なくとも有権者の 0.5%　18 名
有権者１万人以下	少なくとも有権者の 0.4%　25 名
有権者１万１人以上	少なくとも 40 名

3　市町村長選挙への立候補

市町村長選挙の候補者の要件として市町村議会議員選挙に候補者を擁立している政党又は団体のみが市町村長選挙へ候補者を擁立できるものとされている。その場合には選挙推進団体又は政党(以下「政党」という)の名称を明記するとともに市町村長選挙へ立候補する者の氏名を明記することが必要である。

市町村長選挙へ立候補する者は下記の要件を充足していなければならない。

①　立候補者が市町村議会議員選挙の候補者リストの第一順位に登載されていること
②　立候補者が立候補に同意していること
③　立候補者がオーストリア国民であること
④　現役市町村長が立候補する場合には候補者リストの第一順位に登載されていること

4　立候補者の公表

（1）市町村議会議員選挙

市町村は、市町村長候補を第１順位とするとともに立候補者の順位をつけた市町村議会議員定数の２倍を限度とする各政党の市町村議会議員候補者リストを公表するものとされている。またリストに掲載された各候補者について、姓、名、生年月日、職業及び住所を記載するものとされている。なお候補者リスト提出責任者についても姓、名などを同様に記載するものとされている。

（2）市町村長選挙

市町村は市町村長選挙に立候補している各政党の市町村長候補者の姓、名、生年月日、職業及び住所を公表するものとされている。同時に候補者リスト提出責任者についても姓、名などを同様に公表するものとされている。

5　投票

（1）市町村議会議員選挙

有権者はひとつの政党を選んで投票するとともに議員候補者については選択した政党の候補者リストの中から3名を選択して、その姓名を書いて投票することができることとされている。

（2）市町村長選挙

市町村長選挙については市町村長候補者に記号をつけて投票する。

上オーストリア州は上記のように市町村長の選任について住民による直接選挙が実施されているが、オーストリアで市町村長の選任について住民による直接選挙が実施されている州は同州以外にブルゲンラント州、ケルンテン州、ザルツブルク州、チロル州及びフォアアールベルク州があり、合計6つの州で直接選挙により市町村長が選任される仕組みとなっている。これ以外の下オーストリア州、シュタイアーマルク州及びウィーン州(市)では市町村議会により市町村長が間接選挙で選任される仕組みとなっている。このように現在のオーストリアでは大半の州において市町村長の直接公選制が採用されている。

市町村長の選任について住民による直接選挙が行われている州では、最初の投票で有効投票数の過半数の票を獲得した候補者がいない場合には、上位2名の候補者による決選投票が実施されることになっており、決選投票で多数を獲得した候補者が当選する仕組みとなっている。

6　選挙管理機関

市町村における選挙手続きは下記の3種類の選挙特別行政機関が管理する。

①　地区選挙管理機関　　投票行動の管理と開票手続きを担当する。

②　特別選挙管理機関　　病人訪問に係る投票行動の管理を担当する。

③　市町村選挙管理機関　　開票手続のみを担当する。

地区選挙管理機関は当該地区で選挙に参加した各政党に投じられた有効投票を集計する。市町村選挙管理機関は各地区選挙管理機関ごとに各政党が獲得した得票数を集計し、市町村全体で各政党が獲得した得票を調査して有効得票を決定する。

7　当選者の決定

（1）ドント式による当選者の決定

比例代表選挙の当選者の決定方式はいくつかあるが、上オーストリア州では選挙に参加した各政党への議席配分にはドント式が採用されている。すなわち各政党が獲得した有効得票数を1、2、3と順に整数で除してゆき、その商を大きい順に並べていって議員定数に達した時の商を選挙数（Wahlzahl）といい、各政党に対してその選挙数以上の商の数だけ議席が配分される。複数の政党が同時に選挙数に該当した場合には、その選挙数によりどちらの政党が当選するかは籤引きで決定される。

（2）政党が獲得した議席の候補者への配分

地区選挙管理機関は各候補者が獲得した有効な優先投票数（各候補者に投じられた投

票数）を集計し、市町村選挙管理機関は各候補者に投じられた優先投票について調査して各候補者の優先投票数を決定する。

ア　選挙点数

市町村選挙管理機関は各候補者の選挙点数を算定する。選挙点数とは、各候補者について政党候補者名簿の順位に応じて設定されたウエイトに各政党が獲得した有効得票数を乗じた数である。例えば、ある市町村議会議員の定数が 9、当該選挙に参加したある政党の獲得した有効得票数が 120 票で、当該政党のリストに登載された候補者がルール一杯の 18 名であった場合には、第 1 順位の候補者の選挙点数として、18×120=2,160 点が、第 2 順位の候補者の選挙点数として、17×120=2,040 点が、以下同様にして、最後の第 18 順位の候補者には 1×120=120 点の選挙点数が与えられる。

イ　優先点数

次に各候補者が獲得した優先投票数(投票者が 3 名の候補者名を記名して投じた票を各候補者ごとに集計した投票数)1 票につき 25 点の優先点が与えられる。例えば、ある候補者の優先投票数が 50 票であれば当該候補者の優先点数は 25×50=1,250 点、40 票であれば、25×40=1,000 点となる。

ウ　合計点数

最後に各候補者ごとに選挙点数と優先点数を合計して、その合計点数の多い順に候補者を並べてゆき、当該政党が獲得した議席数に達した候補者までが当該政党の当選者となる。

エ　優先投票議席

政党ごとに最後に残る議席は優先投票議席とされており、一つの政党リストの中で獲得した優先投票数が最も多かったにもかかわらず、その候補者の政党が定めた名簿の順位が低かったために優先投票議席の決定の前段階までに議席を獲得していない候補者が存在した場合には、当該候補者の合計点数がたとえ少なくても当該候補者に当該議席が配分されるものとされている。

選挙点数が各政党により事前に決定された候補者の名簿の順位を基準としているので政党の意思が反映されているのに対して、優先点数は選挙民の意思が反映されて事後的に決定されるものであり、具体的にどの候補者が当選するかは政党の意思と選挙民の意思の双方が合成されて決定されるという仕組みになっている点が興味深い。

第８章　財政

第１節　財政構造

オーストリアの連邦、州及び地方公共団体を通じた財政全体の主要指標は図表８－１－１のとおりである。

図表８－１－１　オーストリアの財政に関する主要数値　（%）

区分	1998	1999	2000
公共部門全体の財政指標の GDP に対する比率			
歳入	51.9	51.5	50.8
歳出	54.3	53.7	51.9
財政赤字	-2.4	-2.2	-1.1
公共債務残高	63.9	64.7	63.1
国内租税負担率	43.8	43.6	42.9
EU に対する負担を含む租税負担率	44.6	44.4	43.7
各公共部門の財政赤字の対 GDP 比率			
連邦	-3.1	-2.5	-1.4
州	0.4	0.3	0.2
市町村	0.1	0.1	0.1
社会保障部門	0.1	0.0	-0.1
公共部門の財政赤字全体	-2.4	-2.2	-1.1

（出典）Facts ＆ Figures Annual Edition 2002、Statistics Austria

これによると 1998 年度から 2000 年度にかけては、公共部門全体の歳入は GDP の 51 から 52%程度、歳出は 52%から 54%程度であり、いずれも GDP の過半に達している。これを支えている国民の租税負担率は 42%から 43%程度であり、EU に対する負担を含めた租税負担率は 43%から 44%程度となっており、オーストリアの公共財政の GDP に対する割合は相当大きいといえる。

公共部門の財政赤字全体についてみると、1998 年度は GDP の 2.4%であったが、1999 年度には 2.2%、2000 年度には 1.1%と縮小しており、公共財政全体は極めて健全であり、ユーロ導入条件である公共部門の財政赤字は GDP の 3%以内という条件をオーストリアは十分に達成している。各公共部門の財政赤字の対 GDP 比率をみると、連邦の赤字額が GDP の 3.1%から 1.4%へと縮小しているものの赤字であるのに対して、州は 0.4%から 0.2%の黒字、市町村も 0.1%の黒字と州及び市町村とも財政黒字を維持しており、ユーロ導入に当たって法律で定められた条件をいずれも達成している。

また公共債務残高も 1998 年度は GDP の 63.9%、1999 年度は 64.7%、2000 年度は 63.1%とユーロ導入条件である 60%をわずかに超過しているものの、ほぼ導入条件に近

い数値となっている。

オーストリアの公共部門の歳入額及び歳出額並びにそれらの内訳は図表８－１－２のとおりである。

図表８－１－２　オーストリアの公共部門の歳入額及び歳出額

（単位；100 万ユーロ）

区分	1998	1999	2000
歳入額			
製造課税及び関税	28,313	29,546	30,137
所得税及び資産税	25,950	26,340	27,439
社会保険料収入	32,762	34,048	35,144
その他の歳入	11,543	11,560	11,902
歳入合計	98,569	101,494	104,621
歳出額			
中間消費	10,819	11,450	11,502
職員給与	21,553	22,586	23,269
補助金	5,267	5,083	5,269
債務返済	7,154	6,940	7,195
社会保障現金支出	32,272	36,947	38,494
社会保障現物支出	8,978	9,277	9,617
公共投資	3,528	3,617	3,462
その他の歳出	10,511	9,912	8,114
歳出合計	103,082	105,812	106,922
公共部門財政赤字額	-4,514	-4,318	-2,301

（出典）Facts ＆ Figures Annual Edition 2002, Statistics Austria

歳入額及び歳出額とも社会保障関係が最大の項目となっており、1998 年度には歳入の 33.2%、1999 年度には 33.5%、2000 年度には 33.6%を占めており、1998 年度には歳出の 40.0%、1999 年度には 43.7%、2000 年度には 45.0%と他の項目を圧倒している。

人件費の歳出に占める割合は、1998 年度には歳出の 20.9%、1999 年度には 21.3%、2000 年度には 21.8%と構成比を少しずつ上げながら 20%強の水準となっている。

公共投資の歳出に占める割合は、1998 年度には歳出の 3.4%、1999 年度も 3.4%、2000 年度には 3.2%と少しずつ構成比を下げており、その割合も 3%台前半と相当低い数字である。

第 2 節　税制

１　オーストリアの税制の概要[772]

[772] この節の記述のほとんどは、オーストリアの税制に関する専門書である W.Doralt/H.G.Ruppe, Grundriss des österreichischen Steuerrechts, Band I +II, Wien 2003, 8.Auflage に依拠している。

（1）租税に関する法律と権限

オーストリアの租税は、連邦共同税[773]、連邦税、州税及び市町村税の四種類に分類される。連邦税、州税及び市町村税は各行政主体に固有の税であるが、連邦共同税はその税収が連邦、州、市町村に配分される税である。

オーストリアの租税に関する権限は立法権限(Abgabenhoheit)、収入権限(Ertragshoheit)及び税務行政権限(Verwaltungshoheit)の三種類に分類される。オーストリアの租税に関する主要法律としては連邦憲法のほかに、財政の基本について定めた財政憲法並びに連邦、州及び市町村の財政調整について定めた財政調整法がある。

連邦、州及び市町村間の財政に関する役割分担は連邦憲法第 13 条に基づいて制定される財政憲法により定められている[774]。

連邦及び州には税の立法権限があり、市町村は連邦法又は州法で認められた権限の範囲内において一定の税を条例で制定することができることとされている。

（2）連邦共同税と固有税

連邦共同税は連邦が賦課徴収を行い、その税収を財政調整法で定められた配分基準に従って連邦、州及び市町村に配分されることとされているが、各連邦共同税の連邦、州及び市町村への配分比率は連邦共同税ごとにそれぞれ定められている。連邦共同税には所得税、売上税、法人税といった主要税目のほかに土地取得税、相続税、鉱油税などの税目も含まれている。

固有税としての連邦税にはタバコ税、エネルギー税、資本移転税、保険税、法律に基づく手数料等がある。州税には消防税、観光税、狩猟・漁労税、特定目的娯楽税等がある。市町村税には不動産税、共同体税、別荘税、一般目的娯楽税、犬税、使用料・手数料等がある。

（3）オーストリアにおける租税の賦課徴収の実情

税の課税権限及び税収の配分については連邦法により定められており、2002 年業務報告概要[775]によれば、税のほとんど大部分は連邦により賦課徴収されている。すなわち連邦が賦課徴収する税が全体の 95%にも達しており、州及び市町村が賦課徴収する税はわずか 5%に過ぎない。

ただし実際の税収の最終的な配分は、同報告によると連邦が 70.2%、ウィーンを除く州が 9.3%、州及び市町村としてのウィーンが 6.2%、ウィーンを除く市町村が 10.9%、欧州連合に対する負担金が 3.4%となっている。

また各税金の金額は Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, Wien 2003,pp129-132, Tabelle7.1-7.4 に依拠している。

773　原語は gemeinschaftliche Bundesabgabe であり、直訳すれば「共同連邦税」である。その意味するところは「共同税である連邦税」である。ここでは「共同税であること」は連邦税の修飾語であり、連邦税が主たる意味になっている。しかしながら、この用語の実質的に意味するところは「共同税」であるので、訳語は単純に「共同税」としたほうが一般的には理解しやすかったと思われるが、少し意訳に過ぎるためここでは上記のとおり「連邦共同税」と翻訳した（以下同じ）。

774　第 9 章第 1 節参照。

775　Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2002

また財政調整法に基づく財政調整及び費用負担後の税収の配分は、連邦が 56.8%、ウィーンを除く州が 21.2%、州及び市町村としてのウィーンが 8.6%、ウィーンを除く市町村が 10.0%、ＥＵに対する負担金が 3.4%になる。

（４）連邦共同税の配分

ア　主要な連邦共同税の配分

オーストリアの税収の約８割は連邦共同税である。連邦共同税は連邦が賦課決定して徴収し、州及び市町村は連邦共同税収入から財政調整法で定められた一定の取り分を受領する。2003 年の決算見込みによると連邦共同税主要４税目の税収及びその連邦、州及び市町村間の配分は次のとおりである。

図表８－２－１　2003 年度における主要４税目の税収見込額及びその配分

（単位：ユーロ、%）

税　目	税収見込額（ユーロ）	連　　邦		州		市　町　村	
		配分率(%)	配分見込額（ユーロ）	配分率(%)	配分見込額（ユーロ）	配分率(%)	配分見込額（ユーロ）
売上税	16,472,000,000	67.437	11,108,222,640	18.341	3,021,129,520	14.222	2,342,647,840
賃金税	16,944,000,000	71.891	12,181,211,040	14.941	2,531,603,040	13.168	2,231,185,920
法人税	4,332,000,000	71.891	3,114,318,120	14.941	647,244,120	13.168	570,437,760
所得税	2,677,000,000	71.891	1,924,522,070	14.941	399,970,570	13.168	352,507,360
合　計	40,425,000,000		28,328,273,870		6,599,947,250		5,496,778,880

（出典）Bundesministerium der Finanzen がインターネットに公開しているデータを基に作成。
http://www.bmf.gv.at/Budget/Finanzbeziehungenzu658/Besteuerungsrechteu695/_start.htm

イ　連邦共同税の税収配分比率

また、すべての連邦共同税収の連邦、州及び市町村間の配分比率を 2001 年度についてみると図表８－２－２のとおりである。なお 2002 年以後の配分比率は毎年度変更されるため下表の配分比率とは一致していない。

図表８－２－２　2001 年度における連邦共同税の税収配分比率（単位：%）

税　目	連邦	州	市町村	合計
法人税	71.704	15.042	13.254	100.000
査定所得税	71.704	15.042	13.254	100.000
賃金税	71.704	15.042	13.254	100.000
資本利得税Ⅰ	71.704	15.042	13.254	100.000
相続・贈与税	78.571	21.429	0.000	100.000
自動車税	87.947	12.053	0.000	100.000
資本利得税Ⅱ	53.000	27.000	20.000	100.000
売上税	67.437	18.341	14.222	100.000
ビール税	57.733	23.328	18.939	100.000
発泡ワイン税	38.601	33.887	27.512	100.000
その他のアルコール類税	38.601	33.887	27.512	100.000
アルコール税	55.508	24.556	19.936	100.000
鉱油税	91.291	6.575	2.134	100.000
広告税	4.000	9.083	86.917	100.000
土地取得税	4.000	0.000	96.000	100.000
未開発土地保有税	4.000	0.000	96.000	100.000
エンジン関連保険税	66.779	33.221	0.000	100.000
芸術振興税	70.000	30.000	0.000	100.000

（出典）　2001 年財政調整法第 10 条に基づき作成。

２　連邦共同税及び連邦税の概要

（１）所得税（Einkommensteuer　連邦共同税）

所得税の課税対象者はオーストリアに６か月以上住所又は居所を有する自然人である。課税対象となる所得類型は農林業による所得、自営業による所得、営業による所得、給与所得、資本所得、賃貸による所得及び所得税法第 29 条に定めるその他の所得の７項目に分けられており、この７項目に該当しない収入は所得税の課税対象所得ではない。

所得税には①査定による所得税（Veranlagte Einkommensteuer）、②賃金税（Lohnsteuer）、③資本利得税（Kapitalertragsteuer）Ⅰ及び④資本利得税Ⅱの４種類がある。

賃金税は給与を支払う時に給与所得から源泉徴収される所得税であり、資本利得税は特定の資本からの収益である資本利得から源泉徴収される所得税である。そのうち資本利得税Ⅰは配当金及び匿名組合からの資本利得を対象としており、資本利得税Ⅱは債権、有価証券、銀行預金等からの資本利得を対象にしている。

所得税の算出は前記の７項目の所得を合計した総所得に基づいて行われる。所得税の課税に当たっては当然個人の税負担能力が考慮されており、最低限以下の所得に対しては課税されず、またさまざまな所得控除が設定されており、所得税に係る平均控除額は

1,264 ユーロとなっている。なお所得税額は納税申告により確定する。

所得税の税率は累進税率が採用されており図表８－２－３のとおりである。課税最低限の所得 3,640 ユーロを超えると最低税率は 21%であり、所得が多くなるにつれて税率は 10%づつ逓増していく[776]ので、相当高い税率であるといえよう。

図表８－２－３　所得税の税率

区分	所得	税率
A	3640 ユーロ以下	0%
B	3641～7270 ユーロ	21%
C	7271～21800 ユーロ	31%
D	21801～50870 ユーロ	41%
E	50871 ユーロ以上	50%

2001 年度の査定による所得税収は 38 億 1,390.3 万ユーロであり、賃金税収は 151 億 5,434.9 万ユーロであり、資本利得税Ⅰの税収は 4 億 3,190.9 万ユーロであり、資本利得税Ⅱの税収は 16 億 1592.3 万ユーロであり、この 4 税目を合計した所得税全体の税収は 210 億 1,608.4 万ユーロである。所得税全体に占める賃金税の割合は 72.1%となっており、オーストリアでも源泉所得税収が所得税の中で圧倒的な地位を占めている。また所得税収は売上税収の 161 億 4,766.3 万ユーロを凌いで第一位の税収の地位を占めている。

（２）法人税（Körperschaftsteuer　連邦共同税）

法人税は民法上の法人（主に物的会社）及びそれと同様の団体の所得に対して課税される。外国法人については国内で発生した所得が課税対象となる。納税義務者は①民法上の法人、②公法上の法人で営業活動を行うもの、③権利能力なき社団、協会、財団及びその他の目的財産である。

法人税の税率は原則として 34%であるが、軽減税率制度が設けられており特定の所得等については 25%、民間の財団の収益等については 12.5%の税率が適用されている。なお 2004 年度の税制改革により 2005 年 1 月 1 日以降は法人税の税率が 34%から 25%へと大幅に引き下げられることが決定されている。2001 年度の法人税収は 62 億 3,543.6 万ユーロである。

（３）売上税（Umsatzsteuer　連邦共同税）

売上税はオーストリア国内でその対価が支払われる売上について課税され、納税義務者は企業であるが、売上税を実際に負担するのは財やサービスを消費目的で購入した最終消費者である。

税率は原則として 20%であるが、食料品、書籍類、旅客運賃、映画館入場料、劇場入場料、ごみ処理代金などについては 10%の軽減税率が適用されている。輸出用の売上はオーストリア国内では課税されないが、輸入の場合には国境通過時に輸入売上税が課税される。

776　なお最高税率は 50%である。

土地の売却、社会保険事業者及び公益団体の売上並びに私立学校及び個人教授による売上については一般売上税としての売上税は課税されないが、その代わりに土地取得税や保険税などの特定売上税が課税される。

連邦共同税の中で売上税は所得税に次いで税収が多く、2001 年度の売上税収は前記のとおり 161 億 4766.3 万ユーロである。

（４）財産税（Vermögensteuern）

財産税には相続贈与税、土地取得税、資本移転税及び未開発土地保有税の４税がある。

ア　相続贈与税（Erbschafts- und Schenkungssteuer　連邦共同税）

相続贈与税は無償の財産移転に対して課税される税であり、死亡した人からの相続又は受贈並びに贈与及び特定寄付に対して課税される。

税率は累進税率となっており、取得した財産の価値並びに被相続人及び相続人並びに遺贈者及び受贈者との親族関係によって異なる税率が適用される。税率区分は最低 2%から最高 60%までとなっている。最低税率の 2%が適用されるのは資産価値が 7,300 ユーロまでの財産で親族関係が最も近いクラス１（配偶者と子ども）の場合であり、最高税率の 60%が適用されるのは資産価値が 438 万ユーロを超える財産で親族関係がクラス５（甥姪より遠い親族間の特定寄付）の場合である。

2001 年度の相続贈与税収は 1 億 6,576.6 万ユーロである。

イ　土地取得税（Grunderwerbssteuer　連邦共同税）

土地取得税は国内の土地の取得に対して購入価格の 3.5%（配偶者、親、子相互間の購入の場合には 2%）が課税される流通税である。形式上は連邦共同税であるが、税収の 96%は市町村の取り分となっており、残りの 4%は徴税費用相当分として連邦の取り分となっている。各市町村への税収の配分は徴税地を基準にして行われる。

2001 年度の土地取得税収は 4 億 9,151.9 万ユーロである。

ウ　資本移転税（Kapitalverkehrsteuern　連邦税）

国内の物的会社設立時における自己資本の移転について課税される連邦税であり、税率は 1%である。

2001 年度の資本移転税収は 5,612.6 万ユーロである。

エ　未開発土地保有税（Bodenwertabgabe　連邦共同税）

未開発土地保有税は土地価格の上昇や土地に対する投機を抑制するために建設が予定されている土地について課税される税であり、課税対象となるのは不動産税が課税されない更地であり、一定の条件に該当するものについては課税が免除される。税額の算出基礎は統一価格であり、統一価格が 1 万 4,600 ユーロ以上の土地について 1%の税率で課税される。

土地取得税と同様に形式上は連邦共同税であるが、税収の 96%は市町村の取り分となっており、残りの 4%は徴税費用相当分として連邦の取り分となっている。

未開発土地保有税の税収は少なく、しかも減少傾向にあり、2001 年度の税収はわずか 522.4 万ユーロに過ぎない。

（５）手数料法に基づく手数料（Gebühren nach dem Gebührengesetz　連邦税）

手数料法に基づく手数料は一定の文書（証明書、請願書、同封書、調書等）及び一定の文書形式の法律行為（賃貸借契約、貸付契約、信用貸付契約、譲渡契約等）について納入義務が発生する。公法上の領域における連邦、州及び市町村に係るこれらの文書及び法律行為については手数料の納入義務は発生しない。手数料は定額のものと定率のものがある。

手数料法は祖税法上議論の余地のある法律であるが、その収入は金額的に重要なものとなっており、2000 年度の収入は 109 億シリングである。

（6）流通税

流通税としては自動車税、乗用自動車の標準燃料消費税、貨物自動車の道路利用税、保険税等がある。

ア　自動車税（Kraftfahrzeugsteuer　連邦共同税）

自動車税全体はエンジン関連保険税と自動車税に区分されており、車の排気量、エンジン性能、重量によってその税額は異なる。自動車税は連邦と州に配分されるが、税収全体の約 83%が連邦の取り分となっている。

2001 年度の全体の自動車税収は 1 億 5,193.5 万ユーロである。

イ　標準燃料消費税（Normverbrauchsabgabe　連邦税）

標準燃料消費税は自動車若しくは自動二輪車の最初の購入又は個人輸入した時の国内における最初の使用許可に対して課税される税である。燃料消費量の少ない自動車の税率は優遇されている。課税対象者は自動車を生産する企業であり、個人輸入の場合は使用許可書の保有者である。税額算出の基礎となるのは自動車の価格であり、個人輸入の場合は国内における標準的な価格である。標準燃料消費税の税率は自動車の平均燃料消費量又は排気量に応じて算出基礎額の 0%から 16%までとなっている。

2001 年度の標準燃料消費税収は 4 億 2,251.7 万ユーロである。

ウ　貨物自動車道路利用税（Straßenbenützungsabgabe　連邦税）

貨物自動車道路利用税はトレーラーを含む貨物自動車による国内公道の利用に対して課税される税である。課税対象となる貨物自動車は国内又は外国で使用許可を受けた貨物自動車でもっぱら貨物運送に使用され、最大制限重量が 12 トンまでのものである。課税対象者は貨物自動車の使用許可書の保有者である。

2001 年度の貨物自動車道路利用税収は 8,568 万ユーロである。

（7）保険税（Versicherungssteuer　連邦税）

保険税は保険契約者による保険料の支払いを課税対象としている。税を実質的に負担するのは保険契約者であるが、保険会社が保険税を計算して納税する。社会保険については保険税の適用が除外されている。税率は保険の種類によって異なり、年金付きの生命保険又は傷害保険等については保険料支払額の 11%、その他の生命保険及び障害保険については保険料支払額の 4%、年金共済金庫法に基づく高齢者扶助、遺族扶助及び障害者扶助については保険料支払額の 2.5%、医療保険については保険料支払額の 1%となっている。農林業用保険については特別規定の適用があり、保険税の対象となる保険契約に係る保険料収入に対しては売上税の課税が免除される。

2001 年度の保険税収は 8 億 1,428.1 万ユーロである。

（8）消費税

消費税には①ビール税、②発泡ワイン税、③鉱油税、④アルコール税及び⑤タバコ税があるが、欧州連合法に適合するように課税の調整措置を実施することが必要とされている。

ア　ビール税（Biersteuer　連邦共同税）

ビール税はプラトーとよばれるビールの麦汁エキスの基本濃度により算出されており、ビール 100 リットル中の 1 プラトーにつき 2.08 ユーロが課税されることとされていた。小規模の醸造所についてはビール税の軽減が実施されていた。

2001 年度のビール税収は 1 億 9,935.6 万ユーロであるが、2004 年 1 月に同税の廃止が決定された。

イ　発泡ワイン税（Schaumweinsteuer　連邦共同税）

7%以下のアルコール分を含むワインに対して、100 リットル毎に 144 ユーロ又は 72 ユーロが課税されている。

2001 年度の発泡ワイン税収は 2,260.8 万ユーロである。

ウ　鉱油税（Mineralölsteuer　連邦共同税）

鉱油税の対象となるのは燃料用又は燃料製造用の鉱油及び暖房用又は暖房燃料製造用の鉱油である。また鉱油以外の物質であっても燃料用や暖房用に使われる炭化水素を含む物質も鉱油税の対象とされている。税率は製品の性質及び用途によって異なっている。

2001 年度の鉱油税収は 28 億 8,049.3 万ユーロである。

エ　アルコール税（Alkoholsteuer　連邦共同税）

アルコール税の対象は専門用語で定義された様々なアルコール類の製造及び輸入である。税率はアルコール類 100 リットルにつき 100 ユーロである。ただし一定の自家用アルコール類や一定量以下のもので許可を受けたものについては税率が本来の税率の 54%に軽減されている。2000 年度の税収は約 18 億シリングであった。

2001 年度のアルコール税収は 7,425.1 万ユーロである。

オ　タバコ税（Tabaksteuer　連邦税）

タバコ税の対象となるのはタバコのほか、葉巻、ツィガリロ（葉巻の一種）、嗅ぎタバコ及び噛みタバコである。タバコ税の税率は細刻みでない葉巻とツィガリロは小売価格の 13%、細刻みの葉巻とツィガリロは小売価格の 47%、それ以外のタバコは小売価格の 34%であったが、2002 年 1 月からは従量税と従価税の併用方式でタバコ税の税率が計算されることとなり、現在では 1,000 本につき 19.11 ユーロに小売価格の 42%を加えたものが税額とされており、最低でも 1,000 本につき 65 ユーロの税額となっている。

2001 年度のタバコ税収は 12 億 3,407 万ユーロである。

（9）その他の税

その他の税としては家族負担調整基金に対する雇用者負担金、空港安全負担金、廃棄物処理負担金、エネルギー税（電気税、天然ガス税）及び広告税がある。

ア　家族負担調整基金に対する雇用者負担金（Dienstgeberbeitrag zum Familienlastenausgleichfonds　連邦税）

雇用者は教科書、出産補助金及び家族補助金のために家族負担調整基金に対する負担金を支払うことされている。連邦、州及び市町村はこの負担金の対象外であるが、経済活動を行う企業などは課税対象となる。

2001 年度の家族負担調整基金に対する雇用者負担金収入は 32 億 6,222.7 万ユーロである。

イ　空港安全負担金（Sicherheitsbeitrag　連邦税）

空港安全負担金は保安負担金とリスク割増金から構成されている。空港運営事業者が金額を算出してそれを航空会社から徴収しているが、最終的には旅客が負担することになる。

2001 年度の空港安全負担金収入は 2,868.4 万ユーロである。

ウ　廃棄物処理負担金（Altlastenbeitrag　連邦税）

廃棄物処理負担金は廃棄物処理法に基づき長期間のごみの埋め立て、埋立地の起伏ならし並びにごみの貯蔵及びごみの輸出に対して負担するものである。目的税であり、その税収は未処理のまま放置された産業廃棄物の実態の把握やその処理のために使用される。納付対象者はごみ集積所の運営事業者やごみの輸出者である。

20001 年度の廃棄物処理負担金収入は 8,857.3 万ユーロである。

エ　電気税（Elekrizitätsabgabe　連邦税）

1996 年電気税法に基づき電気の供給者に対して 1 キロワット当たり 0.015 ユーロが課税される。

オ　天然ガス税（Erdgasabgabe　連邦税）

2001 年天然ガス法に基づき燃料･暖房用天然ガスの供給者に対して 1 立方メートル当たり 0.0436 ユーロが課税される。

2001 年度の電気税と天然ガス税を合計したエネルギー税収は 7 億 5,445.8 万ユーロである。

カ　広告税（Werbeabgabe　連邦共同税）

従来は州税及び市町村税だった告知税に代わって 2000 年度から新しく広告税として導入された税である。広告主が支払う広告掲載料の 5%が課税される。

2001 年度の広告税収は 8,773.4 万ユーロである。

３　州税及び市町村税の概要

州税及び市町村税はその収入がもっぱら州若しくは市町村に帰属するもの又は州と市町村間で配分されるものをいう。不動産税、共同体税及び火災保険税を除いて、それ以外の州税及び市町村税の立法権限は州にある。

市町村は連邦法又は州法の授権に基づいて課税を行うことができる。

（１）不動産税（Grundsteuer　市町村税）

不動産税は財政法上の分類は市町村税であるが、その立法権限は連邦にあり、市町村

はあらかじめ定められた最高税率の範囲内でその税率を決定することができる。不動産税は農林業用地に課税する不動産税Aとその他の土地に課税する不動産税Bから構成されている。

2001 年度の不動産税 A の税収は 2,821.8 万ユーロであり、不動産税 B の税収は 4 億 5,114.4 万ユーロである。

（2）共同体税（Kommunalsteuer　市町村税）

共同体税の課税対象は雇用者が支払う賃金であり、課税対象となる雇用者は自由業や農業も含む全ての事業主である。税率は全国一律で 3%である。

2001 年度の共同体税収は 17 億 9,667.2 万ユーロであり、市町村税の基幹税としての地位を占めている。

（3）別荘税（Zweitwohnsitzabgaben　市町村税）

別荘税は 1993 年の財政調整法に基づいて州が制定する法的根拠を必要とする市町村税とされたが、現在ではフォアアールベルク州にしか存在していない。

（4）火災保険税（Feuerschutzsteuer　州税）

火災保険税は国内にある火災保険対象物に係る火災保険の保険料の支払いについて課税される。税率は支払い保険料の 8%であり課税対象者は保険会社である。州税であるが、連邦が税を徴収して州に配分している。

2001 年度の火災保険税収は 4,530.2 万ユーロである。

（5）観光税（Fremdenverkehrsabgaben　市町村税）

観光税は①宿泊税と②観光振興税から構成されている。

宿泊税（Ortstaxen）はその土地に居住していない人の宿泊に対して課税される税であり、ホテル、ペンション、民宿などの宿泊施設を経営する事業者が納付する。　観光振興税（Interessentenbeiträge = Fremdenverkehrsförderungsbeiträge = Tourismusabgaben）は一般的には観光事業に関与している企業が納付する。

2001 年度の観光税収は 1 億 286.1 万ユーロである。

（6）狩猟及び漁労税（Jagd- und Fischereiabgaben　州税）

狩猟及び漁労税は狩猟免許証、漁労免許証若しくは狩猟権の保持者又は借用者に対して課税される州税である。

2001 年度の狩猟及び漁労税収は 949.1 万ユーロである。

（7）道路通行税（Mautabgabe　州税）

自然景観の美しい地域へ通じる道路の通行について道路利用者に課税される州税である。

（8）飲料及びアイスクリーム税（Getränke- und Speiseeissteuer　市町村税）

飲料及びアイスクリーム税は小売人又は飲食店経営者が飲料及びアイスクリームの売上金額について税率 10%（ノンアルコール飲料はについては 5%）で課税されていた税金であったが、欧州連合の課税と調整するため 2000 年に廃止された。

（9）一般目的娯楽税（Lustbarkeitsabgaben ohne Zweckwidmung des Ertrages (Vergnügungssteuern)）

一般目的娯楽税は映画、演劇、ダンス、コンサート、サーカス、トンボーラ（福引）、ビデオソフトの貸し出しの対価についてその 10% が課税される税金である。ゲーム機の利用についてはさらに高い税率で課税されている。なおこの一般目的娯楽税が課税されているのはウィーンのみである。

2001 年度の一般目的娯楽税収は 7,369.5 万ユーロである。

（10）特定目的娯楽税（Lustbarkeitsabgaben mit Zweckwidmung des Ertrages　州税）

特定目的娯楽税には①ラジオ又はテレビ受信機の設置及び使用に課税される税、②戦争犠牲者のために使われる税及び③スポーツ振興税の 3 つの税目がある。

2001 年度の特定目的娯楽税収は 7,461.1 万ユーロである。

（11）動物税（Abgaben für das Halten von Tieren　市町村税）

犬の保有に対して課税される税金であり税率は定額である。現時点では犬以外の動物の保有に対して動物税は課税されていない。

2001 年度の動物税収は 830 万ユーロである。

（12）共同スペース利用税（Gebrauchsabgaben; 通称 Luftabgabe　市町村税）

広場など公共の共同スペースの利用についてその収入の 3%又は定額が課税される税金である。

2001 年度の共同スペース利用税収は 1 億 5,329.5 万ユーロである。

（13）関係者負担金（Interessentenbeiträge (州によって名称が異なる)　市町村税）

道路、上水道、下水道、ごみ処理施設等の整備によって受益する土地所有者がその整備に必要な費用を負担する受益者負担金であり、その徴収の根拠法は基本的には建築関連法規、道路法、上水道供給法等である。施設使用料と異なり関連する施設の使用関係の有無を問わない。

2001 年度の関係者負担金収入は 2 億 4,648.4 万ユーロである。

（14）使用料手数料（Benützungsgebühren　州税及び市町村税）

使用料手数料は水道使用料、下水道使用料、ごみ処理手数料、畜殺場使用料、計量台使用料、市場使用料等の使用料手数料である。これは施設の利用又はサービスの対価として徴収されるものであり、徴収額は年間所要費用額の 2 倍までに制限されている。

（15）公共交通接続税（Verkehrsanschlußabgabe　市町村税）

企業の施設が公共交通に接続する場合に課税される税金である。

（16）州が個別に承認した市町村税

例えばウィーンにおいては、従業員一人につき週 10 シリング（0.72 ユーロ）を徴収する雇用者税（Dienstgeberabgabe）[777]という税金が課税されている。

これ以外に市町村が独自に課税している税として短期駐車地区で複数回駐車した場合に課税される駐車料金（Parkgebühren）や採石場やスキー滑走路等の利用に対して課税される自然保護税（Naturschutzabgaben）がある。

第 3 節　市町村財政

[777] この税は「地下鉄税」（U-Bahn Abgabe）とも通称されている。

1　はじめに

本節は、「Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichischer Städte, Wien 2001」所収の Helfried Bauer 氏と Paul Windisch 氏の共同執筆論文「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000（1990 年度から 2000 年度にかけてのオーストリア市町村財政の展開）」の内容に全面的に依拠して記述したものであり、本節に掲載した図表はすべて同論文中の図表を全面的に掲載したものであることを最初にお断りしておく。オーストリアの市町村財政の実態について分析した適当な文献がほかに入手できず、また適当な概説書も見出すことができなかったため、この部分の執筆が停滞して難渋していたが、KDZ の Helfried Bauer 氏と第一オーストリア貯蓄銀行の Paul Windisch 氏のお陰で、本書でオーストリアの市町村財政の実態についてある程度まとまった記述をすることができた。この論文に依拠して記述することを許可していただいた両氏に心から深甚なる感謝を申し上げる次第である。

オーストリアが 1995 年に欧州連合に 1999 年に欧州通貨同盟に加入して以来、経済及び公共部門における数多くの構造改革が実施されており、そのうちのいくつかは市町村財政にも深刻な影響を与えている。これらの構造改革は現在でも進行中であり、2004 年における欧州連合の拡大を踏まえて更に加速されている。1990 年代の半ば頃から大規模に開始された公共財政部門の整理統合の推進により、とりわけ市町村の経済的活動は再組織化されつつある。

特にオーストリアの欧州連合加入に伴い会計制度の改正が実施され、財政統計の連続性が確保できないという問題が生じている。市町村財政に関する統計数値は 1998 年度以前と 1999 年度、更には 2000 年度でまったく異なるものになってしまった。2000 年度の市町村財政に関する数値は独立した公的企業（主として又は専ら市場経済活動を志向した企業）に係る数値を包含しているが、それ以前の年度と異なり包含されているのは純利益又は純損失のみであり、このことは 2000 年度の公的企業に係る数値は公的企業から市町村に配当される利益又は市町村が補填する損失補填額のみしか計上されていないことを意味している。支出面については,独立した公的企業に係る人件費、物件費、投資支出及び利子支払額の全部又は一部が市町村会計の決算から除外されており、収入面については、事業活動からの収入、例えば社会資本の利用料金やサービス提供の対価である料金はもちろん、独立した公的企業による借入金収入ももはや決算から除外されることになってしまった。

また連邦財政の統計数字も大きく変化した。毎年の歳入歳出額の表示に関する仕組みが変更され、特に当該会計年度内に返済する借入金（一時借入金）額とそれに係る会計操作がすべて歳入歳出に合算されてしまうことになった。その結果連邦財政の重要な鍵となる統計数値がインフレ的な数値となってしまったために国民経済に関する統計数値と調和しなくなった結果、両者の関係をうまく説明することができなくなってしまった。

２　市町村財政の重要性

2000 年度（2000 年 1 月 1 日現在）のウィーンを含むオーストリアの 2,359 市町村の財政規模は、189.4 億ユーロであり、国民経済上だけでなく公共セクター内でも重要な地位を占めている。

図表8－3－1　　連邦、州及び市町村の歳入額

年　度	連　邦	州 (ウィーンを除く)	ウィーン	市町村 (ウィーンを除く)	合　計
単位：百万ユーロ					
1990年	39,592.0	10,898.2	6,005.4	7,438.9	63,934.4
1991年	43,253.9	11,609.9	6,502.5	8,296.1	69,662.4
1992年	47,192.4	12,917.2	7,410.6	9,153.7	76,673.9
1993年	55,846.9	14,148.5	7,782.4	9,936.1	87,713.8
1994年	56,868.4	14,359.9	8,837.6	10,455.7	90,521.6
1995年	65,348.8	15,643.7	9,044.6	11,048.2	101,085.4
1996年	61,154.9	16,256.3	8,762.0	11,294.6	97,467.8
1997年	71,217.9	16,441.9	8,921.5	11,446.8	108,028.0
1998年	80,271.8	17,282.7	7,790.8	11,933.1	117,278.4
1999年	86,829.6	17,747.5	8,013.7	12,138.9	124,729.7
2000年	123,865.8	18,850.3	9,139.4	9,803.2	161,658.6
連邦、州及び市町村歳入額の歳入全体に対する割合：単位　%					
1990年	61.9	17.0	9.4	11.6	100.0
1991年	62.1	16.7	9.3	11.9	100.0
1992年	61.5	16.8	9.7	11.9	100.0
1993年	63.7	16.1	8.9	11.3	100.0
1994年	62.8	15.9	9.8	11.6	100.0
1995年	64.6	15.5	8.9	10.9	100.0
1996年	62.7	16.7	9.0	11.6	100.0
1997年	65.9	15.2	8.3	10.6	100.0
1998年	68.4	14.7	6.6	10.2	100.0
1999年	69.6	14.2	6.4	9.7	100.0
2000年	76.6	11.7	5.7	6.1	100.0
国内総生産(GDP)に対する連邦、州及び市町村の歳入の割合：単位　%					
1990年	29.6	8.2	4.5	5.6	47.9
1991年	30.2	8.1	4.5	5.8	48.6
1992年	31.1	8.5	4.9	6.0	50.5
1993年	35.6	9.0	5.0	6.3	55.9
1994年	34.4	8.7	5.3	6.3	54.7
1995年	37.9	9.1	5.2	6.4	58.7
1996年	34.3	9.1	4.9	6.3	54.7
1997年	39.0	9.0	4.9	6.3	59.2
1998年	42.3	9.1	4.1	6.3	61.7
1999年	44.2	9.0	4.1	6.2	63.4
2000年	60.5	9.2	4.5	4.8	78.9

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 1

図表８－３－１に示すとおり 2000 年度におけるウィーンを含む市町村の歳入額は国内総生産（GDP）の 9.3%を占めている。このうち州でもあり市でもあるウィーンの歳入額は国内総生産（GDP）の 4.5%を占めており、それ以外の 2,358 の一般市町村の歳入額は国内総生産（GDP）の 4.8%を占めている。首都ウィーンの財政規模がそれ以外の全市町村の財政規模にほぼ匹敵する大きな規模となっていることが注目される。

州としてのウィーンを含むすべての市町村の歳入額の国内総生産に占める割合は 9.3%であり、ウィーンを除くすべての州の歳入額の国内総生産に占める割合は 9.2%であるので、わずかながら前者が後者を上回っているが、ほぼ同じ規模である。

しかしながら連邦ははるかに大きな財政規模であり、2000 年度における連邦の財政規模は 1,238.7 億ユーロ、連邦の歳入額の国内総生産に占める割合は 60.5%にも達しているが、これは前記のとおり統計技術上の理由によるインフレを反映した数値であって実態と乖離した数値となっている。ちなみに入手することができたその後修正された 2001 年度における連邦の実質的な歳入額の数値は 995.4 億ユーロであり、連邦歳入額の国内総生産に占める割合も 47.0%となっている。図表８－３－１における各年度の数字の連続性から判断してこちらの数値が妥当な数値であると思われる。

なお図表８－３－１における市町村の数値における 1999 年度と 2000 年度との間の不連続も前記の統計方法変更の結果が反映したものである。

３　市町村の歳入

図表８－３－２に示すとおり 2000 年度におけるウィーンを除く市町村の歳入額は 98.033 億ユーロで、前年度に比較して 23.356 億ユーロも減少している。この 19.2%にも達する巨額の財政規模の縮小は前述の独立した公的企業の収入及び支出が市町村の財政統計から除外されたことでその大部分が説明でき、それ以外の小さな部分は予算制度の整理統合が行われたことで説明できる。

これに対して図表８－３－２に示すとおり租税収入は財政統計の変更の影響を受けなかったため、2000 年度におけるウィーンを除く全市町村の租税収入は 56.382 億ユーロであり、1999 年度に比べて 1.583 億ユーロ、2.7%減少しているに過ぎない。

図表8－3－2　ウィーンを除く市町村の歳入額

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
	単　位: 百万ユーロ										
販売及びサービスの提供からの収入	1,446.9	1,581.1	1,768.6	1,952.0	2,123.1	2,341.4	2,364.7	2,437.1	2,727.7	2,832.0	1,562.2
資産収入	231.8	256.3	291.0	291.7	297.9	339.7	337.8	340.5	352.7	349.7	346.6
税収入(共同税の取り分を含む)	3,884.5	4,272.0	4,642.9	4,872.4	4,992.2	4,990.4	5,450.1	5,561.5	5,705.7	5,796.5	5,638.2
うち、所得課税及び資産課税	1,729.6	1,974.1	2,163.0	2,236.4	1,843.9	1,840.0	2,042.3	2,166.3	2,245.1	2,250.0	1,990.7
うち、生産課税及び輸入課税	2,154.9	2,297.9	2,479.9	2,636.0	3,148.3	3,150.4	3,407.8	3,395.2	3,460.6	3,546.5	3,647.5
経常的収入	577.5	655.4	697.0	732.7	797.5	864.4	906.2	908.6	913.6	862.1	588.1
うち、公共団体からの収入	515.1	583.3	623.7	645.4	703.3	768.3	800.9	803.8	812.7	764.1	482.8
うち、企業及び個人からの収入	62.4	72.1	73.3	87.3	94.2	96.1	105.3	104.8	100.9	98.0	105.3
経常的歳入計	**6,140.7**	**6,764.8**	**7,399.5**	**7,848.8**	**8,210.7**	**8,535.9**	**9,058.8**	**9,247.7**	**9,699.7**	**9,840.3**	**8,135.1**
資産売却収入及び基金取り崩し	329.9	431.4	498.9	539.3	604.3	803.2	592.3	639.7	561.2	594.6	464.9
資本移転収入	357.9	425.9	452.8	509.7	503.5	473.8	485.3	554.8	602.9	570.2	779.8
貸付金の返済金	20.1	19.0	23.6	20.1	32.9	22.0	30.7	29.0	34.9	23.2	36.0
借入金	590.3	655.0	778.8	1,018.2	1,104.5	1,213.5	1,127.5	974.9	1,034.3	1,110.6	387.5
資本的歳入計	**1,298.9**	**1,531.3**	**1,754.1**	**2,087.3**	**2,245.2**	**2,512.5**	**2,235.8**	**2,198.4**	**2,233.3**	**2,298.6**	**1,668.2**
歳入合計	**7,438.9**	**8,296.1**	**9,153.6**	**9,936.1**	**10,455.9**	**11,048.4**	**11,294.6**	**11,446.1**	**11,933.0**	**12,138.9**	**9,803.3**
単　位: %											
販売及びサービスの提供からの収入	19.5	19.1	19.3	19.6	20.3	21.2	20.9	21.3	22.9	23.3	15.9
資産収入	3.1	3.1	3.2	2.9	2.8	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	3.5
税収入(共同税の取り分を含む)	52.2	51.5	50.7	49.0	47.7	45.2	48.3	48.6	47.8	47.8	57.5
うち、所得課税及び資産課税	23.3	23.8	23.6	22.5	17.6	16.7	18.1	18.9	18.8	18.5	20.3
うち、生産課税及び輸入課税	29.0	27.7	27.1	26.5	30.1	28.5	30.2	29.7	29.0	29.2	37.2
経常的収入	7.8	7.9	7.6	7.4	7.6	7.8	8.0	7.9	7.7	7.1	6.0
うち、公共団体からの収入	6.9	7.0	6.8	6.5	6.7	7.0	7.1	7.0	6.8	6.3	4.9
うち、企業及び個人からの収入	0.8	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.1
経常的歳入計	**82.5**	**81.5**	**80.8**	**79.0**	**78.5**	**77.3**	**80.2**	**80.8**	**81.3**	**81.1**	**83.0**
資産売却収入及び基金取り崩し	4.4	5.2	5.5	5.4	5.8	7.3	5.2	5.6	4.7	4.9	4.7
資本移転収入	4.8	5.1	4.9	5.1	4.8	4.3	4.3	4.8	5.1	4.7	8.0
貸付金の返済金	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.4
借入金	7.9	7.9	8.5	10.2	10.6	11.0	10.0	8.5	8.7	9.1	4.0
資本的歳入計	**17.5**	**18.5**	**19.2**	**21.0**	**21.5**	**22.7**	**19.8**	**19.2**	**18.7**	**18.9**	**17.0**
歳入合計	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 2

図表8－3－3　特定の市町村税の税収額(ウィーンを除く)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	対90年比
	単　位: 百万ユーロ											
営業税	441.9	460.9	498.0	465.3	172.2	71.2	48.9	28.0	21.6	8.3	7.8	1.8
賃金総額税	471.2	510.8	546.2	567.1								
賃金総額税及び共同体税					974.5	1,049.2	1,087.2	1,117.6	1,160.1	1,216.1	1,244.3	
営業税＋賃金総額税+共同体税	**913.0**	**971.6**	**1,044.2**	**1,032.4**	**1,146.7**	**1,120.3**	**1,136.1**	**1,145.5**	**1,181.7**	**1,224.4**	**1,252.1**	**137.1**
飲料税	296.6	308.2	311.0	320.7	328.1	329.6	331.7	334.6	335.7	334.3	155.3	52.4
不動産税	234.0	242.3	284.7	297.7	311.4	321.9	335.8	345.3	355.8	369.2	378.3	161.6
関係者負担金	130.0	128.7	152.1	169.1	187.5	213.7	236.6	237.3	232.5	221.1	255.9	196.9
告知税	7.7	7.9	9.1	8.8	9.5	10.7	9.2	10.3	11.9	12.8	8.0	103.9
観光関係税	32.7	34.8	38.5	41.5	46.2	46.1	46.9	46.1	49.5	49.3	54.8	167.6
その他の市町村税	93.0	100.3	116.2	128.5	144.5	146.1	150.6	155.3	2,042.9	149.9	178.5	191.8
合計	**1,707.1**	**1,793.9**	**1,955.8**	**1,998.8**	**2,173.9**	**2,188.3**	**2,246.8**	**2,274.4**	**2,315.5**	**2,360.9**	**2,282.8**	**133.7**

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」　Tabelle 3-1

図表8－3－4　特定の市町村税の税収額(ウィーンの額)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	対90年比
	単　位: 百万ユーロ											
営業税	176.3	146.1	183.1	167.7	68.3	35.5	19.6	13.5	8.6	3.0	4.1	2.3
賃金総額税	197.5	214.3	229.4	235.9								
賃金総額税及び共同体税					398.3	419.3	431.5	457.6	463.2	479.3	491.1	
営業税＋賃金総額税+共同体税	**373.8**	**360.4**	**412.6**	**403.6**	**398.3**	**454.8**	**451.1**	**471.1**	**471.8**	**482.3**	**495.1**	**132.4**
飲料税	67.6	70.1	66.6	66.7	68.8	69.0	69.9	71.8	72.6	74.5	22.9	33.9
不動産税	57.8	54.1	65.9	67.4	70.1	73.0	73.7	75.0	76.4	81.4	84.5	146.2
関係者負担金	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.3	0.3	0.2	47.6
告知税	32.0	33.1	39.1	39.4	31.9	36.2	39.2	42.6	44.8	12.1	73.3	229.3
その他の市町村税	227.9	239.1	252.7	274.5	293.2	302.3	299.7	299.2	320.2	353.9	294.1	129.1
合計	**759.5**	**757.3**	**837.5**	**852.0**	**862.7**	**935.9**	**934.1**	**960.4**	**986.1**	**1,004.6**	**970.2**	**127.7**

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 3-2

４　市町村の歳入の構造

（１）2000 年度における急激な変化

図表８－３－２に示すとおり 2000 年度におけるウィーンを除く市町村の租税収入額の歳入全体に対する割合は 57.5%となっている。これは前年の 1999 年度の 47.8%と比べると 9.7%もの大幅な上昇となっているが、これは物品の販売やサービスの対価などの独立した公的企業の収入がすべて 2000 年度から市町村の歳入に算入されなくなったことによるものである。そのことは、物品の販売及びサービス提供の対価による収入の歳入全体に対する割合が 1999 年度の 23.3%から 2000 年度には 15.9%へと 7.4%も減少しており、金額にして 28.320 億ユーロから 15.622 億ユーロへと 44.8%も減少していることからから推定することができる。

（２）市町村の歳入構造の特徴

ア　共同体税が基幹税

図表８－３－３及び図表８－３－４に重要性を有する特定の市町村税の収入額を示しているが、図表８－３－３に示すとおり 2000 年度のウィーンを除く市町村の税収総額 22.828 億ユーロに対して主要税目である共同体税の収入が 12.443 億ユーロと 54.5%に達しており、この共同体税が市町村税収の基幹税となっていることがわかる。なお 1995 年度に賃金総額税が共同体税に制度変更されている。また図表８－３－４に示すとおり 2000 年度におけるウィーンの市町村税の収入総額 9.702 億ユーロに対して主要税目である共同体税の収入が 4.911 億ユーロとやはり 50.6%に達しており、首都ウィーンも同様の傾向を示している。

その他の主な税目について 2000 年度におけるウィーンを除く市町村の税収についてみると、不動産税が 3.783 億ユーロで 16.6%、受益者や原因者が負担する関係者負担金が 2.559 億ユーロで 11.2%、飲料税が 1.553 億ユーロで 6.8%となっており、共同体税を含めたこの 4 税目で全体の 89.1%に達しており、これ以外の税目はごくわずかな金額に過ぎない。

首都ウィーンについてみると、不動産税が 0.845 億ユーロで 8.7%、広告に課税される告知税が 0.733 億ユーロで 7.6%、飲料税が 0.229 億ユーロで 2.4%とこれらの３税目のシェアは比較的低く、一般市町村と比べると観光関係税を含むその他の税目が 2.941 億ユーロで 30.3%と大きなシェアを占めている。

イ　飲料税の廃止

飲料税収が 1990 年代前半は順調な伸びを示していたにもかかわらず、1995 年度以降は伸びがほとんどなかったのは、2 つの要素が相殺された結果である。観光需要の増加によって飲料の消費は増加したものの、他方で非アルコール飲料に対する税率が 10%から 5%に削減されたことによるものである。しかし欧州連合における税制の調和を確保するために 2000 年度に飲料税は廃止された。

ウ　不動産税

土地や建物に課税される不動産税収は次第に伸びが鈍化してきている。ウィーンを除く市町村の 1999 年度から 2000 年度にかけての不動産税収の伸び率は 2.5%にとどまっており、この 10 年間で最低の伸び率となっている。1990 年代を平均して不動産税がかなりの伸び率を示している（ウィーンを除く市町村の不動産税の税収は 1990 年度から 2000 年度にかけて 1.61 倍となっている）のは、1993 年に増税が実施されて税率が 20%上昇したことと、土地利用が農業的利用から建物や企業用地などの都市的利用に転換が進んだことを反映している。

エ　公共団体からの収入

図表８－３－２に示すとおり連邦、州及び他の市町村などの公共団体からの収入（ウィーンを除く）は 1999 年度に少し減少し、2000 年度には前記の財政統計の変更のため大幅に減少しており、歳入合計に占める割合は 4.9%となっている。1990 年度から 1998 年度の間にはこの割合は 6.5%から 7.1%のシェアを有していたが、1999 年度は 6.3%となり、2000 年度には 4.9%にまで著しく低下している。

オ　借入金

図表８－３－２に示すとおりウィーンを除く市町村の借入金収入は市町村の投資的経費の縮減傾向とマーストリヒト条約に基づく条件に適合するための予算編成の影響を受けて伸び悩んでおり、1993 年度から 1996 年度までは全歳入の 10%以上を占めていたが、1997 年度から 1999 年度には 8.5%から 9.1%のシェアとなり、2000 年度には前記のとおり市場経済活動を行っている独立した公的企業の収入がこの統計から除外されたことが影響して、このシェアは 4.0%と半分以下にまで著しく低下している。

（３）連邦共同税の配分

図表８－３－５は連邦共同税の連邦、州及び市町村の取り分額を 1990 年度から 2000 年度の間について示した表である。

図表8－3－5　連邦、州及び市町村の共同税の取り分額

年　度	総取り分	連　邦		州（ウィーンを除く）		ウィーン 州		ウィーン 市		市町村（ウィーンを除く）	
		百万ユーロ	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ	%
1990年	**23,190**	14,970	64.6	3,727	16.1	958	4.1	949	4.1	2,586	11.2
1991年	**25,707**	16,541	64.3	4,145	16.1	1,097	4.3	1,045	4.1	2,879	11.2
1992年	**27,780**	17,912	64.5	4,440	16.0	1,171	4.2	1,112	4.0	3,145	11.3
1993年	**28,364**	18,366	64.8	4,529	16.0	1,179	4.2	1,085	3.8	3,205	11.3
1994年	**30,247**	19,553	64.6	4,840	16.0	1,241	4.1	1,212	4.0	3,401	11.2
1995年	**29,146**	19,002	65.2	4,468	15.3	1,150	3.9	1,166	4.0	3,360	11.5
1996年[1)]	**33,128**	21,969	66.3	4,887	14.8	1,263	3.8	1,320	4.0	3,689	11.1
1997年[2)]	**34,121**	22,635	66.3	5,014	14.7	1,313	3.8	1,354	4.0	3,805	11.2
1998年	**39,410**	27,429	69.6	5,261	13.3	1,378	3.5	1,412	3.6	3,930	10.0
1999年	**40,158**	28,012	69.8	5,334	13.3	1,396	3.5	1,447	3.6	3,969	9.9
2000年	**41,634**	28,981	69.6	5,487	13.2	1,435	3.4	1,520	3.7	4,211	10.1
対1990年比											
2000年	179.5	193.6		147.2		149.8		160.2		162.8	

1）市町村からの赤字調整負担金（36.9 百万ユーロ）を除く。

2）市町村からの赤字調整負担金（78.2 百万ユーロ）及び病院負担金（69.6 百万ユーロ）を除く。

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 4

これによると、この 10 年間で連邦共同税の連邦の取り分が 64%台から 69%台にまで約 5%もシェアを拡大したのに比べて、ウィーンを除く州の取り分は 16%台から 13%台に約 3%、ウィーンを除く市町村の取り分も 11%台から 10%前後へと約 1%強それぞれシェアを減らしている。

ウィーンも州としての取り分が 4%そこそこから 3%半ばへと 0.6%から 0.8%程度、市としての取り分が 4 %そこそこから 3.6%から 3.7%へと約 0.5%弱それぞれシェアを減らしている。

この 10 年間について更に詳細に見ると、1990 年度から 1994 年度までの前半については連邦、州及び市町村の取り分の構成比はほとんど変化がなかったのに比べて、1995 年度以降に前記の傾向が生じていることがわかる。後半の 5 年間に連邦のシェアは 1994 年度の 64.6%から 1999 年度には 69.8%へと大幅に拡大している。

連邦共同税全体のこの 10 年間の増加率は 79.5%であったが、連邦の取り分の増加率は 93.6%と連邦共同税全体を相当上回る伸びを示しているのに対して、ウィーンを除く市町村の取り分の増加率は 62.8%であり、ウィーンを除く州の取り分の増加率はわずか 47.2%に過ぎない。市としてのウィーンの取り分の増加率は 60.2%、州としてのウィーンの取り分の増加率は 49.8%であり、それぞれ一般の州及び市町村の取り分の増加率と同様の傾向を示している。

5　州別の市町村税収の比較

（１）州別の市町村税収等の比較

図表８－３－６は1990年度から2000年度にかけての10年間の連邦共同税の取り分を含む各州別の市町村税収額の推移を示したものである。

図表8－3－6　各州別の市町村税収（連邦共同税の取り分を含む）

年　度	ブルゲンラント	ケルンテン	下オーストリア	上オーストリア	ザルツブルク	シュタイヤーマルク	チロル	フォアアールベルク	小　計	ウィーン	州合計
	単　　位：　百万ユーロ										
1990年	117.2	339.3	835.0	842.4	400.8	652.4	436.1	251.7	**3,874.9**	2,623.9	**6,498.8**
1991年	126.9	377.2	934.4	917.3	423.8	723.2	482.6	276.8	**4,262.3**	2,855.4	**7,177.6**
1992年	142.0	414.6	982.0	1,006.8	468.2	821.2	510.1	288.4	**4,633.2**	3,170.3	**7,803.5**
1993年	153.8	418.3	1,018.8	1,051.1	501.8	824.8	574.8	318.7	**4,862.1**	3,210.4	**8,072.4**
1994年	159.9	442.0	1,085.3	1,091.3	496.0	836.5	563.1	307.3	**4,981.4**	3,242.8	**8,224.2**
1995年	155.7	441.0	1,084.7	1,085.3	503.5	848.4	558.8	302.4	**4,979.9**	3,176.8	**8,156.6**
1996年	177.5	480.0	1,166.9	1,174.0	546.3	951.9	615.2	326.8	**5,438.6**	3,523.7	**8,962.3**
1997年	171.4	501.2	1,203.7	1,211.1	518.2	978.1	623.3	342.2	**5,549.2**	3,609.1	**9,158.3**
1998年	184.7	507.1	1,224.2	1,259.9	538.7	995.3	636.6	346.8	**5,693.2**	3,692.8	**9,386.0**
1999年	188.5	519.1	1,265.3	1,270.3	548.7	1,019.4	657.9	356.1	**5,825.4**	3,863.1	**9,688.5**
2000年	193.1	522.2	1,260.8	1,296.5	561.5	1,035.8	658.6	352.9	**5,881.3**	3,898.8	**9,780.1**
対1990年比											
2000年	164.7	153.9	151.0	153.9	140.1	158.8	151.0	140.2	151.8	148.6	150.5

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 5

オーストリア全州の 10 年間の連邦共同税の取り分を含む市町村税収の伸び率は50.5%であったが、州によりその伸び率はかなり異なっている。最も高い伸び率だったのはブルゲンラント州の64.7%であり、2番目がシュタイアーマルク州の58.8%、3番目が上オーストリア州とケルンテン州の53.9%で、この4州が平均を上回っている。逆に最も低い伸び率だったのがザルツブルク州の40.1%であり、2番目がフォアアールベルク州の40.2%、3番目がウィーンの48.6%となっている。

この要因は地域の経済状況の違いに求めることができる。南東部の諸州と同様に上・下オーストリア州の経済状況は西部諸州に比べて良好であった。逆に観光産業の景気があまり良好ではなかったために観光産業に対する依存度の高い西部諸州は東部諸州より大きな影響を受けた。またフォアアールベルク州の連邦共同税の取り分を含む市町村税収の伸び率が著しく低かった理由として、1993年に実施された不動産税率の改定が同州においてのみ部分的にしか実施されなかったことをあげることができる。

（２）市町村人口1人当たりの州別市町村税収額等の比較

図表８－３－７及び図表８－３－８は1990年度と2000年度における州別の市町村人口1人当たりの税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額の推移を示したものである。

図表8－3－7　州別市町村人口1人当たり税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額

	ブルゲンランド		ケルンテン		下オーストリア		上オーストリア		ザルツブルク		シュタイアーマルク	
	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年
	単　位：ユーロ											
不動産税A+B	30.21	48.58	43.98	66.14	37.83	59.91	38.05	60.81	46.60	74.13	32.70	54.08
営業税	32.98	0.02	58.40	0.64	63.38	0.65	77.13	0.81	115.37	4.78	45.06	1.16
共同体税＋94年度に廃止された賃金総額税	39.15	123.41	64.38	173.58	67.78	182.78	89.91	220.66	93.15	245.76	67.79	182.34
共同体税+賃金総額税＋営業税	**72.13**	**123.42**	**122.77**	**174.22**	**131.16**	**183.42**	**167.04**	**221.48**	**208.52**	**250.54**	**112.85**	**183.50**
飲料税（アイスクリーム税含）	31.91	18.28	60.84	25.07	34.31	22.62	40.26	20.64	69.62	43.65	39.88	20.42
娯楽税	1.76	7.75	2.53	4.56	1.27	2.10	3.58	3.07	3.65	2.31	3.83	7.05
関係者負担金	8.47	27.74	17.23	62.02	22.67	26.91	21.35	46.34	31.13	40.30	13.58	47.95
その他の市町村税	8.86	19.63	34.33	40.19	11.71	24.95	17.88	36.95	40.04	71.83	13.39	23.27
市町村税小計	**153.34**	**245.39**	**281.67**	**372.20**	**238.94**	**319.92**	**288.16**	**389.28**	**399.55**	**482.77**	**216.24**	**336.27**
使用料手数料	78.35	120.26	78.25	162.51	106.40	217.04	62.10	135.18	112.47	228.79	78.72	170.83
共同税の取り分	279.41	467.45	337.73	581.00	372.64	535.55	343.54	583.00	431.45	681.19	334.40	538.02
合計	**511.10**	**833.10**	**697.65**	**1,115.71**	**672.98**	**1,072.51**	**693.80**	**1,107.47**	**943.46**	**1,392.74**	**629.37**	**1,045.12**

	チロル		フォアアールベルク		州平均（ウィーンを除く）		ウィーン		州平均（ウィーンを含む）	
	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年
	単　位：ユーロ									
不動産税A＋B	37.44	66.90	31.41	52.52	37.41	66.46	37.52	54.86	37.43	59.36
営業税	90.77	2.62	115.64	0.18	70.63	1.25	114.48	2.64	79.29	1.52
共同体税＋94年度に廃止された賃金総額税	77.67	217.38	94.15	242.42	75.31	198.90	128.29	318.90	85.78	222.60
共同体税+賃金総額税＋営業税	**168.44**	**220.01**	**209.79**	**242.61**	**145.94**	**200.15**	**242.76**	**321.54**	**165.07**	**224.13**
飲料税（アイスクリーム税含）	82.55	35.72	52.70	24.04	47.42	24.83	43.88	14.89	46.72	22.86
娯楽税	2.43	5.29	2.02	2.35	2.72	4.05	21.45	31.24	6.42	9.42
関係者負担金	25.55	44.59	27.45	25.72	20.77	40.90	0.30	0.14	16.73	32.85
その他の市町村税	11.65	31.88	34.93	60.70	18.61	34.50	151.41	207.36	44.84	68.65
市町村税小計	**328.05**	**404.37**	**358.30**	**407.95**	**272.87**	**364.90**	**497.32**	**630.03**	**317.20**	**417.27**
使用料手数料	95.75	225.95	92.70	180.96	86.70	181.77	191.96	301.22	107.49	205.36
共同税の取り分	362.55	638.76	401.07	656.62	346.52	575.22	1,206.71	1,901.89	516.43	837.27
合計	**786.35**	**1,269.08**	**852.08**	**1,245.54**	**706.10**	**1,121.89**	**1,895.98**	**2,833.14**	**941.13**	**1,458.90**

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 6

図表８－３－８　州別市町村人口１人当たり市町村税収額、使用料手数料収入額及び連邦共同税の取り分額の合計額

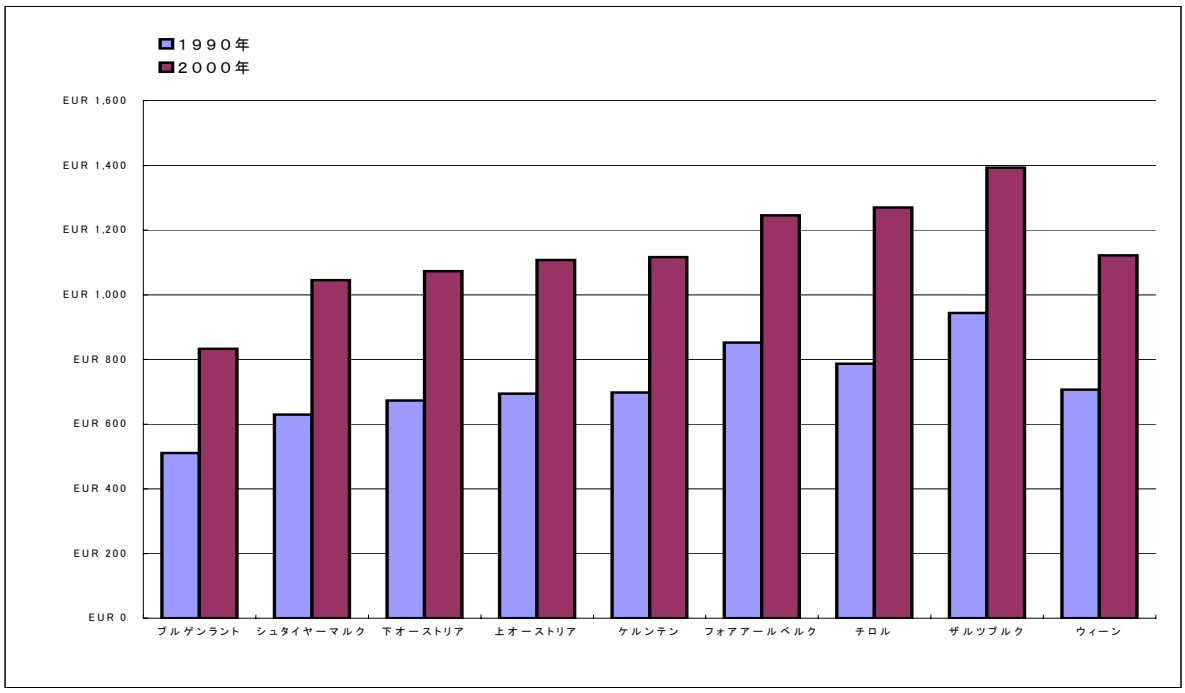

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Graphik 1

ア　市町村税収の比較

1990 年度における各州別の人口 1 人当たりの市町村税収額についてウィーンを除く州平均値である 272.87 ユーロ（これを 100%とする）と比較すると、最も大きいザルツブルク州は 399.55 ユーロ、146.4%であり、2 番目のフォアアールベルク州は 358.30 ユーロ、131.3%であり、3 番目のチロル州は 328.05 ユーロ、120.2%となっている。

逆に最も小さいブルゲンラント州は 153.34 ユーロ、56.2%、2 番目のシュタイアーマルク州は 216.24 ユーロ、79.2%、3 番目の下オーストリア州は 238.94 ユーロ、87.6%となっている。

2000 年度における各州別の人口 1 人当たりの市町村税収額についてウィーンを除く州平均値 364.90 ユーロ（これを 100%とする）と比較すると、最も大きいザルツブルク州は 482.77 ユーロ、132.3%であり、2 番目のフォアアールベルク州は 407.95 ユーロ、111.8%であり、3 番目のチロル州は 404.37 ユーロ、110.8%となっており、1990 年度と比較して州平均値との格差が相当縮小している。

また最も小さいブルゲンラント州は 245.39 ユーロ、67.2%、２番目の下オーストリア州は 319.92 ユーロ、87.7%、３番目のシュタイアーマルク州は 336.27 ユーロ、92.2%となっており、こちらも 1990 年度と比較して州平均値との格差が相当縮小している。このように州別の人口一人当たりの市町村税収入額はこの 10 年間で明白に格差が縮小している。

イ　市町村税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額の合計額

1990 年度における各州別の人口 1 人当たりの市町村税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額の合計額についてウィーンを除く州平均値 706.10 ユーロ（これを 100%とする）と比較すると、最も大きいザルツブルク州は 943.46 ユーロ、133.6%であり、2 番目のフォアアールベルク州は 852.08 ユーロ、120.7%であり、3 番目のチロル州は 786.35 ユーロ、111.4%となっている。当然のことであるが財政調整後のこの数値は前記の市町村税収額の格差に比べて相当縮小している。

逆に最も小さいブルゲンラント州は 511.10 ユーロ、72.4%、2 番目のシュタイアーマルク州は 629.37 ユーロ、89.1%、3 番目の下オーストリア州は 672.98 ユーロ、95.3%となっている。同様に財政調整後のこの数値は前記の市町村税収額の格差に比べて相当縮小している。

2000 年度における人口 1 人当たりの市町村税収額、使用料手数料額及び連邦共同税取り分額の合計額についてウィーンを除く州平均値 1,121.89 ユーロ（これを 100%とする）と比較すると、最も大きいザルツブルク州は 1,392.74 ユーロ、124.1%であり、２番目のチロル州は 1,269.08 ユーロ、113.1%、３番目のフォアアールベルク州は 1,245.54 ユーロ、111.0%となっており、1990 年度と比較して州平均値との格差が相当縮小している。

逆に最も小さいブルゲンラント州は 833.10 ユーロ、74.3%、2 番目のシュタイアーマルク州は 1,045.12 ユーロ、93.2%、3 番目の下オーストリア州は 1,072.51 ユーロ、95.6%となっており、わずかではあるが 1990 年度と比較して州平均値との格差が縮小していることがわかる。

ウ　連邦共同税の取り分の配分による財政調整結果の分析

ここで興味深い事実について指摘したい。

2000 年度における連邦共同税の市町村の取り分の州別配分額の人口１人当たりの額を見ると、図表８―３―７に示すとおりウィーンを除く州平均額の 575.22 ユーロ（これを 100%とする）と比較すると、最も財政力の強いザルツブルク州は 681.19 ユーロ、118.4%であり、2 番目のフォアアールベルク州は 656.62 ユーロ、114.2%であり、3 番目のチロル州は 638.76 ユーロ、111.0%となっている。

逆に最も財政力の弱いブルゲンラント州は 467.45 ユーロ、81.3%であり、２番目の下オーストリア州は 535.55 ユーロ、93.1%であり、３番目のシュタイアーマルク州は 538.02 ユーロ、93.5%となっていることである。

つまり財政調整の手段である連邦共同税の市町村の取り分の人口１人当たりの州別配分額についても、その金額の格差は非常に小さくなっているが、その州の財政力の強さにほぼ比例して配分されているのであって、決して財政力の弱い州にはより多く財政力の強い州にはより少なく配分するという「財政調整の常識」に準拠しているわけではないことである。

それではそのような配分方法でどうして財政調整が可能なのかというと、2000 年度のウィーンを除く人口１人当たりの市町村税収入額の州平均額は図表８―３―７に示すと

おり 364.90 ユーロであるのに対して、人口１人当たりの連邦共同税の取り分の州平均額は 575.22 ユーロであり前者の 1.57 倍の大きさであって連邦共同税の取り分の方が市町村税収入額よりも大きな額となっていることと、人口一人当たりの市町村税収入額が最小のブルゲンラント州の 245.39 ユーロに対して、最大のザルツブルク州は 482.77 ユーロであり、州別の格差が 1.96 倍であるのに比べて、人口一人当たりの連邦共同税の取り分額は最小のブルゲンラント州の 467.45 ユーロに対して、最大のザルツブルク州は 681.19 ユーロであり、その州別の格差は、1.45 倍となっており、前者の格差に比べて相当小さな格差となっているからである。

６　市町村の人口規模別の歳入額の比較

図表８－３－９及び図表８－３－10 は 1990 年度と 2000 年度における市町村の人口規模別の人口１人当たりの歳入額を示したものである。

図表8－3－9　人口規模別の市町村人口1人当たり歳入額(ウィーンを除く)

(単位;ユーロ)

	5,000人以下		5,000人以上 10,000人以下		10,000人以上 20,000人以下	
	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年
土地税A＋B	33.58	54.09	46.03	66.76	37.96	62.65
営業税	47.59	0.99	90.98	1.13	116.22	0.91
共同体税＋94年度に廃止された賃金総額税	42.44	125.10	93.07	243.93	113.30	288.08
共同体税+賃金総額税＋営業税	**90.04**	**126.09**	**184.04**	**244.06**	**229.53**	**288.99**
飲料税(アイスクリーム税を含む)	42.98	20.47	50.95	27.73	52.62	29.33
娯楽税	1.22	2.30	2.36	4.98	2.52	3.19
関係者負担金？	20.02	46.90	26.13	42.63	19.78	33.14
その他の市町村税	10.47	18.85	14.30	32.79	15.48	38.61
市町村税小計	**198.32**	**268.71**	**318.42**	**420.94**	**357.89**	**455.90**
使用料・手数料	69.97	165.98	115.15	230.70	111.64	221.89
共同税の取り分	290.10	490.77	300.79	498.00	369.10	626.70
合計	**558.40**	**925.46**	**734.36**	**1,149.65**	**838.63**	**1,304.49**

	20,000人以上 50,000人以下		50,000人以上		合　計 (ウィーンを除く)	
	1990年	2000年	1990年	2000年	1990年	2000年
土地税A＋B	38.62	63.38	47.80	75.79	37.41	60.46
営業税	84.62	0.41	104.66	2.83	70.63	1.25
共同体税＋94年度に廃止された賃金総額税	116.52	280.78	140.83	342.72	75.31	198.90
共同体税+賃金総額税＋営業税	**201.14**	**281.19**	**245.49**	**345.56**	**145.94**	**200.15**
飲料税(アイスクリーム税含)	49.19	25.61	56.80	35.30	47.42	24.83
娯楽税	4.86	5.91	7.77	9.42	2.72	4.05
関係者負担金？	19.87	16.17	19.71	32.28	20.77	40.90
その他の市町村税	23.12	45.27	52.35	86.74	18.61	34.50
市町村税小計	**336.80**	**437.52**	**429.92**	**585.08**	**272.87**	**364.90**
使用料・手数料	115.00	203.32	96.32	163.60	86.70	181.77
共同税の取り分	461.79	742.28	533.19	854.38	346.52	575.22
合計	**913.59**	**1,383.12**	**1,059.43**	**1,603.06**	**706.10**	**1,121.89**

(出典)「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 7

図表 8－3－10　　市町村人口規模別の人口 1 人当たり市町村税収額、使用料手数料収入額及び連邦共同税の取り分額の合計額

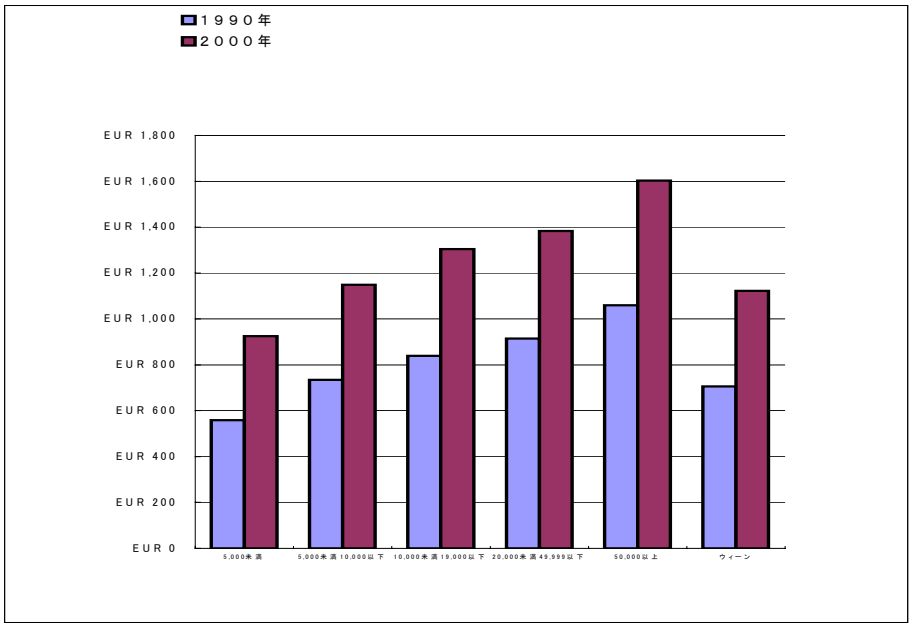

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Graphik 2

最小規模の人口 5,000 人以下のグループと最大規模の人口 5 万人以上のグループの格差について市町村税の合計、連邦共同税の取り分及び歳入合計についてそれぞれ見ると、1990 年度はそれぞれ 2.17 倍、1.84 倍、1.90 倍であり、2000 年度はそれぞれ 2.18 倍、1.74 倍、1.73 倍となっていて、どの数値についてもおおむね 2 倍程度ないしは 2 倍弱となっている。

さらに詳しく見てゆくと、人口 1 人当たりの市町村税の合計額の格差は両年度とも 2 倍を超えており、2000 年度は 1990 年度よりもわずかながら格差が拡大している。一方、財政調整制度上市町村の人口段階は 5 段階に区分されており、人口段階別補正人口制度の採用により人口規模が大きくなるにつれて連邦共同税の取り分も多くなる仕組みが財政調整制度において採用されている[778]が、この補正による人口 1 人当たりの連邦共同税の取り分の格差は 1990 年度の 1.84 倍に対して 2000 年度は 1.74 倍となっており、人口 1 人当たりの市町村税の合計額の格差よりも人口 1 人当たりの連邦共同税の取り分の格差の方が小さく、また 2000 年度は 1990 年度よりも格差が縮小していることがわかる。

後述するように財政調整制度における市町村に対する連邦共同税の配分の手法として、近年人口段階別補正人口に加えて実人口数も多く採用されていることが格差の縮小の要因となっていると思われる。

その結果、人口 1 人当たりの歳入額の格差も 1990 年度の 1.90 倍から 2000 年度の 1.73

778　第 9 章第 8 節 2（3）ア（イ）等参照。

倍へとこの10年間で相当格差が縮小する結果となっている。

7　市町村の歳出

図表8－3－11はウィーンを除く市町村の歳出額を示したものである。

図表8－3－11　市町村の歳出額(ウィーンを除く)

歳出	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
	単　位: 百万ユーロ										
人件費、物件費	3,262	3,624	3,948	4,270	4,514	4,680	4,817	4,908	4,855	5,140	4,565
うち、人件費	1,618	1,755	1,897	2,023	2,144	2,225	2,262	2,288	2,354	2,426	2,320
うち、物件費	1,644	1,869	2,051	2,247	2,370	2,455	2,555	2,240	2,492	2,752	2,244
支払利子	227	242	253	271	267	304	315	312	328	301	136
補助金・負担金	1,252	1,410	1,531	1,742	1,878	2,059	2,056	2,128	2,473	2,517	2,604
うち、他の公共団体に対する負担金	776	876	938	1,090	1,191	1,305	1,295	1,348	1,545	1,563	1,718
うち、企業・個人への補助金	476	534	593	652	687	754	761	781	928	953	886
経常歳出計	**4,741**	**5,276**	**5,732**	**6,283**	**6,659**	**7,043**	**7,188**	**7,348**	**7,656**	**7,958**	**7,304**
資本形成	1,764	2,020	2,276	2,455	2,623	2,602	2,524	2,652	2,613	2,613	1,378
うち、投資	1,597	1,828	2,020	2,195	2,367	2,359	2,312	2,458	2,398	2,381	1,212
うち、土地・不動産取得	166	192	256	261	256	243	212	194	215	231	166
資本移転	170	203	235	289	299	278	284	299	313	322	393
資産取得及び基金積み立て	352	431	480	442	447	637	486	442	443	423	281
貸付金	32	38	31	34	55	43	33	27	35	25	33
借入金借済	403	393	396	444	512	502	602	664	645	653	327
資本歳出計	2,270	3,085	3,417	3,665	3,936	4,060	3,930	4,084	4,050	4,035	2,411
歳出合計	7,461	8,361	9,149	9,947	10,595	11,103	11,118	11,432	11,705	11,993	9,716

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
	単 位: %										
人件費、物件費	44	43	43	43	43	42	43	43	41	43	47
うち、人件費	22	21	21	20	20	20	20	20	20	20	24
うち、物件費	22	22	22	23	22	22	23	20	21	23	23
支払利子	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1
補助金・負担金	17	17	17	18	18	19	18	19	21	21	27
うち、他の公共団体に対する負担金	10	10	10	11	11	12	12	12	13	13	18
うち、企業・個人への補助金	6	6	6	7	6	7	7	7	8	8	9
経常歳出計	64	63	63	63	63	63	65	64	65	66	75
資本形成	24	24	25	25	25	23	23	23	22	22	14
うち、投資	21	22	22	22	22	21	21	22	20	20	12
うち、土地・不動産取得	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2
資本移転	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4
資産取得及び基金積み立て	5	5	5	4	4	6	4	4	4	4	3
貸付金	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
借入金返済	5	5	4	4	5	5	5	6	6	5	3
資本歳出計	36	37	37	37	37	37	35	36	35	34	25
歳出合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(出典)「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 9

2000年度の歳出合計額は97.16億ユーロで1999年度と比較して22.77億ユーロ、19.0%も減少しているが、これは財政統計制度の変更が原因であり、市町村が関係している独立した公的企業の支出が2000年度には市町村の歳出に算入されなくなり、その利益又は損失のみが計上されるようになったためである。

2000年度における歳出の主要項目の歳出全体に占める割合は人件費24%、物件費

23%、州など他の公共団体に対する負担金 18%、資本形成 14%となっている。

経常歳出と資本歳出の規模について見ると、1990 年代を通して資本歳出のシェアは全歳出の 34%から 37%と非常に高く 1990 年代後半に低下する傾向を示していたが、2000 年度には 25%と異常に低下し、前年度に比べて 16.24 億ユーロ、40.2%もの減少となっている。この資本歳出の減少額は歳出全体の減少額の 58.1%にも達しているが、これも前述の理由によるものであり、市町村が関係している独立した公的企業の支出は資本支出が多かったことによるものである。しかしながら大幅に減少したとはいえ 25%という資本歳出の規模は依然として相当大きいといえよう。

人件費は 2000 年度には前年度に比べて 1.06 億ユーロ、4.4%の減少となっているが、財政統計制度の変更の影響はあまり大きなものではなく、その結果として歳出全体に占めるシェアは 20%から 24%へと上昇している。

物件費は 2000 年度には前年度に比べて 5.08 億ユーロ、18.5%の減少となっており、これも同様に財政統計制度の変更が影響したものであるが、物件費の減少率は歳出全体の減少率とほぼ同じであったので、歳出全体に占めるシェアも 23%と同じ数値となっている。

州などの他の公共団体に対する負担金は 2000 年度には前年度に比べて 1.55 億ユーロ、6.2%増加している。この経費はその性質上市町村が関係する独立した公的企業の支出とはほとんど関係がない現金の移転であるため財政統計制度の変更の影響をほとんど受けていない。その結果 2000 年度の歳出全体に占めるシェアは 18%となり、前年度に比べて 5%もの増加となっている。この 18%という数字はきわめて大きいものであり、オーストリアの市町村の財政運営が州や一部事務組合など他の公共団体の財政と密接な関係を有していることが伺える。

資本形成は 2000 年度には前年度に比べて 12.35 億ユーロ、47.3%と大幅な減少となっているが、これは資本歳出で述べた理由とまったく同じである。

企業や個人への補助金は 1990 年度の 4.76 億ユーロから 2000 年度には 8.86 億ユーロへと 10 年間で 1.86 倍となっており、歳出全体の伸び率 1.30 倍を大きく上回っている。

８　マーストリヒト条約に基づく制約条件

（１）経常会計余剰額

図表８－３－12 はウィーンを除く市町村の経常会計余剰額を示したものである。

図表8－3－12　市町村(ウィーンを除く)の経常会計余剰額

年　度	経常歳入額	経常歳出額	差額(余剰額)	差額の歳入額に対する割合(%)
	単　位:　百万ユーロ			
1990年	6,169.8	4,741.0	1,428.8	23.2
1991年	6,764.9	5,276.6	1,488.3	22.0
1992年	7,399.6	5,732.2	1,667.3	22.5
1993年	7,848.7	6,282.4	1,566.3	20.0
1994年	8,210.6	6,658.4	1,552.2	18.9
1995年	8,535.8	7,042.7	1,493.1	17.5
1996年	9,012.0	7,188.0	1,824.0	20.2
1997年	9,247.6	7,347.7	1,899.8	20.5
1998年	9,699.8	7,655.6	2,044.2	21.1
1999年	9,840.3	7,957.7	1,882.6	19.2
2000年	8,135.0	7,304.4	830.7	10.2

(出典)「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 10

2000 年度の経常歳入額は 81.350 億ユーロであり、ここから経常歳出額 73.044 億ユーロを差し引いた経常会計余剰額は 8.307 億ユーロであり、経常収入額に対する割合は 10.2%となっている。2000 年度と 1999 年度以前の数字には何度も触れている財政統計制度の変更の影響を受けており数字に連続性がない。

この経常会計余剰は資本支出の財源に充当されることとなるが、2000 年度では経常歳出の 10%程度、1999 年度以前はおおむね 20%程度の経常会計余剰が確保されており、オーストリアの市町村財政の健全性を示しているといえよう。

（2）マーストリヒト条約に基づく財政赤字及び公共借入総額の制約条件の適合状況

欧州共通通貨ユーロを導入するための財政赤字及び公共借入総額の制約条件は、前者が国内総生産（GDP）の 3%、後者が国内総生産（GDP）の 60%である。

図表８－３－13 はオーストリアの 1990 年度から推計値を含む 2002 年度までの国内総生産（GDP)、公共赤字額及び公共借入総額を示したものである。

図表8－3－13　　国内総生産、公共赤字額及び公共借入金総額

年　度	国内総生産(GDP)	公共赤字額		公共借入金総額	
	百万ユーロ	百万ユーロ	GDPに占める割合:%	百万ユーロ	GDPに占める割合:%
		(ESVG1995基準)		(EU協議会決議第457･2000基準)	
1990年	133,603	△3,241	△ 2.4	76,481	57.2
1991年	143,229	△4,275	△ 3.0	82,293	57.5
1992年	151,831	△2,989	△ 2.0	86,772	57.2
1993年	156,939	△6,656	△ 4.2	97,001	61.8
1994年	165,411	△8,212	△ 5.0	107,045	64.7
1995年	172,287	△8,895	△ 5.2	119,207	69.2
1996年	178,045	△6,812	△ 3.8	123,022	69.1
1997年	182,486	△3,396	△ 1.9	118,139	64.7
1998年	189,937	△4,514	△ 2.4	121,416	63.9
1999年	196,658	△4,457	△ 2.3	127,539	64.9
2000年	204,843	△3,041	△ 1.5	130,379	63.6
2001年	210,161	330	0.2	132,835	63.2
2002年	215,010	△2,762	△ 1.3	135,597	63.1

（注）　ESVG：European System of National Accounts

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 11

国内総生産（GDP）に対する公共赤字額の割合は、オーストリアが欧州連合に加盟する以前は 1992 年度の 2.0%という低い年度もあったが、おおむね 3.0%を超過しており、1995 年度は最も高く 5.2%であった。

しかし国内総生産（GDP）に対する公共赤字額の割合はオーストリアの欧州連合加盟後の 1996 年度から目立って低下しており、1996 年度は 3.8%であったが、それ以降は 1%台から 2%台を維持しており、1998 年度は 2.4%、1999 年度は 2.3%、2000 年度は 1.5%となっており、2001 年度には 0.2%の黒字を記録している。2002 年度の数字は推計値であるが、経済状況が悪化しため 1.3%の赤字となっている。

一方、国内総生産（GDP）に対する公共借入総額の割合は 1995 年度の 69.2%をピークとして減少傾向を示しており、2001 年度には 63.2%となり、2002 年度には 63.1%にまで低下すると推計されている。しかしながらマーストリヒト条約の上限である 60%にまではまだ低下していない。

図表８－３－14 は州及び市町村のマーストリヒト条約適合状況を示している。

図表8－3－14　　州及び市町村のマーストリヒト条約基準適合状況

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年 1)	2001年 2)
	単　位: 百万ユーロ							
州(ウィーンを除く)	369.5	44.5	864.6	934.0	783.1	589.7	460.6	994.1
市町村(ウィーンを除く)	△414.2	△288.6	△204.4	97.1	145.4	△120.9	△74.9	220.3
ウィーン	△277.6	△352.3	△31.3	375.2	131.1	112.1	195.9	344.3
国内総生産(GDP)に対する割合:%								
州(ウィーンを除く)	0.23	0.03	0.48	0.51	0.41	0.30	0.22	0.47
市町村(ウィーンを除く)	△0.25	△0.17	△0.11	0.05	0.08	△0.06	△0.04	0.10
ウィーン	△0.17	△0.21	△0.02	0.21	0.07	0.06	0.10	0.16

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 12

国内総生産（GDP）に対する公共赤字額の割合を州及び市町村別に見ると、図表8－3－14 に示すとおりウィーンを除く州は 1994 年度以来黒字を維持しているだけでなく、黒字額はほぼ年を追うごとに増加しており、1994 年度は 3.70 億ユーロであったが、1997 年度には 9.34 億ユーロとなった。しかしその後 1998 年度から黒字額は減少に転じ、2000 年度には 4.61 億ユーロとなったが、2001 年度には 9.94 億ユーロに再び拡大した。

ウィーンを除く市町村については、赤字額は 1994 年度から 1996 年度の間は減少傾向を示し、1997 年度には黒字に転換し、同年度は 0.97 億ユーロ、1998 年度には 1.45 億ユーロの黒字となったが、1999 年度には 1.21 億ユーロ（対 GDP 比率 0.06%）、2000 年度には 0.75 億ユーロ（対 GDP 比率 0.04%）の赤字となった。2001 年度は 2.20 億ユーロ（対 GDP 比率 0.10%）の黒字に転換すると推計されている。

ウィーンについてみると、1994 年度は 2.80 億ユーロの赤字であったが、1997 年度には 3.75 億ユーロの黒字となり、その後少し黒字額は縮小したものの 2000 年度には 1.96 億ユーロ（対 GDP 比率 0.10%）、2001 年度には 3.44 億ユーロ（対 GDP 比率 0.16%）の黒字を達成している。

（3）市町村財政のプライマリー・バランス上の収支

図表８－３－15 は 1990 年度から 2000 年度までのウィーンを除く市町村全体のプライマリー・バランス（歳入から借入金の額を歳出から借入金返済金の額を控除した実質的な収支）を示す表である。

図表8－3－15　　市町村全体の収支状況(ウィーンを除く、借入金の額及び借入金返済金の額を算入する以前のプライマリー・バランス上の収支)

年　度	総歳入			総歳出			歳出額-歳入額
	合計	借入金	歳入額	合計	借入金返済金	歳出額	
	単　位: 百万ユーロ						
1990年	8,542.6	590.3	7,952.3	8,327.4	402.6	7,924.8	27.6
1991年	9,538.5	655.0	8,883.6	9,356.4	392.9	8,963.5	△80.0
1992年	10,465.4	778.8	9,686.6	10,258.1	395.5	9,862.7	△176.1
1993年	11,293.2	1,018.2	10,275.0	11,068.1	444.3	10,623.8	△348.8
1994年	11,870.9	1,104.5	10,766.4	11,771.0	512.3	11,258.6	△492.2
1995年	12,467.3	1,213.5	11,243.8	12,315.3	501.5	11,813.8	△570.0
1996年	12,822.7	1,127.5	11,695.2	12,567.4	602.4	11,965.1	△269.8
1997年	13,102.7	974.9	12,127.9	12,814.6	663.6	12,151.0	△23.1
1998年	13,412.6	1,032.6	12,379.9	13,184.7	645.3	12,539.4	△159.4
1999年	13,657.0	1,110.3	12,546.7	13,510.3	653.3	12,857.0	△310.3
2000年	13,541.5	1,028.0	12,513.5	13,311.0	636.3	12,674.7	△161.2

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 13

市町村全体のプライマリー・バランスは 1990 年度には 0.276 億ユーロの黒字であったが、その後赤字に転じて赤字額は 1995 年度には 5.700 億ユーロ（借入金を除く総歳入額 112.438 億ユーロの 5.1%）にまで拡大した。その後 2 年間赤字額は縮小して 1997 年度には 0.231 億ユーロ（同 0.2%）となったが、その後 2 年間再び赤字額は拡大し、1999 年度には 3.103 億ユーロ（同 2.5%）となった。2000 年度には再び赤字額は縮小して 1.612 億ユーロ（同 1.3%）になっている。

1991 年度から 2000 年度まで市町村全体のプライマリー・バランスは赤字であるが、上記のようにその赤字額は相対的に小さな額であり、最大でも借入金を除く総歳入額の 5.1%に過ぎなかった。

9　市町村の投資

（1）市町村の投資額の推移

図表８－３－16 は 1990 年度から 2000 年度までのウィーンを除く市町村全体の投資額を示したものである。

図表8―3－16　市町村の投資額(ウィーンを除く)

年度	投資総額	市町村の直接投資額							投資補助金額		
		直接投資合計	資産形成					証券及び株式投資	合計	補助金	貸付金
			資産形成合計	投資			不動産取得				
				合計	物資	建設投資					
		単　位: 百万ユーロ									
1990年	1,990.2	1,797.0	1,763.7	1,597.3	195.6	1,401.7	166.4	33.3	193.2	167.6	25.6
1991年	2,312.4	2,081.7	2,020.4	1,828.4	236.0	1,592.5	191.9	61.3	230.6	199.8	30.9
1992年	2,582.2	2,326.2	2,275.9	2,019.6	250.4	1,769.2	256.3	50.4	255.9	232.2	23.8
1993年	2,796.7	2,484.3	2,455.4	2,194.7	260.5	1,934.2	260.7	28.9	312.4	285.5	26.8
1994年	3,002.5	2,657.9	2,623.1	2,367.3	249.9	2,117.5	255.8	34.8	344.6	296.7	47.9
1995年	3,125.3	2,814.4	2,602.0	2,358.6	240.8	2,117.8	243.4	212.4	310.9	275.3	35.6
1996年	2,880.7	2,573.9	2,523.9	2,311.7	235.2	2,076.5	212.2	49.2	307.6	281.2	26.4
1997年	3,035.2	2,718.4	2,652.0	2,458.1	245.6	2,212.5	193.9	66.4	316.9	296.1	20.7
1998年	3,010.7	2,672.9	2,613.1	2,398.0	247.5	2,150.4	215.2	59.7	337.8	310.6	27.2
1999年	3,010.6	2,672.5	2,612.5	2,381.2	272.4	2,108.8	231.3	59.9	338.1	319.3	18.8
2000年	2,751.4	2,350.2	2,296.2	2,107.2	225.0	1,882.2	189.0	48.3	401.2	372.2	29.0
対90年比較											
2000年	138.2	130.8	130.2	131.9	115.0	134.3	113.6	145.0	207.7	222.0	113.5

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 14

2000 年度のウィーンを除く市町村全体の投資額は直接投資額と投資補助金額を合計して 27.514 億ユーロであり、1999 年度に比べて 2.592 億ユーロ、8.6%の減少となっている。前記のとおり[779]、1999 年代を通して資本歳出のシェアは全歳出の 34%から 37%と非常に高かったが、1990 年代後半に低下する傾向を示し、2000 年度には 25%にまで低下した。

2000 年度のウィーンを除く市町村全体の投資額は 10 年前の 1990 年度と比較して 38.2%の増加となっている。この 10 年間についてより詳しく見ると、1990 年度から 1995 年度までの 5 年間はウィーンを除く市町村全体の投資額はほぼ毎年大幅な伸びを示し、1990 年度の 19.902 億ユーロから 1995 年度の 31.253 億ユーロまで 5 年間で 57.0%の伸びとなっている。この 10 年間ではこの 1995 年度がピークとなっており、その後は 1998 年度を除いて 30 億ユーロ台を維持していたが、前述のとおり 2000 年度に 27.514 億ユーロにまで減少した。これは前述した財政統計の変更の影響によるものである。

（２）市町村の直接投資額の推移

図表８－３－16 には 1990 年度から 2000 年度までのウィーンを除く市町村全体の直接投資額も示されている。

2000 年度のウィーンを除く市町村全体の直接投資額は 23.502 億ユーロであり、1999 年度に比べて 3.223 億ユーロ、12.1%の減少となっている。このうち主要な部分を占める 2000 年度の建設投資額は 18.822 億ユーロであり、1999 年度に比べて 2.266 億ユー

779　本節７参照。

ロ、10.7%の減少となっている。2000 年度の物資に対する投資は 2.250 億ユーロであり、1999 年度に比べて 0.474 億ユーロ、17.4%の減少、2000 年度の不動産の取得は 1.890 億ユーロであり、1999 年度に比べて 0.423 億ユーロ、18.3%の減少となっている。また 2000 年度の証券及び株式投資は 0.483 億ユーロであり、1999 年度に比べて 0.116 億ユーロ、19.4%の減少となっている。

（３）州別の市町村人口1人当たり投資額

図表8－3－17 及び図表8－3－18 は 1990 年度から 2000 年度までのウィーンを除く州別の市町村人口1人当たり投資額を示している。

図表8－3－17　州別の市町村人口1人当たり投資額(ウィーンを除く)　(単位:ユーロ)

	1990年		1991年		1992年		1993年		1994年		1995年		1996年		1997年		1998年		1999年		2000年	
	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数	ユーロ	指数
ブルゲンラント	186	64	222	66	267	74	256	65	359	86	452	109	417	101	460	106	296	69	293	68	295	79
ケルンテン	273	93	287	86	326	90	348	89	373	89	340	82	375	91	323	74	352	82	336	79	306	82
下オーストリア	341	117	359	107	402	111	427	109	471	112	474	114	487	118	519	120	510	119	537	126	468	124
上オーストリア	288	98	379	113	369	101	397	101	395	94	399	96	362	88	409	94	390	91	380	89	332	88
ザルツブルク	383	131	391	117	447	123	480	122	444	106	358	86	369	90	391	90	434	102	417	98	308	82
シュタイヤーマルク	213	73	256	76	299	82	328	84	359	86	376	90	374	91	402	92	386	90	389	91	335	89
チロル	299	102	340	101	347	95	400	102	443	106	444	107	432	105	446	103	445	104	435	102	394	105
フォアアールベルク	385	132	448	134	454	125	494	126	547	131	494	119	487	118	483	111	544	127	526	123	530	141
ウィーンを除く平均	293	100	335	100	364	100	392	100	419	100	416	100	411	100	435	100	427	100	427	100	376	100

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 15

図表８－３－18　州別市町村人口１人当たり投資額

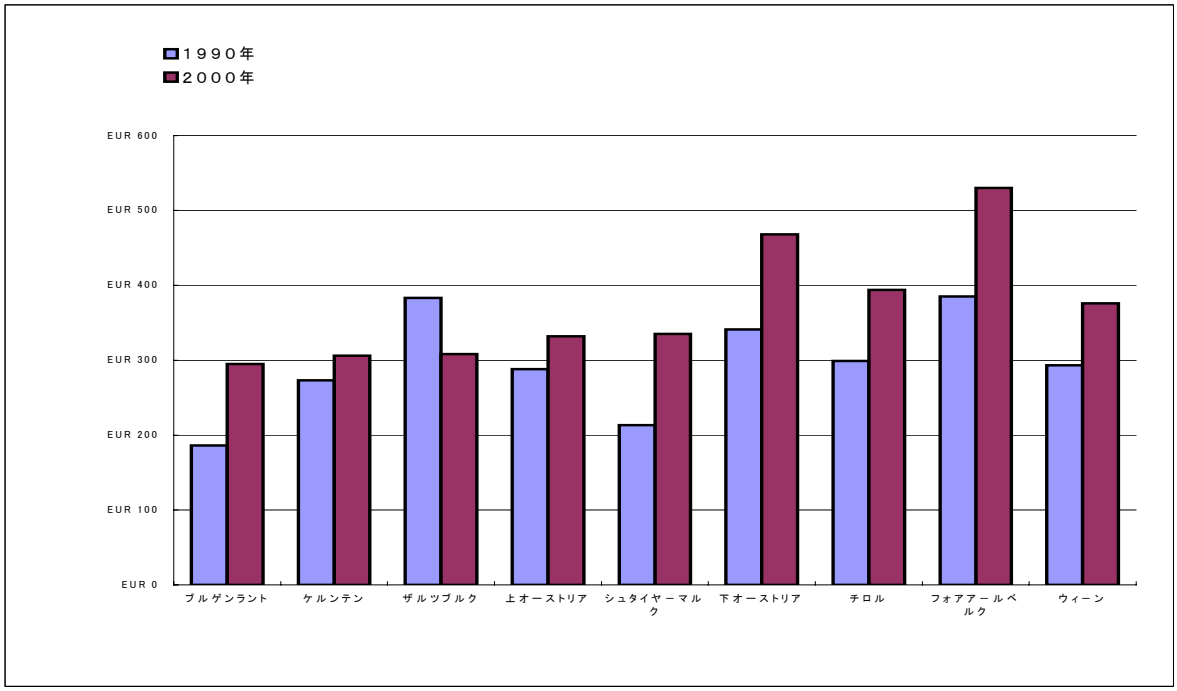

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Graphik 3

これらを見ると、フォアアールベルク州が 1999 年度を除いて市町村人口1人当たり投資額が

最も多くなっている。

ブルゲンラント州は欧州地域開発基金の「目標１地域」に指定されたため[780]、欧州地域開発基金などからの補助金を受けて1994年度と1997年度に投資額が飛躍的に拡大している。

（４）国内経済に占める市町村の投資額の地位

図表８－３－19及び図表８－３－20は1990年度から2000年度にかけての国内経済に占めるウィーンを除く市町村の投資額の地位を示している。

図表8―3－19　国内総生産、総国内投資額及び市町村総投資額

年　度	国内総生産(GDP)	総投資額	ウィーンを除く市町村の総投資額		
	単位:10億ユーロ			GDPにおける割合:%	総投資における割合:%
1990年	133.6	33.0	1.6	1.20	4.84
1991年	143.2	35.5	1.8	1.28	5.15
1992年	151.8	36.2	2.0	1.33	5.58
1993年	156.9	36.2	2.2	1.40	6.06
1994年	165.4	39.1	2.4	1.43	6.06
1995年	172.3	41.9	2.4	1.37	5.63
1996年	178.0	42.2	2.3	1.30	5.48
1997年	182.5	44.2	2.5	1.35	5.57
1998年	189.9	45.9	2.4	1.26	5.22
1999年	196.7	47.3	2.4	1.21	5.03
2000年	204.8	49.5	2.1	1.03	4.26

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 16

780　目標１地域（Objective 1 地域）とは、欧州地域開発基金制度において開発の遅れた地域の開発及び構造調整の促進を目的として指定される地域のことであり、同基金から地域開発を目的とした補助金が交付される。

図表８－３－20　　市町村投資額及びその国内総生産に対する割合

（単位：百万ユーロ、GDP に対する割合；％　）

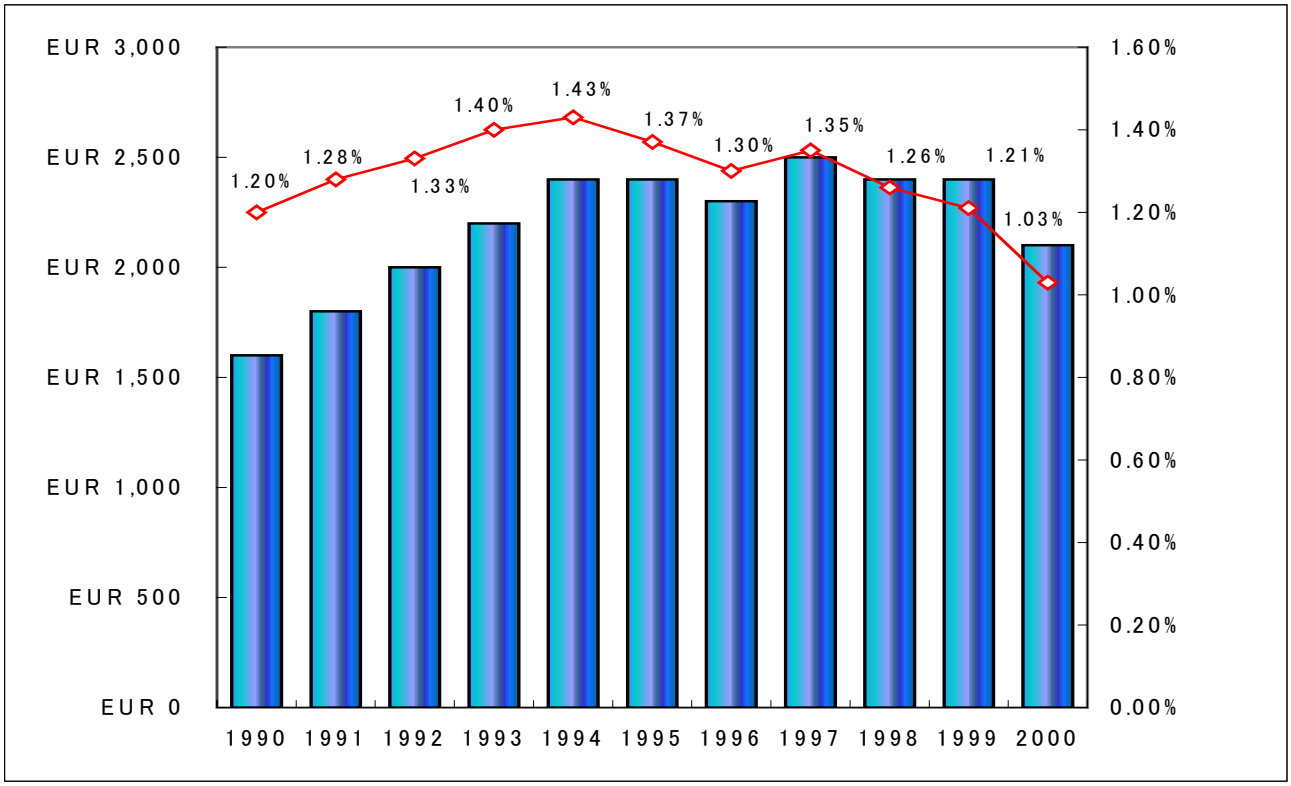

（注）　棒グラフ；市町村総投資額（左目盛）

折れ線グラフ；国内総生産に占める市町村総投資額の割合

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Graphik 4

2000 年度のウィーンを除く市町村の投資額は 21 億ユーロであり、国内総投資額 495 億ユーロの 4.26%、国内総生産（GDP）の 1.03%を占めている。しかし 2000 年度の数字は前述した統計方法の変更による影響を受けており、1999 年度以前の数字との連続性はない。ウィーンを除く市町村の投資額の国内総投資額に占める割合は近年低下しており、そのピークは 1993 年度及び 1994 年度の 6.06%であった。

（５）連邦、州及び市町村の総投資額

図表8－3－21 は 1990 年度から 2000 年度までの連邦、州及び市町村の総投資額を示している。

図表8－3－21　連邦、州及び市町村の総投資額

年　度	連　邦	州 （ウィーンを除く）	ウィーン	市町村 （ウィーンを除く）	合　計
単位：百万ユーロ					
1990年	734.5	329.3	897.1	1,597.3	3,558.2
1991年	799.7	349.1	997.5	1,838.4	3,974.7
1992年	887.1	398.6	1,098.5	2,019.6	4,403.8
1993年	878.4	431.5	752.9	2,194.7	4,257.4
1994年	911.1	397.8	815.5	2,367.3	4,491.8
1995年	921.9	408.8	781.8	2,358.6	4,471.0
1996年	926.0	418.8	783.7	2,311.7	4,440.2
1997年	739.5	431.2	671.0	2,458.1	4,299.8
1998年	783.8	445.1	416.4	2,398.0	4,403.3
1999年	742.9	535.8	462.4	2,381.2	4,122.4
2000年	571.5	530.4	420.2	1,211.6	2,733.7
総投資額に対する割合　　単位：％					
1990年	20.6	9.3	25.2	44.9	100.0
1991年	20.1	8.8	25.1	46.0	100.0
1992年	20.1	9.1	24.9	45.9	100.0
1993年	20.6	10.1	17.7	51.6	100.0
1994年	20.3	8.9	18.2	52.7	100.0
1995年	20.6	9.1	17.5	52.8	100.0
1996年	20.9	9.4	17.7	52.1	100.0
1997年	17.2	10.0	15.6	57.2	100.0
1998年	19.4	11.0	10.3	59.3	100.0
1999年	18.0	13.0	11.2	57.8	100.0
2000年	20.9	19.4	15.4	44.3	100.0
総投資額の年度別の推移　　単位：90年（100）との比較					
1990年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1991年	108.9	106.0	111.2	114.5	111.7
1992年	120.8	121.1	122.4	126.4	123.8
1993年	119.6	131.0	83.9	137.4	119.7
1994年	124.0	120.8	90.9	148.2	126.2
1995年	125.5	124.1	87.1	147.7	125.7
1996年	126.1	127.2	87.4	144.7	124.8
1997年	100.7	130.9	74.8	153.9	120.8
1998年	106.7	135.2	46.4	150.1	113.6
1999年	101.1	162.7	51.5	149.1	115.9
2000年	77.8	161.1	46.8	75.9	76.8

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 17

連邦、州及び市町村の公共団体の総投資額は 1990 年度の 35.582 億ユーロから増加し、1992 年度から 1998 年度までは2か年度を除いて 44 億ユーロ台を維持していたが、1999 年度には 41.224 億ユーロ、2000 年度には 37.337 億ユーロにまで減少している。1990 年度を 100 とすると、ピークは 1995 年度の 126.2 であり、2000 年度には 76.8 にまで低下している。

連邦の投資額は公共団体の総投資額と同様の動きを示しており、ピークは 1996 年度の 126.1 であり、2000 年度には 77.8 にまで低下している。ウィーンを除く州のピークは 1999 年度の 162.7 であり、2000 年度には 161.1 となっている。ウィーンのピークは 1992 年度の 122.4 であり、2000 年度には 46.8 にまで著しく低下している。ウィーンを除く市町村のピークは 1998 年度の 150.1 であり、2000 年度には 75.9 にまで急減している。

2000 年度における連邦、州及び市町村の総投資額に占める連邦の割合は 20.9%、ウィーンを除く州の割合は 19.4%、ウィーンの割合は 15.4%、ウィーンを除く市町村の割合は 44.3%であり、公共団体の中で市町村が最大の投資主体であることが注目される。仮にウィーンを市町村の中に含めると、市町村の投資額の公共団体総投資額に占める割合は 59.7%にまで上昇する。

この 10 年間の推移を見ると、連邦はほぼ 20%程度のシェアを維持しているのに対し、ウィーンを除く州の割合は 9%前後からほぼ 2 倍の 19.3%にまで急速に拡大している。一方で、ウィーンは 25%程度から 1998 年度と 1999 年度には 10%程度にまで大幅に低下し、2000 年度に 15.4%にまで回復している。ウィーンを除く市町村の割合は 45%程度から 1998 年度には 59.3%にまで拡大し、2000 年度には 44.3%にまで低下している。

10 市町村の借入金の状況

（1） 市町村の借入金残高と元利償還金額

図表8－3－22は市町村の各年度末の借入金の残高と当該年度の元利償還金額を示している。

図表8－3－22　各年度末の借入金残高及び当該年度の元利償還金額

年　度	借入金残高			元利償還金額		
	市町村	ウィーン	合計	市町村	ウィーン	合計
	単　位：百万ユーロ					
1981年	3,968.2	2,621.7	6,590.0	510.7	397.3	908.0
1986年	4,675.9	2,961.8	7,637.7	550.9	577.4	1,128.3
1987年	4,848.2	2,907.9	7,756.1	567.8	644.7	1,212.5
1988年	4,976.1	3,129.6	8,105.6	582.3	572.6	1,154.8
1989年	5,100.0	2,848.5	7,948.4	596.9	745.3	1,342.2
1990年	5,223.7	2,873.7	8,097.4	592.2	384.6	976.8
1991年	5,480.6	2,827.0	8,307.7	611.2	367.9	979.1
1992年	5,857.2	2,621.5	8,478.7	622.8	619.5	1,242.3
1993年	6,470.6	2,760.8	9,231.5	682.4	527.2	1,209.6
1994年	7,028.8	3,288.5	10,317.2	707.4	628.6	1,336.0
1995年	7,712.5	4,090.4	11,802.9	805.6	646.9	1,452.5
1996年	8,181.2	3,943.0	12,124.2	917.1	701.3	1,618.4
1997年	8,490.4	4,015.7	12,506.1	975.5	697.2	1,672.7
1998年	8,799.9	3,793.6	12,593.5	972.8	613.7	1,586.5
1999年	9,221.5	3,581.3	12,802.8	954.2	644.9	1,599.1
2000年	9,594.4	2,044.2	11,638.6	985.7	479.6	1,465.4
2000年度の各年度に対する指数						
対81年比	241.8	78.0	176.6	193.0	120.7	161.4
対86年比	205.2	69.0	152.4	178.9	83.1	129.9
対91年比	175.1	72.3	140.1	161.3	130.4	149.7
対96年比	117.3	51.8	96.0	107.5	68.4	90.5
対97年比	113.0	50.9	93.1	101.0	68.8	87.6
対98年比	109.0	53.9	92.4	101.3	78.2	92.4
対99年比	104.0	57.1	90.9	103.3	74.4	91.6

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 18

2000 年度末のウィーンを除く市町村の借入金残高は 95.944 億ユーロに達しており、同年度の歳入総額 98.033 億ユーロの 97.7%に達している。一方、2000 年度の元利償還金額は 9.857 億ユーロで同年度の歳出総額 97.16 億ユーロの 10.1%を占めている[781]。2000 年度の元利償還金額約 9.90 億ユーロのうち、6.40 億ユーロが元金償還金であり、3.50 億ユーロが支払利子額である[782]。

781　この 9.857 億ユーロは、「図表8－3－9　市町村の歳出額（ウィーンを除く分）」中の 2000 年度の支払利子額 1.36 億ユーロ及び借入金返済額 3.27 億ユーロの合計額 4.63 億ユーロと一致していない。その理由は不明である。

782　Statistik Austria, Statistisches Jahrbuch Österreichischer Städte, Wien 2001, p25

近年の数年間は低金利による借入が続いており、1997 年度から 2000 年度にかけての市町村の借入金利の算術平均は 3.3%と 3.8%の間であった。

2000 年度のウィーンを除く市町村の借入金の残高は 95.944 億ユーロであり、1981 年度の 2.418 倍、1991 年度の 1.751 倍と 20 年前及び 10 年前と比べると高い伸びを示しているが、1996 年度と比較すると 1.173 倍でありここ数年は伸びが鈍化している。

2000 年度におけるウィーンの借入金の残高は 20.442 億ユーロであり、1981 年度の 0.780 倍、1991 年度の 0.723 倍と著しく低下している。

2000 年度のウィーンを除く市町村の元利償還金額は 9.857 億ユーロであり、1981 年度の 1.930 倍、1991 年度の 1.613 倍と 20 年前及び 10 年前と比べると高い伸びを示しているが、1996 年度と比較すると 1.075 倍であり、元利償還金額も借入金の残高と同様にここ数年は伸びが鈍化している。

2000 年度におけるウィーンの元利償還金額は 4.796 億ユーロであり、1981 年度の 1.207 倍、1991 年度の 1.304 倍となっている。

（２） 市町村の借入先の形態

図表 8－３－23 は 2000 年度におけるウィーンを除く市町村借入金の借入先の内訳を示したものである。

図表８－３－23　2000年度におけるウィーンを除く市町村借入金の借入先の内訳

借入先の区分	百万ユーロ	%
市町村自身のために行う外国債券発行及び外国銀行借入	298.4	3.1
市町村が他者へ移転する財源を調達するために行う外国債券発行及び外国銀行借入	29.2	0.3
市町村自身のために行う国内債券発行及び国内銀行借入	6,997.2	72.9
市町村が他者へ移転する財源を調達するために行う国内債券発行及び国内銀行借入	234.5	2.4
公共機関からの借入	2,035.1	21.2

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」

市町村の借入金の借入先のうちで圧倒的なシェアを占めているのが国内債券の発行及び国内銀行からの借入であり 75.3%となっている。次いで公共機関からの借入が 21.2%となっており、この二つで全体の 96.5%とそのほとんどを占めている。これに対して外国債券の発行及び外国銀行からの借入は 3.4%に過ぎない。

外国債券の発行及び外国銀行からの借入が極めて低いシェアとなっているのはウィーンを除く市町村の借入先の区分の内訳であるからであり、ウィーンにおけるヒアリング結果によると、今までスイスフラン市場において他の州はシングル A の格付けであっ

たのに比べて首都ウィーンはトリプルＡの格付けと評価が高かったため、同市場で債券を発行することにより資金調達することが多いということであった。それゆえ 2000 年度で 20.442 億ユーロに達するウィーンの借入金の借入先の内訳はまた異なったものであると推測できる。

また市町村自身のために行う借入は全体の 76.0%で、市町村が他者へ移転する財源を調達するために借入は全体のわずか 2.7%に過ぎず、残余は分類基準の異なる公共機関からの借入 21.2%であるので、ウィーンを除く市町村の借入のほとんどは市町村自身のために行う借入となっている。

（３）借入金の償還財源による区分

図表8－3－24 は市町村（ウィーンを除く）の借入金の償還財源による区分を示している。

図表8－3－24　市町村（ウィーンを除く）の借入金の償還財源による区分

年　度	借入金額	借入区分1		借入区分2		借入区分3		借入区分4	
		百万ユーロ	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ	%	百万ユーロ	%
1992年	**5,857.2**	1,951.8	33.3	3,374.1	57.6	338.4	5.8	192.9	3.3
1993年	**6,470.6**	2,188.2	33.8	3,685.6	57.0	345.6	5.3	251.3	3.9
1994年	**7,028.5**	2,351.6	33.5	4,083.0	58.1	342.2	4.9	251.7	3.6
1995年	**7,712.5**	2,521.1	32.7	4,584.3	59.4	353.8	4.6	253.3	3.3
1996年	**8,181.2**	2,589.1	31.6	5,008.9	61.2	343.1	4.2	240.2	2.9
1997年	**8,490.3**	2,497.5	29.4	5,412.0	63.7	337.9	4.0	243.0	2.9
1998年	**8,799.9**	2,580.8	29.3	5,664.3	64.4	313.6	3.6	241.2	2.7
1999年	**9,221.5**	2,682.1	29.1	5,996.9	65.0	317.7	3.4	224.8	2.4
2000年	**9,594.4**	2,735.7	28.5	6,310.3	65.8	310.3	3.2	238.2	2.5

（注）表中の借入区分１から４は予算及び決算に関する法令に基づく借入区分であり、図表８－３－19 の区分とは異なる。

借入区分１は、借入金の返済財源の 50%以上が税金など市町村の一般財源である借入である。

借入区分２は、借入金の返済財源の 50%以上が市町村の使用料・手数料である借入である。

借入区分３及び借入区分４については、引用文献に説明がされていないのでその内容は不明である。

（出典）「Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000」Tabelle 19

2000 年度のウィーンを除く市町村の借入金の 28.5%は借入金の返済財源の 50%以上が税金など市町村の一般財源である借入であり、65.8%が借入金の返済財源の 50%以上が市町村の使用料・手数料である借入となっている。

注目されることは税金よりも使用料・手数料を償還財源とする借入がはるかに多くなっていることであり、このことは借入金を充当した事業が地域住民から何らかの利用料金などを徴収して経営される企業的施設が多いことが推測できる。

本節でオーストリアにおける市町村財政の全体的な姿について詳しく説明したが、第 4 節及び第 5 節では具体的な州及び市町村の財政の例示として、第 4 節では上オースト

リア州の財政を、第5節では同州の州都であるリンツ市の財政の概略について紹介することとする。

第4節　上オーストリア州の財政

1　2003年度経常会計及び投資会計予算

2003年度の上オーストリア州の経常会計予算は、歳入39億3,691万ユーロ、歳出39億3,612万1,300ユーロで差し引き78万8,700ユーロの黒字であり、資本会計予算は歳入歳出とも6,750万2,700ユーロとなっている。

2　2003年度経常会計歳入予算

2003年度上オーストリア州経常会計歳入予算の財源構成比は、州税0.5%、連邦共同税の州の取り分30.6%、連邦からの教職員給与費負担金17.7%、その他の2001年財政調整法に基づく交付金及び目的交付金19.5%、住宅建設促進交付金0.2%、資産売却収入4.9%、病院施設及び地域分担金並びに出資金7.0%、補償金0.6%、基金取り崩しなどその他の収入18.9%となっている。

3　2003年度経常会計歳出予算

2003年度上オーストリア州経常会計歳出予算の性質別内訳は、教職員人件費15.02%、その他の人件費10.35%、物件費37.74%、積立金3.72%、社会福祉等の助成金33.16%となっており、歳出予算の 25.37%が人件費、33.74%が物件費、33.16%が経常助成金である。

4　2003年度の州職員内訳

2003 年度の上オーストリア州における州職員の内訳は、教員 59.1%、文化及び文化施設関係職員7.3%、福祉施設関係職員1.9%、建設、道路及び環境保全関係職員10.2%、監査機関を含む行政事務職員 12.0%、州行政管区及び農林関係職員 5.9%、その他の行政施設及び企業関係職員3.8%となっており、教員が過半数を占めている。

5　州の行政機関の民営化

同州では州の行政機関の民営化が推進されており、15の病院を経営する上オーストリア州保健･病院株式会社（Gespag; Gesundheits- und Spitals-Aktiengesellschaft）、州不動産有限会社(LIG; Landes-Immobilien GmbH)、連邦法に基づいて設立された交通連合機構有限会社（Verkehrsverbund-Organisations-GmbH）、近隣交通整備有限会社（NAVEG; Nahverkehr-Errichtungs-GmbH）、上オーストリア州土地及び建設資材検査機構有限会社（Oö Boden-und Baustoffprüfstelle GmbH）、温泉施設を経営する3つの有限会社(カイザー･テルメ・バード・イシュル、ユーロテルメ・バード・シャツェラバッハ及びヘドウイヒステルメ・バード・ツェッル)が設立されている。

６　州が出資する株式会社、有限会社及び協同組合

州が出資している株式会社、有限会社及び協同組合が数多く設立されており、州が民間経済分野に幅広く関与していることがオーストリアの特色となっている。

（１）株式会社

州が出資している主な株式会社には次のものがある。

① オーストリア航空株式会社（資本金 2 億 4,709 万ユーロ、上オーストリア州の出資割合（以下同じ）0.006%）。
② ダッハシュタイン観光株式会社（1,381 万ユーロ、73.72%）。ケーブルカー、洞窟などの観光施設を経営。
③ 上オーストリア州エネルギー株式会社（6,000 万ユーロ、74.99%）。
④ ヒンタストーダー・ビュルツェラルム（Hinterstoder-Würzeralm）ケーブルカー株式会社（581 万ユーロ、16.01%）。ケーブルカーを経営。
⑤ ランバッハ・フォルヒドルフ・エッゲンベルク（Lambach-Vorchdorf-Eggenberg）地方鉄道株式会社（16 万ユーロ、11.03%）。狭軌の地方鉄道を経営。
⑥ フェックラマルクト・アッターゼー（Vöcklamarkt-Attersee）地方鉄道株式会社（7 万ユーロ、10.46%）。狭軌の地方鉄道を経営。
⑦ 上オーストリア州健康・病院株式会社（50 万ユーロ、100%）。前記のとおり 15 の病院を経営。

（２）有限会社

州が出資している主な有限会社には次のものがある。

① EHG エンス港（EHG Ennshafen）有限会社(1,280 万ユーロ、50%)。港湾を経営。
② ユーロ温泉バード・シャラーバッハ（Bad Schallerbach）有限会社（1,686 万ユーロ、99.32%）。温泉及び温水プールを経営。
③ リンツ空港有限会社（1,400 万ユーロ、30%）。空港を経営。
④ ヘドビッヒス（Hedwigs）温泉（バート・ツェル; Bad Zell）有限会社（12 万ユーロ、100%）。温泉及び温水プールを経営。
⑤ 国際留学生会館有限会社（7 万ユーロ。12.40%）。留学生会館を経営。
⑥ カイザー温泉有限会社（350 万ユーロ、100%）。温泉及び温水プールを経営。
⑦ 州不動産有限会社（3.5 万ユーロ、100%）。不動産の管理事業を経営。
⑧ 近隣交通施設有限会社（7.3 万ユーロ、50%）。
⑨ 国立公園上オーストリア石灰アルプス（Oö Kalkalpen）有限会社（3.6 万ユーロ、50%）。
⑩ 上オーストリア州建築用地及び建築資材調査有限会社（3.5 万ユーロ、51%）。
⑪ 上オーストリア州技術及び市場調査有限会社（22 万ユーロ、56%）。
⑫ 上オーストリア州動物躯体利用有限会社（803 万ユーロ、53.3%）。肥料などを製造。
⑬ 上オーストリア州交通連携機構有限会社（3.5 万ユーロ、100%）。公共交通のネットワーク事業を経営。

⑭　オーストリア高速道路公社（Österreichische Autobahnen- und Schnellstraßen-Gesellschaft; ÖSAG）（1 億 494 万ユーロ、4.1%）。高速道路を運営。
⑮　タッシロ(Tassilo)療養施設（バード・ハル;Bad Hall）有限会社（12 万ユーロ、100%）。療養施設を経営。
⑯　トラウン湖観光有限会社（364 万ユーロ、100%）。観光事業を経営。
（３）協同組合
州が出資している主な協同組合には次のものがある。
①　LAWOG 州立住宅協同組合（Landeswohnungsgenossenschaft）（2,816 万ユーロ、46.27%）。住宅建設事業を実施。
②　上オーストリア州地域特産物振興協同組合（出資金額記載なし、5.06%）。
（４）その他の形態
ダッハシュタイン（Dachstein）見学用洞窟管理事業体（出資金額記載なし、33.33%）。上記のダッハシュタイン観光株式会社と関連している。

第 5 節　リンツ市の財政

１　市財政の決算

リンツ市財政の決算は図表８－５－１のとおりである。

図表８－５－１　リンツ市財政の決算　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	平均伸び率	2002 予算	2003 予算
病院会計	133.67	136.2	134.59	143.79	149.43	2.83%	150.46	163.21
一般会計	471.43	513.55	499.16	537.33	553.5	4.09%	533.66	588.84
合計	605.1	649.75	633.75	681.12	702.93	3.82%	684.12	752.05

リンツ市は一般会計以外に大きな病院会計を有しており、これが市財政全体の約 2 割強の規模を占めている。

２　経常会計歳入決算

リンツ市の経常会計の歳入決算は図表８－５－２のとおりである。

図表８－５－２　リンツ市経常会計歳入決算　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	平均伸び率
市税	130.33	129.35	127.81	117.09	125.53	−0.90%
連邦共同税の取り分	167.73	167.32	173.18	188.05	170.72	0.40%
市場使用料	1.31	1.27	1.27	1.31	1.27	−0.80%
その他の使用料・手数料	61.94	67.12	73.94	85.23	87.21	8.90%
不動産収入	7.27	6.92	5.42	9.45	16.76	23.20%
他団体からの負担金収入	23.66	25.43	25.84	28.26	30.99	7.00%
罰金などの諸収入	9.17	8.47	8.38	8.2	8.52	−1.80%
その他の収入	9.7	8.8	6.68	3.01	3.79	−20.90%
歳入合計	411.11	414.68	422.52	440.6	444.78	2.00%

リンツ市の 2002 年度経常会計歳入決算に占める市税の割合は 28%、連邦共同税の取り分は市税よりも大きい最大の歳入科目であり 38%を占めており、市税とあわせて 66%に達している。また市場使用料とその他の使用料・手数料の合計の割合は 20%と相当大きな地位を占めている。また他団体からの負担金収入は他の市町村からの負担金と州からのリンツ市音楽学校に対する負担金であり、全経常歳入の 7%を占めている。なお不動産収入が 2002 年度に大きな伸び率を示しているのはリンツ市の関連企業である後述するリンツ AG の株式の市所有持分の売却による特別利益が生じたためである。

３　市税収入の決算

上記の経常歳入中の市税収入の内訳は図表８－５－３のとおりである。

図表８－５－３　リンツ市市税収入決算　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	平均伸び率
不動産税	13.18	13.61	14.07	14.07	14.44	2.30%
共同体税	82.82	84.94	85.2	84.09	92.75	2.90%
広告税	6.5	5.21	4.66	1.8	0	―
飲料税	11.78	11.87	6.16	0.83	0.35	―
娯楽税	1.14	0.87	1.43	1.45	1.3	3.40%
土地利用税	6.15	4.58	7.58	5.72	7.61	5.50%
駐車場使用料	5.59	5.86	6.47	6.65	6.77	4.90%
その他	3.17	2.41	2.24	2.48	2.32	−7.50%
計	130.33	129.35	127.81	117.09	125.54	−0.90%

2002 年度市税収入決算に占める最大の税目は共同体税であり 74%と圧倒的な地位を占めている。共同体税は市内に所在する事業所に雇用されている従業員に対する賃金支払額が課税標準となっており、その 3%が課税額となる。

不動産税は農林業用地に課税する不動産税Ａとその他の土地に課税する不動産税Ｂから構成されており、市税収入の 12%を占めている。共同体税と不動産税がオーストリア

の市町村の基幹的税目であり、リンツ市では両者で市税収入全体の 86%となっている。不動産税の税率は法律により一定の範囲に定められているが、20 年以上も土地の評価替えが行われていないため、ほとんどの自治体はその最高税率で課税している。

広告税は 2001 年度から連邦共同税に移管された。またアルコール飲料以外の飲料に課税される飲料税はオーストリアの欧州連合加盟に伴い廃止された。これら両税目の税収が市税収入から脱落したため、4 年間を平均した市税全体の伸び率は—0.9%とわずかであるがマイナスの伸び率となっている。

４　経常会計歳出決算の性質別内訳

経常会計歳出決算の性質別内訳は図表８－５－４のとおりである。

図表８－５－４　リンツ市経常会計歳出決算の性質別内訳　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	平均伸び率	2002 予算	2003 予算
人件費	129.25	128.81	133.54	135.82	134.58	1.00%	136.81	141.99
年金支払額	44.09	45.73	46.65	49.04	51.07	3.70%	52.47	52.73
報酬	2.18	2.26	2.36	2.34	2.37	2.10%	2.38	2.41
物件費	9.05	8.94	9.21	8.98	9.99	2.50%	9.93	9.94
社会福祉費	77.4	85.58	88.67	97.63	99.46	6.50%	99.59	109.64
支払利子	13.92	13.65	13.61	15.13	14.71	1.40%	15.48	14.83
他団体への補助金･負担金	64.09	67.37	70.88	75.39	74.11	3.70%	74.13	75.26
その他の支出	47.1	43.16	45	43.08	42.72	−2.40%	41.43	43.22
歳出合計	387.08	395.5	409.92	427.41	429.01	2.60%	432.22	450.02

2002 年度経常会計歳出における人件費の割合は 31%と最大の費目であり、これに旧職員に対する年金支払額の 12%を合わせると、人件費総額は経常会計歳出総額の 43%に達している。これに次ぐ大きな費目は社会福祉費であり、全体の 23%を占めている。これに次ぐものが他団体に対する補助金･負担金で 17%、次いで利子支払額の 3%、物件費の 2%となっている。

５　他団体に対する負担金の内訳

リンツ市の 2002 年度の他団体に対する負担金のうち、最大の費目が州の病院に対する負担金で全体の 39%を占めている。次いで州に対する一般負担金で 24%、州の社会福祉支出に対する負担金が 20%、州立美術学校などに対するその他の負担金が 13%、州の学校維持に対する負担金及び他の自治体に対する負担金が 4%となっており、リンツ市の他団体に対する負担金のほとんどが州に対する負担金となっている。

６　経常会計の財政収支

リンツ市の経常会計の財政収支は1998年から2002年まで黒字を維持しており、1998年度は3,101万ユーロ、1999年度は1,931万ユーロ、2000年度は1,260万ユーロ、2001年度は1,318万ユーロ、2002年度は1,576万ユーロの黒字となっている。

７　資本会計決算

リンツ市の資本会計決算は図表８－５－５のとおりである。

図表８－５－５　リンツ市資本会計決算　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003 予算
歳入						
不動産売却収入	13.70	28.10	21.92	28.32	24.66	26.77
動産売却収入	0.03	1.48	0.03	0.04	0.03	0.01
株式などの売却	0	0	0.48	0	0	0
資本補助金・負担金	21.06	20.96	25.53	41.23	56.23	42.88
その他の資本収入	0.46	0.63	2.70	1.36	1.30	0.22
合計	35.25	51.17	50.66	70.95	82.22	69.88
歳出						
不動産の取得	44.10	56.29	42.62	44.27	48.56	41.27
動産の取得	6.88	6.55	6.42	5.37	4.82	4.95
株式などの収得	0.18	0.14	0.29	0.25	0.28	0.89
補助金・負担金支出	1.16	1.20	1.45	1.72	0.84	1.17
その他の資本支出	12.99	22.46	16.42	35.04	26.59	29.46
合計	65.31	86.64	67.20	86.65	81.09	77.74

資本会計歳入の大部分は資本補助金・負担金と不動産売却収入であり、特に不動産売却収入が多額であることが注目される。またリンツ市の資本会計歳入には地方債収入がまったくなく、抑制的な財政運営となっていることが伺われる。

８　リンツ市の関連企業を含めた投資額の状況

リンツ市の関連企業を含めた投資額の状況は図表８－５－６のとおりである。

図表８－５－６　リンツ市の関連企業を含めた投資額　（単位;百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	98-02合計	2003予算
リンツ株式会社	74.83	182.99	169.20	195.02	209.46	831.50	194.79
住宅公社	31.40	31.25	25.51	30.96	29.21	148.33	27.74
リンツ市	65.31	86.64	67.20	86.65	81.09	386.89	77.74
合計	171.54	300.88	261.91	312.63	319.76	1366.72	300.27

この表からわかるようにリンツ市に関連する企業の投資額はリンツ市自体に比して非常に大きな金額となっており、1998 年度から 2002 年度の 5 年間の累計でリンツ市関連企業の投資額は総投資額の 72%を占めており、リンツ市関連企業の投資額はリンツ市自体の投資額に比べて約 4 倍の規模に達している。このようにオーストリアの市町村の財政運営において経済分野における市町村の関与が大きいことがその特色となっている。

９　欧州連合加盟に伴う黒字財政の維持の義務付け

オーストリアの欧州連合加盟に伴って全公共会計の財政赤字は GDP の 3%以内に収めなければならなくなり、市町村全体では財政黒字になることが義務付けられた。リンツ市の財政収支は 1998 年度が 1,071 万ユーロの黒字、1999 年度が 715 万ユーロの赤字、2000 年度が 290 万ユーロの赤字、2001 年度が 332 万ユーロの黒字、2002 年度が 2,345 万ユーロの黒字であり、この 5 年間の累計では 2,743 万ユーロの黒字となっており、このマーストリヒト条約に基づく義務を果たしている。

これを策定された予算との対比で見ると、各年度の予算上の財政収支は 1998 年度が 1,367 万ユーロの赤字、1999 年度が 1,256 万ユーロの赤字、2000 年度が 1,019 万ユーロの赤字、2001 年度が 415 万ユーロの赤字、2002 年度が 35 万ユーロの赤字であったのに対して、決算額は前記のとおりであることから各年度とも決算額が予算上の財政収支と比較して改善されており、5 年間の累計では予算上の財政収支が 4,022 万ユーロの赤字であったのに対し、決算上の財政収支は前記のとおり 2,743 万ユーロの黒字となっており、顕著に改善されたことがわかる。

10　純借入額の状況

純借入額を各年度ごとに予算と決算を対比して見ると、1998 年度は 800 万ユーロが 593 万ユーロに、1999 年度は 1,700 万ユーロが 1,137 万ユーロに、2000 年度は 1,600 万ユーロが 1,731 万ユーロに、2001 年度は 600 万ユーロが 552 万ユーロに、2002 年度は 45 万ユーロのマイナスが 10 万ユーロのマイナスとなっている。マイナスだった 2002 年度を別にすると 2000 年度だけが決算額が予算額に比べてわずかに増加しているだけで、それ以外の年度は決算上の純借入額が予算上の純借入額を下回っており、慎重な財政運営が行われていることが伺われる。なお 2003 年度の予算においても純借入額は前年度に引き続いてゼロとなっており、2002 年度以来借り入れを行わない財政運営が維持されている。ただし 2004 年度以降もこの状態を継続することができる見通しが立って

いるわけではないとの説明であった。

11　債務残高の状況

リンツ市の債務残高の推移は図表８－５－７のとおりである。

図表８－５－７　リンツ市債務残高の推移　（単位：百万ユーロ）

区分	1998	1999	2000	2001	2002	平均伸び率	2003予算
EU統計式による債務	201.75	197.72	223.32	224.53	230.84	2.70%	227.25
分野85-89番の債務　1	96.49	102.91	110.47	118.53	115.09	3.60%	118.68
合計	298.24	300.63	333.79	343.06	345.93	3.00%	345.93

注1　分野85-89番には不動産部門、市場、病院、老人センター、リンツデザインセンター、市役所駐車場、その他のサービス提供部門が含まれている。

1998年度から2002年度までの5年間の債務残高の平均伸び率は3.00%と低い数字となっており、健全な財政運営が行われていることを伺わせる。

第 9 章　財政調整制度

オーストリアの連邦、州及び市町村間の財政調整制度はきわめて重要な政治的な意義を持つ基本的な財政制度であるものの、一方できわめて複雑で理解しにくい制度となっている[783]。そこでこの制度について解説した概説書[784]に全面的に依拠しながら、第 1 節でオーストリアの財政調整制度の基礎となっている財政憲法のあらましについて、第 2 節で財政調整制度の歴史とその果たしている機能について、第 3 節で水平的財政調整の具体的な制度の実態についてできるだけ簡潔に概略を説明していくこととする。

ここで「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」の内容を本書で紹介することを了承していただいたオーストリア市町村連盟とオーストリア都市連盟の関係者の方々に心から感謝申し上げる次第である。

これに引き続き第 4 節から第 20 節で現在のオーストリアの財政調整制度について具体的に定めている 2001 年財政調整法の内容について法律の条文に即して実務的に紹介することとする。

最後に第 21 節で財政調整法の規定に基づく連邦、州、市町村間の財源の移転に係る総括表に基づいて財政調整結果について計数的な分析を行い、第 22 節でオーストリアの財政調整制度の実態について私見を述べることとする。

なお上記の概説書の抄訳及び 2001 年財政調整法の翻訳についてはデュッセルドルフ在住の天野史子氏に委託して行ったものである。

第 1 節　財政憲法

1　1948 年財政憲法[785]

オーストリア連邦憲法第 13 条は「公課（税制）の領域における連邦と州の管轄については独立した連邦憲法としての性格を有する法律により定める」と明記しており、この独立した連邦憲法としての性格を有する法律はその名称の一部に「財政憲法」と記載される。現在施行されている財政憲法は「連邦とその他の地域公共団体の財政関係を定める連邦憲法（1948 年 1 月 21 日）[786]」である（以下「1948 年財政憲法」という）。

しかしながら、この法律の名称から推測できるように、1948 年財政憲法の規定してい

783　オーストリア連邦政府財務省のクリスチィアン・ストゥルムレヒナー（Christian Sturmlechner）氏は調査で訪問した時に私達に「財政調整法を正確に理解している人はオーストリアで数人しかいない」と冗談で話していた。

784　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」

785　Ibid., p23

786　Bundesverfassungsgesetz vom 21. Jänner 1948 über die Regelung der finanziellen Beziehungen zwischen dem Bund und den übrigen Gebietskörperschaften（Finanz-Verfassungsgesetz、連邦公報 1948/45）

る範囲は単なる公課（税制）の領域を明らかに超えているが、他方で市町村についてはまったく言及されていない。1948 年財政憲法は以下の 6 章から構成されている。

第 1 章　財政調整（第 2 条～第 4 条）
第 2 章　公課（第 5 条～第 11 条）
第 3 章　財政交付金及び補助金（第 12 条、第 13 条）
第 4 章　借入（第 14 条、第 15 条）
第 5 章　予算権限及び財政統計（第 16 条）
第 6 章　施行期限、経過規定及び最終規定（第 17 条）

この財政憲法の中心をなしているのが、第一共和国の財政憲法には定めのなかった 1948 年財政憲法第 2 条に規定されている「費用の自己負担原則[787]」と第 4 条に規定されている「客観性の要請[788]」である。

２　費用の自己負担原則[789]

（１）1948 年財政憲法第 2 条

1948 年財政憲法第 2 条は「連邦及びその他の地域公共団体は、立法権を有するものの立法により異なる定めが行なわれた場合を除き、その事務を執行することから生じる費用[790]（Aufwand）を負担する。」と定めている。ここで「その他の地域公共団体（übrige Gebietskörperschaften）」とは州及び市町村のみを指している。

（２）事務執行の費用負担者

次に「事務（Aufgaben）執行の費用」は誰が負担するのかという問題である。

憲法裁判所は「その事務を執行することから生じる費用」とは、その機能（funktionell）ではなく組織（organisatorisch）の観点から解釈すべきであると判示している。

それまで踏襲されてきた見解においては、費用を負担すべき者とは「その者のために事務が行われる者」を指すとされていた。つまり事務の執行が連邦の機能である場合には、その費用は連邦が負担し、事務の執行が州の機能である場合には、その費用は州が負担するとされてきたのである。この場合において間接的連邦行政事務は、事務の執行は連邦の機能であることから、間接的連邦行政事務の執行により州に発生した支出はこれと異なる定めがされない限り連邦が補填すべきであるとされてきた。

しかしながら 1948 年財政憲法第 2 条を組織の観点から解釈する新しい憲法裁判所の

787　原語は Der Grundsatz der eigenen Kostentragung である。

788　原語は Sachlichkeitsgebot である。

789　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp24-25

790　ここでいう「費用（Aufwand）」とは 2001 年財政調整法及び一般的にも用いられている表現である「費用負担義務（Kostentragungspflicht）」の「費用（Kosten）」と同様に商学上の費用と解すべきではなく、予算法上の「支出（Ausgaben）」と同義と解すべきであるとされている。

判例は、事務を執行するために発生する費用は原則としてその費用が発生した地域公共団体において財政的にも最終的に負担されるべきであるとされたのである。つまり事務を実際に執行する公的機関は、それが自己の活動範囲であるか委任された活動範囲であるかにかかわらず、その費用を負担しなければならないとされたのである。

（3）費用の自己負担原則の限界

しかしながらこの原則には限界がある。ある公的機関が委任された事務を執行した場合に、費用の自己負担原則は事務の執行により発生した全ての費用に適用されるわけではないからである。

公的機関で事務の執行により発生した費用は3つに分類することができる。

① 人件費[791]（Personalaufwand）

② 一般行政費（Amtssachaufwand）

この費用は行政機関が行政活動を行う前提条件を整えるために必要とされる費用であり、事務執行に係る日常的な行政運営に必要となる全てのものを整えるための費用であるとされている。

③ 特定目的経費（Zweckaufwand）

この費用は公的機関が特定の活動をすることによりはじめて生じる費用である。

公的機関が委任された事務の執行を行う場合において、この3つの経費のうち当該機関は人件費と一般行政費は自ら負担しなければならないが、特定目的経費は誰のために当該事務が行われているかによって当該経費の負担者が決まることになる。つまりこの場合には委任者の負担となる。

したがって間接的連邦行政事務の場合には当該事務執行に係る特定目的経費は連邦の負担となる。しかしながら一般行政費と特定目的費の境界は常に明確であるとは言えず、判例もその境界の認定はまちまちである。現在、間接的連邦行政事務を州の権限に移譲し、執行権限もあわせて州に移譲しようとする連邦国家構造の改革に向けた動きがあり、これにより特定目的経費の内実とその境界の問題が顕在化している。

市町村は自治事務のみならず受託事務に係る行政も行っているため、この費用の自己負担原則は市町村にとっても当然のことながら同様に重要な問題である。

3 財政調整手段[792]

（1）1948年財政憲法の財政調整手段に関する規定

1948年財政憲法は以下の4つの財政調整手段を掲げている。

① 費用の自己負担原則からの逸脱

② 課税権の配分

③ 公課収入の配分

④ 財政交付金と特定目的補助金

---

791 人件費には年金その他の福祉関連給付費用も含まれる。

792 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp26-28

上記の通り費用の自己負担原則から逸脱する可能性はあくまでも例外であると考えられており、財政調整手段の重点は地域公共団体の収入の側におかれている。

連邦には 1948 年財政憲法に基づいていわゆる「権限を定める権限[793]」が与えられている。連邦は自らの権限を定めることができるとともに、普通の連邦法によりどの地域公共団体がいかなる課税権と配分権を得るかを定めることができることとされている。このような中央集権的な財政憲法の規定に対する有効な調整弁を条文化しようと従来から州及び市町村は努力しているが、現在までのところ失敗に終わっている。

財政調整に参加している主体の税収が減少する可能性があるような税制改正を連邦が行う場合には、2001 年財政調整法第 7 条第 1 項において、これらの主体と協議を行う義務について定めたいわゆる「保護規定（Schutzklausel）」が定められている。この規定の内容は、連邦は関係主体と協議を行わなければならないが同意を取り付けることまで義務付けられているわけではない。

（2）実際の財政調整交渉

州と市町村がきわめて不利益な立場に置かれているこのような状況は既に数十年来行われている財政調整交渉の実務によりかなり緩和されている。財政調整法は慣習に基づいて常に時限立法として立法されており、新しい財政調整法の立法過程において、財政調整関係者である連邦、州並びに連邦憲法第 115 条第 3 項により市町村の利益代表者として指名されているオーストリア市町村連盟（Österreichischer Gemeindebund）及びオーストリア都市連盟（Österreichischer Städtebund）との間で密接な交渉が行われることが前提とされており、交渉において最終的にいわゆる財政調整合意[794]として文書化される妥協案の合意に向けた各主体の努力が想定されている。

4　課税権の配分[795]

課税権の配分に関する立法は通常の連邦立法に委ねられている。しかしこの立法権は連邦に与えられた排他的立法権ではなく州も非常に限定的ではあるが独自に新しい税を課す権限を付与されており、また連邦法による定めがない領域については州と市町村との間に課税権と公課収入を配分する権限が付与されている。

5　公課（税）収入の配分[796]

2001 年度の連邦共同税の税収は 6,740 億シリングで、税収全体の 88%に達している。このため公課（税）収入の配分が財政調整の最も重要な手段となっている。公課（税）収入の連邦と州の間の配分について定める権限は連邦の権限である。この権限には州内における市町村間の配分について定める権限も含まれることが憲法裁判所の判例で明確

793　原語は Kompetenz-Kompetenz である。

794　原語は Finanzausgleichspaktum である。

795　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp28-29

796 Ibid., 29

にされている。

第一共和国時代に公課（税）が単独の地域公共団体に属する公課（税）から共同税制度に改革されたが、地域別税収を公課（税）の配分の基礎にするのではなく、地域間の財政調整の基本理念として地域間で異なる経済力と収税力を反映させた配分率を用いることが認められるようになったのは、第二共和国における財政調整法の成果であるといわれている。

6　財政交付金[797]及び特定目的補助金[798] [799]

財政交付金は係数又は需要に基づいて配分されている。

1948 年財政憲法第 12 条第 1 項に基づいて財政交付金が係数によって配分される場合には、地域公共団体に義務付けられている事務により当該地域公共団体に発生する平均的負担と独自の収税力を配分係数に算入しなければならないこととされている。また需要に基づいて配分される財政交付金の場合には、予算の均衡の維持又は再建、特殊な需要の補填及び公課（税）収入配分の容認し難い不足を補うために交付されるものとされている。

財政交付金について予算の均衡の維持又は再建のための需要に対する交付金としてその使途に条件を付すことも法律的には可能とされているが、財政交付金は 1948 年財政憲法第 3 条に基づき一般的な行政費用のために交付されるのであることから、交付目的について一定の指示が付されても厳密にいえばその使途証明は不要であるとされている。財政交付金については単なる予算計上では不十分であり法律の形式を必要とすることが財政憲法上の規定から明確である。

特定目的補助金には補助金交付により追求する目的と関連する条件を付すことができる。このため使途証明に加えて補助金によるある種の基礎的成果が通常要求される。特定目的補助金についても法律の形式を必要とされている。

7　公課に関する規定[800]

1948 年財政憲法第 6 条から第 11 条に公課（税）に関する諸原則が規定されているので、ここで簡潔に触れておく。公課[801]とは何を指すのかは原則として定義されておらず、判例によりその定義の大枠が定められている。公課とは「地域公共団体により公権的関係に基づきその財政的需要をまかなうために徴収される金銭給付」であるとされている。このことから、公課に該当しないものは以下に掲げるものである。

797　原語は、Finanzzuweisungen である。

798　原語は、Zweckzuschüsse である。

799　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp29-30

800　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」p30

801　原語は öffentliche Abgabe である。

① 現物納付[802]
　これは公課ではないが実務的意義は殆どないといえよう。
② その他の団体に対する公権的金銭納付義務
　これは例えば社会保険料などである。
③ 地方公共団体が徴収する私法上の対価
④ 財政的需要をまかなうために徴収されるのではない金銭給付
　これは例えば罰金などである。

一方で財政学上公課[803]は以下のように分類されている。

① 直接の対価性がなくその要件を充足する全ての者に課される一般的な公課
　例えば税（Steuer）である。
② 直接の対価性を有する特殊な公課
　例えば料金（Gebühren）である。
③ ある特定の土地及び建物に対する市町村の施設により生じた利益を理由とする負担金

8　1948 年財政憲法第 6 条に基づく公課の分類[804]

1948 年財政憲法第 6 条は、地域公共団体がその権利として自らの予算においてどの程度その収入を利用できるかに基づいて以下のとおり公課の分類を行っている。

（1）連邦、州、市町村のそれぞれに単独に帰属する公課で、その収入の全てがそれぞれの地域公共団体に帰属するもの

（2）連邦と州と市町村、又は連邦と市町村若しくは州と市町村の間で共有される公課

さらにこれらを以下の 3 つに分類している。

① 連邦と州の共同公課であり、その中からさらに地域公共団体へその収入配分額が譲渡されるもの
② 上乗せ公課[805]で、その本体部分は連邦又は州に帰属し、上乗せ部分がその下の地域公共団体に帰属するもの
③ 同一の課税対象に対する同種の公課

これらの列挙はそもそも限定列挙であったため、ここに列挙されていない公課の形式は財政憲法違反とされてきた。このため例えば連邦が参加する共同公課に加えて連邦が連邦だけに帰属するこれと同種の公課を課すことは容認されなかった。このような理由から明らかに自動車税と同種であった連邦自動車税などがこのことを理由に廃止された。

第 2 節　第二共和国における財政調整制度の歴史と機能

802　原語は Naturalabgaben である。

803　この場合の公課の原語は Abgaben である。

804　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」p31

805　原語は Zuschlagabgaben である。

1　典拠となる法律[806]

第二共和国における財政調整制度の典拠となる法律は以下のとおりである。

①　1948 年財政調整法[807]
②　1950 年財政調整法[808]
③　1953 年財政調整法[809]
④　1956 年財政調整法[810]
⑤　1959 年財政調整法[811]
⑥　1967 年財政調整法[812]
⑦　1973 年財政調整法[813]
⑧　1979 年財政調整法[814]
⑨　1985 年財政調整法[815]
⑩　1989 年財政調整法[816]
⑪　1993 年財政調整法[817]
⑫　1997 年財政調整法[818]
⑬　2001 年財政調整法[819]

上記のとおり第二共和政時代に 13 の法律が制定されており、2001 年財政調整法が最新の法律となっている。

2　1958 年以前の経緯[820]

806　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」p32

807　連邦公報 1948/46 及び 1949 年財政調整改正法（連邦公報 1949/29）

808　連邦公報 1950/36 並びに 1951 年財政調整改正法（連邦公報 1951/29）及び 1952 年財政調整改正法（連邦公報 1952/156）

809　連邦公報 1952/225 並びに 1954 年財政調整年改正法（連邦公報 1954/7）、1954 年第二財政調整年改正法（連邦公報 1954/150）及び 1955 年財政調整改正法（連邦公報 1955/9）

810　連邦公報 1955/153 及び 1958 年改正法（連邦公報 1958/28）

811　連邦公報 1959/97 及び 1964 年改正法（連邦公報 1963/263）

812　連邦公報 1967/2 並びに連邦公報 1967/221、1969/439、1970/367 及び 1972/260

813　連邦公報 1972/445 並びに連邦公報 1978/138 及び 1978/455

814　連邦公報 1978/673 並びに連邦公報 1981/569 及び 1982/644

815　連邦公報 1984/544 並びに連邦公報 1985/501、1986/384 及び 1987/607

816　連邦公報 1988/687 並びに連邦公報 1989/251、1990/463、1991/69、1991/235、1991/428、1991/693 及び 1992/450

817　連邦公報 1993/30 並びに連邦公報 1993/959、1995/21、1995/297、1995/853 及び 1996/201

818　連邦公報 1996/201 並びに連邦公報 1996/746、1997/130、1998/79、1998/164、1999/32、1999/106、2000/26、2000/29、2000/30、及び 2001/3

819　連邦公報 2001/3

820　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001:

第二共和国の財政調整制度は 1948 年財政調整法により導入され、連合軍によるオーストリア占領から 1947 年末まで暫定的に導入されていた諸制度に対して、この法律が事後的な承認を与えることとなった。この中で初めて財政調整[821]という言葉が用いられたが、それまで第一共和国では常に公課配分法[822]という用語が用いられていた。1948 年財政調整法は 16 条からなる非常に短く明快な法律であったが、当時既に財政調整関係者との交渉の結果として生まれたものであった。

1948 年財政調整法の下における直接的連邦行政事務に関する費用負担に関する制度は現在でも馴染み深いものであり、段階別補正人口には人口 2,500 人までの段階が存在しており、需要交付金は一律 25%、州納付金[823]は 20%であった。また唯一の財政交付金は州間人口割調整[824]であった。

この時代は今とは逆に州が連邦に対して職業学校の教職員人件費の 50%を補填しなければならず、連邦警察機関の所在地である市町村は警察費の一部を負担しなければならなかった。市町村に対する再配分は非常に簡単で需要交付金を控除した後の連邦共同税の市町村に対して配分されるべき額の残額が段階別補正人口数により配分された。

環境の急激な変化に対応するため 1948 年財政調整法の適用期限は 1 年とされ、後年度にもこの方式が引き継がれている。1958 年までの 10 年間に 1950 年、1953 年及び 1956 年財政調整法が存在するが、実際に 2 年間の時限立法とされたのは最後の 1956 年財政調整法のみであり、上記の各財政調整法が制定された年度の間の年度については、ほとんど重要な改正がされることもなく各財政調整法の適用期限の延長が行われたのである。その後、1951 年財政調整改正法は一般義務教育学校の教職員人件費の超過費用について州もその一部を負担することを義務付けた。1955 年財政調整改正法により段階別補正人口数の最低段階が人口 2,500 人までから 1,000 人までに引き下げられて、人口数 1,000 人から 2,500 人までの市町村の補正係数が 1 から 1 1/3 に引き上げられるとともに、人口 1,000 人までの小規模市町村の補正係数も改革に伴う負担の適正配分を考慮して 1 から 1 1/6 に引き上げられた。

3　1959 年財政調整法

1959 年財政調整法により今日の財政調整制度の骨格が形作られた。新しく財政調整法に 5 年間の適用期限が導入されただけでなく、大規模な財政的影響を及ぼす改革がこの法律で実施されることとなり、そこではかつて財政調整法の枠組みに含まれていなかった各種の政府間における財源の移転も考慮された。

市町村にとっては財政需要及び財政力による調整の導入が決定的な要素である。これと引き換えに市町村の州納付金が 20%から 16%に引き下げられ、需要交付金の財源に

Das Handbuch für die Praxis」p32-34

821　原語は Finanzausgleich である。

822　原語は Abgabenteilungsgesetz である。

823　原語は Landesumlage である。

824　原語 Landeskopfquotenausgleich である。

充当される市町村配分額からの控除額が 25%から 15%に引き下げられた。

これらの結果、1997 年財政調整法まで特徴付けたある種の構造が形成された。その構造とは、連邦は州と市町村に対して財政的な理解を示し、妥協案に応じる姿勢を示して財政調整関係者間の平穏を確保した上で、自らが引き受けた損失は短期間のうちに税制改革によって取り戻すというものである。そもそも 1968 年以降の財政調整法が税制改正法[825]と連動していない年度はなく、その他にも財政調整と連動している個別の税制改正がある。これらの租税軽減又は租税引上げの税制改正の方が、妥協の産物である財政調整法それ自身による財源の移転よりもしばしば州と市町村の最終的な税収配分額に大きな影響をもたらしてきた。

1959 年財政調整法では連邦は州と市町村のために総額で 2 億 5,000 万シリングを移譲した計算になるが、これは当時の連邦税と連邦共同税の連邦配分額から生じる連邦税収の僅か 1.1%に過ぎなかった。この 1959 年財政調整法による大改革で財政調整関係者はすっかり憔悴してしまったらしく、1959 年財政調整法はその後ほとんど改正されずに 3 回延長されている。

4　1967 年から 2000 年までの経緯[826]

（1）1967 年財政調整法

1967 年財政調整法にはその進取の精神が表れている。州は、売上税に対して更にもう 3%乃至 3.5%税収参加することと引き換えに一般義務教育学校の州教職員人件費の 10%を新たに引き受けることを承認するとともに、自動車税は 1972 年までに段階的に完全な州税に移行することとなり、飲料税は消費税から流通税へと変化を遂げた。この 3 つの取り組みのいずれも結局は失敗に終わり、後に現行制度に移行している。

ある程度の利益を得たのは市町村で、営業税収の更なる 6 分の 1 の移譲と引き換えに売上税収の 5%を獲得した。この結果として全体の差し引き計算では 1959 年財政調整法とほぼ同じような構造に落ち着いている。また州は、州納付金について州のその他の収入では賄うことのできない需要に対してのみ市町村に対して割り当てることができるという制約から解放された。

（2）1973 年財政調整法

結果的に 6 年間適用されることになった 1973 年財政調整法は、31%にまでに成長していた所得税上乗せ徴収分を税率に組み込み一本化する作業を含む所得税の大改正が行われるとともに、旧売上税及び輸送税などを廃止して新たに成立した付加価値税によって、税収に対する財政調整主体のそれまでの参加関係が大きく変化することとなった。

連邦は過去に遡って農業従事者年金保険法に基づく調整負担金を引き受けるとともに、財政交付金と目的補助金について手厚く措置するなどこの時はいつもと比べると大きく財政的に譲歩した。教職員人件費の補填では大きな変革が実施され、10%の州負担

825　原語は Abgabenänderungsgesetz である。

826　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」p35-38

分は廃止されてもとの状態に戻されたが、今度はその州負担分相当額が州予算に組み込まれて連邦がその全額の補填を行うことになった。

市町村についてはアルコール飲料からの税収と不動産取得税収への参加比率が引き上げられ、州納付金率が 14.5%から 12.5%に引き下げらるとともに、ビールが 1974 年 1 月 1 日から飲料税の課税対象となった。しかしながらビールが飲料税の課税対象となる代わりにアルコール飲料とビールは付加価値税の課税対象から除外された。

（3）1979 年財政調整法及び 1983 年税財政政正法

1973 年財政調整法と同様に適用期限 6 年とされた 1979 年財政調整法は財政交付金と目的補助金の伸びを抑制したが、その中心的課題は環境・水利経済基金に対する当初予定額 7 億シリングの追加出資であった。州は代替財源が措置されないまま州納付金の 2%を放棄した。

1983 年税財政改正法は州と市町村に対して連邦共同税の配分額を約 30 億シリング増やしたが、財政調整法自体はほとんど改正されていない。

（4）1985 年財政調整法

1985 年財政調整法では市町村の州納付金率が更に 8.3%に削減され、連邦がその削減に係る財政負担の全額を肩代わりした。段階別補正人口数では人口数 1,000 人までの段階が廃止されて市町村間人口割調整が誕生するとともに、市町村は営業資本税の段階的廃止の代替措置として営業税収に対する税収参加率が引き上げられた。

（5）1989 年財政調整法

1989 年財政調整法においては 1989 年 1 月 1 日に導入された利子に係る資本収益税に対して大幅な州と市町村の税収参加が実現したことを除いて大きな改正は実施されていない。その代わりに憲法裁判所が世間を騒がすような判決を出している。憲法裁判所は周辺市町村補正係数を違憲と判示して 1989 年 1 月 1 日をもって廃止した。その理由として暫定措置の適用期間としてほぼ 35 年間は長すぎるという点を指摘しており、反論の余地はまったくない。

市町村にとって重要な改正は飲料税が付加価値税のような流通課税に改革されたことである。非アルコール飲料に対する飲料税の税率は 5%に引き下げられたが、これによる財源不足を補填するためほとんどの市町村は不動産税の税率を 420%から 500%に引き上げた。

（6）1993 年財政調整法

1993 年財政調整法では二つの憲法裁判所の判決が制度化された。補正人口係数についてなめらかな移行を可能にする措置（Einschleifregelung）が導入されるとともに、補正人口数ではなく単純な実人口数を基準とする人口 1 人あたり 102.30 シリングの最低固定額が創設された。使用料・手数料の分野では必要経費の 200%までの料金を設定することが認められるようになり、市町村間人口割調整が財政力の弱い小規模市町村に有利になるように改正された。

その直後に成立した 1993 年税制改正法で営業税と賃金総額税が廃止され、市町村に大打撃を与えた。共同体税など新しい市町村税の導入により全体では減収を補填して余

りある財源が市町村に与えられたが、特に西部諸州はこれによりかなりの痛手をこうむることとなった。

輸入付加価値税の相殺規定の改正により 20 億シリングの一時的収入が生じたことから、営業税の廃止による市町村の苦境を調整する可能性が生まれ、州と市町村はこの一時的収入に対する自己の取り分を放棄し、1994 年と 1995 年に総額 10 億シリングを営業税の廃止により打撃を受けた市町村に提供した。

連邦公報 1995/297 の改正法により財政調整制度が大きく改正され、これにより欧州連合加盟費用の負担に関する合意が実行された。1995 年 9 月 27 日に合意された 1996 年度から 1999 年度までを対象にした財政調整法は国民議会の解散によって成立しなかったため、1993 年財政調整法が 1 年延長された。

（7）1997 年財政調整法

1997 年財政調整法において、1996 年構造改革法（Strukturanpassungsgesetz）の結果もたらされた約 500 億シリング超の租税収入の増加から州と市町村も恩恵を受けることと引き換えに、合計 37 億 5,000 万シリングの財政緊縮負担金を納付することが義務付けられた。また電気とガスを課税対象とする新しいエネルギー消費税により増収がもたらされたが、州と市町村は公共近距離交通のための目的補助金の増額を通じてこれに間接的に参加した。

1989 年住宅建設促進目的補助金法（Wohnbauförderungs-Zweckzuschussgesetz）により住宅建設促進目的補助金に対して 245 億シリングの上限額が設定された結果余剰となった金額は州に対する需要交付金の財源となった。

引き続き 1997 年財政調整法において二つの制度改正が行われた。連邦公報 1999/32 改正法は 1998 年 1 月 1 日に遡及して法人税を連邦共同税とするとともに、収益税の配分基準を統一化した。連邦公報 2000/29 改正法は飲料税廃止代替財源に関する規則を定めるとともに、紙面広告税（Anzeigenabgabe）と告知税（Ankündigungsabgabe）を引き継ぐ税目として広告税（Werbeabgabe）を制度化した。この広告税は連邦共同税として導入されたが、州と市町村に対する配分方法が決められていなかった。これは連邦公報 2001/3 改正法第 2 条によって遡及的に配分が決められた。

5　2001 年財政調整法[827]

（1）交渉テーマ

現行法である 2001 年財政調整法に関する交渉テーマは二極化していた。連邦と州の間の交渉では、連邦政府によって掲げられた安定化目標の達成に向けて州が積極的に参加することが全面に押し出された。これに対して市町村については、段階別補正人口数と新しく設けられた広告税収に対する市町村分の配分方法が圧倒的に重要なテーマとなり、これに関して 2 つの市町村連合組織は合同提案を提出することを求められた。

結果的に州は国民総生産の 0.75％又は最低 230 億シリングの財政黒字を達成することと、財政緊縮負担金を 20 億シリング増額して連邦の事務及び構造改革並びに特に州教

[827] Ibid., 38-44

職員人件費に係る連邦の節約政策に協力することを義務付けられた。これに対して連邦は住宅建設促進目的補助金の削減を断念してこの補助金の目的をインフラ整備政策に拡大することにした。

市町村団体は最低固定額を当初500シリング引上げ、さらに段階的に毎年度398シリングづつ引き上げることにより段階別補正人口数の与える影響を緩和すること、同時に広告税については、その一部を旧広告関連税の以前の税収割合に応じて配分するとともに、その一部を単純な人口数によって配分すべきであると主張してこの割合を当初の90対10から最終的には60対40とすることに合意した。

また最低固定額の引上げによる影響を緩和するため連邦は人口2万人を超える都市に対して需要交付金を交付するとともに、環境保護のための補助金2,500万シリングを廃止することにより市町村に対して市町村間人口割調整に追加的財政措置の5,500万シリングが投入されることとなり人口2,500人までの市町村に優先的に配分されることになった。

（2）その他の決定事項

その他の政策で特に言及しておくべきことは以下のとおりである。

① 連邦の税制改正による399億シリングを超える増収は配分基準の変更により連邦のみがその恩恵にあずかることとされた。

② 集落水利経済促進のための控除は1997年財政調整法により2001年度以降の年度については39億シリングに固定されていたが、2年間これを停止することとした。

③ 公債費削減及び事務の外部委託のための費用として連邦は州に対して6,000万シリング、市町村に対して3,000万シリングを需要交付金として交付することにした。

④ 市町村に対して2001年に国勢調査に係る定額費用補填として2億5,000万シリングが交付されることになり、このうち1億8,000万シリングは人口2万人を超える都市に割り当てることとされた。

（3）財政調整結果

図表９－２－１は連邦政府が概算した2001年財政調整法に基づく財政調整結果である。これによると2001年財政調整法に基づく財政調整により連邦の取り分が157.25億シリング増加したのに比較して州の取り分は84.44億シリング、市町村の取り分は33.81億シリング減少している。その中で最大の影響を与えた事項が配分基準の変更であり、これにより連邦の取り分が111.78億シリング増加し、州の取り分が70.83億シリング、市町村の取り分が40.95億シリング減少している。

図表９－２－１　2001 年財政調整法による事項別財政調整効果

（単位：百万シリング）

	連邦	州	市町村
財政緊縮負担金の引き上げ	2,000	△2,000	0
集落水利経済のための控除	2,762	639	499
都市への需要交付金	△185	0	185
環境保護目的補助金	25	0	△25
第 21 条人口割調整	△55	0	55
小計	4,547	△1,361	714
配分基準の変更	11,178	△7,083	△4,095
合計	15,725	△8,444	△3,381

（出典）Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」表 1.2.1

６　市町村間財政調整の再配分効果[828]

図表９－２－２は、1998 年の市町村財政データ（Gemeindegebarungsdaten）を基礎にして財政調整によってどのように市町村財政が影響を受けたか分析したものである。

この表は２つの表に分かれている。最初の表は市町村の人口規模別の財政調整効果を示したものである。市町村の人口規模別分類では市町村ごとの財政力の強弱が不完全にしか反映されていないという欠点がある。何故なら人口１人あたりの市町村税収が最も多い市町村の大部分は小規模市町村に属しているという事情があるからである。

このため次に市町村の財政力別の財政調整効果を示す表も作成している。この表は市町村をその人口１人あたり市町村税収額を基準にして昇順に並べて 471 市町村ごとに 5 つのグループにまとめたものである。

特にこの市町村の財政力別の財政調整効果を示す表において、人口１人あたりの市町村税収額がこれらの市町村グループごとに大きく相違していることが明白になっており、最も財政力の強い第 5 グループの市町村は最も財政力の弱い第 1 グループの市町村に比べて 5.6 倍の人口１人あたりの税収があることがわかる。

第一段階の調整として連邦共同税の市町村配分額を市町村税収額に加算している。上記の人口１人あたりの市町村税収の格差が 1 対 5.6 であったのに対して、市町村税収と連邦共同税の市町村配分額の合計額の格差は約 1 対 2 に縮小していることから、連邦共同税の市町村に対する配分が市町村の財政力に対して大きな財政調整効果を発揮していることが明らかである。

第二段階の調整として市町村間人口割調整（財政調整法第 21 条に基づく財政交付金）と需要交付金の配分を加算している。これらの金額は前記の連邦共同税の市町村配分額よりははるかに少ない金額であるが、この調整措置により人口１人あたりの財政力の格差は 1 対 1.60 とさらに縮小している。

[828] Ibid., 44-48

最後の調整として市町村収入から州納付金を減額している。州納付金にも財政調整効果が内在しているからである。この措置により更に人口１人あたりの財政力の格差は 1 対 1.54 にまで縮小している。

人口１人あたりの市町村税収額と最終的な財政調整効果を示している最後の合計額との差額（図表 9－２－２では「調整額」と表示）を見ると、財政力の最も弱いグループと財政力の最も強いグループは 8,300 シリング弱であり、それ以外の 3 つのグループの調整額は 7,000 シリング台であるが、いずれにしろグループによる大きな差は見られない。

ただし、人口１人あたりの調整額が人口１人あたりの市町村税収額の何倍となっているか見てみると、ウィーンを除く平均値は 1.58 倍、財政力の最も強いグループは 1.41 倍であるのに対して財政力の最も弱いグループは 7.89 倍と非常に大きな数字となっており、この結果を総合的に判断すると財政調整法に基づく財政調整が市町村財政の調整メカニズムとしてその機能を十分に果たしているといってよいと思われる。

図表９－２－２　1998 年度における市町村人口１人当たりの市町村財政調整の効果
(図表中の数字は市町村人口１人当たり額であり、データは 1998 年度のもの)

（単位；シリング）

1　市町村の人口規模別の財政調整効果

	人口数	市町村税収	連邦共同税配分額	小計1	第21条財政交付金	需要交付金	小計２	州納付金	合計	調整額
～2,500 人	2,228,379	**3,380**	6,352	9,732	234	1,595	11,561	-332	**11,229**	7,849
～10,000 人	2,118,413	**5,052**	6,349	11,401	132	813	12,346	-519	**11,827**	6,776
～20,000 人	557,415	**6,499**	8,040	14,539	46	490	15,075	-648	**14,427**	7,929
～50,000 人	402,112	**6,273**	9,679	15,952	2	302	16,256	-559	**15,697**	9,424
50,000 人超	949,619	**7,881**	11,056	18,937	2	709	19,648	-1,016	**18,632**	10,751
ウィーンを除く合計	6,255,938	**5,093**	7,429	12,522	133	1,014	13,669	-542	**13,127**	8,035

2　市町村の財政力別の財政調整効果

	人口数	市町村税収	連邦共同税配分額	小計	第21条財政交付金	需要交付金	小計２	州納付金	合計	調整額
一番目の 1/5	510,407	**1,052**	6,330	7,382	527	1,589	9,498	-149	**9,349**	8,296
二番目の 1/5	718,098	**1,907**	6,342	8,250	304	1,381	9,935	-210	**9,724**	7,817
三番目の 1/5	960,300	**2,718**	6,478	9,196	217	1,207	10,620	-279	**10,341**	7,623
四番目の 1/5	1,274,245	**3,824**	6,706	10,530	77	1,040	11,647	-454	**11,193**	7,369
五番目の 1/5	2,792,888	**5,898**	8,567	14,466	13	737	15,215	-829	**14,386**	8,287
ウィーンを除く合計	6,255,938	**5,093**	7,429	12,522	133	1,014	13,669	-542	**13,128**	8,035

（出典） Gebarungsübersichten 1998　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」表 1.2.5

第３節　オーストリアの財政調整における水平的財政調整

１　水平的財政調整の定義[829]

（１）水平的財政調整とは何か

オーストリアにおいて水平的財政調整（horizontaler Finanzausgleich）とは、調整原則（Ausgleichsprinzip）及び需要原則（Bedarfsprinzip）に基づいて、国家内において同じレベルに位置する個別の地域公共団体の一次的な財政的充足（primäre Finanzausstattung）（税収の配分）を決定することであり、かつこのようにして達成された一次的な財政的充足を更なる調整を目的として変更することであるとされている。

オーストリアの水平的財政調整に含まれるのは以下の３つの項目である。

① 税収の配分の中で特に重要なものが共同税収入（Steuerverbund）であり、これはおおむね連邦共同税に対する州と市町村の取り分から構成されている。

② 連邦及び州の市町村に対する補助金の一部

③ 財政力に応じて個別の市町村に割り当てられる納付金（Umlage）と負担金（Beitrag）

上記の中で②及び③は垂直的財政調整にも関係している。

（２）水平的財政調整における二つの原則

税収の水平的配分は原則として二つの相反する原則に基づいている。第一は「地域的税収（örtliche Aufkommen）」の原則であり、第二は「調整原則（Ausgleichsprinzip）又は需要原則（Bedarfsprinzip）」である。

市町村財政統計によると各市町村の人口１人あたりの自主財源としての税収（eigene Abgaben）額の格差は予想を超えて大きいことが確認されている。異なる州に所在する人口 2,451 人から 2,550 人の 50 市町村における 1998 年度の人口１人あたりの自主財源としての税収（料金、負担金及び私法上の対価を除く）額の格差は約 5 倍（1:4.94）にも達している。この 50 市町村に係る人口１人あたりの自主財源としての税収の平均を、その所属する都市数は当然のことながら少なくなるが人口の多い人口３万 5,000 人から８万 5,000 人の都市の平均と比較すると、この小規模市町村の平均と中規模都市の平均の格差は 1:1.24 であり、前記の格差よりはるかに小さな値となっている。このような事情から市町村税収の水平的調整は主として財政構造の弱い特定の小規模市町村の税収ベースを強化することに主眼がおかれることとなる。

調整原則においては、地域的税収原則（Aufkommensprinzip）とは反対に税収の発生場所とは無関係に税収を市町村の行政需要に基づいて配分することとなる。行政需要は主として市町村の住民数に基づいて算出されている。オーストリアにおいては市町村の行政需要の算出にあたり容易に数値化が可能である実人口数であるとか、又は実人口数を人為的に加工した人口数（市町村の人口規模の段階により補正した人口段階別人口数）などが行政需要の測定単位として使用されている。

829　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp182-185

（3）水平的財政調整と垂直的財政調整

水平的財政調整は垂直的財政調整と明確に区別されなければならない。垂直的財政調整とは異なる段階にある行政主体間の財源充足度の調整を行うことである。連邦、州及び市町村にそれぞれ専属的に帰属する税収総額を連邦、州及び市町村の総体にそれぞれ配分することであり、また垂直的財政調整には連邦及又は州から市町村に対して交付される財政交付金と特定目的補助金がその対象に含まれる。さらに垂直的財政調整において意外と重要な役割を果たしているのが市町村が州に対して拠出する負担金と納付金である。

（4）水平的財政調整の具体的仕組み

水平的財政調整においては、まず各州ごとに割り当てられる州及び市町村に対する配分額を個別の地域公共団体に配分することが基本となる。これは州別再配分[830]又は市町村別再配分[831]とも呼ばれている。これに加えて水平的財政調整においては、市町村別再配分を行う前に、市町村配分額総額から一定額を控除してこれを財政力の弱い市町村に対する交付金の財源にするとともに、他方で平均水準を超える個々の市町村の財政力をその水準で頭打ちにするといった措置も講じられている。この措置により財源を拠出する各市町村の州に対する納付金額と負担金額の算出にあたり、財政力が強ければ強いほど当該市町村の財政需要とは無関係に拠出すべき負担金額と納付金額が多くなる仕組みが採用されている。

（5）水平的財政調整の目的

水平的財政調整の目的は、財政力の弱い農村部の市町村などそれぞれ類型の異なる市町村の形態や憲章都市など各市町村グループによって異なる市町村の事務の類型に配慮して、これらの個別の市町村に公正であると見なされる財源充足を達成することであるとされている。何をもって公正であると見なされるかはそれぞれの立場によって異なるが、水平的財政調整は最終的には財政調整関係者間の交渉によって随時締結される妥協案として実現される。オーストリアにおいては総体的にみると 1973 年以降の財政調整法では財政調整における平準化の傾向が継続的に観察されており、特に市町村レベルにおいて財政措置後における人口１人あたりの財政力の格差は常に縮小する傾向にある。

2001 年財政調整法の政府の提案理由説明において市町村間の水平的財政調整に関して「市町村にとって中心的で重要である協議案件は当然個々の市町村に対する連邦共同税の配分であったが、協議はその早い段階からいわゆる最低固定額の引き上げとそれに伴う段階別補正人口数による配分割合の縮小に集中した」と記述されている。行政需要の算定にあたり段階別補正人口数の適用に代わって実人口数が適用されると人口１人あたりの収入が減少する市町村は、その結果として 2001 年財政調整法に基づく新しい水平的財政調整制度による収入の減少を甘受しなければならなかったが、連邦の負担による更なる水平的財政調整が実施されたことからその収入の減少に対して妥当な補填が行われた。

---

830 原語は länderweise Unterverteilung である。

831 原語は gemeindeweise Unterverteilung である。

２　水平的財政調整の主たる適用領域とその手段[832]

水平的財政調整にとって最重要事項である水平的財政調整の適用領域と政策手段について、まず簡単に州間の水平的財政調整について触れてから市町村間の水平的財政調整について説明する。その後に最も重要な政策手段、特に配分基準について述べることとする。

（１）州間の水平的財政調整

州間の水平的財政調整は主として以下の配分方法によって行われる。

①　連邦共同税の州配分額を各州別に配分[833]

連邦共同税の州配分額を更に各州に配分する仕組みとして2001年財政調整法第10条第7項に定められた配分基準である①実人口数、②段階別補正人口数[834]、③連邦共同税に対する各州別の税収及び④各税目に対する固定百分率による州別配分が用いられる。

全体として州配分額総額から各州へ配分される額には明らかに東西格差が見られ、フォーアアルルベルク州、ザルツブルク州及びチロル州の１人あたり配分額は大きくオーストリア全土の平均を上回っており、その他の州でははっきりと平均を下回っている。前述の通り各財政調整法を歴史的に観察すると単純な実人口数による配分に重点が移行してきており、これにより地域的税収原則はその重要性を失い調整原則が強まる傾向にある。その結果として全体的な格差は縮小傾向にある。

②　州間人口割調整[835]（財政交付金）

州間人口割調整とは、連邦共同税の州別配分額における人口１人あたりの額の格差を請求権の認められる州に対して連邦から財政交付金を交付することにより調整しようとする措置である。即ち連邦の財源から請求権の認められる州に対して財政交付金が交付されることにより、各州に対する配分額の人口１人当りの額が各州に対する配分額を連邦全土で人口１人当りの額で平均した額の 87.9%の水準まで引き上げられることとなる。財政力の東西格差はこれによって大幅に解消されている。州間人口割調整は連邦から州に対する財政交付金であるので厳格に言えば垂直的財政調整による財源調整であるといえよう。

（２）市町村間の水平的財政調整

市町村間の水平的財政調整は明らかに州間の水平的財政調整より複雑であり、2001年財政調整法の規定は以下のとおりである。

ア　連邦共同税の市町村配分額を各州別に決定

まず州間の水平的財政調整と同様に各州の連邦共同税の市町村配分額総額を各州別に

---

832 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis」pp185-191

833 2001年財政調整法第10条第7項に規定されている。

834 原語は abgestufte Bevölkerungsschlüssel である。

835 原語は Länderkopfquotenausgleich であり、2001年財政調整法第20条第1項に規定されている。

決定する。この配分基準は州の場合と同様に実人口数、段階別補正人口数、各個別税目からの地域別税収及び固定百分率による割合が用いられている[836]。歴史的に見ると州間水平的財政調整の場合と同様に実人口数と段階別補正人口数により配分される割合が増加しており調整原則の強化が見られる。

イ　市町村配分額から需要交付金の財源を控除

このようにして各州別に決定された市町村配分額総額から広告税相当額を控除した額の 12.7%を控除して州に移して市町村に対する需要交付金の財源とする。州はこの需要交付金をさまざまな基準により市町村に配分するが、ここで州による財政調整の意志が強く働いている。

ウ　市町村配分額の各市町村への配分

次にようやくイの控除を実施した後の市町村配分額が市町村に配分される。この配分においてはもはや各連邦共同税目に対する市町村の取り分という位置付けは行なわれておらず、飲料税廃止及び広告関連税廃止代替財源及び賭博税の配分を除いて各州による各市町村への配分額がさまざまな基準によって決定される。この連邦共同税の市町村配分額の各市町村への配分方法は 6 段階に分かれており、ここでは簡単にその概略を説明する。

①　第一段階（第一最低固定額）

2001 年財政調整法第 12 条第 2 項第 1 文に基づき連邦共同税の市町村配分額の各州別配分額から需要交付金の財源を控除した後に、2001 年度は人口 1 人当たり 602.31 シリング、2004 年度までに段階的に 1,000 シリングに引き上げられる額に段階別補正人口数を乗じた額が控除される。そしてこれと同額が実人口数を基準として各州の市町村配分額に加算される。この措置により段階別補正人口数による配分の効果が弱められて実人口数による配分の効果が強められることとなり、全体としては措置前に比べると段階別補正人口数の大きいウィーンにとって不利に、他の州の市町村にとって有利に配分が行われることとなる。

②　第二段階（財政需要と財政力の格差の 30%を優先配分）

前年度の財政力が財政需要に満たない市町村はその差額の 30%が配分される。この措置により小規模市町村に対する財政調整効果が期待されている。

③　第三段階（第二最低固定額）

全ての市町村が 2001 年財政調整法に基づき年々その額が上昇することとされた人口 1 人当りの最低固定額の配分を受ける。この最低固定額は実人口 1 人当り 2001 年度は 602.31 シリング、2002 年度は 53.4 ユーロ、2003 年度は 63.03 ユーロ、2004 年度は 72.66 ユーロ（すなわち約 1,000 シリング）と定められている。この第三段階の措置も第一段階の措置と同様に市町村が受け取るべき段階別補正人口数に基づいて配分される連邦共同税からの配分額の合計額が減少することとなり、結果として配分基準の重点が実人口数に移行していることを意味している。

836　2001 年財政調整法第 10 条第 7 項

④　第四段階（飲料税廃止代替財源措置[837]）

付加価値税収からの一定割合である市町村の飲料税廃止代替財源は固定配分率[838]により各市町村に配分される。したがってこの措置においては地域的税収の原則が適用されていることになるが、硬直的な手法が採用されているため近年の経済的発展の要素[839]などは配慮されていない。

⑤　第五段階（広告税及び広告関連税廃止代替財源措置の市町村配分額）

市町村税であった紙面広告税（Anzeigenabgabe）と告知税（Ankündigungsabgabe）の廃止に伴う減収を補填するための代替財源として、2001 年財政調整法により 2000 年度から連邦共同税とされた広告税（Werbeabgabe）の一部が市町村に配分されることになった。この広告税の市町村配分額は以下のように行なわれる。

第一に、広告税からの配分額の 10%（2001 年）から 40%（2004 年）をまず実人口数を基準にして配分する。第二に、その残りの部分[840]を 1996 年度から 1998 年度までの各市町村における紙面広告税及び告知税の税収の割合に応じて配分する。即ちこの第二の段階では地域的税収の原則が採用されている。ここでも 2001 年財政調整法において調整原則的要素が強化された事例が見受けられる。つまり以前は全く地域的税収原則に基づいて各市町村に帰属していた税収が連邦共同税に移行するとともに実人口数に基づいて配分される部分が徐々に増加していることがわかる。

⑥　第六段階（市町村配分額の残額の配分）

2001 年財政調整法第 12 条第 2 項第 5 号に基づき残額は段階別補正人口数により全ての市町村に配分されることになる。

エ　連邦からの財政交付金

連邦からの財政交付金が市町村間の水平的財政調整のもうひとつの重要な部分を構成している。ここで水平的財政調整に分類される連邦からの財政交付金は、2001 年財政調整法第 21 条に基づく連邦の市町村に対する財政交付金[841]と 2001 年財政調整法第 23 条に基づく連邦の市町村に対する需要交付金である。

（ア）市町村間人口割調整（財政交付金）

市町村間人口割調整は 1985 年財政調整法で初めて導入された財政交付金である。これは個々の市町村の人口 1 人当りの財政力[842]とそれぞれの市町村が所属する人口段階別の規模に対応した人口 1 人当りの連邦平均の財政力との格差のおおまかな調整を行う

837　原語は Getränkesteuerausgleich である。

838　この率は基本的に 1993 年度から 1997 年度までの飲料税及びアイスクリーム税の年間税収の平均額に基づいて定められている。

839　例えばツーリズムの振興による観光施設の増築の結果として飲料税収が増大するはずであるというような要素である。

840　この部分は広告関連税廃止代替財源（Werbesteuerausgleich）とも呼ばれている。

841　この財政交付金は市町村間人口割調整とも呼ばれており、原語は Gemeindekopfquotenausgleich である。

842　市町村の財政力は、主として①不動産税（Grundsteuer）、②共同体税（Kommunalsteuer）及び③賭博税を除く連邦共同税の市町村に対する配分額から算出される。

ことを目的としている。この場合における人口段階別の区分は人口数 2,500 人までのクラスを除いて段階別補正人口数で採用されている区分と同一である。

2001 年財政調整法に基づく市町村間人口割調整額は市町村配分額の 1.26%及び 2001 年度に追加された額である 1 億 2,500 万シリング[843]の合計額とされている。2001 年財政調整法第 21 条第 1 項に基づき、この合計額から 5,500 万シリング[844]を控除した後に各州ごとにまず実人口数を基準として配分される。それでもなお同法第 21 条第 6 項に基づく州を単位とした市町村平均の財政需要額に満たない場合には、他の州に対する配分額を削減することにより州を単位とした市町村平均の財政需要額まで引き上げることとされている。なお控除された 5,500 万シリングは同様に各州ごとに実人口数を基準にして配分されるが、同法第 21 条第 7 項に基づき人口 2,500 人までの小規模市町村に第一義的に配分されることとされている。

市町村間人口割調整の更なる配分は以下のように行われる。

市町村の財政交付金（市町村間人口割調整）の交付請求権はその市町村の財政力が連邦平均の財政力を 10%超過して下回ってはじめて生じる。市町村間人口割調整の財源は限られているので原則的には交付額を削減して調整することが必要となるが、小規模市町村の保護のために調整削減の対象とならない 42 万シリングの固定額が設定されている。

（イ）需要交付金

① 地方債償還及び民営化関連費用のための需要交付金

2001 年財政調整法第 23 条に基づく連邦の市町村に対する需要交付金は、財政安定化の目標の達成を容易にするため市町村の民営化関連費用と公債費削減関連費用のために交付されている。

同条第 2 項に基づく 2001 年度の連邦負担額は 3,000 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 218 万ユーロであり、この金額的にはどちらかといえば小額である需要交付金は銀行諸経費、融資手数料、その他の印紙代や法律で定められた手数料など民営化などの過程で生じる費用を補填するためのものである。

② 財政秩序の維持又は再建のための需要交付金

連邦が市町村に対して交付する需要交付金はもう一種類あり、この需要交付金はウィーンを除く人口 2 万人を超える都市及び人口 2 万人を超えない憲章都市[845]に対して交付される。この需要交付金が交付される理由は最低固定額（Sockelbetrag）の引き上げによってこれらの都市に生じた損失を緩和するためである。配分される需要交付金の額は 2001 年度が 1 億 8,507 万シリング、2002 年度以降の各年度については 1,656 万ユーロである。人口 5 万人を超える都市[846]に対する配分と人口 2 万人超 5 万人以下の都市[847]に

---

843 2002 年度から 2004 年度までは 907 万ユーロとされている。

844 2002 年度以降は 398 万ユーロとされている。

845 Rust、Eisenstadt、Waidhofen an der Ybbs の 3 憲章都市が該当する。

846 人口 2 万人超 5 万人以下の憲章都市もこれに含まれる。

847 小規模憲章都市もこれに含まれる。

対する配分は別々に行われるが、これは人口 5 万人を超える都市の最低固定額の引き上げにより蒙った損失の程度がそれより規模の小さい人口 2 万人超 5 万人以下の都市の損失の程度よりも大きかったことによるものである。

（ウ）州納付金[848]

市町村間の水平的財政調整は、前述したもの以外に 2001 年財政調整法第 6 条に定められている州納付金及び州法の納付金規定に含まれている財政力測定規定によってさらに影響を受けている。

市町村の州納付金の額については市町村配分額の 7.8%という上限が設定されている[849]。ただしこの上限は個別の市町村に係る配分額の上限という意味ではなく各州の市町村配分額の合計額の 7.8%が上限であるという意味である。各州は各自の州法に基づき各市町村に対してその財政力に応じた納付金額の割り当てを行うことにより望ましい水平的財政調整効果が得られることになる。不動産税と共同体税の税収を基準とした財政力の強い市町村はその財政力に応じた高い水準の納付金を負担することになる。なおこの州納付金は下オーストリア州ではすでに徴収されておらず、上オーストリア州及びチロル州においては現在上記の州納付金徴収可能限度額に満たない額しか徴収されていない。

なお（２）イで既に述べたが、州から市町村に対して交付する需要交付金の財源に充当するために連邦共同税の市町村配分額からその 12.7%を控除した額について念のためここでもう一度言及する。この州から市町村に対して交付される需要交付金は特に法律による目標設定はないものの可能な限り財政力の弱い市町村に対して配分されることとされており強力な水平的調整効果を発揮している。

（３）州に対する負担金

最後に生活保護や病院施設などの財源として州から市町村に割り当てられる負担金も財政調整の枠外の制度として定められているが、市町村に対してその財政力に応じて強い影響を与えており潜在的に強力な調整効果を発揮している。

（４）市町村の水平的財政調整の全体的な効果

市町村財政に対する水平的財政調整の仕組みの概要は前述の通りであるが、その財政調整効果は著しいものがある。前記図表９－２－２で示したとおり財政力の最も強い上から 5 分の 1 に該当する市町村グループは財政力の最も弱い下から 5 分の 1 に該当する市町村グループと比較して 5.6 倍の税収がある。次に連邦共同税の市町村の取り分を配分した後の市町村の財政力格差は、この比率が約 1:2 を超えない範囲にまで縮小している。更に連邦からの市町村間人口割調整（財政交付金）、州から市町村に交付される需要交付金及び州納付金まで算入した後の市町村の財政力格差は、最終的にこの比率が 1:1.54 まで縮小している。なお、これらのデータは 2001 年財政調整法で定められた最低固定額の引上げにより強化された財政調整効果をまだ反映していないので、この効果を算入した現在の格差は 1:1.4 程度まで縮小していると想定されている。

---

848 原語は Landesumlage である。

849 2001 年財政調整法第 6 条

このように市町村財政に対する水平的財政調整、市町村の財政力の平準化は 2001 年財政調整法による強化された財政調整に関する法規定と各州により実施されている更なる水平的財政調整措置により相当程度まで実現しているということができよう。

第４節　2001 年財政調整法の概要

オーストリアの連邦、州及び市町村間の財源配分の根本は財政調整法に定められており、現行法は第 2 節でその歴史を詳しく記述した通り 2001 年財政調整法である。財政調整は基本的に 4 年間を通じて同じ内容とされており、現行法は 2001 年度から 2004 年度を対象にしている。2001 年財政調整法の施行日は財政調整法第 27 条第 1 項で 2001 年 1 月 1 日とされており、失効日は財政調整法第 28 条第 1 項で 2004 年 12 月 31 日とされている。

このように時限立法であることから 2001 年財政調整法の正式名称は「2001 年から 2004 年までの財政調整を規定し、その他の財政調整法上の規定を定め、1997 年の財政調整法及び 1989 年の住宅建設促進・目的交付金法を改正する連邦法」という長い名称となっている。以下ではこの長い名称の法律を「財政調整法」と略称する。

財政調整法は、第 1 部　財政調整、第 2 部　税、第 3 部　財政交付金及び補助金、第 4 部　特別規定及び最終規定の 4 部構成となっている。

第 1 部の財政調整は第 1 条から第 7 条までであり、ここでは間接的連邦行政及び連邦財産の管理処分に関して発生する費用の負担、欧州裁判所の訴訟に要する費用、州及び地域の教員に対する報酬の補償、2001 年国勢調査にかかる費用の補償、州の割当額などを定めている。

第 2 部の税は第 8 条から第 19 条までであり、ここでは連邦のみの財源となる連邦税、連邦、州（市町村）間で分配される税（連邦共同税）、州のみの財源になる税及び市町村のみの財源となる税（州税、市町村税）が列記され、連邦共同税については各税の連邦、州及び市町村間の配分割合が規定され、あわせて市町村税の自主決定権が定められている。なおこの第 2 部における税に関する規定は前述した 1948 年財政憲法の第 5 条から第 11 条に相当する規定である。

第 3 部の財政交付金及び補助金は第 20 条から第 24 条までであり、ここでは連邦から州及び市町村に対して交付される財政交付金、需要交付金及び補助金について規定されている。

第 4 部の特別規定及び最終規定は第 25 条から第 28 条までであり、ここでは今後徴収されない税目として営業税に関する規定、特別規定、施行日、失効日などが規定されている。

財政調整法については、法律の条文に即して引き続き第 5 節から第 20 節にかけて詳細に説明することとするが、制度が複雑でなかなか理解するのが難しいため、その概要及び背景について第 1 節から第 3 節にかけて財政調整法の解説書[850]に基づいて概説した

---

[850] Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund 「Finanzausgleich 2001:

ところである。

第５節　連邦税等

連邦のみの財源となる連邦税は財政調整法第８条に規定されており、ここでは租税のみでなくさまざまな負担金や手数料なども包含されている。

１　連邦税

連邦税として財政調整法に列記されているものに次のものがある。

財産税、相続税、タバコ税、電気税、天然ガス税、印紙税、資本収益税、保険税、関税、農林業からの公課、金融機関に対する特別公課、治安維持のための公課、交通安全のための公課、石油特別公課、寄付金にかかる公課

２　負担金手数料など

負担金手数料などとして列記されているものに次のものがある。

住宅建設負担金、農林業及び雇用者からの家族援助調整基金負担金、領事館手数料、貴金属取扱業管理料、裁判所及び司法行政手数料、連邦行政官署の支所におけるその他の手数料等、道路使用料、道路交通負担金、免許手数料

第６節　州税等

州又は市町村の財源となる州税及び市町村税は財政調整法第 15 条第 1 項に規定されており、そのうちの市町村税は同条第 2 項に規定されている。

１　州税

州税として防火税、観光税、狩猟漁業税、特定目的娯楽税、特にラジオ・テレビ波受信施設の設置及び運営のための公課、戦争犠牲者税並びにスポーツ推進公課が規定されている。

防火税については各州に対して以下のとおり定率で配分されることとされている[851]。

Das Handbuch für die Praxis」

851　財政調整法第 18 条第２項。

Burgenland	3.156%
Kärnten	7.109%
Niederösterreich	19.469%
Oberösterreich	17.803%
Salzburg	7.027%
Steiermark	14.357%
Tirol	8.854%
Vorarlberg	5.181%
Wien	17.044%

防火税の徴収は現在連邦が実施しているが、1992 年度までは州が徴収していた。上記の表の割合は防火税を州が徴収していた 1987 年度から 1991 年度までの防火税総収入額に占める各州の防火税収入額の割合の平均値である[852]。

防火税の各州に対する交付期日は各年の 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日であり、交付期日以前の四半期の税収額に応じて交付されるものとされており、連邦財政官庁は州の要求があった場合には防火税の査定及び徴収並びに予想税収に関するすべての情報を当該州に提供する義務を負っている[853]。

2　その他の州の収入

その他の州の収入として特殊な意義をもった[854]高架道の通行料、土地所有者及び近隣住民からの関係当事者負担金並びに州行政管理手数料が規定されている。

第 7 節　市町村税等

1　市町村税

市町村税として不動産税、共同体税、別荘税、一般目的娯楽税、家畜保有税、自発的競売税並びに市町村の公有地及びその上部空間の使用に課される公課が規定されている[855]。

2　その他の市町村の収入

その他の市町村の収入として市町村の機関及び施設使用料、市町村行政管理手数料が規定されている[856]。

852　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p120

853　財政調整法第 18 条第 3 項

854　「特殊な意義をもった」とは、主に通常の交通網による年間を通して住民が居住している居住区を結ぶための道路ではなく、大きな高度差を結ぶことによって自然景観美に触れることに資する道路をいうとされている。

855　財政調整法第 15 条第 2 項

856　財政調整法第 15 条第 2 項

３　市町村税等の自主決定権

財政調整法第 16 条に市町村議会の議決に基づく市町村税等の自主決定権が規定されており、その内容は以下のとおりである。

市町村は議会の議決により不動産税の税率を最高 500%までの範囲内で定めることができることとされている[857]。また市町村による税率の決定は一暦年中 6 月 30 日まで一回に限り変更することができることとされており、この税率の変更は年度当初に遡って効力を有するものとされている[858]。

市町村は州が税率の決定について留保している範囲を除いて議会の議決により下記のとおり市町村税の税率等を決定することができることとされている[859]。

①　入場料の百分率に従った額を徴収する財政調整法第 15 条第 1 項第 8 号の一般目的娯楽税について一般的には税抜き入場料の最高 25%まで、映画館については税抜き入場料の最高 10%まで課税することができることとされているが、連邦、州又は市町村財政から定期的に補助金を受けている劇場の催し物における一般目的娯楽税については税率の自主決定権は与えられていない[860]。

②　職業上の理由又は売買のために飼われているのではない動物の飼育に対する税及び番犬又は盲導犬として飼われているのではない犬の飼育に対する税の税率を決定することができることとされている[861]。

③　財政調整法第 15 条第 1 項第 11 号に定める自発的競売税の税率を決定することができることとされている[862]。

④　道路橋梁使用料を除く公的行政のために運営されている市町村の施設及び設備の使用料について、施設又は設備の設置運営費用並びに建設費用に係る利子支払額及び同種の施設又は設備に適用される減価償却期間を考慮した償還費用の 2 倍を超えない範囲内において決定することができることとされている[863]。

なお市町村税である共同体税の徴収及び管理規則の制定は連邦法に定めがない限り州の立法により決定されるものとされており、共同体税の徴収及び管理は連邦法及び州法に定めがない限り市町村の責任で行うこととされている[864]。

また市町村税である不動産税の徴収及び管理規則の制定は連邦により以下の方法で行われることとされている[865]。

857　財政調整法第 16 条第 1 項

858　財政調整法第 16 条第２項

859　財政調整法第 16 条第３項

860　財政調整法第 16 条第３項第 1 号

861　財政調整法第 16 条第３項第２号

862　財政調整法第 16 条第３項第 3 号

863　財政調整法第 16 条第３項第４号

864　財政調整法第 17 条

865　財政調整法第 18 条第 1 項

連邦原則法（連邦憲法第 12 条及び第 15 条）に基づく州法の法令が施行されるまでの間の不動産税に係る①住宅再建法第 21 条に基づく再建住宅のための一時的免除、②新築、増築、構築、改築及び内装工事のための一時的免除並びに③徴収及び管理に関する規則について連邦法に定めがない限り州が定めるものとされており、①及び②の不動産税の一時的免除の期間と額の決定については市町村が行うものとされており、また不動産税の年間税額の査定及び決定並びに徴収及び強制徴収は市町村が行うものとされている[866]。

第８節　連邦共同税

１　連邦共同税の税目及びその配分前の調整

連邦、州、市町村間で配分される連邦共同税は、財政調整法第９条第１項において源泉徴収税を含む査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ、資本収益税Ⅱ、法人税、売上税、ビール税、ワイン税、発泡ワイン税、その他のアルコール類税、アルコール税、石油税、相続贈与税、土地取得税、未開発土地保有税、自動車税、自動車関連保険税、広告税、賭博税、芸術推進負担金であると規定されており[867]、大部分の基幹的な税目が連邦共同税となっている。

上記の連邦共同税の税額については連邦、州、市町村間の配分に先立って下記のとおり一定の額が控除された後の額が対象になるものとされている[868]。

（１）所得税

所得税については、払戻金と公課徴収における協力に対して支払われる報奨額を差し引き、家族援助調整基金に組み込まれるべき 1967 年度家族負担調整法第 39 条第 5 項 a に定められた額を控除した額が連邦共同税額となる[869]。

この控除制度が設けられた理由は、1966 年度以前は家族援助のための財政措置は所得税を課税する際に所得控除により実施されていたが、1967 年度からはこの控除制度が廃止されて家族援助調整基金からの手当により実施されることとなったが、控除制度の廃止により所得税額はそれに相当する額だけ増加したので、家族援助調整基金に組み入れるためにその一定の額を連邦共同税である所得税から控除することにしたものである[870]。

なお、この家族援助調整基金に組み入れられる額については、その 25%は査定による所得税[871]から、75%は賃金税から組み入れられることとされている。

866　財政調整法第 18 条第 1 項

867　財政調整法第９条第 1 項

868　財政調整法第 9 条第 2 項

869　財政調整法第 9 条第 2 項

870　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p66

871　原語は veranlagte Einkommensteuer である。

（2）売上税

売上税については、健康及び社会福祉援助法第 1 条から第 3 条に定める援助のための連邦の支出額並びに健康増進、健康増進のための研究及び健康情報に対して充当される額である 2001 年は 1 億シリング、2002 年から 2004 年までは各年度 725 万ユーロの合算額を控除した額が連邦共同税額となる[872]。

健康及び社会福祉援助法第 1 条から第 3 条に定める援助のための連邦の支出額に充てるための控除制度が設けられた理由は、1997 年度に健康及び社会福祉に関する一定の経費に対して売上税が新たに課税されることとなったため、その代償措置として上記の連邦の財政支出が実施されることとなったため、その財源に充てるため連邦共同税である売上税収に対する控除措置が設けられたものである[873]。

また、健康増進、健康増進のための研究及び健康情報に対して充当されることとされている 2001 年は 1 億シリング、2002 年から 2004 年までは各年度 725 万ユーロを控除する制度が設けられた理由は、タバコに係る売上税の免税範囲が縮小されたため、これにより増加した売上税収についてその一定額を上記の目的の財源にあてることとしたためである[874]。

（3）自動車税

自動車税については 2001 年は 2 億シリング、2002 年から 2004 年までは各年度 1,450 万ユーロを控除した額が連邦共同税額となり、これらの控除された額は連邦に帰属する[875]。

この控除制度が設けられた理由は、オーストリアの欧州連合加入に伴ってオーストリア国内のトラックの道路使用料に係る制度を欧州連合の規制に適合させるために従前のトラックの道路使用料を減額することとしたため、その道路使用料の減収を補填するため 12 トン以上の重量のトラックに係る自動車税を増額した。この自動車税の増税による増収は道路使用料に代替するものであったので、道路使用料収入が帰属している連邦が連邦共同税である自動車税収入からこの増税による増収額を先取りすることを認められたものである[876]。

なお連邦共同税の徴収費用は連邦が負担するものとされている[877]。

2　連邦、州、市町村間の配分

（1）配分割合

872　財政調整法第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号

873　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p67

874　Ibid,. p67

875　財政調整法第 9 条第 2 項第 3 号

876　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p68

877　財政調整法第 9 条第 3 項

連邦共同税の配分割合は下記のとおり財政調整法第 10 条に詳細に定められている。具体的な配分作業は第一段階として連邦、州、市町村に配分される総額が決定され、第二段階として各州の州及び市町村に配分される総額が決定され、最後の第三段階として各州の各市町村に対する配分額が決定される。

賭博税を除く第 9 条第 1 項に掲げられた連邦共同税収入は連邦、州、市町村の間で以下の割合に基づき配分される[878]。なおウィーンは州及び市町村としての地位を有しているため州及び市町村として連邦共同税収入が配分される。

ア　2001 年度

	連邦	州	市町村
法人税	71.704	15.042	13.254
査定所得税	71.704	15.042	13.254
賃金税	71.704	15.042	13.254
資本収益税 I	71.704	15.042	13.254
相続贈与税	78.571	21.429	
自動車税	87.947	12.053	

イ　2002 年度から 2004 年度

	連邦	州	市町村
法人税	71.891	14.941	13.168
査定所得税	71.891	14.941	13.168
賃金税	71.891	14.941	13.168
資本収益税 I	71.891	14.941	13.168
相続贈与税	83.333	16.667	
自動車税	88.775	11.225	

878　財政調整法第 10 条第 1 項

ウ　2001 年度から 2004 年度

	連邦	州	市町村
資本収益税Ⅱ	53.000	27.000	20.000
売上税	67.437	18.341	14.222
ビール税	57.733	23.328	18.939
発泡ワイン税	38.601	33.887	27.512
その他のアルコール類税	38.601	33.887	27.512
アルコール税	55.508	24.556	19.936
石油税	91.291	6.575	2.134
広告税	4.000	9.083	86.917
土地取得税	4.000		96.000
未開発土地保有税	4.000		96.000
自動車関連保険税	66.779	33.221	
文化推進負担金	70.000	30.000	

（2）連邦、州及び市町村配分額からの特別控除

ア　査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税からの特別控除

連邦、州、市町村間の配分に当たり査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税については、1967 年度家族負担調整法第 39 条第 5 項 a に定められた額を控除した後に収納額から以下の額を控除するものとされている[879]。

①　家族負担調整の目的のために査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税額の連邦に配分される額の 1.75%及び災害基金の目的のために同額の 1.30%

この控除は 1972 年度に創設され、当初の控除割合は家族負担調整のための控除も災害基金の目的のための控除もいずれも 2.29%であった[880]。

②　オーストリアの欧州連合拠出金の一部に充てる目的のために査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税額の市町村に配分される額の 0.352%

イ　州及び市町村配分額からの特別控除

州単位の配分に先立って賭博税と文化推進負担金を除いたそれ以外の連邦共同税収について州及び市町村の連邦共同税配分額から以下の額を控除するものとされている[881]。

（ア）州に対して配分される額からオーストリアの欧州連合拠出金の一部に当てる目的のために下記の項目の合計額の 16.835%を控除する[882]。

①　付加価値税額（売上税額）の一定額及び国民総生産の一定額

879　財政調整法第 10 条第 2 項

880　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p81

881　財政調整法第 10 条第 3 項

882　財政調整法第 10 条第 3 項第 1 号 a

② 2001年度は95億5240万シリング、2002年度から2004年度までは各年度7億1,500万ユーロ。ただし2003年度以降は前年度の額から3%づつ増加させた額

（イ）州に対して配分される額から連邦に対して2001年度は42億9,000万シリング、2002年度から2004年度までは各年度3億1,175万ユーロを再配分する[883]。

この州から連邦への再配分は、1996年度の財政改革により500億シリングの歳出削減が可能となったため、連邦と州との交渉の結果、その果実の一部を連邦が享受することとされたものである[884]。

ウ 市町村配分額から連邦への特別控除

（ア）市町村に対する配分額から連邦に対して2001年度は14億6,000万シリング、2002年から2004年までは毎年1億610万ユーロを再配分する[885]。

この市町村から連邦への再配分は、1996年度の財政改革により500億シリングの歳出削減が可能となったため、連邦と市町村との交渉の結果、その果実の一部を連邦が享受することとされたものである[886]。

（イ）州単位の配分に先立って、市町村に配分される売上税額から連邦に対して、財政調整法第24条第2項に基づく連邦の州に対する病院等の財政支援のための特定目的補助金の財源に充てるため、健康及び社会福祉援助法第1条から第3条に定める援助のための連邦の支出額を控除した額の0.642%を再配分する[887]。

エ 連邦、州及び市町村配分額からの集落利水計画のための控除及び費用負担

集落利水計画のために住宅建設推進負担金収入から2003年度は総額1億5,714万3,000ユーロ、2004年度は総額2億2,154万2,000ユーロを控除し、連邦共同税の連邦、州及び市町村配分額から下記の額を控除するとともに連邦共同税の州配分額から下記の額の費用負担金の拠出を求めることとされており、これらの控除額及び費用負担金の総額は下記のとおりである[888]。

① 住宅建設推進負担金収入の15.672%を控除[889]

② 査定所得税、賃金税、資本収益税Ⅰ及び法人税に係る連邦配分額の32.042%、同州配分額の10.439%及び同市町村配分額の8.873%を控除[890]

③ 売上税に係る連邦配分額の23.100%及び同市町村配分額の3.924%を控除[891]

④ 売上税に係る州配分額の5.950%を費用負担金として拠出[892]

---

883 財政調整法第10条第3項第1号b

884 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p83

885 財政調整法第10条第3項第2号

886 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p83

887 財政調整法第10条第4項

888 財政調整法第10条第5項

889 財政調整法第10条第5項第1号

890 財政調整法第10条第5項第2号

891 財政調整法第10条第5項第3号

上記の集落利水計画に充当される各項目の金額は、連邦の集落利水計画特別会計に①及び②は四半期ごとに四半期の終了の翌月に、③及び④は 12 等分して毎月払い込まれ有効に投資されなければならないものとされており、連邦財務大臣は連邦農林環境水産大臣の合意を得た規則に基づき水道供給事業の費用を基準にして特定の月又はすべての月の額について①から④の各項目について均等に減額した控除額及び拠出額を指示することができるものとされている[893]。

（３）各州及び各州の市町村に対する配分

ア　査定所得税、賃金税、資本収益税Ｉ及び法人税の配分

（ア）各州への配分

査定所得税、賃金税、資本収益税Ｉ及び法人税は各州に対して以下のとおり配分される[894]。

①　77.967%は住民数に従って配分される。

②　22.033%は以下に掲げる割合によって配分される。

Burgenland	1.616%
Kärnten	5.364%
Niederösterreich	14.376%
Oberösterreich	15.843%
Salzburg	7.853%
Steiermark	10.761%
Tirol	10.555%
Vorarlberg	6.833%
Wien	26.799%

（イ）各州の市町村への配分

査定所得税、賃金税、資本収益税Ｉ及び法人税は各州の市町村に対して以下のとおり配分される[895]。

①　72.753%は段階別住民数に従って配分される。

892　財政調整法第 10 条第５項第４号

893　財政調整法第 10 条第６項

894　財政調整法第 10 条第７項第１号

895　財政調整法第 10 条第７項第２号。

② 27.247%は以下に掲げる割合によって配分される。

Burgenland	1.407%
Kärnten	4.709%
Niederösterreich	12.941%
Oberösterreich	16.271%
Salzburg	7.647%
Steiermark	8.869%
Tirol	8.788%
Vorarlberg	5.652%
Wien	33.716%

ここでいう段階別住民数とは財政調整法第 10 条第９項に規定されており、その内容は以下のとおりである[896]。この段階別住民数は第３節で述べたとおりオーストリアの市町村財政調整制度において極めて重要な行政需要測定基準となっている。

市町村の段階別住民数とは、実住民数に、

① 住民数１万人以下の市町村については、11/3

② 住民数１万１人から２万人までの市町村については、12/3

③ 住民数２万１人から５万人までの市町村については、2

④ 住民数 5 万人以下の憲章都市並びに住民数 5 万１人以上の都市及びウィーンについては、21/3 を乗じた数とされている。

即ち一般市町村についてみると、段階別住民数が最も大きい住民数５万１人以上の都市人口は、段階別住民数の最も小さい住民数 1 万人以下の市町村人口の 1.75 倍に人口が嵩上げされていることになる。

更にこの数値に、住民数が 9,000 人から１万人、1 万 8,000 人から２万人及び４万 5,000 人から５万人の幅の間に位置する市町村並びに住民数が４万 5,000 人から５万人の幅の間に位置する憲章都市については、これらの幅の下限を超える部分の実住民数に更に 31/3 を乗じた数値を加算するものとされている。

具体的には人口 9,600 人の一般市町村の段階別住民数は上記の計算式に基づき下記のとおりとなる。

9,600×11/3 ＋（9,600－9,000）×31/3＝12,800＋2,000＝14,800 人

上記の 31/3 の限界的な加算措置が講じられている理由は、当該市町村が当該市町村より乗数の大きい段階にある市町村との限界的な位置にあるため、その上の段階に位置する乗数の大きい市町村と比較して不利な立場に立つことになるので、当該市町村に乗じる乗数を実質的に大きくして、当該市町村に乗じる乗数をある程度前後に連続したなだ

896 財政調整法第 10 条第９項。

らかなものにしてその不利益を調整するためであると思われる。

このようにして算出された市町村ごとの段階別住民数を各州ごとに加算した数値が各州の段階別住民数となる。

イ　相続贈与税の各州に対する配分

相続贈与税の各州に対する配分は各自治体ごとの収納額に基づいて決定される[897]。

ウ　土地取得税及び未開発土地保有税の市町村に対する配分

土地取得税及び未開発土地保有税の市町村に対する配分も各市町村ごとの収納額に基づいて決定される[898]。

エ　資本収益税Ⅱの各州及び各市町村に対する配分

（ア）各州に対する配分

資本収益税Ⅱの各州に対する配分はその 70%は住民数によるものとし、残余の 30%は州内の各市町村における査定所得税の収納額によるものとされている[899]。

（イ）各市町村に対する配分

資本収益税Ⅱの各市町村に対する配分は段階別住民数によるものとされている[900]。

オ　売上税の各州及び各市町村に対する配分

（ア）各州に対する配分

売上税の各州に対する配分は、まず同法第９条第２項１号に基づいて健康増進、健康増進のための研究及び健康情報に充てるため 2001 年は１億シリング、2002 年から 2004 年まではそれぞれ各年度 725 万ユーロを控除し、残りの売上税額の 0.949%が下記の割合で各州に配分される[901]。

Kärnten	6.897%
Niederösterreich	14.451%
Burgenland	2.572%
Oberösterreich	13.692%
Salzburg	6.429%
Steiermark	12.884%
Tirol	7.982%
Vorarlberg	3.717%
Wien	31.376%

この売上税額の 0.949%の定額部分は、1996 年まで存在した連邦の州立病院協力基金が廃止されて各州ごとに病院基金が設立されることになったため、その病院基金の財源

897　財政調整法第 10 条第７項第３号

898　財政調整法第 10 条第７項第３号

899　財政調整法第 10 条第７項第４号

900　財政調整法第 10 条第７項第４号

901　財政調整法第 10 条第７項第５号 a

901　財政調整法第 10 条第７項第４号

を確保するために制度化されたものである[902]。

上記の定額部分を控除した残額は各州の住民数に基づいて配分される[903]。

（イ）各市町村に対する配分

売上税の各市町村に対する配分は下記のとおりである[904]。

① 33.581%が住民数に基づき配分される。

② 42.893%が段階別住民数に基づき配分される。

③ 9.319%が以下の割合で配分される。

Burgenland	1.583%
Kärnten	5.247%
Niederösterreich	15.004%
Oberösterreich	16.318%
Salzburg	9.326%
Steiermark	9.657%
Tirol	9.021%
Vorarlberg	6.428%
Wien	27.416%

この定額部分は 1994 年度に営業税が廃止されたためその代替措置として設けられたものである[905]。

④ 14.207%が飲料税調整金として下記の割合で配分される。

Burgenland	2.505%
Kärnten	8.496%
Niederösterreich	15.185%
Oberösterreich	14.587%
Salzburg	9.426%
Steiermark	13.086%
Tirol	14.512%
Vorarlberg	4.811%
Wien	17.392%

この定額部分はオーストリアの欧州連合加入に伴い 1996 年度に飲料税が廃止された

902 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p87

903 財政調整法第 10 条第 7 項第 5 号 b

904 財政調整法第 10 条第 7 項第 6 号

905 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p87

ためその代替措置として 2000 年度から設けられたものである[906]。

カ　ビール税の各州及び各市町村に対する配分

（ア）各州に対する配分

ビール税の各州に対する配分額はその 46.437%は住民数に基づいて配分され、残余の 53.563%は以下の割合で配分される[907]。

Burgenland	2.327%
Kärnten	8.812%
Niederösterreich	17.831%
Oberösterreich	17.964%
Salzburg	8.832%
Steiermark	14.879%
Tirol	11.761%
Vorarlberg	4.331%
Wien	13.263%

各州に対するビール税の配分は従来は各州の実際のビール消費量を基準にして行われていたが、ビール消費量に係る統計数字を確保することが煩雑だったため指数化された数値により配分されることに改められたものである。上記の表の数値は 1990 年から 199４年にかけての各州のビール消費量に基づいて指数化されたものである[908]。

（イ）各市町村に対する配分

ビール税の各市町村に対する配分額はその 69.904%は住民数に基づいて配分され、残余の 30.096%は（ア）で述べた各州に対する配分基準を定めた表の数値と同じ割合で配分される[909]。

キ　発泡ワイン税、その他のアルコール類税及びアルコール税の各州及び市町村に対する配分

発泡ワイン税、その他のアルコール類税及びアルコール税の各州及び市町村に対する配分はいずれも住民数に基づき決定される[910]。

ク　石油税の各州及び市町村に対する配分

石油税の各州及び市町村に対する配分は、その４分の１は住民数に基づき、４分の 3 は以下の割合で配分される[911]。

906　Ibid., p88

907　財政調整法第 10 条第７項第７号

908　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p88

909　財政調整法第 10 条第７項第７号

910　財政調整法第 10 条第７項第８号

911　財政調整法第 10 条第７項第９号

Burgenland	3.758%
Kärnten	8.203%
Niederösterreich	22.431%
Oberösterreich	16.756%
Salzburg	7.359%
Steiermark	15.645%
Tirol	10.332%
Vorarlberg	4.007%
Wien	11.509%

石油税の各州及び市町村に対する配分は、従来は住民数 1/4、面積 1/4、営業税収入 1/6、道路延長 1/6、自動車税収入 1/6 を基準にして配分されていたが、現在ではそのうち住民数の 1/4 だけを存続させ、その他の基準は簡素化されて上記の表のとおり指数化されたものである[912]。

ケ　自動車税及び自動車関連保険税の各州に対する配分

自動車税及び自動車関連保険税の各州に対する配分は下記のとおりである[913]。

Burgenland	3.243%
Kärnten	6.769%
Niederösterreich	19.261%
Oberösterreich	16.993%
Salzburg	6.557%
Steiermark	14.757%
Tirol	7.548%
Vorarlberg	4.246%
Wien	20.626%

上記の表は1987年度から1991年度までの自動車税収入額を基準として指数化されたものである[914]。

コ　広告税の各州及び市町村に対する配分

（ア）各州に対する配分

広告税の州配分額は各州に対して下記の割合で配分される[915]。

912　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p88

913　財政調整法第 10 条第 7 項第 10 号

914　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p88

915　財政調整法第 10 条第 7 項第 11 号

Kärnten	30.352%
Steiermark	57.082%
Vorarlberg	12.566%

上記の表は 1998 年度の告知税及び紙面広告税収入額を基準に指数化されたものであり、フォアアールベルク州の配分割合が比較的少ないのは 5%という低い税率が反映されているためであり、オーストリアの諸州のうち広告税を課税している州は上記 3 州のみとなっている[916]。

（イ）各市町村に対する配分

広告税の市町村配分額は、市町村に対して 2001 年度はその 10%、2002 年度はその 20%、2003 年度はその 30%、2004 年度はその 40%が住民数に基づいて配分される[917]。その残額は各年度とも市町村広告税調整交付金として下記の割合で各州の市町村に対して配分される[918]。

Burgenland	0.118%
Kärnten	1.019%
Niederösterreich	14.471%
Oberösterreich	7.248%
Salzburg	4.937%
Steiermark	2.480%
Tirol	1.077%
Vorarlberg	0.797%
Wien	67.853%

上記の表は1996年度から1998年度までの告知税及び紙面広告税収入額を基準にして指数化されたものである[919]。

サ　文化推進負担金の各州に対する配分

文化推進負担金は各州に対してその住民数に基づいて配分される[920]。

シ　賭博税の連邦、各州及び各市町村に対する配分

賭博税以外の連邦共同税は財政調整法第 10 条第 1 項に基づき同項の表に定めた割合で連邦、各州及び各市町村に対して配分されるが、賭博税の配分についてはこのような割合が定められていない。賭博税も連邦、各州及び各市町村に対して配分される租税であるが、各州及び各市町村に対する配分は各地域の賭博税収入に基づいて決定され、そ

916　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」pp88-89

917　財政調整法第 10 条第 7 項第 12 号

918　財政調整法第 10 条第 7 項第 12 号

919　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p89

920　財政調整法第 10 条第 7 項第 13 号

の市町村分は賭博場の存在する市町村に限って配分される仕組みとなっている[921]。

具体的には一市町村あたりの年間収入額が 2001 年度は 1000 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 72 万 5,000 ユーロ以下の部分については、連邦に対して 60%、州に対して 5%、市町村に対して 35%が配分される。これを超える部分の収入については、連邦に対して 70%、州に対して 15%、市町村に対して 15%が配分されることとされている[922]。

1982 年度まではすべての賭博税収入額の 15%のみが市町村に配分されるという仕組であったので[923]、一定金額までの賭博税収入額の 35%が市町村の収入となる現行制度は市町村にとって有利に改革されたということができる。この制度はわが国の収益事業収入の配分と同様の考え方にたっているといえると思われるが、わが国と比べて市町村に対する収益の配分が著しく少ないといえよう。

（4）ウィーンに対する特例減額

ウィーンは州であると同時に市町村でもあるが、段階別人口補正で人口数が最高段階の 21/3 に嵩上げされていることもあり、このルールどおりに連邦共同税を積算すると多額の連邦共同税が配分されることもある。このような事態が生じないように以下のような特例減額制度が設けられている[924]。

賭博税を除く連邦共同税に占めるウィーンの州としての配分額及び市町村としての配分額を合計した配分額がウィーンを含む州及び市町村全体の配分額の 33%を超過した場合には、その超過した額のそれぞれ２分の１がウィーン以外の州及び市町村に配分されることとされている。また、ウィーンに対する配分額がウィーンを含む州及び市町村全体の配分額の 30.4%から 33%の間の額については、その 4 分の 1 がウィーン以外の州に、4 分の 1 がウィーン以外の市町村に配分され、残余の２分の１はウィーンに配分されることとされている。これらのウィーンに配分されるはずであった金額の再配分は、州に対してはその住民数に基づいて、市町村に対しては段階別住民数に基づいて行われることとされている。

（5）市町村配分額からの需要交付金の財源の控除

州から市町村に交付される需要交付金の財源に充当するため市町村の取り分である連邦共同税の配分額から一定額が下記のとおり控除される仕組みとなっている[925]。この需要交付金は市町村の投資的経費の財源となる。州はこの需要交付金を市町村の財政力と投資的需要を勘案して配分する仕組みとなっており、州による各市町村の投資的経費に充当される財源の均衡の確保と市町村の財政力の調整が図られている。

賭博税を除く連邦共同税の市町村に対する配分額を算出するに当たり、まず財政調整

921　財政調整法第 10 条第８項

922　財政調整法第 10 条第８項

923　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p89

924　財政調整法第 11 条

925　財政調整法第 12 条第１項

法第 10 条第 7 項に定める一定率の配分率に基づいて各州の市町村配分額を算出する。その後、広告税の収入配分額を除き、上記の方法で算出された各州の市町村配分額から12.7%を控除してウィーンを含む各州に再配分する仕組みとなっている。この配分額は前記のとおり州の特定目的収入として、ウィーンを除いて市町村及び市町村連合に対する需要交付金の財源に充当されなければならないこととされている。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて需要交付金の財源に充てるため控除された金額は 5 億 8,396.7 万ユーロであり、ウィーンは当然この規定には該当しないので、この規定に基づいてウィーン以外の市町村に配分された需要交付金の金額は 5 億 9,071.3 万ユーロであった[926]。

（6）財政力の弱体市町村に対する財政補填の財源などに充当するための市町村配分額からの控除

財政力の弱体市町村に対する財政補填のための財源などに充てるため、（5）の需要交付金の財源に当てるための金額を市町村配分額から控除した後の額から各州の各市町村ごとに 2001 年度は 602.31 シリング、2002 年度は 53.40 ユーロ、2003 年度は 63.03 ユーロ、2004 年度は 72.66 ユーロに段階別住民数を乗じた額を各市町村への配分額から減額して各州ごとに合算して各州に再配分し、ウィーンを除く各州の市町村に対して連邦共同税の市町村への配分額として各州により以下のとおり再配分されることとされている[927]。

ア　財政力の弱体市町村に対する財政補填としての配分

前年度に財政力が財政需要を下回った市町村に対して財政力と財政需要の差額の30%を配分するものとされている[928]。

ここでいう市町村の財政力は財政調整法第 12 条第４項で定義されており、下記の①から③の合算額から算出されるものとされている[929]。

① 1955 年度の不動産税法第 1 条第 2 項に定める課税対象に対して前年度の評価額に360%の税率を乗じて算出した不動産税額の当該市町村の合計額
② 当該市町村の共同体税額
③ 前々年度における当該市町村の賃金税の実税収の 39%

また、ここでいう市町村の財政需要は財政調整法第 12 条第３項で定義されており、前年度における当該州の市町村人口１人当たりの平均財政力に市町村の段階別住民数を乗じて算出された額であるとされている[930]。

なお州の市町村人口１人当たりの平均財政力とは当該州内のすべての市町村の財政力を州の実住民数で除した額とされている[931]。

926　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

927　財政調整法第 12 条第２項

928　財政調整法第 12 条第２項第１号

929　財政調整法第 12 条第４項

930　財政調整法第 12 条第３項

931　財政調整法第 12 条第３項

イ　住民１人当たり均一額の配分

アに加えて各市町村に対して住民１人あたり 2001 年度は 602.31 シリング、2002 年度は 53.40 ユーロ、2003 年度は 63.03 ユーロ、2004 年度は 72.66 ユーロが配分される[932]。

ここで市町村に配分される住民１人当たりの金額は、上記（６）で記した各市町村の配分額から減額される金額と同額であり一見矛盾するように見えるが、（６）で減額される金額は、この住民１人当たりの金額に段階別住民数を乗じた額であるのに対して、ここで配分される金額は、この住民１人当たりの金額に実際の住民数を乗じた額であるので矛盾は生じない。前記のとおり段階別住民数は補正された住民数であり、実際の住民数よりはるかに大きな数値であるので、この条項で配分される額の財源となる各市町村の配分額から減額される額は、この条項に基づいて配分される額よりもはるかに多額になるからである。

ウ　飲料税調整交付金としての配分

飲料税調整交付金はオーストリアの欧州連合加入に伴い 1996 年に廃止された飲料税収を補填するために設けられたものであり、前記の控除額の中から飲料税調整交付金が市町村に再配分される仕組みとなっている。

飲料税調整交付金の各市町村に対する配分額は、1993 年から 1997 年までの各市町村における飲料及びアイスクリーム税の平均年間収入額に基づいて配分されるものとされている[933]。なお 1998 年又は 1999 年の飲料及びアイスクリーム税の収入額が、1993 年から 1997 年までの平均年間収入額を 50%以上上回った市町村に対しては、1993 年から 1997 年までの平均年間収入額に代えて 1999 年又は 1998 年のいずれか大きいほうの収入額を当該市町村に対する配分額とするものとされている[934]。

エ　市町村広告税調整交付金としての配分

各市町村に対する市町村広告税調整交付金は 1996 年度から 1998 年度までの市町村の告知税及び紙面広告税の収納額を基準として配分されるものとされており、残余の広告税の各市町村に対する配分額は住民数を基準として配分されるものとされている[935]。

なお、ここで記した市町村広告税調整交付金及び広告税の配分は、（３）コ（イ）で記した内容と同一である。

オ　残額の配分

アからエまでの配分後なお残額が生じた場合には、その残額は当該州内のすべての市町村に対してその段階割住民数を基準として配分されることとされている[936]。

３　州及び市町村に対する連邦共同税配分額の交付

州及び市町村に対する連邦共同税の配分額は 2 で述べた基準に従って下記のとおり毎

932　財政調整法第 12 条第２項第２号

933　財政調整法第 12 条第２項第３号

934　財政調整法第 12 条第２項第３号

935　財政調整法第 12 条第２項第４号

936　財政調整法第 12 条第２項第５号

月、事前交付金として交付されることとされている[937]。

事前交付金交付額は共同連邦税の税収に従って決定するものとし、前々月の連邦の支出に基づき財政調整法第9条第2項第1号に定める健康及び社会福祉援助法第1条から第3条に定める援助のための連邦の支出額に見合う売上税からの控除額を考慮して決められる。

財政調整法第10条第3項に基づくオーストリアの欧州連合拠出金などに必要とされる控除は月ごとに等分して行われるが、1月と2月の事前交付に際してのみこの例外として、過払い又は未払いを防ぐために第10条第3項第1号aに基づくオーストリアの欧州連合拠出金のための控除額の算出に当たっては当該年度に必要と見込まれる財政支出を根拠としなければならないものとされている。

最終的な交付額の調整は連邦会計の決算に基づいて行われる。

連邦財政の過年度の暫定決算結果が判明した後速やかに、また遅くとも3月末日までに中間計算が行われなければならず、同時に最終的な決算結果を留保して州及び市町村に対して生じる可能性のある残余の未払い分を交付し、州及び市町村に対する事前交付金を留保して生じる可能性のある過払い分を収納しなければならないこととされている。

州及び市町村に対する連邦共同税配分額に係る事前交付金は対象月の遅くとも20日までに州に対して交付されなければならず、州は市町村に対する州の割当額を控除した後に、市町村に対する連邦共同税配分額に係る事前交付金を州が連邦から事前交付金を受け取った翌月の遅くとも10日までに交付しなければならないこととされている[938]。

なお特例としてこの事前交付金以外に、2001年度には州及び市町村に対してそれぞれ20億シリングを、2002年度から2004年度までは毎年度それぞれ1億4,535万ユーロを資本収益税Ⅱの予想される配分額に係る事前交付金として交付するものとされており、連邦はこの事前交付金を州に交付し、州は市町村に対して州への割当額を控除した金額を市町村に対して交付するが、それぞれの交付額は段階別住民数を基準として12月末日までに交付されなければならないものとされている[939]。

第9節　財政交付金

前記のとおり連邦税、州税及び市町村税がそれぞれ連邦、州及び市町村に納付され、連邦共同税が前記のとおり複雑な計算を経て連邦、州及び市町村に配分された後に、州及び市町村の財政力を調整し、特別の財政需要を充足するために財政交付金、需要交付金及び補助金が連邦から州及び市町村に、また州から市町村に交付されることとされている。

1　連邦の州に対する財政交付金

937　財政調整法第13条第1項

938　財政調整法第13条第2項

939　財政調整法第13条第3項

（1）財政力調整のための財政交付金（州間人口割調整）

ある州に対する連邦共同税の配分額の合計額を住民1人当たりで計算した場合にウィーンを含む全州平均の住民1人当たりの額に満たない場合には、連邦は前年の当該州に対する配分額を基礎として計算した住民1人当たりの額と全州平均の住民1人当たりの額との差額の87.9%を当該州に対して交付するものとされている[940]。

1948年度の財政調整ではウィーンは州の中に含まれていなかったが、1956年度の財政調整以後は州の中に含まれることとされた。また現行の連邦共同税の配分額がウィーンを含む全州平均の住民1人当たりの額に満たない州に対して全州平均の住民1人当たりの額との差額の 87.9%が交付されるものとされている全州平均との差額の一定の割合が交付される制度は 1997 年度に導入されたものであり、1997 年度には当該差額の96.2%が交付されるものとされていたが、1998 年度から現行の当該差額の 87.9%が交付される制度に改められて交付水準が若干引き下げられている[941]。

この財政交付金が交付されている州は 1948 年度はケルンテン州とシュタイアーマルク州の 2 州だけだったが、1950 年度にブルゲンラント州と下オーストリア州が該当して 4 州となり、1954 年度には更に上オーストリア州が該当して 5 州となって現在に至っている[942]。

なお1997年の財政調整法第8条第6項第5号a及び2001年の財政調整法第10条第7項第5号aに定める売上税の配分額及び広告税の配分額は、この住民1人当たりの額の比較に際して算入されないものとされている[943]。

2001年度の決算では、この規定に基づいて連邦から上記5州に対して1億144万ユーロの財政交付金が交付された[944]。

（2）公共近郊交通確保のための財政交付金[945]

財政調整法第 20 条第4項に基づき、連邦は州に対して公共近郊交通のために毎年石油税収入の 4.888%を財政交付金として交付するものとされている。ただしこの額から2001年度は4億4180シリング、2002年度から2004年度までは各年度3,210万ユーロが減額される。この財政交付金は州に対して以下の百分率に基づいて配分されるものとされている。

---

940 財政調整法第20条第1項

941 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p125

942 Ibid., p125

943 財政調整法第20条第1項

944 Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

945 財政調整法第20条第4項

Burgenland	3.204%
Kärnten	6.836%
Niederösterreich	17.826%
Oberösterreich	16.419%
Salzburg	6.005%
Steiermark	14.549%
Tirol	7.739%
Vorarlberg	4.083%
Wien	23.339%

ここでいう公共近郊交通とは都市内のバス、トロリーバス及び路面電車をいい、この財政交付金が導入されたのは 1999 年の公共近郊交通法に基づく交付金の不足を補填するためであった[946]。

なお上記の表の割合はウィーンに対して交付される財政交付金分を除き、ふたつの基準に基づいて定められており、ひとつの基準は全体の 50%について人口数をその 2 分の 1、面積をその 2 分の 1 を基準として配分することとされており、もうひとつの基準は残余の 50%についてやはり人口数を基準として配分することとされている[947]。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて連邦からウィーン以外の州に対して 8267.4 万ユーロ、州としてのウィーンに対して 2517 万ユーロ、合計 1 億 784.4 万ユーロの財政交付金が交付された[948]。

（3）農業振興の財政的支援のための財政交付金[949]

連邦は州に対して農業振興の財政的支援のための財政交付金を各年度の 9 月 30 日までに交付するものとされている。その金額は 2001 年度は 2 億シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 1,450 万ユーロとされている。その各州に対する配分は下記の割合に基づいて交付されるものとされている。

Burgenland	5.6%
Kärnten	6.7%
Niederösterreich	30.9%
Oberösterreich	22.7%
Salzburg	4.7%
Steiermark	19.3%
Tirol	5.6%
Vorarlberg	1.9%
Wien	2.6%

946 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p131

947 Ibid., p131

948 Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

949 財政調整法第 20 条第 6 項

この財政交付金が導入された理由は、オーストリアの欧州連合加入が決定されたのを受けて欧州連合加入によって生じる農業への影響に対処するために 1995 年 3 月 1 日に 1995 年度から 1998 年度までの農業振興対策が総額 420 億シリングで決定され、1999 年度から 2002 年度についても同額が決定された。この農業振興対策の財政負担割合は連邦が 6 割、州が 4 割であり、この農業振興対策に基づく州の財政負担の一部を補填するためであった。なおこの財政交付金の交付は主として農業環境保全をその目的としている[950]。また上記の表の割合は 1993 年度の各州の農業生産高を基準として決定されている[951]。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて連邦からウィーン以外の州に対して 1,415.7 万ユーロ、州としてのウィーンに対して 37.8 万ユーロ、合計 1,453.5 万ユーロの財政交付金が交付された[952]。

（4）環境保全及びエネルギー節約対策の財政支援のための財政交付金[953]

連邦は州に対して電気税及び天然ガス税収入の 11.835%を環境保全及びエネルギー節約対策の財政支援のための財政交付金として交付するものとされている。各州への配分額は、賭博税及び文化推進負担金を除く前年度の連邦共同税の各州への配分額の割合により決定されるものとされている。

この財政交付金の交付期日は、前年度の 11 月から当該年度の 5 月までの電気税及び天然ガス税収入の 11.835%は当該年度の 7 月 31 日までに、当該年度の 6 月から 10 月までの電気税及び天然ガス税収入の 11.835%は当該年度の 12 月 20 日までに州に対して交付されなければならないものとされている。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて連邦からウィーン以外の州に対して 7,136.9 万ユーロ、州としてのウィーンに対して 1,866.3 万ユーロ、合計 9,003.2 万ユーロの財政交付金が交付された[954]。

２　連邦の市町村に対する財政交付金

（1）財政力調整のための財政交付金

ア　財政力調整のための財政交付金の総額[955]

財政調整法第 21 条第 1 項に基づき連邦は市町村の財政力調整のために毎年ウィーンを含む市町村に対して、市町村に対する連邦共同税の配分額から財政調整法第 12 条第 1 項第 1 文を根拠として需要交付金の財源として州により控除される以前の配分額の

950　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p133

951　Ibid., p133

952　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

953　財政調整法第 20 条第 7 項

954　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

955　財政調整法第 21 条第 1 項

1.26%及び2001年度は1億2,500万シリング、2002年度から2004年度までは907万ユーロを合算した額を財政交付金として交付するものとされている。

この財政交付金は2001年度は5,500万シリング、2002年度以降は398万ユーロを控除した後に州に対してその住民数に基づいて交付される。

この財政交付金が交付された後においても財政調整法第21条第6項に定める州内の市町村の需要額が連邦平均の需要額（市町村規模別の連邦平均人口1人当たり財政力に該当する各市町村の人口を乗じた額の当該州内の合計額）に達しない州がある場合には、財政調整法第21条第1項に基づき、当該州以外の州についてそれぞれ連邦平均の需要額を下限として当該州以外の州に対する連邦共同税の配分額をそれぞれの州の住民数に応じて減額して当該州の需要額を連邦平均の需要額まで引き上げるものとされている。

その後に前記のとおり控除された2001年度は5,500万シリング、2002年度以降は398万ユーロが各州に対してその住民数を基準にして配分される。これについてはウで述べる。

この財政交付金は各州に対して各年度の7月15日までに交付されなければならず、各州は各年度の8月15日までに該当市町村に対して市町村が義務付けられている事務を遂行するための財政交付金として交付しなければならないものとされている。

イ　財政力調整のための財政交付金が交付される市町村の要件

この財政力調整のための財政交付金は財政的均衡の維持又は再建のために交付されるものであり次の2要件を同時に充足する市町村に交付されるものとされている[956]。

①　財政調整法第21条第4項で規定された市町村の財政力の定義の一部である市町村税部分、即ち不動産税、共同体税、営業収益及び営業資産に係る営業税、賃金総額税並びに飲料税のそれぞれの税についてそれぞれ最高限度額を徴収している市町村であること[957]。

ここに掲げられている税目は連邦法に規定されている税目を対象としており、既に述べたとおり営業税は1994年度に、飲料税は1996年度にそれぞれ廃止されているにもかかわらずここに掲げられているのは、これらの税に係る過年度収入を財政力の計算の対象にしているからである。また賃金総額税も既に廃止されて実質的に共同体税に移行している。なお財政調整法第21条第4項で定義されている市町村の財政力は、上記の各税の税収の合計額と市町村に配分される賭博税を除く連邦共同税配分額の合計額の合算額とされている。

②　財政調整法第10条第9項で定められた最終の国勢調査に基づいて作成されたオーストリア統計結果に基づき、市町村の住民数が2,500人以下、2,501人以上1万人以下、1万1人以上2万人以下、2万1人以上5万人以下、5万1人以上のいずれかの市町村規模に属する市町村で、市町村人口1人当たりの財政力が、その市町村規模に属するウィーンを除くすべての市町村の連邦平均人口1人当たり財政力を10%以上下回る市町

956　財政調整法第21条第2項

957　財政調整法第21条第2項第1号

村であること[958]。

ウ　市町村に交付される財政力調整のための財政交付金の額

イの要件に該当する市町村に交付されるこの財政交付金の額は、それぞれこの財政力調整のための財政交付金が交付される市町村について、当該市町村の財政力と該当市町村規模に属する市町村の連邦平均人口１人当たり財政力に当該市町村の住民数を乗じた額の 90%との差額を超えてはならないものとされている[959]。

これは少し込み入った法律の書き方になっているが、要するにこの条項に基づいて交付される財政交付金の額は、当該市町村の財政力と該当市町村規模に属する市町村の連邦平均人口１人当たり財政力に当該市町村の住民数を乗じた額との差額の 10%を超えてはならないということであり、最大でも連邦平均の財政力と当該市町村の財政力との差額の僅か 10%までしかこの財政力調整のための財政交付金によって補填されるに過ぎないということを意味している。このように厳しい水準が定められている理由は連邦平均の水準まで補填するには財源が著しく不足しているからであり[960]、そのため次の最低補償額が定められることになった。

即ちこれに加えて一市町村当たりの最低保障額が定められており、最低保障額は 2001 年度 42 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 3 万 500 ユーロとされている[961]。

この結果、この条項に基づく財政力調整のための財政交付金の上限額は、上記の最低保障額と当該市町村の財政力と該当市町村規模に属する市町村の連邦平均人口１人当たり財政力に当該市町村の住民数を乗じた額との差額の 10%に相当する額の合算額とされている。このように最低保障額が設定された結果、財政規模の小さい小規模市町村に有利な制度となっている。

なお、ひとつの州における各市町村の上記の合算額の合計が当該州の市町村の財政需要を構成することとされている[962]。

エ　小規模市町村に対する財政力調整のための財政交付金の特例

アで控除された 2001 年度は 5,500 万シリング、2002 年度以降は 398 万ユーロについてはこの財政力調整のための財政交付金が交付されてもまだ財政調整が不十分な小規模市町村のために留保されているものである。財政調整法第 21 条第７項に規定されているとおり、この留保額は住民数 2,500 人以下の市町村について、上記の財政交付金が交付されても当該市町村の財政力の人口１人当たりの額が連邦平均人口１人当たりの財政力の 90%を下回り、かつ当然のことであるが、イの①及び②の 2 要件を充足している場合には、これに該当するすべての市町村にこの留保額が配分されることとされている[963]。

958　財政調整法第 21 条第２項第２号

959　財政調整法第 21 条第 6 項

960　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p140

961　財政調整法第 21 条第 6 項

962　財政調整法第 21 条第 6 項

963　財政調整法第 21 条第７項

各市町村への配分額は、財政調整法第 21 条第 4 項で定義された当該市町村の財政力に当該市町村に交付された前記の財政力調整のための財政交付金額を加えた合計額の当該市町村の人口 1 人当たり額と住民数 2,500 人以下の市町村の連邦平均人口 1 人当たりの財政力との差額に比例して決定されるものとされている[964]。

この小規模市町村に対する財政力調整のための財政交付金の特例においては、上記ウの場合におけるような財政交付金が最低保障額と当該市町村の財政力と該当市町村規模に属する市町村の連邦平均人口 1 人当たり財政力に当該市町村の住民数を乗じた額との差額の 10%に相当する額の合算額を上限とするような制限はなく、住民数 2,500 人以下の小規模市町村に配慮した有利な取り扱いがなされている。

オ　市町村に対する財政力調整のための財政交付金の残額の配分[965]

これらウ及びエのふたつの財政交付金の交付が実施されても、なお州に市町村の財政力調整のための財政交付金の財源が残った場合には、その財源は当該州内の財政調整法第 21 条第 4 項で定義された各市町村の財政力を可能な限り州平均に近づけるように、さらに該当市町村に対して配分されなければならないものとされている。

この措置により当該州内のすべての市町村の財政力が州平均に到達した場合には、その残額についても州内の市町村に配分されなければならないものとされており、各州はこの配分手続きを定めたガイドラインを作成し公表しなければならないものとされている。この財政交付金の配分については当該年度末までに連邦財務大臣に対してガイドラインを添付して報告を行わなければならないものとされている。

カ　財政力の計算の特例

ウの市町村の財政力調整のための財政交付金の額については、エの小規模市町村に対する財政力調整のための財政交付金の特例に基づく配分及びオの市町村に対する財政力調整のための財政交付金の残額の追加配分が実施された州においては、該当する市町村の第 12 条第 2 項に基づく財政力の算出に当たりウの財政交付金の額が加算されるものとされている[966]。

キ　2001 年度決算額

2001 年度決算では、この財政調整法第 21 条に基づいて連邦からウィーン以外の市町村に 6,895.8 万ユーロ、市町村としてのウィーンに 1,680.5 万ユーロ、合計 8,676.3 万ユーロの財政交付金が交付された[967]。

ク　財政力調整のための財政交付金に係る連邦と州の役割

連邦は、市町村の便宜のために連邦財務省の指示によって行われる市町村の会計に関する調査の結果に基づいて連邦統計局がオーストリア統計への掲載を予定している各年度の最終データをもとにして、各州内の各市町村について市町村規模別の連邦平均 1 人当たり財政力に対するマイナスの乖離を算出し、各年度の 5 月 31 日までに各州に通知

964　財政調整法第 21 条第 7 項

965　財政調整法第 21 条第 8 項

966　財政調整法第 21 条第 9 項

967　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

しなければならないものとされている[968]。

また連邦と州は市町村に対して、市町村によって公表された財政調整法第 21 条第6項に規定された市町村の財政に関するデータを監査する権限を有しており、市町村に不当に支払われた財政交付金は市町村から州に対して返納されなければならず、州はこの返納金を自らの評価に基づいて市町村のために用いなければならないものとされている[969]。

（2）近郊交通公営企業の振興のための財政交付金[970]

これはウィーン及びその周辺地域の近郊交通公営企業を振興するための財政交付金であり、財政調整法第 20 条第2項に基づき、連邦は市町村に対して近郊交通公営企業の振興のために 2001 年度は 2 億 1,500 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 1,560 万ユーロの範囲内の財政交付金並びに前年度の 11 月から各年度の 10 月までの間の連邦税である電気税及び天然ガス税収入の 2.5%を交付するものとされている。

この財政交付金の 55%は市町村としてのウィーンに配分され、残余の 45%は、ウィーン地域路線株式会社（Wiener Lokalbahnen AG）に対するウィーンの出資を理由としてウィーンと、単数若しくは複数のバス路線、トロリーバス路線若しくは路面電車路線を運営しているか、又は近郊交通機関に対してその出資の大部分を負担している市町村に配分されなければならないものとされている。

財政交付金の市町村に交付される額は、それぞれの市町村について路線距離と輸送人員数を基準として配分されなければならず、大部分の出資をしている市町村については出資比率も考慮されなければならないものとされている。

財政交付金の交付申請は各年度の 9 月 1 日までに市町村が連邦財務大臣に提出しなければならないものとされている。

この近郊交通公営企業の振興のための財政交付金は当初は 1973 年度に目的交付金として導入されたものであったが、1993 年度から財政交付金となった。この交付金の交付を希望する市町村は連邦財務省に交付申請をする必要があり、2000 年度では 130 市町村に交付金が交付されている[971]。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて連邦からウィーン以外の市町村に 1,512.9 万ユーロ、市町村としてのウィーンに対して 1,951.3 万ユーロ、合計 3,463.4 万ユーロの財政交付金が交付された[972]。

（3）近郊交通網投資のための財政交付金

連邦は市町村に対して近郊交通網投資のための財政交付金を交付するものとされており、その交付金額は 2001 年度は 2 億 2,680 万シリング、2002 年度から 2004 年度ま

---

968 財政調整法第 21 条第 6 項

969 財政調整法第 21 条第 10 項

970 財政調整法第 20 条第２項

971 Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」pp126,127

972 Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

では毎年度 1,650 万ユーロの範囲内の財政交付金並びに前年度の 11 月から各年度の 10 月までの間の連邦税である電気税及び天然ガス税収入の 2.5%を交付するものとされている[973]。

この近郊交通網投資のための財政措置は 1977 年度に自動車税を財源として実施されたが、1989 年度に目的交付金となり、1993 年度からは現在のように財政交付金により実施されている[974]。

この財政交付金は以下のように配分されなければならないものとされている[975]。

ア　バス停留所の整備のための財政交付金[976]

2001 年度は 680 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 50 万ユーロ並びに電気税及び天然ガス税収入の 0.075%は、特定の住民を対象にした近郊交通の公共自動車路線の結合施設（バス停留所）の地域的な整備のための財政交付金に充てられるものとされている。

この財政交付金は個別の投資事業の投資額の 40%を超えてはならないものとされている。財政交付金の交付申請は各年度の 9 月 1 日までに市町村が連邦財務大臣に提出しなければならないものとされており、交付申請には前年度の投資内容と投資費用を示す証憑を添付しなければならないものとされている。

イ　路面電車路線及びトロリーバス路線の投資促進のための財政交付金[977]

アに充当された残余の 2001 年度は 2 億 2,000 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 1,600 万ユーロ並びに電気税及び天然ガス税収入の 2.425%は路面電車路線及びトロリーバス路線の投資促進に充てるため住民数 10 万人以上の州都に対して交付されるものとされている。

この財政交付金の配分は下記の表の割合によって行われなければならないものとされている。なおウィーンに対する交付金額についてはウィーンのウィーン地域路線株式会社（Wiener Lokalbahnen AG）に対する出資が 4.1%考慮されている。

Wien	64.7%
Graz	11.1%
Innsbruck	8.7%
Linz	8.1%
Salzburg	7.4%

上記の表の割合はイの近郊交通公営企業の振興のための財政交付金の場合と同様に

973　財政調整法第 20 条第３項

974　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p130,131

975　財政調整法第 20 条第３項

976　財政調整法第 20 条第３項第 1 号

977　財政調整法第 20 条第３項第２号

1976 年度における路面電車路線及びトロリーバス路線の路線距離と輸送人員数を基準として決定されている[978]。

この財政交付金のうち 2001 年度は 2 億 2,000 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 1,600 万ユーロが各年度の 7 月 31 日までに、また前年度の 11 月から各年度の 10 月までの間の電気税及び天然ガス税収入の 2.425%が各年度の 12 月 31 日までに、上記の市町村に対して交付されなければならないものとされており、この交付を受けた市町村は翌年度の 5 月 31 日までに連邦財務大臣に対してこの財政交付金の使用状況を報告しなければならないものとされている[979]。

またアの財政交付金に剰余が生じた場合には残余の額は前記の表に掲げられている市町村に対して前記の割合で配分されるものとされている[980]。

2001 年度の決算では、この規定に基づきア及びイについて、連邦からウィーン以外の市町村に 1,274.8 万ユーロ、市町村としてのウィーンに対して 2,275.2 万ユーロ、合計 3,550 万ユーロの財政交付金が交付された[981]。

（4）特定の憲章都市に対する連邦警察未設置のために生じる追加費用を補填するための財政交付金[982]

連邦は憲章都市である Krems an der Donau と Waidhofen an der Ybbs に対して連邦警察が配置されていないことによって生じる追加費用に対する補填として各年度の 6 月 30 日までに財政交付金を交付するものとされている。

この財政交付金額は Krems an der Donau に対して 1,780 万シリング、Waidhofen an der Ybbs に対して 710 万シリングと定められている。なおこの金額について 2002 年度以降は 1956 年度給与法第 28 条第 3 項に定める給与について一般行政職員給与職種Ｖ俸給クラス 2 の給与額の改定に基づいて調整されることとされている。また給与改定が 6 月 30 日以降に行われた場合には調整は次年度の財政交付金により行われることとされている。

2001 年度の決算では、この規定に基づいて連邦からふたつの憲章都市に対して合計 181 万ユーロの財政交付金が交付された[983]。

第 10 節　需要交付金

1　連邦の州に対する需要交付金

（1）財政秩序の維持又は再建のための需要交付金

978　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p131

979　財政調整法第 20 条第３項第２号

980　財政調整法第 20 条第３項第３号

981　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

982　財政調整法第 20 条第５項

983　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

連邦から州に対して、その財政秩序の維持又は再建のために需要交付金が交付されている[984]。

需要交付金は各州の住民数に基づいて配分され、毎年度1月、4月、7月及び10月に交付されることとされている[985]。この需要交付金は以下のように算出される[986]。

法人税収入額及び財政調整法第9条第2項に基づく家族援助調整基金に組み込まれるべき1967年度家族負担調整法第39条第5項aに定められた額を控除した後の資本収益税Ⅱを除く所得税収入額の合計額について2001年度1月交付分については9.223%、4月交付分から2002年度1月交付分までについては8.403%、2002年度4月分以降については8.346%並びに住宅建設促進負担金収入の80.55%の合計額の過去3ヶ月の合計額から2001年度は毎回61億2,500万シリング、2002年から2004年までは毎回4億4,512万5,000ユーロを差し引いた額とされており、この額を差し引いた結果マイナスの額になった場合にはそれ以降の交付時に調整するものとされている。

この連邦の州に対する需要交付金は、従前からの住宅建設及び改良を目的とした目的交付金に代わって交付金額を安定的なものにするために1996年度から導入されたものであり[987]、その性格は一般財源である。

2001年度決算では、この規定に基づき連邦から州に対して財政秩序の維持又は再建のための需要交付金が、ウィーン以外の州に対して5億8,544.2万ユーロ、州としてのウィーンに対して1億1,399.6万ユーロ、合計7億2,954.1万ユーロが交付された[988]。

（2）地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金[989]

連邦は州に対して地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するために2001年度は6,000万シリング、2002年度から2004年度までは毎年度435万ユーロの需要交付金を交付するものとされている。この需要交付金は各州に対してその住民数によって配分され7月に交付されるものとされている。

2001年度決算では、この規定に基づき連邦から州に対して地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金が、ウィーン以外の州に対して350万ユーロ、州としてのウィーンに対して86.1万ユーロ、合計436.1万ユーロが交付された[990]。

2　連邦の市町村に対する需要交付金

（1）財政秩序の維持又は再建のための需要交付金[991]

984　財政調整法第22条第1項

985　財政調整法第22条第2項

986　財政調整法第22条第3項

987　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p142

988　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

989　財政調整法第22条第4項

990　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

991　財政調整法第23条第1項及び第2項第2号

連邦は市町村に対して財政秩序の維持又は再建のために需要交付金を交付するものとされている。

この需要交付金は、当該人口規模に属する憲章都市を除く住民数 2 万 1 人以上 5 万人以下の市町村及び住民数 2 万人以下の憲章都市に対して 2001 年度には 2,343 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 210 万ユーロが配分され、住民数 2 万 1 人以上5万人以下の憲章都市及びウィーンを除く住民数5万 1 人以上の市町村に対して2001 年度には 1 億 6,164 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 1,446 万ユーロが配分されるものとされている。これらの額はそれぞれ各都市の住民数を基準として配分されなければならないものとされている。

この財政秩序の維持又は再建のための需要交付金は連邦共同税の配分が人口の多い都市に不利に改められた結果を緩和するために上記のとおり人口の多いの都市に対配分されることになったものである[992]。

2001 年度決算では、この規定に基づき連邦から市町村に対して財政秩序の維持又は再建のための需要交付金が、ウィーン以外の市町村に対して 1,345 万ユーロ交付された[993]。

（2）地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金[994]

連邦は市町村に対して地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するために、ウィーンを含むすべての市町村に 2001 年度は 3,000 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 218 万ユーロの需要交付金を交付するものとされている。これらの額はそれぞれの市町村の住民数を基準として配分されなければならないものとされている。

（3）交付時期

この需要交付金は連邦から各年度の 6 月 30 日までに各州に対して交付され、各州から各年度の 7 月 10 日までに各市町村に対して交付されなければならないものとされている[995]。

2001 年度決算では、この規定に基づき連邦から市町村に対して地方債償還及び民営化に関連する費用を調整するための需要交付金が、ウィーン以外の市町村に対して 175 万ユーロ、市町村としてのウィーンに対して 43.1 万ユーロ、合計 218.1 万ユーロが交付された[996]。

第 11 節　補助金

連邦から州及び市町村に対してさまざまな補助金が交付されており、財政調整法に規定されている補助金はその一部に過ぎないものである。財政調整法に規定された下記の

992　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p144

993　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

994　財政調整法第 23 条第 1 項及び第 2 項第 1 号

995　財政調整法第 23 条第 3 項

996　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

補助金は 1994 年度に既存のいくつかの補助金を統合し、目的を一般化して制度化されたものである。

1　連邦の州及び市町村の劇場に係る経費に対する補助金

連邦は補助金を受ける団体が最低でも補助金額と同額の事業を行う場合には下記のような劇場に対する特定目的補助金を交付するものとされている[997]。

連邦は州及び市町村に対して、自らの経費で運営されている劇場又は欠損額の補填を義務付けられている劇場のために、2001 年度は総額 2 億 9,300 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年総額 2,130 万ユーロの範囲内で補助金を交付するものとされており、この特定目的補助金は当期の営業欠損又はそれに加えて必要とされる投資費用の補填に充てるために使用されなければならず、その配分は下記のとおりとされている[998]。

（1）劇場連合に普通会員として所属する州及び市町村に対する補助金[999]

オーストリア連邦州・市町村劇場連合に普通会員として所属する州及び市町村に対して、2001 年度は 2 億 5,741 万 9720 シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 1,871 万 3,000 ユーロが交付される。この特定目的補助金の交付に当たり、これらの州及び市町村が合意によって作成し、連邦財務大臣に各年度の 5 月 31 日までに提出しなければならないこととなっている配分案に基づいて実施されるものとされている。

（2）劇場連合に普通会員として所属していない州及び市町村に対する補助金[1000]

オーストリア連邦州・市町村劇場連合に普通会員として所属していない州及び市町村に対しても、アと同様の目的及び条件で 2001 年度は 3,558 万 280 シリング、2002 年度から 2004 年度までは毎年度 258 万 7,000 ユーロが交付される。この特定目的補助金の補助金申請は、これらの州及び市町村によって各年度の 5 月 31 日までに連邦財務大臣に提出されなければならないものとされている。

（3）補助金の各団体に対する配分[1001]

ア及びイに基づく特定目的補助金の額は 2000 年度にそれぞれの団体に用いられた標準的な配分率に従うものとされている。しかしながらこの特定補助金が交付される特定の団体において劇場運営の規模が著しく変化した場合には、この特定目的補助金の配分においてこのような事情が考慮されなければならないものとされている。このような事情を理由として行われる特定目的補助金の削減又は増額は、それぞれの団体に用いられた標準的な配分率に応じて他の団体に影響を及ぼすことになるが、アの団体からイの団体への波及、或いはその逆の波及は起こしてはならないものとされている。

（4）団体の劇場連合への新規加入又は脱退の調整[1002]

997　財政調整法第 24 条第 1 項

998　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号

999　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号 a

1000　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号 b

1001　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号 c

2000 年度にこの特定目的補助金を交付された団体がオーストリア連邦州・市町村劇場連合から脱退又はこれに新たに加盟した場合には、ア及びイで定められた補助金額は、脱退又は加盟の翌年に脱退又は加盟した団体が前年に特定目的補助金として交付された額だけ変更されなければならないものとされている。

（5）補助金の増額[1003]

連邦は、ア及びイで定められたこの特定目的補助金の合計額、即ち 2001 年度は 2 億 9,300 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 2,130 万ユーロについて各年度の連邦財政法が定める限度額まで上乗せをすることができるものとされている。この上乗せ額はア及びイの州及び市町村、又はアの州及び市町村のみ若しくはイの州及び市町村のみに配分することができるものとされている。

（6）2001 年度決算額

2001 年度決算では、この規定に基づき連邦からウィーン以外の州に対して 945.9 万ユーロ、ウィーンに対して 258.6 万ユーロ、ウィーン以外の市町村に対して 946.6 万ユーロ、合計 2,151.1 万ユーロの補助金が交付された[1004]。

2　連邦の州に対する環境保全の促進のための補助金

連邦は州に対して 2001 年度には 9,500 万シリング、2002 年度から 2004 年度までは 690 万ユーロを環境保全の促進のために、特に廃棄物処理施設の建設及び改良のために特定目的補助金として交付するものとされている。この補助金は各州の住民数を基準にして配分されるものとされている[1005]。

2001 年度決算では、この規定に基づいて連邦から環境保全の促進のための補助金がウィーン以外の州に対して 554 万ユーロ、州としてのウィーンに対して 136.4 ユーロ、合計 690.4 万ユーロ交付された[1006]。

3　連邦の州に対する病院等の財政支援のための補助金

連邦は州に対して州の病院等の財政支援のために、健康及び社会福祉援助法第 1 条から第 3 条に定める援助のための連邦の支出額を控除した後の売上税収入額の 0.642%を特定目的補助金として交付するものとされており、この配分割合は下表のとおりである[1007]。

1002　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号 d

1003　財政調整法第 24 条第 1 項第 1 号 e

1004　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

1005　財政調整法第 24 条第 1 項第 2 号

1006　Statistik Austria, Gebarungsubersichten 2001, p138

1007　財政調整法第 24 条第 2 項

Kärnten	6.897%
Niederösterreich	14.451%
Burgenland	2.572%
Oberösterreich	13.692%
Salzburg	6.429%
Steiermark	12.884%
Tirol	7.982%
Vorarlberg	3.717%
Wien	31.376%

上記の表の割合は財政調整法第 10 条第 7 項第 5 号 a の表に基づいて配分される連邦共同税である売上税の各州への配分割合と同じであり、この補助金は、1996 年まで存在した連邦の州立病院協力基金が廃止されて各州別に病院基金が設立されることになったため、その財源を確保することを目的として制度化されたものである[1008]。

2001 年度決算では、この規定に基づいて連邦から病院等の財政支援のための補助金がウィーン以外の州に対して 6,981.3 万ユーロ、州としてのウィーンに対して 3,192 ユーロ、合計 1 億 172.3 万ユーロ交付された[1009]。

４　連邦の市町村の義務教育諸学校の情報･通信技術教育に係る経費に対する補助金

連邦は、市町村が義務教育校管理基本法に基づく法律上の学校管理者として、各規則及び学校組織法に基づいて行われる時代に適合した一般教育の内容の中に位置付けられた情報・通信技術基礎教育の統合のための前提条件として必要とされる費用を負担しなければならない場合において、これらの市町村に対してそのために必要なソフトウェアの初期装備を無償譲渡により与えることができるものとされている[1010]。

５　連邦の特定目的補助金に対する監査

連邦には特定目的補助金が目的に適合して使用されているか否かを監査し、目的外使用が行われた場合にはその返納を求める権利が留保されている[1011]。

1008　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p148

1009　Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p138

1010　財政調整法第 24 条第３項

1011　財政調整法第 24 条第４項

第 12 節　市町村の州に対する負担金の上限額

州による市町村の利益となる事務の遂行に当たり州は市町村から負担金を徴収しているが、これらの負担金については下記のとおり上限額が定められている。

市町村の州に対する負担金の総額は財政調整法第 12 条第 1 項 1 号の連邦共同税のうち、広告税の配分額を除いた市町村の端数を切り捨てない収入配分額の 7.8%を超えてはならないものとされている[1012]。ただし、この上限は個々の市町村の負担金額に適用されるわけではなく、各州内の全市町村に対する広告税の配分額を除いた連邦共同税配分額総額に対する州の負担金総額の上限であることに留意する必要がある。

2001 年度決算では、この規定の対象となる市町村の州に対する負担金総額は 2 億 6,875.7 万ユーロであった[1013]。

第 13 節　州が実施する間接的連邦行政に係る費用に対する連邦の負担

第 4 節で述べたように財政調整法は税収の配分や財政交付金などについてだけでなく、州が実施する間接的連邦行政に係る費用に対する連邦の負担についても定めている。その具体的な内容は以下のとおりである。

1　間接的連邦行政を実施する州の行政官庁の人件費等に係る州の負担

連邦憲法 102 条に基づく間接的連邦行政の分野においては、以下のとおり州が当該行政の事務管理の責務を負う官吏の給与、恩給、年金及びその他の費用を負担するものとされている[1014]。

（1）給与[1015]

州は第一及び第二農業官庁を含む州の一般行政官庁で間接的連邦行政に従事する官吏の給与にかかる費用を負担するものとされている。この給与とはこれらの官吏が就業関係に基づき請求権を有するか、又は就業関係に関連して補償されるすべての給与及び手当をいうものとされている。

（2）恩給及び年金

州が間接的連邦行政に従事する官吏の恩給及び官吏の年金を負担するのは次に掲げる場合に限定されている[1016]。

①　官吏の恩給権又は年金受給権が 1925 年 10 月 1 日から 1938 年 3 月 13 日の間に発生した場合

②　官吏が 1938 年 3 月 13 日の時点で職務に従事していたが、公務員移行法の規定によ

1012　財政調整法第 6 条

1013　Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p138

1014　財政調整法第 1 条第 1 項

1015　財政調整法第 1 条第 1 項第 1 号

1016　財政調整法第 1 条第 1 項第 2 号

り組織された新しい職に継続採用されなかった場合
③　官吏が公務員移行法第 7 条に基づく職業訓練を理由として、又は遅れて継続採用された場合
（3）その他の費用[1017]
州は、1 で述べた官庁のその他の費用について、それぞれ定める規則に基づいて算出された額を負担するものとされている。ここでいうその他の費用とは旅費を含むすべての職務上の関連経費をいうものとされている。

第 14 節　連邦道路行政等のうち州に委任された役割に伴い発生する費用に対する連邦の負担

1　人件費及びその他の費用等の負担

連邦は、連邦憲法第 104 条第 2 項に基づき連邦道路行政、連邦上部構造工事及び連邦所有不動産に関する行政のうち州に委任された役割に伴い発生する費用について下記のとおり負担するものとされている[1018]。
（1）人件費及びその他の費用[1019]
州が実施した建設工事又は管理工事に従事した官吏に係る第 13 節の人件費及びその他の費用で、労働協約又は 1948 年度契約官吏法の給与体系Ⅱに基づいて州が支払う額を連邦は州に対して補償するものとされている。なお、この費用負担に関する定めは 1985 年度治水工事推進法の適用を受ける建設･管理工事に対しては適用されないものとされている。
（2）管理費用[1020]
州が実施した建設工事又は管理工事に伴って発生する州に委任された計画策定、建設基準監督、建設総指揮、建設指導及び管理の役割を遂行するのに必要な費用について、連邦は州に対して下記のとおり補償するものとされている。
連邦道路行政については 10%、連邦上部構造工事及び連邦所有不動産に関する行政については 12%の総額補償を行う。州の職員によって当該工事等の事務管理が行われなかった場合には、この業務の事務管理を第三者に委ねたことに関連する費用に対しても総額補償が適用される。総額補償は、（1）の人件費及びその他の費用に関する補償額を控除した後に、連邦政府予算法第 5 条第 2 項 2 号に基づいて任命された機関としての州政府首相による連邦の委任による行政の範囲内で、それぞれの州で履行される各財政年度内に発生した有効に見積もられたすべての支出に適用される。総額補償は、前月に有効に見積もられたすべての支出に関する総額補償額を連邦が建設資金の払込により毎月支払うものとされている。また総額補償は連邦の決算時に清算するものとされている。

1017　財政調整法第１条第１項第３号
1018　財政調整法第１条第２項
1019　財政調整法第１条第２項第１号
1020　財政調整法第１条第２項第２号

なお上部構造工事について連邦により指示された計画が計画決定後3年以内に施工開始されない場合又は計画が明確に中止された場合には、計画作成に要した証憑により証明可能な費用の額について連邦が州に対して補償するものとされている。

また道路建設工事について連邦との合意の下に作成された計画について以下に定める状況が存在する場合も同様に連邦が州に対して補償するものとされている。

① 既に連邦と合意の上で認められた3つの全体計画が存在するにもかかわらず、新たに連邦から全体計画が提示された場合
② 詳細計画が認可されてから5年以内に施工が開始されない場合
③ 既に連邦と合意された詳細計画が存在するにもかかわらず、これに加えて連邦から新たに全体計画が示された場合
④ 高速道路及びこれに準じる自動車専用道路のサービスエリアの建設計画を策定し、又は建設監視を実施した場合
⑤ 1971年の連邦道路法第4条による指令を根拠とする区間計画で指令が廃止された場合
⑥ 第三者に計画が移譲された場合

２　連邦の直接負担

連邦道路行政、連邦上部構造工事及び連邦所有の不動産に関する行政において州が負担する経費以外の経費については連邦が直接負担するものとされている[1021]。

第15節　社会保険に係る一部の経費の連邦及び市町村の負担

１　社会保険に係る調整費の連邦負担

連邦は一般社会保険法、企業社会保険法、農業従事者社会保険法及び自由業者社会保険法に基づいて支払われた調整費を負担するものとされている[1022]。

ここでいう調整費とは支給される年金額が最低生活保障額に満たない場合に当該年金額と最低生活保障額の差額をいう[1023]。

1956年度から1960年度までは、この調整費は連邦が4分の1、市町村が4分の3の割合で負担していたが、1959年度の財政調整制度の改正で、市町村の営業税収の40%を連邦に譲与する代わりに調整費の全額を連邦が負担することとなって現在に至っている[1024]。

２　市町村の失業保険に係る特別困窮救済金の一部負担

1021　財政調整法第１条第２項第３号

1022　財政調整法第２条第１項

1023　Österreichischer Gemeindebund und Österreichischer Städtebund,「Finanzausgleich 2001 Das Handbuch für die Praxis」p51

1024　Ibid., p52

市町村は、当該市町村に住居を有する受給者の 1977 年失業保険法第 39 条に基づく特別困窮救済金（社会保険料を含む給付費）の費用の 3 分の 1 を負担するものとされている[1025]。

第 16 節　欧州裁判所の訴訟に要する費用の州及び市町村の負担

欧州裁判所の訴訟に要する費用のうちその原因が特定の州又は市町村に存在する場合には、その訴訟に係る費用については下記のとおり当該州又は市町村が負担するものとされている。

１　州の負担

「欧州統合における州と市町村の協調に関する連邦憲法第 15a 条に基づく連邦と州の間の合意」第 10 条に定めるケースに該当する場合、即ち欧州連合がオーストリアの州の管轄分野に関与した結果、当該事案に不満を持つ州が連邦に当該事案に係る訴訟を提起してもらった場合には、それぞれ該当する州は、欧州裁判所に係る当該訴訟に伴って連邦に発生した当該訴訟の遂行に必要な費用について当該諸州が連帯してその補償を連邦に対して行う義務を負うものとされている[1026]。

また州の欧州連合法に違反する行為を原因として欧州裁判所で行われた訴訟の結果、オーストリア共和国に発生した費用については該当する州が負担する義務を負うものとされている[1027]。

２　市町村の負担

州の場合と同様に市町村の欧州連合法に違反する行為を原因として欧州裁判所で行われた訴訟の結果、オーストリア共和国に発生した費用については該当する市町村が負担する義務を負うものとされている[1028]。

第 17 節　連邦による州の教員及び宗教教員に対する給与等の負担

１　州の教員給与等の負担[1029]

連邦は州に対して州の臨時教員を含む雇用関係にある教員の給与及び活動手当に係る費用を下記のとおり負担するものとされている。

ここで連邦が給与等を負担しなければならない州の教員とその負担内容は、連邦教育科学文化大臣と財務大臣との合意の下に認められた人員計画の枠内に限り公共一般教養

1025　財政調整法第２条第２項

1026　財政調整法第３条第１項

1027　財政調整法第３条第２項

1028　財政調整法第３条第３項

1029　財政調整法第４条第１項

義務教育については 100%、学校組織法で定める職業専門義務教育及び農林業職業専門学校については 50%とされている。

2001 年度の決算におけるこの規定に基づく連邦の負担額は、公共一般教養義務教育については 26 億 8,912.5 万ユーロであり、ウィーンを除く州への配分額は 22 億 5,451 万ユーロ、州としてのウィーンへの配分額は 4 億 2,072.6 万ユーロであった[1030]。また職業専門義務教育については連邦の負担額は 1 億 166.7 万ユーロであり、ウィーンを除く州への配分額は 8,553.9 万ユーロ、州としてのウィーンへの配分額は 1,605.7 万ユーロ、農林業職業専門学校については連邦の負担額は 3,393 万ユーロであり、ウィーンを除く州への配分額は 3,393.4 万ユーロ、州としてのウィーンへの配分額は 0 であった[1031]。

２　州の宗教教員の活動手当の負担

学校における宗教の時間に関する連邦法第 7 条を根拠として州が負担すべき費用については連邦が州に対して宗教教員が勤務する学校の州教員活動手当について負担するものとされている[1032]。

州の宗教教員は一般的には牧師などの聖職者が就任する場合が多く、その場合には給与の支払いは不要であるので、一般の州の教員と異なり教員活動手当についのみ負担するとされているものと思われる。

３　州の教員の勤務特別手当等に対する負担

連邦は州に対して、1956 年度給与法第 59a 条第 4 項及び第 5 項並びに第 60 条第 6 項から第 8 項に定める勤務特別手当に係る費用並びに教育学・職業教育学研修所及びその他の教育に係る研修機関に関連した連邦の事務を行う州教員に対する手当などの費用についてはその全額を負担するものとされている[1033]。

４　州の教員に対する年金支給費用の負担[1034]

連邦は州に対して 1 の州の教員並びにその家族及び遺族に対する年金支給費用を負担するものとされている。連邦の負担額は、これらの教員等に対する年金支給費用から 1 の教員から収納された年金保険料、特殊年金保険料及び口座振替額を控除した額とされている。

2001 年度の決算では、この規定に基づく連邦の負担額は 7 億 3,420.9 万ユーロであり、ウィーンを除く州に 6 億 711.5 万ユーロ、州としてのウィーンに 1 億 546.3 万ユーロが配分された[1035]。

1030 Statistik Austria; Gebarungsubersichten, 2001, p138

1031 Ibid., p138

1032 財政調整法第４条第２項

1033 財政調整法第４条第３項

1034 財政調整法第４条第５項

1035 Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

５　連邦が負担する給与及び年金の費用の範囲[1036]

１及び４の給与の費用及び年金支給費用とは、１の教員並びにその家族及び遺族に対して適用される雇用関係法及び社会保険法の規定を根拠として支払われなければならないすべての金銭的支給が含まれるものとされている。また 1967 年度家族負担調整法に基づく雇用者負担分もこの費用に含まれている。なお給与などの前払いにより発生する利子などの費用については負担の対象とならないものとされている。

2001 年度の決算では、この規定に基づく州の教員に対する年金支給費用の連邦の負担は 7 億 3,420.9 万ユーロであり、ウィーンを除く州への配分額は 6 億 711.5 万ユーロ、州としてのウィーンへの配分額は 1 億 546.3 万ユーロであった[1037]。

第 18 節　連邦による 2001 年の国勢調査に係る市町村の費用の負担

連邦は財政調整法第５条第１項に基づき市町村に対して 2001 年の国勢調査において市町村の協力により発生した費用について総額 2 億 5000 万シリングを負担するものとされており、この金額の配分は憲章都市を除く人口 2 万人までの市町村に対して 7,000 万シリング、ウィーンを含む人口 2 万人以上の市町村及び人口 2 万人までの憲章都市に対して 1 億 8,000 万シリングとし、それぞれ人口数を基準として配分を行うものとされている[1038]。

その配分期日については、遅くとも 2001 年 3 月 20 日までに連邦から各州に配分されなければならず、遅くとも 2001 年 4 月 10 日までに各州から各市町村に再配分されなければならないものとされている[1039]。

2001 年度の決算では、この規定に基づく 2001 年の国勢調査に係る市町村の費用に対する連邦の負担は 1,816.8 万ユーロであり、ウィーン以外の市町村に 1,125.8 万ユーロ、市町村としてのウィーンに 697.9 万ユーロ配分された[1040]。なお法律の規定はユーロ導入以前のシリングで表示されているが、決算額はユーロで表示されている。

第 19 節　税制改正に係る連邦の州及び市町村との協議義務

税法は州税及び市町村税を含めてすべて連邦法であるため、財政調整法第７条第１項に基づき、連邦は州又は市町村の税収の減少に結びつく可能性のある税制上の政策を行う場合には財政調整に参加している州及び市町村と事前に協議しなければならないものとされており、また連邦の政策の結果として州又は市町村の特定目的支出の増加が見込

1036　財政調整法第４条第６項

1037　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

1038　財政調整法第５条第１項

1039　財政調整法第５条第２項

1040　Statistik Austria; Gebarungsubersichten 2001, p138

まれる場合にも同様に事前に協議しなければならないものとされている[1041]。
この場合における市町村の利益の代表者としてオーストリア都市連盟及びオーストリア市町村連盟がこの協議に参加する権利を有するものとされている[1042]。

第 20 節　欧州連合加盟に伴う財政黒字の遵守規定を遵守していない州に対する連邦共同税の配分の減額

1996 年のオーストリアの欧州連合加盟とその後の通貨ユーロの導入に伴い、マーストリヒト条約上の財政赤字の制限規定がオーストリアにも適用されるようになったため、オーストリアでは連邦、州及び市町村に係る財政赤字の制限について、連邦は GDP(国内総生産)の 0.75%までの赤字が許容され、州は GDP の 0.75%以上の黒字が義務付けられ、市町村は赤字を出すことを許容されずに黒字を義務付けられることとなった。
この州の財政黒字の維持義務を担保するためウィーンを含む州に対して、国民経済総合計算制度（ESVG；Europaischen System Volkswirtschaftlicher Gesamtrechnung）に基づく国内総生産の 0.75%以上、又は最低 167 万ユーロの平均財政黒字を義務付ける「オーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟の授権に関する連邦憲法の規定に基づく安定化協定に関する連邦、州及び市町村間の合意」を 2001 年 12 月 31 日までに批准していないか、又は施行していない州については当該州に対する連邦共同税の配分額について毎月下記の額が減額されるものとされている[1043]。

Burgenland	3,990,000 Euro
Kärnten	9,180,000 Euro
Niederösterreich	25,360,000 Euro
Oberösterreich	24,890,000 Euro
Salzburg	9,000,000 Euro
Steiermark	20,140,000 Euro
Tirol	11,790,000 Euro
Vorarlberg	6,190,000 Euro
Wien	28,740,000 Euro

2001 年 12 月 31 日以降に合意が批准された場合には、その時点以降の連邦共同税の当該州に対する配分額は上記の額が減額されずに交付されることとなり、控除された額についても批准された年度当初に遡及して還付を受けることができるものとされているが、当該年度より前に控除された額については不可逆的に連邦に帰属するものとされている[1044]。

1041　財政調整法第７条第１項
1042　財政調整法第７条第２項
1043　財政調整法第 27 条第７項
1044　財政調整法第 27 条第７項

第21節　財政調整法の規定に基づく連邦、州、市町村間の財源の移転に係る総括表

財政調整法に基づく連邦、州、市町村間の財源の移転について前記のとおり各項目で記載したが、これを総括的に示すと図表９－２１－１のとおりである。

図表９－２１－１　財政調整法の規定に基づく連邦、州、市町村間の財源の移転に係る総括表

（単位；千ユーロ）

	連　邦	ウィーンを除くすべての州	州及び市としてのウィーン	社会福祉及び学校事務組合	ウィーンを除く市町村
2001年財政調整法 に基づく負担					
4(1)　教員給与					
一般義務教育学校	△ 2,689,125	2,254,510	420,726	－	－
職業教育学校	△ 101,667	85,539	16,057	－	－
農林専門学校	△ 33,930	33,934	0	－	－
4(5)　州教員の年金 1）	△ 734,209	607,115	105,463	－	－
5　2001年国勢調査の補償	△ 18,168	－	6,979	－	11,258
2001年財政調整法に基づく需要交付金					
12(1)　需要交付金 2）	－	583,967	－	－	△ 590,713
2001年財政調整法に基づく財政交付金					
20(1)　人口数割調整	△ 101,440	101,440	－	－	－
20(2)　公共交通対策	△ 34,643	－	19,513	－	15,129
20(3)　公共交通網のための投資	35,500	－	22,752	－	12,748
20(4)　公共交通対策	△ 107,844	82,674	25,170	－	－
20(5)　警察の費用補償	△ 1,810	－	－	－	1,810
20(6)　農業対策	△ 14,535	14,157	378	－	－
20(7)　環境・エネルギー対策	△ 90,032	71,369	18,663	－	－
21　市町村の財政力強化	△ 86,763	－	16,805	－	69,958
22(1)　州への需要交付金 3）	△ 729,541	585,442	113,996	－	－
22(4)　州への需要交付金 4）	△ 4,361	3,500	861	－	－
23(2)　市町村への需要交付金 3）	△ 2,181	－	431	－	1,750
23(2)　市町村への需要交付金 4）	△ 13,450	－	－	－	13,450
2001年財政調整法に基づく補助金					
22(1)　児童施設 5）	△ 16,243	9,020	63	－	－
24(1)　劇場	△ 21,511	9,459	2,586	－	9,466
24(1)　環境保護	△ 6,904	5,540	1,364	－	－
24(2)　ブルゲンラント州の病院のための補助金	△ 101,732	69,813	31,920	－	－
	△ 3,997	3,997	－	－	－
特別法に基づく補助金					
住宅建設促進法					
1　2001	△ 1,780,484	1,309,724	470,760	－	－
3　2001	△ 30,815	983	29,832	－	－
連邦の特別住宅建設促進法	△ 22,523	14,055	8,468	－	－
1996年　災害対策基金法	△ 69,639	38,770	5,127	－	－
	－	△ 14,573	－	－	14,573
シュタイヤーマルク州への需要交付金	△ 218	－	－	－	218
負担金					
2001年財政調整法に基づく州の負担金	－	268,757	－	－	△ 268,757
福祉基金の負担金	－	－	－	200,857	△ 200,857
学校区の負担金	－	－	－	90,682	△ 90,682
分担金					
家族負担調整のための州から連邦への分担金	10,731	△ 8,496	2,235	－	－
州病院法に基づく市町村からの分担金	－	－	－	－	－
	－	161,903	－	－	214,008
州の障害福祉介護法に基づく	－	－	－	－	－
市町村からの分担金及び補償	－	424,222	－	49,448	△ 223,060
合　計	**△ 6,842,534**	**6,716,821**	**1,315,679**	**340,987**	**△ 1,437,717**
	93,236	－	－	－	－

1）介護年金を含む。　2）市町村の連邦共同税の取り分の12.7%　3）財政秩序の維持又は再建のための需要交付金　4）地方債の償還及び公営企業の民営化のための需要交付金又は負債の返済のため　5）幼稚園に対する財政調整法1997に基づく特別補助金の延滞分

（出典）Statistik Austria, Gebarungsübersichten 2001, p138 表 7.8

この総括表には狭義の財政調整法に基づく財源の移転だけではなく住宅建設促進・目的交付金法に基づく財源の移転も含まれていることと、また各項目において年度を越えた会計間の調整があるためか各項目における連邦、州、市町村の各主体間の財源のやり取りの合計額が整合していない場合が多く、その不整合は連邦分の最終の項目で振替差額 9,323.6 万ユーロの連邦の受け取りとして調整されているという統計上の問題があることをあらかじめお断りしておく。

この各財政調整主体間の財政調整法に基づく財源のやり取りの総括を見ると、連邦が 68 億 4,253.4 万ユーロのマイナスとなっているのに対し、ウィーンを除く州が 67 億 1,682.1 万ユーロのプラス、州及び市町村としてのウィーンが 13 億 1,567.9 万ユーロのプラス、ウィーを除く市町村も 14 億 3,771.7 万ユーロのプラス、市町村の組合である社会福祉一部事務組合及び学校一部事務組合も 3 億 4,098.7 万ユーロのプラスとなっており、総体として連邦から州及び市町村へ財源が移転していることがわかる。

これらの財政調整法に基づく財政調整項目の中で最大の財源の移転が行われているのは、連邦の州に対する公共一般教養義務教育に係る州教員の給与及び活動手当の負担金であり、26 億 8,912.5 万ユーロとなっている。1 億ユーロ以上の財源移転が実施されている項目を挙げると、次いで住宅建設促進・目的交付金法に基づく連邦の州に対する負担金で 17 億 8,048.4 万ユーロ、連邦の州教員に対する年金支給費用の負担金 7 億 3,420.9 万ユーロ、連邦の州に対する需要交付金 7 億 2,954.1 万ユーロ、市町村の州に対する負担金 2 億 6,875.7 万ユーロ、市町村の社会福祉一部事務組合に対する負担金 2 億 85.7 万ユーロ、連邦の州に対する公共近郊交通のための財政交付金 1 億 784.4 万ユーロ、連邦の州に対する病院等の財政支援のための補助金 1 億 173.2 万ユーロ、連邦の州に対する職業専門義務教育に係る州教員の給与及び活動手当の負担金 1 億 166.7 万ユーロ、連邦の州に対する財政力調整のための財政交付金 1 億 144 万ユーロとなっている。

住宅建設促進・目的交付金法に基づく連邦の州に対する負担金を除くと、財政調整法に基づく財源の移転のうち最も大きなシェアを占めているのが連邦の州に対する教員の給与、手当、年金などの負担金であり、次いで連邦の州に対する需要交付金であることが判明する。

逆に法律の書き振りから日本の地方交付税のように大きな役割を果たしていると想定された連邦の州及び市町村に対する財政力調整のための財政交付金のシェアは著しく低く、連邦の州に対する財政力調整のための財政交付金は 1 億 144 万ユーロ、連邦の市町村に対する財政力調整のための財政交付金は僅かに 8,676.3 万ユーロに過ぎず、極めて限定的な役割しか果たしていないことが明白である。

このことからオーストリアの財政調整法の主たる機能として、その法律の名称にもかかわらず、租税総額の圧倒的割合を占める連邦共同税の連邦、州及び市町村に対する配分割合を決定するという基幹的部分を除くと、我が国の義務教育費国庫負担金に相当する連邦の州に対する教員の給与、手当、年金などの負担金や公共事業費国庫負担金に相当する住宅建設促進・目的交付金法に基づく連邦の州に対する負担金が大きな額を占めており、我が国の国庫負担事業に関するルールを定めている地方財政法の規定に相当す

る部分の役割が大きく、国税による財政力の強い地方自治体と弱い地方自治体間の財政調整について定めた我が国の地方交付税法に相当する部分の役割が意外と小さいことが注目されるところである。

第22節　オーストリアの財政調整制度の実態についての一考察

1　連邦共同税の連邦、州及び市町村に対する配分の推移

1990年度から2000年度にわたる10年間の連邦共同税の連邦、州及び市町村に対する配分の推移は図表8－3－5に示したとおりである。

これを見ると、直近の2000年度では、連邦への配分額が最も多く69.6%と約7割を占めているのに対し、ウィーンを除く州が13.2%、州としてのウィーンが3.4%であり、ウィーンを含む州が16.6%となっている。また、一般市町村は僅か10.1%、市町村としてのウィーンが3.7%、ウィーンを含む市町村全体が13.8%となっている。なお、州及び市町村としてのウィーン全体は総額の7.1%を占めている。

1990年度から2000年度までの10年間の連邦共同税配分額の伸び率を見ると、連邦共同税全体の伸び率が79.5%であり、この全体の伸び率より高い伸びを示しているのは連邦の 93.6%だけであり、逆に最も低い伸び率となっているのがウィーンを除く州で47.2%、次いで低い伸び率となっているのが州としてのウィーンで49.8%である。ウィーン以外の市町村の伸び率は62.8%、市町村としてのウィーンの伸び率は60.2%と連邦と州の中間的な伸びとなっている。

このように連邦共同税の配分において連邦が圧倒的なシェアを占めており、またその地位がますます強化されていることがわかる。これに対して地方自治体である市町村のシェアは低くウィーンを含めても僅かに13.8%に過ぎず、またウィーンを含む州全体の16.6%よりそのシェアが低いだけでなく、その伸び率も連邦に比べて低くなっている。

このような結果になっている理由については、1990年代は連邦が所管する事務量の増加が著しかったためであるという説明が行われているが、財政調整制度上で見る限り地方自治体の地位は概して弱いといえるのではないだろうか。

2　オーストリアの財政調整制度の制度構成における発想法

今まで縷々記述したことからわかるようにオーストリアの財政調整制度は極めて複雑な構成となっているが、その理由としてほぼ4年ごとに実施される制度改正が屋上屋を架すように重層的に積み上がり、各改正の時点でそれらの過去の実績のほとんどが計数的に整理されずに残存しているためであると推察される。

しかもほとんどどこの国でもそうであるが各改正内容が政治的な妥協によって決定されるため、それらが重層的に積み重なってゆくと、その時点における制度の内容がなかなか論理的にすっきりと説明できないためにますます「複雑怪奇」の様相を呈してしまうこととなるように推測される。

これらの事情は複雑なことを意に介しない国民性にもよるものでもあろう。

３　オーストリアの財政調整制度における技術的な手法の特色

オーストリアの州や市町村の財政需要を算定する技術的な手法は、今まで縷々述べたとおり人口数が多くなるにつれて逓増する人口段階別人口数、実人口数、過去の実績値や趨勢などを指数化した定数などが主で、これらが複雑に組み合わされて用いられている。

オーストリアにおいては従来から人口数が多くなるにつれて逓増する人口段階別人口数が中心的な手法として用いられてきたが、この手法は人口規模が大きくなるにつれて人口１人当たりの財政需要が大きくなるという仕組であるため、人口規模の小さい市町村は不満を持っており、第２節で述べたとおり近年実人口数が財政需要を算定する技術的な手法として多用される傾向の理由ともなっている。

オーストリア都市連盟などにおいては、このような概括的な手法では市町村の財政需要を的確に把握するには限界があるという問題意識を従来から持っており、我が国やその他の諸国で採用されているような各行政分野ごとに財政需要を詳細に把握できる新しい手法の確立を目指した営為が行われているところである。

我が国においては都道府県及び市町村とも人口１人当たりの一般財源額は明らかに人口の少ない団体のほうが大きく、平成 13 年度の数字について特別な団体である東京都を除いた都道府県についてみると、財政力指数が 0.7 から 1.0 で人口の多い類型Ｂ１に属する愛知、神奈川、大阪３府県の平均が 13 万 9,191 円であるのに対し、財政力指数が 0.3 未満で人口の少ない類型Ｅに属する 15 県の平均が 27 万 8,263 円と 2.00 倍の値となっており、市町村についてみると、都市では人口 43 万人以上で 3 次産業の割合が 65%以上の類型Ⅵ－５に属する都市の平均が 21 万 3,966 円であるのに対し、人口 3 万 5,000 人未満で 3 次産業の割合が 50%未満の類型０－０に属する都市の平均が 30 万 7,459 円と 1.44 倍の値であり、町村では人口３万 5,000 人以上で３次産業の割合が 55%以上の類型Ⅷ－4 に属する町村の平均が 19 万 1,713 円であるのに対し、人口 3,500 人未満で２次及び３次産業の割合が 65%未満の類型０－０に属する町村の平均が 72 万 2,136 円と 3.77 倍となっている[1045]。

このように我が国においては人口１人当たりの一般財源額の格差が特に町村において著しく、人口 3,500 人未満で２次及び３次産業の割合が 65%未満の類型０－０に属する町村のような小規模で第１次産業の構成比の大きい町村の額が飛び抜けて大きくなっていることが注目される。その要因として推測されるのが我が国において財政調整機能を果たしている地方交付税制度であり、町村の人口１人あたりの地方交付税額についてみると、先ほどの人口の多い類型Ⅷ－4 に属する町村の平均が５万 6,545 円であるのに対し、類型０－０に属する町村の平均は 61 万 1,107 円と実に 10.81 倍という極めて大きな格差が生じている[1046]。

このような人口１人当たりの一般財源額の著しい格差や徹底した財政調整措置が、昨

1045　総務省編「地方財政白書（平成 15 年版）」（平成 15 年４月１日）ｐ資 64－ｐ資 67、第 23 表

1046　Ibid., pp 資 64－資 67、第 23 表

今極めて厳しい財政事情の下にある我が国において地方交付税の段階補正の見直しや市町村合併が精力的に取り組まれている理由となっているものと推察される。

一方、オーストリアにおいては前記の通り事情はまったく正反対であり、市町村の人口規模が大きくなるほど人口１人当たりの一般財源額が大きくなる人口段階別補正人口が市町村の財政需要の測定手法として多用されていること、より詳細で精度の高い財政需要の算定手法を探求していることなど我が国とまったく逆の状況下にあり、このような好対照が現実に存在するほど世界は広いという感慨を禁ずることができない。

４　ドイツの財政調整制度との比較

隣接している言語が同一の国であり歴史的文化的な関係も深く諸制度も比較的似通っているドイツ連邦共和国の財政調整制度とオーストリアの財政調整制度について以下簡単な比較を行うこととする。

（１）共同税

ドイツの財政調整制度は連邦憲法で基本的に定められており、その中で共同税[1047]とされているは所得税、法人税及び売上税の３税目であり、各税目に対する連邦州及び市町村の取り分は図表９－２２－１のとおりであり、オーストリアが極めて多くの税目を連邦共同税としているのに比べて非常に単純ですっきりしている。

これに加えて市町村税の基幹税収である営業税が共同税的機能を果たしており、営業税収の一部が営業税納付金として連邦及び州に納付される仕組みとなっているため、これを実質的に共同税とみなしてもドイツにおける共同税は４税目に過ぎない。

図表9－22－1　ドイツにおける2002年度共同税の配分割合[1048]

税　目		連　邦	州	市町村
所得税	賃金税	42.5%	42.5%	15.0%
	査定による所得税	42.5%	42.5%	15.0%
	査定によらない収益税	50.0%	50.0%	－
	利子源泉税	44.0%	44.0%	12.0%
法人税		50.0%	50.0%	－
売上税（輸入品売上税を含む）		51.4%	46.5%	2.1%

（２）共同税の水平的配分

この共同税の水平的配分について州及び市町村ごとに具体的にみると、以下のとおりである。

ア　州[1049]

1047　ドイツでは、共同税の言語はGemeinschftliche Steuernであり、文字通り共同税の訳語が適合する。

1048　（財）自治体国際化協会「ドイツの地方自治」（平成15年８月15日）p204　図表８－２－5

1049　Ibid., pp206－207

所得税は徴税地を基準として各州に配分されるのが原則となっているが、賃金税及び利子源泉税は居住地原則が適用されており、本社で一括納税した税金は工場や営業所の所在する州に配分される。

法人税は賃金税及び利子源泉税と同様に営業地原則が適用されており、本社で一括納税した税金は工場や営業所の所在する州に対して工場や営業所の従業員に支給された給与総額に比例して配分される。

売上税の 4 分の 3 は各州の人口に比例して配分され、4 分の 1 は財政力の弱い州に優先的に配分される。

これらの配分について具体的に定めた法律が財政調整法（Finanzausgleichgesetz）第 2 条である。

これによると、まず売上税の 4 分の 3 が人口に比例して各州に配分され、これに残りの共同税である所得税及び法人税の州の取り分並びに市町村から州に対して納付される営業税納付金が各州に配分され、これに法律で定める一定の州税が計算上加算される。これらをすべて合計した金額を住民数で除した額が全州平均の 92%に達しない州に対して、残った売上税の 4 分の 1 を全州平均の 92%に達するまで配分し、すべての州が全州平均の 92%に達した場合には、その売上税の 4 分の 1 の残余の額を各州の人口に比例して配分するという仕組みとなっている。

イ　市町村[1050]

所得税は徴税地を基準として各州に配分され、一定の所得金額（例えば旧西ドイツで単身者 5 万マルク、既婚者 10 万マルク）以下の課税所得に課税される税額に比例して市町村に配分される。

売上税は 2003 年度以降は一定の指標を基準として州に配分され、その後同じ指標を基準として市町村に配分される。その指標とは社会保険の保険料負担義務を有する労働者数、公共施設数、固定資産額、原材料、仕掛品及び商品在庫額並びに支払い賃金総額を基準として算出される配分率である。

（３）州間財政調整（Länder finanzausgleich）[1051]

ドイツには州間財政調整制度がある。これは前述した売上税の調整的配分によっても是正できない州間の財政不均衡を解消するため、財政力富裕州から財政力弱体州に対して調整交付金が交付される仕組みとなっており、いわゆる水平的財政調整と呼ばれている。具体的には、ある州の財政力を示す財政力測定値が当該州の調整額測定値（当該州の人口数をベースに算出された平均的な税収額）を上回る場合には、その州は調整負担金を拠出し、逆に下回る場合には、その州は調整交付金を受け取るという仕組みである。

調整される水準は、財政力測定値が調整額測定値の 92%を下回る部分については、その不足額の 100%（全額）が調整交付金となり、調整額測定値の 92%から 100%までの部分については、その不足額の 37.5%が調整交付金となるので、最終的にはその財政力が連邦平均の 95%（＝92%＋（100%－92%）×37.5%）にまで引き上げられることになっている。

1050　Ibid., p209

1051　Ibid., pp235－242

財政力測定値や調整額測定値の定義及びその具体的仕組みは前掲書「ドイツの地方自治」p246 を参照されたい。

（４）不足額連邦補充交付金（Fehlbetrags-BEZ）[1052]

不足額連邦補充交付金とは、前記の売上税の 4 分の 1 相当額による調整及び（３）州間財政調整の2つの水平的調整をよってもなお財政力測定値が調整額測定値を下回る州に対して、その不足額の 90％までを交付する仕組みである。

前記2つの水平的調整が調整額測定値の 95％までの確保を保障していたことに加え、この交付金により残り5％の 90％まで保障される結果、最終的にすべての州が財政力測定値の 99.5％（＝95％＋5％×90％）まで保障されることになり、最終的にはすべての州の財政力測定値がほとんど調整額測定値にまで引き上げられる仕組となっている。

（５）新州間財政調整制度[1053]

売上税の水平的配分、州間財政調整、そして連邦補充交付金の一つである不足額連邦補充交付金の交付により各州の財政力は最低でも連邦平均の 99.5％まで引き上げられることになるが、その結果州間の財政力の順位が入れ替わるようなことはない。しかしながら更にこれら以外に他の4つの連邦補充交付金が各州に交付されることによって最終的に州の財政力ランキングの順位が変化することとなり、このことが財政力富裕州等から問題視されていた。

これに対して連邦憲法裁判所が 1999 年 11 月 11 日の判決で違憲判決を下したため、これを受けて「売上税歳入の配分、州間財政調整及び連邦補充交付金についての連邦基本法規定の具体化にかかわる一般的措置に関する法律（通称「措置法（Maßstäbegesetz）」）」が 2001 年9月９日に可決され、2005 年から施行されることになった。この法律により前記の順位の変化は起こらなくなった。

その具体的仕組みはかなり複雑であるので、前掲書「ドイツの地方自治」pp253-259 を参照されたい。

（６）結論

以上ドイツの財政調整制度を概観してきたが、オーストリアの財政調整制度と比較すると次のような特色が指摘できるのではないか。

①　共同税に関する制度はドイツの制度のほうがはるかに単純で理解しやすいのに対して、オーストリアの制度ははるかに複雑で理解しにくい。

②　いわゆる垂直的財政調整であるドイツの連邦からのさまざまな交付金制度はその仕組みが複雑であるが、オーストリアの財政交付金や需要交付金制度も同様に複雑な制度となっている。

③　ドイツにおける財政調整は、州間財政調整制度により財政力富裕州から財政力弱体州に対して調整交付金が交付されること、各州の財政力が全州平均の 99.5%の水準まで調整されることなど財政調整が徹底して行われるのに対して、オーストリアの財政調整制度はこれほど徹底した制度となっていない。

1052　Ibid., p246

1053　Ibid., pp253－259

参考資料

参考文献

（一般・歴史）
オーストリア連邦政府報道庁「オーストリア　事実と数字」（1989）ウィーン
江村洋「ハプスブルク家」　(1990.8.20)　講談社
池内紀監修「読んで旅する世界の歴史と文化　オーストリア」（1995.5.20）新潮社
矢田俊隆・田口晃「オーストリア・スイス現代史」（1984.8.25）山川出版社
矢田俊隆「オーストリア現代史の教訓」（1995.7.27）刀水書房
矢田俊隆「ハプスブルク帝国史研究」（1977.10.27）岩波書店
バーバラ・ジェラヴィッチ著、矢田俊隆訳「近代オーストリアの歴史と文化」(1994.6.20) 山川出版社
アラン・スケッド著、鈴木淑美・別宮貞徳訳「図説　ハプスブルク帝国衰亡史　千年王国の光と影」（1996.5.10）原書房
丹後杏一「ハプスブルク帝国の近代化とヨーゼフ主義」（1997.1.31）多賀出版
加賀美雅弘「ハプスブルク帝国を旅する」（1997.6.20）　講談社
菊地良生「ハプスブルクをつくった男」（2004.8.20）講談社
江村洋「ハプスブルク家の女たち」（1993.6.20）　講談社

（政治・政治史）
大西健夫･酒井晨史編「オーストリア　永世中立国際国家」（1996.10.25）早稲田大学出版部
フォルクマール・ラウバー編、須藤博忠訳「現代オーストリアの政治」（1997.3.10）信山社
西平重喜「各国の選挙―変遷と実状―」（2003.9.20）木鐸社
在オーストリア日本国大使館作成「オーストリア国民議会選挙の制度概要」（平成 14 年 11 月 4 日）

(統計資料)
① 財政概要　Statistik Austria; *Gebarungsübersichten 2001*, Wien 2001
② オーストリア都市統計年報
Statistik Austria; *Statistisches Jahrbuch Österreichischer Städte 2001*, Wien 2002
③ 統計年鑑　Statistik Austria; *Statistisches Jahrbuch 2004*, Wien 2003

（上オーストリア州提供資料）
① 州の政治･行政制度（独文）

② 州財政　*Die Leitsätze der oö. Finanzpolitik*
③ 州行政組織表　*Amt der oö. Landesregierung, Organisation*
④ 市町村の行政制度　Dr. Kehrer, *Struktur der Gemeinden*
⑤ 市町村の財政制度　Peter Jilka, *Budgetgrundsätze der oö.Gemeinden*
⑥ 市町村の公務員制度　Dr. Georg Simader, *Personalsystem*
⑦ 市町村の選挙制度　*Wahlberechtigte der Gemeinde (1u 2)*

（上オーストリア州フライシュタット行政管区提供資料）
Bezirkshauptmannschaft Freistadt

（リンツ市提供資料）
リンツ市行財政の概要（独文）

（KDZ; Kommunalwissenschaftliches Dokumentationszentrum 提供資料）
① オーストリアの市町村財政
Gemeidefinanzierung in Österreich
② 1990 年から 2000 年までの市町村財政の発展
Die Entwicklung der Gemeindefinanzen von 1990 bis 2000
③ オーストリア市町村連盟及びオーストリア都市連盟「財政調整法 2001　実践のためのハンドブック」
Östereichischer Gemeindebund und Östereichischer Städtebund (Hrsg);
Finanzausgleich 2001: Das Handbuch für die Praxis, Wien April 2001
KDZ Managementberatung-und Weiterbildungs GmbH
④ オーストリアの政治システム
The Political System in Austria, Federal Press Service, Vienna 2000

（その他のドイツ語及び英語文献）
Armingeon, K./Freitag, M.; Deutschland, Österreich und die Schweiz: *Die politischen Systeme im Vergleich*, Leske und Budrich Verl., Opladen 1997
Bauer, C./Mitterlehner, T./Reinberg, P./Salesny, A./Wörister, E.R.; *Du in der Gemeinschaft – Politische Bildung*, öbv&hpt VerlagsgsmbH&Co KG, Wien 1998 (11. Auflage 2002)
BPD Austria, Tatsachen und Zahlen, Wien 2000
Bröthaler, J./Sieber, L./Schönbäck, W./Maimer, A./Bauer, H.; *Aufgabenorientierte Gemeindefinanzierung in Österreich*, Springer Verl. Wien 2002
Brunner, Friedrich; *The Organisation of City Administration in Vienna,* Wien (no date)
Bundespressdienst (Hrsg); *Österreichische Bundesverfassungsgesetze (Auswahl)*
Austrian Federal Constitutional Laws (selection)
Lois constitutionnelles de l'Autriche (une selection;) Wien 2000
Council of Europe; *Structure and Operation of Local and Regional Democracy; Austria*, 2000

Dexia (Hrsg): *Local Government Employees in the Fifteen Countries of the European Union*, Dexia Editions Paris 2002
Dexia (Hrsg); *Local Finance in the Fifteen Countries of the European Union*, Second Edition, Dexia Editions Paris 2002
Doralt, W./Ruppe, HG.; *Grundriss des österreichischen Steuerrechts (Bd I+II)*, Manz Verl., Wien 2003
Ernst Hausner, Österreich, Verlag Pichler GmbH and Co KG, 2001
Federal Press Service; *The Political System in Austria*, Vienna 2000
Harloff, EM; *The Structure of Local Government in Europe*: Surveys of 29 Countries, IULA Den Haag 1987
Neisser, H./Hammerschmid, G. (Hrsg); *Die innovative Verwaltung:Perspektiven des New Public Management in Österreich*, Signum Verl.Wien 1998
Österreichischer Gemeindebund/ Österreichischer Städtebund (Hrsg); *40 Jahre Gemeindeverfassungsnovelle 1962*, Manz Verl. Wien 2002
Österreichischer Gemeindebund/ Österreichischer Städtebund (Hrsg); *15 Jahre kommunale Interessenvertretung in der Bundesverfassung*, Manz Verl. Wien 2003
Pilz/Platzer/Stadler (Hrsg); *Handbuch der kommunalen Finanzwirtschaft*, 2. Auflage, Manz Verl. Wien 2000
Polashek, M./Schwetz, H.; *Die Zukunft der Gemeinden im Bundesstaat*, Leykam Verl. Graz 2002
Priesner, E./Kiss, K./Krückl, K./Schnabl,S.; *Politische Bildung und Recht*, Trauner Schulbuch Verlag, Linz 1994
Steger, G. (Hrsg); *Öffentliche Haushalte in Österreich*, Verlag Österreich, Wien 2002
Wagner, R.; *Politische Bildung und Wirtschaftskunde*, Verlag Jugend&Volk Ges.mbH, Wien 2002

ウェッブサイト

（連邦）

Cultural Information System of the Federal Ministry for Education, Science and Culture: http://www.aeiou.at/
Austrian Laws: http://www.ris.bka.gv.at
The Chancellery, http://www.austria.gv.at
Federal Ministry of Finance: http://www.bmf.gv.at/
Federal Ministry of the Interior: http://www.bmi.gv.at/
Federal Ministry for Transport, Innovation and Technology:
http://www.bmvit.gv.at/sixcms/detail.php/template/mainindex/
Austrian Foreign Ministry: http://www.bmaa.gv.at/
Federal Ministry for Education, Science and Culture: http://www.bmbwk.gv.at/
Federal Ministry for Health and Women: http://www.bmgf.gv.at/
Federal Ministry for Justice: http://www.bmj.gv.at/

Federal Ministry for Agriculture, Forestry, Environment and Water:
http://www.lebensministerium.at/
Federal Ministry for Defence: http://www.bmlv.gv.at/
Federal Ministry for Social Security, the Generations and Consumer Protection:
http://www.bmsg.gv.at/cms/site/
Federal Ministry for Economy and Work: http://www.bmwa.gv.at/BMWA/default.htm
The parliament; popular chamber (Nationalrat) and chamber of the federal states (Bundesrat):
http://www.parlinkom.gv.at/portal/page?_pageid=607,78626&_dad=portal&_schema=PORTAL

（諸州）
Vorarlberg: http://www.vorarlberg.at/
Tirol: http://www.tirol.gv.at/default.shtml
Burgenland: http://www.burgenland.at/index.jsp
Oberösterreich: http://www.ooe.gv.at
Niederösterreich: http://www.noel.gv.at/
Salzburg: http://www.land-sbg.gv.at/
Kärnten: http://www.ktn.gv.at/
Steiermark: http://www.steiermark.at
Wien: http://www.wien.gv.at/

（地方自治体連合組織）：
Austrian Cities Association: http://staedtebund.wien.at/
Austrian Association of Towns and Villages: http://www.gemeindebund.at/
Kommunales Dokumentationszentrum KDZ: http://www.kdz.or.at/
Austrian Water and Sewage Association: http://www.oewav.at/
Statistics Austria: http://www.statistik.at

（一般情報）
General Information on Austria:
http://reference.allrefer.com/country-guide-study/austria/austria133.html
Facts and Figures on Austria, published by the Austrian Government:
http://www.austria.gv.at/2004/4/29/T%2BZ_englisch.pdf

（特定領域・部門）
Information on the legal system and courts: http://www.gericht.at/
Information on Austrian law and the EU:
http://zivilrecht2.uibk.ac.at/online_lehre/zivilonline/allgteil/stufbau.html
Information on the civil service: http://countrystudies.us/austria/113.htm
Economic Data: http://www.abacci.com/atlas/economy.asp?countryID=136

Information on parliament structures: http://www.preineder.at/dasparlament.htm
On the Austrian constitution and political system:
http://berg.heim.at/tibet/450508/Verfassung.htm
The public sector in Austria: http://193.170.251.81/oeffdienst/allgemein/oeffdienst.htm
On public service reform: http://www.eiro.eurofound.eu.int/2002/04/feature/at0204201f.html
Information on reform of the federal system:
http://www.politische-bildung.at/content/download/2822/Der%20%C3%96sterreich-Konvent_%C3%BCberarbeitet_bmbwk.pdf
Fiscal equalisation system explanation: http://www.kpoe.at/ooe/texte/finanzausgleich.htm
Information on taxes in various countries: http://www.frank-reissmann.de/steuernweltweit.shtml
Regional Politics Project:
http://www.sbg.ac.at/pol/regionalstudies/dokumente/d-projekt/d-projekt-6litanm.htm
Background info on tax cuts: http://www.voves.steiermark.at/cms/beitrag/10084437/934323/
Austrian government guide to administration: http://www.help.gv.at/
News on public sector employee figures:
http://www.nachrichten.at/lokal/linz/272668?PHPSESSID=b4c4385e7974408dfb8878ca8f70d617
Basic Information on election system:
http://www.vobs.at/schlosshofen/GEMAKADEMIE/LGGemeinde/Grundausbildung/Bes-GA-2004/Skripten/Meldewesenusw/Meldewesen-Wahlen04.pdf
Information on alcohol taxes: http://www.api.or.at/akis/texte/001/oestrat4.htm

（連邦憲法日本語訳）
Austrian Constitution: http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/oebvg/index.htm

（オーストリア関係参考文献）
チロル州観光局
http://www.jtc.at/cmsjtc/cms/front_content.php?idcat=178
京都外国語大学付属図書館
http://www.kufs.ac.jp/toshokan/global/europe/austria.htm

本書は当協会前ロンドン事務所長　安藤　明　と主任調査員　イルメリン・キルヒナーが共同で執筆したものである。執筆の分担は、キルヒナーが現地調査の企画、折衝及び通訳、参考となる資料の収集並びにドイツ語、英語及び日本語による諸資料の作成を担当し、安藤が本書のすべての文章を執筆した。

本書の執筆に当たっては、当協会ロンドン事務所所長補佐　井上　智美　が第８章第２節　税制　をドイツ語から日本語に翻訳し、当協会前ロンドン事務所所長補佐　加藤　大樹　が調査資料の整理と本書に掲載したほとんどの図表を作成した。

オーストリアの地方自治

平成17年1月31日発行

編集・発行　（財）自治体国際化協会（CLAIR）

〒100-0013　東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル19階

TEL 03-3591-5483　FAX 03-3591-5346

R100 本書は再生紙を使用しています